

## 昭和三十六年厚生省令第一号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則  
薬事法（昭和三十五年法律第四百四十五号）第七条、第十条（第三十八条及び第四十条において準用する場合を含む。）、第十四条第一項（第二十三条において準用する場合を含む。）、第十七条第一項（第二十三条において準用する場合を含む。）、第十九条（第二十三条において準用する場合を含む。）、第二十一条（第二十三条において準用する場合を含む。）、第二十九条、第三十二条、第三十三条第二項、第三十九条第一項、第四十三条第一項、第四十四条第一項及び第二項、第四十九条第二項、第五十条、第五十二条、第五十三条（第六十条、第六十二条及び第六十四条において準用する場合を含む。）、第五十八条、第五十九条、第六十一条、第六十三条及び第八十二条並びに薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第二条、第八条、第九条、第十一条、第十五条、第十六条及び別表第一器具器械の項第八十四号の規定に基づき、薬事法施行規則を次のよう規定する。

二項、第五十条、第五十二条、第五十三条（第六十条、第六十二条及び第六十四条において準用する場合を含む。）、第五十八条、第五十九条、第六十一条、第六十三条及び第八十二条並びに薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第二条、第八条、第九条、第十一条、第十五条、第十六条及び別表第一器具器械の項第八十四号の規定に基づき、薬事法施行規則を次のよう規定する。

三相談時及び緊急時の電話番号その他の連絡先

- 四 特定販売の実施の有無
  - 三 相談時及び緊急時の電話番号その他の連絡先
  - 二 法第四条第二項の申請書は、様式第一によるものとする。
  - 一 第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「法」とい
- （開設の申請）
- 二 薬剤師不在時間（営業時間のうち特定販売（その薬局又は店舗におけるその薬局又は店舗）に対する一般用医薬品又は薬局製造販売医薬品（毒薬及び劇薬であるものを除く。第四項第二号ホ、第十四条の二、第十四条の三第一項及び第二項、第十五条の六、第百五十八条の十第一項及び第三項、第二百十八条の三、別表第一の二第二並びに別表第一の三において同じ。）のみを行う時間を除いた時間をにおいて同一の業務を行なうため、やむを得ず、かつ、一時的に当該薬局において薬剤師が不在となる時間）の有無
  - 一 通常の営業日及び営業時間（営業時間のうち特定販売（その薬局又は店舗におけるその薬局又は店舗）に対する一般用医薬品又は薬局製造販売医薬品（毒薬及び劇薬であるものを除く。第四項第二号ホ、第十四条の二、第十四条の三第一項及び第二項、第十五条の六、第百五十八条の十第一項及び第三項、第二百十八条の三、別表第一の二第二並びに別表第一の三において同じ。）のみを行う時間を除いた時間をにおいて同一の業務を行なうため、やむを得ず、かつ、一時的に当該薬局において薬剤師が不在となる時間）の有無
- （第一回 薬局）
- 二 法第四条第二項第六号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
  - 一 第二節 登録認証機関（第一百五十三条～第一百三十七条）
  - 二 第二章 医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造販売業及び製造業（第十九条～第一百四十四条）
  - 三 第三章 医療機器及び体外診断用医薬品の製造販売業及び製造業（第一百四十四条～第一百四十五条）
  - 四 第一節 医療機器及び体外診断用医薬品の製造販売業及び製造業（第一百四十四条～第一百四十五条）
  - 五 第一章 薬局（第一条～第十八条）

五 健康サポート薬局（患者が継続して利用するために必要な機能及び個人の主体的な健康の保持増進への取組を積極的に支援する機能を有する薬局をいう。以下同じ。）である旨の表示の有無

一 薬局医薬品（薬局製造販売医薬品を除く。）

二 薬局製造販売医薬品

三 要指導医薬品

四 第一類医薬品

五 指定第二類医薬品（第二類医薬品のうち、特別の注意を要するものとして厚生労働大臣が指定するものをいう。以下同じ。）

六 第二類医薬品（指定第二類医薬品を除く。次項第二号ハ及び第十五条の六第三号において同じ。）

七 第三類医薬品

八 第二類医薬品

九 第三類医薬品

一〇 第二類医薬品

一一 第二類医薬品

一二 第二類医薬品

一三 第二類医薬品

一四 第二類医薬品

一五 第二類医薬品

一六 第二類医薬品

一七 第二類医薬品

一八 第二類医薬品

一九 第二類医薬品

二〇 第二類医薬品

二一 第二類医薬品

二二 第二類医薬品

二三 第二類医薬品

二四 第二類医薬品

二五 第二類医薬品

二六 第二類医薬品

二七 第二類医薬品

二八 第二類医薬品

二九 第二類医薬品

三〇 第二類医薬品

三一 第二類医薬品

三二 第二類医薬品

三三 第二類医薬品

三四 第二類医薬品

三四五 第二類医薬品

三四六 第二類医薬品

三四七 第二類医薬品

三四八 第二類医薬品

三四九 第二類医薬品

五 一 薬局の管理（法第七条第一項の規定によりその薬局を実地に管理する薬局開設者を含む。）

二 薬局の管理（法第七条第一項の規定によりその薬局を実地に管理する薬局開設者を含む。）

三 法第七条第一項ただし書又は第二項の規定により薬局の管理を担当する場合にあっては、その薬局の管理者を指定してその薬局を実地に管理させる場合にあっては、その薬局の管理者に雇用契約書の写しその他申請者のその薬局の管理者に対する使用関係を証する書類

四 薬局の管理（法第七条第一項ただし書又は第二項の規定により薬局の管理者を指定してその薬局を実地に管理する場合にあっては、その薬局の管理者に雇用契約書の写しその他申請者のその薬局の登録番号及び登録年月日を記載した書類

五 薬局の管理（法第七条第一項ただし書又は第二項の規定により薬局の管理者を指定してその薬局を実地に管理する場合にあっては、その薬局の管理者に雇用契約書の写しその他申請者のその薬局の登録番号及び登録年月日を記載した書類

- |    |  |
|----|--|
| 三  | 薬局の名称及び所在地   |
| 四  | 通常の営業日及び営業時間   |
| 五  | 薬剤師不在時間の有無   |
| 六  | 相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先  |
| 七  | 薬局の管理者の氏名、住所及び週当たり勤務時間数  |
| 八  | 薬局の管理者以外に当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者がいるときは、その者の氏名、住所及び週当たり勤務時間数  |
| 九  | 一日平均取扱处方箋数   |
| 十  | 放射性医薬品を取り扱うときは、その放射性医薬品の種類   |
| 十一 | 当該薬局において医薬品の販売業その他の業務を併せ行うときは、その業務の種類  |
| 十二 | 当該薬局において販売し、又は授与する医薬品の第一条第三項各号に掲げる区分   |
| 十三 | 当該薬局において特定販売を行うときは、第一条第四項各号に掲げる事項（主たるホームページの構成の概要を除く。第十六条の二第一項第三号において同じ。）  |
| 一  | 放射性医薬品を取り扱うときは、その放射性医薬品の種類   |
| 二  | 法第四条第五項第三号イ及びロの厚生労働省令で定める期間  |
| 三  | 法第四条第五項第三号イの厚生労働省令で定める期間は、次の各号に掲げる医薬品の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる期間とする。   |
| 四  | 法第十四条の四第一項第一号に規定する新医薬品 法第十四条の四第一項第一号に規定する調査期間（同条第三項の規定による延長が行われたときは、その延長後の期間）  |
| 五  | 法第七十九条第一項の規定に基づき、製造販売の承認の条件として当該承認を受けた者に對し製造販売後安全性に関する調査（医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等の製品の製造販売後安全管理の基準に関する省令（平成十六年厚生労働省令第百三十五号）第十一条第一項に規定する市販直後調査（以下「市販直後調査」という。）を除く。）を実施する義務が課せられている医薬品 製造販売の承認の条件として付された調査期間                 |
| 六  | 法第四条第五項第三号ロの厚生労働省令で定める期間は、同号ロに掲げる医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が同一性を有すると認められた同号イに掲げる医薬品に係る前項各号の期間の満了日までの期間とする。<br>(法第五条第三号への厚生労働省令で定める者)   |
| 七  | 法第五条第三号への厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により薬局開設者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことと認められる場合において、当該者に許可を与えるかどうかを決定するときは、当該者が現に受けている治療等により障害の程度が軽減している状況を考慮しなければならない。<br>(名称の使用の特例)   |
| 八  | 都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）は、薬局開設の許可の申請を行つた者が前条に規定する者に該当すると認められる場合において、当該者に許可を与えるかどうかを決定するときは、当該者が現に受けている治療等により障害の程度が軽減している状況を考慮しなければならない。<br>(名称の使用の特例)  |
| 九  | 都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）は、薬局開設の許可の申請を行つた者が前条に規定する者に該当すると認められる場合において、当該者に許可を与えるかどうかを決定するときは、当該者が現に受けている治療等により障害の程度が軽減している状況を考慮しなければならない。<br>(地域連携薬局の基準等)  |
| 十  | 法第六条の二第一項第一号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。<br>一 法第六条の二第一項第一号に規定する利用者（別表第一を除き、以下単に「利用者」といふ。）が座つて情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を受けることができる、間仕切り等で区切られた相談窓口その他の区画並びに相談の内容が漏えいしないよう配慮した設備を有すること。<br>二 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造であること。<br>三 許可番号及び許可年月日 |
| 十一 | 法第六条の二第一項第二号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。<br>一 薬局開設者が、過去一年間（当該薬局を開設して一年に満たない薬局においては、開設からその主たる事務所の所在地。以下同じ。）において、当該薬局において薬   |

事に関する業務に従事する薬剤師を、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第二百十五条の四十八第一項に規定する会議その他の地域包括ケアシステム（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条第一項に規定する地域包括ケアシステムをいう。以下同じ。）の構築に資する会議に継続的に参加させていること。

二 薬局開設者が、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師が利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について地域における医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対する随時報告及び連絡することができる体制を備えていること。

三 薬局開設者が、過去一年間において、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師に利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について地域における医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対して月平均三十回以上報告及び連絡させた実績があること。

四 薬局開設者が、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師が利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報をについて地域における他の薬局に対して報告及び連絡することができる体制を備えていること。

法第六条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 開店時間外であつても、利用者からの薬剤及び医薬品に関する相談に対応する体制を備えていること。

二 休日及び夜間であつても、調剤の求めがあつた場合には、地域における他の薬局開設者と連携して対応する体制を備えていること。

三 在庫として保管する医薬品を必要な場合に地域における他の薬局開設者に提供する体制を備えていること。

四 薬局開設者が、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第二条第一号に規定する麻薬の調剤に応需するために同法第三条第一項の規定による麻薬小売業者の免許を受け、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師に当該薬局で調剤させる体制を備えていること。

五 無菌製剤処理を実施できる体制（第十一條の八第一項ただし書の規定により他の薬局の無菌調剤室を利用して無菌製剤処理を実施する体制を含む。）を備えていること。

六 薬局開設者が、医療安全対策に係る事業に参加することその他の医療安全対策を講じていること。

七 当該薬局に常勤として勤務している薬剤師の半数以上が、当該薬局に継続して一年以上常勤として勤務している者であること。

八 当該薬局に常勤として勤務している薬剤師の半数以上が、地域包括ケアシステムに関する研修を修了した者であること。

九 薬局開設者が、当該薬局において薬事に関する実務に従事する全ての薬剤師に対し、一年以内ごとに、前号の研修又はこれに準ずる研修を計画的に受けさせていること。

十 当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師が、過去一年間において、地域における他の医療提供施設（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の二第二項に規定する医療提供施設をいう。以下同じ。）に対し、医薬品の適正使用に関する情報を提供していること。

法第六条の二第一項第四号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 居宅等（薬剤師法第二十二条に規定する居宅等をいう。以下同じ。）における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導について、過去一年間において月平均二回以上実施した実績があること。ただし、都道府県知事が別に定める場合には、月平均二回未満であつて当該都道府県知事が定める回数以上実施した実績があることをもつてこれに代えることができる。

二 高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器（以下「高度管理医療機器等」という。）の販売業の許可を受け、訪問診療を利用する者に対し必要な医療機器及び衛生材料を提供するための体制を備えていること。

法第六条の二第二項の申請書は、様式第五の二によるものとする。この場合において、申請者（申請者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員。次条第五項及び第十条の

九第二項において同じ。）が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を行なうことができないおそれがある者である場合は、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書を当該申請書に添付しなければならない旨

法第六条の二第二項第四号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 申請者（申請者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員を含む。次号及び次条第七項において同じ。）が法第五条第三号イからトまでに該当しない旨

二 申請者が法第七十五条第四項又は第五項の規定により地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局（以下「地域連携薬局等」という。）の認定を取り消され、その取消しの日から三年を経過していない旨

（専門医療機関連携薬局の基準等）

第十九条の三 法第六条の三第一項の厚生労働省令で定める傷病の区分は、がんとする。

法第六条の三第一項第一号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 利用者が座つて情報の提供及び医学的知見に基づく指導を受けることができる個室その他のプライバシーの確保に配慮した設備を有すること。

二 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造であること。

法第六条の三第一項第二号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 薬局開設者が、過去一年間において、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師を、利用者の治療方針を共有するために第一項に規定する傷病の区分に係る専門的な医療の提供等を行なう医療機関との間で開催される会議に継続的に参加させていること。

二 薬局開設者が、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師が当該薬局を利用する第一項に規定する傷病の区分に該当する者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について前号の医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対して随時報告及び連絡することができる体制を備えていること。

三 薬局開設者が、過去一年間において、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師に当該薬局を利用する第一項に規定する傷病の区分に該当する者のうち半数以上の者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について第一号の医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対して報告及び連絡させた実績があること。

四 薬局開設者が、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師が当該薬局を利用する第一項に規定する傷病の区分に該当する者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について地域における他の薬局に対して報告及び連絡することができる体制を備えていること。

法第六条の三第一項第三号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 開店時間外であつても、利用者からの薬剤及び医薬品に関する相談に対応する体制を備えていること。

二 休日及び夜間であつても、調剤の求めがあつた場合には、地域における他の薬局開設者と連携して対応する体制を備えていること。

三 在庫として保管する第一項に規定する傷病の区分に係る医薬品を、必要な場合に地域において他の薬局開設者に提供する体制を備えていること。

四 薬局開設者が、麻薬及び向精神薬取締法第二条第一号に規定する麻薬の調剤に応需するために同法第三条第一項の規定による麻薬小売業者の免許を受け、当該麻薬の調剤の求めがあつた場合には、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師に当該薬局で調剤させる体制を備えていること。

五 医療安全対策に係る事業への参加その他の医療安全対策を講じていること。

六 当該薬局に常勤として勤務している薬剤師の半数以上が、当該薬局に継続して一年以上常勤として勤務している者であること。

七 第六項に規定する専門性の認定を受けた常勤の薬剤師を配置していること。

- 八 薬局開設者が、当該薬局において薬事に関する実務に従事する全ての薬剤師に対し、一年以内ごとに、第一項に規定する傷病の区分ごとの専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導に関する研修を計画的に受けさせていること。
- 九 当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師が、地域における他の薬局に勤務する薬剤師に対して、第一項に規定する傷病の区分ごとの専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導に関する研修を継続的に行つていていること。
- 十 当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師が、過去一年間において、地域における他の医療提供施設に対し、第一項に規定する傷病の区分ごとの医薬品の適正使用に関する情報を探していること。
- 法第六条の三第二項の申請書は、様式第五の三によるものとする。この場合において、申請者が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行なうことができる者である場合は、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書を当該申請書に添付しなければならない。
- 法第六条の三第二項第二号の厚生労働省令で定める要件は、次に掲げる基準に適合するものとして厚生労働大臣に届け出た団体により、第一項に規定する傷病の区分に係る専門性の認定（以下単に「専門性の認定」という。）を受けた薬剤師であることとする。
- 一 学術団体として法人格を有していること。
- 二 会員数が千人以上であること。
- 三 専門性の認定に係る活動実績を五年以上有し、かつ、当該認定の要件を公表している法人であること。
- 四 専門性の認定を行なうに当たり、医療機関における実地研修の修了、学術雑誌への専門性に関する論文の掲載又は当該団体が実施する適正な試験への合格その他の要件により専門性を確認していること。
- 五 専門性の認定を定期的に更新する制度を設けていること。
- 六 当該団体による専門性の認定を受けた薬剤師の名簿を公表していること。
- 七 法第六条の三第二項第五号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 申請者が法第五十七条第三号イからトまでに該当しない旨
- 二 申請者が法第五十七条第四項又は第五項の規定により地域連携薬局等の認定を取り消され、その取消しの日から三年を経過していない旨
- 8 第一項に規定する傷病の区分の明示は、当該薬局内の見やすい場所及び当該薬局の外側の見やすい場所に掲示することにより行うものとする。
- （地域連携薬局等の認定証の様式）
- 第十条の四 地域連携薬局等の認定証は、様式第五の四によるものとする。
- （地域連携薬局等の認定証の掲示）
- 第十条の五 地域連携薬局等の認定を受けた薬局の開設者（以下「認定薬局開設者」という。）は、地域連携薬局等の認定証を薬局の見やすい場所に掲示しておかなければならぬ。
- （地域連携薬局等の認定証の書換え交付の申請書）
- 第十条の六 令第一条の八第二項の地域連携薬局等の認定証の書換え交付の申請書は、様式第三にによるものとする。
- （地域連携薬局等の認定証の再交付の申請書）
- 第十条の七 令第一条の九第二項の地域連携薬局等の認定証の再交付の申請書は、様式第四によるものとする。
- （地域連携薬局等の認定証の返納時の届出）
- 第十条の八 令第一条の十の規定により、認定薬局開設者が、地域連携薬局等と称することをやめたことにより認定証を返納するときは、地域連携薬局等と称することをやめた日から三十日以内に、様式第八による届書を当該認定証を交付した都道府県知事に提出しなければならない。
- （地域連携薬局等の認定の更新の申請）
- 第十条の九 法第六条の二第四項又は第六条の三第五項の規定により地域連携薬局等の認定の更新を受けようとする者は、様式第五の五による申請書に認定証を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。

八 薬局開設者が、当該薬局において薬事に関する実務に従事する全ての薬剤師に対し、一年以内ごとに、第一項に規定する傷病の区分ごとの専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導に関する研修を計画的に受けさせていること。

九 当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師が、地域における他の薬局に勤務する薬剤師に対して、第一項に規定する傷病の区分ごとの専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導に関する研修を継続的に行つていていること。

十 当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師が、過去一年間において、地域における他の医療提供施設に対し、第一項に規定する傷病の区分ごとの医薬品の適正使用に関する情報を探していること。

法第六条の三第二項の申請書は、様式第五の三によるものとする。この場合において、申請者が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行なうことができる者である場合は、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書を当該申請書に添付しなければならない。

（地域連携薬局等の認定台帳の記載事項）

第十条の十 令第二条の十一に規定する法第六条の二第一項又は第六条の三第一項の規定による認定に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。

一 認定番号及び認定年月日

二 薬局開設の許可に係る許可番号及び許可年月日

三 認定薬局開設者の氏名（法人にあつては、その名称）及び住所（法人にあつては、その主たる事業所の所在地）

四 薬局の名称及び所在地

五 専門医療機関連携薬局にあつては、法第六条の三第二項第二号に規定する薬剤師の氏名

六 専門医療機関連携薬局にあつては、法第六条の三第二項第二号に規定する薬剤師の氏名

（薬局の管理者の業務及び遵守事項）

第十二条 法第八条第三項の薬局の管理者が行う薬局の管理に関する業務は、次のとおりとする。

一 法第九条の二第一項第一号に規定する薬局の管理者が有する権限に係る業務

二 第十二条第一項の規定による医薬品の試験検査及び同条第二項の規定による試験検査の結果の確認

三 第十三条第二項の規定による帳簿の記載

四 第二百四十条第二項及び第三項の規定による記録の保存

第五条 第二百四十条第二項の規定による記録の保存

二 法第八条第三項の薬局の管理者が遵守すべき事項は、次のとおりとする。

一 保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、その薬局に勤務する薬剤師その他の従業者を監督し、その薬局の構造設備及び医薬品その他の物品を管理し、その薬局の業務に係るサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティをいう。）の確保のために必要な措置を講じ、その他その薬局の業務につき、必要な注意をすること。

二 法第八条第二項の規定により薬局開設者に対して述べる意見を記載した書面の写しを三年間保存すること。

（都道府県知事への報告）

第十二条の二 法第八条の二第一項の規定による都道府県知事への報告は、当該都道府県知事が定める方法又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて第十二条の五第二項に掲げるものをいう。同条第一項において同じ。）を利用して自ら及び当該報告を受けるべき都道府県知事が同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置（厚生労働大臣が管理する電気通信設備の記録媒体に次条に掲げる事項を内容とする情報を記録する措置であつて、法第八条の二第一項の規定により報告をすべき薬局開設者が、自ら及び当該報告を受けるべき都道府県知事が当該情報を記録し、かつ、閲覧することができる方式に従つて行う措置をいう。）を講ずる方法により、一年に一回以上、当該都道府県知事の定める日までに行うものとする。

（薬局開設者の報告事項）

第十二条の三 法第八条の二第一項の規定により、薬局開設者が当該薬局の所在地の都道府県知事に報告しなければならない事項は、別表第一（当該薬局が法第六条の二第一項又は法第六条の三第一項の認定を受けていない場合は、別表第一第一の項第一号を除く。）のとおりとする。

（基本情報等の変更の報告）

第十二条の四 法第八条の二第二項の規定により、薬局開設者が当該薬局の所在地の都道府県知事に報告を行わなければならない事項は、別表第一第一の項第一号に掲げる基本情報及び同項第三号（3）に掲げる事項とする。

二 前項の報告は、第十二条の二に規定する方法により行うものとする。

(情報通信の技術を利用する方法)

**第十一條の五** 薬局開設者は、法第八条の二第三項の規定により、同条第一項の規定による書面の閲覧に代えて、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供するときは、あらかじめ、医療を受ける者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示さなければならぬ。

一 次項に規定する方法のうち薬局開設者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

法第八条の二第三項に規定する厚生労働省令で定める方法は、次の方法とする。

一 薬局開設者の使用に係る電子計算機と医療を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信

回線で接続した電子情報処理組織(次号において「電子情報処理組織」という。)を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報の内容が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報の内容が記録されるもの

二 電子情報処理組織を使用する方法であつて、薬局開設者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて医療を受ける者の閲覧に供し、当該医療を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報の内容を記録する方法

三 電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方

式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第二百七

一条を除き、以下同じ。)に記録された情報の内容を出力装置の映像面に表示する方法

四 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。)をもつて調製するファイ

ルに情報の内容を記録したものを交付する方法

(情報の公表)

**第十一條の六** 都道府県知事は、法第八条の二第五項の規定により、同条第一項及び第二項の規定により報告された事項について、必要な情報を抽出し、適切に比較検討することを支援するため、容易に検索することができる形式でのインターネットの利用による方法その他適切な方法により公表しなければならない。

(薬局開設者の遵守事項)

**第十一條の七** 法第九条第一項の厚生労働省令で定める薬局開設者が遵守すべき事項は、次条から第五条の十一まで及び第十五条の十一の三に定めるものとする。

(薬局における調剤)

**第十一條の八** 薬局開設者は、その薬局で調剤に従事する薬剤師でない者に販売又は授与の目的で調剤させてはならない。ただし、高度な無菌製剤処理を行うことができる作業室(以下「無菌調剤室」という。)を有する薬局の薬局開設者が、無菌調剤室を有しない薬局の薬局開設者から依頼を受けて、当該無菌調剤室を有しない薬局で調剤に従事する薬剤師に、当該無菌調剤室を利用した無菌製剤処理を行わせるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合においては、当該無菌調剤室を有しない薬局の薬局開設者は、当該無菌調剤室を有しない薬局で調剤に従事する薬剤師の行う無菌製剤処理の業務に係る適正な管理を確保するため、事前に、当該無菌調剤室を有する薬局の薬局開設者の協力を得て、指針の策定、当該薬剤師に対する研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。

**第十一條の九** 薬局開設者は、医師、歯科医師又は獣医師の処方箋によらない場合には、その薬局で調剤に従事する薬剤師に販売又は授与の目的で調剤させてはならない。

**第十一條の十** 薬局開設者は、その薬局で調剤に従事する薬剤師が処方箋中に疑わしい点があると認める場合には、その薬局で調剤に従事する薬剤師をして、その処方箋を交付した医師、歯科医師又は獣医師に問い合わせて、その疑わしい点を確かめた後でなければ、これによつて調剤させなければならない。

3 薬局開設者は、その薬局で調剤に従事する薬剤師が処方箋中に疑わしい点があると認める場合には、その薬局で調剤に従事する薬剤師をして、その処方箋を交付した医師、歯科医師又は獣医師に問い合わせて、その疑わしい点を確かめた後でなければ、これによつて調剤させなければならない。

(情報通信の技術を利用する方法)

**第十二条** 薬局開設者は、薬局の管理者が医薬品の適切な管理のために必要と認める医薬品の試験検査を行わせなければならない。ただし、当該薬局の設備及び器具を用いて試験検査を行うことが困難であると薬局の管理者が認めた場合には、薬局開設者は、別に厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関(以下「登録試験検査機関」という。)を利用して試験検査を行つことができる。

2 薬局開設者は、前項ただし書により試験検査を行つた場合は、薬局の管理者に試験検査の結果を確認させなければならない。

(薬局の管理に関する帳簿)

**第十三条** 薬局開設者は、薬局に当該薬局の管理に関する事項を記録するための帳簿を備えなければならない。

2 薬局の管理者は、試験検査、不良品の処理その他当該薬局の管理に関する事項を、前項の帳簿に記載しなければならない。

3 薬局開設者は、第一項の帳簿を、最終の記載の日から三年間、保存しなければならない。

(医薬品の購入等に関する記録)

**第十四条** 薬局開設者は、医薬品を購入し、又は譲り受けたとき及び薬局開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設(獣医療法(平成四年法律第四十六号)第二条第二項に規定する診療施設をいい、往診のみによつて獣医師に飼育動物の診療業務を行わせる者の住所を含む。以下同じ。)の開設者に販売し、又は授与したときは、次に掲げる事項(第二号及び第三号に掲げる事項にあつては、当該医薬品が医療用医薬品として厚生労働大臣が定める医薬品(以下「医療用医薬品」という。)(体外診断用医薬品を除く。)である場合に限る。)を書面に記載しなければならない。

1 品名  
2 一の製造期間内に一連の製造工程により均質性を有するように製造された製品の一群に付される番号(以下「ロット番号」という。)(ロットを構成しない医薬品については製造番号)

3 使用の期限  
4 数量  
5 購入若しくは譲受け又は販売若しくは授与の年月日  
6 購入若しくは譲り受けた者又は販売若しくは授与した者(以下「購入者等」という。)の氏名又は名称、住所又は所在地及び電話番号その他の連絡先(次項ただし書の規定により同項に規定する確認を行わないこととされた場合にあつては、氏名又は名称以外の事項は、その記載を省略することができる。)

7 前号に掲げる事項の内容を確認するために提示を受けた資料(次項ただし書の規定により同項に規定する確認を行わないこととされた場合を除く。)

8 購入者等が自然人であり、かつ、購入者等以外の者が医薬品の取引の任に当たる自然人が、購入者等と雇用関係にあること又は購入者等から医薬品の取引に係る指示を受けたことを示す資料

2 薬局開設者は、前項の規定に基づき書面に記載するに際し、購入者等から、薬局開設、医薬品の製造販売業、製造業者若しくは販売業又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設の許可又は届出に係る許可証又は届書の写し(以下「許可証等の写し」という。)その他の資料の提示を受けることで、購入者等の住所又は所在地、電話番号その他の連絡先を確認しなければならない。

3 薬局開設者は、薬局医薬品要指導医薬品又は第一類医薬品(以下この項において「薬局医薬品等」という。)を販売し、又は授与したとき(薬局開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者



- 三 特定販売を行うことについて広告をするときは、第一類医薬品、指定第二類医薬品、第二類医薬品、第三類医薬品及び薬局製造販売医薬品の区分ごとに表示すること。
- 四 特定販売を行うことについてインターネットを利用して広告をするときは、都道府県知事及び厚生労働大臣が容易に閲覧することができるホームページで行うこと。
- (指定第二類医薬品の販売等)

- 第十五条の七** 薬局開設者は、指定第二類医薬品を販売し、又は授与する場合は、当該指定第二類医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が別表第一の二第二の七に掲げる事項を確実に認識できるようするためには必要な措置を講じなければならない。

(実務の証明及び記録)

- 第十五条の八** 薬局開設者は、その薬局において一般従事者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した者から、過去五年間においてその実務に従事したことの証明を求められたときは、速やかにその証明を行わなければならない。

- 2 前項の場合において、薬局開設者は、虚偽又は不正の証明を行つてはならない。
- 3 薬局開設者は、第一項の証明を行つたために必要な記録を保存しなければならない。

- 第十五条の九** 薬局開設者は、その薬局において登録販売者として業務に従事した者から、過去五年間においてその業務に従事したことの証明を求められたときは、速やかにその証明を行わなければならぬ。

- 2 前項の場合において、薬局開設者は、虚偽又は不正の証明を行つてはならない。
- 3 薬局開設者は、第一項の証明を行つたために必要な記録を保存しなければならない。

- 第十五条の十** 薬局開設者は、自ら視覚、聴覚若しくは音声機能に障害を有する薬剤師等に対する措置

- 薬剤師若しくは登録販売者であるとき、又はその薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師若しくは登録販売者が視覚、聴覚若しくは音声機能に障害を有するときは、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、必要な設備の設置その他の措置を講じなければならない。

- (健康サポート薬局の表示)**
- 第十五条の十一 薬局開設者は、健康サポート薬局である旨を表示するときは、その薬局を、第一条第五項第十号に規定する厚生労働大臣が定める基準に適合するものとしなければならない。

- (薬局開設者の法令遵守体制)**
- 第十五条の十二 薬局開設者は、次に掲げるところにより、法第九条の二第一項各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 1 次に掲げる薬局の管理者の権限を明らかにすること。
- イ 薬局に勤務する薬剤師その他の従業者に対する業務の指示及び監督に関する権限
- ロ イに掲げるもののほか、薬局の管理に関する権限
- 2 次に掲げる法第九条の二第一項第二号に規定する体制を整備すること。
- イ 薬局の管理に関する業務その他の薬局開設者の業務の遂行が法令に適合することを確保するためには必要な規程の作成、薬局開設者の業務に関する業務に責任を有する役員及び従業者に対する教育訓練の実施及び評価並びに業務の遂行に係る記録の作成、管理及び保存を行う体制
- ロ 薬局開設者が薬事に関する業務に責任を有する役員及び従業者の業務を監督するために必要な情報を収集し、その業務の適正を確保するために必要な措置を講ずる体制
- ハ イ及びロに掲げるもののほか、薬局開設者の業務の適正を確保するために必要な人員の確保及び配置その他の薬局開設者の業務の適正を確保するための体制
- 3 次に掲げる法第九条の二第一項第三号に規定する措置を講ずること。
- イ 薬事に関する業務に責任を有する役員の権限及び分掌する業務を明らかにすること。

- ハ 薬局開設者が二以上の許可を受けている場合にあつては、当該許可を受けている全ての薬局において法第九条の二による法令遵守体制が確保されていることを確認するために必要な措置
- 二 ハの場合であつて、二以上の薬局の法令遵守体制を確保するためには、薬局開設者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員。以下この二において同じ。)を補佐する者を置くときは、次に掲げる措置

- (1) 薬局開設者を補佐する者が行う業務を明らかにすること。
- (2) 薬局開設者を補佐する者が二以上の薬局の法令遵守体制を確保するために薬局の管理者から必要な情報を収集し、当該情報を薬局開設者に速やかに報告するとともに、当該薬局開設者からの指示を受けて、薬局の管理者に対して当該指示を伝達するための措置

- (3) 薬局開設者が二以上の薬局の法令遵守体制を確保するために薬局開設者を補佐する者がから必要な情報を収集し、薬局開設者を補佐する者に対する必要な指示を行うための措置
- ホ 医薬品の保管、販売その他医薬品の管理に関する業務が適切に行われ、かつ、第十四条に規定する薬局開設者の義務が履行されるために必要な措置

- ヘ イからホまでに掲げるもののほか、前号に規定する体制を実効的に機能させるために必要な措置

(薬局における登録販売者の継続的研修)

- 第十五条の十一の三** 薬局開設者は、その薬局において業務に従事する登録販売者に、研修を毎年一度受講させなければならない。

- 2 前項の研修を実施しようとする者は、次に掲げる事項をあらかじめ厚生労働大臣に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

- 二 研修の実施場所
- 一 前項の届出を行つた者(以下この条において「研修実施機関」という。)が行う研修の実施の基準は、次のとおりとする。

- 一 研修は次に掲げる事項について講義により行うものとし、総時間数が十二時間以上であること。

- 2 前項の届出を行つた者(以下この条において「研修実施機関」という。)が行う研修の実施の基準は、次のとおりとする。

- 一 研修は次に掲げる事項について講義により行うものとし、総時間数が十二時間以上であること。

- 2 前号イからトまでに掲げる事項を教授するのに適当な講師を有すること。

- 3 正当な理由なく受講を制限するものでないこと。

- ト その他の登録販売者として求められる理念、倫理、関連法規等

- イ 医薬品に共通する特性と基本的な知識
- ロ 人体の働きと医薬品
- ハ 主な医薬品とその作用

薬事に関する法規と制度

ホ 医薬品の適正使用と安全対策

ヘ リスク区分等の変更があつた医薬品

ト その他の登録販売者として求められる理念、倫理、関連法規等

イ 前号イからトまでに掲げる事項を教授するのに適当な講師を有すること。

ロ 研修実施機関は、研修の修了者に修了証を交付するものとする。

ハ できる。この場合、負担金は実費に相当する額でなければならない。

ト 研修実施機関は、第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、その変更が生じた日から三十日以内に厚生労働大臣に届け出なければならない。

ト 研修実施機関は、研修の実施に関する業務の全部又は一部を廃止し、休止し、又は休止した業務を再開しようとするときは、あらかじめ厚生労働大臣に届け出なければならない。

- ロ 薬事に関する業務に責任を有する役員の権限及び分掌する業務を明らかにすること。



2	前項に該当する場合、薬局開設者は、次に掲げる事項のうち、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師が必要と認めるものについて、当該薬剤師に把握させなければならぬ。
一	第十五条の十三第五項第一号から第九号までに掲げる事項
二	当該薬剤の服薬状況
三	当該薬剤を使用する者の服薬中の体調の変化
四	その他法第九条の四第五項の規定による情報の提供又は指導を行うために把握が必要な事項
3	薬局開設者は、法第九条の四第五項の規定による情報の提供又は指導を、次に掲げる方法により、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に行わせなければならない。
一	当該薬剤の使用に当たり保健衛生上の危害の発生を防止するために必要な事項について説明を行わせること。
二	当該薬剤の用法、用量、使用上の注意、当該薬剤との併用を避けるべき医薬品その他の当該薬剤の適正な使用のために必要な情報を、当該薬剤を購入し、又は譲り受けた者の状況に応じて個別に提供させ、又は必要な指導を行わせること。
三	当該薬剤を使用しようとする者が手帳を所持する場合は、必要に応じ、当該手帳を活用した情報の提供又は指導を行わせること。
四	当該情報の提供又は指導を行つた薬剤師の氏名を伝えさせること。
第五条の十四の三	法第九条の四第六項の規定により、薬局開設者が、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に記録させなければならない事項は、次のとおりとする。
一	法第九条の四第一項、第四項又は第五項の規定による情報の提供及び指導を行つた年月日
二	前号の情報の提供及び指導の内容の要点
三	第号の情報の提供及び指導を受けた者の氏名
四	第号の情報の提供及び指導を受けた者の氏名及び年齢
2	薬局開設者は、前項の記録を、その記載の日から三年間、保存しなければならない。
(薬局における掲示)	
第五条の十五	法第九条の五の規定による掲示（次条に規定するものを除く。）は、次項に定める事項を表示した掲示板によるものとする。
2	法第九条の五の厚生労働省令で定める事項（次条に規定するものを除く。）は、別表第一の二のとおりとする。
(薬剤師不在時間の掲示)	
第五条の十六	法第九条の五の規定による掲示のうち、薬剤師不在時間に係るものは、当該薬局内の見やすい場所及び当該薬局の外側の見やすい場所に掲示することにより行うものとする。（地域連携薬局等の掲示）
第十五条の十六の二	認定薬局開設者は、当該薬局内の見やすい場所及び当該薬局の外側の見やすい場所に、次に掲げる事項を掲示しなければならない。
一	地域連携薬局等である旨
二	地域連携薬局等の機能に係る説明（変更の届出）
第十六条	法第十条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
一	薬局開設者の氏名（薬局開設者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名を含む。）又は住所
二	薬局の構造設備の主要部分
三	通常の営業日及び営業時間
四	薬局の管理者の氏名、住所又は週当たり勤務時間数
五	薬局の管理者以外の当該薬局において薬事に関する業務に従事する薬剤師又は登録販売者の氏名又は週当たり勤務時間数
六	放射性医薬品を取り扱うときは、その放射性医薬品の種類

2	当該薬局において併せ行う医薬品の販売業その他の業務の種類
八	当該薬局において販売し、又は授与する医薬品の第一条第三項各号に掲げる区分（特定販売を行う医薬品の区分のみを変更した場合を除く。）
3	法第十条第一項の規定による届出は、様式第六による届出によつて行うものとする。
一	前項の届書には、次の各号に掲げる届書の区分に応じて当該各号に定める書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際当該届書の提出先とされている都道府県知事に提出され、又は当該都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出された書類については、当該届書にその旨が付記されたときは、この限りでない。
二	前項第一号に掲げる認定薬局開設者の氏名に係る届書 認定薬局開設者の戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（認定薬局開設者が法人であるときは、登記事項証明書）
3	第一項第一号に掲げる役員に係る届書 新たに役員となつた者が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことことができないおそれがある者である場合は、当該役員に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書
二	第一項第一号に掲げる役員に係る届書 新たに役員となつた者が薬局開設者である場合を除く。雇用契約書の写しその他薬局開設者の新たに管理者又は当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師若しくは登録販売者となつた者に対する使用関係を証する書類
一	第一項第一号に掲げる薬局開設者の氏名に係る届書 薬局開設者の戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（薬局開設者が法人であるときは、登記事項証明書）
2	第一項第一号に掲げる役員に係る届書 新たに役員となつた者が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことことができないおそれがある者である場合は、当該役員に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書
三	第一項第四号又は第五号に掲げる事項に係る届書（新たに管理者又は当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師若しくは登録販売者となつた者が薬局開設者である場合を除く。）雇用契約書の写しその他薬局開設者の新たに管理者又は当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師若しくは登録販売者となつた者に対する使用関係を証する書類
一	第一項第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
二	相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先
三	特定販売の実施の有無
四	第一条第四項各号に掲げる事項
五	健康サポート薬局である旨の表示の有無
2	法第十条第二項の規定による届出は、様式第六による届書を提出することによつて行うものとする。
3	当該薬局において新たに特定販売を行おうとする場合にあつては、前項の届書には、第一条第四項各号に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。
4	当該薬局において新たに健康サポート薬局である旨を表示しようとする場合にあつては、第二項の届書には、当該薬局が、第一条第五項第十号に規定する厚生労働大臣が定める基準に適合するものであることを明らかにする書類を添えなければならない。（地域連携薬局等の変更の届出）
一	認定薬局開設者は、次に掲げる事項を変更したときは、三十日以内に、様式第六による届書を提出することにより、認定証を交付した都道府県知事にその旨を届け出なければならない。
二	専門医療機関連携薬局にあつては、法第六条の三第二項第二号に規定する薬剤師の氏名とする役員の氏名を含む。）及び住所
2	前項の届書には、次の各号に掲げる届書の区分に応じて当該各号に定める書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際当該届書の提出先とされている都道府県知事に提出され、又は当該都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出された書類については、当該届書にその旨が付記されたときは、この限りでない。
一	前項第一号に掲げる認定薬局開設者の氏名に係る届書 認定薬局開設者の戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（認定薬局開設者が法人であるときは、登記事項証明書）

- 二 前項第一号に掲げる役員に係る届書 新たに役員となつた者が精神の機能の障害により業務を行なうに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行なうことができないおそれがある者である場合は、当該役員に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書
- 三 前項第一号に掲げる事項に係る届書(新たに法第六条の三第二項第二号に規定する薬剤師となつた者が認定薬局開設者である場合を除く)。雇用契約書の写しその他の認定薬局開設者の届書を提出することにより、認定証を交付した都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。
- (取扱処方箋数の届出)
- 第十七条** 令第二条の十三ただし書の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。
- 一 前年において業務を行つた期間が三箇月未満である場合
  - 二 前年における取扱処方箋数を前年において業務を行つた日数で除して得た数が四十以下である場合
- 令第二条の十三の届出は、様式第七による届書を提出することによつて行なるものとする。
- 第十八条** (休廃止等の届書の様式)
- 第一項の医薬品(体外診断用医薬品を除く)、医薬部外品及び化粧品の製造販売業の許可の申請
- 第二章 医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造販売業及び製造業
- 第三章 薬局を廃止し、休止し、又は休止した薬局を再開した場合における法第十条第一項の規定による届出は、様式第八による届書を提出することによつて行なるものとする。
- 第十九条** 薬局を廃止し、休止し、又は休止した薬局を再開した場合における法第十条第一項の規定による届出は、様式第八による届書を提出することによつて行なるものとする。
- 第二十条** 医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業の許可証は、様式第十によるものとする。(製造販売業の許可証の更新の申請)
- 第二十一条** 令第五条第二項の申請書は、様式第三によるものとする。(製造販売業の許可証の再交付の申請)
- 第二十二条** 令第六条第二項の申請書は、様式第四によるものとする。(製造販売業の許可証の更新の申請)
- 第二十三条** 法第十二条第四項の医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業の許可の更新の申請は、様式第十一による申請書を令第八十条の規定により当該許可の権限に属する事務を行なうこととされた都道府県知事に提出することによつて行なるものとする。
- 第二十四条** 令第八条第一項に規定する法第十二条第一項の許可に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。
- 一 許可番号及び許可年月日
  - 二 許可の種類
  - 三 医薬品等総括製造販売責任者の住所及び資格
  - 四 法第十七条第一項ただし書第二号に該当する場合であつて、医薬品等総括製造販売責任者として薬剤師以外の技術者を置くときは、当該薬剤師以外の技術者を補佐する薬剤師(以下「医薬品等総括製造販売責任者補佐薬剤師」という)の氏名及び住所並びに医薬品等総括製造販売責任者補佐薬剤師が薬剤師である旨
  - 五 法第十二条第三項第四号の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。
- 一 申請者が法人であるときは、登記事項証明書
- 二 申請者(申請者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員)が精神の機能の障害により業務を行なうに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を行なうことができないおそれがある者である場合は、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書
- 三 申請者が現に製造販売業の許可を受けている場合にあつては、当該製造販売業の許可証の写し
- 四 申請者以外の者がその医薬品等総括製造販売責任者であるときは、雇用契約書の写しその他の医薬品等総括製造販売責任者に対する使用関係を証する書類
- 五 医薬品等総括製造販売責任者が法第十七条第一項に規定する者であることを証する書類
- 六 法第十七条第一項ただし書第一号に該当する場合であつて、医薬品等総括製造販売責任者として薬剤師以外の技術者を置くときは、医薬品等総括製造販売責任者補佐薬剤師の氏名及び住所
- 七 当該製造販売業者が他の種類の製造販売業の許可を受けている場合にあつては、当該許可の種類及び許可番号(法第十二条の二第二項において準用する法第五条第三号への厚生労働省令で定める者)
- 第二十四条の二** 法第十二条の二第二項において準用する法第五条第三号への厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により製造販売業者の業務を行なうに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を行なうことができない者とする。
- 第二十五条** 法第十三条第二項に規定する厚生労働省令で定める医薬品の製造業の許可の区分は、次のとおりとする。

- 一 令第八十条第二項第三号イ、ハ及びニに規定する医薬品の製造工程の全部又は一部を行うもの
- 二 放射性医薬品（前号に掲げるものを除く。）の製造工程の全部又は一部を行うもの
- 三 無菌医薬品（無菌化された医薬品をいい、前二号に掲げるものを除く。以下同じ。）の製造工程の全部又は一部を行うもの（第五号に掲げるものを除く。）
- 四 前三号に掲げる医薬品以外の医薬品の製造工程の全部又は一部を行うもの（次号に掲げるものを除く。）
- 五 前二号に掲げる医薬品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うもの
- 2 法第十三条第二項に規定する厚生労働省令で定める医薬部外品の製造業の許可の区分は、次のとおりとする。
- 一 無菌医薬部外品（無菌化された医薬部外品をいう。以下同じ。）の製造工程の全部又は一部を行うもの（第三号に掲げるものを除く。）
- 二 前号に掲げる医薬部外品以外の医薬部外品の製造工程の全部又は一部を行うもの（次号に掲げるものを除く。）
- 三 医薬部外品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うもの
- 法第十三条第二項に規定する厚生労働省令で定める化粧品の製造業の許可の区分は、次のとおりとする。
- 一 化粧品の製造工程の全部又は一部を行うもの（次号に掲げるものを除く。）
- 二 化粧品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うもの（製造業の許可の申請）
- 3 法第十三条第二項に規定する厚生労働省令で定める化粧品の製造業の許可の区分は、次のとおりとする。
- 一 化粧品の製造工程の全部又は一部を行うもの（次号に掲げるものを除く。）
- 二 化粧品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うもの（製造業の許可の申請）
- 第二十六条 法第十三条第一項の医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可を受けようとする者は、同条第三項の規定により、様式第十二による申請書（地方厚生局長に提出する場合にあつては正本一通及び副本二通、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出する場合にあつては正本一通）を第二百八十二条又は令第八十条の規定によりそれぞれ当該許可の権限に属する事務を行うこととされた地方厚生局長又は都道府県知事（薬局製造販売医薬品を製造する薬局にあつては、その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。次項及び第三項、第二十八条第一項、第二十九条第一項、第三十条第一項、第三十一条並びに第一百条第三項において同じ。）に提出するものとする。
- 2 法第十三条第三項第六号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 製造所の名称及び所在地
- 二 許可の区分
- 三 医薬品製造管理者又は医薬部外品責任技術者の住所及び資格
- 3 第一項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際当該申請書の提出先とされている地方厚生局長若しくは都道府県知事を経由して地方厚生局長に提出された書類については、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。
- 一 申請者が法人であるときは、登記事項証明書
- 二 申請者以外の者がその医薬品製造管理者又は医薬部外品等責任技術者に対する使用契約書の写しその他申請者のその医薬品製造管理者又は医薬部外品等責任技術者による書類
- 三 医薬品製造管理者が薬剤師若しくは第八十八条に掲げる者であること又は医薬部外品等責任技術者が第九十一条に掲げる者であることを証する書類
- 四 製造所の構造設備に関する書類
- 五 製造しようとする品目の一覧表及び製造工程に関する書類
- 六 放射性医薬品を取り扱うとするとき（厚生労働大臣が定める数量又は濃度以下の放射性医薬品を取り扱おうとするときを除く。）は、放射性医薬品の種類及び放射性医薬品を取り扱うために必要な設備の概要を記載した書類

- 七 申請者が他の製造業の許可又は登録を受けている場合にあつては、当該製造業の許可証又は登録証の写し
- 第二十七条 医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可証は、様式第十三によるものとする。（製造業の許可証の書換え交付の申請）
- 第二十八条 令第十二条第二項の申請書（地方厚生局長に提出する場合にあつては正副二通、都道府県知事に提出する場合にあつては正本一通）は、様式第三によるものとする。（製造業の許可証の様式）
- 第二十九条 令第十三条第二項の申請書（地方厚生局長に提出する場合にあつては正副二通、都道府県知事に提出する場合にあつては正本一通）は、様式第四によるものとする。（製造業の許可証の再交付の申請）
- 第二十条 令第十二条第二項の申請書（地方厚生局長に提出する場合にあつては正副二通、都道府県知事に提出する場合にあつては正本一通）は、様式第四によるものとする。（製造業の許可証の更新の申請）
- 第三十条 法第十三条第四項の医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可の更新の申請は、様式第十四による申請書（地方厚生局長に提出する場合にあつては正本一通及び副本二通、都道府県知事に提出する場合にあつては正本一通）を第二百八十二条又は令第八十条の規定によりそれぞれ当該許可の権限に属する事務を行うこととされた地方厚生局長又は都道府県知事に提出することによつて行うものとする。（製造業の許可証の更新の申請）
- 2 前項の申請書には、申請に係る許可の許可証を添えなければならない。（製造業の許可証の更新の申請）
- 第三十一条 法第十三条第八項の医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可の区分の変更又は追加の許可を受けようとするとする者は、同条第九項において準用する同条第三項の規定により、様式第十五による申請書（地方厚生局長に提出する場合にあつては正本一通及び副本二通、都道府県知事に提出する場合にあつては正本一通）を第二百八十二条又は令第八十条の規定によりそれぞれ当該許可の権限に属する事務を行うこととされた地方厚生局長又は都道府県知事に提出するものとする。（製造業の許可証の更新の申請）
- 2 法第十三条第九項において準用する同条第三項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際当該申請書の提出先とされている地方厚生局長若しくは都道府県知事に提出され、又は当該都道府県知事を経由して地方厚生局長に提出された書類については、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。（製造業の許可証の更新の申請）
- 一 許可証
- 二 许可又は追加に係る製造品目の一覧表及び製造工程に関する書類
- 三 変更し、又は追加しようとする許可の区分に係る製造所の構造設備に関する書類
- （製造業の許可台帳の記載事項）
- 第三十二条 令第十五条第一項に規定する法第十三条第一項及び第八項の許可に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。
- 一 許可番号及び許可年月日
- 二 許可の区分
- 三 製造業者の氏名及び住所

- 四 製造所の名称及び所在地
- 五 当該製造所の医薬品製造管理者又は医薬部外品等責任技術者の氏名及び住所
- 六 当該製造業者が他の製造業の許可又は登録を受けている場合にあつては、当該製造業の許可の区分及び許可番号又は登録番号
- (独立行政法人医薬品医療機器総合機構に対する製造業の許可又は許可の更新に係る調査の申請)
- 第三十三条** 法第十三条の二第一項の規定により独立行政法人医薬品医療機器総合機構(以下「機構」という。)に法第十三条第七項(同条第九項において準用する場合を含む。)に規定する調査を行わせることとしたときは、令第十六条に規定する医薬品、医薬部外品又は化粧品に係る法第十三条第一項若しくは第八項の許可又は同条第四項の許可の更新の申請者は、機構に当該調査の申請をしなければならない。
- 前項の申請は、様式第十六による申請書を当該申請に係る品目の法第十三条第一項若しくは第八項の許可又は同条第四項の許可の更新の申請書に添付して、地方厚生局長を経由して行うものとする。
- (機構による製造業の許可又は許可の更新に係る調査の結果の通知)
- 第三十四条** 法第十三条の二第四項の規定による調査の結果の通知は、地方厚生局長に対し、様式第十七による通知書によつて行うものとする。
- (登録によつては行うことのできない保管)
- 第三十四条の二** 法第十三条の二の二第一項に規定する厚生労働省令で定める保管は、次のとおりとする。
- 第一 最終製品(他の医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造所に出荷されるものを除く。)の保管(保管のみを行う製造所に係る登録の申請)
- 第二 令第八十条第二項第三号イからニまでに掲げる医薬品の製造工程における保管
- 第三十四条の三** 法第十三条の二の二第一項の医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造工程のうち保管のみを行う製造所に係る登録の申請を行おうとする者は、同条第三項の規定により、様式第十七条の二による申請書を令第八十条の規定により当該登録の権限に属する事務を行ふこととされた都道府県知事に提出するものとする。
- 一 製造所の名称及び所在地
- 二 医薬品製造管理者又は医薬部外品等責任技術者の住所及び資格
- 三 第一項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際当該申請書の提出先とされている都道府県知事に提出された書類については、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。
- 一 申請者が法人であるときは、登記事項証明書
- 二 申請者以外の者がその医薬品製造管理者又は医薬部外品等責任技術者であるときは、雇用契約書の写しその他の申請者のその医薬品製造管理者又は医薬部外品等責任技術者に対する使用関係を証する書類
- 三 医薬品製造管理者が薬剤師若しくは第八十八条に掲げる者であること又は医薬部外品等責任技術者が第九十一条若しくは第九十二条の二に掲げる者であることを証する書類
- 四 登録を受けようとする保管のみを行う製造所の場所を明らかにした図面
- 五 申請者が他の製造業の許可又は登録を受けている場合には、当該製造業の許可証又は登録証の写し
- 四 法第十三条の二の二第三項の申請については、第九条の規定を準用する。この場合において、同条中「都道府県知事」(その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長)とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。
- 精神の機能の障害により保管のみを行う製造所に係る製造業者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。
- 五 当該製造所の医薬品製造管理者又は医薬部外品等責任技術者の氏名及び住所
- 六 当該製造業者が他の製造業の許可又は登録を受けている場合にあつては、当該製造業の許可の区分及び許可番号又は登録番号
- (独立行政法人医薬品医療機器総合機構に対する製造業の許可又は許可の更新に係る調査の申請)
- 第三十四条の四** 令第十六条の三第一項の登録証は、様式第十七の三によるものとする。
- (保管のみを行う製造所に係る登録証の書換え交付の申請)
- 第三十四条の六** 令第十六条の五第二項の申請書は、様式第四によるものとする。
- 第三十四条の七** 令第十六条の四第二項の申請書は、様式第三によるものとする。
- (保管のみを行う製造所に係る登録証の再交付の申請)
- 第三十四条の八** 令第十六条の七第一項に規定する法第十三条の二の二第一項の登録に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。
- 一 登録番号及び登録年月日
- 二 保管のみを行う製造所に係る製造業者の氏名及び住所
- 三 保管のみを行う製造所の名称及び所在地
- 四 当該保管のみを行う製造所の医薬品製造管理者又は医薬部外品等責任技術者の氏名及び住所の認定の区分は、次のとおりとする。
- 五 当該保管のみを行う製造所に係る製造業者が他の製造業の許可又は登録を受けている場合にあつては、当該製造業の許可の区分及び許可番号又は登録番号
- (医薬品等外国製造業者の認定の区分)
- 第三十五条** 法第十三条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める医薬品の医薬品等外国製造業者の認定の区分は、次のとおりとする。
- 一 令第八十条第二項第三号イ、ハ及びニに規定する医薬品の製造工程の全部又は一部を行うもの
- 二 放射性医薬品(前号に掲げるものを除く。)の製造工程の全部又は一部を行うもの
- 三 無菌医薬品の製造工程の全部又は一部を行ふもの(第五号に掲げるものを除く。)
- 四 前三号に掲げる医薬品以外の医薬品の製造工程の全部又は一部を行ふもの(次号に掲げるものを除く。)
- 五 前二号に掲げる医薬品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うもの
- 認定の区分は、次のとおりとする。
- 一 無菌医薬部外品の製造工程の全部又は一部を行ふもの(第三号に掲げるものを除く。)
- 二 前号の無菌医薬部外品以外の医薬部外品の製造工程の全部又は一部を行ふもの(次号に掲げるものを除く。)
- 三 医薬部外品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うもの
- (医薬品等外国製造業者の認定の申請)
- 第三十六条** 法第十三条の三第一項の医薬品等外国製造業者の認定を受けようとする者は、同条第三項において準用する法第十三条第三項の規定により、様式第十八による申請書(正副二通)を提出することによって行うものとする。
- 一 製造所の名称及び住所
- 二 認定の区分
- 三 製造所の責任者の氏名及び住所

3 第一項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際厚生労働大臣に提出された書類については、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。


第三十四条の四	第六条の三第一項	第十八条の七
第三十四条の五	様式第十七の三	様式第二十一の三
第三十四条の六	第十六条の四第二項	第十八条の八第二項
第三十四条の七	第十六条の五第二項	第十八条の九第二項
第一項	法	法第十三条の三の二第二項において準用する法
第三十四条の八	保管のみを行う製造所	医薬品等外国製造業者の保管のみを行う
各号列記以外の部分	様式第十七の四 令第八十条の規定により当該登録の権限に属する事務を行うこととされた都道府県知事	医薬品等製造業者による法第十三条の二第一項
第三十四条の八	第十六条の七第一項に規定する法第十三条の二第一項	機構を経由して厚生労働大臣
第三十四条の八	第十八条の十一に規定する法第十三条の二第一項	製造所
第三十四条の八	第三十四条の八	第三十四条の八
第三十四条の八	製造業者	医薬品等外国製造業者
第三十四条の八	医薬品製造管理者又は医薬部外品等責任技術者	医薬品等製造業者
第三十四条の八	責任者	医薬品等外国製造業者
第五号	製造業の許可又は登録	医薬品等外国製造業者の認定若しくは登録、医療機器等外国製造業者の登録又は再生医療等製品外国製造業者の認定
	製造業の許可の区分及び許可番号	認定の区分及び認定番号
第三十八条	法第十四条第一項の医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売の承認の申請	法第十二条による申請書（厚生労働大臣に提出する場合にあつては正本一通及び副本二通、都道府県知事に提出する場合にあつては正副二通）を提出することによつて行うものとする。
2	前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際当該申請書の提出先とされている厚生労働大臣若しくは都道府県知事に提出され、又は当該都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出されたものについては、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。	前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際当該申請書の提出先とされている厚生労働大臣若しくは都道府県知事に提出され、又は当該都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出されたものについては、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。
一	当該品目に係る製造販売業の許可証の写し	当該品目に係る製造販売業の許可証の写し
二	法第十四条の三第一項の規定により法第十四条第一項の承認を申請しようとするときは、申請者が製造販売しようとする物が、法第十四条の三第一項第二号に規定する医薬品であること	法第十四条の三第一項の規定により法第十四条第一項の承認を申請しようとするときは、申請者が製造販売しようとする物が、法第十四条の三第一項第二号に規定する医薬品であること
(医薬品、医薬部外品又は化粧品として不適当な場合)	(医薬品、医薬部外品又は化粧品として不適当な場合)	(医薬品、医薬部外品又は化粧品として不適当な場合)
第三十九条	法第十四条第二項第三号ハ（同条第十五項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の医薬品又は医薬部外品として不適当なものとして厚生労働省令で定める場合は、申請に係る医薬品又は医薬部外品の性状又は品質が保健衛生上著しく不適当な場合とする。	法第十四条第二項第三号ハ（同条第十五項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の医薬品又は医薬部外品として不適当なものとして厚生労働省令で定める場合は、申請に係る医薬品又は医薬部外品の性状又は品質が保健衛生上著しく不適当な場合とする。
2	法第十四条第二項第三号ハの化粧品として不適当なものとして厚生労働省令で定める場合は、申請に係る化粧品の性状又は品質が保健衛生上著しく不適当な場合及び申請に係る化粧品に含有されている成分が法第六十一条第四号の規定による名称の記載を省略しようとする成分として不適当な場合とする。	法第十四条第二項第三号ハの化粧品として不適当なものとして厚生労働省令で定める場合は、申請に係る化粈品の性状又は品質が保健衛生上著しく不適当な場合及び申請に係る化粈品に含有されている成分が法第六十一条第四号の規定による名称の記載を省略しようとする成分として不適当な場合とする。





(医薬品等適合性調査の結果の通知)

**第五十一条** 医薬品等適合性調査実施者(令第二十三条に規定する医薬品等適合性調査実施者をいう。)が同条の規定により医薬品等製造販売業許可権者(同条に規定する医薬品等製造販売業許可権者をいう。)又は医薬品等承認権者(同条に規定する医薬品等承認権者をいう。)に対して行う医薬品等適合性調査の結果の通知は、様式第二十六による通知書によつて行うものとする。ただし、機構が厚生労働大臣に対して行う当該通知については、第五十五条第二項に規定する結果の通知をもつてこれに代えるものとする。

(医薬品等適合性調査台帳の記載事項)

**第五十二条** 令第二十四条第一項に規定する医薬品等適合性調査に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。

- 一 調査結果及び結果通知年月日
- 二 当該品目の名称
- 三 当該品目に係る製造販売の承認を受けようとする者又は承認を受けた者の氏名及び住所
- 四 承認番号及び承認年月日(前号に掲げる者が既に当該品目に係る製造販売の承認を受けている場合に限る。)

五 製造所の名称及び所在地

六 製造業者又は医薬品等外国製造業者の氏名及び住所

七 前号の製造業者が受けている製造業の許可番号及び許可年月日、医薬品等外国製造業者の認定番号及び認定年月日又は保管のみを行う製造所に係る登録番号及び登録年月日

(医薬品等適合性調査を行わない承認された事項の変更)

**第五十三条** 令第二十五条第一項の厚生労働省令で定める変更は、当該品目の用法、用量、効能又は効果に関する追加、変更又は削除その他の当該品目の製造管理又は品質管理の方法に影響を与えない変更とする。

(医薬品等区分適合性調査の申請)

**第五十三条の二** 法第十四条の二第二項の規定による調査(以下「医薬品等区分適合性調査」という。)の申請は、様式第二十六の二による申請書を厚生労働大臣(令第八十条の規定により当該調査の権限に属する事務を都道府県知事が行うこととされた場合にあつては、都道府県知事)に提出することによつて行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる資料を添えなければならない。

一 医薬品等区分適合性調査に係る品目の製造管理及び品質管理に関する資料

二 医薬品等区分適合性調査に係る製造業者及び製造所における製造管理及び品質管理に関する資料

3 厚生労働大臣が法第十四条の二の三の規定により機構に医薬品等区分適合性調査を行わせることとした場合における第一項の適用については、同項中「厚生労働大臣(令第八十条の規定により当該調査の権限に属する事務を都道府県知事が行うこととされている場合にあつては、都道府県知事)」であるのは、「機構」とする。

(医薬品等区分適合性調査の結果の通知)

**第五十三条の三** 医薬品等区分適合性調査実施者(令第二十六条の二に規定する医薬品等区分適合性調査実施者をいう。)が同条の規定により医薬品等製造販売業許可権者(令第二十三条に規定する医薬品等製造販売業許可権者をいう。)又は医薬品等承認権者(同条に規定する医薬品等承認権者をいう。)に対しても行う医薬品等区分適合性調査の結果の通知は、様式第二十六の三による通知書によつて行うものとする。ただし、機構が厚生労働大臣に対して行う当該通知については、第五十五条第三項に規定する結果の通知をもつてこれに代えるものとする。

(資料の提出の請求等)

**第五十三条の四** 法第十四条第一項の承認を受けた者は、当該承認に係る医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業者に対し、法第十四条第七項若しくは第九項、法第十四条の二第二項又は第十四条の二の二第二項(医薬品の製造所における製造管理又は品質管理の方法についての調査に係る

部分に限り、法第十四条の三第二項において準用する場合を含む。)の調査に關し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 前項の規定により報告又は資料の提出を求められた者は、遅滞なく、これを報告し、又は提出しなければならない。

(医薬品等基準確認証の交付)

**第五十三条の五** 基準確認証(法第十四条の二第三項の基準確認証をいう。以下この条から第五十三条の八までにおいて同じ。)は、様式第二十六の四によるものとする。

2 基準確認証の交付を受けた者は、当該基準確認証と同一の内容(有効期間を除く。)を証する別の有効な基準確認証を保有している場合にあつては、これを返納するものとする。

(医薬品等基準確認証の書換え交付の申請)

**第五十三条の六** 令第二十六条の四第二項の申請書は、様式第三によるものとする。

(医薬品等基準確認証の再交付の申請)

**第五十三条の七** 令第二十六条の五第二項の申請書は、様式第四によるものとする。

(医薬品等区分適合性調査台帳の記載事項)

**第五十三条の八** 令第二十六条の六第一項に規定する医薬品等区分適合性調査に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。

1 調査結果及び調査結果通知年月日

2 製造所の名称及び所在地

3 製造業者又は医薬品等外国製造業者の氏名及び住所

4 前号の製造業者が受けている製造業の許可番号及び許可年月日、医薬品等外国製造業者の認定番号及び認定年月日又は保管のみを行う製造所の登録番号及び登録年月日

5 法第十四条第八項に規定する製造工程の区分

6 調査を行つた区分に係る品目及び製造販売業者の数

7 基準確認証を交付した場合にあつては、その番号

(緊急承認を受けた医薬品の使用の成績等に関する調査及び結果の報告)

**第五十三条の九** 法第十四条の二の二第一項の規定により条件及び期限を付した法第十四条の承認を受けた医療用医薬品につき当該承認を受けた者が行う法第十四条の二の二第四項の調査は、当該期限(同条第三項の規定による延長が行われたときは、その延長後のもの)までの期間、当該医療用医薬品の副作用等の発現状況その他の使用の成績等(外国で使用される物であつて当該医療用医薬品と成分が同一のもの(以下この条において「成分同一物」という。)がある場合には、当該物に係るもの)について行うものとする。

2 法第十四条の二の二第四項の規定による厚生労働大臣に対する報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 当該医療用医薬品又は成分同一物(以下この項において「当該医療用医薬品等」という。)の名称

二 承認年月日及び承認番号(成分同一物にあつては、当該外国において製造又は販売することが認められた年月日)

三 調査期間及び調査症例数

四 当該医療用医薬品等の出荷数量

五 調査結果の概要及び解析結果

六 当該医療用医薬品等の副作用等の種類別発現状況

七 当該医療用医薬品等の副作用等の発現症例一覧

八 当該医療用医薬品等による保健衛生上の危害の発生若しくは拡大の防止又は当該医療用医薬品等の適正な使用のために行われた措置

九 当該医療用医薬品等の添付文書

十 当該医療用医薬品等の品質、有効性及び安全性に関する事項その他当該医療用医薬品の適正な使用のために必要な情報

- 3 前項の報告は、当該調査に係る医薬品の製造販売の承認の際に厚生労働大臣が指定した日から起算して半年（厚生労働大臣が指示する医薬品にあつては、厚生労働大臣が指示する期間）ごとに、その期間の満了後七十日（第一項の調査により得られた資料が邦文以外で記載されている場合においては、三月）以内に行わなければならない。
- （機構に対する医薬品・医薬部外品又は化粧品の製造販売の承認に係る審査又は調査の申請）
- 第五十四条 厚生労働大臣が法第十四条の二の三第一項の規定により機構に法第十四条の承認のための審査を行わせることとしたときは、令第二十七条第一項に規定する医薬品、医薬部外品又は化粧品に係る法第十四条第一項又は第五項の承認の申請者は、機構に当該審査の申請をしなければならない。
- 2 厚生労働大臣が法第十四条の二の三第一項の規定により機構に法第十四条第六項後段（同条第十五項において準用する場合を含む。）の調査を行わせることとしたときは、令第二十七条第一項に規定する医薬品であつて第四十二条に規定するものに係る法第十四条第一項又は第五項の承認の申請者は、機構に当該調査の申請をしなければならない。
- 3 前二項の申請は、様式第二十七による申請書を当該申請に係る品目の法第十四条第一項又は第十五項の承認の申請書に添付して行うものとする。
- 4 厚生労働大臣が法第十四条の二の三第一項の規定により機構に法第十四条の二の二第二項（法第十四条第三項前段に規定する資料についての調査に係る部分に限り、法第十四条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による調査を行わせることとしたときは、令第二十七条第一項に規定する医薬品であつて第四十二条に規定するものに係る法第十四条の二の二第一項の規定による法第十四条の承認を受けようとする者又は同項の規定による同条の承認を受けた者は、機構に当該調査の申請をしなければならない。
- 5 前項の申請は、様式第二十七による申請書を機構に提出することによって行うものとする。
- 法第十四条の二の三第一項の規定により機構が行う法第十四条の承認のための審査及び同条第六項（同条第十五項において準用する場合を含む。）並びに法第十四条の二第二項（法第十四条第三項前段に規定する資料についての調査に係る部分に限り、法第十四条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による調査（次条において「医薬品等審査等」という。）について
- 6 7 厚生労働大臣が法第十四条の二の三第一項の規定により機構に法第十四条第十三項（同条第七五項において準用する場合を含む。）の規定による調査を行わせることとしたときは、医薬品条件付き承認を受けた者は、機構に令第二十七条第一項に規定する医薬品であつて第四十条第五項の規定を準用する。この場合において、同項中「第一項各号に掲げるもの及び前項に規定するものほか、厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは、「機構」と、「審査」とあるのは、「審査又は法第十四条第六項（同条第十五項において準用する場合を含む。）の調査」と、「厚生労働大臣又は都道府県知事に」とあるのは、「機構を経由して厚生労働大臣に」と読み替えるものとする。
- 8 厚生労働大臣が法第十四条の二の三第一項の規定により機構に法第十四条第十三項（同条第七五項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による調査を行わせることとしたときは、医薬品条件付き承認に係るものに係る当該調査の申請をしなければならない。
- 9 前項の申請は、様式第二十七の二による申請書を当該申請に係る品目の法第十四条第十三項の調査の申請書に添付して行うものとする。
- 10 第八項の申請書に添付する資料については、第五十九条第一項及び第三項の規定を準用する。（機構による医薬品等審査等の結果の通知）

- 第五十五条 法第十四条の二の三第六項の規定により厚生労働大臣に対しても行う医薬品等審査等の結果の通知は、様式第二十八による通知書によつて行うものとする。
- 2 法第十四条の二の三第六項の規定により厚生労働大臣に対しして行う法第十四条第七項（同条第十五項において準用する場合を含む。）若しくは第九項又は第十四条の二の二第二項（医薬品の
- 3 製造所における製造管理又は品質管理の方法についての調査に係る部分に限り、法第十四条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による調査の結果の通知は、様式第一十六による通知書によつて行うものとする。
- 4 法第十四条の二の三第六項の規定により厚生労働大臣に対して行う法第十四条の二第一項の確認の結果の通知は、様式第二十六の三による通知書によつて行うものとする。
- 5 法第十四条の二の三第六項の規定により厚生労働大臣に対して行う法第十四条第十六項の届出（新医薬品等の再審査の申請）
- 第六十一条 法第十四条の四第一項の規定による同項各号に掲げる医薬品の再審査の申請は、様式第三十による申請書（正本一通及び副本二通）を提出することによつて行うものとする。
- （再審査に関する調査期間に係る厚生労働省令で定める医薬品）
- 第五十七条 法第十四条の四第一項第一号イに規定する厚生労働省令で定める医薬品は、その製造販売の承認（法第十四条の二の二第一項の規定により条件及び期限を付したもの）を除く。次項及び第五十九条第一項において同じ。）のあつた日後六年を超える期間当該医薬品の副作用によるものと疑われる疾病、障害若しくは死亡又はその使用によるものと疑われる感染症（第六十二条及び第六十三条において「副作用等」という。）その他の使用の成績等に関する調査が必要であると認められる希少疾患用医薬品又は先駆的医薬品以外の医薬品とする。
- 2 法第十四条の四第一項第一号ロに規定する厚生労働省令で定める医薬品は、既に製造販売の承認を与えられている医薬品と用法（投与経路を除く。）又は用量が明らかに異なる医薬品であつて有効成分及び投与経路が同一のもの（同号イに掲げる医薬品を除く。）その他既に製造販売の承認を与えられている医薬品との相違が軽微であると認められる医薬品（同号イに掲げる医薬品を除く。）とする。
- 第五十八条 削除  
（再審査申請書に添付すべき資料等）
- 第五十九条 法第十四条の四第五項の規定により第五十六条の申請書に添付しなければならない資料は、申請に係る医薬品の使用成績に関する資料、第六十三条第二項の規定による報告に際して提出した資料の概要その他当該医薬品の効能又は効果及び安全性に關しその製造販売の承認後に得られた研究報告に關する資料とする。ただし、使用成績に関する資料については、添付を必要としない合理的な理由がある場合は、この限りでない。
- 2 前項の場合において、法第十四条の四第一項の再審査の申請をする者は、法第十四条第十二項（同条第十五項において準用する場合を含む。）に基づき収集及び作成され厚生労働大臣に既に提出された資料については、その添付を要しない。
- 3 第一項の資料については、第四十条第三項の規定を準用する。
- 4 法第十四条の四第一項の再審査の申請をする者については、第四十条第四項の規定を準用する。この場合において、同項中「厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。
- 5 第一項及び前項において準用する第四十条第四項に規定するものほか、厚生労働大臣が当該医薬品の再審査につき必要と認めて資料の提出を求めたときは、申請者は、当該資料を厚生労働大臣に提出しなければならない。
- （再審査の調査に係る医薬品の範囲）
- 第六十二条 法第十四条の四第五項後段の厚生労働省令で定める医薬品は、同条第一項各号に掲げる医薬品とする。
- （再審査申請資料の信頼性の基準）
- 第六十三条 法第十四条の四第五項後段の資料については、第四十三条の規定を準用する。この場合において、同条第三号中「法第十四条第一項又は第五項の承認（法第十四条の二の二第一項の規定により条件及び期限を付したもの）を除く。」を与える又は与えない旨の处分の日」とあるのは「法第十四条の四第一項の再審査の終了の日」と読み替えるものとする。

(新医薬品等の使用の成績等に関する調査及び結果の報告等)

**第六十二条** 次の各号に掲げる医薬品(医療用医薬品を除く。)につき法第十四条の承認(法第十一条の二の二第一項の規定により条件及び期限を付したもの)を除く。(第三項において同じ。)を受けた者が行う法第十四条の四第七項の調査は、当該各号に定める期間当該医薬品の副作用等その他の使用の成績等について行うものとする。

一 法第十四条の四第一項第一号に規定する新医薬品 同号に規定する調査期間(同条第三項の規定による延長が行われたときは、その延長後の期間)

二 法第十四条の四第一項第二号の規定により厚生労働大臣が指示した医薬品 その製造販売の承認を受けた日から同号に規定する厚生労働大臣に対する期間の開始日の前日まで

三 法第十四条の四第七項の規定による厚生労働大臣に対する報告又は法第十四条の五第一項前段の規定による機構に対する報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 当該医薬品の名称

二 承認番号及び承認年月日

三 調査期間及び調査症例数

四 当該医薬品の出荷数量

五 調査結果の概要及び解析結果

六 副作用等の種類別発現状況

七 副作用等の発現症例一覧

八 前項の報告は、当該調査に係る医薬品の製造販売の承認を受けた日から起算して一年(厚生労働大臣が指示する医薬品にあつては、厚生労働大臣が指示する期間)ごとに、その期間の満了後二月以内に行わなければならない。

九 法第十四条の五第二項後段の規定により厚生労働大臣に対して行う第二項の報告を受けた旨の通知は、様式第三十一による通知書によつて行うものとする。

(安全性定期報告等)

**第六十三条** 医療用医薬品であつて前条第一項各号に該当するものにつき法第十四条の承認(法第十四条の二第一項の規定により条件及び期限を付したもの)を除く。(第三項において同じ。)

十 受けた者が行う法第十四条の四第七項の調査は、前条第一項各号に定める期間当該医療用医薬品の副作用等の発現状況その他の使用の成績等(外国で使用される物であつて当該医療用医薬品と成分为同一のもの(以下この条において「成分同一物」という。)がある場合には、当該物に係るもの)を含む。)について行うものとする。

十一 法第十四条の四第七項の規定による厚生労働大臣に対する報告又は法第十四条の五第二項前段の規定による機構に対する報告は、次に掲げる事項について行うものとする。ただし、第四十五条の四の規定により提出した資料に係る事項は不要とする。

一二 一当該医療用医薬品又は成分同一物(以下この項において「当該医療用医薬品等」という。)の名称

二 承認年月日及び承認番号(成分同一物にあつては、当該外国において製造又は販売することが認められた年月日)

三 調査期間及び調査症例数

四 当該医療用医薬品等の出荷数量

五 調査結果の概要及び解析結果

六 当該医療用医薬品等の副作用等の種類別発現状況

七 当該医療用医薬品等の副作用等の発現症例一覧

八 当該医療用医薬品等による保健衛生上の危害の発生若しくは拡大の防止又は当該医療用医薬品等の適正な使用のために行われた措置

九 当該医療用医薬品等の品質 有効性及び安全性に関する事項その他当該医療用医薬品の適正な使用のために必要な情報

三 前項の報告は、当該調査に係る医薬品の製造販売の承認の際に厚生労働大臣が指定した日から起算して、二年間は半年以内ごとに、それ以後は一年(厚生労働大臣が指示する医薬品にあつては、厚生労働大臣が指示する期間)以内ごとに、その期間の満了後七十日(第一項の調査により得られた資料が邦文以外で記載されている場合においては、三月)以内に行わなければならぬ。

四 前項に規定する期間の満了日(この項において「報告期限日」という。)が前条第一項各号の期間の満了日以降となる場合にあつては、前項の規定にかかわらず、法第十四条の四第一項に基づき再審査の申請を行うことをもつて、前条第一項各号の期間の満了日以降に報告期限日が到来する場合における第二項の報告に代えることができる。

五 法第十四条の五第二項後段の規定により厚生労働大臣に対して行う第二項の報告を受けた旨の通知は、様式第三十二による通知書によつて行うものとする。

(機構に対する再審査に係る確認又は調査の申請)

第六十四条 法第十四条の五第一項において準用する法第十四条の二の三第一項の規定により機構に法第十四条の四第四項の規定による確認又は同条第六項の規定による調査(以下この条及び次条において「医薬品確認等」という。)を行わせることとしたときは、令第二十九条に規定する医薬品に係る法第十四条の四第一項の再審査の申請者は、機構に当該医薬品確認等の申請をしなければならない。

二 前項の申請は、様式第三十三による申請書を当該申請に係る品目の法第十四条の四第一項の規定による再審査の申請書に添付して行うものとする。

三 法第十四条の五第一項において準用する法第十四条の二の三第一項の規定により機構が行う医薬品確認等については、第五十九条第五項の規定を準用する。この場合において、同項中「第一項及び前項において準用する第四十条第四項に規定するもののほか、厚生労働大臣が当該」とあるのは「機構が」と、「再審査」とあるのは「法第十四条の四第四項の規定による確認又は同条第六項の規定による調査」と、「厚生労働大臣」とあるのは「機構を経由して厚生労働大臣に」と読み替えるものとする。

(機構による再審査の医薬品確認等の結果の通知)

第六十五条 法第十四条の五第一項において準用する法第十四条の二の三第六項の規定により厚生労働大臣に対して行う医薬品確認等の結果の通知は、様式第三十四による通知書によつて行うものとする。

(医薬品の再評価の申請等)

第六十六条 法第十四条の六の医薬品の再評価の申請は、様式第三十五による申請書(正本一通及び副本二通)を提出することによって行うものとする。

二 法第十四条の六の医薬品の再評価に際して提出する資料については、第四十条第三項の規定を準用する。

三 法第十四条の六の医薬品の再評価の申請をする者については、第四十条第四項の規定を準用する。この場合において、同項中「厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

四 法第十四条の六第四項の厚生労働省令で定める医薬品は、同条第一項の厚生労働大臣の指定による医薬品とする。

五 法第十四条の六第四項の資料については、第四十三条の規定を準用する。この場合において、

同条第三号中「法第十四条第一項又は第十五項の承認(法第十四条の二の二第一項の規定により条件及び期限を付したもの)を除く。」を与える又は与えない旨の处分の日」とあるのは「法第十四条の六の再評価の終了の日」と読み替えるものとする。

(医薬品の再評価に係る公示の方法)

第六十六条の二 法第十四条の六第一項の規定による公示は、官報に掲載する方法により行うものとする。

(機構に対する再評価に係る確認又は調査の申請)

**第六十七条** 法第十四条の七第一項において準用する法第十四条の二の三第一項の規定により機構に法第十四条の六第二項の規定による確認又は同条第五項の規定による調査(以下この条及び次条において「医薬品確認等」という。)を行わせることとしたときは、令第三十一条に規定する医薬品に係る法第十四条の六第一項の再評価の申請者は、機構に当該医薬品確認等の申請をしなければならない。

2 前項の申請は、様式第三十六による申請書を当該申請に係る品目の法第十四条の六第一項の規定による再評価の申請書に添付して、厚生労働大臣を経由して行うものとする。

(機構による再評価に係る医薬品確認等の結果の通知)

**第六十八条** 法第十四条の七第一項において準用する法第十四条の二の三第六項の規定により厚生労働大臣に対して行う医薬品確認等の結果の通知は、様式第三十七による通知書によつて行うものとする。

(医薬品、医薬部外品及び化粧品の変更計画の確認の申請)

**第六十八条の二** 法第十四条の七の二第一項の変更計画の確認の申請は、様式第三十七の二による申請書(正本一通及び副本二通)を厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

2 法第十四条の七の二第一項の変更計画の変更の確認の申請は、様式第三十七の三による申請書(正本一通及び副本二通)を厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

3 前二項の申請書には、次の各号に掲げる確認の区分に応じて当該各号に定める資料を添えなければならぬ。

一 医薬品、医薬部外品又は化粧品の変更計画の確認

次に掲げる資料

イ 変更計画

ロ 製造方法等の変更が、医薬品、医薬部外品又は化粧品の品質に及ぼす影響を評価するための試験の内容、方法及び判定基準に関する資料

ハ 変更計画に関連する、医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造工程の稼働性能又は製品の品質を保証するための管理に関する資料

二 その他変更計画の確認の際に必要な資料

二 医薬品、医薬部外品又は化粧品の変更計画の変更の確認 前号に掲げる資料及び確認を受けた変更計画の写し

4 前項各号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が申請に係る医薬品、医薬部外品又は化粧品の試験成績その他の資料の提出を求めたときは、申請者は、当該資料を厚生労働大臣に提出しなければならない。

5 厚生労働大臣が法第十四条の七の二第八項の規定により機構に同条第一項の確認を行わせることとした場合における前四項の規定の適用については、第一項及び第二項中「厚生労働大臣」とあるのは、「機構を経由して厚生労働大臣」と、前項中「厚生労働大臣」とあるのは、「機構」とする。

(変更計画の確認を受けることができる場合)

**第六十八条の三** 医薬品、医薬部外品及び化粧品に係る法第十四条の七の二第一項第一号の厚生労働省令で定める事項の変更是、次の各号に掲げる事項の変更とする。

一 成分及び分量又は本質(有効成分を除く。)

二 製造方法

三 貯藏方法及び有効期間

四 製造販売する品目の製造所

七 前各号に掲げるもののほか、最終的な製品の有効性及び安全性に影響を与えないと認められる事項

(変更計画の確認を受けることができない場合)

**第六十八条の四** 法第十四条の七の二第一項第二号の厚生労働省令で定める変更は、次の各号に掲げる変更とする。

一 法第四十二条第一項又は第二項の規定により定められた基準に適合しないこととなる変更

二 実施した場合に品質への影響を予測することが困難な新たな製造方法への変更

三 病原因子の不活化又は除去方法に関する重要な変更

四 実施の前後において、当該医薬品、医薬部外品又は化粧品の品質、有効性及び安全性が同等であることを確かめるために品質試験以外の試験を行わなければならないと認められる変更

五 前号に掲げるもののほか、当該医薬品、医薬部外品又は化粧品の品質、有効性及び安全性に重大な影響を与えるおそれのある変更

六 薬局製造販売医薬品に係る変更

七 合第八十条第二項第五号に基づき承認された医薬品又は医薬部外品に係る変更

(医薬品、医薬部外品又は化粧品として不適当な場合)

**第六十八条の五** 法第十四条の七の二第一項第三号ハの医薬品又は医薬部外品として不適当なものとして厚生労働省令で定める場合は、申請に係る医薬品又は医薬部外品の性状又は品質が保健衛生上著しく不適当な場合とする。

2 法第十四条の七の二第一項第三号ハの化粧品として不適当なものとして厚生労働省令で定める場合は、申請に係る化粧品の性状又は品質が保健衛生上著しく不適当な場合及び申請に係る化粧品に含有されている成分が法第六十一条第四号の規定による名称の記載を省略しようとする成分として不適当な場合とする。

(製造管理又は品質管理の方法に影響を与えるおそれがある変更)

**第六十八条の六** 法第十四条の七の二第三項の製造管理又は品質管理の方法に影響を与えるおそれがある変更として厚生労働省令で定めるものは、第四十七条及び第五十三条に規定する変更以外のものとする。

(計画内容の軽微な変更に係る特例)

**第六十八条の七** 確認された変更計画の変更が軽微な変更であるときは、第六十八条の二の規定にかかるわらず、様式第三十七の四による届書(正副二通)に次の各号に掲げる資料を添えて、厚生労働大臣に法第十四条の七の二第一項の変更計画の変更を届け出ることができる。

一 记載案

二 変更理由

2 前項の軽微な変更は、次の各号に掲げる変更以外のものとする。

一 医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造方法又は品質に及ぼす影響を評価するための試験の内容及び方法の重要な変更

二 前号の試験に係る判定基準を緩和する変更

三 確認された変更計画に含まれる製造工程の稼働性能又は製品の品質を保証するための管理に係る重要な変更

四 その他の前各号に掲げる変更とみなされる変更

(医薬品等変更計画確認台帳の記載事項)

**第六十八条の八** 令第三十二条の二第一項に規定する医薬品等変更計画確認に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。

一 確認番号及び確認年月日

二 確認を受けた者の氏名及び住所

三 確認を受けた者の製造販売業の許可の種類及び許可番号

四 当該品目の製造所の名称

五 当該品目の製造所が受けている製造業者の許可の区分及び許可番号、医薬品等外国製造業者の認定の区分及び認定番号又は保管のみを行う製造所に係る登録番号  
六 当該品目の名称  
七 当該品目の成分及び分量  
八 当該品目の規格及び試験方法  
(医薬品等適合性確認の申請等)

#### 第六十八条の九 法第十四条の七の二第三項の確認(以下「医薬品等適合性確認」という。)の申請

請は、様式第三十七の五による申請書を厚生労働大臣(令第八十条の規定により当該確認の権限に属する事務を都道府県知事が行うこととされた場合にあつては、都道府県知事)に提出するこ

#### 2 前項の申請書には、次に掲げる資料を添えなければならない。

一 医薬品等適合性確認に係る品目の製造管理及び品質管理に関する資料  
二 医薬品等適合性確認に係る製造所の製造管理及び品質管理に関する資料

#### 3 厚生労働大臣(令第八十条の規定により当該確認の権限に属する事務を都道府県知事が行うこととされた場合にあつては、都道府県知事)は、医薬品等適合性確認をしたときは、様式第三十

#### 4 厚生労働大臣が法第十四条の七の二第八項の規定により機構に医薬品等適合性確認を行わせることとした場合における第一項及び前項の規定の適用については、これらの規定中「厚生労働大臣(令第八十条の規定により当該確認の権限に属する事務を都道府県知事が行うこととされた場合にあつては、都道府県知事)」とあるのは、「機構」とする。

#### (医薬品等適合性確認台帳の記載事項)

**第六十八条の十** 医薬品等適合性確認実施者(令第三十二条の五に規定する医薬品等適合性確認実施者をいう。)が同条の規定により医薬品等製造販売業許可権者(令第二十三条に規定する医薬品等製造販売業許可権者をいう。)又は医薬品等変更計画確認権者(令第三十二条の五に規定する医薬品等変更計画確認権者をいう。)に対しても行う医薬品等適合性確認の結果の通知は、様式第三十七条の七による通知書によつて行うものとする。ただし、機構が厚生労働大臣に対して行う当該通知については、第六十八条の十五第二項に規定する結果の通知をもつてこれに代えるものとする。

(医薬品等適合性確認台帳の記載事項)  
**第六十八条の十一** 令第三十二条の六第一項に規定する医薬品等適合性確認に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。

#### 一 確認結果及び確認結果通知年月日

二 当該品目の名称  
三 当該品目に係る変更計画の確認を受けようとする者又は変更計画の確認を受けた者の氏名及び住所

四 変更計画確認番号及び変更計画確認年月日(前号に掲げる者が既に当該品目に係る変更計画の確認を受けている場合に限る。)

五 製造所の名称及び所在地  
六 製造業者又は医薬品等外国製造業者の氏名及び住所

七 前号の製造業者が受けている製造業者の許可番号及び許可年月日、医薬品等外国製造業者の認定番号及び認定年月日又は保管のみを行う製造所の登録番号及び登録年月日  
(届出後に変更を行うことができるようになるまでの日数)

**第六十八条の十二** 法第十四条の七の二第六項の厚生労働省令で定める日数は、四十日(法第十四条第一項の承認(同条第十五項の承認を受けたときは、最後に受けた第六十八条の三各号に掲げる事項の変更に係る同項の承認)を受けてから第六十八条の三各号に掲げる事項の変更(法第十四条第十五項の承認を受けたときは、最後に受けた同項の承認に係る変更)に係る第四十八条の規定による届出を行つておらず、かつ、変更計画について最後に法第十四条の七の二第二項の規

定による確認を受けてから第六十八条の七の規定による届出を行つていらない場合は、二十日)(日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日、十二月二十九日から翌年の一月三日までの日及び土曜日は、算入しない。)とする。

**第六十八条の十三** 法第十四条の七の二第六項の規定による届出は、様式第三十七の八による届書(正副二通)を厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

一 前項の届書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

二 第六十八条の二第三項第一号ロで示された試験の結果が判定基準に適合していることを説明する資料

二 法第十四条の七の二第三項に基づき、厚生労働省令で定める基準に適合している旨の確認を受けた場合には、その結果に關する書類

三 その他届出に係る変更が変更計画に従つた変更であることの確認の際に必要な資料

二 前項第一号及び第三号に規定する資料は、医薬品の安全性に關する非臨床試験の実施の基準に關する省令及び医薬品の臨床試験の実施の基準に關する省令に定めるもののはか、次に掲げるとところにより、収集され、かつ、作成されたものでなければならない。

一 当該資料は、これを作成することを目的として行われた調査又は試験において得られた結果に基づき正確に作成されたものであること。

二 前号の調査又は試験において、届出に係る医薬品、医薬部外品又は化粧品についてその届出に係る品質、有効性及び安全性を有することを疑わせる調査結果、試験成績等が得られた場合には、当該調査結果、試験成績等についても検討及び評価が行われ、その結果が当該資料に記載されていること。

三 当該資料の根拠となつた資料は、第一項の届書を提出した日から前条に定める日数が経過する日まで保存されていること。ただし、資料の性質上その保存が著しく困難であると認められるものにあつては、この限りでない。

四 厚生労働大臣が法第十四条の七の二第八項の規定により機構に同条第一項の確認を行わせることとした場合における第一項の規定の適用については、同項中「厚生労働大臣」とあるのは、「機構を経由して厚生労働大臣」とする。

#### (機構に対する医薬品等変更計画確認の申請)

**第六十八条の十四** 法第十四条の九による申請書を当該申請に係る品目の法第十四条の七の二第一項の確認を行わせることとしたときは、令第二十七条第一項に規定する医薬品、医薬部外品又は化粧品に係る法第十四条の七の二第一項の確認の申請者は、機構に当該確認の申請をしなければならない。

二 前項の申請は、様式第三十七条の九による申請書を当該申請に係る品目の法第十四条の七の二第一項の確認の申請書に添付して行うものとする。

三 一項の確認の申請書によつて行うものとする。

#### (機構による医薬品等変更計画確認の結果等の通知)

**第六十八条の十五** 法第十四条の七の二第九項の規定により読み替えて準用する法第十四条の二の二第三項の規定による法第十四条の七の二第一項の確認の結果の通知は、様式第三十七条の十による通知書によつて行うものとする。

二 法第十四条の七の二第九項の規定により読み替えて準用する法第十四条の二の三第六項の規定による法第十四条の七の二第三項の確認の結果の通知は、様式第三十七条の七による通知書によつて行うものとする。

三 第六項の規定による法第十四条の七の二第一項の確認の結果の通知は、様式第三十七条の十による通知書によつて行うものとする。

一 法第十四条の七の二第十一項の規定により機構が厚生労働大臣に対して行う届出の状況の通知は、様式第三十七条の十一による通知書によつて行うものとする。

二 第一項の認定の申請に際して提出した資料

(承継の届出)

**第六十九条** 法第十四条の八第一項の厚生労働省令で定める資料及び情報は、次のとおりとする。

一 法第十三条第一項(同条第九項において準用する場合を含む。)の許可又は法第十三条の三

- 二 法第十四条第一項の承認の申請及び同条第十五項の当該承認事項の一部変更の承認の申請に際して提出した資料及びその根拠となつた資料
- 三 法第十四条第十二項（同条第十五項において準用する場合を含む。）に規定する使用の成績に関する資料その他の資料
- 四 法第十四条の二の二第四項の規定による報告に際して提出した資料及びその根拠となつた資料
- 五 法第十四条の四第一項の再審査の申請に際して提出した資料及びその根拠となつた資料
- 六 法第十四条の六第一項の再評価の申請に際して提出した資料及びその根拠となつた資料
- 七 法第十四条の六第七項の規定による報告に際して提出した資料及びその根拠となつた資料
- 八 法第十四条の七の二第一項及び第三項の確認の申請に際して提出した資料及びその根拠となつた資料並びに同条第六項の届出に際して提出した資料及びその根拠となつた資料
- 九 法第六十八条の二十二第一項の規定による生物由来製品に関する記録及び当該記録に関連する資料
- 十 品質管理の業務に関する資料及び情報
- 十一 製造販売後安全管理（法第十二条の二第一項第一号に規定する製造販売後安全管理をいう。以下同じ。）の業務に関する資料及び情報
- 十二 その他品質、有効性及び安全性に関する資料及び情報
- 十三 法第十四条の八第三項の規定による届出は、様式第三十八による届書（厚生労働大臣に提出する場合にあつては正副二通、都道府県知事に提出する場合にあつては正本一通）を提出することによつて行うものとする。
- 十四 前項の届書には、医薬品等承認取得者の地位を承継する者であることを証する書類を添えなければならぬ。
- （製造販売の届出）
- 十五 法第十四条の九第一項の規定による届出は、様式第三十九による届書（厚生労働大臣に提出する場合にあつては正本一通及び副本二通、都道府県知事に提出する場合にあつては正副二通）を提出することによつて行うものとする。
- 十六 法第十四条の九第二項の規定による変更の届出は、様式第四十による届書（厚生労働大臣に提出する場合にあつては正本一通及び副本二通、都道府県知事に提出する場合にあつては正副二通）を提出することによつて行うものとする。
- 十七 法第十四条の十第一項の規定により機構に届け出ることとされている場合における第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「厚生労働大臣に提出する場合にあつては正本一通及び副本二通、都道府県知事に提出する場合にあつては正副二通」を」とあるのは、「正副二通」を機構に」とする。
- （機構による製造販売の届出の受理に係る通知）
- 十八 法第十四条の十第二項の規定により厚生労働大臣に對して行う製造販売の届出の受理に係る通知は、様式第四十一による通知書によつて行うものとする。
- （医薬品等総括製造販売責任者の基準）
- 十九 医薬品の製造販売業者は、法第十七条第一項の規定により、医薬品の品質管理及び製造販売後安全管理を行わせるために、薬剤師（同項ただし書各号のいずれかに該当する場合であつて、薬剤師以外の技術者）であつて、次の各号に掲げる要件を満たす者を置かなければならない。
- 二十 医薬品の品質管理及び製造販売後安全管理に関する業務を適正かつ円滑に遂行しうる能力を有する者であること。
- 二十一 法第十二条第一項に規定する第一種医薬品製造販売業許可を受けた者が医薬品の品質管理及び製造販売後安全管理を行わせる場合にあつては、医薬品の品質管理又は製造販売後安全管理に関する業務その他これに類する業務に三年以上従事した者であること。

- 第八十五条の二** 医薬部外品の品質管理及び製造販売後安全管理を行ふ者に係る法第十七条第一項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。
- 一 薬剤師
- 二 旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学、旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学若しくは高等専門学校（以下「大学等」という。）で、薬学又は化学に関する専門の課程を修了した者
- 三 旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）に基づく中等学校（以下「旧制中学」という。）若しくは学校教育法に基づく高等学校（以下「高校」という。）又はこれと同等以上の学校で、薬学又は化学に関する専門の課程を修了した後、医薬品又は医薬部外品の品質管理又は製造販売後安全管理に関する業務に三年以上従事した者
- 四 厚生労働大臣が前三号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めた者
- 五 化粧品の品質管理及び製造販売後安全管理を行う者に係る法第十七条第一項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。
- 一 薬剤師
- 二 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、薬学又は化学に関する専門の課程を修了した者
- 三 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、薬学又は化学に関する科目を修得した後、医薬品、医薬部外品又は化粧品の品質管理又は製造販売後安全管理に関する業務に三年以上従事した者
- 四 厚生労働大臣が前三号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めた者
- （薬剤師以外の技術者に行わせることができる医薬品の品質管理及び製造販売後安全管理）
- 第八十六条** 医薬品の製造販売業者は、法第十七条第一項ただし書の規定により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、医薬品の品質管理及び製造販売後安全管理について、薬剤師に代え、それぞれ当該各号に掲げる技術者をもつて行わせることができる。  
一 令第二十条第一項第四号に掲げる医薬品についてのみその製造販売をする場合  
二 上従事した者  
三 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、薬学又は化学に関する専門の課程を修了した者  
四 厚生労働大臣がイ又はロのいずれかに該当する者
- （イ 生薬の製造又は販売に関する業務（品質管理又は製造販売後安全管理に関する業務を含む。）において生薬の品種の鑑別等の業務に五年以上従事した者）
- （ロ 厚生労働大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めた者）
- 二 医療の用に供するガス類その他これに類する医薬品であつて、厚生労働大臣が指定するもの（以下「医療用ガス類」という。）についてのみその製造販売をする場合 イからハまでのいずれかに該当する者
- イ 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、薬学又は化学に関する専門の課程を修了した者
- ロ 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、薬学又は化学に関する科目を修得した後、医療用ガス類の品質管理又は製造販売後安全管理に関する業務に三年以上従事した者
- ハ 厚生労働大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めた者
- （イ 大学等で、薬学又は化学に関する専門の課程を修了した者）
- （ロ 厚生労働大臣がイ又はロのいずれかに該当する者）
- 三 前二号に掲げる場合以外の場合であつて、薬剤師を置くことが著しく困難であると認められる場合 イ又はロのいずれかに該当する者
- （イ 大学等で、薬学又は化学に関する専門の課程を修了した者）
- （ロ 厚生労働大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めた者）
- （前項第三号に掲げる場合に、医薬品の品質管理及び製造販売後安全管理について、薬剤師に代え、同号に掲げる技術者をもつて行わせることができると認める期間は、医薬品等総括製造販売責任者として技術者を置いた日から起算して五年とする。）

(医薬品等総括製造販売責任者の業務及び遵守事項)

**第八十七条** 法第十七条第四項の医薬品等総括製造販売責任者が行う医薬品、医薬部外品又は化粧品の品質管理及び製造販売後安全管理のために必要な業務は、次のとおりとする。

一 医薬品、医薬部外品、化粧品及び再生医療等製品の品質管理の基準に関する省令（平成十六年厚生労働省令百三十六号）により医薬品等総括製造販売責任者が行うこととされた業務

二 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の製造販売後安全管理の基準に該する省令により医薬品等総括製造販売責任者が行うこととされた業務

三 法第十八条の二第一項第一号に規定する医薬品等総括製造販売責任者が有する権限に係る業務

法第十七条第四項の医薬品等総括製造販売責任者が遵守すべき事項は、次のとおりとする。

一 品質管理及び製造販売後安全管理に係る業務に関する法令及び実務に精通し、公正かつ適正に当該業務を行うこと。

二 法第十七条第三項の規定により製造販売業者に対して述べる意見を記載した書面の写しを五年間保存すること。

三 医薬品、医薬部外品又は化粧品の品質管理に関する業務の責任者（以下「医薬品等品質保証責任者」という。）及び医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売後安全管理に関する業務の責任者（以下「医薬品等安全管理責任者」という。）との相互の密接な連携を図ること。

四 法第十七条第三項の規定により製造販売業者に対して述べる意見を記載した書面の写しを五年間保存すること。

五 医薬品、医薬部外品又は化粧品の品質管理に関する業務の責任者（以下「医薬品等品質保証責任者」という。）及び医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売後安全管理に関する業務の責任者（以下「医薬品等安全管理責任者」という。）との相互の密接な連携を図ること。

六 医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造の管理について、薬剤師に代え、それぞれ当該各号に掲げる技術者をもつて行わせることができる。

七 令第二十条第一項第四号に掲げる医薬品、イ又はロのいずれかに該当する者

八 生薬の製造又は販売に関する業務（品質管理又は製造販売後安全管理に関する業務を含む。）において生薬の品種の鑑別等の業務に五年以上従事した者

九 口 厚生労働大臣がイに掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めた者

十 口 医療用ガス類 イからハまでのいずれかに該当する者

十一 口 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、薬学又は化学に関する専門の課程を修了した者

十二 口 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、薬学又は化学に関する専門の課程を修了した後、医療用ガス類の製造に関する業務に三年以上従事した者

十三 口 厚生労働大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めた者

十四 口 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、薬学又は化学に関する専門の課程のうち前項に定める場合のほか、法第十三条の二の二第一項の登録を受けた医薬品の製造工程のうち後、医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造に関する業務に三年以上従事した者

十五 口 厚生労働大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めた者

十六 口 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、薬学又は化学に関する専門の課程を修了した者

十七 口 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、薬学又は化学に関する科目を修得した後、医薬品の製造に関する業務に三年以上従事した者

十八 口 厚生労働大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めた者

十九 口 医薬品製造管理者の業務及び遵守事項

二十 口 医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成十六年厚生労働省令第七十九号）により医薬品製造管理者が行うこととされた業務

二十一 口 法第十八条の二第三項第一号に規定する医薬品製造管理者が有する権限に係る業務

二十二 口 法第十七条第九項の医薬品製造管理者が遵守すべき事項は、次のとおりとする。

一 製造の管理に係る業務に関する法令及び実務に精通し、公正かつ適正に当該業務を行うこと。

二 法第十七条第七項の規定により製造業者に対して述べる意見を記載した書面の写しを五年間保存すること。

三 年間（当該記録に係る医薬品、医薬部外品又は化粧品に関する記録を作成し、かつ、これを有効期間に一年を計算した期間）保管しなければならない。ただし、この省令の他の規定又は薬事に関する他の法令の規定により、記録の作成及びその保管が義務付けられている場合には、この限りではない。

（医薬部外品等責任技術者の資格）

**第九十一条** 医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造所の医薬品製造管理者又は医薬部外品等責任技術者は、製造及び試験に関する記録その他当該製造所の管理に関する記録を作成し、かつ、これを三年間（当該記録に係る医薬品、医薬部外品又は化粧品に関する記録を作成し、かつ、これを有効期間に一年を計算した期間）保管しなければならない。ただし、この省令の他の規定又は薬事に関する他の法令の規定により、記録の作成及びその保管が義務付けられている場合には、この限りではない。

（医薬部外品等責任技術者の資格）

**第九十二条** 医薬品、医薬部外品の製造業者は、法第十七条第十項の規定により、次の各号のいずれかに該当する責任技術者を、製造所ごとに置かなければならぬ。ただし、令第二十条第二項の規定により厚生労働大臣が指定する医薬部外品を製造する製造所にあつては、薬剤師でなければならぬ。

一 薬剤師

二 大学等で、薬学又は化学に関する専門の課程を修了した者

三 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、薬学又は化学に関する専門の課程を修了した後、医薬品又は医薬部外品の製造に関する業務に三年以上従事した者

四 厚生労働大臣が前三号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めた者

五 化粧品の製造業者は、法第十七条第十項の規定により、次の各号のいずれかに該当する責任技術者を、製造所ごとに置かなければならない。

一 薬剤師

二 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、薬学又は化学に関する専門の課程を修了した者

三 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、薬学又は化学に関する科目を修得した後、医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造に関する業務に三年以上従事した者

四 厚生労働大臣が前三号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めた者

五 化粧品のみを行う製造所に係る医薬部外品等責任技術者の資格

**第九十三条の二** 前条第一項の規定にかかるわらず、法第十三条の二の二第一項の登録を受けた医薬部外品の製造工程のうち保管のみを行う製造所の製造業者は、当該登録に係る製造所の管理について、前条第一項各号に掲げる技術者に代え、次の各号のいずれかに該当する技術者をもつて行わせることができる。

一 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、薬学又は化学に関する専門の課程を修了した者

二 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、薬学又は化学に関する科目を修得した後、医薬品又は医薬部外品の製造に関する業務に三年以上従事した者

三 厚生労働大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めた者

四 医薬品製造管理者の業務及び遵守事項

五 医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成十六年厚生労働省令第七十九号）により医薬品製造管理者が行うこととされた業務

六 法第十八条の二第三項第一号に規定する医薬品製造管理者が有する権限に係る業務

七 法第十七条第九項の医薬品製造管理者が遵守すべき事項は、次のとおりとする。

一 医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成十六年厚生労働省令第七十九号）により医薬品製造管理者が行うこととされた業務

二 法第十七条第九項の医薬品製造管理者が遵守すべき事項は、次のとおりとする。

二 品質不良その他製品の品質に重大な影響が及ぶおそれがある場合においては、所要の措置が速やかにとられていること及びその進捗状況を確認し、必要に応じ、改善等所要の措置をとるよう指示すること。

三 法第十八条の二第三項第一号に規定する医薬部外品等責任技術者が有する権限に係る業務と。法第十七条第十四項の医薬部外品等責任技術者が遵守すべき事項は、次のとおりとする。

二 法第十七条第十二項の規定により製造業者に対して述べる意見を記載した書面の写しを五年間保存すること。

(医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造販売業者の遵守事項)

第九十二条 法第十八条第一項の医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業者が遵守すべき事項は、次のとおりとする。

一 薬事に関する法令に従い適正に製造販売が行われるよう必要な配慮をすること。

二 製造販売しようとする製品の品質管理を適正に行うこと。

三 製造販売しようとする製品の製造販売後安全管理を適正に行うこと。

四 医薬品の製造販売業者（法第十七条第一項ただし書第一号に規定する医薬品についてのみその製造販売をする製造販売業者を除く。）であつて、その医薬品等総括製造販賣責任者として薬剤師以外の技術者を置く場合には、次のイ及びロに掲げる措置を講ずること。

イ 医薬品等総括製造販賣責任者補佐薬剤師を置くこと。

ロ 医薬品等総括製造販賣責任者として法第十七条第二項に規定する能力及び経験を有する薬剤師を置くために必要な措置

五 医薬品等総括製造販賣責任者、医薬品等品質保証責任者及び医薬品等安全管理責任者がそれぞれ相互に連携協力し、その業務を行うことができるよう必要な配慮をすること。

六 医薬品等総括製造販賣責任者が第八十七条の規定による責務を果たすために必要な配慮をする。

第九十二条の二 医薬品の製造販売業者は、店舗販売業者に対し、要指導医薬品又は一般用医薬品以外の医薬品を、配置販売業者に対し、一般用医薬品以外の医薬品を販売し、又は授与してはならない。

第九十二条の三 薬局製造販売医薬品の製造販賣業者である薬局開設者は、当該薬局以外の薬局開設者又は医薬品の製造販賣業者、製造業者若しくは販賣業者に対して、薬局製造販売医薬品を販売し、又は授与してはならない。

(医薬品の製造販売後臨床試験の製造販賣業者の遵守事項)

第九十三条 医薬品の製造販賣業者が、第十四条第一項に規定する医療用医薬品（体外診断用医薬品及び専ら疾病的診断に使用されることが目的とされている医薬品であつて皮膚に貼り付けられるものを除く。）について行う製造販賣後臨床試験（医薬品の製造販賣後の調査及び試験の実施の基準に関する省令第二条第一項第三号に規定する製造販賣後臨床試験をいう。以下この条において「医薬品の製造販賣後臨床試験」という。）の実施に当たり遵守すべき事項は、次のとおりとする。

一 医薬品の製造販賣後臨床試験の実施に関する医薬品の製造販賣後の調査及び試験の実施の基準に関する省令で定める基準に適合するものであること。

二 医薬品の製造販賣後臨床試験を実施するに当たり世界保健機関が公表を求める事項その他医薬品の製造販賣後臨床試験の実施の透明性の確保及び国民の医薬品の製造販賣後臨床試験への参加の選択に資する事項があらかじめ公表すること。これを変更したときも、同様とする。

三 医薬品の製造販賣後臨床試験を中止し、又は終了したときは、原則として、医薬品の製造販賣後臨床試験を中止した日又は終了した日のいずれか早い日から一年以内にその結果の概要を作成し、公表すること。

(製造販賣のための医薬品、医薬部外品又は化粧品の輸入に係る手続)

第九十四条 製造販賣のために医薬品、医薬部外品又は化粧品を、業として、輸入しようとする製造販賣業者は、通関のときまでに、輸入しようとする品目について、次のいずれかが行われていることをすることを証する書類又はその写しを有していなければならない。

一 法第十四条第一項若しくは第五項（法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）の承認又はその申請

二 法第十四条の九第一項又は第二項の届出

三 法第十九条の二第一項の承認又はその申請

(製造のための医薬品、医薬部外品又は化粧品の輸入に係る手続)

四 法第十四条第一項若しくは第五項（法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）の承認又はその申請

一 法第十四条第一項若しくは第五項（法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）の承認又はその申請

二 法第十四条の九第一項又は第二項の届出

三 法第十九条の二第一項の承認又はその申請

四 法第八十条の六第一項又は第八十条の八第一項の登録

(製造管理又は品質管理の方法の基準への適合)

第五十六条 医薬品（次に掲げるものを除く。）若しくは医薬部外品（令第二十条第一項の規定により製造管理又は品質管理に注意を要するものとして厚生労働大臣が指定するものに限る。）の製造業者、法第十三条の三第一項の認定を受けた医薬品等外国製造業者（以下「認定医薬品等外国製造業者」という。）又は法第十三条の三の二第一項の登録を受けた者（以下「登録医薬品等外国製造業者」という。）は、その製造所における製造管理又は品質管理の方法を、法第十四条

第一項第四号の厚生労働省令で定める基準に適合させなければならない。

一 専らねずみ、はえ、蚊、のみその他これらに類する生物の防除のために使用されることが目的とされている医薬品（以下「防除用医薬品」という。）のうち、人の身体に直接使用されることのないもの

二 専ら滅菌又は消毒に使用されることが目的とされている医薬品（以下「滅菌消毒用医薬品」という。）のうち、人の身体に直接使用されることのないもの

三 専ら前二号に掲げる医薬品の製造の用に供されることが目的とされている原薬たる医薬品

四 生薬を粉末にし、又は刻む工程のみを行う製造所において製造される医薬品

五 薬局製造販売医薬品

六 医療の用に供するガス類のうち、厚生労働大臣が指定するもの

七 前各号に掲げるもののほか、日本薬局方に収められている物のうち、人体に対する作用が緩和なものとして厚生労働大臣が指定するもの

(薬局製造販売医薬品の製造業者の遵守事項)

第五十七条 医薬品の製造業者である薬局開設者は、当該薬局で調剤に従事する薬剤師に当該薬局における設備及び器具をもつて、薬局製造販売医薬品を製造させなければならない。

一 薬局製造販売医薬品の製造業者である薬局開設者は、当該薬局以外の医薬品の製造販賣業者又は製造業者に対して、薬局製造販売医薬品を販売し、又は授与してはならない。

(製造販賣後安全管理業務を委託することができる範囲)

第五十八条 法第十八条第五項の厚生労働省令で定める業務は、次のとおりとする。

一 医薬品、医薬部外品又は化粧品の品質、有効性及び安全性に関する事項その他医薬品、医薬部外品又は化粧品の適正な使用のために必要な情報（以下この章において「安全管理情報」という。）の収集

二 安全管理情報の解析

三 安全管理情報の検討の結果に基づく必要な措置の実施

四 収集した安全管理情報の保存その他の前三号に附帯する業務

(製造販売後安全管理業務を再委託することができる範囲)

**第九十八条** 医薬品・医薬部外品又は化粧品の製造販売業者は、製造販売後安全管理に係る業務

(以下「製造販売後安全管理業務」という。)を受託する者(以下この章において「受託者」とい

う。)に、当該製造販売後安全管理業務を再委託させてはならない。

前項の規定にかかわらず、医薬品の製造販売業者は、機械器具等と一緒に製造販売するものとして承認を受けた医薬品に関する製造販売後安全管理業務を再委託させてはならない。

3 第一項の規定にかかわらず、医薬品の製造販売業者は、他の医薬品の製造販売業者に医薬品を販売し、又は授与する場合であつて、当該医薬品に関する製造販売後安全管理業務を当該製造販

売業者に委託する場合には、受託者に、当該製造販売後安全管理業務のうち、前条第一号から第三号までに掲げる業務を再委託させることができる。

4 医薬品の製造販売業者は、前二項の規定により再委託させる製造販売後安全管理業務を再受託する者に、当該製造販売後安全管理業務をさらに委託させてはならない。

(处方箋医薬品の製造販売後安全管理業務を委託する方法)

**第九十八条の二** 製造販売業者が处方箋医薬品(体外診断用医薬品を除く。以下この章において同じ。)の製造販売後安全管理業務のうち第九十七条第一号から第三号までに掲げる業務を委託す

る場合には、当該業務の受託者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一 委託する業務(以下この条において「委託安全管理確保業務」という。)を適正かつ円滑に遂行しうる能力を有する者であること。

二 委託安全管理確保業務を適正かつ円滑に遂行しうる能力を有する当該業務の実施に係る責任者(以下この条及び第九十八条の六において「受託安全管理実施責任者」という。)を置いていること。

三 委託安全管理確保業務に係る次項の手順書その他委託安全管理に必要な文書(以下この条において「製造販売後安全管理業務手順書等」という。)の写しを委託安全管理業務を行う事務所に備え付けていること。

製造販売業者は、处方箋医薬品の製造販売後安全管理業務のうち第九十七条第一号から第三号までに掲げる業務を委託する場合においては、次に掲げる手順を作成しなければならない。

一 安全管理業務の収集に関する手順

二 安全管理情報の検討及びその結果に基づく安全確保措置の立案に関する手順

三 安全確保措置の実施に関する手順

四 受託安全管理実施責任者への報告に関する手順

五 医薬品・医薬部外品・化粧品・医療機器及び再生医療等製品の製造販売後安全管理の基準に

関する省令第二条第三項に規定する医薬品リスク管理(第九十八条の六第二項第五号において「医薬品リスク管理」という。)に関する手順(市販直後調査に関する手順を含む。)

六 委託の手順

七 委託安全管理業務に係る記録の保存に関する手順

八 医薬品等品質保証責任者その他の处方箋医薬品の製造販売に係る業務の責任者との相互の連携に関する手順

九 その他委託安全管理確保業務を適正かつ円滑に行うために必要な手順

3 製造販売業者は、处方箋医薬品の製造販売後安全管理業務のうち第九十七条第一号から第三号までに掲げる業務を委託する場合には、製造販売後安全管理業務手順書等に基づき、次に掲げる事項を記載した文書により受託者との契約を締結し、その契約書を保存しなければならない。

一 委託安全管理実施責任者の設置及び当該者の実施する委託安全管理業務の範囲に関する事項

二 受託安全管理実施責任者の設置及び当該者の実施する委託安全管理業務の範囲に関する事項

三 委託安全管理確保業務に係る前項各号(第六号を除く。)に掲げる手順に関する事項

四 委託安全管理確保業務の実施の指示に関する事項

五 次項第三号の報告及び同項第四号の確認に関する事項

六 第七項の指示及び第八項の確認に関する事項

七 第九項の情報提供に関する事項

八 その他必要な事項

四 製造販売業者は、处方箋医薬品の製造販売後安全管理業務のうち第九十七条第一号から第三号までに掲げる業務を委託する場合には、製造販売後安全管理業務手順書等及び前項の契約書に基づき、次に掲げる業務を医薬品等安全管理責任者に行わせなければならない。

一 委託安全管理確保業務を統括すること。

二 受託安全管理実施責任者に委託安全管理確保業務の実施につき文書により指示するとともに、その写しを保存すること(第九十七条第一号に掲げる業務を委託する場合を除く。)。

三 受託安全管理実施責任者に委託安全管理確保業務に関する記録を作成させ、文書により報告させること。

四 受託者が委託安全管理業務を適正かつ円滑に行つてはいるかどうかを確認し、その記録を作成すること。

五 第三号の報告及び前号の記録を保存するとともに、製造販売業者及び医薬品等総括製造販売責任者に文書により報告すること。

六 製造販売業者は、市販直後調査に係る業務であつて处方箋医薬品の製造販売後安全管理業務のうち第九十七条第一号から第三号までに掲げる業務を委託する場合においては、製造販売後安全管理業務手順書等及び医薬品・医薬部外品・化粧品・医療機器及び再生医療等製品の製造販売後安全管理の基準に関する省令第十条第一項(同令第十四条において準用する場合を含む。)に規定する市販直後調査実施計画書(以下「市販直後調査実施計画書」という。)に基づき、次に掲げる業務を医薬品等安全管理責任者に行わせなければならない。

一 受託安全管理実施責任者に委託安全管理業務に関する記録を作成させ、文書により報告させること。

二 前号の文書を保存すること。

三 製造販売業者は、处方箋医薬品の製造販売後安全管理業務のうち第九十七条第四号に掲げる業

務を委託する場合においては、当該委託安全管理確保業務を適正かつ円滑に遂行しうる能力を有する者に委託しなければならない。この場合において、製造販売業者は、製造販売後安全管理業務手順書等に基づき、次に掲げる事項を記載した文書により受託者との契約書を保存しなければならない。

一 委託安全管理業務の範囲

二 その他必要な事項

七 製造販売業者は、医薬品等安全管理責任者に委託安全管理確保業務の改善の必要性について検討させ、その必要性があるときは、製造販売後安全管理業務手順書等及び第三項の契約書に基づき、受託者に必要な措置を講じるよう文書により指示し、その文書を保存しなければならない。

八 製造販売業者は、前項の規定に基づき指示を行つた場合においては、当該措置が講じられたことを確認し、その記録を保存しなければならない。

九 製造販売業者は、委託安全管理業務を行つ上で必要な情報を受け取らなければならぬ。

(处方箋医薬品以外の医薬品の製造販売後安全管理業務を委託する方法)

**第九十八条の三** 製造販売業者が处方箋医薬品以外の医薬品の製造販売後安全管理業務のうち第九十七条各号に掲げる業務を委託する場合には、前条(第一項第二号、第二項第四号及び第三項第二号を除く。)の規定を準用する。この場合において、同条第四項第二号及び第三号並びに第五項中「受託安全管理実施責任者」とあるのは「あらかじめ指定する者」と読み替えるものとする。

(医薬部外品又は化粧品の製造販売後安全管理業務を委託する方法)

第九十八条の四 製造販売業者が医薬部外品又は化粧品の製造販売後安全管理業務のうち第九十七条各号に掲げる業務を委託する場合においては、第九十八条の二第一項第一号及び同条第三項から第九項まで（第三項第二号及び第三号並びに第五項を除く。）の規定を準用する。この場合に

おいて、同条第三項中「製造販売後安全管理業務手順書等に基づき、次に」とあるのは「次に」と、同条第四項中「製造販売後安全管理業務手順書等及び前項」とあるのは「前項」と、同項第二号及び第三号中「受託安全管理実施責任者」とあるのは「あらかじめ指定する者」と、同条第六項中「製造販売後安全管理業務手順書等に基づき、次に」とあるのは「次に」と、同条第七項中「製造販売後安全管理業務手順書等及び第三項」とあるのは「第三項」と読み替えるものとする。

（委託安全確保業務に係る記録の保存）

第九十八条の五 前三条の規定により保存することとされている文書その他の記録の保存期間は、当該記録を利用しなくなつた日から五年間とする。ただし、次に掲げる記録の保存期間はそれぞれ各号に定める期間とする。

一 生物由来製品（次号に掲げるものを除く。）に係る記録 利用しなくなつた日から十年間

二 特定生物由来製品に係る記録 利用しなくなつた日から三十年間  
一 製造販売業者は、前三条の規定にかかるらず、製造販売後安全管理業務手順書等又はあらかじめ定めた文書に基づき、前三条の規定により記録を保存しなければならないとされている者に代えて、製造販売業者が指定する者に、当該記録を保存させることができる。

（处方箋医薬品の製造販売後安全管理業務を再委託する方法）

第九十八条の六 受託者が処方箋医薬品の製造販売後安全管理業務のうち第九十七条第一号から第三号までに掲げる業務を再委託する場合においては、当該業務の再受託者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一 再委託する業務（以下この条において「再委託安全管理業務」という。）を適正かつ円滑に遂行しうる能力を有する者であること。  
二 再委託安全管理業務を適正かつ円滑に遂行しうる能力を有する当該業務の実施に係る責任者（以下この条において「再受託安全管理実施責任者」という。）を置いていること。  
三 再委託安全管理業務に係る次項の手順書その他再委託安全管理業務に必要な文書（以下この条において「製造販売後安全管理業務手順書等」という。）の写しを再委託安全管理業務を行

う事務所に備え付けていること。  
四 安全管理情報の収集に関する手順  
五 安全管理措置の立案に関する手順  
六 安全管理情報の検討及びその結果に基づく安全確保措置の立案に関する手順  
七 安全管理措置の実施に関する手順  
八 再受託安全管理実施責任者への報告に関する手順  
九 医薬品リスク管理に関する手順（市販直後調査に関する手順を含む。）  
一〇 再委託の手順  
一一 安全管理措置の実施に関する手順  
一二 安全管理情報の収集に関する手順  
一三 安全管理措置の立案に関する手順  
一四 再受託安全管理実施責任者からの受託安全管理業務手順書等に基づく安全管理に関する手順  
一五 医薬品リスク管理に関する手順  
一六 再委託の手順  
一七 委託元である製造販売業者は、受託者が処方箋医薬品の製造販売後安全管理業務のうち第九十七条第一号から第三号までに掲げる業務を再委託する場合においては、受託者に、次に掲げる手順を記載した再委託安全管理業務に係る製造販売後安全管理業務手順書を作成させなければならない。

一 安全管理情報の収集に関する手順  
二 安全管理措置の立案に関する手順  
三 安全管理措置の実施に関する手順  
四 再受託安全管理実施責任者への報告に関する手順  
五 医薬品リスク管理に関する手順  
六 再委託の手順  
七 委託元である製造販売業者は、受託者が処方箋医薬品の製造販売後安全管理業務のうち第九十七条第一号から第三号までに掲げる業務を再委託する場合においては、受託者に、次に掲げる手順を記載した再委託安全管理業務に係る製造販売後安全管理業務手順書を作成させなければならない。

一 安全管理情報の収集に関する手順  
二 安全管理措置の立案に関する手順  
三 安全管理措置の実施に関する手順  
四 再受託安全管理実施責任者への報告に関する手順  
五 医薬品リスク管理に関する手順  
六 再委託の手順  
七 委託元である製造販売業者は、受託者が処方箋医薬品の製造販売後安全管理業務のうち第九十七条第一号から第三号までに掲げる業務を再委託する場合においては、受託者に、次に掲げる手順を記載した再委託安全管理業務に係る製造販売後安全管理業務手順書を作成させなければならない。

一 再委託安全管理業務の範囲  
二 再受託安全管理実施責任者の設置及び当該者の実施する再委託安全管理業務の範囲に関する事項  
三 再委託安全管理業務に係る前項各号（第六号を除く。）に掲げる手順に関する事項  
四 再委託安全管理業務の実施の指示に関する事項  
五 次項第三号の報告及び同項第四号の確認に関する事項  
六 第七項の指示及び第八項の確認に関する事項  
七 第九項の情報提供に関する事項  
八 その他必要な事項

四 委託元である製造販売業者は、受託者が処方箋医薬品の製造販売後安全管理業務のうち第九十七条第一号から第三号までに掲げる業務を再委託する場合においては、受託者が、製造販売後安全管理業務手順書等及び前項の契約書に基づき、次に掲げる業務を受託安全管理実施責任者に行わせることを確認しなければならない。  
一 再委託安全管理業務を統括すること。  
二 再受託安全管理実施責任者に再委託安全管理業務の実施につき文書により指示するとともに、その写しを保存すること（第九十七条第一号に掲げる業務を除く。）。  
三 再受託安全管理実施責任者に再委託安全管理業務に関する記録を作成させ、文書により報告させること。  
四 再受託者が再委託安全管理業務を適正かつ円滑に行つているかどうかを確認し、その記録を作成すること。

五 第三号の報告及び前号の記録を保存するとともに、受託者及び受託者の医薬品等総括製造販売責任者又は医療機器等総括製造販賣責任者に文書により報告すること。

六 委託元である製造販売業者は、受託者が市販直後調査に係る業務であつて処方箋医薬品の製造販売後安全管理業務のうち第九十七条第一号から第三号までに掲げる業務を再委託する場合においては、受託者が、製造販売後安全管理業務手順書等及び市販直後調査実施計画書に基づき、次に掲げる業務を受託安全管理実施責任者に行わせることを確認しなければならない。

一 再受託安全管理実施責任者に再委託安全管理業務に関する記録を作成させ、文書により報告させること。  
二 前号の文書を保存すること。

七 委託元である製造販売業者は、受託者が処方箋医薬品の製造販売後安全管理業務のうち第九十七条第四号に掲げる業務を再委託する場合においては、当該再委託安全管理業務を適正かつ円滑に遂行しうる能力を有する者に再委託させなければならない。この場合において、委託元である製造販売業者は、受託者に、製造販売後安全管理業務手順書等に基づき、次に掲げる事項を記載した文書により再委託者との契約を締結させ、その契約書を保存させなければならない。

一 再委託安全管理業務の範囲  
二 その他必要な事項

八 委託元である製造販売業者は、受託者に、その受託安全管理実施責任者に再委託安全管理業務の改善の必要性について検討させ、その必要性があるときは、製造販売後安全管理業務手順書等及び第三項の契約書に基づき、再受託者に所要の措置を講じるよう文書により指示させ、その文書を保存させなければならない。

九 受託者は、再委託安全管理業務を行う上で必要な情報を再受託者に提供しなければならない。

一〇 委託元である製造販売業者は、受託者が前項の規定に基づき指示を行つた場合においては、受託者に当該措置が講じられたことを確認させ、その記録を保存させなければならない。

一一 委託元である製造販売業者は、受託者が前項の規定により受託者が製造販売後安全管理業務のうち第九十七条第一号から第三号までに掲げる業務を再委託する場合においては、委託元である製造販売業者は、必要に応じ、再受託者を直接確認する体制を確保するものとする。

(处方箋医薬品以外の医薬品の製造販売後安全管理業務を再委託する方法)

### 第九十八条の七

受託者が处方箋医薬品以外の医薬品の製造販売後安全管理業務のうち第九十七条各号に掲げる業務を再委託する場合においては、前条(第一項第二号、第二項第四号及び第三項第二号を除く。)の規定を適用する。この場合において、同条第四項中「受託安全管理実施責任者」とあるのは、「受託者があらかじめ指定する者」と、同項第二号及び第三号中「再受託安全管理実施責任者」とあるのは、「再受託者があらかじめ指定する者」と、同項第五項中「を受託安全管理実施責任者」とあるのは、「受託者があらかじめ指定する者」と、同項第一号中「再受託安全管理実施責任者」とあるのは、「再受託者があらかじめ指定する者」と、同項第七項中「受託安全管理実施責任者」とあるのは、「受託者があらかじめ指定する者」と読み替えるものとする。

### (再委託安全管理業務等に係る記録の保存)

**第九十八条の八** 前二条の規定により保存することとされている文書その他の記録の保存期間については、第九十八条の五の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「製造販売業者」とあるのは、「受託者」と、「前三条」とあるのは、「第九十八条の六及び第九十八条の七」と読み替えるものとする。

### (医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造販売業者の法令遵守体制)

#### 第九十八条の九

医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業者は、次に掲げるところにより、法第十八条の二第一項各号に掲げる措置を講じなければならない。

#### イ 医薬品等品質保証責任者、医薬品等安全管理責任者その他の医薬品、医薬部外品又は化粧品の品質管理及び製造販売後安全管理に関する業務に従事する者に対する業務の指示及び監督に関する権限

一次に掲げる医薬品等総括製造販売責任者の権限を明らかにすること。

#### ロ 医薬品、医薬部外品若しくは化粧品の廃棄、回収若しくは販売の停止、注意事項等情報等の情報に関する権限

法第五十二条第二項各号に掲げる事項又は法第六十八条の二第二項に規定する注意事項等の他の医薬品、医薬部外品又は化粧品の品質管理及び製造販売後安全管理に関する措置の決定及び実施に関する権限

ハ 製造業者、法第十三条の三第一項に規定する医薬品等外國製造業者その他製造に関する業務(試験検査等の業務を含む。)を行う者に対する管理監督に関する権限

ニ イからハまでに掲げるもののほか、医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業者に対する業務を執行するものとのほか、医薬品、医薬部外品又は化粧品の品質管理及び製造販

#### 二 残後安全管理に関する権限

一次に掲げる法第十八条の二第一項第二号に規定する体制を整備すること。

#### イ 医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造の管理に関する業務に従事する者に対する業務の指示及び監督に関する権限

法第五十二条第二項各号に掲げる事項又は法第六十八条の二第二項に規定する注意事項等の他の医薬品、医薬部外品又は化粧品の品質管理及び製造販売後安全管理に関する措置の決定及び実施に関する権限

ハ 製造業者、法第十三条の三第一項に規定する医薬品等外國製造業者その他製造に関する業務(試験検査等の業務を含む。)を行う者に対する管理監督に関する権限

ニ イからハまでに掲げるもののほか、医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業者に対する業務を執行するものとのほか、医薬品、医薬部外品又は化粧品の品質管理及び製造販

#### 三 残後安全管理に関する権限

一次に掲げる法第十八条の二第一項第二号に規定する体制を整備すること。

#### イ 医薬品、医薬部外品又は化粧品の品質管理及び製造販

ハ 製造販売業者が薬事に関する業務に責任を有する役員及び従業者の業務を監督するために必要な情報の収集し、その業務の適正を確保するために必要な措置を講ずる体制

ロ 製造販売業者が薬事に関する業務に責任を有する役員及び従業者の業務を監督するために必要な情報の収集し、その業務の適正を確保するために必要な措置を講ずる体制

ハ イ及びロに掲げるもののほか、製造販売業者の業務の適正を確保するために必要な権限を付与するとともに、それらの者が行う業務を監督すること。

イ 医薬品等総括製造販売責任者

ハ 医薬品等安全管理責任者

三 次に掲げる法第十八条の二第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める者に、法第十二条の二第一項各号の厚生労働省令で定める基準を遵守して医薬品、医薬部外品又は化粧品の品質管理及び製造販売後安全管理を行わせるために必要な権限を付与するとともに、それらの者が行う業務を監督すること。

イ 医薬品等総括製造販売責任者

ハ 医薬品等品質保証責任者

ハ 医薬品等安全管理責任者

ニ イからハまでに掲げる者のほか、医薬品、医薬部外品又は化粧品の品質管理及び製造販売後安全管理に関する業務に従事する者

四 次に掲げる法第十八条の二第一項第四号に規定する措置を講ずること。

イ 医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業者の従業者に対する法令遵守のための指針を示すこと。

ロ 薬事に関する業務に責任を有する役員の権限及び分掌する業務を明らかにすること。

ハ 医薬品の製造方法、試験検査方法その他の医薬品の品質に影響を与えるおそれのある事項の変更に関する情報の収集、当該情報の製造販売業者に対する連絡その他の必要な措置

### (医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造業者の法令遵守体制)

#### 第九十八条の十

医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業者は、次に掲げるところにより、法第十九条の二第三項各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 次に掲げる医薬品製造管理者又は医薬部外品等責任技術者の権限を明らかにすること。

イ 医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造の管理に関する業務に従事する者に対する業務の指示及び監督に関する権限

ロ イに掲げるもののほか、医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造の管理に関する権限

ハ 手続その他の必要な措置

ニ 法第六十八条の十第一項の規定に基づく副作用等の報告が適時かつ適切に行われることを確保するために必要な情報の管理その他の措置

ホ 医薬品の製造販売業者が医薬関係者に対して行う医薬品に関する情報提供が客観的かつ科学的な根拠に基づく正確な情報により行われ、かつ、法第六十六条から第六十八条までに違反する記事の広告、記述又は流布が行われないことを確保するために必要な業務の監督その他の措置

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、第二号に規定する体制を実効的に機能させるために必要な措置

### (医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造業者の法令遵守体制)

#### 第九十八条の十一

医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業者は、次に掲げるところにより、法第十九条の二第三項各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 次に掲げる医薬品製造管理者又は医薬部外品等責任技術者の権限を明らかにすること。

イ 医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造の管理に関する業務に従事する者に対する業務の指示及び監督に関する権限

ロ イに掲げるもののほか、医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造の管理に関する権限

ハ 手続その他の必要な措置

ニ 法第六十八条の十第一項の規定に基づく副作用等の報告が適時かつ適切に行われることを確保するために必要な情報の管理その他の措置

ホ 医薬品の製造販売業者が医薬関係者に対して行う医薬品に関する情報提供が客観的かつ科学的な根拠に基づく正確な情報により行われ、かつ、法第六十六条から第六十八条までに違反する記事の広告、記述又は流布が行われないことを確保するために必要な業務の監督その他の措置

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、第二号に規定する体制を実効的に機能させるために必要な措置

### (医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造業者の法令遵守体制)

#### 第九十八条の十二

医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業者は、次に掲げるところにより、法第十九条の二第三項各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 次に掲げる医薬品製造管理者又は医薬部外品等責任技術者の権限を明らかにすること。

イ 医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造の管理に関する業務に従事する者に対する業務の指示及び監督に関する権限

ロ イに掲げるもののほか、医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造の管理に関する権限

ハ 手続その他の必要な措置

ニ 法第六十八条の十第一項の規定に基づく副作用等の報告が適時かつ適切に行われることを確保するために必要な情報の管理その他の措置

ホ 医薬品の製造販売業者が医薬関係者に対して行う医薬品に関する情報提供が客観的かつ科学的な根拠に基づく正確な情報により行われ、かつ、法第六十六条から第六十八条までに違反する記事の広告、記述又は流布が行われないことを確保するために必要な業務の監督その他の措置

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、第二号に規定する体制を実効的に機能させるために必要な措置

### (医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造業者の法令遵守体制)

#### 第九十八条の十三

医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業者は、次に掲げるところにより、法第十九条の二第三項各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 次に掲げる医薬品製造管理者又は医薬部外品等責任技術者の権限を明らかにすること。

イ 医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造の管理に関する業務に従事する者に対する業務の指示及び監督に関する権限

ロ イに掲げるもののほか、医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造の管理に関する権限

ハ 手続その他の必要な措置

ニ 法第六十八条の十第一項の規定に基づく副作用等の報告が適時かつ適切に行われることを確保するために必要な情報の管理その他の措置

ホ 医薬品の製造販売業者が医薬関係者に対して行う医薬品に関する情報提供が客観的かつ科学的な根拠に基づく正確な情報により行われ、かつ、法第六十六条から第六十八条までに違反する記事の広告、記述又は流布が行われないことを確保するために必要な業務の監督その他の措置

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、第二号に規定する体制を実効的に機能させるために必要な措置

### (医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造業者の法令遵守体制)

#### 第九十八条の十四

医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業者は、次に掲げるところにより、法第十九条の二第三項各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 次に掲げる医薬品製造管理者又は医薬部外品等責任技術者の権限を明らかにすること。

イ 医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造の管理に関する業務に従事する者に対する業務の指示及び監督に関する権限

ロ イに掲げるもののほか、医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造の管理に関する権限

ハ 手続その他の必要な措置

ニ 法第六十八条の十第一項の規定に基づく副作用等の報告が適時かつ適切に行われることを確保するために必要な情報の管理その他の措置

ホ 医薬品の製造販売業者が医薬関係者に対して行う医薬品に関する情報提供が客観的かつ科学的な根拠に基づく正確な情報により行われ、かつ、法第六十六条から第六十八条までに違反する記事の広告、記述又は流布が行われないことを確保するために必要な業務の監督その他の措置

二 イからハまでに掲げるもののほか、第一号に規定する体制を実効的に機能させるために必要な措置

(製造販売業の医薬品等総括製造販売責任者等の変更の届出)

第九十九条 法第十九条第一項の規定により変更の届出をしなければならない事項は、次のとおりとする。

一 製造販売業者の氏名及び住所

二 主たる機能を有する事務所の名称及び所在地

三 製造販売業者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名

四 医薬品等総括製造販売責任者の氏名及び住所

五 法第十七条第一項ただし書第二号に該当する場合であつて、医薬品等総括製造販売責任者として薬剤師以外の技術者を置くときは、医薬品等総括製造販売責任者補佐薬剤師の氏名及び住所

六 当該製造販売業者が、他の種類の製造販売業の許可を受け、又は当該許可に係る事業を廃止したときは、当該許可の種類及び許可番号

前項の届出は、様式第六による届書を提出することによつて行うものとする。

前項の届書には、次の各号に掲げる届書の区分に応じて当該各号に定める書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際当該届書の提出先とされている都道府県知事に提出された書類については、当該届書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

一 第一項第一号に掲げる製造販売業者の氏名に係る届書(製造販売業者の戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書)(製造販売業者が法人であるときは、登記事項証明書)

二 第一項第三号に掲げる役員に係る届書(新たに役員となつた者が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行つことができないおそれがある者である場合は、当該役員に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書)

三 第一項第四号に掲げる事項に係る届書(新たに医薬品等総括製造販売責任者となつた者が製造販売業者である場合を除く)。次のイからニまでに掲げる書類  
イ 就用契約書の写しその他の製造販売業者の新たに医薬品等総括製造販売責任者となつた者に対する使用関係を証する書類  
ロ 新たに医薬品等総括製造販売責任者となつた者が法第十七条第一項に規定する者であることを証する書類

ハ 法第十七条第一項ただし書第一号に該当する場合であつて、医薬品等総括製造販売責任者として薬剤師以外の技術者を置くときは、医薬品等総括製造販売責任者が第八十六条第一項第一号イ若しくはロ又は第二号イからハまでに規定する者であることを証する書類

二 法第十七条第一項ただし書第二号に該当する場合であつて、医薬品等総括製造販売責任者として薬剤師以外の技術者を置くときは、医薬品等総括製造販売責任者が第八十六条第一項第三号イ又はロに規定する者であることを証する書類、医薬品等総括製造販売責任者として薬剤師以外の技術者を置く理由を記載した書類、医薬品等総括製造販売責任者補佐薬剤師の雇用契約書の写しその他他の製造販売業者の新たに医薬品等総括製造販売責任者補佐薬剤師となつた者に対する使用関係を証する書類並びに医薬品等総括製造販売責任者として法第十七条第二項に規定する能力及び経験を有する薬剤師を置くために必要な措置に関する計画

四 第一項第五号に掲げる事項に係る届書 次のイ及びロに掲げる書類  
イ 就用契約書の写しその他の製造販売業者の新たに医薬品等総括製造販売責任者補佐薬剤師となつた者に対する使用関係を証する書類  
ロ 医薬品等総括製造販売責任者として法第十七条第二項に規定する能力及び経験を有する薬剤師を置くために必要な措置に関する計画  
(製造業の医薬品製造管理者等の変更の届出)  
第一百条 法第十九条第一項の規定により変更の届出をしなければならない事項は、次のとおりとする。

一 製造業者若しくは医薬品等外国製造業者(以下この条において「製造業者等」という。)又は医薬品製造管理者若しくは医薬部外品等責任技術者(医薬品等外国製造業者にあつては、製造所の責任者)(第三項第二号において「医薬品製造管理者等」という。)の氏名又は住所

二 製造業者等が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名

三 製造所の名称

四 製造所の構造設備の主要部分

五 製造業者等が他の製造業の許可、認定若しくは登録を受け、又はその製造所を廃止したときは、当該許可の区分及び許可番号、当該認定の区分及び認定番号又は当該登録の登録番号

二 前項の届出は、様式第六による届書(地方厚生局長に提出する場合にあつては正本一通及び副本二通、厚生労働大臣又は都道府県知事に提出する場合にあつては正本一通)を提出することによつて行うものとする。

三 前項の届書には、次の各号に掲げる届書の区分に応じて当該各号に定める書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際当該届書の提出先とされている厚生労働大臣、地方厚生局长若しくは都道府県知事に提出され、又は当該都道府県知事を経由して厚生労働大臣若しくは地方厚生局長に提出された書類については、当該届書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

一 第一項第一号に掲げる製造業者等の氏名に係る届書(製造業者等の戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書)(製造業者等が法人であるときは、登記事項証明書)

二 第一項第一号に掲げる医薬品製造管理者等の氏名に係る届書(新たに医薬品製造管理者等となつた者が製造業者等である場合を除く) 就用契約書の写しその他の製造業者等の新たに医薬品製造管理者等となつた者に対する使用関係を証する書類及び新たに医薬部外品等責任技術者等となつた者が薬剤師若しくは第八十八条に掲げる者であること又は新たに医薬部外品等責任技術者等となつた者が第九十一条若しくは第九十二条に掲げる者であることを証する書類  
(資料の保存)

第一百条 医薬品等承認取得者は、次の各号に掲げる資料を、それぞれ当該各号に掲げる期間保存しなければならない。ただし、資料の性質上その保存が著しく困難であると認められるものについては、この限りでない。  
(資料の保存)  
一 法第十四条第一項又は第十五項の承認の申請に際して提出した資料の根拠となつた資料 承認(法第十四条の二の二第一項の規定により条件及び期限を付したものである場合にあつては、同条第五項の規定による申請に対する法第十四条の承認)を受けた日から五年間。ただし、法第十四条の四第一項の再審査を受けなければならない医薬品(承認)法第十四条の二の二第一項の条件及び期限を付したもの(を除く)を受けた日から再審査が終了するまでの期間が五年を超えるものに限る)に係る資料にあつては、再審査が終了するまでの期間

二 法第十四条第十二項(同条第十五項において準用する場合を含む)に規定する使用の成績に関する資料その他の資料 再審査が終了するまでの期間  
(国外製造医薬品等の製造販売の承認の申請)

三 法第十四条の四第一項の再審査の申請に際して提出した資料の根拠となつた資料(前二号に掲げる資料を除く) 再審査が終了した日から五年間  
四 法第十四条の六の医薬品の再評価の申請に際して提出した資料の根拠となつた資料(前三号に掲げる資料を除く) 再評価が終了した日から五年間

3 第一項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際厚生労働大臣に提出された書類については、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

一 申請者が法人であるときは、法人であることを証する書類  
二 申請者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員を含む。)が、法第十九条の二第一項に規定する者であるかを明らかにする書類  
三 選任外国製造医薬品等製造販売業者を選任したことを証する書類  
四 当該選任外国製造医薬品等製造販売業者が受けている製造販売業の許可証の写し

五 法第二十条において準用する法第十四条の三第一項の規定により法第十九条の二第一項の承認を申請しようとするときは、申請者が製造販売しようとする物が、法第十四条の三第一項第二号に掲げる医薬品であることを証する書類その他必要な書類  
(外国製造医薬品等の製造販売業台帳の記載事項)

**第一百三十二条** 令第十九条に規定する法第十九条の二第一項及び同条第五項において準用する法第十四条第二項の承認に関する台帳に記載する事項は、第四十九条各号(第三号を除く。)に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 選任外国製造医薬品等製造販売業者の氏名及び住所

二 当該選任外国製造医薬品等製造販売業者の受けている製造販売業の許可の種類及び許可番号(選任外国製造医薬品等製造販売業者の遵守事項)

**第一百四十三条** 選任外国製造医薬品等製造販売業者が遵守すべき事項は、第九十二条各号及び第九十八条の九各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

一 選任外国製造医薬品等製造販売業者としての業務に関する事項を記録し、かつ、これを最終の記載の日から五年間、保存すること。

二 次のイからエまでに掲げる書類を利用しなくなつた日から五年間、保存すること。

イ 外国製造医薬品等特例承認取得者が当該承認を受けた事項を記載した書類  
ロ 外国製造医薬品等特例承認取得者が法第十九条の二第一項及び同条第五項において準用する法第十四条第五項の承認の申請に際して提出した資料の写し

ハ 外国製造医薬品等特例承認取得者が法第十九条の四において準用する法第十四条の四第一項の再審査の申請に際して提出した資料の写し

二 外国製造医薬品等特例承認取得者が法第十九条の四において準用する法第十四条の六第一項の再評価の申請に際して提出した資料の写し

本 外国製造医薬品等特例承認取得者が法第十九条の二第五項において準用する法第十四条の二の二第四項の規定により厚生労働大臣に報告した事項、法第十九条の四において準用する法第十四条の四第七項又は第六十一条又は第六十八条の十七に規定する事項を記載するため

法第十四条の四第七項又は第十四条の五第二項の規定により厚生労働大臣又は機構に報告した事項を記載するため

ハ 外国製造医薬品等特例承認取得者が法第十九条の四において準用する法第十四条の四第一項及び同条第五項において準用する法第十四条第五項の承認の申請に際して提出した資料の写し

二 外国製造医薬品等特例承認取得者が法第十九条の四において準用する法第十四条の四第一項及び同条第五項において準用する法第十四条第五項の承認の申請に際して提出した資料の写し

本 外国製造医薬品等特例承認取得者が法第十九条の二第五項において準用する法第十四条の二の二第四項の規定により厚生労働大臣又は機構に報告した事項、法第十九条の四において準用する法第十四条の四第七項又は第六十一条又は第六十八条の十七に規定する事項を記載するため

法第十四条の四第七項又は第十四条の五第二項の規定により厚生労働大臣又は機構に報告した事項を記載するため

ハ 外国製造医薬品等特例承認取得者が法第十九条の四において準用する法第十四条の四第一項及び同条第五項において準用する法第十四条第五項の承認の申請に際して提出した資料の写し

二 外国製造医薬品等特例承認取得者が法第十九条の四において準用する法第十四条の四第一項及び同条第五項において準用する法第十四条第五項の承認の申請に際して提出した資料の写し

本 外国製造医薬品等特例承認取得者が法第十九条の二第五項において準用する法第十四条の二の二第四項の規定により厚生労働大臣又は機構に報告した事項、法第十九条の四において準用する法第十四条の四第七項又は第六十一条又は第六十八条の十七に規定する事項を記載するため

法第十四条の四第七項又は第十四条の五第二項の規定により厚生労働大臣又は機構に報告した事項を記載するため

ハ 外国製造医薬品等特例承認取得者が法第十九条の四において準用する法第十四条の四第一項及び同条第五項において準用する法第十四条第五項の承認の申請に際して提出した資料の写し

二 外国製造医薬品等特例承認取得者が法第十九条の四において準用する法第十四条の四第一項及び同条第五項において準用する法第十四条第五項の承認の申請に際して提出した資料の写し

本 外国製造医薬品等特例承認取得者が法第十九条の二第五項において準用する法第十四条の二の二第四項の規定により厚生労働大臣又は機構に報告した事項、法第十九条の四において準用する法第十四条の四第七項又は第六十一条又は第六十八条の十七に規定する事項を記載するため

法第十四条の四第七項又は第十四条の五第二項の規定により厚生労働大臣又は機構に報告した事項を記載するため

ハ 外国製造医薬品等特例承認取得者が法第十九条の四において準用する法第十四条の四第一項及び同条第五項において準用する法第十四条第五項の承認の申請に際して提出した資料の写し

二 外国製造医薬品等特例承認取得者が法第十九条の三第一項の規定により変更の届出をしなければならない事項は、次のとおりとする。

一 選任外国製造医薬品等製造販売業者の氏名又は住所  
二 選任外国製造医薬品等製造販売業者に受けている製造販売業の許可の種類及び許可番号  
法第十九条の三第一項の規定により変更の届出及び前項の届出は、品目ごとに様式第五十四による届書(正副二通)を提出することによつて行うものとおりとする。

3 前項の届書には、選任外国製造医薬品等製造販売業者が受けている製造販売業の許可証の写しを添えなければならない。ただし、申請等の行為の際當該許可証の写しが厚生労働大臣に提出されている場合においては、当該届書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

(機構による選任外国製造医薬品等製造販売業者に関する変更の届出の状況の通知)法第十九条の三第三項の規定により機構が厚生労働大臣に対しても行う選任外国製造医薬品等製造販売業者に関する変更の届出の状況の通知は、様式第五十四の二による通知書について行うものとする。

#### (情報の提供)

**第一百六十二条** 外国製造医薬品等特例承認取得者は、選任外国製造医薬品等製造販売業者に対し、次に掲げる情報を提供しなければならない。

一 法第十九条の二第一項の規定により当該品目について承認された事項及び同条第五項において準用する法第十四条第五項の規定によりその変更があつた場合には、その変更された事項及び変更理由

二 法第十九条の二第五項において準用する法第十四条の二の二第四項の規定により厚生労働大臣に報告した事項

三 法第十九条の二第一項及び同条第五項において準用する法第十四条第五項の承認の申請に際して提出した資料の写し、法第十九条の四において準用する法第十四条第四項の再審査の申請に際して提出した資料の写し並びに法第十九条の四において準用する法第十四条第六項の再評価の申請に際して提出した資料の写し

四 法第十九条の四において準用する法第十四条の四第七項又は第十四条の五第二項の規定により厚生労働大臣又は機構に報告した事項

五 法第五十条、第五十九条、第六十一条又は第六十八条の十七に規定する事項を記載するための十八に規定する事項に関する情報及びその変更があつた場合には、その変更理由

六 法第五十二条(法第六十条又は第六十二条において準用する場合を含む。)又は第六十八条の十八に規定する事項に関する情報及びその変更があつた場合には、その変更理由

七 法第六十九条第一項、第四項、第五項若しくは第六项又は第七十五条の二の二第一項第一号の規定により厚生労働大臣に報告した事項

八 前各号に掲げるもののほか、選任外国製造医薬品等製造販売業者が業務を行うために必要な情報

2 外国製造医薬品等特例承認取得者は、選任外国製造医薬品等製造販売業者を変更したときは、法第四条第一号に規定する記録、同条第二号に規定する書類、同条第三号に規定する資料及び前項に規定する情報並びに品質管理の業務に関する資料及び製造販後安全管理の業務に関する資料を、変更前の選任外国製造医薬品等製造販売業者から変更後の選任外国製造医薬品等製造販売業者に引き継がせなければならない。

3 前項の場合において変更前の選任外国製造医薬品等製造販売業者が法第六十八条の二十二第一項に規定する生物由来製品承認取得者等である場合には、当該選任外国製造医薬品等製造販売業者は生物由来製品に関する記録及び当該記録に関連する資料を変更後の選任外国製造医薬品等製造販売業者に引き渡さなければならない。

#### (外国製造医薬品等特例承認取得者の業務に関する帳簿)

**第一百七十二条** 外国製造医薬品等特例承認取得者は、帳簿を備え、選任外国製造医薬品等製造販売業者に対する情報の提供その他の外国製造医薬品等特例承認取得者としての業務に関する事項を記録し、かつ、これを最終の記載の日から三年間保存しなければならない。

(外国製造医薬品等特例承認取得者の業務に関する帳簿)

**第一百八十二条** 令第三十四条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 外国製造医薬品等特例承認取得者の氏名又は住所  
二 外国製造医薬品等特例承認取得者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する

三 承認を受けた品目を製造する製造所又はその名称

2 前項の届出は、品目ごとに様式第五十四の三による届書（正副二通）を提出することによつて行うものとする。

3 第一項の届出が、同項第一号に掲げる事項に係るものであるときは、これを証する書類を、同項第二号に掲げる事項に係るものであるときは、変更後の役員が法第十九条の二第二項に規定する者であるかないかを明らかにする書類を、前項の届書に添えなければならない。（機構による外国製造医薬品等特例承認取得者に関する変更の届出の状況の通知）

**第一百八条の二** 令第三十四条第三項の規定により機構が厚生労働大臣に対して行う外国製造医薬品等特例承認取得者に関する変更の届出の状況の通知は、様式第五十四の二による通知書によつて行うものとする。

（外国製造医薬品等特例承認取得者等の申請等の手続）

**第一百九条** 法第十九条の二第一項の承認を受けようとする者又は外国製造医薬品等特例承認取得者の厚生労働大臣に対する申請、届出、報告、提出その他の手続は、選任外国製造医薬品等製造販売業者が行うものとする。

（外国製造医薬品等特例承認取得者の資料の保存）

**第一百十条** 外国製造医薬品等特例承認取得者については、第一百一条の規定を準用する。

2 外国製造医薬品等特例承認取得者は、法第七十五条の二の二第一項第二号の規定により厚生労働大臣に報告した事項の根拠となつた資料を、厚生労働大臣に報告した日から五年間保存しなければならない。

3 前項の資料の保存については、第一百一条各号列記以外の部分ただし書の規定を準用する。（準用）

**第一百十一条** 法第十九条の二第一項又は同条第五項において準用する法第十四条第十五項の承認について、第三十九条、第四十条の二から第四十八条まで、第五十条及び第五十三条の九から第六十九条までの規定を準用する。この場合において、第四十五条の四第一項中「様式第二十二の二」とあるのは、「様式第五十四の四」と、第四十六条第一項中「様式第二十三」とあるのは、「様式第五十五」と、第四十八条第一項中「様式二十四」とあるのは、「様式第五十六」と、第五十条第一項中「様式第二十五」とあるのは、「様式第五十七」と、第五十四条第三項及び第五項中「様式第二十七」とあるのは、「様式第五十八」と、同条第八項中「様式第二十七の二」とあるのは、「様式第五十八の二」と、第五十六条中「様式第三十一」とあるのは、「様式第五十九」と、第六十四条第二項中「様式第三十三」とあるのは、「様式第六十」と、第六十六条第一項中「様式第三十五」とあるのは、「様式第六十一」と、第六十七条第二項中「様式第三十六」とあるのは、「様式第六十二」と、第六十八条の二第一項中「様式第三十七の二」とあるのは、「様式第六十二の二」と、第六十九条の二第一項中「様式第三十七の三」と、第六十八条の二第一項中「様式第三十七の三」とあるのは、「様式第六十二の三」と、第六十八条の七第一項中「様式第三十七の九」とあるのは、「様式第六十二の五」と、第六十八条の九第一項中「様式第六十二の七」と、第六十八条の九第一項中「様式第六十二の九」とあるのは、「様式第六十二の八」と、第六十九条第二項中「様式第三十八」とあるのは、「様式第六十三」と読み替えるものとする。

**第一百十二条** 医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業者又は製造業者については、第十五条の九の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「登録販売者として」とあるのは、「第八十五条第一号、第八十五条の二第一項第三号若しくは第二項第三号、第八十六条第一号イ若しくは第二号ロ、第八十八条第一項第一号イ若しくは第二号ロ又は第九十一条第一項第三号若しくは第二項第三号に規定する」と読み替えるものとする。

**第一百十二条** 医薬品の製造販売業者又は製造業者については、第十四条第一項及び第四項の規定を準用する。この場合において、同条第四項中「三年間、前項の書面を記載の日から二年間」とあるのは、「三年間」と読み替えるものとする。

医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業者又は製造業者については、第十五条の十の規定を準用する。この場合において、「薬剤師若しくは登録販売者」とあるのは、「薬剤師」と読み替えるものとする。

**第一百四十四条** 医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業者（薬局製造販売医薬品の製造業者を除く。）については、第三条及び第十八条の規定を準用する。

2 医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業者（薬局製造販売医薬品の製造業者を除く。）については、第三条及び第十八条の規定を準用する。この場合において、第十八条中「届書」とあるのは、「届書（地方厚生局長に提出する場合にあつては正本一通及び副本二通、都道府県知事に提出する場合にあつては正本一通）」と読み替えるものとする。

3 薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び製造業者については、第三条及び第十八条の規定を準用する。

4 認定医薬品等外国製造業者及び登録医薬品等外国製造業者については、第十八条の規定を準用する。

### 第三章 医療機器及び体外診断用医薬品の製造販売業及び製造業等

#### 第一節 医療機器及び体外診断用医薬品の製造販売業の許可の申請

**第一百十四条の二** 法第二十三条の二第一項の医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可を受けようとする者は、同条第二項の規定により、様式第九による申請書を令第八十条の規定により当該許可の権限に属する事務を行うこととされた都道府県知事に提出するものとする。

2 法第二十三条の二第二項第四号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

1 主たる機能を有する事務所の名称及び所在地

2 許可の種類

3 医療機器等総括製造販売責任者の住所及び資格

**第一百四十四条の二** 法第二十三条の二第一項ただし書第二号に該当する場合であつて、医療機器等総括製造販売責任者として薬剤師以外の技術者を置くときは、当該薬剤師以外の技術者を補佐する薬剤師（以下「医療機器等総括製造販売責任者補佐薬剤師」という。）の氏名及び住所並びに医療機器等総括製造販売責任者補佐薬剤師が薬剤師である旨

法第二十三条の二第三項第四号の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

1 申請者が法人であるときは、登記事項証明書

2 申請者が（申請者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員）が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合は、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書

3 申請者が現に製造販売業の許可を受けている場合にあつては、当該製造販売業の許可証の写し

4 申請者が現に製造販売業の許可を受けている場合は、当該製造販売業の許可証の写しその他申請者のその医療機器等総括製造販売責任者であるときは、雇用契約書の写しその

5 医療機器等総括製造販売責任者として薬剤師以外の技術者を置く理由を記載した書類、医療機器等総括製造販売責任者補佐薬剤師の雇用契約書の写しその他の製造販売業者の医療機器等総括製造販売責任者補佐薬剤師に対する使用関係を証する書類並びに医療機器等総括製造販売責任者として法第二十条の二の十四第二項に規定する能力及び経験を有する薬剤師を置くために必要な措置に関する計画



三 医療機器責任技術者が第百十四条の五十二に掲げる者であること又は体外診断用医薬品製造

管  
理  
者  
が  
薬  
剤  
師  
で  
ある  
こ  
と  
を  
証  
す  
る  
書  
類

四 登録を受けようとする製造所の場所を明らかにした図面

五 申請者が他の製造業の許可又は登録を受けている場合にあつては、当該製造業の許可証又は

登録証の写し

四 法第二十三条の二の三第一項の申請については、第九条の規定を準用する。この場合において、同条中「都道府県知事」(その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長)とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

五 法第二十三条の二の三第四項において準用する法第五条第二号への厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により製造業者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(製造業の登録証の様式)

第百十四条の十 医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録証は、様式第六十三条の三によるものとする。

(製造業の登録証の書換え交付の申請)

第百十四条の十一 令第三十七条の九第二項の申請書は、様式第三によるものとする。

(製造業の登録証の再交付の申請)

第百十四条の十二 令第三十七条の十第二項の申請書は、様式第四によるものとする。

(製造業の登録の更新の申請)

第百十四条の十三 法第二十三条の二の三第三項の医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録の更新の申請は、様式第六十三条の四による申請書を令第八十条の規定により当該登録の権限に属する事務を行うこととされた都道府県知事に提出することによつて行うものとする。

(製造業の登録台帳の記載事項)

第百十四条の十四 令第三十七条の十二第一項に規定する法第二十三条の二の三第一項の登録に関する事務を行なうこととする。

一 登録番号及び登録年月日

二 製造業者の氏名及び住所

三 製造所の名称及び所在地

四 当該製造所の医療機器責任技術者又は体外診断用医薬品製造管理者の氏名及び住所

五 当該製造業者が他の製造業の許可又は登録を受けている場合にあつては、当該製造業の許可の区分及び許可番号又は登録番号

(医療機器等外国製造業者の登録の申請)

第百十四条の十五 法第二十三条の二の四第一項の医療機器等外国製造業者の登録の申請は、様式第六十三条の五による申請書(正副二通)を機構を経由して厚生労働大臣に提出することとする。

二 法第二十三条の二の四第二項において準用する法第二十三条の二の三第一項第六号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 製造所の名称及び所在地

二 登録の区分

三 第一項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際厚生労働大臣に提出された書類については、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

二 登録を受けようとする製造所の場所を明らかにした図面  
(準用)

第百十四条の十六 法第二十三条の二の四第一項の登録については、第百十四条の十から第百十四条の十四までの規定を準用する。

2 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十四条の十	医療機器又は体外診断用医薬品の製造業	医療機器等外国製造業者
第一項	様式第六十三条の三	様式第六十三条の六
第二項	様式第六十三条の九第二項	第三十七条の十五第二項
第三項	第三十七条の十第二項	第三十七条の十六第二項
第四項	法第二十三条の二の四第二項において準用する法	法第二十三条の二の四第二項において準用する法
第五項	医療機器又は体外診断用医薬品の製造業	医療機器等外国製造業者
第六項	様式第六十三条の四	様式第六十三条の七
第七項	令第八十条の規定により当該登録の権限に属する事務を行なうこととされた都道府県知事	機構を経由して厚生労働大臣
第八項	第三十七条の十八に規定する法第二十三条の十二第二第一項に規定する法第二十三条の二の三第一項	第三十七条の十八に規定する法第二十三条の二の四第一項
第九項	第三十七条の十九に規定する法第二十三条の二の八第一項に規定する法第二十三条の二の八第一項	第三十七条の十九に規定する法第二十三条の二の八第一項
第十項	医療機器責任技術者又は体外診断用医薬品製造管理者	医療機器等外国製造業者
第十一項	製造業者	医療機器等外国製造業者
第十二項	責任者	責任者
第十三項	医療機器等外国製造業者若しくは再生医薬品等製品外国製造業者若しくは再生医療等製品外国製造業者の認定又は医療機器等外国製造業者の登録	医療機器等外国製造業者若しくは再生医薬品等製品外国製造業者若しくは再生医療等製品外国製造業者の認定又は医療機器等外国製造業者の登録
第十四項	製造業の許可の区分及び許可番号	認定の区分及び認定番号
第十五項	(医療機器及び体外診断用医薬品の製造販売の承認の申請)	(医療機器等外国製造業者の登録の申請)
第十六項	第百十四条の十七 法第二十三条の二の五第一項の医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売の承認の申請は、様式第六十三条の八による申請書(正本一通及び副本二通)を厚生労働大臣に提出することによつて行なうものとする。	第百十四条の十七 法第二十三条の二の五第一項の医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売の承認の申請は、様式第六十三条の八による申請書(正本一通及び副本二通)を厚生労働大臣に提出することによつて行なうものとする。
第十七項	二 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際当該申請書の提出先とされてる厚生労働大臣に提出されたものについては、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。 一 当該品目に係る製造販売業の許可証の写し	二 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際当該申請書の提出先とされてる厚生労働大臣に提出されたものについては、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。 一 当該品目に係る製造販売業の許可証の写し
第十八項	二 法第二十三条の二の八第一項の規定により法第二十三条の二の五第一項の承認を申請しようとするときは、申請者が製造販売しようとする物が、法第二十三条の二の八第一項第二号に規定する医療機器又は体外診断用医薬品であることを明らかにする書類その他の必要な書類	二 法第二十三条の二の八第一項の規定により法第二十三条の二の五第一項の承認を申請しようとするときは、申請者が製造販売しようとする物が、法第二十三条の二の八第一項第二号に規定する医療機器又は体外診断用医薬品として不適当な場合
第十九項	(承認申請書に添付すべき資料等)	(承認申請書に添付すべき資料等)

第百十四条の十九 法第二十三条の二の五第二項(同条第十五項において準用する場合及び法第二十三条の二の二第五項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次項において同じ。)

の規定により第百十四条の十七第一項又は第百十四条の二十四第一項の申請書に添付しなければならない資料は、次の各号に掲げる承認の区分及び申請に係る医療機器又は体外診断用医薬品の構造、性能等に応じ、当該各号に掲げる資料とする。

イ 医療機器についての承認 次に掲げる資料

イ 開発の経緯及び外国における使用状況等に関する資料

ロ 設計及び開発の検証に関する資料

ハ 法第四十一条第三項に規定する基準への適合性に関する資料

ニ リスクマネジメントに関する資料

ホ 製造方法に関する資料

ヘ 臨床試験の試験成績に関する資料又はこれに代替するものとして厚生労働大臣が認める資料

ト 医療機器の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令（平成十七年厚生労働省令第三十八号）第二条第一項に規定する製造販売後調査等の計画に関する資料

チ 法第六十三条の二第二項各号に掲げる事項又は法第六十八条の二第二項に規定する注意事項等情報に関する資料

二 体外診断用医薬品についての承認 次に掲げる資料

イ 開発の経緯及び外国における使用状況等に関する資料

ロ 仕様の設定に関する資料

ハ 安定性に関する資料

法第四十一条第三項に規定する基準への適合性に関する資料

ホ 製造方法に関する資料

ヘ 臨床性能試験の試験成績に関する資料

ト 制作方法に関する資料

チ 臨床性能試験に関する資料

前項の規定にかかわらず、法第二十三条の二の五第三項の規定により第百十四条の十七第一項又は第百十四条の二十四第一項の申請書に添付しなければならない資料について、当該申請に係る事項が医学薬学上公知であると認められる場合、法第二十三条の二の五第五項の規定により臨床試験の試験成績に関する資料の一部の添付を要しないこととした場合その他の資料の添付を必要としない合理的な理由がある場合においては、その資料を添付することを要しない。

3 第一項各号に掲げる資料を作成するために必要とされる試験は、試験成績の信頼性を確保するためには必要な施設、機器、職員等を有し、かつ、適正に運営管理されていると認められる試験施設等において実施されなければならない。

4 申請者は、申請に係る医療機器又は体外診断用医薬品がその申請に係る品質、有効性又は安全性を有することを疑わせる資料については、当該資料を作成するために必要とされる試験が前項に規定する試験施設等において実施されたものでない場合であつても、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

5 第一項各号に掲げるもの及び前項に規定するものほか、厚生労働大臣が申請に係る医療機器又は体外診断用医薬品の承認のための審査につき必要と認めて当該医療機器又は体外診断用医薬品の見本品その他の資料の提出を求めたときは、申請者は、当該資料を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（緊急承認に係る医療機器又は体外診断用医薬品の承認申請書に添付すべき資料の提出の猶予）

（特例承認に係る医療機器又は体外診断用医薬品の承認申請書に添付すべき資料の提出の猶予）

第百十四条の十九の二 厚生労働大臣は、申請者が法第二十三条の二の六の二第一項の規定による法第二十三条の二の五の承認を受けて製造販売しようとする医療機器又は体外診断用医薬品について、前条第一項第一号イからニまで、ト及びチ又は第二号イからヘまでに掲げる資料を添付しなければならない。

第百十四条の二十 厚生労働大臣は、申請者が法第二十三条の二の八第一項の規定による法第二十三条の二の五の承認を受けて製造販売しようとする医療機器又は体外診断用医薬品について、前条第一項第一号イからニまで、ト及びチ又は第二号イからヘまでに掲げる資料を添付することができる。

（臨床試験の試験成績に関する資料の一部の添付を要しないこととする場合の手続）

二 法第二十三条の二の五第一項又は第十五項の承認の申請に係る医療機器又は体外診断用医薬品が希少疾病用医療機器若しくは特定用途医療機器その他の医療上特にその必要性が高いと認められるものである場合であつて、当該医療機器若しくは体外診断用医薬品の有効性及び安全性を検証するための十分な人數を対象とする臨床試験若しくは臨床性能試験の実施が困難であるとき又はその実施に相当の時間を要すると判断されるとき

三 法第二十三条の二の五第一項又は第十五項の承認の申請に係る医療機器又は体外診断用医薬品が希少疾病用医療機器若しくは特定用途医療機器その他の医療上特にその必要性が高いと認められるもののうち、焼灼、その他の物的な機能により人の身体の構造又は機能に影響を与えることを目的とする医療機器又は体外診断用医薬品であつて、臨床試験又は臨床性能試験を実施しながらその適正な使用を確保することができると認められるとき

（臨床試験の試験成績に関する資料の一部の添付を要しないこととする場合の手続）

二 法第二十三条の二の五第一項又は第十五項の承認の申請をしようとする者には臨床試験又は臨床性能試験の試験成績に係るもの添付を要しないこととすることができる。

三 厚生労働大臣は、前項の規定により提出された申請書及び添付資料により法第二十三条の二の五第一項又は第十五項の承認の申請に係る医療機器又は体外診断用医薬品が前条各号のいずれか

百十四条の十九第一項第一号イからホまで並びにト及びチ又は第二号イからトまでに掲げる資料を添付することができないと認めるときは、相当の期間その提出を猶予することができる。（厚生労働大臣の定める基準に従つて資料が収集され、かつ、作成される医療機器又は体外診断用医薬品）

（申請資料の信頼性の基準）

第一百十四条の二十一 法第二十三条の二の五第三項後段（同条第十五項において準用する場合を含む。）に規定する厚生労働省令で定める医療機器又は体外診断用医薬品は、同条第一項に規定する医療機器とする。

（申請資料の信頼性の基準）

第一百十四条の二十二 法第二十三条の二の五第三項後段（同条第十五項において準用する場合を含む。）に規定する厚生労働省令で定める医療機器又は体外診断用医薬品は、同条第一項に規定する医療機器とする。

（申請資料の信頼性の基準）

第一百十四条の二十三 法第二十三条の二の二の六の二第五項の規定により読み替えて適用される場合を含む。に規定する医療機器の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令（平成十七年厚生労働省令第三十七号）、医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成十七年厚生労働省令第三十六号）及び医療機器の製造販売後の調査及び試験の実施に関する省令に定めるものほか、次に掲げるところにより、収集され、かつ、作成されたものでなければならない。

一 当該資料は、これを作成することを目的として行われた調査又は試験において得られた結果に基づき正確に作成されたものであること。

二 前号の調査又は試験において、申請に係る医療機器についてその申請に係る品質、有効性又は安全性を有することを疑わせる調査結果、試験成績等が得られた場合には、当該調査結果、試験成績等についても検討及び評価が行われ、その結果が当該資料に記載されていること。

三 当該資料の根拠になった資料は、法第二十三条の二の五第一項又は第十五項の承認（法第二十三条の二の六の二第一項の規定により条件及び期限を付したものを除く。）を与える又は与えない旨の処分の日まで保存されていること。ただし、資料の性質上その保存が著しく困難であると認められるものにあつては、この限りではない。

（臨床試験の試験成績に関する資料の一部の添付を要しないこととすることができるとき）

第一百十四条の二十二の二 法第二十三条の二の五第五項（同条第十五項において準用する場合を含む。）次条第三項及び第四項において同じ。）の厚生労働省令で定めるときは、次の各号に掲げるときとする。

一 法第二十三条の二の五第一項又は第十五項の承認の申請に係る医療機器又は体外診断用医薬品が希少疾病用医療機器若しくは希少疾病用医薬品、先駆的医療機器若しくは先駆的医薬品又は特定用途医療機器若しくは特定用途医薬品その他の医療上特にその必要性が高いと認められるものである場合であつて、当該医療機器若しくは体外診断用医薬品の有効性及び安全性を検証するための十分な人數を対象とする臨床試験若しくは臨床性能試験の実施が困難であるとき又はその実施に相当の時間を要すると判断されるとき

二 法第二十三条の二の五第一項又は第十五項の承認の申請に係る医療機器又は体外診断用医薬品が希少疾病用医療機器若しくは希少疾病用医薬品、先駆的医療機器若しくは先駆的医薬品又は特定用途医療機器若しくは特定用途医薬品その他の医療上特にその必要性が高いと認められるもののうち、焼灼、その他の物的な機能により人の身体の構造又は機能に影響を与えることを目的とする医療機器又は体外診断用医薬品であつて、臨床試験又は臨床性能試験を実施しながらその適正な使用を確保することができると認められるとき

（臨床試験の試験成績に関する資料の一部の添付を要しないこととする場合の手続）

二 法第二十三条の二の五第一項又は第十五項の承認をしようとする者には臨床試験又は臨床性能試験の試験成績に係るもの添付を要しないこととすることができる。

三 厚生労働大臣は、前項の規定により提出された申請書及び添付資料により法第二十三条の二の五第一項又は第十五項の承認の申請に係る医療機器又は体外診断用医薬品が前条各号のいずれか

に該当すると認めるときは、法第二十三条の二の五第五項の規定に基づき、臨床試験又は臨床性能試験の試験成績に係るもの添付を要しないこととする。（以下この条において「臨床試験等の試験成績の提出免除」という。）ができる。

4 厚生労働大臣は、第一百四十四条の十七第一項又は第一百四十四条の二十四第一項の申請書及び第一百四十四条の十九第一項、第四項又は第五項の規定により提出された添付資料により法第二十三条の二の五第一項又は第十五項の承認の申請をしようとする者の五第一項又は第十五項の承認の申請に係る医療機器又は体外診断用医薬品が前条各号のいずれかに該当すると認めるときは、法第二十三条の二の五第五項の規定に基づき、臨床試験等の試験成績の提出免除ができる。

5 次の各号のいずれかに該当するときは、臨床試験等の試験成績の提出免除をしてはならない。

一 当該医療機器又は体外診断用医薬品の有効性及び安全性を評価することが可能となる臨床試験又は臨床性能試験の試験成績その他の必要な資料が存在しないとき

二 その使用及び取扱いに係る条件の設定及び医療機器等リスク管理（医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の製造販売後安全管理の基準に関する省令第二条第四項に規定する医療機器等リスク管理をいう。以下同じ。）を実施しても当該医療機器又は体外診断用医薬品の有効性及び安全性を確保することが困難であるとき

6 第三項及び第四項の場合において、申請者は、当該医療機器又は体外診断用医薬品の使用に関する医学医術に関する学術団体と連携して当該医療機器又は体外診断用医薬品の適正な使用を確保するために必要な基準を作成するための計画を含む医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の製造販売後安全管理の基準に関する省令第九条の三第一項第一号に定める医療機器等リスク管理計画書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

7 厚生労働大臣が法第二十三条の二の七第一項の規定により機構に法第二十三条の二の五第十三項（同条第十五項において準用する場合を含む。次条第二項において同じ。）の調査を行わせるとした場合における第二項及び前項の規定の適用については、これらの規定中「厚生労働大臣」とあるのは、「機構を経由して厚生労働大臣」とする。

（医療機器又は体外診断用医薬品の使用の成績に関する資料その他の資料の提出に係る手続）

**第一百四十四条の二十一の四** 法第二十三条の二の五第十一項（同条第十五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により条件を付した法第二十三条の二の五第一項又は第十五項の承認（以下「医療機器等条件付き承認」という。）を受けた者は、法第二十三条の二の五第十二項の規定により、様式第二十二条の二による申請書に添えて資料を提出しなければならない。

2 厚生労働大臣が法第二十三条の二の五第十三項の調査のため必要と認めて当該医療機器又は体外診断用医薬品の見本品その他の資料の提出を求めたときは、医療機器等条件付き承認を受けた者は、当該資料を厚生労働大臣に提出しなければならない。

3 医療機器等条件付き承認を受けた者が、法第二十三条の二の九第一項の指定を受けた医療機器又は体外診断用医薬品について、同項の使用成績に関する評価の申請をしたときは、第一項及び第二項の規定による資料が提出されたものとみなす。

（法第二十三条の二の五第十二項前段の厚生労働大臣に提出すべき資料）

**第一百四十四条の二十一の五** 前条第一項の申請書に添付する資料については、第一百四十四条の四十第一項及び第二項の規定を準用する。

（法第二十三条の二の五第十二項後段の厚生労働省令で定める医療機器又は体外診断用医薬品）

**第一百四十四条の二十一の六** 法第二十三条の二の五第十二項後段の厚生労働省令で定める医療機器又は体外診断用医薬品については、第一百四十四条の四十一の規定を準用する。

（法第二十三条の二の五第十二項後段の資料の信頼性の基準）

**第一百四十四条の二十一の七** 法第二十三条の二の五第十二項後段（同条第十五項において準用する場合を含む。）の資料の収集及び作成については、第一百四十四条の二十二の規定を準用する。この場合において、同条中「法第二十三条の二の五第一項又は第十五項の承認（法第二十三条の二の六の二第一項の規定により条件及び期限を付したものと除く。）を与える又は与えない旨の処分の

日」とあるのは、「法第二十三条の二の九第一項の使用成績に関する評価の終了の日」と読み替えるものとする。

（原薬等登録原簿に登録されたことを証する書面に代えることができる資料）

**第一百四十四条の二十三** 法第二十三条の二の五第一項又は第十五項の承認の申請をしようとする者は、第二百八十条の四第一項の登録証の写し及び当該原薬等登録業者との契約書その他の当該原薬等を申請に係る品目に使用することを証する書類をもつて、法第二十三条の二の五第三項の資料のうち、第一百四十四条の十九第一項第一号ホ又は第二号トに掲げる資料の一部に代えることができる。

（承認事項の一部変更の承認）

**第一百四十四条の二十四** 法第二十三条の二の五第十五項の医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請は、様式第六十三条の九による申請書（正本一通及び副本二通）を厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

2 法第二十三条の二の八第一項の規定により法第二十三条の二の五第十五項の承認を申請しようとするときは、前項の申請書に、第一百四十四条の十七第二項第二号に掲げる書類を添えなければならない。

（承認事項の軽微な変更の範囲）

**第一百四十四条の二十五** 医療機器に係る法第二十三条の二の五第十五項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次の各号に掲げる変更以外のものとする。

一 使用目的又は効果の追加、変更又は削除

二 病原因子の不活性化又は除去方法に関する変更

三 前二号に掲げる変更のほか、製品の品質、有効性及び安全性に影響を与えるもののうち、厚生労働大臣が法第二十三条の二の五第十五項の承認を受けなければならないと認めるもの

2 体外診断用医薬品に係る法第二十三条の二の五第十五項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次の各号に掲げる変更以外のものとする。

一 使用目的の追加、変更又は削除

二 反応系に関与する成分の追加、変更又は削除

三 前二号に掲げる変更のほか、製品の品質、有効性及び安全性に影響を与えるもののうち、厚生労働大臣が法第二十三条の二の五第十五項の承認を受けなければならないと認めるもの

（軽微な変更の届出）

**第一百四十四条の二十六** 法第二十三条の二の五第十六項の規定による届出は、様式第六十三条の十によ

る届出書（正副二通）を厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

2 前項の届出は、法第二十三条の二の五第十五項の軽微な変更をした後三十日以内に行わなければならぬ。

3 厚生労働大臣が法第二十三条の二の七第一項の規定により機構に同項に規定する医療機器等審査等を行わせることとした場合における第一項の規定の適用については、同項中「厚生労働大臣」とあるのは、「機構」とする。

（承認台帳の記載事項）

**第一百四十四条の二十七** 令第三十七条の十九に規定する法第二十三条の二の五第一項及び第十五項の承認に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。

一 承認番号及び承認年月日

二 承認を受けた者の氏名及び住所

三 承認を受けた者の製造販売業の許可の種類及び許可番号

四 当該品目の製造所の名称

五 当該品目の製造所が受けている製造業者の登録番号又は医療機器等外国製造業者の登録番号

九 当該品目の使用方法  
(医療機器等適合性調査の申請)

第一百四条の二十八 法第二十三条の二の五第七項若しくは第九項（これらの規定を同条第十五項において準用する場合を含む。）又は第二十三条の二の六の二第二項（医療機器又は体外診断用医薬品の製造管理又は品質管理の方法についての調査に係る部分に限り、法第二十三条の二の八第二項において準用する場合を含む。）の規定による調査（以下この章において「医療機器等適合性調査」という。）の申請は、様式第六十三の十一による申請書を厚生労働大臣に提出するこ

とによつて行うものとする。  
2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。  
一 医療機器等適合性調査に係る品目の製造管理及び品質管理に関する資料  
二 医療機器等適合性調査に係る製造販売業者及び全ての製造所（法第二十三条の二の三第一項に規定する製造所をいう。以下この章において同じ。）における製造管理及び品質管理に関する資料

3 厚生労働大臣が法第二十三条の二の七第一項の規定により機構に適合性調査を行わせることとする。

した場合における第一項の規定の適用については、同項中「厚生労働大臣」とあるのは、「機構」（医療機器等適合性調査の結果の通知）

第一百四条の二十九 医療機器等適合性調査実施者（令第三十七条の二十三に規定する医療機器等適合性調査実施者をいう。）が同条の規定により医療機器等製造販売業許可権者（同条に規定する医療機器等製造販売業許可権者をいう。以下同じ。）に対して行う医療機器等適合性調査の結果の通知は、様式第六十三の十二による通知書によつて行うものとする。  
(医療機器等適合性調査台帳の記載事項)

第一百四条の三十 令第三十七条の二十四に規定する医療機器等適合性調査に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。

一 調査結果及び結果通知年月日

二 当該品目の名称

三 当該品目に係る製造販売の承認を受けようとする者又は承認を受けた者の氏名及び住所

四 承認番号及び承認年月日（前号に掲げる者が既に当該品目に係る製造販売の承認を受けている場合に限る。）

五 当該品目が属する法第二十三条の二の五第八項第一号に規定する区分

六 当該品目を製造する製造所の名称及び所在地

七 当該品目の製造業者又は医療機器等外国製造業者の氏名及び住所

八 前号の製造業者又は医療機器等外国製造業者の登録番号及び登録年月日

九 基準適合証を交付した場合にあつては、その番号  
十 第百四条の三十三第二項に規定する調査結果証明書を交付した場合にあつては、その番号  
十一 第百四条の三十四第二項に規定する調査を行つた場合にあつては、当該調査を行つた旨及び当該調査の対象となつた医療機器又は体外診断用医薬品の該当する同項に規定する区分（医療機器等適合性調査を行わない承認された事項の変更）

第一百四条の三十一 令第三十七条の二十五第一項の厚生労働省令で定める変更是、当該品目の製造管理又は品質管理の方法に影響を与えない変更とする。

（製造所が同一でない場合でも医療機器等適合性調査を要しない製造所の製造工程）

第一百四条の三十二 法第二十三条の二の五第八項第一号の厚生労働省令で定める製造工程は、次の各号に掲げるものとする。

一 減菌

二 最終製品の保管

三 その他厚生労働大臣が適当と認める製造工程

（法第二十三条の二の五第九項の規定による調査が必要な場合）

第一百四条の三十三 厚生労働大臣は、次の各号に掲げる場合は、法第二十三条の二の五第九項の規定による書面による調査又は実地の調査を行うものとする。

一 法第二十三条の二の五第一項又は第十五項の承認（以下この条において「承認」という。）に係る医療機器が、法第七十九条第一項の規定に基づき、製造販売の承認の条件として当該承認を受けた者に対し法第二十三条の二の五第九項の規定による書面による調査又は実地の調査を受けなければならない」とされた再製造單回使用医療機器である場合（当該医療機器が、次のイからトまでのいずれかの区分に該当するものである場合（当該医療機器について有効な基準適合証（法第二十三条の二の六第一項の基準適合証又は法第二十三条の二の二十四第一項の基準適合証をいう。以下この条及び第百十四条の四十五の六において同じ。）が交付されており、かつ、当該基準適合証に係る医療機器等適合性調査、法第二十三条の二の十の二第四項の規定による調査又は法第二十三条の二の二十三第四項若しくは第六項の規定による調査（以下この条及び第百十四条の四十五の六において「医療機器等適合性調査等」という。）において、当該区分の特性に応じて必要となる調査が行われていない場合に限る。）

二 该該医療機器について有効な基準適合証（法第二十三条の二の六第一項の基準適合証又は法第二十三条の二の二十四第一項の基準適合証をいう。以下この条及び第百十四条の四十五の六において同じ。）が交付されており、かつ、当該基準適合証に係る医療機器等適合性調査、法第二十三条の二の十の二第四項の規定による調査又は法第二十三条の二の二十三第四項若しくは第六項の規定による調査（以下この条及び第百十四条の四十五の六において「医療機器等適合性調査等」という。）において、当該区分の特性に応じて必要となる調査が行われていない場合に限る。）

ハ マイクロマシン（電気その他のエネルギーを利用する医療機器又は体外診断用医薬品であること、その直径が三ミリメートル以下であり、かつ、その部品の直径が一ミリメートル以下であるものをいう。第四号ロにおいて同じ。）であるもの

二 製造工程においてナノ材料（縱若しくは横の長さ又は高さが一ナノメートル以上百ナノメートル以下の物質から成る材料をいう。第四号ハにおいて同じ。）が使用されるもの

ホ 当該医療機器の全てが、最終的に人体に吸収されることが想定されるもの（ロに掲げるものを除く。）

イ 原材料の一部として医薬品又は再生医療等製品が組み込まれたもの

ハ 特定生物由来製品

ハ マイクロマシン（電気その他のエネルギーを利用する医療機器又は体外診断用医薬品であること、その直径が三ミリメートル以下であり、かつ、その部品の直径が一ミリメートル以下であるものをいう。第四号ロにおいて同じ。）であるもの

二 製造工程においてナノ材料（縦若しくは横の長さ又は高さが一ナノメートル以上百ナノメートル以下の物質から成る材料をいう。第四号ハにおいて同じ。）が使用されるもの

ホ 当該医療機器の全てが、最終的に人体に吸収されることが想定されるもの（ロに掲げるものを除く。）

ヘ 特定医療機器

ト 再製造単回使用医療機器

三 承認に係る医療機器が、次のイからニまでのいずれにも該当するものである場合

イ 減菌医療機器（製造工程において滅菌される医療機器をいう。）であること。

ロ 当該医療機器について有効な基準適合証が交付されていること。

ハ 当該医療機器の滅菌の方法が、ロの基準適合証に係る医療機器等適合性調査等を受けた医療機器の滅菌の方法と異なるものであること。

二 当該医療機器の滅菌を行う製造所について、過去五年以内に、当該医療機器の滅菌の方法と同一の滅菌の方法について当該製造所が記載された基準適合証及び次項に規定する調査結果証明書（調査結果が適合であるものに限る。）又は第百十四条の四十五の九第三項の通知书（以下「医療機器等適合性調査等を受けていた医療機器の滅菌の方法と異なるものであることを承認に係る体外診断用医薬品が、次のイからハまでのいずれかの区分に該当するものである場合（当該体外診断用医薬品について有効な基準適合証が交付されており、かつ、当該基準適合証に係る医療機器等適合性調査等において、当該区分の特性に応じて必要となる調査が行われない場合に限る。）

イ 生物由来製品

ハ マイクロマシンであるもの

五 製造工程においてナノ材料が使用されるもの

イ 承認に係る医療機器又は体外診断用医薬品について有効な基準適合証が交付されているものである場合

ロ 当該医療機器又は体外診断用医薬品を製造する製造所のうち、前各号に掲げる製造工程について、イの基準適合証に記載された製造所（ハにおいて「記載製造所」という。）と同一でない製造所（ハにおいて「例外的製造所」という。）があること。

ハ 過去五年以内に当該例外的製造所（複数ある場合にあつては、それぞれの例外的製造所。以下この号において同じ。）が記載された基準適合証（当該基準適合証に記載された当該例

六 外的製造所に係る製造工程が当該医療機器又は体外診断用医薬品に係る当該例外的製造所の製造工程を含むものに限る。) 及び次項に規定する調査結果証明書(当該調査結果証明書に記載された当該例外的製造所に係る製造工程が当該医療機器又は体外診断用医薬品に係る当該例外的製造所の製造工程を含み、かつ、調査結果が適合であるものに限る。) 又は医療機器等変更計画適合性確認通知書(当該医療機器等変更計画適合性確認通知書に記載された当該例外的製造所に係る製造工程が当該医療機器又は体外診断用医薬品に係る当該例外的製造所の製造工程を含むものに限る。) が交付されていないこと。

イ イの基準適合証に係る医療機器又は体外診断用医薬品について有効な基準適合証が交付されており、かつ、当該基準適合証に記載された申請者が、当該承認を受けようとする者と異なる者であること。

ロ ハの承継があつた日以降、イの基準適合証に係る医療機器又は体外診断用医薬品と同一の法第二十三条の二の五第八項第一号に規定する区分に属する医療機器又は体外診断用医薬品(当該承継に係る医療機器又は体外診断用医薬品を製造する全ての製造所(当該基準適合証に係る医療機器又は体外診断用医薬品の製造工程のうち前条各号に規定するものを除く。)が当該基準適合証に係る医療機器又は体外診断用医薬品を製造する製造所(当該承認に係る医療機器又は体外診断用医薬品の製造工程と同一の製造工程が、当該製造所において、当該基準適合証に係る医療機器又は体外診断用医薬品の製造工程として行われている場合に限る。)であるものに限る。)について、この項(第一百八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)の規定による書面による調査若しくは実地の調査又は法第二十三条の二の十の二第四項の規定による調査が行われていないこと。

七 その他厚生労働大臣が必要と認める場合

八 厚生労働大臣は、再製造単回使用医療機器定期確認調査(前項第一号の調査をいう。)又は追加的調査(前項第一号から第七号までの調査をいう。以下同じ。)を行つたときは、その結果を証するものとして、様式第六十三の十三による証明書(以下「調査結果証明書」という。)を交付するものとする。

九 法第二十三条の二の七第一項の規定により機構に医療機器等適合性調査を行わせることとした場合における前二項の規定の適用については、これらの規定中「厚生労働大臣」とあるのは「機構」とする。

(基準適合証の交付)

百四十四条の三十四 基準適合証(法第二十三条の二の六第一項の基準適合証をいう。以下この条から第一百四十四条の三十六までにおいて同じ。)は、様式第六十三の十四によるものとする。

二 基準適合証の交付に当たつては、当該基準適合証に係る法第二十三条の二の五第七項(同条第十五項において準用する場合を含む。)の規定による調査が前条第一項第二号イからトまで又は第四号イからハまでのいずれかの区分に該当する医療機器又は体外診断用医薬品に係るものである場合にあつては、併せて、当該区分の特性に応じて必要となる調査を行つた旨を示す書類を交付するものとする。

三 基準適合証の交付を受けた者は、当該基準適合証と同一の内容(有効期間を除く。)を証する別のある基準適合証を保有している場合にあつては、これを返納するものとする。

(基準適合証の書換え交付の申請)

百四十五条 令第三十七条の二十六第二項の申請書は、様式第三によるものとする。

(基準適合証の再交付の申請)

（緊急承認を受けた医療機器又は体外診断用医薬品の使用の成績等に関する調査及び結果の報告等）

**第二百四十四条の三十六の二** 法第二十三条の二の六の二第一項の規定により条件及び期限を付した法第二十三条の二の五の承認を受けた医療機器又は体外診断用医薬品につき当該承認を受けた者が行う法第二十三条の二の六の二第四項の調査は、当該期限（同条第三項の規定による延長が行われたときは、その延長後のもの）までの期間、当該医療機器又は体外診断用医薬品の不具合によるものと疑われる疾患、障害若しくは死亡又はその使用によるものと疑われる感染症その他の使用の成績等について行うものとする。

2 法第二十三条の二の六の二第四項の規定による厚生労働大臣に対する報告は、当該調査に係る医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売の承認の際に厚生労働大臣が指示した日から起算して一年（厚生労働大臣が指示する医療機器又は体外診断用医薬品にあつては、厚生労働大臣が指示する期間ごとに、その期間の満了後二月以内に行わなければならない。）  
（機構に対する医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売の承認に係る審査又は調査の申請）

**第二百四十四条の三十七** 厚生労働大臣が法第二十三条の二の七第一項の規定により機構に法第二十三条の二の五の承認のための審査を行わせることとしたときは、令第三十七条の二十九第一項に規定する医療機器又は体外診断用医薬品に係る法第二十三条の二の五第一項又は第十五項の承認の申請者は、機構に当該調査の申請をしなければならない。  
申請者は、機構に当該審査の申請をしなければならない。

2 厚生労働大臣が法第二十三条の二の七第一項の規定により機構に法第二十三条の二の五第六項後段（同条第十五項において準用する場合を含む。）の調査を行わせることとしたときは、令第三十七条の二十九第一項に規定する医療機器又は体外診断用医薬品に係る法第二十三条の二の五第一項又は第十五項の承認の申請者は、機構に当該調査の申請をしなければならない。

3 前二項の申請は、様式第六十三の十五による申請書を当該申請に係る品目の法第二十三条の二の五第一項又は第十五項の承認の申請書に添付して行うものとする。

4 厚生労働大臣が法第二十三条の二の七第一項の規定により機構に法第二十三条の二の六の二第二項（法第二十三条の二の八第二項において準用する場合を含む。）の規定による法第二十三条の二の五第三項前段に規定する資料が同項後段の規定に適合するかどうかの調査を行わせることとしたときは、令第三十七条の二十九第一項に規定する医療機器又は体外診断用医薬品であつて法第二十三条の二十一に規定するものに係る法第二十三条の二の六の二第一項の規定による法第二十三条の二の五の承認を受けようとする者又は同項の規定による同条の承認を受けた者は、機構に当該調査の申請をしなければならない。

5 前項の申請は、様式第六十三の十五による申請書を機構に提出することによつて行うものとする。

6 法第二十三条の二の七第一項の規定により機構が行う法第二十三条の二の五の承認のための審査及び同条第六項（同条第十五項において準用する場合を含む。）及び法第二十三条の二の六の二第二項（法第二十三条の二の五第三項前段に規定する資料についての調査に係る部分に限り、法第二十三条の二の八第二項において準用する場合を含む。）の規定による調査（次条において「医療機器等審査等」という。）については、法第二十三条の十九第五項の規定を準用する。この場合において、同項中「第一項各号に掲げるもの及び前項に規定するもののほか、厚生労働大臣」とあるのは、「機構」と、「審査」とあるのは「審査又は法第二十三条の二の五第六項（同条第十五項において準用する場合を含む。）の調査」と、「厚生労働大臣」にとあるのは「機構を経由して厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

7 厚生労働大臣が法第二十三条の二の七第一項の規定により機構に法第二十三条の二の五第十三項（同条第十五項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の調査を行わせることとしたときは、医療機器等条件付き承認を受けた者は、機構に令第三十七条の二十九第一項に規定する医療機器又は体外診断用医薬品であつて当該医療機器等条件付き承認に係るものに係る当該調査の申請をしなければならない。

8 前項の申請は、様式第二十七の二による申請書を当該申請に係る品目の法第二十三条の二の五第十三項の調査の申請書に添付して行うものとする。

9	法第二十三条の二の七第一項の規定により機構が行う法第二十三条の二の五第十三項の調査については、第一百四十四条の二十二の四第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「厚生労働大臣が」とあるのは、「機構が」と、「厚生労働大臣に」とあるのは、「機構を経由して厚生労働大臣に」と読み替えるものとする。
10	(機構による医療機器等審査等の結果の通知)
2	<b>第一百四十四条の三十八</b> 法第二十三条の二の七第六項の規定により厚生労働大臣に対して行う医療機器等審査等の結果の通知は、様式第六十号の十六による通知書によつて行うものとする。
2	法第二十三条の二の七第六項の規定により厚生労働大臣に対して行う法第二十三条の二の五第七項若しくは第九項(これらの規定を同条第十五項において準用する場合を含む。)又は第二十条の二の六の二第二項(医療機器又は体外診断用医薬品の品質管理又は製造管理の方法についての調査に係る部分に限り、法第二十三条の二の八第二項において準用する場合を含む。)の規定による調査の結果の通知は、様式第六十号の十二による通知書によつて行うものとする。
3	法第二十三条の二の七第六項の規定により厚生労働大臣に対して行う法第二十三条の二の五第十六項の規定による届出の状況の通知は、様式第二十九号による通知書によつて行うものとする。
3	<b>第一百四十四条の三十九</b> 法第二十三条の二の九第一項の医療機器又は体外診断用医薬品の使用成績に関する評価の申請は、様式第六十号の十七による申請書(正本一通及び副本二通)を提出するこどによつて行うものとする。 (使用成績評価申請書に添付すべき資料等)
2	<b>第一百四十四条の四十</b> 法第二十三条の二の九第四項の規定により、前条の申請書に添付しなければならない資料は、申請に係る医療機器又は体外診断用医薬品の使用成績に関する資料とする。
2	前項に規定する資料については、第一百四十四条の十九第三項の規定を準用する。
3	法第二十三条の二の九第一項の使用成績に関する評価の申請をする者については、第一百四十四条の十九第四項の規定を準用する。
4	第一項及び前項において準用する第一百四十四条の十九第四項に規定するもののが、厚生労働大臣が当該医療機器又は体外診断用医薬品の使用成績に関する評価につき必要と認めて資料の提出を求めたときは、申請者は、当該資料を厚生労働大臣に提出しなければならない。 (使用成績評価申請資料の信頼性の基準)
2	<b>第一百四十四条の四十一</b> 法第二十三条の二の九第四項後段に規定する厚生労働省令で定める医療機器又は体外診断用医薬品は、同条第一項に規定する医療機器又は体外診断用医薬品とする。
3	<b>第一百四十四条の四十二</b> 法第二十三条の二の九第四項後段に規定する資料については、第一百四十四条の二の五の承認(法第二十三条の二の二第一項の規定により条件及び期限を付したもの)を受けた者が行う法第二十三条の二の九第六項の調査(法第二十三条の二の二第一項の規定により条件及び期限を付したもの)を行つて行うものとする。 (医療機器又は体外診断用医薬品の使用の成績等に関する調査及び結果の報告等)
2	<b>第一百四十四条の四十三</b> 法第二十三条の二の九第一項に規定する医療機器又は体外診断用医薬品につき法第二十三条の二の五の承認(法第二十三条の二の二第一項の規定により条件及び期限を付したもの)を除く。次項において同じ。)を受けた者が行う法第二十三条の二の九第六項の調査は、同条第一項に規定する調査期間(同条第二項の規定による延長が行われたときは、その延長後の期間)当該医療機器又は体外診断用医薬品の不具合によるものと疑われる疾病、障害若しくは死亡又はその使用によるものと疑われる感染症その他の使用の成績等について行うものとする。
2	法第二十三条の二の九第六項の規定による厚生労働大臣に対する報告又は法第二十三条の二の十第一項の規定による機構に対する報告は、当該調査に係る医療機器又は体外診断用医薬品の使用成績等について行うものとする。
3	の製造販売の承認の際に厚生労働大臣が指示した日から起算して一年(厚生労働大臣が指示する医療機器又は体外診断用医薬品にあつては、厚生労働大臣が指示する期間)ごとに、その期間の満了後二月以内に行わなければならない。 法第二十三条の二の十第二項後段の規定により厚生労働大臣に対して行う前項の報告を受けた旨の通知は、様式第三十一号による通知書によつて行うものとする。
2	(機構に対する使用成績評価に係る確認又は調査の申請)
3	<b>第一百四十四条の四十四</b> 法第二十三条の二の十第一項において準用する法第二十三条の二の七第一項の規定により機構に法第二十三条の二の九第三項の規定による確認又は同条第五項の規定による調査(以下この条及び次条において「医療機器等確認等」という。)を行わせることとしたときは、令第三十七条の三十一に規定する医療機器又は体外診断用医薬品に係る法第二十三条の二の九第一項の使用成績に関する評価の申請者は、機構に当該医療機器等確認等の申請をしなければならない。
2	前項の申請は、様式第六十号の十八による申請書を當該申請に係る品目の法第二十三条の二の九第一項の使用成績に関する評価の申請書に添付して行うものとする。
3	法第二十三条の二の十第一項において準用する法第二十三条の二の七第一項の規定により機構が行う医療機器等確認等についての評価の申請は、「機構が」と、「使用成績に関する評価」とあるのは、「法第二十三条の二の九第三項の規定による確認又は同条第五項の規定による調査」と、「厚生労働大臣に」とあるのは、「機構を経由して厚生労働大臣に」と読み替えるものとする。
2	(機構による使用成績評価の医療機器等確認等の結果の通知)
3	<b>第一百四十四条の四十五</b> 法第二十三条の二の十第一項において準用する法第二十三条の二の七第六項の規定により厚生労働大臣に対して行う医療機器等確認等の結果の通知は、様式第六十号の十九による通知書によつて行うものとする。 (医療機器及び体外診断用医薬品の変更計画の確認の申請)
2	前項の申請書には、次の各号に掲げる確認の区分に応じ、当該各号に掲げる資料を添えなければならない。
3	1 医療機器(人工知能関連技術(官民データ活用推進基本法(平成二十八年法律第百三号)第二条第二項に規定する「人工知能関連技術」をいう。以下同じ。)を活用したもの)を除く。)の変更計画の確認 次に掲げる資料 イ 変更計画 ロ 設計及び開発の検証方法に関する資料 二 医療機器(人工知能関連技術を活用したものに限る。)の変更計画の確認 第一号に掲げる資料及び次に掲げる資料 イ 変更計画の作成及び実施に関する手順 ロ その他人工知能関連技術の適正かつ円滑な管理に必要な資料 三 体外診断用医薬品の変更計画の確認 次に掲げる資料 イ 変更計画 ロ 設計及び開発の検証方法に関する資料 四 医療機器又は体外診断用医薬品の変更計画の変更の確認 前二号に掲げる確認の区分に応じた資料及び確認を受けた変更計画の写し

厚生労働大臣が法第二十三条の二の十の二第九項の規定により機構に同条第一項の確認を行わることとした場合における前三項の規定の適用については、第一項及び第二項中「厚生労働大臣」とあるのは、「機構を経由して厚生労働大臣」とする。  
 (変更計画の確認を受けることができる場合)

**第一百四十四条の四十五の三** 医療機器に係る法第二十三条の二の十の二第一項第一号の厚生労働省令で定める事項の変更は、次の各号に掲げる事項の変更とする。

- 一 使用目的又は効果
- 二 形状、構造及び原理
- 三 原材料
- 四 性能及び安全性に関する規格
- 五 使用方法
- 六 保管方法
- 七 有効期間
- 八 製造方法
- 九 製造販売する品目の製造所

2 体外診断用医薬品に係る法第二十三条の二の十の二第一項第一号の厚生労働省令で定める事項の変更は、次の各号に掲げる事項の変更とする。

- 一 使用目的
- 二 形状、構造及び原理
- 三 反応系に関与する成分
- 四 品目仕様
- 五 使用方法
- 六 保管方法
- 七 有効期間
- 八 製造方法
- 九 製造販売する品目の製造所

(変更計画の確認を受けることができない場合)

**第一百四十四条の四十五の四** 医療機器（人工知能関連技術を活用したもの）に係る法第二十一条の十の二第一項第一号の厚生労働省令で定める変更は、次の各号に掲げる変更とする。

- 一 法第四十一条第三項の規定により定められた基準に適合しないこととなる変更
- 二 法第四十二条第二項の規定により定められた基準に適合しないこととなる変更
- 三 病因子の不活性化又は除去方法に関する重要な変更
- 四 前三号に掲げるもののほか、当該医療機器の品質、有効性及び安全性に重大な影響を与えるおそれのある変更

2 医療機器（人工知能関連技術を活用したものに限る。）に係る法第二十三条の二の十の二第一項第二号の厚生労働省令で定める変更は、次の各号に掲げる変更とする。

- 一 法第四十一条第三項の規定により定められた基準に適合しないこととなる変更
- 二 法第四十二条第二項の規定により定められた基準に適合しないこととなる変更
- 三 病因子の不活性化又は除去方法に関する重要な変更
- 四 前三号に掲げるもののほか、当該医療機器の品質、有効性及び安全性に重大な影響を与えるおそれのある変更

3 体外診断用医薬品に係る法第二十三条の二の十の二第一項第二号の厚生労働省令で定める変更は、次の各号に掲げる変更とする。

- 一 法第四十一条第一項又は第三項の規定により定められた基準に適合しないこととなる変更
- 二 法第四十二条第一項の規定により定められた基準に適合しないこととなる変更
- 三 前二号に掲げるもののほか、当該体外診断用医薬品の品質、有効性及び安全性に重大な影響を与えるおそれのある変更

(医療機器又は体外診断用医薬品として不適当な場合)

**第一百四十四条の四十五の五** 法第二十三条の二の十の二第一項第三号ハの医療機器又は体外診断用医薬品として不適当なものとして厚生労働省令で定める場合は、申請に係る医療機器又は体外診断用医薬品の性状又は品質が保健衛生上著しく不適当な場合とする。

(製造管理又は品質管理の方法に影響を与えるおそれがある変更)

**第一百四十四条の四十五の六** 法第二十三条の二の十の二第三項の製造管理又は品質管理の方法に影響を与えるおそれがある変更として厚生労働省令で定めるものは、申請に係る医療機器又は体外診断用医薬品の性状又は品質が保健衛生上著しく不適当な場合とする。

(製造管理又は品質管理の方法に影響を与えるおそれがある変更)

**第一百四十四条の四十五の七** 法第二十三条の二の十の二第一項第五号イからハまでのいずれにも該当する医療機器又は体外診断用医薬品の承認申請を行う場合を除く。とする。

イ 変更計画の確認を受けようとする者又は確認を受けた者が既に基準適合証の交付を受けている場合であつて、当該基準適合証に係る医療機器又は体外診断用医薬品と同一の製品群区分（法第二十三条の二の五第八項第一号の規定により別に厚生労働省令で定める区分をいう。）に属するものに係る変更

ロ 当該変更に係る医療機器又は体外診断用医薬品を製造する全ての製造所（当該基準適合証に係る医療機器又は体外診断用医薬品の製造工程のうち第百四十四条の三十二各号に規定するもののみをするものを除く。）が、イの基準適合証に係る医療機器又は体外診断用医薬品を製造する製造所（当該変更に係る医療機器又は体外診断用医薬品の製造工程と同一の製造工程が、当該製造所において、当該基準適合証に係る医療機器又は体外診断用医薬品の製造工程として行われている場合に限る。）となる変更

二 法第七十九条第一項の規定に基づき、製造販売の承認の条件として当該承認を受けた者に対し法第二十三条の二の五第九項の規定による書面による調査又は実地の調査を受けなければならぬとされた再製造單回使用医療機器に係る変更

三 第百四十四条の三十三第一項第二号イからトまでのいずれかの区分に該当する医療機器に係る変更（当該医療機器について有効な基準適合証が交付されており、かつ、当該基準適合証に係る医療機器等適合性調査等において、当該区分の特性に応じて必要となる調査が行われている場合に限る。）

四 第百四十四条の三十三第一項第三号イからニまでのいずれにも該当する医療機器に係る変更

五 第百四十四条の三十三第一項第四号イからハまでのいずれかの区分に該当する体外診断用医薬品に係る変更（当該体外診断用医薬品について有効な基準適合証が交付されており、かつ、当該基準適合証に係る医療機器等適合性調査等において、当該区分の特性に応じて必要となる調査が行われていない場合に限る。）

六 第百四十四条の三十三第一項第五号イからハまでのいずれにも該当する医療機器又は体外診断用医薬品に係る変更

七 第百四十四条の三十三第一項第六号イからハまでのいずれにも該当する医療機器又は体外診断用医薬品に係る変更

八 その他厚生労働大臣が必要と認める変更

(計画内容の軽微な変更に係る特例)

**第一百四十四条の四十五の八** 確認された変更計画の変更が軽微な変更であるときは、第百四十四条の四十五の二の規定にかかるわらず、様式第六十三の十九の四による届書（正副二通）に次の各号に掲げる資料を添えて、厚生労働大臣に法第二十三条の二の十の二第一項の変更計画の変更を届け出ることができる。

- 二 変更理由
- 二 前項の軽微な変更は、次の各号に掲げる変更以外のものとする。
- 一 新たに承認申請が必要となると考えられる医療機器又は体外診断用医薬品の変更
- 二 医療機器又は体外診断用医薬品の検証実施計画又は適合基準に係る変更

三 前二号に掲げる変更のほか、医療機器又は体外診断用医薬品の品質、有効性及び安全性に影響を与える変更

3 厚生労働大臣が法第二十三条の二の十の二第九項の規定により機構に同条第一項の確認を行わせる場合における第一項の規定の適用については、同項中「厚生労働大臣」とあるのは、「機構」とする。

(医療機器等変更計画確認台帳の記載事項)

**第一百四十四条の四十五の八** 令第三十七条の三十三第一項に規定する医療機器等変更計画確認に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。

一 確認番号及び確認年月日

二 確認を受けた者の氏名及び住所

三 確認を受けた者の製造販売業の許可の種類及び許可番号

四 当該品目の製造所の名称

五 当該品目の製造所が受けている製造業者の登録番号又は医療機器等外国製造業者の登録番号

六 当該品目の名称

七 当該品目の形状、構造及び原理

八 当該品目の使用目的又は効果

九 当該品目の使用方法

(医療機器等適合性確認の申請等)

**第一百四十四条の四十五の九** 法第二十三条の二の十の二第三項の規定による確認(以下「医療機器等適合性確認」という。)の申請は、様式第六十三条の十九の五による申請書を厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

1 前項の申請書には、次に掲げる資料を添えなければならない。

一 医療機器等適合性確認に係る品目の製造管理及び品質管理に関する資料

二 医療機器等適合性確認に係る全ての製造所における製造管理及び品質管理に関する資料

三 厚生労働大臣は、医療機器等適合性確認をしたときは、様式第六十三条の十九の六による通知書を申請者に通知するものとする。

4 厚生労働大臣が法第二十三条の二の十の二第九項の規定により機構に医療機器等適合性確認を行わせることとした場合における第一項及び前項の規定の適用については、第一項及び前項中「厚生労働大臣」とあるのは、「機構」とする。

(医療機器等適合性確認の結果の通知)

**第一百四十四条の四十五の十** 令第三十七条の三十六の規定による医療機器等適合性確認の結果の通知は、様式第六十三条の十九の七による通知書によつて行うものとする。

(医療機器等適合性確認台帳の記載事項)

**第一百四十四条の四十五の十一** 令第三十七条の三十四第二項に規定する医療機器等適合性確認に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。

一 法第二十三条の二の十の二第三項の確認の結果

二 医療機器等適合性確認の通知の年月日及び番号

三 令第三十七条の三十六の規定による医療機器等適合性確認の結果を通知した場合にあつては、その通知の年月日及び番号

(変更計画に従つた変更を届出により行なうことが可能な範囲)

**第一百四十四条の四十五の十二** 医療機器(人工知能関連技術を活用したものに限る。)に係る法第二十二条第一項第一号イ(5)から(9)までに掲げる変更とする。

一 医療機器(人工知能関連技術を活用したものに限る。)に係る法第二十二条第一項第一号イ(5)から(9)までに掲げる変更は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令(平成十七年政令第九十一号)第十二条第一項第一号イ(5)から(9)までに掲げる変更とする。

2 医療機器(人工知能関連技術を活用したものに限る。)に係る法第二十二条第一項第一号イ(5)から(9)までに掲げる変更は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令第十二条第一項第一号イ(5)から(9)までに掲げる変更とする。

3 厚生労働省令で定める変更は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令第十二条第一項第一号イ(5)から(9)までに掲げる変更とする。

3 体外診断用医薬品に係る法第二十三条の二の十の二第六項の厚生労働省令で定める変更は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令第十二条第一項第一号ロ(1)及び(4)から(6)までに掲げる変更とする。

(届出後に変更を行うようになるまでの日数)

**第一百四十四条の四十五の十三** 法第二十三条の二の十の二第六項の厚生労働省令で定める日数は、三十日とする。

(変更計画に従つた変更に係る届出の届書等)

**第一百四十四条の四十五の十四** 法第二十三条の二の十の二第六項の規定による届出は、様式第六十三条の十九の八による届書(正副二通)を厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

1 前項の届書には、変更計画で確認されたとおりの試験の結果が得られたことを示す資料その他変更計画に従つた変更の内容を確認できる資料を添付しなければならない。

2 前項の規定する資料は、医療機器の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令及び医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令に定めるもののほか、次に掲げるところにより、収集され、かつ、作成されたものでなければならない。

3 前項に規定する資料は、当該資料は、これを作成することを目的として行われた調査又は試験において得られた結果に基づき正確に作成されたものであること。

4 前号の調査又は試験において、申請に係る医療機器についてその申請に係る品質、有効性又は安全性を有することを疑わせる調査結果、試験成績等が得られた場合には、当該調査結果、試験成績等についても検討及び評価が行われ、その結果が当該資料に記載されていること。

5 当該資料の根拠になつた資料は、第一項の届書を提出した日から前条に定める日数が経過する日まで保存されていること。ただし、資料の性質上その保存が著しく困難であると認められるものにあつては、この限りではない。

6 当該資料は、これを作成することを目的として行われた調査又は試験において得られた結果に基づき正確に作成されたものであること。

7 前号の調査又は試験において、申請に係る医療機器についてその申請に係る品質、有効性又は安全性を有することを疑わせる調査結果、試験成績等が得られた場合には、当該調査結果、試験成績等についても検討及び評価が行われ、その結果が当該資料に記載されていること。

8 当該資料の根拠になつた資料は、第一項の届書を提出した日から前条に定める日数が経過する日まで保存されていること。ただし、資料の性質上その保存が著しく困難であると認められるものにあつては、この限りではない。

9 厚生労働大臣が法第二十三条の二の十の二第九項の規定により機構に同条第一項の確認を行なうこととした場合における第一項の規定の適用については、同項中「厚生労働大臣」とあるのは、「機構を経由して厚生労働大臣」とする。

(機器に対する医療機器等変更計画確認の申請)

**第一百四十四条の四十五の十五** 厚生労働大臣が法第二十三条の二の十の二第九項の規定により機構に同条第一項の確認を行なうこととしたときは、令第三十七条の二十九に規定する医療機器又は体外診断用医薬品に係る法第二十三条の二の十の二第一項の確認の申請者は、機構に当該確認の申請をしなければならない。

1 前項の申請は、様式第六十三条の十九の九による申請書を当該申請に係る品目の法第二十三条の二の十の二第一項の確認の申請書に添付して行うものとする。

(機器による医療機器等変更計画確認の結果等の通知)

**第一百四十四条の四十五の十六** 法第二十三条の二の十の二第十項の規定により読み替えて準用する法第二十三条の二の七第六項の規定による法第二十三条の二の十の二第一項の確認の結果の通知は、様式第六十三条の十九の十による通知書によつて行うものとする。

2 法第二十三条の二の十の二第十項の規定により読み替えて準用する法第二十三条の二の七第六項の規定による法第二十三条の二の十の二第三項の確認の結果の通知は、様式第六十三条の十九の十二による通知書によつて行うものとする。

3 法第二十三条の二の十の二第十二項の規定により機構が厚生労働大臣に対して行う届出の状況の通知は、様式第六十三条の十九の十二による通知書によつて行うものとする。

(承継の届出)

1 法第二十三条の二の三第一項又は法第二十三条の二の四第一項の登録の申請に際して提出した資料

- 二 法第二十三条の二の五第一項の承認の申請及び同条第十五項の当該承認事項の一部変更の承認の申請に際して提出した資料及びその根拠となつた資料
- 三 法第二十三条の二の五第十二項に規定する使用の成績に関する資料その他の資料
- 四 法第二十三条の二の六の二第四項の規定による報告に際して提出した資料及びその根拠となつた資料
- 五 法第二十三条の二の九第一項の使用成績に関する評価の申請に際して提出した資料及びその根拠となつた資料
- 六 法第二十三条の二の九第六項の規定による報告に際して提出した資料及びその根拠となつた資料
- 七 法第二十三條の二の九第一項及び第三項の確認の申請に際して提出した資料及びその根拠となつた資料並びに同条第六項の届出に際して提出した資料及びその根拠となつた資料
- 八 法第六十八条の五第一項の規定による特定医療機器に関する記録及び当該記録に関連する資料
- 九 法第六十八条の二十二第一項の規定による生物由来製品に関する記録及び当該記録に関連する資料
- 十 製造管理又は品質管理の業務に関する資料及び情報
- 十一 製造販売後安全管理の業務に関する資料及び情報
- 十二 その他品質、有効性及び安全性に関する資料及び情報
- 1 法第二十三条の二の十一第三項の規定による届出は、様式第六十三条の二十による届書（正副二通）を厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。
- 2 前項の届書には、医療機器等承認取得者の地位を承継する者であることを証する書類を添えなければならない。（製造販売の届出）
- 第三百四十四条の四十七 法第二十三条の二の十二第一項の規定による届出は、様式第六十三条の二十一による届書（正本一通及び副本二通）を厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。
- 2 法第二十三条の二の十二第二項の規定による変更の届出は、様式第四十による届書（正本一通及び副本二通）を厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。
- 3 医療機器に係る第一項の届書には、届出に係る品目の法第六十三条の二第二項各号に掲げる事項又は法第六十八条の二第二項に規定する注意事項等情報に関する資料を添えなければならない。
- 4 法第二十三条の二の十三第一項の規定により機構に届け出ることとされている場合における第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「正本一通及び副本二通」を厚生労働大臣に」とあるのは、「正副二通」を機構に」とする。（機構による製造販売の届出の受理に係る通知）
- 第三百四十四条の四十八 法第二十三条の二の十三第二項の規定により厚生労働大臣に対して行う製造販売の届出の受理に係る通知は、様式第四十一による通知書によつて行うものとする。（医療機器等総括製造販売責任者の基準）
- 第三百四十四条の四十九 高度管理医療機器又は管理医療機器の製造管理及び品質管理並びに製造販売後安全管理を行う者に係る法第二十三条の二の十四第一項の規定による届出の受理に係る通知書によつて行うものとする。各号のいずれかに該当する者であることとする。
- 一 大学等で物理学、化学、生物学、工学、情報学、金属学、電気学、機械学、薬学、医学又は歯学に関する専門の課程を修了した者
- 二 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、物理学、化学、生物学、工学、情報学、金属学、電気学、機械学、薬学、医学又は歯学に関する専門の課程を修了した者
- 三 医療機器又は再生医療等製品の品質管理又は製造販売後安全管理に関する業務に三年以上従事した者
- 三 医薬品、医療機器又は再生医療等製品の品質管理又は製造販売後安全管理に関する業務に五年以上従事した後、別に厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けた者が行う講習を修了した者

- 四 厚生労働大臣が前三号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めた者
- 2 一般医療機器の製造管理及び品質管理並びに製造販売後安全管理を行う者に係る法第二十三条の二の十四第一項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。
- 一 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、物理学、化学、生物学、工学、情報学、金属学、電気学、機械学、薬学、医学又は歯学に関する科目を修得した後、医薬品、医療部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品の品質管理又は製造販売後安全管理に関する業務に三年以上従事した者
- 二 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、物理学、化学、生物学、工学、情報学、金属学、電気学、機械学、薬学、医学又は歯学に関する科目を修得した後、医薬品、医療部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品の品質管理又は製造販売後安全管理に関する業務に三年以上従事した者
- 三 厚生労働大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めた者
- （薬剤師以外の技術者に行わせることができる体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理並びに製造販売後安全管理）
- 第三百四十四条の四十九の二 体外診断用医薬品の製造販売業者は、法第二十三条の二の十四第一項ただし書第二号の規定により、薬剤師を置くことが著しく困難であると認められる場合には、体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理並びに製造販売後安全管理について、薬剤師に代え、次の各号のいずれかに掲げる技術者をもつて行わせることができる。
- 一 大学等で、薬学又は化学に関する専門の課程を修了した者
- 2 前項に掲げる場合に、体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理並びに製造販売後安全管理について、薬剤師に代え、前項各号のいずれかに掲げる技術者をもつて行わせることができる期間は、医療機器等総括製造販売責任者として技術者を置いた日から起算して五年とする。
- 第三百四十四条の五十 法第二十三条の二の十四第四項に規定する医療機器等総括製造販売責任者が行う医療機器又は体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理並びに製造販売後安全管理のために必要な業務は、次のとおりとする。
- 一 医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成十六年厚生労働省令第六十九号）により医療機器等総括製造販売責任者が行うこととされた業務
- 二 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の製造販売後安全管理の基準に関する省令により医療機器等総括製造販売責任者が行うこととされた業務
- 三 法第二十三条の二の十五の二第一項第一号に規定する医療機器等総括製造販売責任者が有する権限に係る業務
- 2 法第二十三条の二の十四第四項に規定する医療機器等総括製造販売責任者が遵守すべき事項は、次のとおりとする。
- 一 製造管理及び品質管理並びに製造販売後安全管理に係る業務に関する法令及び実務に精通し、公正かつ適正に当該業務を行うこと。
- 二 法第二十三条の二の十四第三項の規定により製造販売業者に対して述べる意見を記載した書面の写しを五年間保存すること。
- 三 医療機器又は体外診断用医薬品の国内における品質管理に関する業務の責任者（以下「国内品質業務運営責任者」という）及び医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売後安全管理に関する業務の責任者（以下「医療機器等安全管理責任者」という。）との相互の密接な連携を図ること。
- （製造、試験等に関する記録）
- 第三百四十四条の五十一 医療機器又は体外診断用医薬品の製造所の医療機器責任技術者又は体外診断用医薬品製造管理者は、製造及び試験に関する記録その他当該製造所の管理に関する記録を作成し、かつ、これを三年間（当該記録に係る医療機器又は体外診断用医薬品に関して有効期間の記載が義務付けられている場合には、その有効期間に一年を加算した期間）保管しなければならぬ

い。ただし、この省令の他の規定又は薬事に関する他の法令の規定により、記録の作成及びその保管が義務付けられている場合には、この限りでない。

**(医療機器責任技術者の資格)**

第百十四条の五十二 医療機器の製造業者は、法第二十三条の二の十四第五項の規定により、次の各号のいずれかに該当する医療機器責任技術者を、製造所ごとに置かなければならぬ。

一 大学等で、物理学、化学、生物学、工学、情報学、金属学、電気学、機械学、薬学、医学又は歯学に関する専門の課程を修了した者

二 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、物理学、化学、生物学、工学、情報学、金属学、電気学、機械学、薬学、医学又は歯学に関する専門の課程を修了した後、医療機器の製造に関する業務に三年以上従事した者

三 医療機器の製造に関する業務に五年以上従事した後、別に厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けた者が行う講習を修了した者

四 厚生労働大臣が前三号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認められた者

一般医療機器のみを製造する製造所にあっては、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者を医療機器責任技術者とすることができる。

一 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、物理学、化学、生物学、工学、情報学、金属学、電気学、機械学、薬学、医学又は歯学に関する専門の課程を修了した者

二 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、物理学、化学、生物学、工学、情報学、金属学、電気学、機械学、薬学、医学又は歯学に関する専門の課程を修得した後、医療機器の製造に関する業務に三年以上従事した者

三 医療機器の設計に係る部門の責任者として指定する者を医療機器責任技術者とすることができる。

四 厚生労働大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認められた者

一般医療機器のみを製造する製造所にあっては、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者を医療機器責任技術者とすることができる。

一 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、物理学、化学、生物学、工学、情報学、金属学、電気学、機械学、薬学、医学又は歯学に関する専門の課程を修了した者

二 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、物理学、化学、生物学、工学、情報学、金属学、電気学、機械学、薬学、医学又は歯学に関する専門の課程を修得した後、医療機器の製造に関する業務に三年以上従事した者

三 医療機器の設計に係る部門の責任者として指定する者を医療機器責任技術者とすることができる。

四 厚生労働大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認められた者

一般医療機器のみを製造する製造所にあっては、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者を医療機器責任技術者とすることができる。

一 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、物理学、化学、生物学、工学、情報学、金属学、電気学、機械学、薬学、医学又は歯学に関する専門の課程を修了した者

二 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、物理学、化学、生物学、工学、情報学、金属学、電気学、機械学、薬学、医学又は歯学に関する専門の課程を修得した後、医療機器の製造に関する業務に三年以上従事した者

三 医療機器の設計に係る部門の責任者として指定する者を医療機器責任技術者とすることができる。

四 厚生労働大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認められた者

一般医療機器のみを製造する製造所にあっては、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者を医療機器責任技術者とすることができる。

一 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、物理学、化学、生物学、工学、情報学、金属学、電気学、機械学、薬学、医学又は歯学に関する専門の課程を修了した者

二 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、物理学、化学、生物学、工学、情報学、金属学、電気学、機械学、薬学、医学又は歯学に関する専門の課程を修得した後、医療機器の製造に関する業務に三年以上従事した者

三 医療機器の設計に係る部門の責任者として指定する者を医療機器責任技術者とすることができる。

四 厚生労働大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認められた者

一般医療機器のみを製造する製造所にあっては、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者を医療機器責任技術者とすることができる。

一 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、物理学、化学、生物学、工学、情報学、金属学、電気学、機械学、薬学、医学又は歯学に関する専門の課程を修了した者

二 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、物理学、化学、生物学、工学、情報学、金属学、電気学、機械学、薬学、医学又は歯学に関する専門の課程を修得した後、医療機器の製造に関する業務に三年以上従事した者

三 医療機器の設計に係る部門の責任者として指定する者を医療機器責任技術者とすることができる。

四 厚生労働大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認められた者

一般医療機器のみを製造する製造所にあっては、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者を医療機器責任技術者とすることができる。

一 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、物理学、化学、生物学、工学、情報学、金属学、電気学、機械学、薬学、医学又は歯学に関する専門の課程を修了した者

二 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、物理学、化学、生物学、工学、情報学、金属学、電気学、機械学、薬学、医学又は歯学に関する専門の課程を修得した後、医療機器の製造に関する業務に三年以上従事した者

三 医療機器の設計に係る部門の責任者として指定する者を医療機器責任技術者とすることができる。

四 厚生労働大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認められた者

一般医療機器のみを製造する製造所にあっては、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者を医療機器責任技術者とすることができる。

一 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、物理学、化学、生物学、工学、情報学、金属学、電気学、機械学、薬学、医学又は歯学に関する専門の課程を修了した者

二 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、物理学、化学、生物学、工学、情報学、金属学、電気学、機械学、薬学、医学又は歯学に関する専門の課程を修得した後、医療機器の製造に関する業務に三年以上従事した者

三 医療機器の設計に係る部門の責任者として指定する者を医療機器責任技術者とすることができる。

四 厚生労働大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認められた者

一 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、薬学又は化学に関する専門の課程を修了した者

二 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、薬学又は化学に関する科目を修得した後、医薬品又は体外診断用医薬品の製造に関する業務に三年以上従事した者

三 厚生労働大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認められた者

(体外診断用医薬品製造管理者の業務及び遵守事項)

三 体外診断用医薬品の製造のため必要な業務は、次のとおりとする。

一 製造管理及び品質管理に係る業務を統括し、その適正かつ円滑な実施が図られるよう管理監督すること。

二 品質不良その他製品の品質に重大な影響が及ぶおそれがある場合においては、所要の措置をとること。

三 法第二十三条の二の十五の二第三項第一号に規定する体外診断用医薬品製造管理者が遵守すべき事項は、次のとおりとする。

一 製造の管理に係る業務に関する法令及び実務に精通し、公正かつ適正に当該業務を行いうこと。

二 法第二十三条の二の十四第四項の体外診断用医薬品製造管理者が遵守すべき事項は、次のとおりとする。

一 製造の管理に係る業務に関する法令及び実務に精通し、公正かつ適正に当該業務を行いうこと。

二 法第二十三条の二の十四第十二項の規定により製造業者に対して述べる意見を記載した書面の写しを五年間保存すること。

三 法第二十三条の二の十五第一項に規定する医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業者が遵守すべき事項は、次のとおりとする。

一 薬事に関する法令に従い適正に製造販売が行われるよう必要な配慮をすること。

二 第百十四条の五十八第一項の規定に従い、製造販売しようとする製品の製造管理及び品質管理を適正に行うこと。

三 製造販売しようとする製品の製造販売後安全管理を行うこと。

四 生物由来製品(医療機器に限る。)又は再製造単回使用医療機器の製造販売業者であつて、その医療機器等総括製造販売責任者、国内品質業務運営責任者及び医療機器等安全管理責任者のいずれも細菌学的知識を有しない場合にあつては、医療機器等総括製造販売責任者を補佐する者として細菌学的知識を有する者を置くこと。

五 医療機器の製造販売業者であつて、その医療機器等総括製造販売責任者、国内品質業務運営責任者及び医療機器等安全管理責任者のいずれもその製造販売をする品目の特性に関する専門的知識を有しない場合にあつては、医療機器等総括製造販売責任者として薬剤師以外の技術者を置く場合にあつては、次のイ及びロに掲げる措置を講ずること。

イ 医療機器等総括製造販売責任者補佐薬剤師を置くこと。

ロ 医療機器等総括製造販売責任者として法第二十三条の二の十四第二項に規定する能力及び経験を有する薬剤師を置くために必要な措置

七 医療機器等総括製造販売責任者、国内品質業務運営責任者及び医療機器等安全管理責任者がそれぞれ相互に連携協力し、その業務を行ふことができるよう必要な配慮をすること。

八 医療機器等総括製造販売責任者が第百十四条の五十の規定による責務を果たすために必要な配慮をすること。

- 九 再製造単回使用医療機器の製造販売業者は、原型医療機器（再製造の用に供される単回使用の医療機器であつて、未だ再製造されていないものをいう。以下同じ。）の原材料の変更その他、再製造単回使用医療機器の品質、有効性及び安全性に影響を与えるおそれのある変更の有無を継続的に確認し、当該変更が生じた場合には、再製造単回使用医療機器の品質、有効性及び安全性を確保するために必要な設計の変更その他の必要な措置を講じること。
- 十 再製造単回使用医療機器の製造販売業者は、原型医療機器の不具合及び回収に関する情報その他の品質、有効性及び安全性に関する情報を継続的に収集し、収集した情報に基づき再製造単回使用医療機器の品質、有効性及び安全性への影響について検討し、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要な措置を講じること。
- 十一 再製造単回使用医療機器の製造販売業者は、原型医療機器の製造販売業者、外国製造医療機器等特例承認取得者又は外国指定高度管理医療機器製造等事業者に対し、次に掲げる情報を速やかに提供すること。
- イ 再製造単回使用医療機器に係る法第二十三条の二の五第一項又は第五十五項の承認を受けた場合（選任外国製造医療機器等製造販売業者にあつては、再製造単回使用医療機器に係る第二百四十四条の七十六第一項第一号の規定による情報の提供を受けた場合）は、当該承認が与えられた旨
- ロ 再製造単回使用医療機器について、品質等に関する理由により廃棄、回収、販売の停止、情報の提供その他必要な措置を講じる場合（その措置に至った理由が当該再製造単回使用医療機器に起因するものであることが明らかな場合を除く。）は、その旨
- ハ 再製造単回使用医療機器について、廃棄、回収、販売の停止、注意事項等情報等（法第六十三条の二第二項各号に掲げる事項又は法第六十八条の二第二項に規定する注意事項等情報をいう。）の改訂その他原型医療機器の製造販売業者、外国製造医療機器等特例承認取得者又は外国指定高度管理医療機器製造等事業者に対する情報の提供が必要と認められる安全確保措置を立案及び実施した場合は、その旨及び立案に当たり検討を行った安全管理情報
- 十二 再製造単回使用医療機器の製造販売業者は、医療機関において使用された単回使用の医療機器であつて、未だ洗浄及び滅菌されていないものの運搬（船舶又は航空機による運搬を除く。以下この号において同じ。）を行うに当たつては、次の各号に掲げる事項に適合するものであること。
- イ 運搬は、容器に封入して行うこと。
- ロ 前号に規定する容器は、次に掲げる基準に適合すること。
- (1) 容易にかつ、安全に取り扱うことができること。
- (2) 運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、き裂、破損等が生ずるおそれがないこと。
- (3) みだりに開封されないように、容易に破れないシールのはり付け等の措置が講じられておりること。
- (4) 内容物の漏えいのおそれのない十分な強度及び耐水性を有するものであること。
- (5) 繰り返して使用する場合にあつては、病原性を持つおそれのある微生物等による汚染の除去が容易であること。
- (6) 医療機関において使用された単回使用の医療機器が封入されている旨の表示がされているものであること。
- ハ 運搬物の車両等への積付けは、運搬中において移動、転倒、転落等により安全性が損なわれないように行うこと。
- 二 運搬物がその他の物と混合するおそれのないように、他の物と区分して、運搬すること。
- 本運搬物の取扱方法、事故が発生した場合の措置その他の運搬に関し留意すべき事項を記載した書類を携行すること。

へ運搬物により病原性を持つおそれのある微生物等による汚染が生じた場合には、速やかに、当該汚染の広がりの防止及び除去を行うこと。

ト 運搬の年月日、方法、荷受人又は荷送人及び運搬を行う者に関する事項を記録し、これを五年間保存すること。

チ 運搬を第三者に委託する場合にあつては、次に掲げる事項に適合する方法により行わせること。

- (1) 再委託してはならないこと。
- (2) 委託を受ける者に対し、イからトまでに掲げる事項に適合する方法で運搬させること。
- また、このために必要な事項を取り決め、書面として保存すること。

#### 第一百四十四条の五十四の二 医療機器の製造販売業者の遵守事項

- 一 医療機器の製造販売後臨床試験（医療機器の製造販売後の調査及び試験の実施の基準について行う製造販売後臨床試験（医療機器の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令第二条第一項第三号に規定する製造販売後臨床試験をいう。以下この条において「医療機器の製造販売後臨床試験」という。）の実施に当たり遵守すべき事項は、次のとおりとする。
- 二 医療機器の製造販売後臨床試験を実施するに当たり世界保健機関が公表を求める事項その他の医療機器の製造販売後臨床試験の実施の透明性の確保及び国民の医療機器の製造販売後臨床試験への参加の選択に資する事項をあらかじめ公表すること。これを変更したときも、同様とする。
- 三 医療機器の製造販売後臨床試験を中止し、又は終了したときは、原則として医療機器の製造販売後臨床試験を中止した日又は終了した日のいずれか早い日から一年以内にその結果の概要を作成し、公表すること。

#### （医療機器の製造業者の遵守事項）

- 第一百四十四条の五十四の三** 法第二十三条の二の十五第三項（法第二十三条の二の十九において準用する場合を含む。）に規定する医療機器の製造業者が遵守すべき事項は、再製造単回使用医療機器を製造する製造所（第一百四十四条の八第一項第四号亦に掲げる製造工程に係る製造所を除く。）の医療機器責任技術者が医師でない場合又は細菌学的知識若しくは医療機器の滅菌に関する専門的知識を有しない場合にあつては、医療機器責任技術者を補佐する者として医師又は当該知識を有する者を置くこととする。
- （設置に係る管理に関する文書）

**第一百四十四条の五十五** 設置に当たつて組立てが必要な特定保守管理医療機器であつて、保健衛生上の危害の発生を防止するためには、組立てに係る管理が必要なものとして厚生労働大臣が指定する医療機器（以下「設置管理医療機器」という。）の製造販売業者は、設置管理医療機器の品質の確認方法について記載した文書（以下「組立方法及び設置された設置管理医療機器の品質の確認方法」という。）を作成しなければならない。

2 設置管理医療機器の製造販売業者は、設置管理医療機器を医療機器の販売業者又は貸与業者（以下「販売業者等」という。）に販売し、授与し、又は貸与するときは、設置管理基準書を当該医療機器の販売業者等に交付しなければならない。

3 設置管理医療機器の製造販売業者は、設置管理医療機器について第百七十七条第一項又は第百九十七条で定めるところにより、これらの規定により当該設置管理基準書の交付を受けるべき者（以下この条において「受託者等」という。）の承諾を得て、当該設置管理医療機器に係る設置管理基準書を当該通知を行つた者に交付しなければならない。

4 設置管理医療機器の製造販売業者は、前二項の規定による設置管理基準書の交付に代えて、第十七項で定めるところにより、これらの規定により当該設置管理基準書の交付を受けるべき者（以下この条において「受託者等」という。）の承諾を得て、当該設置管理医療機器に係る設置管理基準書を当該通知を行つた者に交付しなければならない。

もの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、設置管理医療機器の製造販売業者は、当該設置管理基準書の交付を行つたものとみなす。

#### 一 電子情報処理組織を使用する方法のうち、イ又はロに掲げるもの

イ 設置管理医療機器の製造販売業者の使用に係る電子計算機と受託者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 設置管理医療機器の製造販売業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された設置管理基準書に記載すべき事項を電気回線を通じて受託者等の閲覧に供し、当該受託者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該設置管理基準書に記載すべき事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、設置管理医療機器の製造販売業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記録したものを交付する方法

三 前項に掲げる方法は、受託者等がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

四 第四項第一号の「電子情報処理組織」とは、設置管理医療機器の製造販売業者の使用に係る電子計算機と、受託者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

五 第四項各号に規定する方法のうち設置管理医療機器の製造販売業者は、第四項の規定により設置管理基準書に記載すべき事項を提供しようとするときは、あらかじめ、受託者等に對して、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

六 第四項各号に規定する方法のうち設置管理医療機器の製造販売業者が使用するもの

七 設置管理医療機器の製造販売業者は、前項の規定による承諾を得た設置管理医療機器の製造販売業者は、当該受託者等から文書又は電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該受託者等に對し、該受託者等が再び同項の規定による承諾を得た設置管理医療機器の製造販売業者は、第二項から前項までの規定により設置管理基準書を交付したときは、その記録を作成し、その作成の日から十五年間保存しなければならない。

八 前項の規定による承諾を得た設置管理医療機器の製造販売業者は、当該受託者等から文書又は電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該受託者等に對し、該受託者等が再び同項の規定による承諾を得た設置管理医療機器の製造販売業者は、第二項から前項までの規定により設置管理基準書を交付したときは、その記録を作成し、その作成の日から十五年間保存しなければならない。

九 設置管理医療機器の製造販売業者は、第二項から前項までの規定により設置管理基準書を交付したときは、その記録を作成し、その作成の日から十五年間保存しなければならない。

（製造販売のための医療機器又は体外診断用医薬品の輸入に係る手続）

百十四条の五十六 製造販売のため医療機器又は体外診断用医薬品を、業として、輸入しようとする製造販売業者は、通関のときまでに、輸入しようとする品目について、次のいずれかが行なうべき（法第二十三条の二の五第一項若しくは第十五項（法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）の承認又はその申請）

二 法第二十三条の二の十二第一項又は第二項の届出

三 法第二十三条の二の十七第一項の承認又はその申請

四 基準適合性認証（法第二十三条の三の二第一項に規定する基準適合性認証をいう。以下同じ。）又はその申請

（製造のための医療機器又は体外診断用医薬品の輸入に係る手続）

百十四条の五十七 製造のために医療機器又は体外診断用医薬品を、業として、輸入しようとする製造業者は、通關のときまでに、輸入しようとする品目について、次のいずれかが行なうべき（法第二十三条の二の五第一項若しくは第十五項（法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）の承認又はその申請）

二 法第二十三条の二の十二第一項又は第二項の届出

三 法第二十三条の二の十七第一項の承認又はその申請

四 基準適合性認証又はその申請

五 法第八十条の六第一項又は第八十条の八第一項の登録

#### （製造管理又は品質管理の方法の基準への適合）

百十四条の五十八 医療機器若しくは体外診断用医薬品の製造販売業者（選任外国製造医療機器等製造販売業者及び法第二十三条の三第一項の規定により選任された製造販売業者（次項において「選任外国製造医療機器等製造販売業者等」という。）を除く。）、外国製造医療機器等特例承認取得者又は外国指定高度管理医療機器製造等事業者（次項において「製造販売業者等」という。）は、その製造販売する医療機器又は体外診断用医薬品の製造管理又は品質管理の方法を法第二十三条の二の五第二項第四号に規定する厚生労働省令で定める基準に適合させなければならない。

二 医療機器若しくは体外診断用医薬品の選任外国製造医療機器等製造販売業者等、製造業者（輸出用の医療機器又は体外診断用医薬品のみを製造する者を除く。）又は法第二十三条の二の四第一項の登録を受けた医療機器等外国製造業者（以下「登録医療機器等外国製造業者」という。）は、医療機器又は体外診断用医薬品の取扱い又は製造に当たり、当該医療機器又は体外診断用医薬品に係る製造販売業者等が行う製造管理及び品質管理に協力しなければならない。

三 輸出用の医療機器又は体外診断用医薬品（令第七十三条の二に規定する医療機器又は体外診断用医薬品に限る。）の製造業者は、その製造所における製造管理又は品質管理の方法を、法第八十条第二項に規定する厚生労働省令で定める基準に適合させなければならない。

（製造販売後安全管理業務を委託することができる範囲）

四 医療機器又は体外診断用医薬品の適正な使用のために必要な情報（以下この章において「安全管理情報」という。）の収集

二 安全管理情報の解析

三 安全管理情報の検討の結果に基づく必要な措置の実施

四 収集した安全管理情報の保存その他の前三号に附帯する業務

（製造販売後安全管理業務を再委託することができる範囲）

百十四条の六十 医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業者は、製造販売後安全管理業務を受託する者（以下この章において「受託者」という。）に、当該製造販売後安全管理業務を託させてはならない。

二 前項の規定にかかわらず、医療機器の製造販売業者は、薬物と一体的に製造販売するものとして承認を受けた医療機器に関する製造販売後安全管理業務を当該薬物を供給する医薬品の製造販売業者に委託する場合には、受託者に、当該製造販売後安全管理業務を再委託させることができるもの。

三 第一項の規定にかかわらず、医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業者は、他の医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業者に医療機器又は体外診断用医薬品を販売し、又は授与する場合であつて、当該医療機器又は体外診断用医薬品に関する製造販売後安全管理業務を当該製造販売業者に委託する場合には、受託者に、当該製造販売後安全管理業務を再委託させることはできる。

四 医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売後安全管理業務を委託する者に、当該製造販売後安全管理業務を再受託する者に、当該製造販売後安全管理業務を委託させることはできない。

（高度管理医療機器又は処方箋体外診断用医薬品の製造販売後安全管理業務を委託する方法）

百十四条の六十一 製造販売業者が高度管理医療機器又は処方箋医薬品たる体外診断用医薬品（以下「処方箋体外診断用医薬品」という。）の製造販売後安全管理業務のうち第百十四条の五十



(高度管理医療機器又は処方箋体外診断用医薬品の製造販売後安全管理業務を再委託する方法)

- 第一百四十四条の六十五** 受託者が高度管理医療機器又は処方箋体外診断用医薬品の製造販売後安全管理業務のうち第百四十四条の五十九第一号から第三号までに掲げる業務を再委託する場合においては、当該業務の再受託者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。
- 一 再委託する業務（以下この条において「再委託安全確保業務」という。）を適正かつ円滑に遂行しうる能力を有する者であること。
  - 二 再委託安全確保業務を適正かつ円滑に遂行しうる能力を有する当該業務の実施に係る責任者（以下この条において「再受託安全管理実施責任者」という。）を置いていること。
  - 三 再委託安全確保業務に係る次項の手順書その他再委託安全確保業務に必要な文書（以下この条において「製造販売後安全管理業務手順書等」という。）の写しを再委託安全確保業務を行う事務所に備え付けていること。
  - 四 委託元である製造販売業者は、受託者が高度管理医療機器又は処方箋体外診断用医薬品の製造販売後安全管理業務のうち第百四十四条の五十九第一号から第三号までに掲げる業務を再委託する場合においては、受託者に、次に掲げる手順を記載した再委託安全確保業務に係る製造販売後安全管理業務手順書を作成させなければならない。
- 二 安全管理情報の収集に関する手順
- 三 安全管理情報の検討及びその結果に基づく安全確保措置の立案に関する手順
- 四 安全確保措置の実施に関する手順
- 五 再受託安全管理実施責任者から受託安全管理実施責任者への報告に関する手順
- 六 再委託の手順
- 七 再委託安全確保業務に係る記録の保存に関する手順
- 八 受託者の国内品質業務運営責任者との他の高度管理医療機器又は処方箋体外診断用医薬品の製造販売に係る業務の責任者との相互の連携に関する手順
- 九 その他再委託安全確保業務を適正かつ円滑に行うために必要な手順
- 三 委託元である製造販売業者は、受託者が高度管理医療機器又は処方箋体外診断用医薬品の製造販売後安全管理業務のうち第百四十四条の五十九第一号から第三号までに掲げる業務を再委託する場合においては、受託者に製造販売後安全管理業務手順書等に基づき、次に掲げる事項を記載した文書により再受託者との契約を締結させ、その契約書を保存させなければならない。
- 二 再委託安全確保業務の範囲
- 三 再委託安全管理実施責任者の設置及び当該者の実施する再委託安全確保業務の範囲に関する事項
- 三 再委託安全確保業務に係る前項各号（第五号を除く。）に掲げる手順に関する事項
- 四 再受託安全管理実施責任者の指示に関する事項
- 五 次項第三号の報告及び同項第四号の確認に関する事項
- 六 第六項の指示及び第七項の確認に関する事項
- 七 第八項の情報提供に関する事項
- 八 その他必要な事項
- 四 委託元である製造販売業者は、受託者が高度管理医療機器又は処方箋体外診断用医薬品の製造販売後安全管理業務のうち第百四十四条の五十九第一号から第三号までに掲げる業務を再委託する場合においては、受託者が、製造販売後安全管理業務手順書等及び前項の契約書に基づき、次に掲げる業務を受託安全管理実施責任者に行わせることを確認しなければならない。
- 二 再委託安全確保業務を統括すること。
- 一 その写しを保存すること（第百四十四条の五十九第一号に掲げる業務により指示するとともに、その写しを保存すること）（第百四十四条の五十九第一号に掲げる業務を委託する場合を除く。）。
- 三 再受託安全管理実施責任者に再委託安全確保業務に関する記録を作成させ、文書により報告させること。

四 再受託者が再委託安全確保業務を適正かつ円滑に行つていているかどうかを確認し、その記録を作成すること。

五 第三号の報告及び前号の記録を保存するとともに、受託者及び受託者の医薬品等総括製造販売責任者に文書により報告すること。

委託元である製造販売業者は、受託者が高度管理医療機器又は処方箋体外診断用医薬品の製造販売後安全管理業務のうち第百四十四条の五十九第四号に掲げる業務を再委託する場合においては、当該再委託安全確保業務を適正かつ円滑に遂行しうる能力を有する者に再委託させなければならない。この場合において、委託元である製造販売業者は、受託者に、製造販売後安全管理業務手順書等に基づき、次に掲げる事項を記載した文書により再委託者との契約を締結させ、その文書を保存させなければならない。

## 一 再委託安全確保業務の範囲

### 二 その他必要な事項

委託元である製造販売業者は、受託者に、その受託安全管理実施責任者に再委託安全確保業務の改善の必要性について検討させ、その必要性があるときは、製造販売後安全管理業務手順書等及び第三項の契約書に基づき、再受託者に所要の措置を講じるよう文書により指示させ、その文書を保存させなければならない。

### 三 委託元である製造販売業者は、受託者が前項の規定に基づき指示を行つた場合においては、受託者に当該措置が講じられたことを確認させ、その記録を保存させなければならない。

受託者は、再委託安全確保業務を行う上で必要な情報を取り扱う上に、再受託者に提供しなければならない。この場合において、同条第四項中「を受託安全管理実施責任者」とあるのは、「受託者があらかじめ指定する者」と、同項第二号及び第三号中「再受託安全管理実施責任者」とあるのは、「再受託者があらかじめ指定する者」と読み替えるものとする。

（一般医療機器の製造販売後安全管理業務を再委託する方法）

**第一百四十四条の六十六** 受託者が管埋医療機器又は体外診断用医薬品（処方箋体外診断用医薬品を除く。）の製造販売後安全管理業務のうち第百四十四条の五十九各号に掲げる業務を再委託する場合においては、前条（第一項第二号、第二項第四号及び第三項第二号を除く。）の規定を準用する。

（管埋医療機器又は処方箋体外診断用医薬品以外の体外診断用医薬品の製造販売後安全管理業務を再委託する方法）

**第一百四十四条の六十七** 受託者が一般医療機器の製造販売後安全管理業務のうち第百四十四条の五十九各号に掲げる業務を再委託する場合においては、第百四十四条の六十五第一項第一号及び同条第三項から第八項まで（第三項第二号及び第三号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条第三項中「製造販売後安全管理業務手順書等に基づき、次に」とあるのは「次に」と、同条第四項中「製造販売後安全管理業務手順書等及び前項」とあるのは「前項」と、同項第二号及び第三号中「再受託安全管理実施責任者」とあるのは「再受託者があらかじめ指定する者」と、同条第六項中「製造販売後安全管理業務手順書等及び第三項」とあるのは「第三項」と読み替えるものとする。

### （再委託安全確保業務等に係る記録の保存）

**第一百四十四条の六十八** 前三条の規定により保存することとされている文書その他の記録の保存期間については、第百四十四条の六十四の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「製造販売業者」とあるのは、「受託者」と読み替えるものとする。

（医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業者の法令遵守体制）

**第一百四十四条の六十九の二** 医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業者は、次に掲げるところにより、法第二十三條の二の十五の二第一項各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 次に掲げる医療機器等総括製造販売責任者の権限を明らかにすること。

イ 国内品質業務運営責任者、医療機器等安全管理責任者その他の医療機器又は体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理並びに製造販売後安全管理に関する業務に従事する者に対する業務の指示及び監督に関する権限





- 二の十九において準用する法第二十三条の二の九第六項又は法第二十三条の二の十第二項の規定により厚生労働大臣又は機構に報告した事項、法第六十八条の二十四第一項又は第六十八条の二十五第三項の規定により厚生労働大臣又は機構に報告した生物由来製品に係る感染症定期報告及び法第七十五条の二の二第一項第二号の規定により厚生労働大臣に報告した事項を記載した書類
- 三 法第六十八条の十第一項又は法第六十八条の十三第三項の規定により厚生労働大臣又は機構に報告した不具合の発生、不具合による影響であると疑われる疾病、障害若しくは死亡又はその使用によるものと疑われる感染症（以下「不具合等」という。）に関する事項の根拠となつた資料を、利用しなくなつた日から五年間保存すること。ただし、資料の性質上その保存が著しく困難であると認められるものについては、この限りでない。
- （選任外国製造医療機器等製造販売業者に関する変更の届出）
- 第一百四条の七十五** 法第二十三条の二の十八第一項の規定により変更の届出をしなければならない事項は、次のとおりとする。
- 一 選任外国製造医療機器等製造販売業者の氏名又は住所
  - 二 選任外国製造医療機器等製造販売業者が受けている製造販売業の許可の種類及び許可番号
  - 三 前項の届出は、品目ごとに様式第五十四による届書（正副二通）を提出することによつて行うものとする。
- 前項の届書には、選任外国製造医療機器等製造販売業者が受けている製造販売業の許可証の写しを添えなければならない。ただし、申請等の行為の際当該許可証の写しが厚生労働大臣に提出されている場合には、当該届書にその旨が付記されたときは、この限りでない。
- （機構による選任外国製造医療機器等製造販売業者に関する変更の届出の状況の通知）
- 第一百四条の七十五の二** 法第二十三条の二の十八第三項の規定により機構が厚生労働大臣に対して行う選任外国製造医療機器等製造販売業者に関する変更の届出の状況の通知は、様式第五十四の二による通知書によつて行うものとする。
- （情報の提供）
- 第一百四条の七十六** 外国製造医療機器等特例承認取得者は、選任外国製造医療機器等製造販売業者に対し、次に掲げる情報を提供しなければならない。
- 一 法第二十三条の二の十七第一項の規定により当該品目について承認された事項及び同条第五項において準用する法第二十三条の二の五第十五項の規定によりその変更があつた場合にあつては、その変更された事項及び変更理由
  - 二 法第二十三条の二の十七第五項において準用する法第二十三条の二の六の二第四項の規定により厚生労働大臣に報告した事項
  - 三 法第二十三条の二の十七第一項及び同条第五項において準用する法第二十三条の二の五第十項の承認の申請に際して提出した資料の写し並びに法第二十三条の二の十九において準用する法第二十三条の二の九第一項の使用成績に関する評価の申請に際して提出した資料の写し
  - 四 法第二十三条の二の十九において準用する法第二十三条の二の九第六項又は第二十三条の二の十第二項の規定により厚生労働大臣又は機構に報告した事項
  - 五 法第五十条第六十三条又は第六十八条の十七に規定する事項を記載するために必要な情報及びその変更があつた場合には、その変更理由
  - 六 法第五十二条、第六十三条の二又は第六十八条の十八に規定する事項に関する情報及びその変更があつた場合には、その変更理由
  - 七 法第六十九条第一項、第四項、第五項若しくは第七十五条の二の二第一項第二号の規定により厚生労働大臣に報告した事項
  - 八 前各号に掲げるもののほか、選任外国製造医療機器等製造販売業者が業務を行うために必要な情報
- 2 外国製造医療機器等特例承認取得者は、選任外国製造医療機器等製造販売業者を変更したときは、第七十五条の二第一号に規定する記録、同条第二号に規定する書類、同条第三号に規定

- する資料及び前項に規定する情報並びに製造管理又は品質管理の業務に関する資料及び製造販売後安全管理の業務に関する資料を、変更前の選任外国製造医療機器等製造販売業者から変更後の選任外国製造医療機器等製造販売業者に引き継がせなければならない。
- 3 前項の場合において変更前の選任外国製造医療機器等製造販売業者が法第六十八条の五第一項に規定する特定医療機器承認取得者等又は法第六十八条の二十二第一項に規定する生物由来製品承認取得者等である場合には、当該選任外国製造医療機器等製造販売業者は特定医療機器又は生物由来製品に関する記録及び当該記録に関連する資料を変更後の選任外国製造医療機器等製造販売業者に引き渡さなければならない。
- （外国製造医療機器等特例承認取得者の業務に関する帳簿）
- 第一百十四条の七十七** 外国製造医療機器等特例承認取得者は、帳簿を備え、選任外国製造医療機器等製造販売業者に対する情報の提供その他の外国製造医療機器等特例承認取得者としての業務に関する事項を記録し、かつ、これを最終の記載の日から三年間、保存しなければならない。
- 第一百十四条の七十八** 令第三十七条の三十八第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 外国製造医療機器等特例承認取得者の氏名又は住所
  - 二 外国製造医療機器等特例承認取得者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員
  - 三 承認を受けた品目を製造する製造所又はその名称
- 前項の届出は、品目ごとに様式第五十四の三による届書（正副二通）を提出することによつて行うものとする。
- （機構による選任外国製造医療機器等製造販売業者に関する変更の届出の状況の通知）
- 第一百十四条の七十九の二** 法第二十三条の二の十七第一項の規定により機構が厚生労働大臣に対して行う選任外国製造医療機器等製造販売業者に関する変更の届出の状況の通知は、様式第五十四の二による通知書によつて行うものとする。
- （情報の提供）
- 第一百十四条の七十九** 法第二十三条の二の十七第一項の承認を受けようとする者又は外国製造医療機器等特例承認取得者の厚生労働大臣に対する申請、届出、報告、提出その他の手続は、選任外国製造医療機器等特例承認取得者等の申請等の手続
- 第一百十四条の八十** 外国製造医療機器等特例承認取得者については、第百十四条の七十一の規定を準用する。
- 2 外国製造医療機器等特例承認取得者は、法第七十五条の二の二第一項第二号の規定により厚生労働大臣に報告した事項の根拠となつた資料を、厚生労働大臣に報告した日から五年間保存しなければならない。
- 3 前項の資料の保存については、第百十四条の七十一各号列記以外の部分ただし書の規定を準用する。
- （準用）
- 第一百十四条の八十一** 法第二十三条の二の十七第一項又は同条第五項において準用する法第二十三条の二の五第十五項の承認について、第百十四条の十八、第百十四条の十九の二から第百十四条の二十六まで、第百十四条の二十八及び第百十四条の三十二から第百十四条の四十六までの規定を準用する。この場合において、第百十四の二十二の四第一項中「様式第二十二の二」とあるのは「様式第五十四の四」と、第百十四条の二十四第一項中「様式第六十三の九」とあるのは「様式第八十三の二十三」と、第百十四条の二十六第一項中「様式第六十三の十」とあるのは「様

式第六十三条の二十四」と、第一百四十四条の二十八第一項中「様式第六十三条の十一」とあるのは「様式第六十三条の二十五」と、第一百四十四条の三十三第二項中「様式第六十三条の十三」とあるのは「様式第六十三条の二十六」と、第一百四十四条の三十四第一項中「様式第六十三条の十四」とあるのは「様式第六十三条の二十七」と、第一百四十四条の三十七第三項及び第五項中「様式第六十三条の十五」とあるのは「様式第六十三条の二十八」と、同条第八項中「様式第二十七の二」とあるのは「様式第五十八条の二」と、第一百四十四条の三十八第二項中「様式第六十三条の十二」とあるのは「様式第六十三条の二十九」と、第一百四十四条的三十九中「様式第六十三条的十七」とあるのは「様式第六十三条的三十」と、第一百四十四条的四十四第二項中「様式第六十三条的十八」とあるのは「様式第六十三条的三十一」と、第一百四十四条的四十五的二第一項中「様式第六十三条的十九的二」とあるのは「様式第六十三条的三十一的二」と、同条第二項中「様式第六十三条的三」であるのは「様式第六十三条的三十一的三」と、第一百四十四条的四十五的七中「様式第六十三条的十九的四」とあるのは「様式第六十三条的三十一的四」と、第一百四十四条的四十五的九第一項中「様式第六十三条的十九的五」とあるのは「様式第六十三条的三十一的五」と、同条第三項中「様式第六十三条的十九的六」とあるのは「様式第六十三条的三十一的六」と、第一百四十四条的四十五的十中「様式第六十三条的十九的七」とあるのは「様式第六十三条的三十一的七」と、第一百四十四条的四十五的十四第一項中「様式第六十三条的十九的八」とあるのは「様式第六十三条的三十一的十」と、第一百四十四条的四十五的十五第二項中「様式第六十三条的三十一的九」とあるのは「様式第六十三条的三十一的九」と、第一百四十四条的四十五的十六第一項中「様式第六十三条的三十一的八」と、第一百四十四条的四十五的十五第二項中「様式第六十三条的三十一的十」と、同条第二項中「様式第六十三条的三十一的十一」と、第一百四十四条的四十六第二項中「様式第六十三条的二十」とあるのは「様式第六十三条的三十二」と読み替えるものとする。

**第一百四十四条の八十三 高度管理医療機器等の製造販売業者又は製造業者について**

第一項の規定を準用する。

2 体外診断用医薬品の製造販売業者又は製造業者については、第十四条第一項及び第四項の規定を準用する。この場合において、同条第四項中「三年間、前項の書面を記載の日から二年間」とあるのは、「三年間」と読み替えるものとする。

**第一百四十四条の八十四 体外診断用医薬品の製造販売業者又は製造業者について**

第一項の規定を準用する。この場合において、「薬剤師若しくは登録販売者」とあるのは、「薬剤師」と読み替えるものとする。

**第一百四十四条の八十五 医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業者について**

第一項の規定を準用する。

2 医療機器又は体外診断用医薬品の製造業者については、第二条及び第十八条の規定を準用する。この場合において、第三条中「許可証」とあるのは「登録証」と読み替えるものとする。

3 登録医療機器等外国製造業者については、第十八条の規定を準用する。

## 第二節 登録認証機関

### (認証の申請)

**第一百五十五条 法第二十三条の二の二十三第一項の指定高度管理医療機器等**（同項に規定する指定高度管理医療機器等をいう。以下同じ。）の認証の申請は、様式第六十四による申請書（正副二通）を登録認証機関（同項に規定する登録認証機関をいう。以下同じ。）に提出することによつて行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 法第二十三条の二の二十三第一項の厚生労働大臣が定める基準への適合性に関する資料

二 法第四十二条第三項又は法第四十二条第一項若しくは第二項の規定により基準が設けられている場合にあつては、当該基準への適合性に関する資料

3 前項各号に掲げる資料（厚生労働大臣が基準を定めて指定する体外診断用医薬品の法第二十三条の二の二十三第一項の認証の申請に係る資料を除く。）は、次に掲げるところにより、収集され、かつ、作成されたものでなければならない。

一 当該資料は、これを作成することを目的として行われた調査又は試験において得られた結果に基づき正確に作成されたものであること。

二 前号の調査又は試験において、申請に係る医療機器についてその申請に係る品質、有効性又は安全性を有することを疑わせる調査結果、試験成績等が得られた場合には、当該調査結果、試験成績等についても検討及び評価が行われ、その結果が当該資料に記載されていること。

三 当該資料の根拠になつた資料は、法第二十三条の二の二十三第一項の認証を与える又は与えない旨の処分の日まで保存されていること。ただし、資料の性質上その保存が著しく困難であると認められるものにあつては、この限りではない。

（基準適合性認証の手続）

**第一百六十六条 基準適合性認証の手続は、国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行ふ機関に関する基準並びに製造管理及び品質管理の方法の審査を行う機関に関する基準に適合する方針により行われなければならない。**

**第一百六十七条 令第四十二条に規定する基準適合性認証に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。**

一 認証番号及び認証年月日

二 基準適合性認証を受けた者の氏名及び住所

三 基準適合性認証を受けた者（外国指定高度管理医療機器製造等事業者を除く。）の製造販売業の許可の種類及び許可番号

四 当該品目の製造所の名称

五 当該品目の製造所が受けている製造業者又は医療機器等外国製造業者の登録番号

六 当該品目の名称

七 当該品目の形状、構造及び原理

八 当該品目の反応系に関与する成分（体外診断用医薬品に限る。）

九 当該品目の使用目的又は効果

十 当該品目の使用方法

11 外国指定高度管理医療機器製造等事業者に係る令第四十二条に規定する基準適合性認証に関する台帳に記載する事項は、第一項に掲げるもののほか、次のとおりとする。

一 法第二十三条の三第一項の規定により選任された製造販売業者（以下「選任外国製造指定高度管理医療機器等製造販売業者」という。）の氏名及び住所

二 当該選任外国製造指定高度管理医療機器等製造販売業者が受けている製造販売業の許可の種類及び許可番号

三 登録認証機関は、前二項の台帳の全部又は一部を当該登録認証機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記録する方法により作成することができる。

（準用）

**第一百六十八条 法第二十三条の二の二十三第一項の認証については、** 第百四十四条の二十四第一項、第二百四十四条の二十五、第二百四十四条の二十六（第三項を除く。）、第二百四十四条の二十九から第二百四十四条の三十一まで、第二百四十四条の三十三（第三項を除く。）、第二百四十四条の三十六まで及び第二百四十四条の七十一（第二号及び第三号を除く。）の規定を準用する。





- 三 当該製造販売業者又は選任外国製造指定高度管理医療機器等製造販売業者が受けている製造販売業の許可番号
- 四 認証等に係る品目の製造所の名称、所在地及び製造工程の概要
- 五 認証等に係る品目の使用目的又は効果
- 六 認証等に係る品目の名称及びその認証番号
- 七 認証年月日又は届出を受けた年月日
- 八 基準適合性認証の申請時における法第二十三条の二の二十三第四項及び第六項の規定による調査の実施年月日並びに当該調査結果及びその概要並びに同条第四項の規定による調査に係る基準適合証及び同条第六項の規定による調査に係る調査結果証明書の写し
- 九 認証等に係る第百二十八条に規定する基準に基づく監査の実施年月日及び当該監査結果の概要
- 十 認証等に係る変更（軽微な変更を含む。）をした場合又は基準適合性認証の取消しをした場合は、その旨
- 十一 当該月に受理した法第二十三条の三の二第三項の規定による承継の届書に係る医療機器等認証取得者及びその地位を承継した者の氏名及び住所並びに当該品目の名称及びその認証番号
- 前項に掲げるもののはか、法第二十三条の四第一項又は第二項の規定により基準適合性認証を取り消したときは、当該基準適合性認証に係る次に掲げる事項を、七日以内に厚生労働大臣を経由して医療機器等製造販売業者に通知しなければならない。
- 一 法第二十三条の四第一項又は第二項の規定により基準適合性認証の取消しを受けた製造販売業者又は外国指定高度管理医療機器製造等事業者の氏名及び住所
- 二 外国指定高度管理医療機器製造等事業者にあつては、その選任した選任外国製造指定高度管理医療機器等製造販売業者の氏名及び住所
- 三 当該製造販売業者又は選任外国製造指定高度管理医療機器等製造販売業者が受けている製造販売業の許可番号
- 四 基準適合性認証の取消しに係る品目の使用目的又は効果
- 五 基準適合性認証の取消しに係る品目の名称及びその認証番号
- 六 認証年月日
- 七 基準適合性認証を取り消した年月日
- 八 基準適合性認証を取り消した理由
- （機構による報告書の受理に係る通知）
- 三 厚生労働大臣が、法第二十三条の二の七第一項の規定により機構に審査を行わせることとした場合における前二項の規定の適用については、これらの規定中「厚生労働大臣」とあるのは「機構」とする。
- （登録の申請）
- 第一百二十一条** 法第二十三条の五第二項後段の規定により厚生労働大臣に対して行う報告書の受理に係る通知は、様式第六十九により行うものとする。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
- 一 定款及び登記事項証明書（申請者が外国法令に基づいて設立された法人である場合には、これらに準ずるもの）
- 二 申請の日を含む事業年度の直前の事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書
- 三 申請の日を含む事業年度の直前の事業報告書並びに申請の日を含む事業年度の事業計画書及び収支予算書（基準適合性認証のための審査（以下「基準適合性認証審査」といいう。）の業務に係る事項と他の業務に係る事項とを区分したもの）
- 四 次に掲げる事項を記載した書類

- イ 役員（持分会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。以下同じ。）にあつては、業務を執行する社員）又は事業主の氏名及び履歴
- ロ 申請の日を含む事業年度の直前の事業年度末における株主構成
- ハ 基準適合性認証審査に関する業務の実績
- 二 基準適合性認証審査を行う審査員（以下この章において「審査員」という。）の氏名、その履歴及び担当する業務の範囲
- ホ 基準適合性認証審査に関する業務以外の業務を行つてている場合には、その業務の種類及び概要
- ホ 申請者が法第二十三条の七第一項各号に掲げる要件に適合することを証する書類
- 七 その他参考となる事項を記載した書類（登録認証機関の登録証の交付等）
- 第一百二十二条** 厚生労働大臣は、法第二十三条の六第一項の登録をしたときは、登録を申請した者に登録証を交付しなければならない。同条第三項の規定により登録を更新したときも、同様とする。
- 2 前項の登録証は、様式第七十一によるものとする。（登録認証機関の登録証の書換え交付）
- 第一百二十三条** 登録認証機関は、登録認証機関の登録証の記載事項に変更を生じたときは、その書換え交付を申請することができる。
- 2 前項の申請は、様式第三による申請書に登録証を添え、厚生労働大臣に対して行わなければならぬ。（登録認証機関の登録証の再交付）
- 第一百二十四条** 登録認証機関は、登録認証機関の登録証を破り、汚し、又は失ったときは、その再交付を申請することができる。
- 2 前項の申請は、様式第四による申請書により厚生労働大臣に対して行わなければならない。この場合において、登録証を破り、又は汚した申請者は、申請書にその登録証を添えなければならない。
- 3 登録認証機関は、登録認証機関の登録証の再交付を受けた後、失った登録証を発見したときは、直ちに厚生労働大臣にこれを返納しなければならない。（登録認証機関の登録証の返納）
- 第一百二十五条** 登録認証機関は、法第二十三条の十六第一項から第三項までの規定による登録の取消処分を受けたとき、又はその業務を廃止したときは、直ちに厚生労働大臣に登録認証機関の登録証を返納しなければならない。（機構に対する登録又は登録の更新に係る調査の申請）
- 第一百二十六条** 法第二十三条の六第一項の申請は、様式第七十による申請書を厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
- 一 前項の申請は、様式第七十一の二による申請書により行うものとする。
- （機構による登録等の申請に対する調査の結果の通知）
- 第一百二十七条** 法第二十三条の六第三項の規定による登録の更新の申請は、様式第七十二による申請書を厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。
- 2 前項の申請書には、申請に係る登録認証機関の登録証を添えなければならない。（登録の更新の申請）

(登録の届出)

**第一百二十七条** 登録認証機関は、次に掲げる事項について変更をしようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、様式第六による届書を提出しなければならない。

一 法第二十三条の八第二項に規定する事項

二 役員（持分会社にあつては、業務を執行する社員）又は事業主

三 審査員の氏名又はその担当する業務の範囲

四 基準適合性認証審査の業務以外の業務

五 基準適合性認証の業務を行う指定高度管理医療機器等の範囲

(登録認証機関の審査基準)

**第一百二十八条** 法第二十三条の九第二項に規定する厚生労働省令で定める基準は、国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準並びに製造管理及び品質管理の方法の審査を行う機関に関する基準のほか、次に掲げる基準とする。

一 基準適合性認証のための審査に必要な情報を収集すること。

二 基準適合性認証の結果の根拠となる審査に係る記録等を邦文で作成し、これを保管すること。

三 内部監査を行い、基準適合性認証の業務に関し改善が必要な場合においては、所要の措置を採ることともに、当該措置の記録を邦文で作成し、これを保管すること。

四 審査員の資格要件を明らかにし、教育訓練その他の必要な措置を講ずること。

五 その他基準適合性認証の業務の適正な実施のために必要な業務を行うこと。

(登録認証機関の業務規程)

**第一百二十九条** 登録認証機関は、法第二十三条の十第一項前段の規定により業務規程の認可を受けようとするときは、様式第七十三による申請書に当該業務規程（正副二通）を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 登録認証機関は、法第二十三条の十第一項後段の規定により業務規程の変更の認可を受けようとするときは、様式第七十四による申請書に変更後の業務規程（正副二通）を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

3 法第二十三条の十第二項の規定により登録認証機関が業務規程に定めておかなければならぬ事項は、次のとおりとする。

一 基準適合性認証の実施方法

二 基準適合性認証に関する料金

三 基準適合性認証の一部変更又は取消しの実施方法

四 内部監査の実施方法

五 基準適合性認証の業務の範囲に応じた審査員の資格要件

六 審査員の選任及び解任に関する事項

七 審査員の能力の維持管理の方法

八 異議申立て及び苦情処理の実施方法

九 基準適合性認証に関する記録の保管及び管理の実施方法

(業務規程の認可証の交付等)

**第一百二十九条の二** 厚生労働大臣は、法第二十三条の十第一項の認可をしたときは、認可を申請した者に認可証を交付しなければならない。

2 前項の認可証は、様式第七十四の二によるものとする。

(帳簿の記載事項等)

**第一百三十条** 法第二十三条の十一に規定する厚生労働省令で定める事項は、国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準並びに製造管理及び品質管理の方法の審査を行う機関に関する基準において定められる事項とする。

2 前項に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ登録認証機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて帳簿に代えることができる。

3 登録認証機関は、帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）を、国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準並びに製造管理及び品質管理の方法の審査を行う機関に関する基準の定める方法により管理し、当該帳簿に記載する基準適合性認証の全てが廃止され、又は取り消された日から十五年間、保存しなければならない。

(基準適合性認証についての申請)

**第一百三十一条** 法第二十三条の十四第一項（法第二十三条の十四の二において準用する場合を含む。）の規定による申請は、様式第七十五による申請書を厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

2 前項の申請書には、当該申請に係る概要その他必要な資料を添付しなければならない。

(休廃止等の届出)

**第一百三十二条** 法第二十三条の十五第一項の規定による届出は、基準適合性認証の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする日の二週間前までに、様式第八による届書を提出することによつて行うものとする。

(機構による登録認証機関に対する検査又は質問の結果の通知)

**第一百三十二条の二** 法第二十三条の十六第五項の規定により厚生労働大臣に対して行う検査又は質問の結果の通知は、様式第七十五条の二による通知書によつて行うものとする。

(旅費の額)

**第一百三十二条の三** 令第四十一条の五第二項の旅費（同条第一項第一号に規定する法第二十三条の十六第二項第七号の職員に係るものに限る。）の額に相当する額（第百三十二条の五第四項において「職員旅費相当額」という。）は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「旅費法」という。）の規定により計算した旅費の額とする。

2 令第四十一条の五第二項の旅費（同条第一項第一号に規定する法第二十三条の十六第五項の規定により機構に同条第二項第七号の検査を行わせる場合における機構の職員に係るものに限る。）の額に相当する額（第百三十二条の五第五項において「機構職員旅費相当額」という。）は、旅費法の規定の例により計算した旅費の額とする。

3 前二項の場合において、法第二十三条の十六第二項第七号の検査のため当該検査に係る事務所の所在地に出張する職員は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（二）による職務の級が四級である者であるものとしてその旅費の額を計算するものとする。

(在勤官署の所在地)

**第一百三十二条の四** 令第四十一条の五第二項の旅費（同条第一項第一号に規定するものに限る。）の額に相当する額（以下「旅費相当額」という。）を計算する場合において、法第二十三条の十六第二項第七号の検査のため、当該検査に係る事務所の所在地に出張する職員の旅費法第二条第一項第六号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関一丁目二番二号とする。

(旅費の額の計算に係る細目)

**第一百三十二条の五** 旅費法第六条第一項の支度料は、旅費相当額に算入しない。

2 法第二十三条の十六第二項第七号の検査を実施する日数は、当該検査に係る事務所ごとに三日として旅費相当額を計算する。

3 旅費法第六条第一項の旅行雑費は、一万円として旅費相当額を計算する。

4 厚生労働大臣が、旅費法第四十六条第一項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、職員旅費相当額に算入しない。

5 機構が、旅費法第四十六条第一項の規定の例により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、機構職員旅費相当額に算入しない。

## (通訳人の旅費の額及び通訳料の額)

**第三百三十二条の六** 令第四十一条の五第二項の旅費（同条第一項第二号に規定するものに限る。）及び通訳料（法第二十三条の十六第二項第七号の職員に同行する通訳人によるものに限る。）の額に相当する額は、会計法（昭和二十二年法律第三十五号）その他の会計に関する法令に規定する手続に従い締結した旅費及び通訳料（以下この条において「旅費等」という。）に係る契約に基づき支払うべき旅費等の額により計算するものとする。

2 令第四十一条の五第二項の旅費（同条第一項第二号に規定するものに限る。）及び通訳料（法第二十三条の十六第五項の規定により機構に同条第二項第七号の検査を行わせる場合における機構の職員に同行する通訳人に係るものに限る。）の額に相当する額は、会計法その他の会計に関する法令に規定する手続の例に従い締結した旅費等に係る契約に基づき支払うべき旅費等の額により計算するものとする。

## (電磁的記録の表示方法)

**第三百三十三条** 法第二十三條の十七第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

## (電磁的記録の提供方法)

**第三百三十四条** 法第二十三條の十七第二項第四号の規定による厚生労働省令で定める方法は、次の各号に掲げるもののうち、登録認証機関が定めるものとする。

一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの。

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調整するファイルに情報を記録した物を交付する方法

## (厚生労働大臣等による基準適合性認証の業務)

**第三百三十五条** 法第二十三條の十八第一項の規定により厚生労働大臣が行う基準適合性認証については、第一百五十五条から第百十八条の二までの規定を準用する。この場合において、第一百五十五条第

一項中「登録認証機関（同項に規定する登録認証機関をいう。以下同じ。）」とあり、並びに第一百八十二条第二項及び第四項並びに第百十八条の二第二項中「登録認証機関」とあるのは、「厚生労働大臣」と、第一百七十七条第三項中「登録認証機関は」とあるのは、「厚生労働大臣は」と、同項中「当該登録認証機関」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

2 法第二十三條の十八第二項の規定により機構が行う基準適合性認証については、第一百五十五条から第百十九条（第三項を除く。）までの規定を準用する。この場合において、第一百五十五条第一項中「登録認証機関（同項に規定する登録認証機関をいう。以下同じ。）」とあり、並びに第百十八

条第二項及び第四項、第一百十八条の二第二項並びに第百十九条の見出し中「登録認証機関」とあるのは、「機構」と、第一百七十七条第三項中「登録認証機関は」とあるのは、「機構は」と、同項中「当該登録認証機関」とあるのは、「機構」と読み替えるものとする。

## (基準適合性認証の業務の引継ぎ)

**第三百三十六条** 登録認証機関は、法第二十三條の十八第四項に規定する場合には、次の事項を行わなければならぬ。

一 基準適合性認証の業務を厚生労働大臣に引き継ぐこと。

二 基準適合性認証の業務に関する帳簿及び書類（電磁的記録を含む。）を厚生労働大臣に引き継ぐこと。

三 その他厚生労働大臣が必要と認める事項

2 厚生労働大臣が法第二十三條の十八第二項の規定により機構に基準適合性認証の業務の全部又は一部を行わせることとした場合における前項の規定の適用については、同項中「厚生労働大臣」とあるのは、「機構」とする。

**第三百三十六条の二** 法第二十三條の八第一項及び第三項、法第二十三條の十五第二項、法第二十三條の十六第四項並びに法第二十三條の十八第三項の規定による公示は、厚生労働省のホームページに掲載する方法により行うものとする。

## (厚生労働大臣への通報)

**第三百三十七条** 登録認証機関は、その業務において薬事に関する法令に違反する事実を知ったときは、速やかに厚生労働大臣に通報しなければならない。

## 第四章 再生医療等製品の製造販売業及び製造業

## (再生医療等製品の製造販売業の許可の申請)

**第三百三十七条の二** 法第二十三條の二十第一項の再生医療等製品の製造販売業の許可を受けようとする者は、同条第二項の規定により、様式第九による申請書を令第八十条の規定により当該許可の権限に属する事務を行うこととされた都道府県知事に提出するものとする。

2 法第二十三條の二十第二項第四号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 主たる機能を有する事務所の名称及び所在地  
二 許可の種類

三 再生医療等製品総括製造販売責任者の住所及び資格

3 法第二十三條の二十第三項第四号の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 申請者が法人であるときは、登記事項証明書

二 申請者（申請者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員）が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができるおそれがある者である場合は、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書

三 申請者が現に製造販売業の許可を受けている場合にあつては、当該製造販売業の許可証の写し

四 申請者以外の者がその再生医療等製品総括製造販売責任者であるときは、雇用契約書の写し

五 再生医療等製品総括製造販売責任者が法第二十三條の三十四第一項に規定する者であること

四 訂正する書類

4 法第二十三條の二十第三項各号に掲げる書類のうち、申請等の行為の際第一項の申請書の提出

五 先とされている都道府県知事に提出され、又は当該都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出されたものについては、当該申請書にその旨が付記されたときは、添付を要しないものとする。

法第二十三條の二十第二項の申請については、第九条の規定を準用する。この場合において、同条中「都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合は、市長又は区長。）」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

## (製造販売業の許可証の様式)

法第二十三條の二十第二項の申請については、第九条の規定を準用する。この場合において、同条中「都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合は、市長又は区長。）」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

法第二十三條の二十第二項の申請については、第九条の規定を準用する。この場合において、同条中「都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合は、市長又は区長。）」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

## (製造販売業の許可証の更新の申請)

法第二十三條の三 再生医療等製品の製造販売業の許可証は、様式第十によるものとする。

## (製造販売業の許可の更新の申請)

法第二十三條の四 令第四十三条の四第二項の申請書は、様式第三によるものとする。

## (製造販売業の許可証の再交付の申請)

法第二十三條の五 令第四十三条の五第二項の申請書は、様式第四によるものとする。

## (製造販売業の許可の更新の申請)

法第二十三條の六 法第二十三條の二十第四項の再生医療等製品の製造販売業の許可の更新の申請は、様式第十一による申請書を令第八十条の規定により当該許可の権限に属する事務を行うこととされた都道府県知事に提出することによって行うものとする。

2 前項の申請書には、申請に係る許可の許可証を添えなければならない。

第一項において申請者（申請者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員）が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合は、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書を同項の申請書に添付しなければならない。

## (製造販売業の許可台帳の記載事項)

**第一百三十七条の七** 令第四十三条の七第一項に規定する法第二十三条の二十第一項の許可に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。

一 許可番号及び許可年月日

二 製造販売業者の氏名及び住所

三 再生医療等製品総括製造販売責任者がその業務を行う事務所（以下この章において「主たる機能を有する事務所」という。）の名称及び所在地

四 再生医療等製品総括製造販売責任者の氏名及び住所

五 当該製造販売業者が他の種類の製造販売業の許可を受けている場合にあつては、当該許可の種類及び許可番号

六 当該製造販売業者がその業務を行なう事務所（以下この章において「主たる機能を有する事務所」という。）の名称及び所在地

七 第百三十七条の七の二 法第二十三条の二十第一項において準用する法第五条第三号への厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により製造販売業者の業務を適正に行なうに當たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行なうことができない者とする。

（製造業の許可の区分）

**第一百三十七条の八** 法第二十三条の二十二第二項に規定する厚生労働省令で定める再生医療等製品の製造業の許可の区分は、次のとおりとする。

一 再生医療等製品の製造工程の全部又は一部を行うもの（次号に掲げるものを除く。）

二 再生医療等製品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うもの

（製造業の許可の申請）

**第一百三十七条の九** 法第二十三条の二十二第一項の再生医療等製品の製造業の許可を受けようとする者は、同条第三項の規定により、様式第十二による申請書（正本一通及び副本二通）を第二百八十二条の規定により当該許可の権限に属する事務を行なうこととされた地方厚生局長に提出するものとする。

（製造業の許可の区分）

**第一百三十七条の十** 法第二十三条の二十二第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 製造所の名称及び所在地

二 再生医療等製品製造管理者の住所及び資格

三 第一項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際当該申請書の提出先とされている地方厚生局長に提出され、又は都道府県知事を経由して地方厚生局長に提出された書類については、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

一 申請者が法人であるときは、登記事項証明書

二 申請者が法人であるときは、雇用契約書の写しその他申請者のその再生医療等製品製造管理者であると証する書類

三 再生医療等製品製造管理者が法第二十三条の三十四第五項の承認を受けた者であることを証する書類

四 製造所の構造設備に関する書類

五 製造しようとする品目の一覧表及び製造工程に関する書類

六 申請者が他の製造業の許可若しくは登録又は再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号。以下「再生医療等安全性確保法」という。）第三十五条第一項の特定細胞加工物の製造の許可を受けている場合には、当該製造業の許可証若しくは登録証又は当該特定細胞加工物の製造の許可証の写し

四 製造所の構造設備に関する書類

五 製造しようとする品目の一覧表及び製造工程に関する書類

六 申請者が他の製造業の許可若しくは登録又は再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号。以下「再生医療等安全性確保法」という。）第三十五条第一項の特定細胞加工物の製造の許可を受けている場合には、当該製造業の許可証若しくは第八項の許可番号若しくは登録番号又は当該特定細胞加工物の製造の許可番号

（機構に対する製造業の許可又は許可の更新に係る調査の申請）

七 第百三十七条の十一 令第四十三条の十一第一項の申請書（正副二通）は、様式第三によるものとする。

**（製造業の許可証の様式）**

**第一百三十七条の十** 再生医療等製品の製造業の許可証は、様式第十三によるものとする。

（製造業の許可証の書換え交付の申請）

**第一百三十七条の十一** 令第四十三条の十一第一項の申請書（正副二通）は、様式第三によるものとする。

2 前項の申請書には、手数料の額に相当する収入印紙を貼らなければならない。

（製造業の許可証の再交付の申請）

**第一百三十七条の十二** 令第四十三条の十二第一項の申請書（正副二通）は、様式第四によるものとする。

2 前項の申請書には、手数料の額に相当する収入印紙を貼らなければならない。

（製造業の許可の更新の申請）

**第一百三十七条の十三** 法第二十三条の二十二第四項の再生医療等製品の製造業の許可の更新の申請は、様式第十四による申請書（正本一通及び副本二通）を地方厚生局長に提出することによって行なるものとする。

（製造業の許可の区分の変更等の申請）

**第一百三十七条の十四** 法第二十三条の二十二第八項の再生医療等製品の製造業の許可の区分の変更又は追加の許可を受けようとする者は、同条第九項において準用する同条第三項の規定により、様式第十五による申請書（正本一通及び副本二通）を地方厚生局長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際当該申請書の提出先とされている地方厚生局長に提出され、又は都道府県知事を経由して地方厚生局長に提出された書類については、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

一 許可証

二 変更又は追加に係る製造品目の一覧表及び製造工程に関する書類

三 変更し、又は追加しようとする許可の区分に係る製造所の構造設備に関する書類

（製造業の許可台帳の記載事項）

**第一百三十七条の十五** 令第四十三条の十四に規定する法第二十三条の二十二第一項及び第八項の許可に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。

2 前項の申請書には、次のとおりとする。

一 許可番号及び許可年月日

二 許可の区分

三 製造業者の氏名及び住所

四 製造所の名称及び所在地

五 当該製造所の再生医療等製品製造管理者の氏名及び住所

六 当該製造業者が他の製造業の許可若しくは登録又は再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号。以下「再生医療等安全性確保法」という。）第三十五条第一項の特定細胞加工物の製造の許可を受けている場合には、当該製造業の許可証若しくは第八項の許可番号若しくは登録番号又は当該特定細胞加工物の製造の許可番号

（機構に対する製造業の許可又は許可の更新に係る調査の申請）

**第一百三十七条の十六** 法第二十三条の二十三第一項の規定により機構に法第二十三条の二十二第七項（同条第九項において準用する場合を含む。）の調査を行わせることとしたときは、令第四十条の十五に規定する再生医療等製品に係る法第二十三条の二十二第一項若しくは第八項の許可又は同条第四項の許可の更新の申請者は、機構に当該調査の申請をしなければならない。

2 前項の申請は、様式第十六による申請書を当該申請に係る品目の法第二十三条の二十二第一項若しくは第八項の許可又は同条第四項の許可の更新の申請書に添付して、地方厚生局長を経由して行なるものとする。

（機構による製造業の許可又は許可の更新に係る調査の結果の通知）

**第一百三十七条の十七** 法第二十三条の二十三第四項の規定による調査の結果の通知は、地方厚生局長に対し、様式第十七による通知書によつて行なるものとする。

4 法第二十三条の二十二第六項において準用する法第五条第二号への厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により製造業者の業務を適正に行なうに當たつて必要な認知、判断及び意思疎通を行なうことができない者とする。

5 法第二十三条の二十二第六項において準用する法第五条第二号への厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により製造業者の業務を適正に行なうに當たつて必要な認知、判断及び意思疎通を行なうことができない者とする。

（機構による製造業の許可又は許可の更新に係る調査の結果の通知）

**第一百三十七条の十七** 法第二十三条の二十三第四項の規定による調査の結果の通知は、地方厚生局長に対し、様式第十七による通知書によつて行なるものとする。

(再生医療等製品外国製造業者の認定の区分)

**第一百三十七条の十八** 法第二十三条の二十四第二項に規定する厚生労働省令で定める再生医療等製品外国製造業者の認定の区分は、次のとおりとする。

- 一 再生医療等製品の製造工程の全部又は一部を行うもの（次号に掲げるものを除く。）
- 二 再生医療等製品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うもの

**（再生医療等製品外国製造業者の認定の申請）** 法第二十三条の二十四第一項の規定による再生医療等製品外国製造業者の認定を受けようとする者は、同条第三項において準用する法第二十三条の二十二第三項の規定により、様式第十八による申請書（正副二通）を提出するものとする。

**第一百三十七条の十九** 法第二十三条の二十四第三項において準用する法第二十三条の二十一第三項第五号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 製造所の名称及び所在地
- 二 認定の区分

3 第一項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際厚生労働大臣に提出された書類については、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

- 一 製造所の責任者の履歴書
- 二 製造品目の一覧表及び製造工程に関する書類
- 三 製造所の構造設備に関する書類

四 当該再生医療等製品外国製造業者が存する国が再生医療等製品の製造販売業の許可、製造業の許可、製造販売の承認の制度又はこれに相当する制度を有する場合においては、当該国の政府機関等が発行する当該制度に係る許可証等の写し

（準用）

**第一百三十七条の二十** 法第二十三条の二十四第一項の認定については、第一百三十七条の十から第一百三十七条の十七までの規定を準用する。

2 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（準用）

第十 第一百三十七条の 第一項	再生医療等製品の製造業の許 可証	再生医療等製品の製造業の許 可
第一百三十七条の 第一項	様式第十三	様式第十九
第一百三十七条の 第一項	第四十三条の十一第一項	第四十三条の十八第二項
第一百三十七条の 第一項	第四十三条の十二第一項	第四十三条の十九第二項
第一百三十七条の 第一項	法	法

十三第一項 再生医療等製品の製造業の許可

する法

法第二十三条の二十四第三項において準用する法

（再生医療等製品外国製造業者の認定）とい  
う。）

正副二通）を厚生労働大臣

厚生局長

正副二通）を地方

正本一通及び副本二通）を地方

正本一通及び副本二通）を厚生労働大臣

正副二通）を厚生労働大臣

九第一項第一号に規定する新再生医療等製品との構成細胞、導入遺伝子、用法、用量、使用方法、効能、効果及び性能が同一性を有すると認められる再生医療等製品については、当該新再生医療等製品の再審査期間中は、当該新再生医療等製品の承認申請において資料を添付することを

4 申請者は、申請に係る再生医療等製品がその申請に係る品質、有効性又は安全性を有することを疑わせる資料については、当該資料を作成するためには必要とされる試験が前項に規定する試験施設等において実施されたものでない場合であつても、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

5 第一項各号に掲げるもの及び前項に規定するもののほか、厚生労働大臣が申請に係る再生医療等製品の承認のための審査につき必要と認めて当該再生医療等製品の見本品その他の資料の提出を求めたときは、申請者は、当該資料を厚生労働大臣に提出しなければならない。

**第三百三十七条の二十三の二** 厚生労働大臣は、申請者が法第二百三十三条の二十六の二第一項の規定による法第二百三十三条の二十五の承認を受けて製造販売しようとする再生医療等製品について、前条

(特例承認に係る再生医療等製品の承認申請書に添付すべき資料の提出の猶予)  
**第一百三十七条の二十四** 厚生労働大臣は、申請者が法第二十三条の二十八第一項の規定による法第二十三条の二十五の承認を受けて製造販売しようとする再生医療等製品について、第百三十七条の二十三第一項各号（第七号を除く。）に掲げる資料を添付することができないと認めるときは、相当の期間その提出を猶予することができる。

全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第八十八号）、再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第八十九号）

及び再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第九十号）に定めるものほか、次に掲げるところにより、収集され、かつ、作成されたものでなければならない。

二 前号の調査又は試験において申請に係る再生医療等製品についてその申請に係る品質、有効性又は安全性を有することを認めたもので、申請に係る再生医療等製品についてその申請に係る品質、有効性又は安全性を有することを認めたもので、

ج

六第一項又は第二十三条の二十六の二第一項の規定により条件及び期限

たものを除く)を与える又は与えない旨の処分の日まで保存されてい

(原薬等登録原簿に登録されたことを証する書面に代えることができる資

第一百三十七条の二十六 法第二十三条の二十五第一項又は第十一項の承認の登録証の写し及び当該原薬等についての原は、第二百八十一条の四第二項の登録証の写し及び当該原薬等についての原

2

前項の規定にかかるらず。法第二十三条の二十五第二項の規定により第百三十七条の十一第一項又は第三百三十七条の二十七第一項の申請書に添付しなければならない資料について、当該申

請に係る事項が医学薬学上公知であると認められる場合その他資料の添付を必要としない合理的的

理由がある場合においては、その資料を添付することを要しない。ただし、法第二十三条の二十

書その他の当該原薬等を申請に係る品目に使用することを証する書類をもつて、法第二十三条の二十五第三項に規定する資料のうち、第一百三十七条の二十三第一項第二号から第四号までに掲げる資料の一部に代えることができる。

(承認事項の一部変更の承認)

**第一百三十七条の二十七** 法第二十三条の二十五第一項の再生医療等製品の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請は、様式第七十五条の三による申請書（正本一通及び副本二通）を提出することによって行うものとする。  
2 法第二十三条の二十九第一項の規定により法第二十三条の二十五第一項の承認を申請しようとするときは、前項の申請書に、第一百三十七条の二十一第二項第二号に掲げる書類を添えなければならぬ。

(承認事項の軽微な変更の範囲)

**第一百三十七条の二十八** 法第二十三条の二十五第一項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次の各号に掲げる変更以外のものとする。  
1 当該品目の本質、特性、性能及び安全性に影響を与える製造方法等の変更  
2 規格及び試験方法に掲げる事項の削除及び規格の変更  
3 病原因子の不活化又は除去方法に関する変更  
4 用法、用量若しくは使用方法又は效能、効果若しくは性能に関する追加、変更又は削除  
5 前各号に掲げる変更のほか、製品の品質、有効性及び安全性に影響を与えるおそれのあるもの

(軽微な変更の届出)

**第一百三十七条の二十九** 法第二十三条の二十五第一項の規定による届出は、様式第七十五条の四による届書（正副二通）を厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

2 前項の届出は、法第二十三条の二十五第一項の軽微な変更をした後三十日以内に行わなければならない。  
3 厚生労働大臣が法第二十三条の二十七第一項（法第二十三条の三十七第五項及び第六項において準用する場合を含む。）の規定により機構に法第二十三条の二十七第一項に規定する再生医療等製品審査等を行わせることとした場合における第一項の規定の適用については、同項中「厚生労働大臣」とあるのは、「機構」とする。

(承認台帳の記載事項)

**第一百三十七条の三十** 令第四十三条の二十二に規定する法第二十三条の二十五第一項及び第十一項の承認に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。

- 1 承認番号及び承認年月日
- 2 承認を受けた者の氏名及び住所
- 3 当該品目の製造販売の承認を受けようとする者又は承認を受けた者の氏名及び住所
- 4 製造所の名称及び所在地
- 5 前号の製造業者が受けている製造業の許可番号及び許可年月日又は再生医療等製品外国製造業者の認定番号及び認定年月日
- 6 前号の製造業者が受けている製造業の許可番号及び許可年月日又は再生医療等製品外国製造業者の認定番号及び認定年月日
- 7 (再生医療等製品適合性調査を行わない承認された事項の変更)  
（再生医療等製品適合性調査を行わない承認された事項の変更）  
2 前項の申請書には、次に掲げる資料を添えなければならない。  
1 再生医療等製品区分適合性調査に係る品目の製造管理及び品質管理に関する資料  
2 再生医療等製品区分適合性調査に係る製造業者及び製造所における製造管理及び品質管理に関する資料

(再生医療等製品区分適合性調査の結果の通知)

**第一百三十七条の三十四の二** 法第二十三条の二十五の二において準用する法第十四条の二第二項の規定による調査（以下「再生医療等製品区分適合性調査」という。）の申請は、様式第七十五条の六の二による申請書を機構を経由して厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。  
2 前項の申請書には、次に掲げる資料を添えなければならない。  
1 再生医療等製品区分適合性調査に係る品目の製造管理及び品質管理に関する資料  
2 再生医療等製品区分適合性調査に係る製造業者及び製造所における製造管理及び品質管理に関する資料

(再生医療等製品区分適合性調査の結果の通知)  
（再生医療等製品区分適合性調査を行った者が同条の規定により再生医療等製品製造販売業許可権者をいう。）に対して行う再生医療等製品区分適合性調査の結果の通知は、様式第七十五条の六による通知書によつて行うものとする。ただし、機構が厚生労働大臣に対して行う当該通知については、第一百三十七条の三十七第三項に規定する結果の通知をもつてこれに代えるものとする。

性調査」という。)の申請は、様式第七十五条の五による申請書を厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(再生医療等製品適合性調査実施者をいう。)が同条の規定により再生医療等製品製造販売業許可権者（同条に規定する再生医療等製品製造販売業許可権者をいう。）に対して行う再生医療等製品適合性調査の結果の通知は、様式第七十五条の六による通知書によつて行うものとする。

3 厚生労働大臣が法第二十三条の二十七第一項の規定により機構に再生医療等製品適合性調査を行わせることとした場合における第一項の規定の適用については、同項中「厚生労働大臣」とあらわれるのは、「機構」とする。

(再生医療等製品適合性調査の結果の通知)

**第一百三十七条の三十二** 再生医療等製品適合性調査実施者（令第四十三条の二十五に規定する再生医療等製品適合性調査実施者をいう。）が同条の規定により再生医療等製品製造販売業許可権者（同条に規定する再生医療等製品製造販売業許可権者をいう。）に対して行う再生医療等製品適合性調査の結果の通知は、様式第七十五条の六による通知書によつて行うものとする。

(再生医療等製品適合性調査台帳の記載事項)

**第一百三十七条の三十三** 令第四十三条の二十六に規定する再生医療等製品適合性調査に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。

- 1 調査結果及び結果通知年月日
- 2 当該品目の名称

3 当該品目に係る製造販売の承認を受けようとする者又は承認を受けた者の氏名及び住所

4 承認番号及び承認年月日（前号に掲げる者が既に当該品目に係る製造販売の承認を受けている場合に限る。）

5 製造所の名称及び所在地

6 前号の製造業者が受けている製造業の許可番号及び許可年月日又は再生医療等製品外国製造業者の認定番号及び認定年月日

7 前号の製造業者が受けている製造業の許可番号及び許可年月日又は再生医療等製品外国製造業者の認定番号及び認定年月日

**第一百三十七条の三十四** 令第四十三条の二十七第一項の厚生労働省令で定める変更是、当該品目の用法、用量、効能又は効果に関する追加、変更又は削除その他の当該品目の製造管理又は品質管理の方法に影響を与えない変更とする。

(再生医療等製品区分適合性調査)

**第一百三十七条の三十四の二** 法第二十三条の二十五の二において準用する法第十四条の二第二項の規定による調査（以下「再生医療等製品区分適合性調査」という。）の申請は、様式第七十五条の六の二による申請書を機構を経由して厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる資料を添えなければならない。

1 再生医療等製品区分適合性調査に係る品目の製造管理及び品質管理に関する資料

2 再生医療等製品区分適合性調査に係る製造業者及び製造所における製造管理及び品質管理に関する資料

(再生医療等製品区分適合性調査の結果の通知)

**第一百三十七条の三十四の三** 再生医療等製品区分適合性調査を行つた者が同条の規定により再生医療等製品製造販売業許可権者（令第四十三条の二十五に規定する再生医療等製品製造販売業許可権者をいう。）に対して行う再生医療等製品区分適合性調査の結果の通知は、様式第七十五条の六による通知書によつて行うものとする。ただし、機構が厚生労働大臣に対して行う当該通知については、第一百三十七条の三十七第三項に規定する結果の通知をもつてこれに代えるものとす

(資料の提出の請求等)

**第一百三十七条の三十四の四** 法第二十三条の二十五第一項の承認を受けた者は、当該再生医療等製品の製造業者に対し、法第二十三条の二十五の二において準用する法第十四条の二第二項の調査に係る報告又は資料の提出を求めることができる。

2 前項の規定により報告又は資料の提出を求められた者は、遅滞なく、これを報告し、又は提出しなければならない。

(再生医療等製品基準確認証の交付)

**第一百三十七条の三十四の五** 基準確認証(法第二十三条の二十五の二において準用する法第十四条の二第三項の基準確認証をいう。以下この条から第一百三十七条の三十四の八までにおいて同じ。)

2 基準確認証の交付を受けた者は、当該基準確認証と同一の内容(有効期間を除く。)を証する別の有効な基準確認証を保有している場合には、これを返納するものとする。

(再生医療等製品基準確認証の書換え交付の申請)

**第一百三十七条の三十四の六** 令第四十三条の三十一第二項の申請書は、様式第三によるものとする。

(再生医療等製品基準確認証の再交付の申請)

**第一百三十七条の三十四の七** 令第四十三条の三十二第二項の申請書は、様式第四によるものとする。

(再生医療等製品区分適合性調査台帳の記載事項)

**第一百三十七条の三十四の八** 令第四十三条の三十三第一項に規定する再生医療等製品区分適合性調査に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。

一 調査結果及び調査結果通知年月日  
二 製造所の名称及び所在地  
三 製造業者の氏名及び住所

前号の製造業者が受けている製造業の許可番号及び許可年月日

法第二十三条の二十五第七項に規定する製造工程の区分

調査を行つた区分に係る品目及び製造販売業者の数

七 基準確認証を交付した場合にあつては、その番号(緊急承認又は条件及び期限付承認を受けた再生医療等製品の使用の成績等に関する調査及び結果の報告)

**第一百三十七条の三十五** 法第二十三条の二十六第一項又は法第二十三条の二十六の二第一項の規定により条件及び期限を付した法第二十三条の二十五の八による承認を受けた再生医療等製品につき当該承認を受けた者が行う法第二十三条の二十六第三項(法第二十三条の二十六の二第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の調査は、当該期限(同条第二項(法第二十三条の二十六の二第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による延長が行われたときは、その延長後のもの)までの期間、当該再生医療等製品の不具合等その他の使用の成績等について行うものとする。

2 法第二十三条の二十六第三項の規定による厚生労働大臣に対する報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 当該再生医療等製品の名称
- 二 承認番号及び承認年月日
- 三 調査期間及び調査症例数
- 四 調査結果の概要及び解析結果
- 五 不具合等の種類別発現状況
- 六 不具合等の発現症例一覧

3 前項の報告は、当該調査に係る再生医療等製品の製造販売の承認の際に厚生労働大臣が指定した日から起算して一年(厚生労働大臣が指示する再生医療等製品にあつては、厚生労働大臣が指示する期間)以内ごとに、その期間の満了後二月以内に行わなければならない。

(機構に対する再生医療等製品の製造販売の承認に係る審査又は調査の申請)

**第一百三十七条の三十六** 法第二十三条の二十七第一項の規定により機構に法第二十三条の二十五第五項後段(同条第十団において準用する場合を含む。)の調査を行わせることとしたときは、令第四十三条の三十四に規定する再生医療等製品に係る法第二十三条の二十五第一項又は第十一項の承認の申請者は、機構に当該審査の申請をしなければならない。

2 法第二十三条の二十七第一項の規定により機構に法第二十三条の二十五第五項後段(同条第十

一項において準用する場合を含む。)の調査を行わせることとしたときは、令第四十三条の三十四に規定する再生医療等製品に係る法第二十三条の二十五第一項又は第十一項の承認の申請者は、機構に当該調査の申請をしなければならない。

3 前項の申請は、様式第七十五の七による申請書を當該申請に係る品目の法第二十三条の二十一

五 第一項又は第十一項の承認の申請書に添付して行うものとする。

4 厚生労働大臣が法第二十三条の二十七第一項の規定により機構に法第二十三条の二十六の二第二項(法第二十三条の二十八第二項において準用する場合を含む。)の規定による法第二十三条の二十五第三項前段に規定する資料が同項後段の規定により適合するかどうかの調査を行わせることとしたときは、令第四十三条の三十四に規定する再生医療等製品に係る法第二十三条の二十六の二第一項の規定による法第二十三条の二十五の承認を受けようとする者又は同項による同条の承認を受けた者は、機構に当該調査の申請をしなければならない。

5 前項の申請は、様式第七十五の七による申請書を機構に提出することによって行うものとす

る。

6 法第二十三条の二十七第一項の規定により機構が行う法第二十三条の二十五の承認のための審査及び同条第五項(同条第一項において準用する場合を含む。)並びに第二十三条の二十六の二第二項(法第二十三条の二十五第三項前段に規定する資料についての調査に係る部分に限り、法第二十三条の二十八第二項において準用する場合を含む。)の規定による調査(次条において「再生医療等製品審査等」という。)については、第一百三十七条の二十三第五項の規定を準用する。

この場合において、同項中「第一項各号に掲げるもの及び前項に規定するもののほか、厚生労働大臣」とあるのは、「機構」と、「審査」とあるのは、「審査又は法第二十三条の二十五第五項(同条第十一項において準用する場合を含む。)の調査」と、「厚生労働大臣」とあるのは、「機構を経由して厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

(機構による再生医療等製品審査等の結果の通知)

**第一百三十七条の三十七** 法第二十三条の二十七第六項の規定により厚生労働大臣に対して行う再生医療等製品審査等の結果の通知は、様式第七十五の八による通知書によつて行うものとする。法第二十三条の二十七第六項の規定により厚生労働大臣に対しても行う法第二十三条の二十六第六項(同条第十一項において準用する場合を含む。)若しくは第八項又は第二十三条の二十六の二第二項(再生医療等製品の製造所における製造管理又は品質管理の方法についての調査に係る部分に限り、法第二十三条の二十八第二項において準用する場合を含む。)の規定による調査の結果の通知は、様式第七十五の六による通知書によつて行うものとする。

3 法第二十三条の二十七第六項の規定により厚生労働大臣に対して行う法第二十三条の二十五第二項の規定による届出の状況の通知は、様式第二十九による通知書によつて行うものとする。

(新再生医療等製品等の再審査の申請)

**第一百三十七条の三十八** 法第二十三条の二十九第一項第一号イに規定する厚生労働省令で定める再生医療等製品は、様式第七十五の九による申請書(正本一通及び副本二通)を提出することによつて行うものとする。

(再審査に係る厚生労働省令で定める再生医療等製品)

**第一百三十七条の三十九** 法第二十三条の二十九第一項第一号イに規定する厚生労働省令で定める再生医療等製品は、その製造販売の承認(法第二十三条の二十六第一項又は第二十三条の二十六の

二第一項の規定により条件及び期限を付したものと除く。次項及び次条第一項において同じ。)のあつた日後六年を超える期間当該再生医療等製品の不具合等その他の使用の成績等に関する調査が必要であると認められる希少疾病用再生医療等製品及び先駆的再生医療等製品以外の再生医療等製品とする。

法第二十三条の二十九第一項第一号ロに規定する厚生労働省令で定める再生医療等製品は、既に製造販売の承認を与えられている再生医療等製品と用法(投与経路を除く)、用量又は使用方法が明らかに異なる再生医療等製品であつて構成細胞又は導入遺伝子及び投与経路が同一のもの(同号イに掲げる再生医療等製品を除く)。その他既に製造販売の承認を与えられている再生医療等製品との相違が軽微であると認められる再生医療等製品(同号イに掲げる再生医療等製品を除く)とする。

(再審査申請書に添付すべき資料等)

**第一百三十七条の四十** 法第二十三条の二十九第四項の規定により第百三十七条の三十八の申請書に添付しなければならない資料は、申請に係る再生医療等製品の使用成績に関する資料その他当該再生医療等製品の効能、効果又は性能及び安全性に関しその製造販売の承認後に得られた研究報告に關する資料とする。

3 2 前項に規定する資料については、第百三十七条の二十三第三項の規定を準用する。

法第二十三条の二十九第一項の再審査の申請をする者については、第百三十七条の二十三第四項の規定を準用する。

4 第一項及び前項において準用する第百三十七条の二十三第四項に規定するもののほか、厚生労働大臣が当該再生医療等製品の再審査につき必要と認めて資料の提出を求めたときは、申請者は、当該資料を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(再審査の調査に係る再生医療等製品の範囲)

**第一百三十七条の四十一** 法第二十三条の二十九第四項後段に規定する厚生労働省令で定める再生医療等製品は、同条第一項各号に掲げる再生医療等製品とする。

**第一百三十七条の四十二** 法第二十三条の二十九第四項後段に規定する資料については、第百三十七条の二十五の規定を準用する。この場合において、同条第三号中「法第二十三条の二十五第一項の承認(法第二十三条の二十六第一項又は第二十三条の二十六の二第一項の規定により条件及び期限を付したものを除く)」又は同条第十一項の承認を与える又は与えない旨の处分の日」とあるのは、「法第二十三条の二十九第一項の再審査の終了の日」と読み替えるものとする。

(新再生医療等製品等の使用の成績等に関する調査及び結果の報告等)

**第一百三十七条の四十三** 次の各号に掲げる再生医療等製品につき法第二十三条の二十五の承認(法第二十三条の二十六第一項又は第二十三条の二十六の二第一項の規定により条件及び期限を付したもの)を除く。第三項において同じ。)を受けた者が行う法第二十三条の二十九第六項の規定により厚生労働大臣が指示した再生医療等製品の不具合等その他の使用の成績等について行うものとする。

1 法第二十三条の二十九第一項第一号に規定する新再生医療等製品 同号に規定する調査期間

2 法第二十三条の二十九第一項第二号の規定により厚生労働大臣が指示した再生医療等製品 その製造販売の承認を受けた日から同号に規定する厚生労働大臣の指示する期間の開始の日前日まで

3 法第二十三条の二十九第六項の規定による機構に対する報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 当該再生医療等製品の名称

二 承認番号及び承認年月日

三 調査期間及び調査症例数

四 当該再生医療等製品の出荷数量

## 五 調査結果の概要及び解析結果

### 六 不具合等の種類別発現状況

七 前項の報告は、当該調査に係る再生医療等製品の製造販売の承認の際に厚生労働大臣が指定した日から起算して一年(厚生労働大臣が指示する再生医療等製品にあつては、厚生労働大臣が指示する期間)以内ごとに、その期間の満了後二月以内に行わなければならない。

4 前項に規定する期間の満了日(この項において「報告期限日」という)が第一項各号の期間の満了日以降となる場合にあつては、前項の規定にかかわらず、法第二十三条の二十九第一項に基づき再審査の申請を行うことをもつて、第一項各号の期間の満了日以降に報告期限日が到来する場合における第二項の報告に代えることができる。

5 法第二十三条の三十第二項後段の規定により厚生労働大臣に対して行う第二項の報告を受けた(機構に対する再審査に係る確認又は調査の申請)

**第一百三十七条の四十四** 法第二十三条の三十第一項において準用する法第二十三条の二十七第一項の規定により機構に法第二十三条の二十九第三項の規定による確認又は同条第五項の規定による調査(以下この条及び次条において「再生医療等製品確認等」という。)を行わせることとしたときは、令第四十三条の三十七に規定する再生医療等製品に係る法第二十三条の二十九第一項の再審査の申請者は、機構に当該再生医療等製品確認等の申請をしなければならない。

2 前項の申請は、様式第七十五条の十による申請書を当該申請に係る品目の法第二十三条の二十九第一項の再審査の申請書に添付して行うものとする。

3 法第二十三条の三十第一項において準用する法第二十三条の二十七第一項の規定により機構が行う再生医療等製品確認等については、第百三十七条の四十第四項の規定を準用する。この場合において、同項中「第一項及び前項において準用する第百三十七条の二十三第四項に規定するもののか、厚生労働大臣が当該」とあるのは、「機構が」と、「再審査」とあるのは、「法第二十三条の二十九第三項の規定による確認又は同条第五項の規定による調査」と、「厚生労働大臣に」とあるのは、「機構を経由して厚生労働大臣に」と読み替えるものとする。

**第一百三十七条の四十五** 法第二十三条の三十第一項において準用する法第二十三条の二十七第六項の規定により厚生労働大臣に対して行う再生医療等製品確認等の結果の通知は、様式第七十五条の十一による通知書によつて行うものとする。

(再生医療等製品の再評価の申請等)

**第一百三十七条の四十六** 法第二十三条の三十一の再生医療等製品の再評価の申請は、様式第七十五条の十二による申請書(正本一通及び副本二通)を提出することによつて行うものとする。

2 法第二十三条の三十一第一項の再生医療等製品の再評価に際して提出する資料については、第百三十七条の二十三第三項の規定を準用する。

3 法第二十三条の三十一第一項の再生医療等製品の再評価の申請をする者については、第百三十七条の二十三第四項の規定を準用する。

4 法第二十三条の三十一第四項に規定する厚生労働省令で定める再生医療等製品は、同条第一項の厚生労働大臣の指定に係る再生医療等製品とする。

5 法第二十三条の三十一第四項に規定する資料については、第百三十七条の二十五の規定を準用する。この場合において、同条第三号中「法第二十三条の二十九第一項の承認(法第二十三条の二十六第一項又は第二十三条の二十六の二第一項の規定により条件及び期限を付したもの)を除く」とあるのは、「法第二十三条の二十九第一項の再評価の終了の日」と読み替える又は与えない旨の处分の日」とあるのは、「法第二十三条の三十一の再評価の終了の日」と読み替えるものとする。

(再生医療等製品の再評価に係る公示の方法)

**第一百三十七条の四十六の二** 法第二十三条の三十一第一項の規定による公示は、官報に掲載する方法により行うものとする。

(機構に対する再評価に係る確認又は調査の申請)

**第一百三十七条の四十七** 法第二十三條の三十二第一項において準用する法第二十三條の二十七第一項の規定により機構に法第二十三條の三十一第二項の規定による確認又は同条第五項の規定による調査(以下この条及び次条において「再生医療等製品確認等」という。)を行わることとしたときは、令第四十三条の三十九に規定する再生医療等製品に係る法第二十三條の三十一第一項の再評価の申請者は、機構に当該再生医療等製品確認等の申請をしなければならない。

2 前項の申請は、様式第七十五の十三による申請書を当該申請に係る品目の法第二十三條の三十一第一項の再評価の申請書に添付して、厚生労働大臣を経由して行うものとする。(機構による再評価に係る再生医療等製品確認等の結果の通知)

**第一百三十七条の四十八** 法第二十三條の三十二第一項において準用する法第二十三條の二十七第六項の規定により厚生労働大臣に対して行う再生医療等製品確認等の結果の通知は、様式第七十五の十四による通知書によつて行うものとする。

(再生医療等製品の変更計画の確認の申請)

**第一百三十七条の四十八の二** 法第二十三條の三十二の二第一項の変更計画の確認の申請は、様式第七十五の十四の二による申請書(正本一通及び副本二通)を厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

2 法第二十三條の三十二の二第一項の変更計画の変更の確認の申請は、様式第七十五の十四の三による申請書(正本一通及び副本二通)を厚生労働大臣に提出することによつて行うものとす

る。

3 前一項の申請書には、次の各号に掲げる確認の区分に応じて当該各号に定める資料を添えなければならぬ。

一 再生医療等製品の変更計画の確認 次に掲げる資料

イ 変更計画  
ロ 製造方法等の変更が再生医療等製品の品質に及ぼす影響を評価するための試験の内容、方

法及び判定基準に関する資料

ハ 变更計画に関する、再生医療等製品の製造工程の稼働性能又は製品の品質を保証するた

めの管理に関する資料

二 再生医療等製品の変更計画の確認 前号に掲げる資料及び確認を受けた変更計画の

写し

4 前項各号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が申請に係る再生医療等製品の変更計画の確認又は変更計画の変更の確認につき必要と認めて当該再生医療等製品の試験成績その他の資料の提出を求めたときは、申請者は、当該資料を厚生労働大臣に提出しなければならない。

5 厚生労働大臣が法第二十三條の三十二の二第八項の規定により機構に同条第一項の確認を行わせることとした場合における第一項、第二項及び前項の規定の適用については、第一項及び第二項中「厚生労働大臣」とあるのは「機構を経由して厚生労働大臣」と、前項中「厚生労働大臣」とあるのは「機構」とする。(変更計画の確認を受けることができる場合)

**第一百三十七条の四十八の三** 再生医療等製品に係る法第二十三條の三十二の二第一項第一号の厚生労働省令で定める事項の変更是、次の各号に掲げる事項の変更とする。

一 形状、構造、成分、分量又は本質(構成細胞又は導入遺伝子を除く。)  
二 製造方法  
三 貯蔵方法及び有効期間  
四 規格及び試験方法  
五 製造販売する品目の製造所

六 前各号に掲げるもののほか、当該再生医療等製品の有効性及び安全性に影響を与えないこと認められる事項

(変更計画の確認を受けることができない場合)

**第一百三十七条の四十八の四** 法第二十三條の三十二の二第一項第一号の厚生労働省令で定める変更は、次の各号に掲げる変更とする。

2 法第四十一条第三項又は法第四十二条第一項の規定により定められた基準に適合しないこととなる変更  
二 実施した場合に品質への影響を予測することが困難な新たな製造方法への変更  
三 病原因子の不活性又は除去方法に関する重要な変更  
四 実施の前後において、当該再生医療等製品の品質、有効性及び安全性が同等であることを確かめるために品質試験以外の試験を行わなければならないと認められる変更  
五 前各号に掲げるもののほか、当該再生医療等製品の品質、有効性及び安全性に重大な影響を与えるおそれのある変更

(再生医療等製品として不適当な場合)

**第一百三十七条の四十八の五** 法第二十三條の三十二の二第一項第三号への再生医療等製品として不適当なものとして厚生労働省令で定める場合は、申請に係る再生医療等製品の性状又は品質が保健衛生上著しく不適当な場合とする。

**第一百三十七条の四十八の六** 法第二十三條の三十二の二第三項の製造管理又は品質管理の方法に影響を与えるおそれがある変更として厚生労働省令で定めるものは、第百三十七条の二十八及び第百三十七条の三十四に規定する変更以外の変更とする。

(製造管理又は品質管理の方法に影響を与えるおそれがある変更)

**第一百三十七条の四十八の七** 確認された変更計画の変更が軽微な変更であるときは、第百三十七条の四十八の二の規定にかかわらず、様式第七十五の十四の四による届書(正副二通)に次の各号に掲げる資料を添えて、厚生労働大臣に法第二十三條の三十二の二第一項の変更計画の変更を届け出ることができる。

2 前項の軽微な変更は、次の各号に掲げる変更以外のものとする。

一 再生医療等製品の製造方法又は品質に及ぼす影響を評価するための試験の内容及び方法の重要な変更

二 前号の試験に係る判定基準を緩和する変更

三 確認された変更計画に含まれる製造工程の稼働性能又は製品の品質を保証するための管理に係る重要な変更

四 その他の前項に掲げる変更とみなされる変更

3 厚生労働大臣が法第二十三條の三十二の二第八項の規定により機構に同条第一項の確認を行わせることとした場合における第一項の規定の適用については、同項中「厚生労働大臣」とあるのは、「機構」とする。

(再生医療等製品変更計画確認台帳の記載事項)

**第一百三十七条の四十八の八** 令第四十三条の四十一第一項に規定する再生医療等製品変更計画確認に係る台帳に記載する事項は、次のとおりとする。

- 一 確認番号及び確認年月日
- 二 確認を受けた者の氏名及び住所
- 三 確認を受けた者の製造販売業の許可の種類及び許可番号
- 四 当該品目の製造所の名称
- 五 当該品目の製造所が受けている製造業者の許可の区分及び許可番号又は再生医療等製品外國製造業者の認定の区分及び認定番号
- 六 当該品目の名称
- 七 当該品目の形状、構造、成分、分量又は本質

八 当該品目の規格及び試験方法  
 (再生医療等製品適合性確認の申請等)

**第一百三十七条の四十八の九** 法第二十三条の三十二の二第三項の確認（以下「再生医療等製品適合性確認」という。）の申請は、様式第七十五の十四の五による申請書を厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる資料を添えなければならない。

一 再生医療等製品適合性確認に係る品目の製造管理及び品質管理に関する資料

二 再生医療等製品適合性確認に係る製造所の製造管理及び品質管理に関する資料

3 厚生労働大臣は、再生医療等製品適合性確認をしたときは、様式第七十五の十四の六による通知書を申請者に通知するものとする。

4 厚生労働大臣が法第二十三条の三十二の二第八項の規定により機構に再生医療等製品適合性確認を行わせることとした場合における第一項及び前項の規定の適用については、これらの規定中「厚生労働大臣」とあるのは、「機構」とする。

(再生医療等製品適合性確認台帳の記載事項)

**第一百三十七条の四十八の十** 令第四十三条の四十二第二項に規定する再生医療等製品適合性確認に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。

一 確認結果及び確認結果通知年月日

二 当該品目の名称

三 当該品目に係る変更計画の確認を受けようとする者又は変更計画の確認を受けた者の氏名及び住所

四 変更計画確認番号及び変更計画確認年月日（前号に掲げる者が既に当該品目に係る変更計画の確認を受けている場合に限る。）

五 製造所の名称及び所在地

六 製造業者又は再生医療等製品外国製造業者の氏名及び住所

七 前号の製造業者が受けている製造業の許可番号及び許可年月日又は再生医療等製品外国製造業者の認定番号及び認定年月日

(再生医療等製品適合性確認の結果の通知)

**第一百三十七条の四十八の十一** 令第四十三条の四十四の規定による再生医療等製品適合性確認の結果の通知は、様式第七十五条の十四の七による通知書によつて行うものとする。

(届出後に変更を行うことができるようになるまでの日数)

**第一百三十七条の四十八の十二** 法第二十三条の三十二の二第六項の厚生労働省令で定める日数は、四十日（変更計画について最後に法第二十三条の三十二の二第一項の規定による確認を受けてから、第一百三十七条の四十八の七第一項の規定による届出を行つていらない場合は、二十一日）（日曜日、国民の祝日にに関する法律に規定する休日、十二月二十九日から翌年の一月三日までの日及び土曜日は、算入しない。）とする。

(変更計画に従つた変更に係る届出)

**第一百三十七条の四十八の十三** 法第二十三条の三十二の二第六項の規定による届出は、様式第七十五条の十四の人による届書（正副二通）を厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 第百三十七条の四十八の二第三項第一号ロで示された試験の結果が判定基準に適合していることを説明する資料

二 法第二十三条の三十二の二第三項に基づき、厚生労働省令で定める基準に適合している旨の確認を受けた場合には、その結果に関する書類

三 その他届出に係る変更が変更計画に従つた変更であることの確認の際に必要な資料

3 前項第一号及び第三号に規定する資料は、再生医療等製品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令及び再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令に定めるもののか、次に掲げるところにより、収集され、かつ、作成されたものでなければならない。

一 当該資料は、これを作成することを目的として行われた調査又は試験において得られた結果に基づき正確に作成されたものであること。

二 前号の調査又は試験において、届出に係る再生医療等製品についてその届出に係る品質、有効性及び安全性を有することを疑わせる調査結果、試験成績等が得られた場合には、当該調査結果、試験成績等についても検討及び評価が行われ、その結果が当該資料に記載されていること。

三 当該資料の根拠となつた資料は、第一項の届書を提出した日から前条に定める日数が経過する日まで保存されていること。ただし、資料の性質上その保存が著しく困難であると認められるものにあつては、この限りでない。

4 厚生労働大臣が法第二十三条の三十二の二第八項の規定により機構に再生医療等製品適合性確認を行わせることとした場合における第一項の規定の適用については、同項中「厚生労働大臣」とあるのは、「機構を経由して厚生労働大臣」とする。

(機構に対する再生医療等製品変更計画確認の申請)

**第一百三十七条の四十八の十四** 厚生労働大臣が法第二十三条の三十二の二第八項の規定により機構に同条第一項の確認を行わせることとしたときは、令第四十三条の三十四に規定する再生医療等製品に係る法第二十三条の三十二の二第一項の確認の申請者は、機構に当該確認の申請をしなければならない。

2 前項の申請は、様式第七十五条の十四の九による申請書を当該申請に係る品目の法第二十三条の三十二の二第一項の確認の申請書に添付して行うものとする。

(機構による再生医療等製品変更計画確認の結果等の通知)

**第一百三十七条の四十八の十五** 法第二十三条の三十二の二第九項の規定により読み替えて準用する法第二十三条の二十七第六項の規定による法第二十三条の三十二の二第一項の確認の結果の通知は、様式第七十五条の十四の十による通知書によつて行うものとする。

2 法第二十三条の三十二の二第九項の規定により読み替えて準用する法第二十三条の二十七第六項の規定による法第二十三条の三十二の二第三項の確認の結果の通知は、様式第七十五条の十四の七による通知書によつて行うものとする。

3 法第二十三条の三十二の二第十一項の規定により機構が厚生労働大臣に対して行う届出の状況の通知は、様式第七十五条の十四の十一による通知書によつて行うものとする。

(承継の届出)

**第一百三十七条の四十九** 法第二十三条の三十二第一項の厚生労働省令で定める資料及び情報は、次のことおりとする。

一 法第二十三条の二十二第一項（同条第九項において準用する場合を含む。）の許可又は法第二十三条の二十四第一項の認定の申請に際して提出した資料

二 法第二十三条の二十五第一項の承認の申請及び同条第十一項の当該承認事項の一部変更の承認の申請に際して提出した資料及びその根拠となつた資料

三 法第二十三条の二十六第三項（法第二十三条の二十六の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による報告に際して提出した資料及びその根拠となつた資料

四 法第二十三条の二十九第一項の再審査の申請に際して提出した資料及びその根拠となつた資料

五 法第二十三条の二十九第六項の規定による報告に際して提出した資料及びその根拠となつた資料

六 法第二十三条の三十一第一項の再評価の申請に際して提出した資料及びその根拠となつた資料

七 法第二十三条の三十二の二第一項及び第三項の確認の申請に際して提出した資料及びその根拠となつた資料並びに同条第六項の届出に際して提出した資料及びその根拠となつた資料

八 法第六十八条の七第一項の規定による再生医療等製品に関する記録及び当該記録に関連する資料



二 法第二十三条の三十七第一項の承認又はその申請  
 (製造のための再生医療等製品の輸入に係る手続)  
**第一百三十七条の五十七** 製造のために再生医療等製品を、業として、輸入しようとする製造業者は、通関のときまでに、輸入しようとする品目について、次のいずれかが行われていることを証する書類又はその写しを有していなければならない。  
 一 法第二十三条の二十五第一項若しくは第十一項(法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。)の承認又はその申請  
 二 法第二十三条の三十七第一項の承認又はその申請  
 三 法第八十条の六第一項又は第八十条の八第一項の登録  
 (製造管理又は品質管理の方針の基準への適合)

**第一百三十七条の五十八** 再生医療等製品の製造業者又は法第二十三条の二十四第一項の認定を受けた再生医療等製品外国製造業者(以下「認定再生医療等製品外国製造業者」という。)は、その製造所における製造管理又は品質管理の方法を、法第二十三条の二十五第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める基準に適合させなければならない。

**第一百三十七条の五十九** 法第二十三条の三十五第五項の厚生労働省令で定める業務は、次のとおりとする。

一 再生医療等製品の品質、有効性及び安全性に関する事項その他再生医療等製品の適正な使用のため必要な情報(以下この章において「安全管理情報」という。)の収集

二 安全管理情報の解析  
 (製造販売後安全管理業務を委託することができる範囲)

三 安全管理情報の検討の結果に基づく必要な措置の実施  
 (収集した安全管理情報の保存その他の前三号に附帯する業務)

四 収集した安全管理業務を再委託することができる範囲

(以下この章において「受託者」という。)に、当該製造販売後安全管理業務を再委託させてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、再生医療等製品の製造販売業者は、機械器具等と一緒に製造販売するものとして承認を受けた再生医療等製品に関する製造販売後安全管理業務を当該機械器具等を供給する医療機器の製造販売業者に委託する場合には、受託者に、当該製造販売後安全管理業務を再委託させることができる。

3 第一項の規定にかかわらず、再生医療等製品の製造販売業者は、他の再生医療等製品の製造販売業者に再生医療等製品を販売し、又は授与する場合であつて、当該再生医療等製品に関する製造販売後安全管理業務を当該製造販売業者に委託する場合には、受託者に、当該製造販売後安全管理業務のうち第三号までに掲げる業務を再委託させることができる。

4 再生医療等製品の製造販売業者は、前二項の規定により製造販売後安全管理業務を再受託する者に、当該製造販売後安全管理業務をさらに委託させなければならない。

(再生医療等製品の製造販売後安全管理業務を委託する方法)

**第一百三十七条の六十一** 製造販売業者が再生医療等製品の製造販売後安全管理業務のうち第百三十七条の五十九第一号から第三号までに掲げる業務を委託する場合は、当該業務の受託者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一 委託する業務(以下この条において「委託安全管理業務」という。)を適正かつ円滑に遂行しうる能力を有する者であること。

二 委託安全管理業務を適正かつ円滑に遂行しうる能力を有する当該業務の実施に係る責任者(以下この条及び第一百三十七条の六十三において「受託安全管理実施責任者」という。)を置いていること。

三 委託安全管理業務に係る次項の手順書その他委託安全管理業務に必要な文書(以下この条において「製造販売後安全管理業務手順書等」という。)の写しを委託安全管理業務を行う事務所に備え付けていること。

2 製造販売業者は、再生医療等製品の製造販売後安全管理業務のうち第百三十七条の五十九第一号から第三号までに掲げる業務を委託する場合においては、次に掲げる手順を記載した委託安全管理業務に係る製造販売後安全管理業務手順書を作成しなければならない。

一 安全管理情報の収集に関する手順  
 二 安全管理情報の検討及びその結果に基づく安全確保措置の立案に関する手順  
 三 安全確保措置の実施に関する手順  
 四 受託安全管理実施責任者から再生医療等製品安全管理責任者への報告に関する手順  
 五 市販直後調査に関する手順  
 六 委託の手順  
 七 委託安全管理確保業務に係る記録の保存に関する手順  
 八 再生医療等製品品質保証責任者その他の再生医療等製品の製造販売に係る業務の責任者との相互の連携に関する手順

九 その他委託安全管理確保業務を適正かつ円滑に行うために必要な手順  
 一 委託安全管理確保業務の範囲  
 二 受託安全管理実施責任者の設置及び当該者の実施する委託安全管理確保業務の範囲に関する事項  
 三 委託安全管理確保業務に係る前項各号(第六号を除く。)に掲げる手順に関する事項  
 四 委託安全管理確保業務の実施の指示に関する事項  
 五 次項第三号までに掲げる業務を委託する場合においては、製造販売後安全管理業務手順書等に基づき、次に掲げる事項を記載した文書により受託者との契約を締結し、その契約書を保存しなければならない。

一 委託安全管理確保業務の範囲  
 二 受託安全管理実施責任者の設置及び当該者の実施する委託安全管理確保業務の範囲に関する事項  
 三 委託安全管理確保業務に係る前項各号(第六号を除く。)に掲げる手順に関する事項  
 四 委託安全管理確保業務の実施の指示に関する事項  
 五 次項第三号の報告及び同項第四号の確認に関する事項  
 六 第七項の指示及び第八項の確認に関する事項  
 七 第九項の情報提供に関する事項  
 八 その他必要な事項

4 製造販売業者は、再生医療等製品の製造販売後安全管理業務のうち第百三十七条の五十九第一号から第三号までに掲げる業務を委託する場合においては、製造販売後安全管理業務手順書等及び前項の契約書に基づき、次に掲げる業務を再生医療等製品安全管理責任者に行わせなければならない。

一 委託安全管理業務を統括すること。

二 受託安全管理実施責任者に委託安全管理確保業務の実施につき文書により指示するとともに、その写しを保存すること(第百三十七条の五十九第一号に掲げる業務を委託する場合を除く。)。

三 受託安全管理実施責任者に委託安全管理確保業務に関する記録を作成させ、文書により報告させること。

四 受託者が委託安全管理業務を適正かつ円滑に行つてているかどうかを確認し、その記録を作成すること。

5 第三号の報告及び前号の記録を保存するとともに、製造販売業者及び再生医療等製品総括製造販賣責任者に文書により報告すること。

6 製造販賣業者は、市販直後調査に係る業務であつて再生医療等製品の製造販賣後安全管理業務のうち第百三十七条の五十九第一号から第三号までに掲げる業務を委託する場合においては、製造販賣後安全管理業務手順書等及び市販直後調査実施計画書に基づき、次に掲げる業務を再生医療等製品安全管理責任者に行わせなければならない。

一 受託安全管理実施責任者に委託安全管理確保業務に関する記録を作成させ、文書により報告させること。

二 前号の文書を保存すること。

6 製造販賣業者は、再生医療等製品の製造販賣後安全管理業務のうち第百三十七条の五十九第四号に掲げる業務を委託する場合においては、当該委託安全管理業務を適正かつ円滑に遂行しうる事務所に備え付けていること。

能力を有する者に委託しなければならない。この場合において、製造販売業者は、製造販売後安全管理業務手順書等に基づき、次に掲げる事項を記載した文書により受託者との全管り業務手順書等に基づき、次に掲げる事項を記載した文書により受託者との契約を締結し、その契約書を保存しなければならない。

#### 一 委託安全確保業務の範囲

##### 二 その他必要な事項

- 7 製造販売業者は、再生医療等製品安全管理責任者に委託安全確保業務の改善の必要性について検討させ、その必要性があるときは、製造販売後安全管理業務手順書等及び第三項の契約書に基づき、受託者に所要の措置を講じるよう文書により指示し、その文書を保存しなければならない。
- 8 製造販売業者は、前項の規定に基づき指示を行った場合においては、当該措置が講じられたことを確認し、その記録を保存しなければならない。
- 9 製造販売業者は、委託安全確保業務を行う上で必要な情報を受託者に提供しなければならない。

##### (委託安全確保業務に係る記録の保存)

#### 第一百三十七条の六十二 前条の規定により保存することとされている文書その他の記録の保存期間は、次の各号に掲げる再生医療等製品について、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- 1 再生医療等製品(次号に掲げるものを除く。)に係る記録 利用しなくなつた日から十年間
- 2 指定再生医療等製品に係る記録 利用しなくなつた日から三十年間
- 3 製造販売業者は、前条の規定にかかるわらず、製造販売後安全管理業務手順書等又はあらかじめて、製造販売業者が指定する者に、当該記録を保存させることができる。

##### (再生医療等製品の製造販売後安全管理業務を再委託する方法)

- 4 受託者が再生医療等製品の製造販売後安全管理業務のうち第一百三十七条の五十九第一号から第三号までに掲げる業務を再委託する場合は、次に掲げる要件を満たさなければならない。
- 5 一 再委託する業務(以下この条において「再委託安全確保業務」という。)を適正かつ円滑には、次に掲げる要件を満たさなければならない。
- 6 二 遂行しうる能力を有する者であること。
- 7 三 再委託安全確保業務を適正かつ円滑に遂行しうる能力を有する当該業務の実施に係る責任者は(以下この条において「再受託安全管理実施責任者」という。)を置いていること。
- 8 四 条において「再委託安全確保業務に係る次項の手順書その他再委託安全確保業務に必要な文書(以下このう事務所に備え付けていること。

#### 二 委託元である製造販売業者は、受託者が再生医療等製品の製造販売後安全管理業務のうち第二百三十七条の六十三 受託者が再生医療等製品の製造販売後安全管理業務のうち第一百三十七条の五十九第一号から第三号までに掲げる業務を再委託する場合においては、当該業務の再受託者は

- 9 一 再委託する業務(以下この条において「再委託安全確保業務」という。)を適正かつ円滑に
- 10 二 遂行しうる能力を有する者であること。
- 11 三 再委託安全確保業務を適正かつ円滑に遂行しうる能力を有する当該業務の実施に係る責任者は(以下この条において「再受託安全管理実施責任者」という。)を置いていること。
- 12 四 条において「再受託安全管理実施責任者による報告に関する記録を作成させ、文書により報告

#### 三 再委託安全確保業務に係る次項の手順書その他再委託安全確保業務に必要な文書(以下このう事務所に備え付けていること。

#### 四 再受託安全管理実施責任者からの報告に関する手順

#### 五 市販直後調査に関する手順

#### 六 再委託安全確保業務に係る記録の保存に関する手順

#### 七 受託者の国内品質業務運営責任者その他の再生医療等製品の製造販売に係る業務の責任者との相互の連携に関する手順

#### 八 委託元である製造販売業者は、受託者が再生医療等製品の製造販売後安全管理業務のうち第二百三十七条の五十九第一号から第三号までに掲げる手順を記載した再委託安全確保業務に係る製造販売後安全管理業務手順書を作成させなければならない。

#### 九 その他再委託安全確保業務を適正かつ円滑に行うために必要な手順

#### 三 委託元である製造販売業者は、受託者が再生医療等製品の製造販売後安全管理業務のうち第二百三十七条の五十九第一号から第三号までに掲げる業務を再委託する場合においては、受託者に

製造販売後安全管理業務手順書等に基づき、次に掲げる事項を記載した文書により再受託者との契約を締結させ、その契約書を保存させなければならない。

##### 一 再委託安全確保業務に係る前項各号(第六号を除く。)に掲げる手順に関する事項

##### 二 再委託安全確保業務の実施の指示に関する事項

##### 三 次項第三号の報告及び同項第四号の確認に関する事項

##### 四 第七項の指示及び第八項の確認に関する事項

##### 五 第九項の情報提供に関する事項

##### 六 第七項の指示及び第八項の確認に関する事項

##### 七 第九項の情報提供に関する事項

##### 八 その他必要な事項

- 1 委託元である製造販売業者は、受託者が再生医療等製品の製造販売後安全管理業務のうち第二百三十七条の五十九第一号から第三号までに掲げる業務を再委託する場合においては、受託者が、次に掲げる手順に関する事項
- 2 委託元である製造販売業者は、受託者が市販直後調査に係る業務であつて再生医療等製品の製造販売後安全管理業務のうち第二百三十七条の五十九第一号から第三号までに掲げる業務を再委託する場合においては、受託者が、製造販売後安全管理業務手順書等及び市販直後調査実施計画書に基づき、次に掲げる業務を受託安全管理実施責任者に行わせることを確認しなければならない。
- 3 一 再受託安全管理実施責任者に再委託安全確保業務に関する記録を作成させ、文書により報告
- 4 二 前号の文書を保存すること。
- 5 一 委託元である製造販売業者は、受託者が再生医療等製品の製造販売後安全管理業務のうち第二百三十七条の五十九第一号から第三号までに掲げる業務を再委託する場合においては、当該再委託安全確保業務を適正かつ円滑に遂行しうる能力を有する者に再委託させなければならない。この場合において、委託元である製造販売業者は、受託者に、製造販売後安全管理業務手順書等に基づき、次に掲げる事項を記載した文書により再委託者との契約を締結させ、その契約書を保存させなければならない。
- 6 一 委託元である製造販売業者は、受託者が再生医療等製品の製造販売後安全管理業務のうち第二百三十七条の五十九第一号から第三号までに掲げる業務を再委託する場合においては、当該再委託安全確保業務を適正かつ円滑に遂行しうる能力を有する者に再委託させなければならない。この場合において、委託元である製造販売業者は、受託者に、製造販売後安全管理業務手順書等に基づき、次に掲げる事項を記載した文書により再委託者との契約を締結させ、その契約書を保存させなければならない。
- 7 一 委託元である製造販売業者は、受託者に、その受託安全管理実施責任者に再委託安全確保業務の改善の必要性について検討させ、その必要性があるときは、製造販売後安全管理業務手順書等及び第三項の契約書に基づき、再受託者に所要の措置を講じるよう文書により指示させ、その文書を保存させなければならない。
- 8 委託元である製造販売業者は、受託者が前項の規定に基づき指示を行つた場合においては、受託者に当該措置が講じられたことを確認させ、その記録を保存させなければならない。

受託者は、再委託安全確保業務を行う上で必要な情報を再受託者に提供しなければならない。

(再委託安全確保業務等に係る記録の保存)

**第一百三十七条の六十四** 前条の規定により保存することとされている文書その他の記録の保存期間については、第百三十七条の六十二の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「製造販売業者」とあるのは、「受託者」と読み替えるものとする。

(再生医療等製品の製造販売業者の法令遵守体制)

**第一百三十七条の六十四の二** 再生医療等製品の製造販売業者は、次に掲げるところにより、法第二百三十五条の二第一項各号に掲げる措置を講じなければならない。

一次に掲げる再生医療等製品総括製造販売責任者の権限を明瞭化すること。

イ 再生医療等製品品質保証責任者、再生医療等製品安全管理責任者その他の再生医療等製品の品質管理及び製造販売後安全管理に関する業務に従事する者に対する業務の指示及び監督に関する権限

ロ 再生医療等製品の廃棄、回収若しくは販売の停止、法第六十八条の二第二項に規定する注意事項等情報の改訂、医療関係者への情報の提供又は法に基づく厚生労働大臣への報告その他の再生医療等製品の品質管理及び製造販売後安全管理に関する権限

ハ 製造業者、法第二十三条の二十四第一項に規定する再生医療等製品外国製造業者その他製造に関する業務(試験検査等の業務を含む。)を行う者に対する管理監督に関する権限

二 イからハまでに掲げるもののほか、再生医療等製品の品質管理及び製造販売後安全管理に関する権限

ハ 製造業者、法第二十三条の二第一項第二号に規定する再生医療等製品の外國製造業者その他製造に関する業務に責任を有する役員及び従業者の業務を整備すること。

イ 再生医療等製品の品質管理及び製造販売後安全管理に関する業務その他の製造販売業者の業務の遂行が法令に適合することを確保することを確保するため必要な規程の作成、製造販売業者の薬事に関する業務に責任を有する役員及び従業者に対する教育訓練の実施及び評価並びに業務の遂行に係る記録の作成、管理及び保存を行う体制

ロ 製造販売業者が薬事に関する業務に責任を有する役員及び従業者の業務を監督するために必要な情報を収集し、その業務の適正を確保するために必要な措置を講ずる体制

ハ イ及びロに掲げるもののほか、製造販売業者の業務の適正を確保するために必要な人員の確保及び配置その他の製造業者の業務の適正を確保するための体制

三 次に掲げる法第二十三条の三十五の二第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める者に、法第二十三条の二第五第二項第四号の厚生労働省令で定める基準を遵守して再生医療等製品の製造管理又は品質管理を行わせるために必要な権限を付与するとともに、それらの者が行う業務を監督すること。

イ 再生医療等製品製造管理者

ロ イに掲げる者のほか、再生医療等製品の製造の管理に関する業務に従事する者

四 四次に掲げる法第二十三条の三十五の二第三項第四号に規定する措置を講ずること。

イ 再生医療等製品の製造業者の従業者に対して法令遵守のための指針を示すこと。

ハ 再生医療等製品の製造方法、試験検査方法その他の再生医療等製品の品質に影響を与えるおそれのある事項の変更に関する情報の収集 当該情報の製造販売業者に対する連絡その他の必要な措置

二 イからハまでに掲げるもののほか、第二号に規定する体制を実効的に機能させるために必要な措置

三 第百三十七条の六十五 法第二十三条の三十六第一項の規定により変更の届出をしなければならない事項は、次のとおりとする。

(製造販売業の再生医療等製品総括製造販賣責任者等の変更の届出)

一 製造販賣業者の氏名及び住所

二 主たる機能を有する事務所の名称及び所在地

三 製造販賣業者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名

四 再生医療等製品総括製造販賣責任者の氏名及び住所

五 当該製造販賣業者が、他の種類の製造販賣業の許可を受け、又は当該許可に係る事業を廃止したときは、当該許可の種類及び許可番号

第六十八条までに違反する記事の広告、記述又は流布が行われないことを確保するために必要な業務の監督その他の措置へイからホまでに掲げるもののほか、第二号に規定する体制を実効的に機能させるために必要な措置

**第一百三十七条の六十四の三** 再生医療等製品の製造業者は、次に掲げるところにより、法第二百三十五条の二第三項各号に掲げる措置を講じなければならない。

一次に掲げる再生医療等製品製造管理者の権限を明瞭化すること。

イ 再生医療等製品の製造の管理に関する業務に従事する者に対する業務の指示及び監督に関する権限

ロ イに掲げるもののほか、再生医療等製品の製造の管理に関する権限

二 一次に掲げる法第二十三条の三十五の二第三項第二号に規定する体制を整備すること。

イ 再生医療等製品の製造の管理に関する業務その他の製造業者の業務の遂行が法令に適合することを確保するために必要な規程の作成、製造業者の薬事に関する業務に責任を有する役員及び従業者に対する教育訓練の実施及び評価並びに業務の遂行に係る記録の作成、管理及び保存を行う体制

ハ 製造業者が薬事に関する業務に責任を有する役員及び従業者の業務を監督するために必要な情報を収集し、その業務の適正を確保するために必要な措置を講ずる体制

イ 及びロに掲げるもののほか、製造業者の業務の適正を確保するために必要な人員の確保及び配置その他の製造業者の業務の適正を確保するための体制

三 次に掲げる法第二十三条の三十五の二第三項第三号に規定する厚生労働省令で定める者に、法第二十三条の二第五第二項第四号の厚生労働省令で定める基準を遵守して再生医療等製品の製造管理又は品質管理を行わせるために必要な権限を付与するとともに、それらの者が行う業務を監督すること。

イ 再生医療等製品製造管理者

ロ イに掲げる者のほか、再生医療等製品の製造の管理に関する業務に従事する者

四 四次に掲げる法第二十三条の三十五の二第三項第四号に規定する措置を講ずること。

イ 再生医療等製品の製造業者の従業者に対して法令遵守のための指針を示すこと。

ハ 薬事に関する業務に責任を有する役員の権限及び分掌する業務を明瞭化すること。

二 イからハまでに掲げるもののほか、第二号に規定する体制を実効的に機能させるために必要な措置

三 第百三十七条の六十五 法第二十三条の三十六第一項の規定により変更の届出をしなければならない事項は、次のとおりとする。

(製造販賣業の再生医療等製品総括製造販賣責任者等の変更の届出)

一 製造販賣業者の氏名及び住所

二 主たる機能を有する事務所の名称及び所在地

三 製造販賣業者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名

四 再生医療等製品総括製造販賣責任者の氏名及び住所

五 当該製造販賣業者が、他の種類の製造販賣業の許可を受け、又は当該許可に係る事業を廃止したときは、当該許可の種類及び許可番号

前項の届出は、様式第六による届書を提出することによつて行うものとする。

前項の届書には、次の各号に掲げる届書の区分に応じて当該各号に定める書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際当該届書の提出先とされている都道府県知事に提出された書類については、当該届書にその旨が付記されたときは、この限りでない。



生労働大臣又は機構に報告した再生医療等製品に係る感染症定期報告及び法第七十五条の二の二第一項第二号の規定により厚生労働大臣に報告した事項を記載した書類  
 三 法第六十八条の十第一項又は法第六十八条の十三第三項の規定により厚生労働大臣又は機構に報告した不具合等に関する事項の根拠となつた資料を、利用しなくなつた日から五年間保存すること。ただし、資料の性質上その保存が著しく困難であると認められるものにあつては、この限りでない。

(選任外国製造再生医療等製品製造販売業者に関する変更の届出)

**第一百三十七条の七十一** 法第二十三条の三十八第一項の規定により変更の届出をしなければならない事項は、次のとおりとする。

- 一 選任外国製造再生医療等製品製造販売業者の氏名又は住所
- 二 選任外国製造再生医療等製品製造販売業者が受けている製造販売業の許可の種類及び許可番号

2 法第二十三条の三十八第一項の規定による選任外国製造再生医療等製品製造販売業者の変更の届出及び前項の届出は、品目ごとに様式第五十四による届書(正副二通)を提出することによつて行うものとする。

3 前項の届書には、選任外国製造再生医療等製品製造販売業者が受けている製造販売業の許可証の写しを添えなければならない。ただし、申請等の行為の際当該許可証の写しが厚生労働大臣に提出されている場合には、当該届書にその旨が付記されたときは、この限りでない。(機構による選任外国製造再生医療等製品製造販売業者に関する変更の届出の状況の通知)

**第一百三十七条の七十一の二** 法第二十三条の三十八第三項の規定により機構が厚生労働大臣に対し行う選任外国製造再生医療等製品製造販売業者に関する変更の届出の状況の通知は、様式第五十四の二による通知書によつて行うものとする。

(情報の提供)

**第一百三十七条の七十二** 外国製造再生医療等製品特例承認取得者は、選任外国製造再生医療等製品製造販売業者に対し、次に掲げる情報を提供しなければならない。

一 法第二十三条の三十七第一項の規定により当該品目について承認された事項及び同条第五項において準用する法第二十三条の二十五第十一項の規定によりその変更があつた場合にあつては、その変更された事項及び変更理由

二 法第二十三条の三十七第五項において準用する法第二十三条の二十六第三項(法第二十三条の二十六の二第三項において準用する場合を含む。)の規定により厚生労働大臣に報告した事項

三 法第二十三条の三十七第一項及び同条第五項において準用する法第二十三条の二十五第十一項の承認の申請に際して提出した資料の写し、法第二十三条の三十九において準用する法第二十三条の二十九第六項又は法第二十三条の三十九における二十九第一項の再審査の申請に際して提出した資料の写し並びに法第二十三条の三十九において準用する法第二十三条の三十一の再評価の申請に際して提出した資料の写し

四 法第二十三条の三十九において準用する法第二十三条の二十九第六項又は法第二十三条の三十九において準用する法第二十三条の二十九第一項の規定により厚生労働大臣又は機構に報告した事項

五 法第六十五条の二に規定する事項を記載するために必要な情報及びその変更があつた場合にあつてはその変更理由

六 法第六十五条の三に規定する事項に関する情報及びその変更があつた場合にあつてはその変更理由

七 法第六十九条第一項、第四項、第五項若しくは第六項又は第七十五条の二の二第一項第二号の規定により厚生労働大臣に報告した事項

八 前各号に掲げるもののほか、選任外国製造再生医療等製品製造販売業者が業務を行うために必要な情報

2

外国製造再生医療等製品特例承認取得者は、選任外国製造再生医療等製品製造販売業者を変更したときは、第百三十七条の七十第一号に規定する記録、同条第二号に規定する書類、同条第三号に規定する資料及び前項に規定する情報並びに品質管理の業務に関する資料及び製造販売後安

全管理の業務に関する資料を、変更前の選任外国製造再生医療等製品製造販売業者から変更後の選任外国製造再生医療等製品製造販売業者に引き継がせなければならない。  
**第一百三十七条の七十三** 外国製造再生医療等製品特例承認取得者は、帳簿を備え、選任外国製造再生医療等製品製造販売業者に対する情報の提供その他の外国製造再生医療等製品製造販売業者に引き渡さなければならない。(外国製造再生医療等製品特例承認取得者の業務に関する帳簿)  
 3 前項の場合において、変更前の選任外国製造再生医療等製品製造販売業者は、再生医療等製品に関する記録及び当該記録に関連する資料を変更後の選任外国製造再生医療等製品製造販売業者に引き渡さなければならない。この業務に関する事項を記載し、かつ、これを最終の記載の日から三年間、保存しなければならない。(外国製造再生医療等製品特例承認取得者に関する変更の届出)

**第一百三十七条の七十四** 令第四十三条の四十五第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

2 前項の届出は、品目ごとに様式第五十四の三による届書(正副二通)を提出することによつて行うものとする。

3 第一項の届出が、同項第一号に掲げる事項に係るものであるときは、これを証する書類を、同項第二号に掲げる事項に係るものであるときは、変更後の役員が法第二十三条の三十七第二項に規定する者であるかいかを明らかにする書類を、前項の届書に添えなければならない。

(機関による外国製造再生医療等製品特例承認取得者に関する変更の届出の状況の通知)  
**第一百三十七条の七十五** 法第二十三条の三十七第一項の承認を受けようとする者又は外国製造再生医療等製品特例承認取得者、厚生労働大臣に対する申請、届出、報告、提出その他の手続は、選任外国製造再生医療等製品製造販売業者が行うものとする。

**第一百三十七条の七十六** 外国製造再生医療等製品特例承認取得者については、第百三十七条の六十七の規定を準用する。  
**2** 外国製造再生医療等製品特例承認取得者は、法第七十五条の二の二第一項第二号の規定により厚生労働大臣に報告した事項の根拠となつた資料を、厚生労働大臣に報告した日から五年間保存しなければならない。

3 前項の資料の保存については、第百三十七条の六十七各号列記以外の部分ただし書の規定を準用する。

(準用)

**第一百三十七条の七十七** 法第二十三条の三十七第一項及び同条第五項において準用する法第二十三条の二十九第一項の承認については、第百三十七条の二十二、第百三十七条の二十三の二から第百三十七条の二十九まで、第百三十七条の三十一及び第百三十七条の三十五から第百三十七条の四十九までの規定を準用する。この場合において、第百三十七条の二十七中「様式第七十五条の三」とあるのは、「様式第七十五条の十八」と、第百三十七条の二十九第一項中「様式第七十五条の四」とあるのは、「様式第七十五条の十九」と、第百三十七条の三十一第一項中「様式第七十五条」とあるのは、「様式第七十五条の二十」と、第百三十七条の三十六第三項及び第五項中「様式第七十五条の七」とあるのは、「様式第七十五条の二十一」と、第百三十七条の三十八中「様式第七十五条の二」とあるのは、「様式第七十五条の二十二」とある。

2

の九」とあるのは「様式第七十五の二十二」と、第一百三十七条の四十四第一項中「様式第七十五の十一」とあるのは「様式第七十五の二十三」と、第一百三十七条の四十六第一項中「様式第七十五の十二」とあるのは「様式第七十五の二十四」と、第一百三十七条の四十七第二項中「様式第七十五の十三」とあるのは「様式第七十五の二十五」と、第一百三十七条の四十八の二第一項中「様式第七十五の十四の二」とあるのは「様式第七十五の二十五の二」と、同条第二項中「様式第七十五の十四の三」とあるのは「様式第七十五の二十五の三」と、第一百三十七条の四十八の二第一項中「様式第七十五の十四の四」と、第一百三十七条の四十九第一項中「様式第七十五の二十五の四」と、第一百三十七条の四十九第一項中「様式第七十五の二十五の五」と、第一百三十七条の四十八の十三第一項中「様式第七十五の十四の八」とあるのは「様式第七十五の二十六」と、第一百三十七条の四十八の十四第二項中「様式第七十五の十四の九」とあるのは「様式第七十五の六」と、第一百三十七条の四十八の十五第一項中「様式第七十五の二十五の八」と、第一百三十七条の四十九第二項中「様式第七十五の十五」とあるのは「様式第七十五の二十六」と読み替えるものとする。

**第一百三十七条の七十八** 再生医療等製品の製造販売業者又は製造業者については、第三条、第十五条の九、第十五条の十、第十八条及び第一百七十三条第一項の規定を準用する。この場合において、第十五条の九第一項中「登録販売者として」とあるのは、「第百三十七条の五十第二号に規定する」と、第十五条の中「薬剤師若しくは登録販売者」とあるのは「薬剤師」と、第百七十三条第一項中「販売業者、貸与業者若しくは修理業者」とあるのは「若しくは販売業者」と、「授与し、若しくは貸与し、又は電気通信回線を通じて提供した」とあるのは「又は授与した」と、「授与若しくは貸与若しくは電気通信回線を通じた提供」とあるのは「又は授与」と読み替えるものとする。

**再生医療等製品外国製造業者**については、第十八条の規定を準用する。  
**第五章 医薬品、医療機器及び再生医療等製品の販売業等**

**第一百三十八条** (卸売販売業における医薬品の販売等の相手方) 法第二十五条第三号の厚生労働省令で定める者は、次に掲げるものとする。

一 国、都道府県知事又は市町村長(特別区の区長を含む)。二 助産所(医療法第二条第一項に規定する助産所をいう)の開設者であつて助産所で滅菌消毒用医薬品その他の医薬品を使用するもの。

三 救急用自動車等(救急救命士法(平成三年法律第三十六号)第四十四条第二項に規定する救急用自動車等をいう。以下同じ)により業務を行う事業者であつて救急用自動車等に医薬品を備え付けるもの。

四 臓器の移植に関する法律(平成九年法律第四百四号)第十二条第一項の許可を受けた者であつて同項に規定する業として行う臓器のあつせんに使用する滅菌消毒用医薬品その他の医薬品を使用するもの。

五 施術所(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百七号)第九条の二第一項の届出に係る同項の施術所及び柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)第二条第二項に規定する施術所をいう。以下同じ)の開設者であつて施術所で滅菌消毒用医薬品その他の医薬品を使用するもの。

六 歯科技工所(歯科技工士法(昭和三十年法律第百六十八号)第二条第三項に規定する歯科技工所をいう。以下同じ)の開設者であつて歯科技工所で滅菌消毒用医薬品その他の医薬品を使用するもの。

七 滅菌消毒(医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)第九条の九第一項に規定する滅菌消毒をいう。以下同じ)の業務を行う事業者であつて滅菌消毒の業務に滅菌消毒用医薬品その他の医薬品を使用するもの。

八 ねずみ、はえ、蚊、のみその他これらに類する生物の防除の業務を行う事業者であつて防除の業務に防除用医薬品その他の医薬品を使用するもの。

九 净化槽、貯水槽、水泳プールその他これらに類する設備(以下「浄化槽等」という。)の衛生管理を行う事業者であつて浄化槽等で滅菌消毒用医薬品その他の医薬品を使用するもの。

十 登録試験検査機関その他検査施設の長であつて検査を行ふに当たり必要な体外診断用医薬品の他の医薬品を使用するもの。

十一 研究施設の長又は教育機関の長であつて研究又は教育を行ふに当たり必要な医薬品を使用するもの。

十二 医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品の製造業者であつて製造を行ふに当たり必要な医薬品を使用するもの。

十三 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二条第十八項に規定する航空運送事業を行う事業者であつて航空法施行規則(昭和二十七年運輸省令第五十六号)第百五十条第二項の規定に基づく医薬品を使用するもの。

十四 船員法(昭和二十二年法律第百号)の適用を受ける船舶所有者であつて船員法施行規則(昭和二十二年運輸省令第二十三号)第五十三条第一項の規定に基づく医薬品を使用するもの。

十五 前各号に掲げるものに準ずるものであつて販売等の相手方として厚生労働大臣が適当と認めるもの。

(店舗販売業の許可の申請)

**第一百三十九条** 法第二十六条第二項の申請書は、様式第七十六によるものとする。

2 法第二十六条第二項第六号の厚生労働省令で定める事項は、第一条第二項各号(同項第五号を除く)に掲げる事項とする。

3 法第二十六条第三項第四号の厚生労働省令で定める区分は、次のとおりとする。

一 要指導医薬品

二 第一類医薬品

三 指定第二類医薬品

四 第二類医薬品(指定第一類医薬品を除く。次項第二号ハ及び第一百四十七条の七第三号において同じ。)

五 第三類医薬品

4 法第二十六条第三項第五号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 特定販売を行う際に使用する通信手段  
二 次のイからニまでに掲げる特定販売を行う医薬品の区分

イ 第一类医薬品

ロ 指定第二類医薬品

ハ 第二類医薬品

ニ 第三類医薬品

三 特定販売を行う時間及び営業時間のうち特定販売のみを行う時間がある場合はその時間

四 特定販売を行うことについての広告に、法第二十六条第二項の申請書に記載する店舗の名称と異なる名称を表示するときは、その名称

五 特定販売を行うことについてインターネットを利用して広告をするときは、主たるホームページアドレス及び主たるホームページの構成の概要

六 都道府県知事(その店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合は、市長又は区長。第一百四十七条の七第四号において同じ。)又は厚生労働大臣が特定販売の実施方法に関する適切な監督を行うために必要な設備の概要(その店舗の営業時間のうち特定販売のみを行う時間がある場合に限る。)

5 法第二十六条第三項第六号の厚生労働省令で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

一 法人においては、登記事項証明書

二 店舗管理者(法第二十八条第一項の規定によりその店舗を実地に管理する店舗販売業者を含む。次号を除き、以下同じ。)の週当たり勤務時間数並びに薬剤師名簿の登録番号及び登録年月日又は販売従事登録の登録番号及び登録年月日を記載した書類

三 法第二十八条第一項の規定により店舗管理者を指定してその店舗を実地に管理させる場合に

あつては、その店舗管理者の雇用契約書の写しその他の申請者のその店舗管理者に対する使用関係を証する書類

四 店舗管理者以外にその店舗において薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者を置く場合には、その薬剤師又は登録販売者の別、週当たり勤務時間数並びに薬剤師名簿の登録番号及び登録年月日又は販売従事登録の登録番号及び登録年月日を記載した書類

五 店舗管理者以外にその店舗において薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者を置く場合にあつては、その薬剤師又は登録販売者の雇用契約書の写しその他の申請者のその薬剤師又は登録販売者に対する使用関係を証する書類

六 その店舗において店舗販売業以外の医薬品の販売業その他の業務を併せ行う場合にあつては、その業務の種類を記載した書類

七 申請者（申請者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員）が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行なうことができないおそれがある者は、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書

八 法第二十六条第二項の申請については、第一条第六項及び第七項並びに第九条の規定を準用する。この場合において、第一条第六項中「第四条第三項各号」とあるのは、「第二十六条第三項各号」と読み替えるものとする。

九 法第二十六条第五項において準用する法第五条第三号への厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により店舗販売業者の業務を適正に行なうに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行なうことができない者とする。

（店舗管理者の指定）  
百四十条 店舗管理者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者であつて、その店舗において医薬品の販売又は授与に関する業務に従事するものでなければならない。

一 要指導医薬品又は第一類医薬品を販売し、又は授与する店舗 薬剤師  
二 第二類医薬品又は第三類医薬品を販売し、又は授与する店舗 薬剤師

イ 過去五年間のうち、薬局、店舗販売業又は配置販売業において一般従事者（その薬局、店舗又は区域において実務に従事する薬剤師又は登録販売者以外の者をいう。）として薬剤師又は登録販売者との管理又は区域管理者としての業務を含む。）に従事した期間（以下この号及び第一百四十九条の二第二号において「従事期間」という。）が通算して一年以上の者

ロ 過去五年間のうち、従事期間が通算して一年以上であつて、第十五条の十一の三、第一百四十七条の十一の三又は第一百四十九条の十六に定める継続的研修並びに店舗の管理及び法令遵守について厚生労働大臣が必要と認める研修を修了した者

ハ 従事期間が通算して一年以上であつて、店舗管理者又は区域管理者としての業務の経験がある者  
一 要指導医薬品若しくは第一類医薬品を販売し、若しくは授与する薬局、薬剤師が店舗管理者である要指導医薬品若しくは第一類医薬品を配置販売する配置販売業において登録販売者として業務に従事した期間  
二 第一类医薬品を販売し、若しくは授与する店舗の店舗管理者又は第一類医薬品を配置販売する区域の区域管理者であった期間

（店舗管理者を補佐する者）

第一百四十二条 第一百四十二条 店舗販売業者については、第一条から第七条まで（同条第九号及び第十号を除く。）の規定を準用する。この場合において、第二条中「様式第二」にあるのは「様式第七十八」と、第六条第一項中「様式第五」とあるのは「様式第七十七」と、第七条第十一号中「医薬品の販売業」とあるのは「店舗販売業以外の医薬品の販売業」と、同条第十二号中「第一条第三項各号」とあるのは「第二百三十九条第三項各号」と、同条第十三号中「第一条第四項各号」とあるのは「第二百三十九条第四項各号」と、「除く。第十六条の二第一項第三号において同じ」とあるのは「除く」と読み替えるものとする。

三百 店舗販売業者及び店舗管理者は、第一項の規定により店舗管理者を補佐する者をして薬剤師を置かなければならない。ただし、当該店舗の設備及び器具を用いて試験検査を行うことが困難であると店舗管理者が認めた場合には、店舗販売業者は、当該店舗販売業者の他の試験検査設備又は登録試験検査機関を利用して試験検査を行うことができる。

四 店舗販売業者は、前項ただし書により試験検査を行つた場合は、店舗管理者に試験検査の結果を確認させなければならない。

五百 店舗販売業者は、店舗に当該店舗の管理に関する事項を記録するための帳簿を備えなければならない。

（店舗の管理に関する帳簿）

第一百四十三条 法第二十九条の三第一項第一号に規定する店舗管理者が有する権限に係る業務

一 保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、その店舗に勤務する薬剤師、登録販売者その他従業者を監督し、その店舗の構造設備及び医薬品その他の物品を管理し、その他その店舗の業務につき、必要な注意をすること。  
二 法第二十九条第二項の規定により店舗販売業者に対して述べる意見を記載した書面の写しを三年間保存すること。

（店舗販売業者の遵守事項）

第一百四十四条 店舗販売業者は、店舗管理者が医薬品の適切な管理のために必要と認める医薬品の試験検査を行わせなければならない。ただし、当該店舗の設備及び器具を用いて試験検査を行うことが困難であると店舗管理者が認めた場合には、店舗販売業者は、当該店舗販売業者の他の試験検査設備又は登録試験検査機関を利用して試験検査を行うことができる。

二 店舗販売業者は、前項ただし書により試験検査を行つた場合は、店舗管理者に試験検査の結果を確認させなければならない。

（店舗の管理に関する帳簿）

第一百四十五条 店舗販売業者は、店舗に当該店舗の管理に関する事項を記録するための帳簿を備えなければならない。

（店舗の管理に関する帳簿）

第一百四十六条 店舗販売業者は、店舗に当該店舗の管理に関する事項を記録するための帳簿を備えなければならない。

（店舗の管理に関する帳簿）

第一百四十七条 店舗販売業者は、店舗に当該店舗の管理に関する事項を記録するための帳簿を備えなければならない。

（店舗の管理に関する帳簿）

## (医薬品の購入等に関する記録)

**第一百四十六条** 店舗販売業者は、医薬品を購入し、又は譲り受けたとき及び薬局開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者に販売し、又は授与したときは、次に掲げる事項を書面に記載しなければならない。

- 一 品名
- 二 数量
- 三 購入若しくは譲受け又は販売若しくは授与の年月日
- 四 購入者等の氏名又は名称、住所又は所在地及び電話番号その他の連絡先（次項ただし書の規定により同項に規定する確認を行わないこととされた場合には、氏名又は名称以外の事項は、その記載を省略することができる。）
- 五 前号に掲げる事項の内容を確認するために提示を受けた資料（次項ただし書の規定により同項に規定する確認を行わないこととされた場合を除く。）
- 六 購入者等が自然人であり、かつ、購入者等以外の者が医薬品の取引の任に当たる場合及び購入者等が法人である場合にあつては、医薬品の取引の任に当たる自然人が、購入者等と雇用関係にあること又は購入者等から医薬品の取引に係る指示を受けたことを示す資料
- 七 店舗販売業者は、前項の規定に基づき書面に記載するに際し、購入者等から、許可証等の写しそ他の資料の提示を受けることで、購入者等の住所又は所在地、電話番号その他の連絡先を確認しなければならない。ただし、購入者等が当該店舗販売業者と常時取引関係にある場合は、この限りではない。
- 八 店舗販売業者は、要指導医薬品又は第一類医薬品（以下この項において「要指導医薬品等」という。）を販売し、又は授与したときは、次に掲げる事項を書面に記載しなければならない。
- 九 一 品名
- 二 数量
- 十 販売又は授与の日時
- 十一 四 販売し、又は授与した薬剤師の氏名並びに法第三十六条の六第一項の規定による情報の提供及び指導又は法第三十六条の十第一項の規定による情報の提供を行った薬剤師の氏名
- 十二 五 要指導医薬品等を購入し、又は譲り受けようとする者が、法第三十六条の六第一項の規定による情報の提供及び指導の内容又は法第三十六条の十第一項の規定による情報の提供の内容を理解したことの確認の結果
- 十三 六 店舗販売業者は、第一項の書面を記載の日から三年間、前項の書面を記載の日から一年間、保存しなければならない。
- 十四 七 店舗販売業者は、第二類医薬品又は第三類医薬品を販売し、又は授与したときは、次に掲げる事項を書面に記載し、これを保存するよう努めなければならない。
- 十五 一 品名
- 十六 二 数量
- 十七 三 販売又は授与の日時
- 十八 四 販売し、又は授与した薬剤師又は登録販売者の氏名及び法第三十六条の十第三項の規定による情報の提供を行った薬剤師又は登録販売者の氏名
- 十九 五 第二類医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が、法第三十六条の十第三項の規定による情報の提供の内容を理解したことの確認の結果
- 二十 六 店舗販売業者は、要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与したときは、当該要指導店舗販売業者は、要指導医薬品又は一般用医薬品を購入し、又は譲り受けた者の連絡先を書面に記載し、これを保存するよう努めなければならない。（医薬品を陳列する場所等の閉鎖）
- 二十一 店舗販売業者は、開店時間のうち、要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与しない時間は、要指導医薬品又は一般用医薬品を通常陳列し、又は交付する場所を閉鎖しなければならない。

**第一百四十七条の二** 店舗販売業者は、薬剤師、登録販売者又は一般従事者（その店舗において実務に従事する薬剤師又は登録販売者以外の者をいう。第一百四十七条の九第一項において同じ。）であることが容易に判別できるようその店舗に勤務する従事者に名札を付けさせることその他必要な措置を講じなければならない。（店舗における従事者の区別等）

**第一百四十七条の三** 店舗販売業者は、濫用等のおそれのある医薬品（一般用医薬品に限る。）を販売し、又は授与するときは、次に掲げる方法により行わなければならない。

- 一 当該店舗において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者に、次に掲げる事項を確認させること。
- 二 当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が若年者である場合にあつては、当該者の氏名及び年齢
- 三 ロ 当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者及び当該医薬品を使用しようとする者の他の薬局開設者、店舗販売業者又は配置販売業者からの当該医薬品及び当該医薬品以外の濫用等のおそれのある医薬品の購入又は譲受けの状況
- 四 ハ 当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が、適正な使用のために必要と認められる数量を超えて当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする場合は、その理由を他に当該医薬品の適正な使用を目的とする購入又は譲受けであることを確認するために必要な事項
- 五 イ 当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者及び当該医薬品を使用しようとする者の氏名及び年齢
- 六 ロ 当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が若年者である場合にあつては、当該者の氏名及び年齢
- 七 ハ 当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が、適正な使用のために必要と認められる数量を超えて当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする場合は、その理由を他に当該医薬品の適正な使用を目的とする購入又は譲受けであることを確認するために必要な事項
- 八 ロ 当該店舗において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者に、前号の規定により確認した事項を勘案し、適正な使用のために必要と認められる数量に限り、販売し、又は授与させること。（使用の期限を超えた医薬品の販売等の禁止）

**第一百四十七条の四** 店舗販売業者は、その直接の容器又は直接の被包に表示された使用の期限を超過した医薬品を、正当な理由なく、販売し、授与し、販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列し、又は広告してはならない。（競売による医薬品の販売等の禁止）

**第一百四十七条の五** 店舗販売業者は、医薬品を競売に付してはならない。（店舗における医薬品の広告）

**第一百四十七条の六** 店舗販売業者は、その店舗において販売し、又は授与しようとする医薬品について広告をするときは、当該医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者又はこれらの者によつて購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用した者による当該医薬品に関する意見その他医薬品の使用が不適正なものとなるおそれのある事項を表示してはならない。

- 一 店舗販売業者は、医薬品の購入又は譲受けの履歴、ホームページの利用の履歴その他の情報を基づき、自動的に特定の医薬品の購入又は譲受けを勧誘する方法その他医薬品の使用が不適正なものとなるおそれのある方法により、医薬品に関して広告をしてはならない。
- 二 店舗販売業者は、医薬品の購入又は譲受けの履歴、ホームページの利用の履歴その他の情報を基づき、自動的に特定の医薬品の購入又は譲受けを勧誘する方法その他医薬品の使用が不適正なものとなるおそれのある方法により、医薬品に関して広告をしてはならない。

**第一百四十七条の七** 店舗販売業者は、特定販売を行う場合は、次に掲げるところにより行わなければならない。

- 一 当該店舗に貯蔵し、又は陳列している一般用医薬品を販売し、又は授与すること。

- 二 特定販売を行うことについて広告をするときは、インターネットを利用する場合はホームページに、その他の広告方法を用いる場合は当該広告に、別表第一の二及び別表第一の三に掲げる情報を見やすく表示すること。
- 三 特定販売を行うことについて広告をするときは、第一類医薬品、指定第二類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品の区分ごとに表示すること。
- 四 特定販売を行うことについてインターネットを利用して広告をするときは、都道府県知事及び厚生労働大臣が容易に閲覧することができるホームページで行うこと。
- (指定第二類医薬品の販売等)
- 第一百四十七条の八** 店舗販売業者は、指定第二類医薬品を販売し、又は授与する場合は、当該指定第二類医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が別表第一の二第二の七に掲げる事項を確実に認識できるようにするために必要な措置を講じなければならない。
- (実務の証明及び記録)
- 第一百四十七条の九** 店舗販売業者は、その店舗において一般従事者として薬剤師又は登録販売者の業務を含む。以下この項において同じ。)に従事した者から、過去五年間においてその業務に従事したことの証明を求められたときは、速やかにその証明を行わなければならない。
- 第一百四十七条の十** 店舗販売業者は、その店舗において登録販売者として業務(店舗管理者としての業務を含む。以下この項において同じ。)に従事した者から、過去五年間においてその業務に従事したことの証明を求められたときは、速やかにその証明を行わなければならない。
- 2 前項の場合において、店舗販売業者は、虚偽又は不正の証明を行わなければならない。
- 3 店舗販売業者は、第一項の証明を行つてはならない。
- (業務経験の証明及び記録)
- 第一百四十七条の十一** 店舗販売業者は、虚偽又は不正の証明を行わなければならない。
- 2 前項の場合において、店舗販売業者は、虚偽又は不正の証明を行つてはならない。
- 3 店舗販売業者は、第一項の証明を行つてはならない。
- (視覚、聴覚又は音声機能若しくは言語機能に障害を有する薬剤師等に対する措置)
- 第一百四十七条の十二** 店舗販売業者は、自ら視覚、聴覚若しくは音声機能若しくは言語機能に障害を有する薬剤師若しくは登録販売者であるとき、又はその店舗において薬事に関する業務に従事する薬剤師若しくは登録販売者が視覚、聴覚若しくは音声機能若しくは言語機能に障害を有するときは、保健衛生上支障を生ずるおそれがないよう、必要な設備の設置その他の措置を講じなければならない。
- (店舗販売業者の法令遵守体制)
- 第一百四十七条の十一の二** 店舗販売業者は、次に掲げるところにより、法第二十九条の三第一項各号に掲げる措置を講じなければならない。
- イ 店舗に勤務する薬剤師、登録販売者その他の従業者に対する業務の指示及び監督に関する権限
- ロ イに掲げるもののほか、店舗の管理に関する体制
- 二 次に掲げる法第二十九条の三第一項第二号に規定することを確保するための体制
- イ 店舗の管理に関する業務その他の店舗販売業者の業務の遂行が法令に適合することを確保するためには、必要な規程の作成、店舗販売業者の薬事に関する業務に責任を有する役員及び従業者に対する教育訓練の実施及び評価並びに業務の遂行に係る記録の作成、管理及び保存を行う体制
- ロ 必要な情報を収集し、その業務の適正を確保するために必要な措置を講ずる体制
- ハ イ及びロに掲げるもののほか、店舗販売業者の業務の適正を確保するために必要な人員の確保及び配置その他の店舗販売業者の業務の適正を確保するための体制
- 三 次に掲げる法第二十九条の三第一項第三号に規定する措置を講ずること。
- イ 店舗販売業者の従業者に対して法令遵守のための指針を示すこと。

- 口 薬事に関する業務に責任を有する役員の権限及び分掌する業務を明らかにすること。
- ハ 店舗販売業者が二以上の許可を受けている場合にあつては、当該許可を受けている全ての店舗において法第二十九条の三による法令遵守体制が確保されていることを確認するために必要な措置
- 二 ハの場合であつて、二以上の店舗の法令遵守体制を確保するために店舗販売業者(店舗販売業者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員。以下この二において同じ。)を補佐する者を置くときは、次に掲げる措置
- (1) 店舗販売業者を補佐する者が行う業務を明らかにすること。
- (2) 店舗販売業者を補佐する者が二以上の店舗の法令遵守体制を確保するために店舗管理者から必要な情報を収集し、当該情報を店舗販売業者に速やかに報告するとともに、当該店舗販売業者からの指示を受けて、店舗管理者に対して当該指示を伝達するための措置
- (3) 店舗販売業者が二以上の店舗の法令遵守体制を確保するために店舗販売業者を補佐する者から必要な情報を収集し、店舗販売業者を補佐する者に対して必要な指示を行うための措置
- ホ 医薬品の保管、販売その他医薬品の管理に関する業務が適切に行われ、かつ、第一百四十六条に規定する店舗販売業者の義務が履行されるために必要な措置
- ヘ イからホまでに掲げるもののか、前号に規定する体制を実効的に機能させるために必要な措置
- (店舗における登録販売者の継続的研修)
- 第一百四十七条の十一の三** 店舗販売業者は、その店舗において業務に従事する登録販売者に、研修を毎年度受講させなければならない。
- 1 前項の研修を実施しようとする者は、次に掲げる事項をあらかじめ厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 研修の実施場所
- 3 前項の届出を行つた者(次項において「研修実施機関」という。)が行う研修の実施の基準は、次のとおりとする。
- ト 研修は次に掲げる事項について講義により行うものとし、総時間数が十二時間以上であること。
- イ 医薬品に共通する特性と基本的な知識
- ロ 人体の働きと医薬品
- ハ 主な医薬品とその作用
- ニ 薬事に関する法規と制度
- ホ 医薬品の適正使用と安全対策
- ヘ リスク区分等の変更があつた医薬品
- ト 店舗の管理に関する事項
- チ その他の登録販売者として求められる理念、倫理、関連法規等
- 二 前号イからチまでに掲げる事項を教授するのに適当な講師を有すること。
- 三 正当な理由なく受講を制限するものないこと。
- (店舗における掲示)
- 4 研修実施機関については、第十五条の十一の三第四項から第七項までの規定を準用する。
- 第一百四十七条の十二** 法第二十九条の四の規定による掲示(次条に規定するものを除く。)は、次項に定める事項を表示した掲示板によるものとする。
- 2 法第二十九条の四の厚生労働省令で定める事項(次条に規定するものを除く。)は、別表第一の二のとおりとする。

(販売又は授与する開店時間の掲示)

**第一百四十七条の十三** 法第二十九条の四の規定による掲示のうち、要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与する開店時間は、当該店舗内の見やすい場所及び当該店舗の外側の見やすい場所に掲示することにより行うものとする。

(配置販売業の申請)

**第一百四十八条** 法第三十条第二項の申請書は、様式第八十三によるものとする。

法第三十条第二項第五号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 営業の区域

二 通常の営業日及び営業時間

三 相談時及び緊急時の連絡先

第一項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

該申請書の提出先とされている都道府県知事に提出され、又は当該都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出された書類については、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

法人にあつては、登記事項証明書

二 法第三十一条の二第一項の規定により区域管理者を指定してその業務に係る都道府県の区域(以下単に「区域」という。)を管理させる場合にあつては、その区域管理者の氏名及び住所を記載した書類

三 区域管理者(法第三十一条の二第一項の規定によりその区域を管理する配置販売業者を含む。次号を除き、以下同じ。)の週当たり勤務時間数並びに薬剤師名簿の登録番号及び登録年月日又は販売従事登録の登録番号及び登録年月日を記載した書類

四 法第三十一条の二第一項の規定により区域管理者を指定してその区域を管理させる場合にあつては、その区域管理者に対する使用関係を証する書類

五 区域管理者以外にその区域において薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者を置く場合にあつては、その薬剤師又は登録販売者の氏名及び住所を記載した書類

六 区域管理者以外にその区域において薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者を置く場合にあつては、その薬剤師又は登録販売者の別、週当たり勤務時間数並びに薬剤師名簿の登録番号及び登録年月日又は販売従事登録の登録番号及び登録年月日を記載した書類

七 区域管理者以外にその区域において薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者を置く場合にあつては、その薬剤師又は登録販売者の雇用契約書の写しその他の申請者のその区域に対する使用関係を証する書類

八 その区域において配置販売によつて販売し、又は授与する医薬品の次に掲げる区分を記載した書類

イ 第一類医薬品

ロ 指定第二類医薬品

ハ 第二類医薬品(指定第一類医薬品を除く。)

イ 第二類医薬品

ロ 指定第二類医薬品

ハ 第三類医薬品

イ 第一類医薬品

ロ 指定第二類医薬品

ハ 第二類医薬品(指定第一類医薬品を除く。)

九 その区域において配置販売業以外の医薬品の販売業その他の業務を併せ行う場合にあつては、その業務の種類を記載した書類

十 申請者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員)が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たつて必要な認知判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合は、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書

法第三十条第二項の申請については、前項の規定によるほか、第一条第七項及び第九条の規定を準用する。この場合において、第九条中「都道府県知事(その所在地が保健所を設置する市又是特別区の区域にある場合においては、市長又は区長)」となるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

5 法第三十条第四項において準用する法第五条第三号への厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により配置販売業者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(準用)

**第一百四十九条** 配置販売業者については、第二条及び第四条から第七条まで(同条第三号、第九号、第十号及び第十三号を除く。)の規定を準用する。この場合において、第二条中「様式第二」とあるのは「様式第七十七」と、第六条第一項中「様式第五」とあるのは「様式第七十八」と、同条第七条第十一号中「医薬品の販売業」とあるのは「配置販売業以外の医薬品の販売業」と、同条第十二号中「第一条第三項各号」とあるのは「第一百四十八条第二項第八号イからニまで」と読み替えるものとする。

(区域管理者の指定)

**第一百四十九条の二** 区域管理者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者であつて、その区域において医薬品の販売又は授与に関する業務に従事するものでなければならない。

一 第一类医薬品を販売し、又は授与する区域 薬剤師

二 第二类医薬品又は第三类医薬品を販売し、又は授与する区域 薬剤師又は次のいずれかに該当する登録販売者

イ 過去五年間のうち、従事期間が通算して二年以上上の者

ロ 過去五年間のうち、従事期間が通算して一年以上であつて、第十五条の十一の三、第一百四十七条の十一の三又は第一百四十九条の十六に定める継続的研修並びに区域の管理及び法令遵守について厚生労働大臣が必要と認める研修を修了した者

ハ 従事期間が通算して一年以上であつて、店舗管理者又は区域管理者としての業務の経験がある者

二 前項第一号の規定にかかるわらず、第一類医薬品を販売し、又は授与する区域において薬剤師をして三年以上である登録販売者であつて、その区域において医薬品の販売又は授与に関する業務に従事するものを区域管理者とすることができる。

一 要指導医薬品若しくは第一類医薬品を販売し、若しくは授与する薬局、薬剤師が店舗管理者である要指導医薬品若しくは第一類医薬品を販売し、若しくは授与する店舗販売業又は薬剤師が区域管理者である第一類医薬品を配置販売する配置販売業において登録販売者として業務に従事した期間

二 第一类医薬品を販売し、若しくは授与する店舗の店舗管理者又は第一類医薬品を配置販売する区域の区域管理者であつた期間

前項の場合においては、第一百四十一条の規定を準用する。

(区域管理者の業務及び遵守事項)

**第一百四十九条の二の二** 法第三十一条の三第三項の区域管理者が行う区域の管理に関する業務は、次のとおりとする。

一 法第三十一条の五第一項第一号に規定する区域管理者が有する権限に係る業務

二 第一百四十九条の四第二項の規定による帳簿の記載

三 第三十一条の三第三項の区域管理者が遵守すべき事項は、次のとおりとする。

一 保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、その業務に関し配置員その他の従業者を監督し、医薬品その他の物品を管理し、その他その区域の業務につき、必要な注意をすること。

二 法第三十一条の三第二項の規定により配置販売業者に対して述べる意見を記載した書面の写しを三年間保存すること。

(配置販売業者の遵守事項)

**第一百四十九条の三** 法第三十一条の四第一項の厚生労働省令で定める配置販売業者が遵守すべき事項は、次条から第一百四十九条の十四まで及び第一百四十九条の十六に定めるものとする。

(区域の管理に関する帳簿)  
第一百四十九条の四 配置販売業者は、当該区域の管理に関する事項を記録するための帳簿を備えなければならない。

2 区域管理者は、不良品の処理その他当該区域の管理に関する事項を、前項の帳簿に記載しなければならない。

3 配置販売業者は、第一項の帳簿を、最終の記載の日から三年間、保存しなければならない。  
(医薬品の購入等に関する記録)

**第一百四十九条の五** 配置販売業者は、医薬品を購入し、又は譲り受けたときは、次に掲げる事項を書面に記載しなければならない。

一 品名

二 数量

三 購入又は譲受けの年月日

四 当該配置販売業者に対して医薬品を販売又は授与した者の氏名又は名称、住所又は所在地及び電話番号その他の連絡先(次項ただし書の規定により同項に規定する確認を行わないこととされた場合にあつては、氏名又は名称以外の事項は、その記載を省略することができる。)

五 前号に掲げる事項の内容を確認するために提示を受けた資料(次項ただし書の規定により同項に規定する確認を行わないこととされた場合を除く。)

六 当該配置販売業者に対して医薬品を販売又は授与した者が自然人であり、かつ、当該者以外の者が医薬品の取引の任に当たる場合及び当該者が法人である場合にあつては、医薬品の取引の任に当たる自然人が、購入者等と雇用関係にあること又は当該者から医薬品の取引に係る指示を受けたことを示す資料

七 配置販売業者は、前項の規定に基づき書面に記載するに際し、当該配置販売業者に対して医薬品を販売又は授与した者から、許可証等の写しその他の資料の提示を受けることで、当該者の住所又は所在地、電話番号その他の連絡先を確認しなければならない。ただし、当該者が当該配置販売業者と常時取引関係にある場合は、この限りではない。

八 配置販売業者は、第一類医薬品を配置したときは、次に掲げる事項を書面に記載しなければならない。

一 品名

二 数量

三 配置した日時

四 配置した薬剤師の氏名及び法第三十六条の十第七項において準用する同条第一項の規定による情報の提供を行つた薬剤師の氏名

五 第一類医薬品を配置販売によって購入し、又は譲り受けようとする者が、法第三十六条の十第七項において準用する同条第一項の規定による情報の提供の内容を理解したことの確認の結果

六 第一項の書面を記載の日から三年間、前項の書面を記載の日から二年間、保存しなければならない。

七 配置販売業者は、第二類医薬品又は第三類医薬品を配置したときは、次に掲げる事項を書面に記載し、これを保存するよう努めなければならない。

一 品名

二 数量

三 配置した日時

四 配置した薬剤師又は登録販売者の氏名及び法第三十六条の十第七項において準用する同条第

三項の規定による情報の提供を行つた薬剤師又は登録販売者の氏名

五 第二類医薬品を配置販売によつて購入し、又は譲り受けようとする者が、法第三十六条の十第七項において準用する同条第三項の規定による情報の提供の内容を理解したことの確認の結果

6 配置販売業者は、一般用医薬品を配置したときは、当該一般用医薬品を配置販売によつて購入し、又は譲り受けようとする者の連絡先を書面に記載し、これを保存するよう努めなければならない。  
(区域における従事者の区別等)

7 配置販売業者は、薬剤師、登録販売者又は一般従事者(その区域において実務に従事する薬剤師又は登録販売者以外の者をいう。第一百四十九条の十二第一項において同じ。)であることが容易に判別できるようその区域に勤務する従事者に名札を付けさせることその他必要な措置を講じなければならない。

8 配置販売業者は、研修中の登録販売者(研修中の登録販売者を除く。)の管理及び指導の下に実務に従事させなければならない。

9 配置販売業者は、薬剤師又は登録販売者(登録等のおそれのある医薬品の配置)

10 第百四十九条の七 配置販売業者は、濫用等のおそれのある医薬品(一般用医薬品に限る。)を配置するときは、次に掲げる方法により行わなければならない。

11 当該区域において医薬品の配置販売に従事する薬剤師又は登録販売者に、次に掲げる事項を確認させること。

イ 当該医薬品を配置販売によつて購入し、又は譲り受けようとする者が若年者である場合にあつては、当該者の氏名及び年齢

ロ 当該医薬品を配置販売によつて購入し、又は譲り受けようとする者及び当該医薬品を使用しようとする者の他の薬局開設者、店舗販売業者又は配置販売業者からの当該医薬品及び当該医薬品以外の濫用等のおそれのある医薬品の購入又は譲受けの状況

ハ 当該医薬品を配置販売によつて購入し、又は譲り受けようとする者が、適正な使用のため必要と認められる数量を超えて当該医薬品の配置を求める場合は、その理由

ニ その他当該医薬品の適正な使用を目的とする配置販売による購入又は譲受けであることを確認するため必要な事項

二 当該区域において医薬品の配置販売に従事する薬剤師又は登録販売者に、前号の規定により確認した事項を勘案し、適正な使用のために必要と認められる数量に限り、配置させること。(使用の期限を超過した医薬品の販売等の禁止)

三 配置販売業者は、その直接の容器又は直接の被包に表示された使用の期限を超過した医薬品を、正当な理由なく、販売し、授与し、販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列し、又は広告してはならない。

四 配置販売業者は、その区域において販売し、又は授与しようとする医薬品について広告をするときは、当該医薬品を配置販売によつて購入し、若しくは譲り受けた者又は配置した医薬品を使用した者による当該医薬品に関する意見その他の医薬品の使用が不適正なものとなるおそれのある事項を表示してはならない。

五 配置販売業者は、医薬品の配置販売による購入又は譲受けを勧誘する方法その他医薬品の使用が不適正的に特定の医薬品の配置販売による購入又は譲受けを勧誘する方法その他の医薬品の使用が不適正なものとなるおそれのある方法により、医薬品に関して広告をしてはならない。

六 配置販売業者は、一般用医薬品を配置するときは、別表第一の四に掲げる事項を記載した書面を添えて配置しなければならない。

七 指定第一類医薬品の配置

八 配置販売業者は、指定第二類医薬品を配置する場合は、当該指定第二類医薬品を配置販売によつて購入し、又は譲り受けようとする者が別表第一の四第二の五に掲げる事項を確実に認識するようにするために必要な措置を講じなければならない。



**第一百五十二条** 法第三十三条第一項の身分証明書は、様式第八十五によるものとする。

2 前項の身分証明書の有効期間は、発行の日から発行の日の属する年の翌年の十二月三十一日までとする。

(卸売販売業の許可の申請)

**第一百五十三条** 法第三十四条第二項の申請書は、様式第八十六によるものとする。

法第三十四条第二項第五号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 営業所の名称及び所在地

二 医薬品の保管設備の面積

三 医薬品の取扱品目

四 医薬品営業所管理者の住所及び資格

五 兼營事業の種類

六 相談時及び緊急時の連絡先

3 第一項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際当該申請書の提出先とされている都道府県知事に提出され、又は当該都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出された書類については、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

4 第一項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際当該申請書の提出先とされている都道府県知事に提出され、又は当該都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出された書類については、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

一 営業所の平面図

二 法人にあつては、登記事項証明書

三 申請者以外の者がその医薬品営業所管理者である場合にあつては、その医薬品営業所管理者の雇用契約書の写しその他の申請者のその医薬品営業所管理者に対する使用関係を証する書類

四 放射性医薬品を取り扱おうとするとき(厚生労働大臣が定める数量又は濃度以下の放射性医薬品を取り扱おうとするときを除く)は、放射性医薬品の種類及び放射性医薬品を取り扱うために必要な設備の概要を記載した書類

五 申請者(申請者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員)が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合は、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書

6 法第三十四条第二項の申請については、前項の規定によるほか、第一条第七項及び第九条の規定を準用する。この場合において、第九条中「都道府県知事(その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長)」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

7 法第三十四条第四項において準用する法第五条第三号への厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により卸売販売業者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を行えるものとする。

8 法第三十五条第二項における医薬品の管理

法第三十五条第二項の厚生労働省令で定める者は、薬剤師以外の者であつて、次の各号に掲げるその取り扱う医薬品の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 医療の用に供するガス類その他これに類する医薬品であつて厚生労働大臣が指定するもの(以下「指定卸売医療用ガス類」という)。イからニまでのいずれかに該当する者

イ 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、薬学又は化学に関する専門の課程を修了した者

ロ 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、薬学又は化学に関する専門の課程を修了した者

ハ 指定卸売医療用ガス類の販売又は授与に関する業務に五年以上従事した者

二 都道府県知事がイからハまでに掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認められた者

二 歯科医療の用に供する医薬品であつて厚生労働大臣が指定するもの(以下「指定卸売歯科用医薬品」という)。イからニまでのいずれかに該当する者

イ 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、薬学又は化学に関する専門の課程を修了した者

ロ 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、薬学又は化学に関する専門の課程を修了した者

ハ 指定卸売医療用ガス類の販売又は授与に関する業務に三年以上従事した者

二 歯科医療の用に供する医薬品であつて厚生労働大臣が指定するもの(以下「指定卸売歯科用医薬品」という)。イからニまでのいずれかに該当する者

イ 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、薬学、歯学又は化学に関する専門の課程を修了した者

ロ 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、薬学、歯学又は化学に関する専門の課程を修了した後、指定卸売医療用ガス類の販売又は授与に関する業務に三年以上従事した者

ハ 指定卸売歯科用医薬品の販売又は授与に関する業務に五年以上従事した者

二 都道府県知事がイからハまでに掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認められた者

三 指定卸売医療用ガス類及び指定卸売歯科用医薬品前二号のいずれにも該当する者

**第一百五十五条** (準用) 卸売販売業者については、第二条から第七条まで(同条第四号、第八号、第九号、第十二号及び第十三号を除く)の規定を準用する。この場合において、第一条中「様式第一二」とあるのは「様式第七十七」と、第六条第一項中「様式第五」とあるのは「様式第七十八」と、第七条第七号中「氏名、住所及び週当たり勤務時間数」とあるのは「氏名及び住所」と、同条第十一号中「医薬品の販売業」とあるのは「卸売販売業以外の医薬品の販売業」と読み替えるものとする。

(医薬品営業所管理者の業務及び遵守事項)

**第一百五十五条の二** 法第三十六条第三項の医薬品営業所管理者が行う営業所の管理に関する業務は、次のとおりとする。

1 法第三十六条第二項の二第一項第一号に規定する医薬品営業所管理者が有する権限に係る業務

2 第百五十七条第一項の規定による医薬品の試験検査及び同条第二項の規定による試験検査の結果の確認

3 第百五十八条の三第二項の規定による帳簿の記載

4 法第三十六条第三項の医薬品営業所管理者が遵守すべき事項は、次のとおりとする。

1 保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、その営業所に勤務する薬剤師その他の従業者を監督し、その営業所の構造設備及び医薬品その他の物品を管理し、その他その営業所の業務につき、必要な注意をすること。

2 法第三十六条第二項の規定により卸売販売業者に対して述べる意見を記載した書面の写しを三年間保存すること。

(卸売販売業者の遵守事項)

**第一百五十六条** 法第三十六条の二第一項の厚生労働省令で定める卸売販売業者が遵守すべき事項は、次条から第百五十八条の六までに定めるものとする。

(卸売販売業者の法令遵守体制)

**第一百五十六条の二** 卸売販売業者は、次に掲げるところにより、法第三十六条の二第一項各号に掲げる措置を講じなければならない。

1 次に掲げる医薬品営業所管理者の権限を明らかにすること。

イ 営業所に勤務する薬剤師その他の従業者に対する業務の指示及び監督に関する権限

ロ イに掲げるもののほか、営業所の管理に関する権限

2 次に掲げる法第三十六条の二第一項第二号に規定する体制を整備すること。

イ 営業所の管理に関する業務その他の卸売販売業者の業務の遂行が法令に適合することを確保するため必要な規程の作成、卸売販売業者の薬事に関する業務に責任を有する役員及び従業者に対する教育訓練の実施及び評価並びに業務の遂行に係る記録の作成、管理及び保存を行う体制

ロ 卸売販売業者が薬事に関する業務に責任を有する役員及び従業者の業務を監督するために必要な情報を取り集め、その業務の適正を確保するために必要な措置を講ずる体制

ハ イ及びロに掲げるもののほか、卸売販売業者の業務の適正を確保するための体制を確保及び配置その他の卸売販売業者の業務の適正を確保するための体制

3 次に掲げる法第三十六条の二第一項第三号に規定する措置を講ずること。

イ 卸売販売業者の従業者に対して法令遵守のための指針を示すこと。

<p>口 薬事に関する業務に責任を有する役員の権限及び分掌する業務を明らかにすること。</p> <p>ハ 卸売販売業者が二以上の許可を受けている場合にあつては、当該許可を受けている全ての営業所において法第三十六条の二による法令遵守体制が確保されていることを確認するため必要な措置</p>
<p>二 ハの場合であつて、二以上の営業所の法令遵守体制を確保するために卸売販売業者（卸売販売業者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員。以下この二において同じ。）を補佐する者を置くときは、次に掲げる措置</p>
<p>（1） 卸売販売業者を補佐する者が行う業務を明らかにすること。</p>
<p>（2） 卸売販売業者を補佐する者が二以上の営業所の法令遵守体制を確保するために医薬品営業所管理者から必要な情報を収集し、当該情報を受けたとき及び販売し、又は授与するための措置</p>
<p>（3） 卸売販売業者が二以上の営業所の法令遵守体制を確保するために卸売販売業者を補佐する者から必要な情報を収集し、当該情報を受けたとき及び販売し、又は授与するための措置</p>
<p>（試験検査の実施方法）</p>
<p>第百五十七条 卸売販売業者は、医薬品営業所管理者が医薬品の適切な管理のために必要と認める医薬品の試験検査を行なわなければならない。ただし、当該営業所の設備及び器具を用いて試験検査を行うことが困難であると医薬品営業所管理者が認めた場合には、試験検査の結果を確認させなければならない。</p>
<p>（医薬品の適正管理の確保）</p>
<p>第百五十八条 卸売販売業者は、医薬品の販売又は授与の業務（医薬品の貯蔵に関する業務を含む。）に係る適正な管理（以下「医薬品の適正管理」という。）を確保するため、指針の策定、従事者に対する研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。</p>
<p>2 前項に掲げる卸売販売業者が講じなければならない措置には、次に掲げる事項を含むものとする。</p>
<p>（1） 従事者から卸売販売業者への事故報告の体制の整備</p>
<p>（2） 医薬品の貯蔵設備を設ける区域に立ち入ることができる者の特定</p>
<p>（3） 医薬品の適正管理のための業務に関する手順書の作成及び当該手順書に基づく業務の実施</p>
<p>（4） 医薬品の適正管理のために必要となる情報の収集その他医薬品の適正管理の確保を目的とした改善の方策の実施</p>
<p>（卸売販売業者からの医薬品の販売等）</p>
<p>（営業所の管理に関する帳簿）</p>
<p>第百五十九条の三 卸売販売業者は、営業所に当該営業所の管理に関する事項を記録するための帳簿を備えなければならない。</p>
<p>2 医薬品営業所管理者は、試験検査、不良品の処理その他当該営業所の管理に関する事項を、前項の帳簿に記載しなければならない。</p>
<p>（医薬品の購入等に関する記録）</p>
<p>第百五十八条の四 卸売販売業者は、医薬品を購入し、又は譲り受けたとき及び販売し、又は授与したときは、次に掲げる事項（第二号及び第三号に掲げる事項にあつては、当該医薬品が医療用医薬品（体外診断用医薬品を除く。）である場合に限る。）を書面に記載しなければならない。</p>
<p>一 品名</p>
<p>二 ロット番号（ロットを構成しない医薬品については製造番号）</p>
<p>三 使用の期限</p>
<p>四 数量</p>
<p>五 購入若しくは譲受け又は販売若しくは授与の年月日</p>
<p>六 購入者等の氏名又は名称、住所又は所在地及び電話番号その他の連絡先（次項ただし書の規定により同項に規定する確認を行わないこととされた場合にあつては、氏名又は名称以外の事項は、その記載を省略することができる。）</p>
<p>七 前号に掲げる事項の内容を確認するために提示を受けた資料（次項ただし書の規定により同項に規定する確認を行わないこととされた場合を除く。）</p>
<p>八 購入者等が法人である場合にあつては、医薬品の取引の任に当たる自然人が、購入者等と雇用関係にあること又は購入者等から医薬品の取引に係る指示を受けたことを示す資料</p>
<p>（業務経験の証明）</p>
<p>第百五十八条の五 卸売販売業者は、その営業所において第二号に規定する業務に従事した者から、その業務に従事したことの証明を求められたときは、速やかにその証明を行ななければならない。</p>
<p>2 前項の場合において、卸売販売業者は、虚偽又は不正の証明を行つてはならない。</p>
<p>（視覚、聴覚又は音声機能若しくは言語機能に障害を有する薬剤師に対する措置）</p>
<p>第百五十八条の六 卸売販売業者は、自ら視覚、聴覚若しくは音声機能若しくは言語機能に障害を有する薬剤師であるとき、又はその営業所において薬事に関する業務に従事する業務に従事する薬剤師が視覚、聴覚若しくは音声機能若しくは言語機能に障害を有するときは、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、必要な設備の設置その他の措置を講じなければならない。</p>
<p>（薬局医薬品の販売等）</p>
<p>第百五十八条の七 薬局開設者は、法第三十六条の三第一項の規定により、薬局医薬品につき、次に掲げる方法により、その薬局において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師に販売させ、又は授与させなければならない。</p>
<p>一 当該薬局医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が、当該薬局医薬品を使用しようとする者であることを確認させること。この場合において、当該薬局医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が、当該薬局医薬品を使用しようとする者でない場合は、当該者が法第三十六条の三第二項に規定する薬剤師等である場合を除き、同項の正当な理由の有無を確認させることがある。</p>
<p>二 当該薬局医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者及び当該薬局医薬品を使用しようとする者の他の薬局開設者からの当該薬局医薬品の購入又は譲受けの状況を確認させること。</p>
<p>三 前号の規定により確認した事項を勘案し、適正な使用のために必要と認められる数量に限り、販売し、又は授与させること。</p>

- 四 法第三十六条の四第一項の規定による情報の提供及び指導を受けた者が当該情報の提供及び指導の内容を理解したこと並びに質問がないことを確認した後に、販売し、又は授与させること。
- 五 当該薬局医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者から相談があつた場合には、法第三十六条の四第四項の規定による情報の提供又は指導を行つた後に、当該薬局医薬品を販売し、又は授与させること。
- 六 法第三十六条の四第五項の規定による情報の提供又は指導のため必要があると認めるときは、当該薬局医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者の連絡先を確認した後に、当該薬局医薬品を販売し、又は授与させること。
- 七 当該薬局医薬品を販売し、又は譲り受けようとする者に伝えさせること。
- 八 当該薬局医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者に伝えさせること。
- 九 当該薬局医薬品に係る購入、譲受け又は使用の経験の有無。
- 十 調剤された薬剤又は医薬品の副作用その他の事由によると疑われる疾患にかかつたことがあらかじめかかつたことがある場合はその症状、その時期、当該薬剤又は医薬品の名称、有効成分、服用した量及び服用の状況。
- 十一 その他法第三十六条の四第一項の規定による情報の提供及び指導を行うために確認が必要な事項。
- (薬局医薬品に係る情報提供及び指導の方法等)**
- 第一百五十八条の八 薬局開設者は、法第三十六条の四第一項の規定による情報の提供及び指導を、次に掲げる方法により、その薬局において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師に行わせなければならない。
- 一 当該薬局内の情報の提供及び指導を行う場所（薬局等構造設備規則第一条第一項第十三号に規定する情報を提供し、及び指導を行うための設備がある場所をいう。）において行わせること。
- 二 当該薬局医薬品の用法、用量、使用上の注意、当該薬局医薬品との併用を避けるべき医薬品その他の当該薬局医薬品の適正な使用のために必要な情報を、当該薬局医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は当該薬局医薬品を使用しようとする者の状況に応じて個別に提供させ、及び必要な指導を行わせること。
- 三 当該薬局医薬品を使用しようとする者が手帳を持たない場合はその所持を勧奨し、当該者が手帳を持する場合は、必要に応じ、当該手帳を活用した情報の提供及び指導を行わせること。
- 四 当該薬局医薬品の副作用その他の事由によるものと疑われる症状が発生した場合の対応について説明させること。
- 五 情報の提供及び指導を受けた者が当該情報の提供及び指導の内容を理解したこと並びに質問の有無について確認させること。
- 六 必要に応じて、当該薬局医薬品に代えて他の医薬品の使用を勧めさせること。
- 七 必要に応じて、医師又は歯科医師の診断を受けることを勧めさせること。
- 八 当該情報の提供及び指導を行つた薬剤師の氏名を伝えさせること。
- 法第三十六条の四第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 当該薬局医薬品の名称
- 二 当該薬局医薬品の有効成分の名称及びその分量
- 三 当該薬局医薬品の用法及び用量
- 四 当該薬局医薬品に係る使用上の注意のうち、保健衛生上の危害の発生を防止するために必要な事項
- 五 その他当該薬局医薬品を販売し、又は授与する薬剤師がその適正な使用のために必要と判断する事項
- 六 法第三十六条の四第一項の厚生労働省令で定める方法は、同項に規定する電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。
- 法第三十六条の四第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 年齢
- 二 他の薬剤又は医薬品の使用の状況

- 四三 性別
- 五 前号の症状に関して医師又は歯科医師の診断を受けたか否かの別及び診断を受けたことがある場合にはその診断の内容
- 六 妊娠しているか否かの別及び妊娠中である場合は妊娠週数
- 七 授乳しているか否かの別
- 八 当該薬局医薬品に係る購入、譲受け又は使用の経験の有無。
- 九 調剤された薬剤又は医薬品の副作用その他の事由によると疑われる疾患にかかつたことがあらかじめかかつたことがある場合はその症状、その時期、当該薬剤又は医薬品の名称、有効成分、服用した量及び服用の状況。
- 十 その他法第三十六条の四第一項の規定による情報の提供及び指導を行うために確認が必要な事項。
- (前項に該当する場合、薬局開設者は、次に掲げる事項のうち、その薬局において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師が必要と認めるものについて、当該薬剤師に把握させなければならぬ事項)**
- 一 第百五十八条の八第四項第一号から第十号までに掲げる事項
- 二 当該薬局医薬品の服薬状況
- 三 当該薬局医薬品を使用する者の服薬中の体調の変化
- 四 その他法第三十六条の四第五項の規定による情報の提供又は指導を行つたために把握が必要な事項
- 一 薬局開設者は、法第三十六条の四第五項の規定による情報の提供又は指導を、次に掲げる方法により、その薬局において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師に行わせなければならない。
- 一 当該薬局医薬品の使用に当たり保健衛生上の危害の発生を防止するために必要な事項について説明を行わせること。
- 二 当該薬局医薬品の用法、用量、使用上の注意、当該薬局医薬品との併用を避けるべき医薬品その他の当該薬局医薬品の適正な使用のために必要な情報を、その薬局において当該薬局医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又はその薬局において当該薬局医薬品を購入され、若しくは譲り受けられた当該薬局医薬品を使用する者の状況に応じて個別に提供させ、又は必要な指導を行わせること。
- 三 当該薬局医薬品を使用しようとする者が手帳を持する場合は、必要に応じ、当該手帳を活用した情報の提供又は指導を行わせること。
- 四 必要に応じて、当該薬局医薬品に代えて他の医薬品の使用を勧めさせること。
- 五 必要に応じて、医師又は歯科医師の診断を受けることを勧めさせること。
- 六 当該情報の提供又は指導を行つた薬剤師の氏名を伝えさせること。
- 七 前項に該当する場合、薬局開設者は、次に掲げる事項のうち、その薬局において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師が必要と認めるものについて、当該薬剤師に把握させなければならぬ事項。
- 一 第百五十八条の八第四項第一号から第十号までに掲げる事項
- 二 当該薬局医薬品の服薬状況
- 三 当該薬局医薬品を使用する者の服薬中の体調の変化
- 四 その他法第三十六条の四第五項の規定による情報の提供又は指導を行つたために把握が必要な事項
- 一 当該薬局医薬品の用法、用量、使用上の注意、当該薬局医薬品との併用を避けるべき医薬品により、その薬局において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師に行わせなければならない。
- 一 当該薬局医薬品の使用に当たり保健衛生上の危害の発生を防止するために必要な事項について説明を行わせること。
- 二 当該薬局医薬品の用法、用量、使用上の注意、当該薬局医薬品との併用を避けるべき医薬品その他の当該薬局医薬品の適正な使用のために必要な情報を、その薬局において当該薬局医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又はその薬局において当該薬局医薬品を購入され、若しくは譲り受けられた当該薬局医薬品を使用する者の状況に応じて個別に提供させ、又は必要な指導を行わせること。
- 三 当該薬局医薬品を使用しようとする者が手帳を持する場合は、必要に応じ、当該手帳を活用した情報の提供又は指導を行わせること。
- 四 必要に応じて、当該薬局医薬品に代えて他の医薬品の使用を勧めさせること。
- 五 必要に応じて、医師又は歯科医師の診断を受けることを勧めさせること。
- 六 当該情報の提供又は指導を行つた薬剤師の氏名を伝えさせること。
- 七 前項に該当する場合、薬局開設者は、次に掲げる事項のうち、その薬局において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師が必要と認めるものについて、当該薬剤師に把握させなければならぬ事項。
- 一 第百五十八条の八第四項第一号から第十号までに掲げる事項
- 二 当該薬局医薬品の服薬状況
- 三 当該薬局医薬品を使用する者の服薬中の体調の変化
- 四 その他法第三十六条の四第五項の規定による情報の提供又は指導を行つたために把握が必要な事項

三 当該薬局医薬品を使用しようとする者が手帳を所持する場合は、必要に応じ、当該手帳を活用した情報の提供又は指導を行わせること。

四 必要に応じて、当該薬局医薬品に代えて他の医薬品の使用を勧めさせること。

五 必要に応じて、医師又は歯科医師の診断を受けることを勧めさせること。

六 当該情報の提供又は指導を行つた薬剤師の氏名を伝えさせること。

(薬局製造販売医薬品の特例)

五百五十八条の十 薬局開設者がその薬局において薬局製造販売医薬品を販売し、又は授与する場合について五百五十八条の七（第四号、第五号及び第七号に係る部分に限る。）、第一百五十八条の九（第四号に係る部分に限る。）及び第四項並びに第一百五十八条の九（第四号に係る部分を除く。）の規定を適用する場合においては、第一百五十八条の七第四号中「提供及び指導」とあるのは「提供」と、「並びに」とあるのは「及び」と、同条第五号中「提供又は指導」とあるのは「提供」と、第一百五十八条の八第一項各号列記以外の部分中「提供及び指導」とあるのは「提供」と、「提供し、及び指導を行う」とあるのは「提供する」と、「ある場所」とあるのは「ある場所、同令第一条第一項第五号に規定する医薬品を通常陳列し、若しくは交付する場所又は特定販売を行う場合にあつては、当該薬局内の場所」と、同項第二号中「提供させ、及び必要な指導を行わせる」とあるのは「提供させ」と、同項第一号中「提供及び指導」とあるのは「提供」と、「提供し、及び指導を行う」とあるのは「提供する」と、「ある場所」とあるのは「ある場所、同項第五号中「提供及び指導」とあるのは「提供」と、「並びに」とあるのは「及び」と、同項第八号及び同条第四項第十一号中「提供及び指導」とあるのは「提供」と、第一百五十八条の九各号列記以外の部分中「提供又は指導」とあるのは「提供」と、同条第二号中「提供させ、又は必要な指導を行わせる」とあるのは「提供させる」と、同条第三号及び第六号中「提供又は指導」とあるのは「提供」とする。

2 前項に規定する場合については、第一百五十八条の七（第一号から第三号まで及び第六号に係る部分に限る。）、第一百五十八条の八第一項（第六号に係る部分に限る。）、第一百五十八条の九（第四号に係る部分に限る。）及び第一百五十八条の九の二の規定を適用しない。

3 薬局開設者は、薬局製造販売医薬品の特定販売を行う場合においては、当該薬局製造販売医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は当該薬局製造販売医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によつて購入され、若しくは譲り受けられた当該薬局製造販売医薬品を使用する者が令第七十四条の二第一項の規定により読み替えて適用される法第三十六条の規定による情報の提供を対面又は電話により行うこととを希望する場合は、その薬局において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師に、対面又は電話により、当該情報の提供を行わせなければならない。

(要指導医薬品の販売等)

五百五十八条の十一 薬局開設者又は店舗販売業者は、法第三十六条の五第一項の規定により、要指導医薬品につき、次に掲げた方法により、その薬局又は店舗において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師に販売させ、又は授与させなければならない。

一 当該要指導医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が、当該要指導医薬品を使用しようとする者であることを確認させること。この場合において、当該要指導医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が、当該要指導医薬品を使用しようとする場合は、当該者が法第三十六条の五第二項の薬剤師等である場合を除き、同項の正当な理由の有無を確認させること。

二 当該要指導医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者及び当該要指導医薬品を使用しようとする者の他の薬局開設者又は店舗販売業者からの当該要指導医薬品の購入又は譲受けさせること。

三 前号の規定により確認した事項を勘案し、適正な使用のために必要と認められる数量に限り、販売し、又は授与させること。

四 法第三十六条の六第一項の規定による情報の提供及び指導を受けた者が当該情報の提供及び指導の内容を理解したこと並びに質問がないことを確認した後に、販売し、又は授与させること。

五 当該要指導医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者から相談があつた場合には、法第三十六条の六第四項の規定による情報の提供又は指導を行つた後に、当該要指導医薬品を販売し、又は授与させること。

六 当該要指導医薬品を購入し、又は授与した薬剤師の氏名、当該薬局又は店舗の名称及び当該薬局又は店舗の電話番号その他連絡先を、当該要指導医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者に伝えさせること。

(要指導医薬品に係る情報提供及び指導の方針等)

五百五十八条の十二 薬局開設者又は店舗販売業者は、法第三十六条の六第一項の規定による情報の提供及び指導を、次に掲げる方法により、その薬局又は店舗において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師に行わせなければならない。

一 当該薬局又は店舗内の情報の提供及び指導を行う場所（薬局等構造設備規則第一条第一項第十三号若しくは第二条第十二号に規定する情報を提供し、及び指導を行うための設備がある場所又は同令第一条第一項第五号若しくは第二条第五号に規定する医薬品を通常陳列し、若しくは交付する場所をいう。）において行わせること。

二 当該要指導医薬品の特性、用法、用量、使用上の注意、当該要指導医薬品との併用を避けるべき医薬品その他の当該要指導医薬品の適正な使用のために必要な情報を、当該要指導医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は当該要指導医薬品を使用しようとする者の状況に応じて個別に提供させ、及び必要な指導を行わせること。

三 当該要指導医薬品を使用しようとする者が手帳を所持しない場合はその所持を勧奨し、当該者が手帳を所持する場合は、必要に応じ、当該手帳を活用した情報の提供及び指導を行わせること。

四 当該要指導医薬品の副作用その他の事由によるものと疑われる症状が発生した場合の対応について説明させること。

五 情報の提供及び指導を受けた者が当該情報の提供及び指導の内容を理解したこと並びに質問の有無について確認させること。

六 必要に応じて、当該要指導医薬品に代えて他の医薬品の使用を勧めさせること。

七 必要に応じて、医師又は歯科医師の診断を受けることを勧めさせること。

八 当該情報の提供及び指導を行つた薬剤師の氏名を伝えさせること。

2 法第三十六条の六第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 当該要指導医薬品の名称

二 当該要指導医薬品の用法及び用量

三 当該要指導医薬品の効能又は効果

四 当該要指導医薬品に係る使用上の注意のうち、保健衛生上の危害の発生を防止するために必要な事項

五 当該要指導医薬品の有効成分の名称及びその分量

六 その他当該要指導医薬品を販売し、又は授与する薬剤師がその適正な使用のために必要と判断する事項

3 法第三十六条の六第一項の厚生労働省令で定める方法は、同項に規定する電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

4 法第三十六条の六第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 年齢

二 他の薬剤又は医薬品の使用の状況

三 性別

四 症状

五 前号の症状に関する医師又は歯科医師の診断を受けたか否かの別及び診断を受けたことがあ る場合にはその診断の内容	六 現にかかる他の疾病がある場合は、その病名
七 妊娠しているか否かの別及び妊娠中である場合は妊娠週数	八 授乳しているか否かの別
九 当該要指導医薬品に係る購入、譲受け又は使用的経験の有無	十 調剤された薬剤又は医薬品の副作用その他の事由による疑われる疾患にかかることがあるか否かの別並びにかかるか否かの別
十一 その他法第三十六条の六第一項の規定による情報の提供及び指導を行うために確認が必要な事項	十二 薬局開設者又は店舗販売業者は、法第三十六条の六第四項の規定による情報の提供又は指導を行わせなければならない。
十三 当該要指導医薬品の使用に当たり保健衛生上の危害の発生を防止するために必要な事項について説明を行わせること。	十四 当該要指導医薬品の特性、用法、用量、使用上の注意、当該要指導医薬品との併用を避けるべき医薬品その他の当該要指導医薬品の適正な使用のために必要な情報を、その薬局若しくは店舗において当該要指導医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又はその薬局若しくは店舗において当該要指導医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によって購入され、若しくは譲り受けられた当該要指導医薬品を使用する者の状況に応じて個別に提供され、又は必要な指導を行わせること。
十五 必要に応じて、医師又は歯科医師の診断を受けることを勧めさせること。	十六 当該情報の提供又は指導を行つた薬剤師の氏名を伝えさせること。
一 法第十四条の四第一項第一号に規定する新医薬品	二 法第三十六条の七第一項第一号の厚生労働省令で定める期間)
二 法第十四条の四第一項第一号に規定する新医薬品	三 法第十四条の四第一項第一号の厚生労働省令で定める期間は、次の表の上欄に掲げる医薬品の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める期間とする。
三 前二号に掲げる医薬品以外の医薬品	四 法第十四条の四第一項第一号に規定する新医薬品

（登録販売者試験）  
第一百五十九条の三 法第三十六条の八第一項に規定する試験（以下「登録販売者試験」という。）は、筆記試験とする。

2 筆記試験は、次の事項について行う。  
一 医薬品に共通する特性と基本的な知識

（登録販売者試験）	零
-----------	---

二 人体の働きと医薬品主な医薬品との作用	三 薬事に関する法規と制度
四 医薬品の適正使用と安全対策	五 試験を実行する期日及び場所並びに受験願書の提出期間は、あらかじめ、都道府県知事が公示する。
第六百五十九条の四 登録販売者試験は、毎年少なくとも一回、都道府県知事が行う。	第六百五十九条の五 登録販売者試験を受けようとする者は、本籍地都道府県名（日本国籍を有しない者については、その国籍。第六百五十九条の八第一項第二号において同じ。）、住所、連絡先、氏名、生年月日及び性別を記載した申請書に写真その他都道府県知事が必要と認める書類を添えて、登録販売者試験を受けようとする場所の都道府県知事に提出しなければならない。（合格の通知及び公示）
第六百五十九条の六 都道府県知事は、登録販売者試験に合格した者に、当該試験に合格したこと（受験の申請）を通知するとともに、合格した者の受験番号を公示する。	第六百五十九条の七 登録販売者試験を受けようとする者は、様式第八十六条の二による申請書を医薬品の販売又は授与に従事する薬局又は医薬品の販売業の店舗の所在地の都道府県知事（配置販売業にあつては、配置しようとする区域をその区域に含む都道府県の知事。以下この条において同じ。）に提出しなければならない。
一 登録販売者試験の申請	二 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際当該申請書の提出先とされている都道府県知事に提出され、又は当該都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出された書類については、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。
二 申請者の戸籍謄本、戸籍抄本、戸籍記載事項証明書（登録販売者試験の申請時から氏名又は本籍に変更があつた者については、戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書、日本国籍を有していない者については、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十三条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。）又は住民票記載事項証明書（同法第七条第一号から第三号までに掲げる事項及び同法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。）	三 申請者が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たつて必要な認知判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合は、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書
三 申請者が薬局開設者又は医薬品の販売業者でないときは、雇用契約書の写しその他薬局開設条件として当該承認を受けた者に対し製造販売後の安全性に関する調査（医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の製造販売後安全管理の基準に関する省令第二条第三項に規定する市販直後調査を除く。）を実施する義務が課せられている	四 申請者が薬局開設者又は医薬品の販売業者ではないときは、雇用契約書の写しその他薬局開設者又は医薬品の販売業者の申請者に対する使用関係を証する書類
四 登録販売者名簿及び登録証の交付	五 二以上の都道府県において販売従事登録を受けようと申請した者は、当該申請を行つた都道府県知事のうちいずれかの都道府県知事の登録のみを受けることができる。
一 登録番号及び登録年月日	六 法第三十六条の八第三項において準用する法第五条第三号への厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により登録販売者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を行なうことができない者とする。
二 本籍地都道府県名、氏名、生年月日及び性別	

三 登録販売者試験合格の年月及び試験施行地都道府県名

四 前各号に掲げるもののほか、適正に医薬品を販売するに足るものであることを確認するため  
に都道府県知事が必要と認める事項

2 都道府県知事は、販売従事登録を行つたときは、当該販売従事登録を受けた者に対して、様式  
第八十六条の三による登録証（以下「販売従事登録証」という。）を交付しなければならない。

（登録販売者名簿の登録事項の変更）

**第一百五十九条の九**

登録販売者は、前条第一項の登録事項に変更を生じたときは、三十日以内に、  
その旨を届け出なければならない。

2 前項の届出するには、様式第八十六条の四による変更届に届出の原因たる事実を証する書類を

添え、登録を受けた都道府県知事に提出しなければならない。

（販売従事登録の消除）

登録販売者は、一般用医薬品の販売又は授与に従事しようとしたくなつたときは、三十日以内に、  
は、三十日以内に、登録販売者名簿の登録の消除を申請しなければならない。

2 登録販売者が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十  
四号）による死亡又は失踪の届出義務者は、三十日以内に、登録販売者名簿の登録の消除を申請  
しなければならない。

3 前二項の申請をするには、様式第八十六条の五による申請書を、登録を受けた都道府県知事に提  
出しなければならない。

4 登録販売者は、登録販売者若しくは同居の親族は、当該登録販売者が精神の機能の障害を  
有する状態となり登録販売者の業務の継続が著しく困難になつたときは、遅滞なく、登録を受け  
た都道府県知事にその旨を届け出るものとする。

5 都道府県知事は、登録販売者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を消除しな  
ければならない。

一 第一項又は第二項の規定による申請がされ、又は、登録販売者が死亡し、若しくは失踪の宣  
告を受けたことが確認されたとき

二 法第五条第三号イからまでのいずれかに該当するに至つたとき

三 偽りその他不正の手段により販売従事登録を受けたことが判明したとき

（販売従事登録証の書換え交付）

登録販売者は、販売従事登録証の記載事項に変更を生じたときは、販売従事  
登録証の書換え交付を申請することができる。

2 前項の申請をするには、様式第八十六条の六による申請書にその販売従事登録証を添え、登録を  
受けた都道府県知事に提出しなければならない。

（販売従事登録証の再交付）

登録販売者は、販売従事登録証を破り、よごし、又は失つたときは、販売従  
事登録証の再交付を申請することができる。

2 前項の申請をするには、様式第八十六条の七による申請書を、登録を受けた都道府県知事に提出  
しなければならない。

3 販売従事登録証を破り、又はよごした登録販売者が第一項の申請をする場合には、申請書にそ  
の販売従事登録証を添えなければならない。

4 登録販売者は、販売従事登録証の再交付を受けた後、失つた販売従事登録証を発見したとき  
は、五日以内に、登録を受けた都道府県知事に返納しなければならない。

（販売従事登録証の返納）

登録を受けた都道府県知事に返納しなければならない。第一百五十九条の十第一項の規定により販  
売従事登録の消除を申請する者についても、同様とする。

2 登録販売者は、登録を受けた都道府県知事に返納しなければならない。

（販売従事登録証の返納）

登録を受けた都道府県知事に返納しなければならない。第百五十九条の十第一項の規定により販  
売従事登録の消除を申請する者についても、同様とする。

2 登録販売者は、登録を受けた都道府県知事に返納しなければならない。

（一般用医薬品の販売等）

**第一百五十九条の十四** 薬局開設者、店舗販売業者は、法第三十六条の九の規定によ  
り、第一類医薬品につき、次に掲げる方法により、その薬局、店舗又は区域において医薬品の  
販売若しくは授与又は配置販売に従事する薬剤師に販売させ、又は授与させなければならない。

一 法第三十六条の十第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による情報の  
提供を受けた者が当該情報の提供の内容を理解したこと及び質問がないことを確認した後に、  
提供を受けた者に伝えさせること。

二 当該第一類医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者から相談があつた場合には、法第三  
十六条の十第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による情報の提供を行  
った後に、当該第一類医薬品を販売し、又は授与させること。

三 当該第一類医薬品を販売し、又は授与した薬剤師の氏名、当該薬局又は店舗の名称及び当該  
薬局、店舗又は配置販売業者の電話番号その他連絡先を、当該第一類医薬品を購入し、又は譲  
り受けようとする者に伝えさせること。

2 薬局開設者、店舗販売業者は、法第三十六条の九の規定により、第二類医薬品又は第三類医  
薬品又は第三類医薬品につき、次に掲げる方法により、その薬局、店舗又は区域において医薬品の  
販売若しくは授与又は配置販売に従事する薬剤師又は登録販売者に販売させ、又は授与させな  
ければならない。

一 当該第二類医薬品又は第三類医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者から相談があつた  
場合には、法第三十六条の十第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定によ  
る情報の提供を行つた後に、当該第二類医薬品又は第三類医薬品を購入し、又は譲り受けよう  
とする者に伝えさせること。

二 当該第二類医薬品又は第三類医薬品を購入し、又は授与した薬剤師又は登録販売者の氏名、  
当該薬局又は店舗の名称及び当該薬局、店舗又は配置販売業者の電話番号その他連絡先を、当  
該第二類医薬品又は第三類医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者に伝えさせること。

（一般用医薬品に係る情報提供の方法等）

二 当該第二類医薬品又は第三類医薬品を販売し、又は譲り受けようとする者から相談があつた  
場合には、法第三十六条の十第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定によ  
る情報の提供を行つた後に、当該第二類医薬品又は第三類医薬品を販売し、又は譲り受けよう  
とする者に伝えさせること。

三 薬局開設者又は店舗販売業者は、法第三十六条の十第一項の規定による情報の提供を、次に掲  
げる方法により、その薬局又は店舗において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販  
売者に伝えなければならない。

（一般用医薬品に係る情報提供の方法等）

二 当該第二類医薬品又は第三類医薬品を販売し、又は譲り受けようとする者から相談があつた  
場合には、法第三十六条の十第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定によ  
る情報の提供を行つた後に、当該第二類医薬品又は第三類医薬品を販売し、又は譲り受けよう  
とする者に伝えさせること。

三 薬局開設者又は店舗販売業者は、法第三十六条の十第一項の規定による情報の提供を、次に掲  
げる方法により、その薬局又は店舗において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販  
売者に伝えなければならない。

（一般用医薬品に係る情報提供の方法等）

一 当該薬局又は店舗内の情報の提供を行う場所（薬局等構造設備規則第一条第一項第十三号若  
しくは第二条第十二号に規定する情報を提供するための設備がある場所若しくは同令第一条第  
一项第五号若しくは第二条第五号に規定する医薬品を通常陳列し、若しくは交付する場所又は  
特定販売を行う場合にあつては、当該薬局若しくは店舗内の場所をいう。次条において同じ。）  
において行わせなければならない。

一 当該第一類医薬品の用法、用量、使用上の注意、当該第一類医薬品との併用を避けるべき医  
薬品その他の当該第一類医薬品の適正な使用のために必要な情報を、当該第一類医薬品を購入  
し、若しくは譲り受けようとする者又は当該第一類医薬品を使用しようとする者の状況に応じ  
て個別に提供させること。

三 当該一般用医薬品を使用しようとする者が手帳を持する場合は、必要に応じ、当該手帳を  
活用した情報の提供を行わせること。

四 当該第一類医薬品の副作用その他の事由によるものと疑われる症状が発生した場合の対応に  
ついて説明されること。

五 情報の提供を受けた者が当該情報の提供の内容を理解したこと及び質問の有無について確認  
されること。

六 必要に応じて、医師又は歯科医師の診断を受けることを勧めさせること。

七 当該情報の提供を行つた薬剤師の氏名を伝えさせること。

二 法第三十六条の十第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 当該第一類医薬品の名称

- 二 当該第一類医薬品の有効成分の名称及びその分量
- 三 当該第一類医薬品の用法及び用量
- 四 当該第一類医薬品の効能又は効果
- 五 当該第一類医薬品に係る使用上の注意のうち、保健衛生上の危害の発生を防止するために必要な事項
- 六 その他当該第一類医薬品を販売し、又は授与する薬剤師がその適正な使用のために必要と判断する事項
- 七 法第三十六条の十第一項の厚生労働省令で定める方法は、同項に規定する電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。
- 八 法第三十六条の十第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 4 3 一 年齢
- 二 他の薬剤又は医薬品の使用の状況
- 三 性別
- 四 症状
- 五 前号の症状に関する医師又は歯科医師の診断を受けたか否かの別及び診断を受けたことがあらる場合にはその診断の内容
- 六 現にかかるか否かの別及び妊娠中である場合は妊娠週数
- 七 妊娠しているか否かの別
- 八 授乳しているか否かの別
- 九 当該第一類医薬品に係る購入、譲受け又は使用の経験の有無
- 十 調剤された薬剤又は医薬品の副作用その他の事由によると疑われる疾患にかかることがあるか否かの別並びにかかることがある場合はその症状、その時期、当該薬剤又は医薬品の名前、有効成分、服用した量及び服用の状況
- 十一 その他法第三十六条の十第一項の規定による情報の提供を行うために確認が必要な事項
- 五百九十九条の十六 薬局開設者又は店舗販売業者は、法第三十六条の十第三項の規定による情報の提供を、次に掲げる方法により、その薬局又は店舗において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者に行わせるよう努めなければならない。
- 一 当該薬局又は店舗内の情報の提供を行わせること。この場合において、同項各号中「第一類医薬品」とあるのは「第二類医薬品」と、同項第六号中「薬剤師」とあるのは「薬剤師又は登録販売者」と読み替えて適用する。
- 二 当該第二類医薬品との併用を避けるべき医薬品その他の当該第二類医薬品の適正な使用のために必要な情報を、当該第二類医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は当該第一類医薬品を使用しようとする者の状況に応じて個別に提供されること。
- 三 当該第二類医薬品の用法、用量、使用上の注意、当該第二類医薬品との併用を避けるべき医薬品その他の当該第二類医薬品の適正な使用のために必要な情報を、当該第二類医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は当該第一類医薬品を使用しようとする者の状況に応じて個別に提供されること。
- 四 当該一般用医薬品を使用しようとする者が手帳を持する場合は、必要に応じ、当該手帳を活用したこと。
- 五 当該一般用医薬品を使用しようとする者が手帳を持する場合は、必要に応じ、当該手帳を活用したこと。
- 六 必要に応じて、医師又は歯科医師の診断を受けることを勧めさせること。
- 七 当該情報の提供を行った薬剤師又は登録販売者
- 2 2 二 薬局開設者又は店舗販売業者は、一般用医薬品の特定販売を行う場合においては、当該一般用医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は当該一般用医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によつて購入され、若しくは譲り受けられた当該一般用医薬品を使用する者が法第三十六条の十第五項の規定による情報の提供を対面又は電話により行うことを探望する場合は、その薬局又は店舗において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者に、対面又は電話により、当該情報の提供を行わせなければならない。
- 五百九十九条の十八 配置販売業者については、前三条（前条第二項を除く。）の規定を準用する。
- この場合において、前三条の規定中「医薬品の販売又は授与」とあるのは「医薬品の配置販売」と、第一百五十九条の十五第一項各号列記以外の部分中「第三十六条の十第一項」とあるのは「第三十六条の十第七項において準用する同条第一項」と、「薬局又は店舗」とあるのは「区域」と、同項第一号中「当該薬局又は店舗内の情報の提供を行う場所（薬局等構造設備規則第一条第一項第十三条号若しくは第二条第十二号に規定する情報を提供するための設備がある場所若しくは同令第一条第一項第五号若しくは第二条第五号に規定する医薬品を通常陳列し、若しくは交付する場所又は特定販売を行う場合にあつては、当該薬局若しくは店舗内の場所をいう。次条において同じ。）」とあるのは「当該区域における医薬品を配置する場所」と、同項第二号中「情報を」とあるのは「情報を、配置販売によつて」と、「又は」とあるのは「又は配置した」と、同条第二項各号列記以外の部分中「第三十六条の十第一項」とあるのは「第三十六条の十第七項において準用する同条第一項」と、同項第六号中「販売し、又は授与する」とあるのは「配置する」と、同条第三項中「第三十六条の十第一項」とあるのは「第三十六条の十第七項において準用する同条第一項」と、同条第四項各号列記以外の部分中「第三十六条の十第二項」とあるのは「第三十六条の十第七項において準用する同条第二項」と、同項第十一号中「第三十六条の十第一項」とあるのは「第三十六条の十第三項」と、同項第三号中「情報を、」とあるのは「情報を、配置販売によつて」と、「又は」とある。
- 六 情報の提供を受けた者が当該情報の提供の内容を理解したこと及び質問の有無について確認させること。
- 七 必要に応じて、医師又は歯科医師の診断を受けることを勧めさせること。
- 八 当該情報の提供を行つた薬剤師又は登録販売者の氏名を伝えさせること。
- 2 法第三十六条の十第四項の厚生労働省令で定める事項は、前条第四項各号に掲げる事項とする。この場合において、同項第九号中「第一類医薬品」とあるのは「第二類医薬品」と、同項第十一号中「第三十六条の十第一項」とあるのは「第三十六条の十第三項」と読み替えて適用する。

三百五十九条の十七 薬局開設者又は店舗販売業者は、法第三十六条の十第五項の規定による情報の提供を、次に掲げる方法により、その薬局又は店舗において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者に行わせなければならない。

一 第一类医薬品の使用に当たり保健衛生上の危害の発生を防止するため必要な事項について説明を行わせること。

二 第二類医薬品又は第三類医薬品の情報の提供については、その薬局又は店舗において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者に行わせること。

三 当該一般用医薬品の使用に当たり保健衛生上の危害の発生を防止するため必要な事項について説明を行わせること。

四 当該一般用医薬品の用法、用量、使用上の注意、当該一般用医薬品との併用を避けるべき医薬品その他の当該一般用医薬品の適正な使用のために必要な情報を、その薬局若しくは店舗において当該一般用医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又はその薬局若しくは店舗において当該一般用医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によつて購入され、若しくは譲り受けられた当該一般用医薬品を使用する者の状況に応じて個別に提供されること。

五 当該一般用医薬品を使用しようとする者が手帳を持する場合は、必要に応じ、当該手帳を活用したこと。

六 必要に応じて、医師又は歯科医師の診断を受けることを勧めさせること。

七 当該情報の提供を行つた薬剤師又は登録販売者

のは「又は配置した」と、同条第二項中「第三十六条の十第四項」とあるのは「第三十六条の十七第七項において準用する同条第四項」と、「前条第四項各号」とあるのは「第一百五十九条の十八において準用する前条第四項各号」と、「第三十六条の十第一項」とあるのは「同条第一項」と、「第三十六条の十第三項」とあるのは「同条第三項」と、前条第一項各号列記以外の部分中「第三十六条の十第五項」とあるのは「第三十六条の十第七項において準用する同条第五項」と、「薬局又は店舗」とあるのは「区域」と、同項第一号及び第二号中「薬局又は店舗」とあるのは「同条第一項」と、「第三十六条の十第三項」とあるのは「同条第三項」とあるのは「同条第三項」と、「第三十六条の十第七項において準用する同条第五項」と、「薬局又は店舗」とあるのは「区域」と、同項第四号中「その薬局若しくは店舗において当該一般用医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又はその薬局若しくは店舗において当該一般用医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらによつて購入され、若しくは譲り受けられた当該一般用医薬品を使用する者」とあるのは「配置販売によつて当該一般用医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は配置した当該一般用医薬品を使用する者」と読み替えるものとする。

(変更の届出)

**第一百五十九条の十九** 法第三十八条第一項において準用する法第十条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 店舗販売業者の氏名（店舗販売業者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名を含む。）又は住所

二 店舗の構造設備の主要部分

三 通常の営業日及び営業時間

四 店舗管理者の氏名、住所又は週当たり勤務時間数

五 店舗管理者以外の当該店舗において薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者の氏名又は週当たり勤務時間数

六 当該店舗において販売し、又は授与する医薬品の第百三十九条第三項各号に掲げる区分（特定販売を行う医薬品の区分のみを変更した場合を除く。）

七 当該店舗において併せ行う店舗販売業以外の医薬品の販売業その他の業務の種類

八 当該店舗において併せ行う医薬品の区分のみを変更した場合を除く。）

九 当該店舗において併せ行う店舗販売業以外の医薬品の販売業その他の業務の種類

十 当該店舗において併せ行う店舗販売業以外の医薬品の販売業その他の業務の種類

十一 当該店舗において併せ行う店舗販売業以外の医薬品の販売業その他の業務の種類

十二 当該店舗において併せ行う店舗販売業以外の医薬品の販売業その他の業務の種類

十三 当該店舗において併せ行う店舗販売業以外の医薬品の販売業その他の業務の種類

十四 当該店舗において併せ行う店舗販売業以外の医薬品の販売業その他の業務の種類

十五 当該店舗において併せ行う店舗販売業以外の医薬品の販売業その他の業務の種類

十六 当該店舗において併せ行う店舗販売業以外の医薬品の販売業その他の業務の種類

十七 当該店舗において併せ行う店舗販売業以外の医薬品の販売業その他の業務の種類

十八 当該店舗において併せ行う店舗販売業以外の医薬品の販売業その他の業務の種類

十九 当該店舗において併せ行う店舗販売業以外の医薬品の販売業その他の業務の種類

二十 当該店舗において併せ行う店舗販売業以外の医薬品の販売業その他の業務の種類

2

**第一百五十九条の二十二** 法第三十八条第二項において準用する法第十条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 卸売販売業者の氏名（卸売販売業者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名を含む。）又は住所

二 営業所の名称

三 営業所の構造設備の主要部分

四 相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先

五 医薬品営業所管理者の氏名又は住所

六 放射性医薬品を取り扱うときは、その放射性医薬品の種類

七 当該営業所において併せ行う卸売販売業以外の医薬品の販売業その他の業務の種類

八 当該営業所において併せ行う卸売販売業について準用する法第十条第一項の規定による届出については、第十六条第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「前

項第四号」とあるのは「第一百五十九条の二十二第一項第五号」と、同条第三項各号列記以外の部

分中「都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合において市長又は区長。以下この項において同じ。）」とあるのは「都道府県知事」と、同項第一号及び第二号中「第一項第一号」とあるのは「第一百五十九条の二十二第一項第一号」と、同項第三号

中「第一項第四号又は第五号」とあるのは「第一百五十九条の二十二第一項第五号」と、同条第三項各号列記以外の部

分中「都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合において市長又は区長。以下この項において同じ。）」とあるのは「都道府県知事」と、同項第一号及び第二号中「第一項第一号」とあるのは「第一百五十九条の二十二第一項第一号」と、同項第三号

中「第一項第四号又は第五号」とあるのは「第一百五十九条の二十二第一項第五号」と、同条第三項各号列記以外の部

分中「都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合において市長又は区長。以下この項において同じ。）」とあるのは「都道府県知事」と、同項第一号及び第二号中「第一項第一号」とあるのは「第一百五十九条の二十二第一項第一号」と、同項第三号

中「第一項第四号又は第五号」とあるのは「第一百五十九条の二十二第一項第五号」と、同条第三項各号列記以外の部

分中「都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合において市長又は区長。以下この項において同じ。）」とあるのは「都道府県知事」と、同項第一号及び第二号中「第一項第一号」とあるのは「第一百五十九条の二十二第一項第一号」と、同項第三号

中「第一項第四号又は第五号」とあるのは「第一百五十九条の二十二第一項第五号」と、同条第三項各号列記以外の部

分中「都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合において市長又は区長。以下この項において同じ。）」とあるのは「都道府県知事」と、同項第一号及び第二号中「第一項第一号」とあるのは「第一百五十九条の二十二第一項第一号」と、同項第三号

中「第一項第四号又は第五号」とあるのは「第一百五十九条の二十二第一項第五号」と、同条第三項各号列記以外の部

分中「都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合において市長又は区長。以下この項において同じ。）」とあるのは「都道府県知事」と、同項第一号及び第二号中「第一項第一号」とあるのは「第一百五十九条の二十二第一項第一号」と、同項第三号

3

**第一百五十九条の二十三** 店舗販売業の店舗、配置販売業若しくは卸売販売業の営業所を廃止し、休止し、又は休止した店舗販売業の店舗、配置販売業若しくは卸売販売業の営業所を再開した場合における法第三十八条第一項又は第二項において準用する法第十条第一項の規定による届出は、様式第八による届書を提出することによって行うものとする。

(高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の申請)

**第一百五十九条の二十三** 店舗販売業の店舗、配置販売業若しくは卸売販売業の営業所を廃止し、休止し、又は休止した店舗販売業の店舗、配置販売業若しくは卸売販売業の営業所を再開した場合における法第三十八条第一項又は第二項において準用する法第十条第一項の規定による届出は、様式第八による届書を提出することによって行うものとする。

(高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の申請)

**第一百五十九条** 法第三十九条第一項の高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可を受けようとする者は、同条第三項の規定により、様式第八十七による申請書を都道府県知事（当該申請等に係る営業所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合には、市長又は区長。第三項において同じ。）に提出しなければならない。この場合において、貸与業の許可については、高度管理医療機器等の陳列その他の管理を行う者が申請するものとする。

**法第三十九条第三項第五号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。**

一 営業所の名称及び所在地

二 高度管理医療機器等営業所管理者の住所

三 兼営事業の種類

四 第一項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際当該申請書の提出先とされている都道府県知事に提出され、又は当該都道府県知事を経由して厚生

労働大臣に提出された書類については、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

一 営業所（高度管理医療機器プログラムのみを取り扱う営業所を除く。）の構造設備に関する書類

二 申請者が法人であるときは、登記事項証明書

三 申請者（申請者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員）が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たつて必要な認知・判断及び意思疎通を適切に行なうことができるおそれがある者である場合は、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書

四 高度管理医療機器等営業所管理者が第百六十二条第一項各号（同項第一号に規定する指定視力補正用レンズ等のみを販売・授与又は貸与（以下「販売等」という。）を実地に管理する者にあつては同項各号又は同条第二項各号、プログラム高度管理医療機器（高度管理医療機器プログラム又はこれを記録した記録媒体たる医療機器をいう。以下同じ。）のみの販売等又は電気通信回線を通じた提供（以下「販売提供等」という。）を実地に管理する者にあつては同条第一項各号又は第三項各号、指定視力補正用レンズ等及びプログラム高度管理医療機器のみの販売提供等を実地に管理する者にあつては同条第一項各号又は同条第一項各号及び第三項各号）に掲げる者であることを証する書類

五 申請者以外の者がその営業所の高度管理医療機器等営業所管理者であるときは、雇用契約書の写しその他の申請者のその営業所の高度管理医療機器等営業所管理者に対する使用関係を証する書類

#### 5 4 法第三十九条第三項の申請について

法第三十九条第五項において準用する法第五条第三号への厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により高度管理医療機器等の販売業者又は貸与業者（以下「高度管理医療機器等の販売業者等」という。）の業務を適正に行なうに当たつて必要な認知・判断及び意思疎通を適切に行なうことができない者とする。

#### （高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可台帳の記載事項）

**第百六十二条** 令第四十八条に規定する法第三十九条第一項の許可に關する台帳に記載する事項は、次とのおりとする。

一 許可番号及び許可年月日  
二 許可の別

三 高度管理医療機器等の販売業者等の氏名及び住所  
四 高度管理医療機器等営業所管理者の氏名及び住所

（管理者の基準）  
**第百六十二条** 法第三十九条の二第一項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

一 高度管理医療機器等（令別表第一機械器具の項第七十二号に掲げる視力補正用レンズ及び同表第七十二号の二に掲げるコンタクトレンズ（視力補正用のものを除く。）のうち厚生労働大臣が指定するもの（以下「指定視力補正用レンズ等」という。）並びにプログラム高度管理医療機器を除く。）の販売等に関する業務に三年以上従事した後、別に厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けた者が行なう基礎講習を修了した者

二 厚生労働大臣が前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認められた者  
三 指定視力補正用レンズ等のみを販売等する営業所における法第三十九条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める基準は、前項の規定にかかわらず、同項各号のいずれか又は次の各号のいずれかに該当する者であることとする。  
一 高度管理医療機器等（プログラム高度管理医療機器を除く。）の販売等に関する業務に一年以上従事した後、別に厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けた者が行なう基礎講習を修了した者

3 二 厚生労働大臣が前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者  
一 プログラム高度管理医療機器のみを販売提供等する営業所における法第三十九条の二第一項の厚生労働省令で定める基準は、前二項の規定にかかわらず、第一項各号のいずれかに該当する者であることとする。

一 別に厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けた者が行なう基礎講習を修了した者  
二 厚生労働大臣が前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者  
三 厚生労働省令で定める基準は、前三項の規定にかかわらず、第一項各号のいずれか又は第二項各号のいずれかに該当する者であることとする。

一 別に厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けた者が行なう基礎講習を修了した者  
二 厚生労働大臣が前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者  
三 厚生労働省令で定める基準は、前三項の規定にかかわらず、第一項各号のいずれか又は第二項各号のいずれかに該当する者であることとする。

一 別に厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けた者が行なう基礎講習を修了した者  
二 厚生労働大臣が前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者  
三 厚生労働省令で定める基準は、前三項の規定にかかわらず、第一項各号のいずれか又は第二項各号のいずれかに該当する者であることとする。

（管理医療機器の販売業又は貸与業の届出）  
**第百六十三条** 法第三十九条の三第一項の規定により管理医療機器（特定保守管理医療機器を除く。）第百七十三条から第百七十八条までにおいて同じ。）を業として販売し、授与し、若しくは貸与し、若しくは販売・授与若しくは貸与の目的で陳列し、又は管理医療機器プログラムを電気通信回線を通じて提供しようとする者（法第三十九条第一項の許可を受けた者を除く。）は、法第三十九条の三第一項の規定により、様式第八十八による届書を提出するものとする。

2 法第三十九条の三第一項第三号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。  
一 営業所の名称及び所在地

2 一 当該営業所において第百七十五条第一項に規定する特定管理医療機器を販売提供等する場合にあつては、同条第二項に規定する特定管理医療機器営業所管理者等の氏名及び住所

3 二 当該営業所において第百七十五条第一項に規定する特定管理医療機器を販売提供等する場合にあつては、同条第二項に規定する特定管理医療機器営業所管理者等の氏名及び住所

4 一 営業所（管理医療機器プログラムのみを取り扱う営業所を除く。）の構造設備の概要  
二 兼営事業の種類

3 一 第一項の届書には、当該営業所の平面図を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際当該平面図が当該届書の提出先とされている都道府県知事（当該営業所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域においては、市長又は区長。以下この項において同じ。）に提出され、又は当該都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出されている場合においては、当該届書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

（営業所の管理に関する帳簿）  
**第百六十四条** 高度管理医療機器等の販売業者等は、営業所に当該営業所の管理に関する事項を記録するための帳簿を備えなければならない。

2 一 高度管理医療機器等営業所管理者は、次に掲げる事項を前項の帳簿に記載しなければならない。  
二 営業所における品質確保の実施の状況  
三 苦情処理、回収処理その他不良品の処理の状況  
四 営業所の従業者の教育訓練の実施の状況  
五 その他営業所の管理に関する事項

3 一 高度管理医療機器等の販売業者等は、第一項の帳簿を、最終の記載の日から六年間、保存しなければならない。  
（品質の確保）  
**第百六十五条** 高度管理医療機器等の販売業者等は、適正な方法により、当該医療機器に被包の損傷その他の瑕疵がないことの確認その他の医療機器の品質の確保をしなければならない。

（医療機器プログラムの広告）  
**第百六十五条の二** 高度管理医療機器等の販売業者等は、医療機器プログラムを電気通信回線を通じて提供することについて広告をするときは、次に掲げる事項を表示しなければならない。  
一 别に厚生労働大臣が前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認められた者  
二 厚生労働大臣が前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者  
三 厚生労働省令で定める基準は、前三項の規定にかかわらず、第一項各号のいずれか又は第二項各号のいずれかに該当する者であることとする。

一 高度管理医療機器等の販売業者等の氏名又は名称及び住所

二 電話番号その他連絡先

三 その他必要な事項

(苦情処理)

**第一百六十六条** 高度管理医療機器等の販売業者等は、自ら販売し、授与し、若しくは貸与し、又は電気通信回線を通じて提供した医療機器の品質等に関して苦情があつたときは、その苦情に係る事項が自らに起因するものでないことが明らかな場合を除き、当該営業所の高度管理医療機器等営業所管理者に、苦情に係る事項の原因を究明させ、当該営業所の品質確保の方法に関する改修が必要な場合には、所要の措置を講じさせなければならない。

(回収)  
**第一百六十七条** 高度管理医療機器等の販売業者等は、自ら販売し、授与し、若しくは貸与し、又は電気通信回線を通じて提供した医療機器の品質等に関する理由により回収を行うときは、その回収に至った理由が自らの陳列、貯蔵等に起因するところが明らかな場合に限り、当該営業所の高度管理医療機器等営業所管理者に、次に掲げる業務を行わせなければならない。  
一 回収に至った原因を究明し、当該営業所の品質確保の方法に関する改修が必要な場合には、所要の措置を講ずること。  
二 回収した医療機器（医療機器プログラムを除く。）を区分して一定期間保管した後、適切に処理すること。

(高度管理医療機器等営業所管理者の継続的研修)

**第一百六十八条** 高度管理医療機器等の販売業者等は、高度管理医療機器等営業所管理者に、別に厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣に届出を行つた者が行う研修を毎年度受講させなければならない。

(教育訓練)

**第一百六十九条** 高度管理医療機器等の販売業者等は、営業所の従業者に対して、その取り扱う医療機器の販売、授与若しくは貸与、又は電気通信回線を通じた提供に係る情報提供及び品質の確保に関する教育訓練を実施しなければならない。

(中古品の販売等に係る通知等)

**第一百七十条** 高度管理医療機器等の販売業者等は、使用された医療機器を他に販売し、授与し若しくは貸与し、又は電気回線を通じて提供しようとするときは、あらかじめ、当該医療機器の製造販売業者に通知しなければならない。ただし、当該使用された医療機器が他の医療機器の販売業者等から販売、授与若しくは貸与又は電気回線を通じて提供された場合であつて、当該使用された医療機器を他の医療機器の販売業者等に販売し、授与し若しくは貸与し、又は電気回線を通じて提供しようとするときは、この限りでない。

(製造販売業者の不具合等の報告への協力)

**第一百七十二条** 高度管理医療機器等の販売業者等は、その販売し、授与し、若しくは貸与し、又は電気通信回線を通じて提供した医療機器について、当該医療機器の不具合その他の事由によるものと疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は当該医療機器の使用によるものと疑われる感染症の発生に関する事項を知つた場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、当該医療機器の製造販売業者又は外国製造医療機器等特例承認取得者にその旨を通知しなければならない。

(高度管理医療機器等営業所管理者の業務及び遵守事項)

**第一百七十三条** 法第四十条第一項において準用する法第八条第三項の高度管理医療機器等営業所管理者が行う営業所の管理に関する業務は、次のとおりとする。  
一 法第四十条第一項において準用する法第九条の二第一項第一号に規定する高度管理医療機器等営業所管理者が有する権限に係る業務

二 法第四十条第一項において準用する法第八条第二項の規定により高度管理医療機器等の販売業者等に対する書面による意見申述の構造設備及び高度管理医療機器等その他の物品の管理その他その営業所の業務に対し必要な注意を払う業務

三 法第四十条第一項において準用する法第八条第三項の高度管理医療機器等営業所管理者が遵守すべき事項は、次のとおりとする。  
一 営業所の管理に係る業務に関する法令及び実務に精通し、公正かつ適正に当該業務を行うこと。

2

二 法第四十条第一項において準用する法第八条第二項の規定により高度管理医療機器等の販売業者等に対する書面による意見申述の構造設備及び高度管理医療機器等その他の物品の管理その他その営業所の業務に対し必要な注意を払う業務

三 法第四十条第一項において準用する法第八条第三項の高度管理医療機器等営業所管理者が遵守すべき事項は、次のとおりとする。

一 営業所の管理に係る業務に関する法令及び実務に精通し、公正かつ適正に当該業務を行うこと。

2

二 法第四十条第一項において準用する法第八条第二項の規定により高度管理医療機器等の販売業者等に対する書面による意見申述の構造設備及び高度管理医療機器等その他の物品の管理その他その営業所の業務に対し必要な注意を払う業務

三 法第四十条第一項において準用する法第八条第三項の高度管理医療機器等営業所管理者が遵守すべき事項は、次のとおりとする。

一 営業所の管理に係る業務に関する法令及び実務に精通し、公正かつ適正に当該業務を行うこと。

2

二 法第四十条第一項において準用する法第八条第二項の規定により高度管理医療機器等の販売業者等に対する書面による意見申述の構造設備及び高度管理医療機器等その他の物品の管理その他その営業所の業務に対し必要な注意を払う業務

三 法第四十条第一項において準用する法第八条第三項の高度管理医療機器等営業所管理者が遵守すべき事項は、次のとおりとする。

一 営業所の管理に係る業務に関する法令及び実務に精通し、公正かつ適正に当該業務を行うこと。

2

二 法第四十条第一項において準用する法第八条第二項の規定により高度管理医療機器等の販売業者等に対する書面による意見申述の構造設備及び高度管理医療機器等その他の物品の管理その他その営業所の業務に対し必要な注意を払う業務

三 法第四十条第一項において準用する法第八条第三項の高度管理医療機器等営業所管理者が遵守すべき事項は、次のとおりとする。

一 営業所の管理に係る業務に関する法令及び実務に精通し、公正かつ適正に当該業務を行うこと。

2

二 法第四十条第一項において準用する法第八条第二項の規定により高度管理医療機器等の販売業者等に対する書面による意見申述の構造設備及び高度管理医療機器等その他の物品の管理その他その営業所の業務に対し必要な注意を払う業務

三 法第四十条第一項において準用する法第八条第三項の高度管理医療機器等営業所管理者が遵守すべき事項は、次のとおりとする。

一 営業所の管理に係る業務に関する法令及び実務に精通し、公正かつ適正に当該業務を行うこと。

2

二 法第四十条第一項において準用する法第八条第二項の規定により高度管理医療機器等の販売業者等に対する書面による意見申述の構造設備及び高度管理医療機器等その他の物品の管理その他その営業所の業務に対し必要な注意を払う業務

三 法第四十条第一項において準用する法第八条第三項の高度管理医療機器等営業所管理者が遵守すべき事項は、次のとおりとする。

一 営業所の管理に係る業務に関する法令及び実務に精通し、公正かつ適正に当該業務を行うこと。

2

二 法第四十条第一項において準用する法第八条第二項の規定により高度管理医療機器等の販売業者等に対する書面による意見申述の構造設備及び高度管理医療機器等その他の物品の管理その他その営業所の業務に対し必要な注意を払う業務

三 法第四十条第一項において準用する法第八条第三項の高度管理医療機器等営業所管理者が遵守すべき事項は、次のとおりとする。

一 営業所の管理に係る業務に関する法令及び実務に精通し、公正かつ適正に当該業務を行うこと。

2

二 法第四十条第一項において準用する法第八条第二項の規定により高度管理医療機器等の販売業者等に対する書面による意見申述の構造設備及び高度管理医療機器等その他の物品の管理その他その営業所の業務に対し必要な注意を払う業務

三 法第四十条第一項において準用する法第八条第三項の高度管理医療機器等営業所管理者が遵守すべき事項は、次のとおりとする。

事に関する業務に責任を有する役員及び従業者に対する教育訓練の実施及び評価並びに業務の遂行に係る記録の作成、管理及び保存を行う体制

ハ イ及び口に掲げるもののほか、高度管理医療機器等の販売業者等の業務の適正を確保する  
ために必要な人員の確保及び配置その他高度管理医療機器等の販売業者等の業務の適正を

確保するための体制  
一 次に掲げる法第四十条第一項において準用する法第九条の二第一項第三号に規定する措置を講ずること。

イ 高度管理医療機器等の販売業者等の従業者に対して法令遵守のための指針を示すこと。  
ロ 薬事に関する業務に責任を有する役員の権限及び分掌する業務を明らかにすること。  
ハ イ又ドコも掲げるもの(以下、前号ニ規定する本別刷を実効的に幾能さざるを)に必要なら  
ハ イ又ドコも掲げるもの(以下、前号ニ規定する本別刷を実効的に幾能さざるを)に必要なら

アーチー及びドローリーのものに加え、音号に規定する休符を実交換の機能とするために必要である措置

は、次とのおりとする。

許可の別  
一 高度管理医療機器等の販売業者等が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名

五 営業所の名称  
営業所（高度管理医療機器プログラムのみを取り扱う営業所を除く。）の構造設備の主要部分法第四十条第一項において準用する法第十条第一項の規定による届出は、様式第六による届書

提出することによつて行うものとする。  
前項の届書には、次の各号に掲げる届書の区分に応じて当該各号に定める書類を添えなければ  
よらない。ただし、申請等の行為の際当該届書の提出先とされている都道府県知事（当該申請等

提出された書類について、当該届書はその旨が不記されたときは、この限りでない。第一項第一号に掲げる高度管理医療機器等の販売業者等の氏名に係る届書、高度管理医療機器等の販売業者等の戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（高度管理医療機器等の販売業者等の氏名に係る届書）

業者等が法人であるときは、登記事項証明書

の販売等を実地に管理する者にあつては同項各号又は同条第二項各号、プログラム高度管理医療機器のみの販売提供等を実地に管理する者にあつては同条第一項各号又は同条第三項各号、指定視力補正用レンズ等及びプログラム高度管理医療機器のみの販売提供等を実地に管理する

者にあつては同条第一項各号又は同条第二項各号及び同条第三項各号)に掲げる者であることを証する書類及び新たに高度管理医療機器等営業所管理者になつた者が高度管理医療機器等の販売業者等以外の者であるときは、雇用契約書の写しその他高度管理医療機器等の販売業者等

の新たに高度管理医療機器等営業所管理者となつた者に対する使用関係を証する書類  
第一項第三号に掲げる役員に係る届書 新たに役員となつた者が精神の機能の障害により業務を適切に行うに当つて必要な忍耐、判断又は言思束縛を適切に行うことなどができないとして

ある者である場合は、当該員に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書がある者である（特定管理医療機器の販売業者等の遵守事項等）

の許可を受けた者を除く。以下同じ。)は、特定管理医療機器の販売提供等を実地に管理させるために、特定管理医療機器を販売提供等する営業所ごとに、高度管理医療機器等の販売等に関する業務に一年以上若しくは特定管理医療機器(令別表第一機械器具の項第七十三号に掲げる補聴器(以下「補聴器」という。)、同項第七十八号に掲げる家庭用電気治療器(以下「家庭用電気治療器

療器」という。及びプログラム特定管理医療機器（特定管理医療機器のうちプログラムであるもの及びこれを記録した記録媒体たる医療機器をいう。以下同じ。）を除く。）の販売等に関する業務に三年以上従事した後、別に厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣の登録を受け

した者が行う基礎講習を修了した者又は当該者と同等以上の知識及び経験を有すると厚生労働大臣が認めた者（以下「特定管理医療機器営業所管理者」という。）を置かなければならない。ただしこれは、つづきに掲げる各点については、専門性を考慮して置き難い時代、としらし当該

し、次の名号は指げる営業所においては、特定管理因発機器営業所管理者に付され、それそれを当該各号に掲げる者を置けば足りる。

管理医療機器を除く。の販売等に関する業務に一年以上従事した後、別に厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けた者が行う基礎講習を修了した者又は当該者と同一以上の知識及び経験を有すると厚生労働大臣が認めた者（以下「補聴器営業所管理者」とい

二、家庭用電気治療器のみを販売等する営業所 特定管理医療機器（補聴器及びプログラム特定管理医療機器を除く。）の反応等に關する業務に一年以上従事した後、別に厚生労働省令で定う。)

管頭因病休器を除く、の貿易額に占めて、一社の貿易額が最も多く、ついで同社の貿易額が一定のところにより厚生労働大臣の登録を受けた者が行う基礎講習を修了した者又は当該者と同一以上の知識及び経験を有すると厚生労働大臣が認めた者（以下「家庭用電気治療器営業所管

三 プログラム特定管理医療機器のみを販売提供等する営業所  
理者」という。別に厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けた者が行う基礎講習を修了した者又は当該者と同等以上の

四 捕徳器及び家庭用電気治療器のみを販売等する営業所 捕徳器営業所管理者及び家庭用電気治療器を有すると厚生労働大臣が認めた者（以下「プログラム特定管理医療機器営業所管理者」という。）

治療器営業所管理者  
補聴器及びプログラム特定管理医療機器のみを販売提供等する営業所  
又ダブルグラム寺三音機器販売修理者

及びプログラム特定管理医療機器営業所管理者  
家庭用電気治療器及びプログラム特定管理医療機器のみを販売提供等する営業所  
家庭用電気治療器営業所管理者及びプログラム特定管理医療機器営業所管理者

七 捕聴器、家庭用電気治療器及びプログラム特定管理医療機器のみを販売提供等する営業所  
補聴器営業所管理者、家庭用電気治療器営業所管理者及びプログラム特定管理医療機器営業所  
管理者

特定管理医療機器の販売業者等は、特定管理医療機器営業所管理者、補聴器営業所管理者、家庭用電気治療器営業所管理者及びプログラム特定管理医療機器営業所管理者（以下「特定管理医療機器営業所管理者等」といふ。）は、厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣に届出

特定管理医療機器の販売業者等は、医療機器の譲受け及び譲渡に関する記録を作成し、保存す  
を行つた者が行う研修を毎年受講させるよう努めなければならない。

るよう努めなければならない。  
特定管理医療機器営業所管理者等は、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、従業者の監督、その営業所の構造設備及び特定管理医療機器等その他の物品の管理その他その営業所の業

務に対し必要な注意を払わなければならない。



三 特定保守管理医療機器以外の医療機器に係る修理区分

四 責任技術者の氏名、住所及び資格

第一項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際当該申請書の提出先とされている地方厚生局長若しくは都道府県知事に提出され、又は当該都道府県知事を経由して地方厚生局長に提出された書類については、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

一 事業所の構造設備に関する書類

二 申請者が法人であるときは、登記事項証明書

三 事業所の医療機器修理責任技術者が第百八十八条第一号又は第二号に掲げる者であることを証する書類

四 申請者以外の者がその事業所の医療機器修理責任技術者であるときは、雇用契約書の写しその他申請者のその医療機器修理責任技術者に対する使用関係を証する書類

五 法第四十条の二(第三項)の申請については、第九条の規定を準用する。この場合において、同条中「都道府県知事(その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長)」とあるのは、「地方厚生局長又は都道府県知事」と読み替えるものとする。

六 法第四十条の二(第六項)において準用する法第五条第三号への厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により修理業者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を行うことができない者とする。

(医療機器の修理区分)

法第四十条の二(第二項)に規定する厚生労働省令で定める区分(以下「修理区分」という。)は、特定保守管理医療機器及び特定保守管理医療機器以外の医療機器について、それぞれ別表第一のとおりとする。

(修理業の許可証の様式)

第一百八十二条 医療機器の修理業の許可証は、様式第九十二によるものとする。

(修理業の許可証の書換え交付の申請)

第一百八十三条 令第五十五条において準用する令第三十七条の九第二項の申請書(地方厚生局長に提出する場合にあつては正副二通、都道府県知事に提出する場合にあつては正本一通)は、様式第三によるものとする。

2 前項の規定により地方厚生局長に提出することとされている申請書には、手数料の額に相当する収入印紙を貼らなければならない。

(修理業の許可証の再交付の申請)

令第五十五条において準用する令第三十七条の十第二項の申請書(地方厚生局長に提出する場合にあつては正副二通、都道府県知事に提出する場合にあつては正本一通)は、様式第四によるものとする。

2 前項の規定により地方厚生局長に提出することとされている申請書には、手数料の額に相当する収入印紙を貼らなければならない。

(修理業の許可の更新の申請)

第一百八十五条 法第四十条の二(第四項)の医療機器の修理業の許可の更新の申請は、様式第九十三による申請書(地方厚生局長に提出する場合にあつては正本一通及び副本二通、都道府県知事に提出する場合にあつては正本一通)を第二百八十二条又は令第八十条の規定によりそれぞれ当該許可の権限に属する事務を行ふこととされた地方厚生局長又は都道府県知事に提出することによつて行うものとする。

2 前項の申請書には、申請に係る許可の許可証を添えなければならない。

(修理区分の変更等の申請)

第一百八十六条 法第四十条の二(第七項)の医療機器の修理区分の変更又は追加の許可の申請は、様式第九十四条による申請書(地方厚生局長に提出する場合にあつては正本一通及び副本二通、都道府県知事に提出する場合にあつては正本一通)を第二百八十二条又は令第八十条の規定により当該

許可の権限に属する事務を行うこととされた地方厚生局長又は都道府県知事に提出することによつて行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際当該申請書の提出先とされている地方厚生局長若しくは都道府県知事に提出され、又は当該都道府県知事を経由して地方厚生局長に提出された書類については、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

一 許可証

二 変更し、又は追加しようとする修理区分に係る事業所の構造設備に関する書類

(修理業の許可台帳の記載事項)

三百八十七条 令第五十五条において準用する令第三十七条の十二に規定する法第四十条の二(第一項)の許可に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。

一 許可番号及び許可年月日

二 修理区分

三 修理業者の氏名及び住所

四 事業所の名称及び所在地

五 当該事業所の医療機器修理責任技術者の氏名及び住所

三百八十八条 法第四十条の三において準用する法第二十三条の二の十四第五項に規定する医療機器の修理業の医療機器修理責任技術者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者でなければならない。

一 特定保守管理医療機器の修理を行う修理業者(イ又はロのいづれかに該当する者)

イ 医療機器の修理に関する業務に三年以上従事した後、別に厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けた者が行う基礎講習(以下この条において「基礎講習」といいう。)及び専門講習を修了した者

ロ 厚生労働大臣がイに掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認められた者

二 特定保守管理医療機器以外の医療機器の修理を行う修理業者(イ又はロのいづれかに該当する者)

イ 医療機器の修理に関する業務に三年以上従事した後、基礎講習を修了した者

ロ 厚生労働大臣がイに掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認められた者

(医療機器修理責任技術者の業務及び遵守事項)

三百八十九条 法第四十条の三において準用する法第二十三条の二の十四第九項の医療機器修理責任技術者が行う医療機器の修理の管理のために必要な業務は、次のとおりとする。

一 法第四十条の三において準用する法第二十三条の二の十五の二(第二項)に規定する医療機器修理責任技術者が有する権限に係る業務

二 法第四十条の三において準用する法第二十三条の二の十四第八項において準用する法第八条第一項の規定による従業者の監督、その事業所の構造設備及び医療機器その他の物品の管理その他事業所の業務に対し必要な注意を払う業務

三 法第四十条の三において準用する法第二十三条の二の十四第七項の規定による修理業者に対する書面による意見申述

一 遵守すべき事項は、次のとおりとする。

二 修理の管理に係る業務に関する法令及び実務に精通し、公正かつ適正に当該業務を行うこと。

二 法第四十条の三において準用する法第二十三条の二の十四第七項の規定により修理業者に対して述べる意見を記載した書面の写しを三年間保存すること。

(修理、試験等に関する記録)

三百九十条 医療機器の修理業の医療機器修理責任技術者は、修理及び試験に関する記録その他当該事業所の管理に関する記録を作成し、かつ、これを三年間(当該記録に係る医療機器に關して

有効期間の記載が義務付けられている場合には、その有効期間に一年を加算した期間）保管しなければならない。（医療機器の修理業者の法令遵守体制）

**第二百九十条の二** 医療機器の修理業者は、次に掲げるところにより、法第四十条の三において準用する法第二十三条の二の十五の二第三項各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 医療機器の修理責任技術者の権限を明らかにすること。  
イ 医療機器に関する業務に従事する者に対する業務の指示及び監督に関する権限  
ロ イに掲げるもののほか、医療機器の修理の管理に関する権限

二 次に掲げる法第四十条の三において準用する法第二十三条の二の十五の二第三項第二号に規定する体制を整備すること。

イ 医療機器の修理の管理に関する業務その他の修理業者の業務の遂行が法令に適合することを確保するために必要な規程の作成、修理業者の薬事に関する業務に責任を有する役員及び従業者に対する教育訓練の実施及び評価並びに業務の遂行に係る記録の作成、管理及び保存を行う体制

ハ 修理業者が薬事に関する業務に責任を有する役員及び従業者の業務を監督するために必要な情報収集し、その業務の適正を確保するために必要な措置を講ずる体制

ハ イ及びロに掲げるもののほか、修理業者の業務の適正を確保するための体制及び配置その他の修理業者の業務の適正を確保するための体制

三 次に掲げる法第四十条の三において準用する法第二十三条の二の十五の二第三項第三号に規定する措置を講ずること。

ハ 薬事に関する業務に責任を有する役員の権限及び分掌する業務を明らかにすること。

ハ イ及びロに掲げるもののほか、前号に規定する体制を実効的に機能させるために必要な措置（特定保守管理医療機器の修理業者の作業管理及び品質管理）

**第二百九十二条** 特定保守管理医療機器の修理業者は、事業所ごとに、次に掲げる文書を作成しなければならない。

一 業務の内容に関する文書

二 修理手順その他修理の作業について記載した文書

二 特定保守管理医療機器の修理業者は、前項第二号に掲げる文書に基づき、適正な方法により医療機器の修理を行わなければならない。

三 特定保守管理医療機器の修理業者は、自ら修理した医療機器の品質等に關して苦情があつたときは、その苦情に係る事項が当該修理に係る事業所に起因するものでないことが明らかな場合を除き、当該事業所の医療機器修理責任技術者に、次に掲げる業務を行わせなければならない。

一 苦情に係る事項の原因を究明し、修理に係る作業管理又は品質管理に關し改善が必要な場合には、所要の措置を講ずること。

二 当該医療機器に係る苦情の内容、原因究明の結果及び改善措置を記載した苦情処理記録を作成し、その作成の日から三年間保存すること。

四 特定保守管理医療機器の修理業者は、自ら修理した医療機器の品質等に關する理由により回収を行うときは、その回収に至つた理由が当該修理に係る事業所に起因するものでないことが明らかな場合を除き、当該事業所の医療機器修理責任技術者に、次に掲げる業務を行わせなければならない。

一 回収に至つた原因を究明し、修理に係る作業管理又は品質管理に關し改善が必要な場合は、所要の措置を講ずること。

二 回収した医療機器を区分して一定期間保管した後、適切に処理すること。

三 当該医療機器に係る回収の内容、原因究明の結果及び改善措置を記載した回収処理記録を作成し、その作成の日から三年間保存すること。

5 特定保守管理医療機器の修理業者は、医療機器修理責任技術者に、次に掲げる業務を行わせなければならない。（医療機器修理責任技術者の継続的研修）

一 作業員に対して、医療機器の修理に係る作業管理及び品質管理に関する教育訓練を実施すること。

二 教育訓練の実施の記録を作成し、その作成の日から三年間保存すること。  
6 特定保守管理医療機器の修理業者は、医療機器の修理（軽微なもの）を除く。次項において同じ。をしようとするときは、あらかじめ、当該医療機器の製造販売業者に通知しなければならない。ただし、当該医療機器を使用する者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合その他の正当な理由がある場合であつて、修理後速やかに製造販売業者に通知するときは、この限りでない。

7 特定保守管理医療機器の修理業者は、医療機器の修理に係る注意事項について、当該医療機器の製造販売業者から指示を受けた場合は、それを遵守しなければならない。

8 特定保守管理医療機器の修理業者は、医療機器の修理をしたときは、自らの氏名及び住所を当該医療機器又はその直接の容器若しくは被包に記載しなければならない。

9 特定保守管理医療機器の修理業者は、医療機器の修理を依頼した者に対し、修理の内容を文書により通知しなければならない。

10 前項に規定する文書による通知については、第一百十四条の五十五第四項から第八項までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「設置管理医療機器の製造販売業者」とあるのは「特定保守管理医療機器の修理業者」と、同条第四項中「これらの規定により当該設置管理基準書の交付を受けるべき者（以下この条において「受託者等」という。）」とあるのは「修理を依頼した者」と、「設置管理基準書に記載すべき事項」とあるのは「第一百九十二条第九項に規定する修理の内容」と、「受託者等」とあるのは「修理を依頼した者」と、同条第五項及び第六項中「受託者等」とあるのは「修理を依頼した者」と、同条第七項中「設置管理基準書に記載すべき事項」とあるのは「第一百九十二条第九項に規定する修理の内容」と、「受託者等」とあるのは「修理を依頼した者」と、同条第五項及び第八項中「受託者等」とあるのは「修理を依頼した者」とある者は「修理を依頼した者」と読み替えるものとする。

11 特定保守管理医療機器の修理業者は、その修理した医療機器について、当該医療機器の不具合その他の事由によるものと疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は当該医療機器の使用によるものと疑われる感染症の発生に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、製造販売業者又は外国製造医療機器等特例承認取得者にその旨を通知しなければならない。

（特定保守管理医療機器の修理業者の遵守事項）

**第二百九十二条** 特定保守管理医療機器以外の医療機器の修理業者の作業管理及び品質管理の規定並びに第百七十九条第一項から第四項までの規定を準用する。この場合において、第百四十四条の五十五第四項中「前二項」とあるのは「第一百九十三条において準用する前項」と、第四項（第三号を除く。）、第六項から第八項まで及び第十一項の規定を準用する。

（設置管理医療機器の修理業者の遵守事項）

**第二百九十三条** 設置管理医療機器の修理業者については、第一百十四条の五十五第二項及び第四項から第九項までの規定並びに第百七十九条第一項から第四項までの規定を準用する。この場合において、第百四十四条の五十五第四項中「前二項」とあるのは「第一百九十三条において準用する前項」と、同条第八項中「前項」とあるのは「第一百九十三条において準用する前項」と、同条第九項中「第二項から前項までの規定により設置管理基準書を交付した」とあるのは「第一百九十三条において準用する第二項及び第四項から前項まで又は第百七十九条第一項から第四項までの規定により設置管理基準書を交付し、設置に係る管理を行い、又は教育訓練を実施した」と読み替えるものとする。

（医療機器修理責任技術者の継続的研修）

**第二百九十四条** 医療機器の修理業者は、医療機器修理責任技術者に、別に厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣に届出を行つた者が行う研修を毎年度受講させなければならない。

(準用)

**第一百九十四条の二** 医療機器の修理業者については、第三条、第五十五条の九及び第十八条の規定を準用する。この場合において、第十五条の九第一項中「登録販売者として」とあるのは「第八十八条第一号イ又は第二号イに規定する」と読み替えるものとする。  
**(医療機器修理責任技術者等の変更の届出)**

**第一百九十五条** 法第四十条の三において準用する法第二十三条の二の十六第二項の規定により変更の届出をしなければならない事項は、次のとおりとする。

一 修理業者又は医療機器修理責任技術者の氏名又は住所

二 修理業者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名

三 事業所の名称

四 事業所の構造設備の主要部分

五 修理業者が他の区分の修理業の許可を受け、又はその事業所を廃止したときは、当該許可の区分及び許可番号

六 前項の届出は、様式第六による届書（地方厚生局長に提出する場合にあつては正本一通及び副本二通、都道府県知事に提出する場合にあつては正本一通）を提出することによつて行うものとする。

七 前項の届書には、次の各号に掲げる届書の区分に応じて当該各号に定める書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際当該届書の提出先とされている地方厚生局長若しくは都道府県知事に提出され、又は当該都道府県知事を経由して地方厚生局長に提出された書類について

八 前項の届書には、次の各号に掲げる届書の区分に応じて当該各号に定める書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際当該届書の提出先とされることは、この限りでない。

九 第一項第一号に掲げる修理業者の氏名に係る届書（修理業者の戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（修理業者が法人であるときは、登記事項証明書））

十 第一項第一号に掲げる医療機器修理責任技術者の氏名に係る届書（新たに医療機器修理責任技術者となつた者が修理業者である場合を除く）。雇用契約書の写しその他の修理業者の新的第一条第一号又は第二号に掲げる者であることを証する書類（医療機器修理責任技術者となつた者に対する使用関係を証する書類及び当該者が第八十八条第一号又は第二号に掲げる者であることを証する書類）

**第一百九十六条** 令第五十六条に規定する厚生労働省令で定める製造は、医療機器の製造工程のうち設計又は最終製品の保管のみを行うものとする。

（再生医療等製品の販売業の許可の申請）

**第一百九十六条の二** 再生医療等製品の販売業の許可を受けようとする者は、法第四十条の五第三項の規定により、様式第九十四の二による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 営業所の名称及び所在地

二 再生医療等製品営業所管理者の住所及び資格

三 兼営事業の種類

四 営業所の平面図

五 申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際当該申請書の提出先とされている都道府県知事に提出され、又は当該都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出された書類については、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

六 申請者（申請者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員）が精神の機能

の障害により業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる。

七 申請者（申請者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員）が精神の機能

の障害により業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる。

できないおそれがある者である場合は、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書

四 法第四十条の五第三項の申請については、前項の規定によるほか、第一条第七項及び第九条の規定を準用する。この場合において、第九条中「都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。  
**法第四十条の五第五項において準用する法第五条第三号への厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により販売業者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を行なうことができる者とする。**

五 法第四十条の五第五項において準用する法第五条第三号への厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により販売業者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を行なうことができる者とする。

（再生医療等製品の販売業における販売等の相手方）

一 国、都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。）

二 研究施設の長又は教育機関の長であつて研究又は教育を行なうに当たり必要な再生医療等製品を使用するもの

三 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造業者であつて製造を行なうに当たり必要な再生医療等製品を使用するもの

四 前三号に掲げるものに準ずるものであつて販売等の相手方として厚生労働大臣が適当と認めるもの

**（再生医療等製品営業所管理者の基準）**

**第一百九十六条の四** 再生医療等製品営業所管理者に係る法第四十条の六第一項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

一 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、薬学、化学又は生物学に関する専門の課程を修了した者

二 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、薬学、化学又は生物学に関する科目を修得した後、再生医療等製品の販売又は授与に関する業務に三年以上従事した者

三 再生医療等製品の販売又は授与に関する業務に五年以上従事した者

四 都道府県知事が第一号から前号までに掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めた者

**（準用）**

**第一百九十六条の五** 再生医療等製品の販売業者については、第二条から第七条まで（同条第四号、第五号及び第七号から第十二号までを除く。）の規定を準用する。この場合において、第二条中「様式第二二」とあるのは「様式第九十四の三」と、第六条第一項中「様式第五」とあるのは「様式第九十四の四」と、第七条第六号中「氏名、住所及び週当たり勤務時間数」とあるのは「氏名及び住所」と読み替えるものとする。

（再生医療等製品の販売業者の遵守事項）

**第一百九十六条の六** 法第四十条の七において準用する法第九条第一項の厚生労働省令で定める再生医療等製品の販売業者が遵守すべき事項は、次条から第一百九十六条の十一までに定めるものとする。

（試験検査の実施方法）

**第一百九十六条の七** 再生医療等製品の販売業者は、再生医療等製品営業所管理者が再生医療等製品の適切な管理のために必要と認める再生医療等製品の試験検査を、再生医療等製品営業所管理者に行なわせなければならない。ただし、当該再生医療等製品の営業所の設備及び器具を用いて試験検査を行なうことが困難であると再生医療等製品営業所管理者が認めた場合には、再生医療等製品の販売業者は、当該販売業者の他の試験検査設備又は登録試験検査機関を利用して試験検査を行なうことができる。

（再生医療等製品の販売業者は、前項ただし書により試験検査を行つた場合は、再生医療等製品営業所管理者に試験検査の結果を確認させなければならない。）

(再生医療等製品の適正管理の確保)

**第一百九十六条の八** 再生医療等製品の販売業者は、再生医療等製品の販売又は授与の業務に係る適正な管理（以下「再生医療等製品の適正管理」という。）を確保するため、指針の策定、従事者に対する研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。

前項に掲げる再生医療等製品の販売業者が講じなければならない措置には、次に掲げる事項を含むものとする。

一 従事者から再生医療等製品の販売業者が講じなければならない措置には、次に掲げる事項を含むものとする。

二 再生医療等製品の適正管理のための業務に関する手順書の作成及び当該手順書に基づく業務の実施

三 再生医療等製品の適正管理のために必要となる情報の収集その他再生医療等製品の適正管理の確保を目的とした改善のための方策の実施

(再生医療等製品の営業所の管理に関する帳簿)

**第一百九十六条の九** 再生医療等製品の販売業者は、営業所に当該営業所の管理に関する事項を記録するための帳簿を備えなければならない。

**第一百九十六条の十** 再生医療等製品の販売業者は、試験検査、不良品の処理その他営業所の管理に関する事項を記載しなければならない。

**第一百九十六条の十一** 再生医療等製品を購入し、又は譲り受けたとき及び販売し、又は授与したときは、次に掲げる事項を書面に記載しなければならない。

3 再生医療等製品の販売業者は、第一項の帳簿を、最終の記載の日から三年間、保存しなければならない。

2 再生医療等製品の販売業者は、前項の帳簿を、最終の記載の日から三年間、保存しなければならない。

1 品名

2 数量

3 購入若しくは譲受け又は販売若しくは授与の年月日

(業務経験の証明)

**第一百九十六条の十一** 再生医療等製品の販売業者は、その営業所において第一百九十六条の四第二号又は第三号に規定する業務に従事した者から、その業務に従事したことの証明を求められたときは、速やかにその証明を行わなければならない。

2 前項の場合において、再生医療等製品の販売業者は、虚偽又は不正の証明を行つてはならない。

(再生医療等製品営業所管理者の業務及び遵守事項)

**第一百九十六条の十二** 法第四十条の七第一項において準用する法第八条第三項の再生医療等製品営業所管理者が行う営業所の管理に関する業務は、次のとおりとする。

一 法第四十条の七第一項において準用する法第九条の二第一項第一号に規定する再生医療等製品営業所管理者が有する権限に係る業務

二 法第四十条の七第一項において準用する法第八条第一項の規定による従業者の監督、その営業所の構造設備及び再生医療等製品その他の物品の管理その他その営業所の業務に対し必要な注意を払う業務

三 法第四十条の七第一項において準用する法第八条第二項の規定による販売業者に対する書面による意見申述

2 法第四十条の七第一項において準用する法第八条第三項の再生医療等製品営業所管理者が遵守すべき事項は、次のとおりとする。

一 営業所の管理に係る業務に関する法令及び実務に精通し、公正かつ適正に当該業務を行うこと。

二 法第四十条の七第一項において準用する法第八条第二項の規定により販売業者に対して述べる意見を記載した書面の写しを三年間保存すること。

(再生医療等製品の販売業者の法令遵守体制)

七第一項において準用する法第九条の二第一項各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 次に掲げる再生医療等製品営業所管理者の権限を明らかにすること。

二 次に掲げるもののほか、営業所の管理に関する権限

二 次に掲げる法第四十条の七第一項において準用する法第九条の二第一項第二号に規定する体制を整備すること。

イ 営業所の管理に関する業務その他の再生医療等製品の販売業者の業務の遂行が法令に適合することを確保するために必要な規程の作成、再生医療等製品の販売業者の薬事に関する業務に責任を有する役員及び従業者に対する教育訓練の実施及び評価並びに業務の遂行に係る記録の作成、保管及び保存を行う体制

ロ 再生医療等製品の販売業者が薬事に関する業務に責任を有する役員及び従業者の業務を監督するために必要な情報を収集し、その業務の適正を確保するために必要な措置を講ずる体制

ハ イ及びロに掲げるもののほか、再生医療等製品の販売業者の業務の適正を確保するために必要な人員の確保及び配置その他の再生医療等製品の販売業者の業務の適正を確保するために必要な措置を講ずること。

イ 再生医療等製品の販売業者の従業者に対して法令遵守のための指針を示すこと。

ロ 薬事に関する業務に責任を有する役員の権限及び分掌する業務を明らかにすること。

ハ イ及びロに掲げるもののほか、前号に規定する体制を実効的に機能させるために必要な措置

(変更の届出)

**第一百九十六条の十二** 法第四十条の七第一項において準用する法第十条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 再生医療等製品の販売業者の氏名（当該販売業者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名を含む。）又は住所

二 営業所の名称

三 営業所の構造設備の主要部分

四 再生医療等製品営業所管理者の氏名又は住所

2 法第四十条の七第一項において準用する法第十条第一項の規定による届出については、第十六

条第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「前項第四号」とあるのは「第一百九十六条の十二第二項第四号」と、同条第三項各号列記以外の部分中「都道府県知事」の所在地位が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合には、市長又は区長。以下この項において同じ。)とあるのは「都道府県知事」と、同項第一号及び第二号中「第一項第一号」とあるのは「第一百九十六条の十二第一項第一号」と、同項第三号中「第一項第四号又は第五号」とあるのは「第一百九十六条の十二第一項第四号」と、「管理者又は当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師若しくは登録販売者」とあるのは「再生医療等製品営業所管理者」と読み替えるものとする。

(休廃止等の届書の様式)

**第一百九十六条の十三** 再生医療等製品の販売業の営業所を廃止し、休止し、又は休止した再生医療等製品の販売業の営業所を再開した場合における法第四十条の七第一項において準用する法第十一条の規定による届出は、様式第八による届書を提出することによつて行うものとする。

## 第六章 医薬品等の基準及び検定

(日本薬局方の公示の方法)  
**第一百九十六条の十四** 法第四十一条第一項の規定による公示は、官報への掲載及び公衆の縦覧に供することにより行うものとする。

(医薬品の検定の申請及び検定機関)

**第一百九十七条** 法第四十三条第一項の医薬品の検定の申請は、同一の製造番号又は製造記号の医薬品ごとに、様式第九十五による検定申請書を、当該医薬品を保有する施設の所在地の都道府県知事に提出することによつて行うものとする。ただし、一の製造期間内に一連の製造工程により均質性を有するよう製造された同一の一般的名称の医薬品であつて、容量のみが異なるものについて同時に検定の申請を行う場合は、一の検定申請書において行うことができる。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる検定の申請の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えなければならない。

1 厚生労働大臣が指定する医薬品(以下「指定製剤」という。)の検定の申請(当該指定製剤の検定が二以上の製造段階について行われるべき場合にあつては、最終段階の検定の申請に限る。)次のイ及びロに掲げる書類

イ 申請に係る同一の製造番号又は製造記号の医薬品について作成した製品の製造及び試験の記録等を要約した書類(以下「製造・試験記録等要約書」という。)

ロ 申請に係る品目について法第十四条又は第十九条の二の承認の際に交付される書類(当該品目について法第十四条第十六項(法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。)の届出を行つている場合には、当該届書(当該交付される書類に記載されていない内容に係るものに限る。)の写しを含む。次項、第一百九十七条の四及び第一百九十七条の五において「承認書」という。)の写し

2 前号に掲げる検定の申請(自家試験の記録を記載した書類)前項の規定にかかわらず、同項第一号ロの承認書については、前回の検定の際に既に都道府県知事に提出されている当該承認書の内容に変更がないときは、その添付を省略することができ  
る。

4 令第五十八条の検定機関は、生物学的製剤又は抗生物性物質製剤である医薬品については国立感染症研究所、その他の医薬品については国立医薬品食品衛生研究所とする。

5 令第五十八条の出願者は、医薬品については、当該品目に係る法第十四条第一項若しくは第十五項の承認を取得している製造販売業者又は法第十九条の二第一項若しくは同条第五項において準用する法第十四条第十五項の承認を取得している外国製造医薬品等特例承認取得者に係る選任

6 第一項の申請書には、令第五十八条の厚生労働大臣の定める手数料の額に相当する収入印紙を貼らなければならない。

(製造・試験記録等要約書)

**第一百九十七条の二** 製造・試験記録等要約書には、当該品目に係る法第十四条又は第十九条の二の承認の内容に応じて、次に掲げる事項が記載されなければならない。

1 製品の名称

2 承認番号

3 製造販売業者又は選任外国製造医薬品等製造販売業者の名称及び所在地

4 製造年月日及び製造量

5 製造番号又は製造記号

6 原材料(シード及びセルバンクを含む。)に関する情報

7 使用した中間体及び原液等の名称及び構成

8 製造工程及び品質管理試験の記録

9 その他厚生労働大臣が定める事項

## (製造・試験記録等要約書の様式の作成及び変更)

**第一百九十七条の三** 製造・試験記録等要約書の様式は、製造販売業者(選任外国製造医薬品等製造販売業者を含む。第一百九十七条の七から第一百九十七条の十までにおいて同じ。)の申請に基づき、品目ごとに、国立感染症研究所が作成し、又は変更するものとする。

(製造・試験記録等要約書の様式の作成の申請)

**第一百九十七条の四** 製造販売業者は、指定製剤に該当する品目について法第十四条第一項の承認を受けたときは、遅滞なく、国立感染症研究所に対し、製造・試験記録等要約書の様式の作成を申請しなければならない。指定製剤に該当する品目について同項の承認を受けた後、製造・試験記録等要約書の様式が作成される前に、当該品目について同条第十五項の承認を受けた場合においても、同様とする。

2 前項の申請は、様式第九十五条の二による申請書に次に掲げる資料を添えて提出することによつて行わなければならぬ。

1 当該品目に係る承認書の写し

2 当該品目に係る製造・試験記録等要約書の様式の案

3 その他製造・試験記録等要約書の様式の作成に必要な資料

4 指定製剤に該当する品目について法第十四条第一項の承認の申請を行つた製造販売業者は、同項の承認を受けた後速やかに製造販売を行う必要があることその他特別の事情がある場合には、同項の規定にかかるわらず、同条第一項の承認を受けた前においても、国立感染症研究所に対し、製造・試験記録等要約書の様式の作成を申請することができる。

5 前項の申請は、様式第九十五条の二による申請書に次に掲げる資料を添えて提出することによつて行わなければならない。

1 当該品目の法第十四条第一項の承認に係る申請書の写し

2 当該品目に係る製造・試験記録等要約書の様式の案

3 その他製造・試験記録等要約書の様式の作成に必要な資料

4 前項の申請は、速やかに、当該品目に係る承認書の写しを国立感染症研究所に提出しなければならない。

5 第三項の規定による申請を行つた製造販売業者が当該品目について法第十四条第一項の承認を受けられなかつたときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(製造・試験記録等要約書の様式の変更等の申請)

**第一百九十七条の五** 製造販売業者は、前条の規定により製造・試験記録等要約書の様式が作成された場合において、次に掲げる場合に該当したときは、遅滞なく、国立感染症研究所に対し、当該

6 第一項の申請書には、當該品目の第一項の承認を受けた後速やかに、当該品目に係る承認書の写しを国立感染症研究所に提出しなければならない。

1 当該品目について法第十四条第十五項の承認を受けた場合

2 当該品目について法第十四条第十六項で定める軽微な変更が行われることにより製造・試験記録等要約書の様式の変更が必要となる場合

3 その他の製造・試験記録等要約書の様式の変更が必要となる場合

4 前項の申請は、様式第九十五条の三による申請書に次に掲げる資料を添えて提出することによつて行わなければならない。ただし、前項第二号に掲げる場合に係る申請においては、第一号に掲げる資料は、當該承認書の内容が前条又はこの条の規定により提出した承認書のうち直近のものから変更がないときは、提出することを要しない。

1 当該品目に係る承認書の写し

2 当該品目に係る製造・試験記録等要約書の変更後の様式の案(変更の必要がないときは、その旨)

3 その他製造・試験記録等要約書の様式の変更のために必要な資料

4 指定製剤に該当する品目について法第十四条第十五項の承認の申請を行つた製造販売業者は、同項の承認を受けた後速やかに製造販売を行う必要があることその他特別の事情がある場合に



る容器又は被包に入れ、これを保管するのに適當な箱その他の容器に収め、その容器に次に掲げる事項を記載しておかなければならない。

- 一 医薬品、医療機器又は再生医療等製品の名称
- 二 製造番号又は製造記号
- 三 製造年月日

#### 四 数量

2 出願者は、生物学的製剤である医薬品について検定を受けようとするときは、令第五十九条の規定により試験品を採取する薬事監視員の立会いのもとで、当該医薬品について前項に規定する措置を講じなければならない。

- 3 医薬品、医療機器又は再生医療等製品の検定が二以上の製造段階について行われるべき場合における最終段階の検定以外の検定に関しては、前二項の規定は、適用しない。

#### (試験品の採取等)

**第五百九十九条** 薬事監視員は、令第五十九条の規定により試験品を採取するときは、厚生労働大臣の定める数量の試験品を採取して適當な容器に收め、封印し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

#### 一 出願者の氏名

二 医薬品、医療機器又は再生医療等製品の名称

三 製造番号又は製造記号

四 製造年月日

#### 五 採取量

2 出願者は、前条第一項の容器に收められた医薬品、医療機器又は再生医療等製品を適切に保管するとともに、出納を行う場合はその記録を作成し、その作成の日から五年間保存しなければならない。

3 都道府県知事は、令第六十条第二項に規定する検定合格証明書を交付したときは、薬事監視員に前項の保管が適切に行われていたかどうかについて確認させなければならない。

(検定合格証明書等)

**第二百十条** 令第六十条第一項に規定する検定合格証明書は、様式第九十六によるものとする。

**第二百一条** 出願者は、検定に合格した医薬品、医療機器又は再生医療等製品を収めた容器又は被包の見やすい場所に、次項の表示を付さなければならない。

2 令第六十一条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、検定に合格した旨とする。

3 令第六十一条第二項の規定による確認は、同条第一項の規定による表示が付されている医薬品、医療機器又は再生医療等製品の数量及び当該数量が適正であることを示すために必要な資料を確認することにより行うものとする。

#### (検定記録表)

**第二百二条** 出願者は、検定を受けた医薬品、医療機器又は再生医療等製品について様式第九十七による検定記録表を作成しておかなければならぬ。

#### (検定の特例)

**第二百三条** 医薬品又は再生医療等製品の製造業者は、法第四十三条第一項本文の規定にかかるらず、その製造し、又は輸入した医薬品又は再生医療等製品を、医薬品又は再生医療等製品の販売業者又は製造業者に販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列することができる。

2 医療機器の製造業者は、法第四十三条第二項本文の規定にかかるらず、その製造し、又は輸入した医療機器を、医療機器の製造販売業者又は製造業者に販売し、貸与し、授与し、若しくは販売、貸与若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列し、又は電気通信回線を通じて提供することができる。

3 前二項のほか、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染性の疾病のまん延の他の健康被害の拡大を防止するため使用される医薬品、医療機器又は再生医療等製品であつて厚生労働大臣が指定するものについては、緊急に使用される必要があるため、法第四十三条第一項又は第二項の規定による検定を受けるいとまがない場合として厚生労働大臣が定める場合に限り、法第四十三条第一項本文又は第二項本文の規定にかかるらず、販売し、貸与し、授与し、若しくは販売、貸与若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列し、又は電気通信回線を通じて提供することができる。

て厚生労働大臣が指定するものについては、緊急に使用される必要があるため、法第四十三条第一項又は第二項の規定による検定を受けるいとまがない場合として厚生労働大臣が定める場合に限り、法第四十三条第一項本文又は第二項本文の規定にかかるらず、販売し、貸与し、授与し、若しくは販売、貸与若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列し、又は電気通信回線を通じて提供することができる。

## 第七章 医薬品等の取扱い

#### (毒薬及び劇薬の範囲)

**第二百四条** 法第四十六条第一項及び第二項に規定する毒薬及び劇薬は、別表第三のとおりとする。

#### (毒薬又は劇薬の譲渡手続に係る文書)

**第二百五条** 法第四十六条第一項の規定により作成する文書は、譲受人の署名又は記名押印のある文書とする。

#### (情報通信の技術を利用する方法)

**第二百六条** 法第四十六条第三項の厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

#### 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 薬局開設者又は医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者（以下「薬局開設者等」という。）の使用に係る電子計算機と譲受人の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

#### ロ 譲受人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された文書に記載すべき事項を電気通信回線を通じて薬局開設者等の閲覧に供し、当該薬局開設者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに該当事項を記録する方法（法第四十六条第三項前段に規定する方法による提供を行う旨の承諾又は行わない旨の申出をする場合にあつては、薬局開設者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

#### 二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したもの交付する方法

一 薬局開設者等がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものであること。

二 ファイルに記録された文書に記載すべき事項について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置を講じていること。

三 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、薬局開設者等の使用に係る電子計算機と、譲受人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

**第二百七条** 法第四十六条第四項に規定する厚生労働省令で定める電磁的記録は、前条第一項第一号に掲げる電子情報処理組織を使用する方法又は同項第二号に規定する電磁的記録媒体により記録されたものをいう。

**第二百八条** 令第六十三条第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 第二百六条第一項各号に規定する方法のうち薬局開設者等が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

一 第二百六条第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項と

二 脱落箋医薬品の譲渡に関する帳簿

**第二百九条** 法第四十九条第二項の規定により、同条第一項に規定する医薬品の販売又は授与に際して帳簿に記載しなければならない事項は、次のとおりとする。

一 品名

二 数量

三 販売又は授与の年月日

四 処方箋を交付した医師、歯科医師又は獣医師の氏名及びその者の住所又はその者の勤務する  
病院若しくは診療所若しくは家畜診療施設の名称及び所在地

五 購入者又は譲受人の氏名及び住所  
(要指導医薬品の表示)

**第二百九条の二** 法第五十条第六号の厚生労働省令で定める事項は、「要指導医薬品」の文字とする。

2 前項の文字は黒枠の中に黒字で記載しなければならない。ただし、その直接の容器又は直接の被包の色と比較して明瞭に判読できない場合は、白枠の中に白字で記載することができます。

3 第一項の文字については、産業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく日本産業規格(以下「日本産業規格」という。)八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字を用いなければならない。ただし、その直接の容器又は直接の被包の面積が狭いため当該文字を明瞭に記載することができない場合は、この限りではない。  
(法第三十六条の七第一項に規定する区分ごとの表示)

**第二百九条の三** 法第五十条第七号の厚生労働省令で定める事項については、次の表の上欄に掲げる法第三十六条の七第一項に規定する区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 第一类医薬品	第一類医薬品
二 第二類医薬品	第二類医薬品
三 第三類医薬品	第三類医薬品

2 前項の表の下欄に掲げる字句の記載については、前条第二項及び第三項の規定を準用する。

の場合において、同条第二項中「前項の文字」とあるのは「第二百九条の三第一項の表の下欄に掲げる字句」と、同条第三項中「第一項の文字」とあるのは「第二百九条の三第一項の表の下欄に掲げる字句」と、「文字を」とあるのは「文字及び数字を」と読み替えるものとする。  
(医薬品の直接の容器等の記載事項)

**第二百十条** 法第五十条第十五号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 専ら他の医薬品の製造の用に供されることを目的として医薬品の製造販売業者又は製造業者に販売し、又は授与される医薬品(以下「製造専用医薬品」という。)にあつては、「製造専用」の文字

二 法第十九条の二第一項の承認を受けた医薬品にあつては、外国製造医薬品等特例承認取得者の氏名及びその住所地の国名並びに選任外国製造医薬品等製造販売業者の氏名及び住所

三 法第二十三条の二の十七第一項の承認を受けた体外診断用医薬品にあつては、外国製造医療機器等特例承認取得者の氏名及びその住所地の国名並びに選任外国製造医療機器等製造販売業者の氏名及び住所

四 基準適合性認証を受けた指定高度管理医療機器等(体外診断用医薬品に限る。)であつて本邦に輸出されるものにあつては、外国製造医療機器等特例認証取得者の氏名及びその住所地の国名並びに選任高度管理医療機器等製造販売業者の氏名及び住所

五 法第三十一条に規定する厚生労働大臣の定める基準に適合するもの以外の一般用医薬品については、「店舗専用」の文字

六 指定第二類医薬品にあつては、枠の中に「2」の数字

七 分割販売される医薬品にあつては、分割販売を行う者の氏名又は名称並びに分割販売を行う薬局、店舗又は営業所の名称及び所在地

(容器等への符号の記載)

**第二百十条の二** 法第五十二条第一項(令第七十五条第五項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の厚生労働省令で定める情報通信の技術を利用する方法は、同項に規定する符号(同項に規定する医薬品の容器又は被包に記載されたバーコード又は二次元コードをいう。以下同じ。)を用いて法第六十八条の二第一項の規定により同条第二項に規定する注意事項等情報を掲載している機構のホームページを閲覧する方法とする。  
(添付文書等への記載を要する医薬品)

**第二百十条の三** 法第五十二条第二項の厚生労働省令で定める医薬品は、次に掲げるものとする。

一 要指導医薬品
二 一般用医薬品
三 薬局製造販売医薬品 (医薬品に関する表示の特例)

**第二百十一条** 次に掲げる医薬品で、その直接の容器又は直接の被包の面積が狭いため法第五十条各号に掲げる事項を明瞭に記載することができないものについては、次の表の上欄に掲げる法の規定によつて定められた同表の中欄に掲げる事項の記載は、当該事項が当該医薬品の外部の容器又は外部の被包に記載されている場合には、それぞれ同表の下欄に定めるところにより、同欄に掲げる事項の記載をもつてこれに代え、又は当該事項の記載を省略することができる。

一 二ミリリットル以下のアンプル又はこれと同等の大きさの直接の容器若しくは直接の被包に収められた医薬品

二 二ミリリットルを超える十ミリリットル以下のアンプル若しくはこれと同等の大きさのガラスその他これに類する材質からなる直接の容器で、その記載事項がその容器に直接印刷されたいるものに収められた医薬品

二 二ミリリットルを超える十ミリリットル以下のアンプル若しくはこれと同等の大きさのガラスその他これに類する材質からなる直接の容器で、その記載事項がその容器に直接印刷されたいものに収められた医薬品

管理医療機器等製造販売業者の氏名及び医療機器等総括製造販売責任者がその業務を行う事務所の所在地」と、第二百五十五条第一項の表法第五十条第一号の項中欄中「製造販売業者の住所」とあり、及び同項下欄中「製造販売業者の住所地」とあるのは「医療機器等総括製造販売責任者がその業務を行う事務所の所在地」と、同条第二項の表中「及び住所」とあるのは「及び医療機器等総括製造販売責任者がその業務を行う事務所の所在地」と、第二百六十六条第一項の表中「及び住所」とあるのは「及び医薬品等総括製造販売責任者がその業務を行う事務所の所在地」とす。

げる事項の記載は、それぞれ同表の下欄に定めるところにより、  
てこれに代え、又は当該事項の記載を省略することができる。

二 第二百十一条第七号に掲げる事項

## 一 「調剤専用」の文字

**(区分等表示変更医薬品に関する表示)**

**第二百六十六条の二** 法第五十条に規定する直接の容器又は直接の被包に記載されていなければならぬ事項（第二百九条の二、第二百九条の三及び第二百十条第六号に規定する事項に限る。以下「区分等表示」という。）について、その区分等表示を変更する必要があるものとして厚生労働大臣が指定する医薬品であつて、変更前に製造販売されたもの（以下「区分等表示変更医薬品」という。）については、厚生労働大臣が指定する期間内は、当該変更後の区分等表示が記載されることを要しない。

2 区分等表示変更医薬品については、その外部の容器又は外部の被包に区分等表示が記載される場合には、当該区分等表示変更医薬品の直接の容器又は直接の被包に区分等表示が記載されていることを要しない。

## 第二百十六条 薬局において調剤の用に

**第二百六十六条** 薬局において調剤の用に供するため当該薬局の開設者に、薬局開設者又は卸販売業者が、その直接の容器又は直接の被包を開き、分割販売する医薬品であつて、当該分割販売される医薬品の直接の容器又は直接の被包に次に掲げる事項の記載のあるものについては、当該医薬品の販売時において当該医薬品の分割販売の相手方たる薬局開設者が当該医薬品に関する次の表の上欄に掲げる法の規定による同表の中欄に掲げる事項が記載された文書又は容器若しくは被包を所持している場合に限り、同表の上欄に掲げる法の規定によつて定められた同表の中欄に掲

<p><b>法第五十条</b> <b>第十五号</b></p> <p>前項の規定により、同項に掲げる医薬品について同項の表の中欄に掲げる事項の記載を、それぞれ同表の下欄に定めるところにより、同欄に掲げる事項の記載をもつてこれに代え、又は省略することができる場合において、薬局開設者が所持している同項に規定する文書又は容器若しくは被包に当該医薬品に関する法第五十二条第一項に規定する符号又は法第六十八条の二第二項に規定する注意事項等情報が記載されているときは、当該医薬品については法第五十二条第一項の規定は適用しない。</p> <p>(区分等表示変更医薬品に関する表示)</p> <p><b>第二百六十六条の二</b> 法第五十条に規定する直接の容器又は直接の被包に記載されていなければならぬ事項(第二百九条の二、第二百九条の三及び第二百十条第六号に規定する事項)に艮る。(以下「<u>第二百六十六条の二</u>」と呼ぶ。)</p>	<p><b>法第五十条</b> <b>第十五号</b></p> <p>外国製造医薬品等特例承認取得者の氏名及びその住所地の国名並びに選任外国製造医薬品等製造販売業者の氏名及び住所</p> <p>外国製造医薬品等特例承認取得者の略名の記載をもつて代えることができる。</p>
---	--

(添付文書等の記載)

**第二百七十三条** 法の規定により医薬品に添付する文書又はその容器若しくは被包(以下「添付文書等」という。)に記載されていなければならない事項は、特に明瞭に記載されていなければならぬ。日本薬局方に収められている医薬品であつて、添付文書等に日本薬局方で定められた名称と異なる名称が記載されているものについては、日本薬局方で定められた名称は、少なくとも他の名称と同等程度に明瞭に記載されていなければならない。

(邦文記載)

**第二百八十三条** 法第五十条から第五十二条までに規定する事項の記載は、邦文でされていなければならない。

(販売、授与等の禁止の特例)

**第二百八十四条の二** 製造販売業者が、その製造販売する医薬品(法第五十二条第二項に規定する厚生労働省令で定める医薬品に限る。以下この条において同じ。)の法第五十二条第二項各号に掲げる事項(以下この条において「二項医薬品注意事項等情報」という。)を変更した場合には、当該変更の際現に変更前の二項医薬品注意事項等情報が記載された添付文書等が使用されている医薬品であつて、当該変更前に既に製造販売されているものについては、同項の規定にかかわらず、変更後の二項医薬品注意事項等情報が添付文書等に記載されていることを要しない。

2 製造販売業者が、その製造販売する医薬品の二項医薬品注意事項等情報を変更した場合には、当該変更の際現に変更前の二項医薬品注意事項等情報が記載された添付文書等が使用されている医薬品(前項に規定するものを除く。)については、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に限り、法第五十二条第二項の規定にかかわらず、変更後の二項医薬品注意事項等情報が添付文書等に記載されていることを要しない。

一 当該医薬品が、当該変更の日から起算して六月(法第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品又は多数の医薬品の二項医薬品注意事項等情報が変更された場合であつて、変更後の二項医薬品注意事項等情報が記載された添付文書等が使用された製品を速やかに製造販売することができない場合にあっては、一年)以内に製造販売されるものであること。

二 機構のホームページに変更後の二項医薬品注意事項等情報が掲載されていること。

三 当該医薬品の製造販売業者が、当該医薬品を取り扱う薬局開設者、病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者又は医師、歯科医師、薬剤師、獣医師その他の医薬関係者に対し、二項医薬品注意事項等情報を変更した旨を速やかに情報提供すること。

3 前項の場合であつても、当該医薬品の製造販売業者は、変更後の二項医薬品注意事項等情報が記載された添付文書等が使用された医薬品を、できるだけ速やかに製造販売しなければならない。

(輸入の確認の申請)

**第二百八十五条の二** 法第五十六条の二第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 当該医薬品の品目名

二 当該医薬品の数量

三 外国において当該医薬品を製造する者の氏名

四 輸入の目的

五 輸入年月日

六 申請者の受けている製造販売業又は製造業の許可の種類

八 申請者の住所と当該医薬品の送付先が異なる場合にあつては、送付先の名称、住所及び連絡先

九 当該医薬品の輸入に係る船荷証券若しくは航空運送状又はこれらに準ずる書類の番号

十 輸入港又は蔵置場所

十一 その他の輸入の確認を行うために必要な事項

十二 法第五十六条の二第一項の規定による輸入の確認の申請は、様式第九十七の三による申請書

(正副二通)を提出することによつて行うものとする。

十三 法第五十六条の二第一項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 当該医薬品の仕入書の写し

二 当該医薬品の輸入に係る船荷証券若しくは航空運送状の写し又はこれらに準ずる書類申請者が個人的使用に供する目的で医薬品を輸入する場合にあつては、次に掲げる書類

イ 医師(外国において医師に相当する資格を有する者を含む。)又は歯科医師(外国において歯科医師に相当する資格を有する者を含む。)の処方箋若しくは指示書又はこれらに準ずる書類

四 口 商品説明書その他の当該医薬品の詳細を明らかにする書類

四 医師、歯科医師その他の医療従事者が、疾病的診断、治療又は予防等の目的で使用するために医薬品を輸入する場合にあつては、次に掲げる書類

イ 医師免許証、歯科医師免許証の写しその他の医療従事者であることを明らかにする書類

ロ 当該医薬品を使用しようとする者の疾病的種類及び状況、輸入しようとする医薬品及びこれに代替する医薬品の本邦における生産又は流通等を勘案して、疾病的診断、治療又は予防等の目的で当該医薬品の使用を必要とする理由を記載した書類

ハ 商品説明書その他の当該医薬品の詳細を明らかにする書類

五 臨床試験その他の試験研究の用に供する目的で医薬品を輸入する場合にあつては、計画書その他の試験研究の内容を明らかにする書類

六 医薬品の販売その他の営業についての広告又は宣伝を目的とせず、医薬品の研究開発及び普及並びに学術研究の発展に資することを目的とした展示会、見本市その他の催しにおいて展示する目的で医薬品を輸入する場合にあつては、次に掲げる書類

イ 当該展示会、見本市その他の催しの内容を明らかにする書類

ロ 商品説明書その他の当該医薬品の詳細を明らかにする書類

七 外国に輸出した医薬品(令第七十四条第一項の届出を行つた医薬品を除く。次条第一項第五号において同じ。)を輸入する場合にあつては、当該医薬品を輸出したときに税関長に提出し個人的使用に供せられ、かつ、売買の対象とならないと認められる程度の数量を超える数量八 その他の輸入の確認を行うために必要な書類

(輸入の確認をしない場合)

**第二百八十五条の二の三** 法第五十六条の二第二項第一号に規定する厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合とする。

一 个人的使用に供せられ、かつ、売買の対象とならないと認められる程度の数量を超える数量の医薬品の輸入をする場合

二 当該医薬品を使用しようとする者の疾病的種類及び状況、輸入しようとする医薬品及びこれに代替する医薬品の本邦における生産又は流通等を勘案して、医師、歯科医師その他の医療従事者が、疾病的診断、治療又は予防等の目的で使用するために当該医薬品を輸入する必要があると認められない場合

三 臨床試験その他の試験研究の用に供する目的で当該医薬品を輸入する必要があると認められない場合

四 医薬品の販売その他の営業についての広告又は宣伝を目的とせず、医薬品の研究開発及び普及並びに学術研究の発展に資することを目的とした展示会、見本市その他の催しにおいて展示する目的で医薬品を輸入する必要があると認められない場合

五 外国に輸出した医薬品を輸入する必要があると認められない場合

六 前各号に掲げる場合に準ずる場合

2 法第五十六条の二第二項第一号に規定する厚生労働省令で定める場合は、申請者又は申請者にてわづて法第五十六条の二第一項の確認の申請に関する手続をする者が法、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）その他法第五条第三号ニに規定する薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処分に違反し、その違反行為があつた日から二年を経過していない場合とする。

（輸入の確認を要しない場合）

**第二百一十八条の二の四** 法第五十六条の二第三項第一号の厚生労働省令で定める数量は、次の表の上欄に掲げる医薬品（これらに準ずるものと含む。）に応じ、それぞれ同表の下欄に定める使用数量とする。

医薬品	外用剤（毒薬、劇薬、处方箋医薬品、トローチ剤、舌下錠、付着錠、ガム剤、坐剤、腫錠、腫用坐剤及びバツカル錠を除く。以下この項において同じ。）	用法及び用量からみて一月間の使用数量	二十四個
外用剤 毒薬、劇薬及び处方箋医薬品	用法及び用量からみて二ヶ月間の使用数量	二ヶ月間の使用数量	二ヶ月間の使用数量

2 法第五十六条の二第三項第二号の厚生労働省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一 申請者が自ら使用する目的で輸入する場合であつて、前項の表の上欄に掲げる医薬品（数量にかかわらず医薬品を自ら使用する目的で輸入する場合に該当するか否かについて確認する必要があるものを除く。）で、それぞれ同表の下欄に定める使用数量以下のものを携帯して輸入し、又は申請者がその住所地で当該医薬品を受け取る場合その他これに準ずる場合

二 法第十四条、第十九条の二、第二十三条の二の五若しくは第二十三条の二の十七の承認又は第二十三条の二の二十三の認証の申請をした者が、当該承認又は認証の申請に係る医薬品を輸入する場合

三 その他当該医薬品の輸入が、法令に違反して販売又は授与を行うおそれがないものであることが明らかな場合

（薬局製造販売医薬品、要指導医薬品及び一般用医薬品の陳列）

**第二百一十八条の三** 薬局開設者又は店舗販売業者は、法第五十七条の二第二項（令第七十四条の四第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、薬局製造販売医薬品、要指導医薬品及び一般用医薬品を次に掲げる方法により陳列しなければならない。

一 薬局製造販売医薬品を陳列する場合には、薬局製造販売医薬品陳列区分の内部の陳列設備に陳列すること。ただし、鍵をかけた陳列設備その他の医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は購入する者又は医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によつて購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用する者が直接手の触れられない陳列設備に陳列する場合は、この限りではない。

二 要指導医薬品を陳列する場合には、要指導医薬品陳列区分の内部の陳列設備に陳列すること。ただし、鍵をかけた陳列設備その他の医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は購入する者又は医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によつて購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用する者が直接手の触れられない陳列設備に陳列する場合は、この限りではない。

三 薬局開設者又は店舗販売業者は、法第五十七条の二第三項の規定により、一般用医薬品を次に掲げる方法により陳列しなければならない。

（一般用医薬品の陳列）

第一類医薬品を陳列する場合には、第一類医薬品陳列区分の内部の陳列設備に陳列すること。ただし、鍵をかけた陳列設備その他医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は購入する者又は医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によつて購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用する者が直接手の触れられない陳列設備に陳列する場合は、この限りではない。

医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によつて購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用する者が直接手の触れられない陳列設備に陳列する場合は、この限りではない。

二 指定第二類医薬品を陳列する場合には、薬局等構造設備規則第一条第一項第十三号又は第二条十二号に規定する情報を提供するための設備から七メートル以内の範囲に陳列すること。ただし、鍵をかけた陳列設備に陳列する場合又は指定第二類医薬品を陳列する陳列設備から一・二メートル以内の範囲に医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとするとする者又は医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によつて購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用する者が進入することができないよう必要な措置が採られている場合は、この限りではない。

三 第一类医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品を混在させないように配置し配販売業者は、第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品を混在させないように配置しなければならない。

（封）

**第二百一十九条** 法第五十八条に規定する封は、封を開かなければ医薬品を取り出すことができず、かつ、その封を開いた後には、容易に原状に復することができないように施さなければならぬに応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（法第五十九条第三号に規定する医薬部外品の表示）

**第二百一十九条の二** 法第五十九条第三号の厚生労働省令で定める文字は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 法第一条第二項第二号に規定する医薬部外品	二 法第一条第二項第三号に規定する医薬部外品のうち、法第五十九条第七号に規定する厚生労働大臣が指定する医薬部外品	三 法第一条第二項第三号に規定する医薬部外品のうち、前号に掲げる医薬部外品以外のもの
（医薬部外品の記載事項）	（医薬部外品の記載事項）	（医薬部外品の記載事項）

2 前項に掲げる字句が記載されている場合には、法第五十九条第二号に規定する「医薬部外品」の文字が記載されているものとする。

**第二百二十一条** 法第五十九条第十二号の規定により医薬部外品（法第十九条の二第一項の承認を受けたものに限る。）の直接の容器又は直接の被包に記載されていなければならない事項は、外国製造医薬品等特別承認取得者の氏名及びその住所地の国名並びに選任外国製造医薬品等製造販売業者の氏名及び住所とする。

（医薬部外品に関する表示の特例）

2 前号に掲げるもののいずれかのものに記載されている医薬部外品（人体に直接使用されないものを除く。）については、直接の容器又は直接の被包への該当事項の記載を省略することができる。

一 外部の容器又は外部の被包

二 直接の容器又は直接の被包に固着したタツグ又はディスプレイカード

三 前号に掲げるもののいずれかのものに記載されている医薬部外品（人体に直接使用されないものを除く。）については、直接の容器又は直接の被包への該当事項の記載を省略することができる。

（準用）

**第二百二十二条の三** 医薬部外品については、第二百十一条第一項及び第二項、第二百十二条、第二百十三条第一項、第二百十四条第一項及び第二項、第二百十七条第一項、第二百十八条及び第二百二十二条の二（第二項第二号を除く。）から第二百一十八条の二の四まで（同条第一項の表に係る部分を除く。）の規定を準用する。

2 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。







<p>選任外国製造医療機器等 等製造販売業者の略名及びその住所</p> <p>及び住所</p> <p>例認証取得者の氏名及びその住所地の国名</p>	<p>選任外国製造指定高度 管理医療機器等製造販 売業者の氏名及び住所</p> <p>選任外国製造指定高度 管理医療機器等特例認 証取得者の商標</p> <p>二 商標法によつて登録された外国製造医療機器等特例認証 地の国名</p>
<p>2 その直接の容器又は直接の被包の面積が著しく狭いため第二百二十二条各号に掲げる事項を明瞭に記載することができない医療機器については、次の表の上欄に掲げる法の規定によつて定められた同表の中欄に掲げる事項の記載は、当該事項が当該医療機器の外部の容器又は外部の被包に記載されている場合には、それぞれ同表の下欄に定めるところにより、同欄に掲げる事項の記載をもつてこれに代えることができる。</p>	<p>次のいづれかの記載をもつて代えることができる。</p> <p>一 外国製造医療機器等製造販売業者の略名及びその住所地の国名</p>
<p>3 その構造及び性状により法第六十三条第二項に規定する事項を記載することが著しく困難である特定保守管理医療機器については、当該事項の記載は、当該特定保守管理医療機器が使用される間その使用者その他の関係者が当該事項を適切に把握できる方法をとることをもつてこれに代えることができる。</p> <p>4 次の各号に掲げる医療機器については、当該医療機器に添付する文書に法第六十三条の二第一項に規定する符号（同項に規定する医療機器の容器又は被包に記載されたバーコード又は二次元コードをいう。以下同じ。）が記載されている場合には、当該符号が当該医療機器の容器又は被包に記載されることを要しない。</p> <p>一 医療機器の容器又は被包の記載場所の面積が狭いため法第六十三条の二第一項に規定する符号を記載していることを要しない。</p> <p>二 その構造及び性状により容器又は被包に収められない医療機器（電気通信回線を通じて提供される医療機器プログラムを除く。）</p>	<p>3 その構造及び性状により法第六十三条第二項に規定する事項を記載することが著しく困難である特定保守管理医療機器については、当該事項の記載は、当該特定保守管理医療機器が使用される間その使用者その他の関係者が当該事項を適切に把握できる方法をとることをもつてこれに代えることができる。</p> <p>4 次の各号に掲げる医療機器については、当該医療機器に添付する文書に法第六十三条の二第一項に規定する符号（同項に規定する医療機器の容器又は被包に記載されたバーコード又は二次元コードをいう。以下同じ。）が記載されている場合には、当該符号が当該医療機器の容器又は被包に記載されることを要しない。</p> <p>一 医療機器の容器又は被包の記載場所の面積が狭いため法第六十三条の二第一項に規定する符号を記載していることを要しない。</p> <p>二 その構造及び性状により容器又は被包に収められない医療機器（電気通信回線を通じて提供される医療機器プログラムを除く。）</p>
<p>5 医療機器プログラムを記録した記録媒体については、法第六十三条第一項各号に掲げる事項を当該記録媒体又は当該記録媒体の直接の容器若しくは被包に記載するほか、当該医療機器プログラムを使用する者が容易に閲覧できる方法により、当該事項を記録した電磁的記録を記録し、又は当該記録媒体とともに当該電磁的記録を提供しなければならない。</p> <p>6 電気通信回線を通じて提供される医療機器プログラムについては、法第六十三条第一項各号に掲げる事項の記載は、次に掲げるところにより当該事項の情報が当該医療機器プログラムを使用する者に対して提供されることをもつてこれに代えることができる。</p> <p>一 当該医療機器プログラムの販売業者が、当該医療機器プログラムを使用する者が電気通信回線を通じて当該医療機器プログラムの提供を受ける前に、当該事項の情報を提供すること。</p> <p>二 当該医療機器プログラムの製造販売業者が、当該医療機器プログラムを使用する者が容易に閲覧できる方法により、当該事項を記録した電磁的記録を当該医療機器プログラムとともに提供すること。</p> <p>7 電気通信回線を通じて提供される医療機器プログラムについては、法第六十三条の二第一項に規定する符号の記載は、次に掲げるところにより、符号（符号を記録した電磁的記録を含む。）第</p>	<p>2 その直接の容器又は直接の被包の面積が著しく狭いため第二百二十二条各号に掲げる事項を明瞭に記載することができない医療機器については、次の表の上欄に掲げる法の規定によつて定められた同表の中欄に掲げる事項の記載は、当該事項が当該医療機器の外部の容器又は外部の被包に記載されている場合には、それぞれ同表の下欄に定めるところにより、同欄に掲げる事項の記載をもつてこれに代えることができる。</p> <p>3 その構造及び性状により法第六十三条第二項に規定する事項を記載することが著しく困難である特定保守管理医療機器については、当該事項の記載は、当該特定保守管理医療機器が使用される間その使用者その他の関係者が当該事項を適切に把握できる方法をとることをもつてこれに代えることができる。</p> <p>4 次の各号に掲げる医療機器については、当該医療機器に添付する文書に法第六十三条の二第一項に規定する符号（同項に規定する医療機器の容器又は被包に記載されたバーコード又は二次元コードをいう。以下同じ。）が記載されている場合には、当該符号が当該医療機器の容器又は被包に記載されることを要しない。</p> <p>一 医療機器の容器又は被包の記載場所の面積が狭いため法第六十三条の二第一項に規定する符号を記載していることを要しない。</p> <p>二 その構造及び性状により容器又は被包に収められない医療機器（電気通信回線を通じて提供される医療機器プログラムを除く。）</p>

卷之三

銀又は注意事項等押印を詰銭した電磁的詰銭を当該医療機器プロダクトとともに提供するこ

一 当該医療機器プログラムの製造販売業者が、当該医療機器プログラムを使用する者が容易に閲覧できる方法により、当該医療機器プログラムを使用する者に対し符号を記録した電磁的記表にて三式(複数式)提出する。この記表は、(1)機器の構成、(2)機器の操作、(3)機器の保守等の項目である。

一號において同じ。)又は法第六十八条の二第一項に規定する注意事項等情報を当該医療機器プログラムを使用する者に対して提供することをもつてこれに代えることができる。

一 当該医療機器プログラムの販売業者が、当該医療機器プログラムを使用する者が電気通信回線を通じて当該医療機器プログラムの提供を受ける前に、当該医療機器プログラムを使用する者に対し符号又は注意事項等情報を提供すること。



は、原材料である血液が採取された国の国名及び献血又は非献血の別（原材料である血液の由来が再生医療等製品を使用される者のみである場合を除く。）

は、原材料である血液が採取された国の国名及び献血又は非  
来が再生医療等製品を使用される者のみである場合を除く。

三 再生医療等製品の原料となる細胞を提供した者の氏名その他の適切な識別表示  
療等製品がその原料となる細胞を提供した者に使用される場合に限る。) (当該再生医

法第六十四条において準用する法第五十六条の二第三項第一号

(再生医療等製品に関する表示の特例)  
**第二百一十八条の五** 次に掲げる再生医療等製品で、その直接の容器又は直接の被包の面積が狭いため法第六十五条の二各号に掲げる事項を明瞭に記載することができないものについては、次の

次の表の上欄に掲げる医薬品（これらに準ずるもの）を含む。）に応じ、それぞれ同表の下欄に定める使用数量

コントラクトレンズにあつては二組（使い捨てのものにあつては当該コントラクトレンズの用法及び用量からみて二ヶ月間の使用数量）、家庭用の医薬品等に

間の使用数量) 家庭用の医療機器は  
あつては一個(一回限りの使用で使い  
捨てるものにあつては当該医療機器の  
用法及び用量からみて二月間の使用数

法第五十六条の二第三項第二号  
法第六十四条において準用する法第五  
量)

十六条の二第三項第一号

前項の表の上欄に掲げる医薬品（数量にかかるわらず医薬品を自ら使用する目的で輸入する	コンタクトレンズにあつては二組（使い捨てのものにあつては当該コンタクト
---	-------------------------------------

トレンズの用法及び用量からみて二月間の使用数量、家庭用の医療機器に

に定める使用数量  
あつては一個（一回限り）の使用で使い  
捨てるものであつては当該医療機器を

用法及び用量からみて二月間の使用数  
(量)

## 医薬品

法第十四条 第十九条の二、第二十三条の二  
法第二十三条の二の五若しくは第一  
三条の二の十七

原等製品の表示) 八条の二 法第六十五条の二第四号の厚生労働省令で定める表示は、次とのとおりとす

医療等製品（指定再生医療等製品を除く。）にあつては、白地に黒枠、黒字をもつて記

「再生等」の文字  
再生医療等製品にあつては、白地に黒枠、黒字をもつて記載する「指定再生等」の文字

(期限付承認の表示)  
八条の三 法第六十五条の二第五号の厚生労働省令で定める表示は、白地に黒枠、黒字

記載する「条件・期限付」の文字とする。  
（容器等製品の直接の容器等の記載事項）

八条の四 法第六十五条の二第十号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとす

二十三条の三十七第一項の承認を受けた再生医療等製品にあつては、外国製造再生医療等製品登録申請書(略)を提出する旨を記載する。

特例承認取得者の氏名及びその住所地の国名並ては選任天国難<sup>難</sup>造再生因病等難<sup>難</sup>品難<sup>難</sup>造即<sup>即</sup>の氏名及び住所

の由来となるものをいう。以下同じ。)として製造される指定再生医療等製品にあつては、  
血液又はこれから得られた物を有効成分とする再生医療等製品及びこれ以外の人の血  
液(製造に使用する原料又は材料(製造工程において使用されるものを含む。以下同  
じ。))として製造される指定再生医療等製品にあつては、

<p>は、原材料である血液が採取された国の国名及び献血又は非献血の別（原材料である血液の由來が再生医療等製品を使用される者のみである場合を除く。）</p> <p>三 再生医療等製品の原料となる細胞を提供した者の氏名その他適切な識別表示（当該再生医療等製品がその原料となる細胞を提供した者に使用される場合に限る。）</p> <p>（再生医療等製品に関する表示の特例）</p> <p><b>第二百一十八条の五</b> 次に掲げる再生医療等製品で、その直接の容器又は直接の被包の面積が狭いため法第六十五条の二各号に掲げる事項を明瞭に記載することができないものについては、次の表の上欄に掲げる法の規定によつて定められた同表の中欄に掲げる事項の記載は、当該事項が当該再生医療等製品の外部の容器又は外部の被包に記載されている場合には、それぞれ同表の下欄に定めるところにより、同欄に掲げる事項の記載をもつてこれに代え、又は当該事項の記載を省略することができる。</p> <p>一 一二ミリリットル以下のアンプル又はこれと同等の大きさの直接の容器若しくは直接の被包に収められた再生医療等製品</p> <p>二 一二ミリリットルを超える一二ミリリットル以下のアンプル若しくはこれと同等の大きさのガラスその他これに類する材質からなる直接の容器で、その記載事項がその容器に直接印刷されるものに収められた再生医療等製品</p>																	
<p>第六十五条 の二第一号</p> <p>第六十五条 の二第六号</p> <p>第六十五条 の二第九号</p> <p>第六十五条 の二第十号</p> <p>第六十五条 の二第十一号</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">第六十五条 の二第六号</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">第六十五条 の二第九号</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">第六十五条 の二第十号</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">第六十五条 の二第十一号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">           製造販売業者の氏名又は名称及び住所         </td><td style="padding: 5px;">           重量、容量又は個数等の内         </td><td style="padding: 5px;">           使用の期限         </td><td style="padding: 5px;">           次のいずれかの記載をもつて代えることができる。         </td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">           一 製造販売業者の略名 二 商標法によつて登録された製造販売業者の商標         </td><td style="padding: 5px;">           一 外国製造再生医療等製品特別承認取得者の略名 二 商標法によつて登録された外国製造再生医療等製品特別承認取得者の商標         </td><td style="padding: 5px;">           次のいずれかの記載をもつて代えることができる。             一 外国製造再生医療等製品特別承認取得者の略名 二 商標法によつて登録された再生医療等製品特別承認取得者の商標         </td><td style="padding: 5px;">           次のいずれかの記載をもつて代えることができる。             一 外国製造再生医療等製品特別承認取得者の略名 二 商標法によつて登録された再生医療等製品特別承認取得者の商標         </td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">           その記載場所の面積が著しく狭いため前項の規定による表示の特例によつて記載すべき事項も明瞭に記載することができない直接の容器又は直接の被包に収められた再生医療等製品であつて、厚生労働大臣の許可を受けたものについては、その外部の容器又は外部の被包に法第六十五条の二各号に掲げる事項が記載されている場合には、これらの事項が当該再生医療等製品の容器又は直接の被包に記載されていることを要しない。         </td><td style="padding: 5px;">           その記載場所の面積が著しく狭いため前項の規定による表示の特例によつて記載すべき事項も明瞭に記載することができない直接の容器又は直接の被包に収められた再生医療等製品であつて、厚生労働大臣の許可を受けたものについては、その外部の容器又は外部の被包に法第六十五条の二各号に掲げる事項が記載されている場合には、これらの事項が当該再生医療等製品の容器又は直接の被包に記載されていることを要しない。         </td><td style="padding: 5px;">           その記載場所の面積が著しく狭いため前項の規定による表示の特例によつて記載すべき事項も明瞭に記載することができない直接の容器又は直接の被包に収められた再生医療等製品であつて、厚生労働大臣の許可を受けたものについては、その外部の容器又は外部の被包に法第六十五条の二各号に掲げる事項が記載されている場合には、これらの事項が当該再生医療等製品の容器又は直接の被包に記載されていることを要しない。         </td><td style="padding: 5px;">           その記載場所の面積が著しく狭いため前項の規定による表示の特例によつて記載すべき事項も明瞭に記載することができない直接の容器又は直接の被包に収められた再生医療等製品であつて、厚生労働大臣の許可を受けたものについては、その外部の容器又は外部の被包に法第六十五条の二各号に掲げる事項が記載されている場合には、これらの事項が当該再生医療等製品の容器又は直接の被包に記載されていることを要しない。         </td></tr> </tbody> </table>	第六十五条 の二第六号	第六十五条 の二第九号	第六十五条 の二第十号	第六十五条 の二第十一号	製造販売業者の氏名又は名称及び住所	重量、容量又は個数等の内	使用の期限	次のいずれかの記載をもつて代えることができる。	一 製造販売業者の略名 二 商標法によつて登録された製造販売業者の商標	一 外国製造再生医療等製品特別承認取得者の略名 二 商標法によつて登録された外国製造再生医療等製品特別承認取得者の商標	次のいずれかの記載をもつて代えることができる。  一 外国製造再生医療等製品特別承認取得者の略名 二 商標法によつて登録された再生医療等製品特別承認取得者の商標	次のいずれかの記載をもつて代えることができる。  一 外国製造再生医療等製品特別承認取得者の略名 二 商標法によつて登録された再生医療等製品特別承認取得者の商標	その記載場所の面積が著しく狭いため前項の規定による表示の特例によつて記載すべき事項も明瞭に記載することができない直接の容器又は直接の被包に収められた再生医療等製品であつて、厚生労働大臣の許可を受けたものについては、その外部の容器又は外部の被包に法第六十五条の二各号に掲げる事項が記載されている場合には、これらの事項が当該再生医療等製品の容器又は直接の被包に記載されていることを要しない。	その記載場所の面積が著しく狭いため前項の規定による表示の特例によつて記載すべき事項も明瞭に記載することができない直接の容器又は直接の被包に収められた再生医療等製品であつて、厚生労働大臣の許可を受けたものについては、その外部の容器又は外部の被包に法第六十五条の二各号に掲げる事項が記載されている場合には、これらの事項が当該再生医療等製品の容器又は直接の被包に記載されていることを要しない。	その記載場所の面積が著しく狭いため前項の規定による表示の特例によつて記載すべき事項も明瞭に記載することができない直接の容器又は直接の被包に収められた再生医療等製品であつて、厚生労働大臣の許可を受けたものについては、その外部の容器又は外部の被包に法第六十五条の二各号に掲げる事項が記載されている場合には、これらの事項が当該再生医療等製品の容器又は直接の被包に記載されていることを要しない。	その記載場所の面積が著しく狭いため前項の規定による表示の特例によつて記載すべき事項も明瞭に記載することができない直接の容器又は直接の被包に収められた再生医療等製品であつて、厚生労働大臣の許可を受けたものについては、その外部の容器又は外部の被包に法第六十五条の二各号に掲げる事項が記載されている場合には、これらの事項が当該再生医療等製品の容器又は直接の被包に記載されていることを要しない。
第六十五条 の二第六号	第六十五条 の二第九号	第六十五条 の二第十号	第六十五条 の二第十一号														
製造販売業者の氏名又は名称及び住所	重量、容量又は個数等の内	使用の期限	次のいずれかの記載をもつて代えることができる。														
一 製造販売業者の略名 二 商標法によつて登録された製造販売業者の商標	一 外国製造再生医療等製品特別承認取得者の略名 二 商標法によつて登録された外国製造再生医療等製品特別承認取得者の商標	次のいずれかの記載をもつて代えることができる。  一 外国製造再生医療等製品特別承認取得者の略名 二 商標法によつて登録された再生医療等製品特別承認取得者の商標	次のいずれかの記載をもつて代えることができる。  一 外国製造再生医療等製品特別承認取得者の略名 二 商標法によつて登録された再生医療等製品特別承認取得者の商標														
その記載場所の面積が著しく狭いため前項の規定による表示の特例によつて記載すべき事項も明瞭に記載することができない直接の容器又は直接の被包に収められた再生医療等製品であつて、厚生労働大臣の許可を受けたものについては、その外部の容器又は外部の被包に法第六十五条の二各号に掲げる事項が記載されている場合には、これらの事項が当該再生医療等製品の容器又は直接の被包に記載されていることを要しない。	その記載場所の面積が著しく狭いため前項の規定による表示の特例によつて記載すべき事項も明瞭に記載することができない直接の容器又は直接の被包に収められた再生医療等製品であつて、厚生労働大臣の許可を受けたものについては、その外部の容器又は外部の被包に法第六十五条の二各号に掲げる事項が記載されている場合には、これらの事項が当該再生医療等製品の容器又は直接の被包に記載されていることを要しない。	その記載場所の面積が著しく狭いため前項の規定による表示の特例によつて記載すべき事項も明瞭に記載することができない直接の容器又は直接の被包に収められた再生医療等製品であつて、厚生労働大臣の許可を受けたものについては、その外部の容器又は外部の被包に法第六十五条の二各号に掲げる事項が記載されている場合には、これらの事項が当該再生医療等製品の容器又は直接の被包に記載されていることを要しない。	その記載場所の面積が著しく狭いため前項の規定による表示の特例によつて記載すべき事項も明瞭に記載することができない直接の容器又は直接の被包に収められた再生医療等製品であつて、厚生労働大臣の許可を受けたものについては、その外部の容器又は外部の被包に法第六十五条の二各号に掲げる事項が記載されている場合には、これらの事項が当該再生医療等製品の容器又は直接の被包に記載されていることを要しない。														
<p>3 第一項各号に掲げる再生医療等製品であつて、その容器又は被包の記載場所の面積が狭いため法第六十五条の三に規定する符号（再生医療等製品の容器又は被包に記載されたバーコード又は二次元コード）を記載することができないものについては、当該再生医療等製品であつて、厚生労働大臣の許可を受けたものについては、その外部の容器又は外部の被包に記載されたバーコードを記載する。以下同じ。）を記載することができないものについては、当該再生医療等製品の容器又は被包に記載されている場合には、当該符号が当該再生医療等製品の容器又は直接の被包に記載されていることを要しない。</p> <p>3 第一項各号に掲げる再生医療等製品であつて、その容器又は被包の記載場所の面積が狭いため法第六十五条の三に規定する符号（再生医療等製品の容器又は被包に記載されたバーコード又は二次元コード）を記載することができないものについては、当該再生医療等製品であつて、厚生労働大臣の許可を受けたものについては、その外部の容器又は外部の被包に記載されたバーコードを記載する。以下同じ。）を記載することができないものについては、当該再生医療等製品の容器又は被包に記載されている場合には、当該符号が当該再生医療等製品の容器又は直接の被包に記載されていることを要しない。</p>	<p>3 第一項各号に掲げる再生医療等製品であつて、その容器又は被包の記載場所の面積が狭いため法第六十五条の三に規定する符号（再生医療等製品の容器又は被包に記載されたバーコード又は二次元コード）を記載することができないものについては、当該再生医療等製品であつて、厚生労働大臣の許可を受けたものについては、その外部の容器又は外部の被包に記載されたバーコードを記載する。以下同じ。）を記載することができないものについては、当該再生医療等製品の容器又は被包に記載されている場合には、当該符号が当該再生医療等製品の容器又は直接の被包に記載されていることを要しない。</p>																

第二百二十九条の六から第二百三十条の八まで

肖

**第二百二十八条の九** 再生医療等製品について、第二百十条の二、第二百十三條、第二百十四条第一項及び第三項、第二百十七条第一項、第二百十八条並びに第二百十八条の二の二から第二百十八条の二の四まで（同条第一項の表に係る部分を除く。）の規定を準用する。





二 当該医薬品、医療機器又は再生医療等製品に係る使用及び取扱い上の必要な注意法第六十八条の二の四第一項の規定により機構に法第六十八条の二の三第一項の規定による届出の受理に係る事務を行わせることとした場合における前項の規定については、同項中「厚生労働大臣」とあるのは、「機構」とする。

(情報通信の技術を利用する方法)

二百二十八条の十の八 法第六十八条の二の三第二項の規定による公表は、機構のホームページを使用する方法により行うものとする。

(注意事項等情報の届出の受理に係る通知)

二百二十八条の二の五の厚生労働省令で定める措置等)  
(法第六十八条の二の五の厚生労働省令で定める措置等)

二百二十八条の十の十 法第六十八条の二の五の厚生労働省令で定める措置は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める措置とする。

一 第二百十一条第一項各号に掲げる医薬品、医療機器又は第二百二十八条の五第一項各号に掲げる再生医療等製品であつて、その容器又は被包の記載場所の面積が狭いため当該医薬品、医療機器又は当該再生医療等製品を特定するための符号を記載することができないもの(第三号及び第五号に掲げるものを除く)。当該医薬品、医療機器又は当該再生医療等製品を特定するための符号の当該医薬品、医療機器又は当該再生医療等製品に添付する文書への記載

二 第二百十六条第一項の医薬品(次号に掲げるものを除く)。当該医薬品の分割販売の相手方たる薬局開設者が当該医薬品の特定に資する情報を適切に把握することができる方法による当該情報の提供

三 前二号のいずれにも該当する医薬品 第一号に定める措置及び前号に定める措置

四 その構造及び性状により容器又は被包に収められない医療機器(次号に掲げるものを除く)。当該医療機器が使用される間その使用者その他の関係者が当該医療機器の特定に資する情報を適切に把握することができる方法による当該情報の提供

五 電気通信回線を通じて提供される医療機器プログラム 次のイ又はロに掲げる措置

イ 当該医療機器プログラムを提供する前に当該医療機器プログラムの販売業者から当該医療機器プログラムの特定に資する情報を記録した電磁的記録の提供

ロ 当該医療機器プログラムの製造販売業者から当該医療機器プログラムを使用する者に対する当該医療機器プログラムの提供

六 前各号に掲げるもの以外の医薬品、医療機器又は再生医療等製品であつて被包に収められたるもの 当該医薬品、医療機器又は再生医療等製品を特定するための符号のこれらの被包への表示

七 前各号に掲げるもの以外の医薬品、医療機器又は再生医療等製品 当該医薬品、医療機器又は再生医療等製品を特定するための符号のこれらの容器への表示

八 法第十四条の二の二第一項(法第十九条の二第五項において準用する場合を含む)。若しくは法第十四条の二の二第一項(法第二十条第一項において準用する場合を含む)の規定による法第十四条の三第一項(法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む)の規定による法第十四条の三第一項(法第二十三条の二の二の承認を受けて製造販売がされた医薬品、法第二十三条の二の二第一項(法第二十三条の二の二十第一項において準用する場合を含む)の規定による法第二十三条の二の五若しくは第二十三条の二の十七の承認を受けて製造販売がされた医療機器若しくは体外診断用医薬品又は法第二十三条の二十六の二第一項(法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む)若しくは第二十三条の二十八第一項(法第二十三条の四十第一項において準用する場合を含む)の規定による法第二十三条の二十五若しくは第二十三条の三十七の規定を受けて製造販売がされた再生医療等製品については、当該医薬品、医療機器若しくは体

外診断用医薬品又は再生医療等製品を特定するための符号のこれらの容器又はこれらの被包への表示により流通の確保に支障を及ぼすおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する措置を講ずることを要しない。

三 前二項の規定にかかわらず、次に掲げる医薬品、医療機器及び再生医療等製品については、第一項に規定する措置を講ずることを要しない。

一 第二百十条の三各号に掲げる医薬品

二 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第六十条の帳簿に記載すべき場合として一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第九十五条に定める場合における高圧ガスのうち医療の用に供するガス

三 主として一般消費者の生活の用に供されることが目的とされている医療機器

四 製造専用医薬品、製造専用医療機器又は製造専用再生医療等製品  
(情報の収集に協力するよう努めなければならない者)

**第二百一十八条の十の十一 法第六十八条の二の六第二項の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。**

一 医学医術に関する学術団体

二 診療又は調剤に関する学識経験者の団体その他の医薬関係者の団体

三 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人

四 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人

五 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人

六 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人（医療分野の研究開発に資する業務を行うものに限る。）

(特定医療機器の記録に関する事項)

**第二百一十八条の十一 法第六十八条の五第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。**

一 特定医療機器利用者の氏名、住所、生年月日及び性別

二 特定医療機器の名称及び製造番号若しくは製造記号又はこれに代わるもの

三 特定医療機器の植込みを行つた年月日

四 植込みを行つた医療機関の名称及び所在地

五 その他特定医療機器に係る保健衛生上の危害の発生を防止するために必要な事項  
(記録等の事務の委託)

**第二百一十八条の十二 法第六十八条の五第四項の厚生労働省令で定める基準は、本邦内において特定医療機器の一の品目の全てを取り扱う販売業者若しくは貸与業者又は製造販売業者（当該品目について法第二十三条の二の五第一項の承認を受けた者を除く。）であることとする。**

二 法第六十八条の五第四項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 特定医療機器承認取得者等及び記録等の事務を受託する者（以下この条において「受託者」という。）の氏名及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 当該特定医療機器の名称、承認番号及び承認年月日

三 法第六十八条の五第四項の規定による届出は、様式第九十八による届書（正副二通）を提出することによつて行うものとする。

一 受託者の住民票の写し（受託者が法人であるときは、登記事項証明書）

二 労働大臣に提出された書類については、当該届書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

三 委託契約書の写し



- (3) 治療のために病院又は診療所への入院又は入院期間の延長が必要とされる症例（（2）に掲げる事項を除く。）
- (4) 死亡又は（1）から（3）までに掲げる症例に準じて重篤である症例
- (5) 後世代における先天性の疾病又は異常
- 二 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令第七条第一項第一号イ（1）に規定する既承認医薬品と有効成分が異なる医薬品として法第十四条第一項の承認を受けたものであつて、承認のあつた日後二年を経過していないものに係るハ（1）から（5）までに掲げる症例等の発生のうち、当該医薬品の副作用によるものと疑われるもの
- ホハ（1）から（5）までに掲げる症例等の発生のうち、当該医薬品の副作用によるものと疑われるものであつて、当該症例等が市販直後調査により得られたもの（ニに掲げる事項を除く。）
- ヘ 当該医薬品の使用によるものと疑われる感染症による症例等の発生のうち、当該医薬品の使用上の必要な注意等から予測することができないもの
- ト 当該医薬品又は外国医薬品の使用によるものと疑われる感染症による死亡又はハ（1）から（5）までに掲げる症例等の発生（ヘに掲げる事項を除く。）
- チ 外国医薬品に係る製造、輸入又は販売の中止、回収、廃棄その他保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するための措置の実施
- 二 次に掲げる事項 三十日
- イ 前号ハ（1）から（5）までに掲げる症例等の発生のうち、当該医薬品の副作用によるものと疑われるもの（前号ハ、ニ及びホに掲げる事項を除く。）
- ロ 当該医薬品若しくは外国医薬品の副作用若しくはそれらの使用による感染症によりがんその他の重大な疾病、障害若しくは死亡が発生するおそれがあること、当該医薬品若しくは外国医薬品の副作用による症例等若しくはそれらの使用による感染症の発生傾向が著しく変化したこと又は当該医薬品が承認を受けた効能若しくは効果を有しないことを示す研究報告
- 三 次に掲げる事項 三十日
- イ 法第十四条の四第一項第一号に規定する新医薬品及び法第十四条の四第一項第二号の規定により厚生労働大臣が指示した医薬品第六十三条第三項に規定する期間口イに掲げる医薬品以外の医薬品 当該医薬品の製造販売の承認を受けた日等から一年以内ごとにその期間の満了後二月以内医療機器の製造販売業者又は外国製造医療機器等特例承認を受けた医療機器について、次の各号に掲げる事項を知つたときは、それぞれ当該各号に定め認を受けていた医療機器に報告しなければならない。
- イ 死亡の発生のうち、当該医療機器の不具合による影響であると疑われるもの
- ロ 死亡の発生のうち、当該医療機器と形状、構造、原材料、使用方法、効能、効果、性能等が同一性を有すると認められる外国で使用されている医療機器（以下「外国医療機器」といいう。）の不具合による影響であると疑われるものであつて、かつ、当該医療機器の使用上の必要な注意等（法第六十三条の二第二項第一号に掲げる使用上の必要な注意又は法第六十八条の二第二項第二号イに掲げる使用上の必要な注意をいう。以下この項において同じ。）から予測することができないもの
- ハ 前項第一号ハ（1）から（5）までに掲げる症例等の発生のうち、当該医療機器又は外国医療機器の不具合による影響であると疑われるものであつて、当該医療機器の使用上の必要な注意等から予測することができないもの

- 二 不具合（死亡若しくは前項第一号ハ（1）から（5）までに掲げる症例等の発生又はそれらのおそれによるものに限る。以下ニ及びホにおいて同じ。）の発生率をあらかじめ把握することができるものとして厚生労働大臣が別に定める医療機器に係る不具合の発生率の変化のうち、製造販売業者又は外国製造医療機器等特例承認取得者があらかじめ把握した当該医療機器に係る不具合の発生率を上回つたもの（イに掲げる事項を除く。）
- ホ 前項第一号ハ（1）から（5）までに掲げる症例等の発生のうち、医療機器の不具合による影響であると疑われるものであつて、当該医療機器の使用上の必要な注意等から予測することができるものであり、かつ、次のいずれかに該当するもの（ニに掲げる事項を除く。）
- (1) 発生傾向を当該医療機器の使用上の必要な注意等から予測することができないもの
- (2) 発生傾向の変化が保健衛生上の危害の発生又は拡大のおそれを示すもの
- ヘ 外国医療機器の不具合の発生率をあらかじめ把握することができる場合にあつては、当該医療機器の不具合の発生率の変化のうち、製造販売業者又は外国製造医療機器等特例承認取得者があらかじめ把握した当該医療機器に係る不具合の発生率を上回つたもの
- ト 当該医療機器の使用によるものと疑われる感染症による死亡又は前項第一号ハ（1）から（5）までに掲げる症例等の発生（トに掲げる事項を除く。）
- チ 当該医療機器又は外国医療機器の使用によるものと疑われる感染症による死亡又は前項第一号ハ（1）から（5）までに掲げる症例等の発生（トに掲げる事項を除く。）
- リ 外国医療機器に係る製造、輸入又は販売の中止、回収、廃棄その他保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するための措置の実施
- 二 次に掲げる事項 三十日
- イ 死亡又は前項第一号ハ（1）から（5）までに掲げる症例等の発生のうち、当該医療機器又は外国医療機器の不具合による影響であると疑われるもの（前号イからホまで及び次号イに掲げる事項並びに前号ヘに規定する外国医療機器の不具合の発生率をあらかじめ把握することができる場合を除く。）
- ロ 当該医療機器又は外国医療機器の不具合の発生であつて、当該不具合によつて死亡又は前項第一号ハ（1）から（5）までに掲げる症例等が発生するおそれがあるもの（前号ニ及び次号イに掲げる事項並びに前号ヘに規定する外国医療機器の不具合の発生率をあらかじめ把握することができる場合を除く。）
- ハ 当該医療機器若しくは外国医療機器の不具合若しくはそれらの使用による感染症によりがんその他の重大な疾病、障害若しくは死亡が発生するおそれがあること、当該医療機器若しくは外国医療機器の不具合による症例等若しくはそれらの使用による感染症の発生傾向が著しく変化したこと又は当該医療機器が承認を受けた効能若しくは効果を有しないことを示す研究報告
- 三 次に掲げる事項 当該医療機器が製造販売の承認を受けた日等から一年以内ごとに、その期間内にその旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。
- イ 第一号ニに規定する医療機器の不具合の発生であつて、当該不具合の発生によつて、死亡若しくは前項第一号ハ（1）から（5）までに掲げる症例等の発生又はこれららの症例等が発生するおそれがあることが予想されるもの（第一号イ及びニに掲げる事項を除く。）
- ロ 死亡及び第一項第一号ハ（1）から（5）までに掲げる症例等以外の症例等の発生のうち、当該医療機器の不具合による影響であると疑われるものであつて、当該医療機器の使用上の必要な注意等から予測することができないもの
- ハ 当該医療機器の不具合の発生のうち、当該不具合の発生によつて死亡及び第一項第一号ハ（1）から（5）までに掲げる症例等以外の症例等が発生するおそれがあるものであつて、当該医療機器の使用上の必要な注意等から予測することができないもの

機械器具等と一体的に製造販売するものとして承認を受けた医薬品の製造販売業者又は外国製造医薬品等特例承認取得者による当該医薬品の機械器具等に係る部分の不具合の報告について  
4 は、前項の規定を準用する。  
再生医療等製品の製造販売業者又は外国製造再生医療等製品特例承認取得者は、その製造販売し、又は承認を受けた再生医療等製品について、次の各号に掲げる事項を知つたときは、それぞれ当該各号に定める期間内にその旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。

一 次に掲げる事項 十五日

イ 死亡の発生のうち、当該再生医療等製品の不具合による影響であると疑われるもの

ロ 死亡の発生のうち、当該再生医療等製品構成細胞、導入遺伝子、構造、製造方法、使用方法等が同一性を有すると認められる外国で使用されている再生医療等製品（以下「外国再生医療等製品」という。）の不具合による影響であると疑われるものであつて、かつ、当該再生医療等製品の使用上の必要な注意等（法第六十八条の二第二項第三号イに掲げる使用上の必要な注意をいう。以下この項において同じ。）から予測することができないもの

ハ 第一項第一号ハ（1）から（5）までに掲げる症例等の発生のうち、当該再生医療等製品又は外国再生医療等製品の不具合による影響であると疑われるものであつて、当該再生医療等製品の使用上の必要な注意等から予測することができないもの

ニ 第一項第一号ハ（1）から（5）までに掲げる症例等の発生のうち、再生医療等製品の不具合による影響であると疑われるものであつて、当該再生医療等製品の使用上の必要な注意等から予測することができるものであり、かつ、次のいずれかに該当するもの

（1） 発生傾向を当該再生医療等製品の使用上の必要な注意等から予測することができないもの

（2） 発生傾向の変化が保健衛生上の危害の発生又は拡大のおそれを示すもの

ホ 当該再生医療等製品の使用によるものと疑われる感染症による症例等の発生のうち、当該再生医療等製品の使用上の必要な注意等から予測することができないもの

ヘ 当該再生医療等製品又は外国再生医療等製品の使用によるものと疑われる感染症による死亡又は第一項第一号ハ（1）から（5）までに掲げる症例等の発生（ホに掲げる事項を除く。）

ト 外国再生医療等製品に係る製造、輸入又は販売の中止、回収、廃棄その他保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するための措置の実施

二 次に掲げる事項 三十日

イ 死亡又は第一項第一号ハ（1）から（5）までに掲げる症例等の発生のうち、当該再生医療等製品又は外国再生医療等製品の不具合による影響であると疑われるもの（前号イから二までに掲げる事項を除く。）

ロ 当該再生医療等製品若しくは外国再生医療等製品の不具合による症例等若しくはそれらの使用による感染症の発生傾向が著しく変化したこと又は当該再生医療等製品が承認を受けた効能若しくは効果を有しないことを示す研究報告

三 次に掲げる事項 当該再生医療等製品が製造販売の承認を受けた日等から一年以内ごとに、ももの

ハ 当該再生医療等製品若しくは外国再生医療等製品の不具合若しくはそれらの使用による感染症によりがんその他の重大な疾病、障害若しくは死亡が発生するおそれがあること、当該再生医療等製品若しくは外国再生医療等製品の不具合による症例等若しくはそれらの使用による感染症の発生傾向が著しく変化したこと又は当該再生医療等製品が承認を受けた効能若しくは効果を有しないことを示す研究報告

三 次に掲げる事項 当該再生医療等製品が製造販売の承認を受けた日等から一年以内ごとに、ももの

イ 死亡及び第一項第一号ハ（1）から（5）までに掲げる症例等以外の症例等の発生のうち、当該再生医療等製品の不具合による影響であると疑われるものであつて、当該再生医療等製品の使用上の必要な注意等から予測することができないもの

イ 死亡及び第一項第一号ハ（1）から（5）までに掲げる症例等以外の症例等の発生のうち、当該再生医療等製品の不具合による影響であると疑われるものであつて、当該再生医療等製品の使用上の必要な注意等から予測することができないもの

ロ 当該再生医療等製品の不具合の発生のうち、当該不具合の発生によつて死亡及び第一項第一号ハ（1）から（5）までに掲げる症例等以外の症例等が発生するおそれがあるものであつて、当該再生医療等製品の使用上の必要な注意等から予測することができないもの

医薬部外品又は化粧品の製造販売業者又は外国製造医薬品等特例承認取得者は、その製造販売し、又は承認を受けた医薬部外品又は化粧品について、次の各号に掲げる事項を知つたときは、それぞれ当該各号に定める期間内にその旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。

一 次に掲げる事項 十五日

イ 死亡の発生のうち、当該医薬部外品又は化粧品の副作用によるものと疑われるもの

ロ 次に掲げる症例等の発生のうち、当該医薬部外品又は化粧品の副作用によるものと疑われるものであつて、かつ、当該医薬部外品若しくは化粧品の使用上の必要な注意等（法第六十二条において準用する法第五十二条第二項第一号に掲げる使用上の必要な注意又は法第六十二条において準用する法第五十二条第二項第一号に掲げる使用上の必要な注意をいう。以下この項において同じ。）から予測することができないもの又は当該医薬部外品若しくは化粧品の使用上の必要な注意等から予測することができるものであつて、その発生傾向を予測することができないもの又はその発生傾向の変化が保健衛生上の危害の発生若しくは拡大のおそれを見出するもの

（1） 障害

（2） 死亡又は障害につながるおそれのある症例

（3） 治療のために病院又は診療所への入院又は入院期間の延長が必要とされる症例（（2）に掲げる事項を除く。）

（4） 死亡又は（1）から（3）までに掲げる症例に準じて重篤である症例（（2）に掲げる事項を除く。）

（5） 治療に要する期間が三十日以上である症例（（2）、（3）及び（4）に掲げる事項を除く。）

（6） 後世代における先天性の疾病又は異常

二 次に掲げる事項 三十日

イ 前号ロ（1）から（6）までに掲げる症例等の発生のうち、当該医薬部外品又は化粧品の副作用によるものと疑われるもの（前号ロに掲げる事項を除く。）

ロ 当該医薬部外品又は化粧品について、有害な作用が発生するおそれがあることを示す研究報告

（副作用救済給付等の請求のあつた者に係る情報の整理等の結果の報告）

**第二百二十九条の二十一** 法第六十八条の十第三項の規定により厚生労働大臣に対して行う同項の情報の整理の結果の報告は、様式第九十九の三による通知書によつて行うものとする。

2 法第六十八条の十第三項の規定により厚生労働大臣に対して行う同項の調査の結果の報告は、様式第九十九の四による通知書によつて行うものとする。

（回収報告）

**第二百二十九条の二十二** 法第六十八条の十一の規定により、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品の製造販売業者若しくは外国特例承認取得者又は法第八十条第一項から第三項までに規定する輸出用の医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品の製造業者（次項及び第三項において「製造販売業者等」という。）が、報告を行う場合に

は、回収に着手した後速やかに、次の事項を厚生労働大臣（令第八十条の規定により当該権限に属する事務を都道府県知事が行うこととされている場合にあつては、都道府県知事。以下この条において同じ。）に報告しなければならない。

一 回収を行う者の氏名及び住所

- 二 回収の対象となる医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品の名称、当該品目の製造販売又は製造に係る許可番号及び許可年月日又は登録番号及び登録年月日並びに当該品目の承認番号及び承認年月日、認証番号及び認証年月日又は届出年月日
- 三 回収の対象となる当該品目の数量、製造番号又は製造記号及び製造販売、製造又は輸入年月日
- 四 当該品目の製造所及び主たる機能を有する事務所の名称及び所在地
- 五 当該品目が輸出されたものである場合にあつては、当該輸出先の国名
- 六 回収に着手した年月日
- 七 回収の方法
- 八 回収終了予定期日
- 九 その他保健衛生上の被害の発生又は拡大の防止のために講じようとする措置の内容
- 一 回収に着手した場合は速やかに厚生労働大臣にその旨及びその内容（第三号に掲げる場合にはあつては、「回収の状況」）を報告しなければならない。
- 二 前項各号に掲げる報告事項に変更（軽微な変更を除く。）が生じたときは、回収に着手した時点では想定していなかつた健康被害の発生のおそれを知つたとき
- 三 その他厚生労働大臣が必要があると認めて回収の状況の報告を求めたとき
- 四 製造販売業者等は、回収終了後速やかに、回収を終了した旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。
- （機構に対する副作用等の報告）
- 第二百二十八条の二十三** 法第六十八条の十三第三項の規定により機構に対しても報告について行う報告について
- は、第二百二十八条の二十及び前条の規定を準用する。この場合において、第二百二十八条の二十九、「厚生労働大臣」とあるのは「機構」と、前条第一項中「第六十八条の十一」とあるのは「第六十八条の十三第三項」と、「厚生労働大臣（令第八十条の規定により当該権限に属する事務を都道府県知事が行うこととされることは、「機構」と、同条第二項及び第三項中「厚生労働大臣」とあるのは「機構」と読み替えるものとする。）」とあるのは「機構」と、同条第二項及び第三項中「厚生労働大臣」とあるのは「機構」と読み替えるものとする。
- （機構による副作用等の報告の情報の整理又は調査の結果の通知）
- 第二百二十八条の二十四** 法第六十八条の十三第四項の規定により厚生労働大臣に対しても行う同条第一項の情報の整理の結果の通知は、様式第九十八条の五による通知書によつて行うものとする。
- 法第六十八条の十五第四項の規定により厚生労働大臣に対しても行う同条第一項の情報の整理の結果の通知は、様式第九十八条の四による通知書によつて行うものとする。
- （再生医療等製品の感染症定期報告）
- 第二百二十八条の二十五** 法第六十八条の十四第一項の規定に基づき、再生医療等製品の製造販売業者又は外国製造再生医療等製品特例承認取得者若しくは選任外国製造再生医療等製品製造販売業者は、その製造販売をし、又は承認を受けた再生医療等製品について、次に掲げる事項を厚生労働大臣に報告しなければならない。
- 一 当該再生医療等製品の名称
- 二 承認番号及び承認年月日
- 三 調査期間
- 四 当該再生医療等製品の出荷数量
- 五 当該再生医療等製品の原材料若しくは原料若しくは材料に係る人その他の生物と同じ人その他の生物又は当該再生医療等製品について報告された、人その他の生物から人に感染すると認められる疾病についての研究報告
- 六 当該再生医療等製品又は外国で使用されている物であつて当該再生医療等製品の成分（当該再生医療等製品に含有され、又は製造工程において使用されている人その他の生物に由来するものに限る。）と同一性を有すると認められる人その他の生物に由来する成分を含有し、若しめられる疾病によるものと疑われる感染症の種類別発生状況及び発生症例一覧

- 七 当該再生医療等製品等による保健衛生上の危害の発生若しくは拡大の防止又は当該再生医療等製品の適正な使用のために行われた措置
- 八 当該再生医療等製品の安全性に関する当該報告を行う者の見解
- 九 当該再生医療等製品の注意事項等情報
- 十 当該再生医療等製品等の品質、有効性及び安全性に関する事項その他当該再生医療等製品の翻訳を行わなければならない。ただし、邦文以外で記載されている当該報告に係る資料の翻訳を行わなければならない場合は、その期間の満了後一月以内に行わなければならない。
- （機構に対する再生医療等製品の感染症定期報告）
- 第二百二十八条の二十六** 法第六十八条の十五第三項の規定により機構に対して行う報告については、前条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「法第六十八条の十四第一項」とあるのは「法第六十八条の十五第三項」と、「厚生労働大臣」とあるのは「機構」と読み替えるものとする。
- （機構による再生医療等製品の感染症定期報告の情報の整理又は調査の結果の通知）
- 第二百二十八条の二十七** 法第六十八条の十五第四項の規定により厚生労働大臣に対して行う同条第一項の情報の整理の結果の通知は、様式第一百による通知書によつて行うものとする。
- 法第六十八条の十五第四項の規定により厚生労働大臣に対して行う同条第二項の調査の結果の通知は、様式第一百による通知書によつて行うものとする。
- 第十一章 生物由来製品の特例**
- （管理者の承認）
- 第二百二十九条** 法第六十八条の十六第一項の承認の申請は、様式第九十九による申請書（地方厚生局長に提出する場合には正副二通、都道府県知事に提出する場合には正本一通）を提出することによって行うものとする。
- 2 前項の申請書には、当該申請に係る製造所の管理者にならうとする者の履歴書を添えなければならない。
- （生物由来製品の表示）
- 第二百三十一条** 法第六十八条の十七第一号の厚生労働省令で定める表示は、白地に黒枠、黒字をもつて記載する「特生物」の文字とする。
- （生物由来製品の表示の特例）
- 第二百三十二条** 第二百二十九条（第二百二十九条の三及び第二百二十二条の三において準用する場合を含む。）の規定にかかるらず、生物由来製品については、製造番号又は製造記号の記載を省略することができない。
- （生物由来製品の表示の特例）
- 第二百三十三条の二** 法第六十八条の十七第四号の厚生労働省令で定める事項は、人の血液又はこれら得られた物を有効成分とする生物由来製品及びこれ以外の人の血液を原材料として製造される特定生物由来製品にあつては、原材料である血液が採取された国の国名及び献血又は非献血の別とする。
- （生物由来製品である製造専用医薬品等に関する表示の特例）
- 法第五十条第十号から第十二号まで及び第五十二条第二項第一号」とあるのは「法第五十条第十一号から第十二号まで、第五十二条第二項第一号、法第六十八条の十七及び法第六十八条の十



(記録又は保存に係る事務の受託者等の変更の届出)

(機構に対する生物由来製品の感染症定期報告)

**第二百三十九条** 生物由来製品承認取得者等は、前条第二項第一号又は第二号に掲げる事項に変更があつたときは、三十日以内に、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。

**第二百四十条** 生物由来製品承認取得者等は、法第六十八条の二十二第一項の規定による生物由来製品に関する記録を、次の各号に掲げる期間、保存しなければならない。

一 特定生物由来製品又は人の血液を原材料として製造される生物由来製品にあつては、その出荷日から起算して少なくとも三十年間

二 生物由来製品(前号に掲げるものを除く。)にあつては、その出荷日から起算して少なくとも三十年間

も十年間

三 薬局の管理者又は病院、診療所若しくは動物診療施設の管理者は、法第六十八条の二十二第一項の規定による特定生物由来製品に関する記録を、その使用した日から起算して少なくとも二十年間、これを保存しなければならない。

四 前二項の規定にかかわらず、生物由来製品の承認取得者等又は薬局の管理者若しくは病院、診療所若しくは動物診療施設の管理者は、厚生労働大臣が指定する生物由来製品にあつては、法第六十八条の二十二第一項又は第三項の規定による記録を、厚生労働大臣が指定する期間、保存しなければならない。

(生物由来製品の感染症定期報告)

**第二百四十二条** 法第六十八条の二十五第三項の規定により機構に対し行う報告については、前条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「法第六十八条の二十四第一項」とあるのは「法第六十八条の二十五第三項」と、「厚生労働大臣」とあるのは「機構」と読み替えるものとする。

3 前項の届書には、変更に係る事項を証する書類を添付しなければならない。

(記録の保存)

**第二百四十三条** 法第六十八条の一十五第四項の規定により厚生労働大臣に対し行う同条第一項の情報の整理の結果の通知は、様式第百による通知書によつて行うものとする。

2 法第六十八条の二十五第四項の規定により厚生労働大臣に対し行う同条第二項の調査の結果の通知は、様式第百一による通知書によつて行うものとする。

## 第十一章 監督

(報告)

**第二百四十四条** 厚生労働大臣、地方厚生局長、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、法第六十九条第一項、第二項(法第八十一条の二第一項において厚生労働大臣に適用する場合を含む)及び第二項から第六項までの規定により、薬局開設者、病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者、医療機器の貸与業者若しくは修理業者、法第十八条第五項、第二十三条の二の十五第五項、第二十三條の三十五第五項、第六十八条の五第四項、第六十八条の七第六項若しくは第六十八条の二十二第六項の委託を受けた者又は第八十条の六第一項の登録を受けた者その他医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品を業務上取り扱う者に対し必要な報告をさせるとき、法第七十五条の二の二第一項第二号の規定により外国特例承認取得者に対し必要な報告を求めるとき、法第七十五条の四第一項第一号の規定により認定医薬品等外国製造業者若しくは認定再生医療等製品外国製造業者に対して必要な報告を求めるとき又は法第七十五条の五第一項第一号の規定により登録医薬品等外国製造業者若しくは登録医療機器等外国製造業者に対する必要な報告を求めるときは、その理由を通知するものとする。

(収去証)

**第二百四十五条** 薬事監視員、法第六十九条の二第二項に規定する機構の職員又は麻薬取締官若しくは麻薬取締員は、法第六十九条第四項若しくは第六項、法第六十九条の二第一項若しくは第二項又は第七十六条の三の二の規定により医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品又はこれらの原材料材料を收去しようとするときは、その相手方に、様式第百二による收去証を交付しなければならない。

六 当該生物由来製品又は外国で使用されている物であつて当該生物由来製品の成分(当該生物由来製品に含有され、又は製造工程において使用されている人その他の生物に由来するものに限る。)と同一性を有すると認められる人その他の生物に由来する成分を含有し、若しくは製造工程において使用している製品(以下この項において「当該生物由来製品等」という。)によるものと疑われる感染症の種類別発生状況及び発生症例一覧の生物由来製品等による保健衛生上の危害の発生若しくは拡大の防止又は当該生物由来製品の適正な使用のために行われた措置

七 当該生物由来製品等による保健衛生上の危害の発生若しくは拡大の防止又は当該生物由来製品の適正な使用のために行われる措置

八 当該生物由来製品の安全性に関する当該報告を行う者の見解

九 当該生物由来製品等の品質、有効性及び安全性に関する事項その他当該生物由来製品の適正な使用のために必要な情報

2 前項の報告は、当該生物由来製品の製造販売の承認を受けた日等から六月(厚生労働大臣が指定する生物由来製品にあつては、厚生労働大臣が指定する期間)以内ごとに、その期間の満了後一月以内に行わなければならぬ。ただし、邦文以外で記載されている当該報告に係る資料の翻訳を行ふ必要がある場合においては、その期間の満了後二月以内に行わなければならない。

**第二百四十六条** 法第六十九条第八項(法第七十条第四項、第七十六条の七第三項及び第七十六条の八第二項において準用する場合並びに法第八十一条の二第一項において厚生労働大臣に適用する場合を含む)に規定する身分を示す証明書は、薬事監視員については様式第百三によるものとし、麻薬取締官又は麻薬取締員については様式第百三の二によるものとする。

(機構による製造販売業者等に対する立入検査等の結果の通知)

**第二百四十七条** 法第六十九条の二第三項(法第八十条の五第二項において準用する場合を含む)の規定により厚生労働大臣、地方厚生局長又は都道府県知事に対して行う立入検査、質問又は取扱いの結果の通知は、様式第百四による通知書によつて行うものとする。

(機構の職員の身分を示す証明書)

**第二百四十八条** 法第六十九条の二第五項(法第八十条の五第二項において準用する場合を含む)に規定する身分を示す証明書は、様式第百五によるものとする。



(報告)

**第二百四十九条の十三** 厚生労働大臣又は都道府県知事は、法第七十六条の人第一項の規定により、指定薬物若しくはその疑いがある物品若しくは指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い物である疑いがある物品を貯蔵し、陳列し、若しくは広告している者又は指定薬物若しくはこれらの物品を製造し、輸入し、販売し、授与し、貯蔵し、陳列し、若しくは広告した者に対する必要な報告を求めるときは、その理由を通知するものとする。

(収去証)

**第二百四十九条の十四** 薬事監視員又は麻薬取締官若しくは麻薬取締員は、法第七十六条の人第一項の規定により指定薬物若しくはその疑いがある物品若しくは指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い物である疑いがある物品を収去しようとするときは、その相手方に、様式第六の三による収去証を交付しなければならない。

定等

(希少疾病用医薬品、希少疾病用医療機器及び希少疾病用再生医療等製品の指定の申請)

**第二百五十条** 法第七十七条の二第一項の規定による希少疾病用医薬品、希少疾病用医療機器又は希少疾病用再生医療等製品の指定の申請は、様式第百七による申請書(正副二通)を提出するこ

とによつて行うものとする。

2 前項の申請書には、当該申請に係る医薬品、医療機器又は再生医療等製品に關し、その用途に係る本邦における対象者の数に関する資料、その毒性、薬理作用等に関する試験成績の概要その他必要な資料を添付しなければならない。ただし、医療機器及び体外診断用医薬品に係る申請の場合はその毒性、薬理作用等に関する試験成績の概要を添付することを要しない。

(感染性の疾病的予防の用法に用いる医薬品又は再生医療等製品に係る対象者)

**第二百五十条の一** 前条第一項の申請に係る医薬品又は再生医療等製品が感染性の疾病的予防の用途に用いるものである場合においては、法第七十七条の二第一項第一号の対象者は、当該申請時において当該医薬品又は再生医療等製品につき、製造販売の承認が与えられるとしたならば当該医薬品又は再生医療等製品を当該用途に使用すると見込まれる者とする。

(対象者数の上限)

**第二百五十二条** 法第七十七条の二第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める人数は、五万人とする。ただし、当該医薬品、医療機器又は再生医療等製品の用途が難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第五条第一項に規定する指定難病である場合は、同

(先駆的医薬品、先駆的再生医療等製品の指定の申請)

**第二百五十二条の二** 法第七十七条の二第二項の規定による先駆的医薬品、先駆的医療機器又は先駆的再生医療等製品の指定の申請は、様式第百七の二による申請書(正副二通)を提出することによつて行うものとする。

2 前項の申請書には、当該申請に係る医薬品、医療機器又は再生医療等製品に関し、その作用機序又は原理に関する資料、その本邦及び外国における開発計画の概要、その毒性、薬理作用等に関する試験成績の概要その他必要な資料を添付しなければならない。ただし、医療機器及び体外診断用医薬品に係る申請の場合は、その毒性、薬理作用等に関する試験成績の概要を添付することを要しない。

(特定用途医薬品、特定用途医療機器及び特定用途再生医療等製品の指定の申請)

**第二百五十三条の三** 法第七十七条の二第三項の規定による特定用途医薬品、特定用途医療機器又は特定用途再生医療等製品の指定の申請は、様式第百七の三による申請書(正副二通)を提出す

ることによつて行うものとする。

2 前項の申請書には、当該申請に係る医薬品、医療機器又は再生医療等製品に關し、その用途に係る医薬品、医療機器又は再生医療等製品に対する需要の充足状況に關する資料、その毒性、薬理作用等に關する試験成績の概要その他必要な資料を添付しなければならない。ただし、医療機器

器及び体外診断用医薬品に係る申請の場合は、その毒性、薬理作用等に関する試験成績の概要を添付することを要しない。

3 次条第一号イ又はロの用途に該当するものとして法第七十七条の二第三項の申請を行う場合にあつては、次の各号に掲げる申請の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める要件に該当するものでなければならぬ。

一 医薬品(体外診断用医薬品を除く。以下この号において同じ。)に係る申請 次のイ又はロのいずれかに該当すること

イ 既に法第十四条又は法第十九条の二の承認を受けている医薬品(以下この号において「既承認の医薬品」という。)のうち、次のいずれかに該当すること

(1) その用法又は用量を変更して次条第一号イの用途に用いることとなるものであること (2) その效能、効果、用法又は用量を変更して次条第一号ロの用途に用いることとなるものであること

イ 既に法第十四条又は法第十九条の二の承認を受けている医薬品(以下この号において「既承認の医薬品」という。)のうち、次のいずれかに該当すること

(1) その用法又は用量を変更して次条第一号イの用途に用いることとなるものであること (2) その效能、効果、用法又は用量を変更して次条第一号ロの用途に用いることとなるものであること

ロ 既に承認の医薬品と有効成分、分量、用法、用量、效能、効果等が同一性を有すると認められる医薬品のうち、その剤形を当該既承認の医薬品と異ならせることにより、次条第一号イの用途に用いることとなるものであること

二 体外診断用医薬品に係る申請 既に法第二十三条の二の五又は第二十三条の二の十七の承認を受けており、次のイ又はロのいずれかに該当すること

イ その使用目的又は使用方法を変更して次条第一号イの用途に用いることとなるものであること

ロ 既に法第二十三条の二十五又は第二十三条の三十七の承認を受けようとするものであつて次条第一号イ又はロの用途に用いることとなるものであること

三 再生医療等製品に係る申請 次のイ又はロのいずれかに該当すること

イ 法第二十三条の二十五又は第二十三条の三十七の承認を受けようとするものであつて次条第一号イ又はロの用途に用いることとなるものであること

ロ 既に法第二十三条の二十五又は第二十三条の三十七の承認を受けており、次のいずれかに該当すること

(1) その用法、用量又は使用方法を変更して次条第一号イの用途に用いることとなるものであること

(2) その效能、効果、性能、用法、用量又は使用方法を変更して次条第一号ロの用途に用いることとなるものであること

4 次条第二号の用途に該当するものとして法第七十七条の二第三項の申請を行う場合にあつては、法第二十三条の二の五又は第二十三条の二の十七の承認を受けようとするものであつて次条第二号の用途に用いることとなるもの、又は既に法第二十三条の二の五又は第二十三条の二の十七の承認を受けているものであつて、その形状、構造及び原理又は使用方法を変更して次条第二号の用途に用いることとなるものでなければならない。

(用途の区分)

**第二百五十二条の四** 法第七十七条の二第三項の区分は、次の各号に掲げる申請の対象品目に応じてそれぞれ当該各号に定めるものとする。

一 医薬品又は再生医療等製品 次のイ又はロのいずれかに該当するもの

イ 小児の疾病的診断、治療又は予防

ロ 藥剤耐性を有する病原体による疾病的診断、治療又は予防

二 医療機器 小児の疾病的診断、治療又は予防

(資金の確保に係る対象者数の上限)

**第二百五十二条の五** 法第七十七条の三に規定する厚生労働省令で定める人数は、五万人とする。

(税制上の措置に係る対象者数の上限)

**第二百五十二条** 法第七十七条の四に規定する厚生労働省令で定める人数は、五万人とする。

(試験研究等の中止の届出)

**第二百五十三条** 法第七十七条の五の規定による希少疾病用医薬品、希少疾患用医療機器若しくは特定用途医薬品、特定用途医療機器若しくは特定用途再生医療等製品、希少疾病用再生医療等製品又は希少疾病用再生医療等製品、先駆的医薬品、先駆的医療機器若しくは先駆的再生医療等製品又は特定用途医療機器若しくは特定用途再生医療等製品の試験研究又は製造販売若しくは製造の中止の届出は、様式第八十号による届書を提出することによつて行うものとする。  
(希少疾病用医薬品、希少疾患用医療機器又は希少疾病用再生医療等製品等に係る公示の方法)

**第二百五十四条** 法第七十七条の二第四項及び法第七十七条の六第三項の規定による公示は、厚生労働省のホームページに掲載する方法により行うものとする。

#### 第十四章 雜則

**第二百五十四条から第二百六十一条まで** 削除

(許可等の条件の変更)

**第二百六十二条** 法第十二条、第十三条、第二十三条の二、第二十三条の二十一、第二十三条の二十

二若しくは第四十条の二の許可、法第十三条の三若しくは第二十三条の二十四の認定又は法第十

四条、第十九条の二、第二十三条の二の五、第二十三条の二の十七、第二十三条の二十五若しく

は第二十三条の三十七の承認を受けている者は、法第七十九条の規定により付された当該許可、

認定又は承認に係る条件又は期限の変更を申し出ることができる。

2 前項の申出は、様式第八十号による申出書を提出することによつて行うものとする。

(輸出用の医薬品等の製造管理又は品質管理の方法の基準に係る調査の結果の通知)

**第二百六十三条** 令第七十三条の規定による調査の結果の通知は、厚生労働大臣に対し、様式第二

十六による通知書によつて行うものとする。

(準用)

**第二百六十四条** 法第八十条第四項において準用する法第十三条の二第四項の規定により厚生労働

大臣に対して行う法第八十条第一項若しくは第二項の調査又は法第八十条第五項において準用す

る法第二十三条の二十三第四項の規定により厚生労働大臣に対して行う法第八十条第三項の調査

の結果の通知は、様式第二十六若しくは様式第八十号の二又は様式第七十五条の六による通知書に

よつて行うものとする。

2 法第八十条第一項又は第二項の規定による調査については、第五十条及び第五十二条(第三号

及び第四号を除く)の規定を準用する。この場合において、第五十条第一項中「第十四条第七

項(同条第十五項において準用する場合を含む)」若しくは第九項又は第十四条の二の二第二項

(医薬品の製造所における製造管理又は品質管理の方法についての調査に係る部分に限り、法第

十四条の三第二項において準用する場合を含む)」とあるのは、「第八十条第一項又は第二項」と、「この章」とあるのは、「この章」と「医薬品等適合性調査」とあるのは、「医薬品医療機器等

適合性調査」と、「様式第二十五」とあるのは、「様式第八十号」と、同条第二項中「前項」とあ

るのは、「第二百六十四条第二項において準用する前項」と、「医薬品等適合性調査」とあるのは、「医薬品医療機器等適合性調査」と、同条第三項中「第十四条の二の三第一項」とあるのは、「第八十条第一項又は第二項」とあるのは、「第八十条第一項又は第二項」と、「この章」とあるのは、「この章」と「医薬品等適合性調査」とあるのは、「医薬品医療機器等適合性調査」と、「における第一項」とあるのは、「における第二百六十四条第二項において準用する第一項」と、「第五十二条中「令」とあるのは、「令第七十二条において準用する令」と、「医薬品等適合性調査」とあるのは、「医薬品等適合性調査又は令第七十三条の四において準用する令第三十七条の二十四に規定する医療機器等適合性調査」と、同条第六号中「医

薬品等外国製造業者」とあるのは、「医薬品等外国製造業者若しくは医療機器等外国製造業者」

と、同条第七号中「許可年月日」とあるのは、「許可年月日若しくは登録番号及び登録年月日」と、「認定年月日」とあるのは、「認定年月日若しくは登録番号及び登録年月日若しくは登録番号及び登録年月日」と読み替えるものとする。

3 法第八十条第三項の規定による調査については、**第二百三十七条の三十一及び第百三十七条の三十二**の規定を準用する。

十三(第三号及び第四号を除く)の規定を準用する。この場合において、**第二百三十七条の三十一**

一 第一項中「第二十三条の二十五第六項(同条第十一項において準用する場合を含む)」若しくは第八項又は第二十三条の二十六の二第二項(再生医療等製品の製造所における製造管理若しくは品質管理の方法についての調査に係る部分に限り、法第二十三条の二十八第二項において準用する場合を含む)」とあるのは、「第八十条第三項」と、「この章」とあるのは、「この章」と、「様式第七十五条の五」とあるのは、「様式第八十号」と、同条第二項中「前項」とあるのは、「第二百六十四条第三項において準用する前項」と、同条第三項中「第二十三条の二十七第一項」とあるのは、「第八十条第六項において準用する法第二十三条の二十三第一項」と、「における第一項」とあるのは、「における第二百六十四条第三項において準用する第一項」と、第百三十七条の三十三中「令」とあるのは、「令第七十三条の六において準用する令」と読み替えるものとする。

(輸出用医薬品等に関する届出)

**第二百六十五条** 令第七十四条第一項の規定により医薬品等輸出業者が届け出なければならない事

項は、次のとおりとする。

1 届出者の氏名及び住所

2 当該医薬品等輸出業者が製造販売業者である場合(次号に掲げる場合を除く)にあつては、

主たる機能を有する事務所の名称及び所在地

3 当該医薬品等輸出業者が製造業者である場合にあつては、製造所の名称及び所在地

4 第二号に掲げる場合にあつては、製造販売業の許可の種類、許可番号及び許可年月日

5 第三号に掲げる場合にあつては、製造業の許可又は登録の区分、許可番号又は登録番号及び

許可年月日又は登録年月日

6 輸出するために製造等(法第二条第十三項に規定する製造等をいう。以下同じ。)をし、又

は輸入をしようとする医薬品(体外診断用医薬品を除く。以下この条において同じ)、医薬部

外品又は化粧品の品目及びその輸出先その他の当該医薬品、医薬部外品又は化粧品に係る情報

前項の届出は、様式第八十号による届出(正本一通及び副本一通)を提出することによつて行

うものとする。

3 前項の届出に記載された事項に変更を生じた場合における令第七十四条第一項の規定による届

出は、前項の規定にかかわらず、様式第六による届出(正本一通及び副本一通)を提出すること

によつて行うものとする。

(輸出用医療機器等に関する届出)

**第二百六十五条の二** 令第七十四条の二第一項の規定により医療機器等輸出業者が届け出なければ

ならない事項は、次のとおりとする。

1 届出者の氏名及び住所

2 当該医療機器等輸出業者が製造販売業者である場合(次号に掲げる場合を除く)にあつては、

主たる機能を有する事務所の名称及び所在地

3 当該医療機器等輸出業者が製造業者である場合にあつては、製造所の名称及び所在地

4 第二号に掲げる場合にあつては、製造販売業の許可の種類、許可番号及び許可年月日

5 第三号に掲げる場合にあつては、製造業の登録番号及び登録年月日

6 輸出するための製造等をし、又は輸入をしようとする医療機器又は体外診断用医薬品の品目

及びその輸出先その他の当該医療機器又は体外診断用医薬品に係る情報

前項の届出は、様式第八十号による届出(正本一通及び副本一通)を提出することによつて行

うものとする。

3 前項の届出に記載された事項に変更を生じた場合における令第七十四条の二第一項の規定によ

る届出は、前項の規定にかかわらず、様式第六による届出(正本一通及び副本一通)を提出することによつて行うものとする。

1 届出者の氏名及び住所

(輸出用再生医療等製品に関する届出)

- 二 当該再生医療等製品輸出業者が製造販売業者である場合（次号に掲げる場合を除く。）にあつては、主たる機能を有する事務所の名称及び所在地
- 三 当該再生医療等製品輸出業者が製造業者である場合にあつては、製造所の名称及び所在地
- 四 第二号に掲げる場合にあつては、製造販売業の許可の種類、許可番号及び許可年月日
- 五 第三号に掲げる場合にあつては、製造業の許可の区分、許可番号及び許可年月日
- 六 輸出するため製造等をし、又は輸入をしようとする再生医療等製品の品目及びその輸出先その他の当該再生医療等製品に係る情報
- 2 前項の届出は、様式第百十四の三による届書（正本一通及び副本一通）を提出することによつて行うものとする。
- 3 前項の届書に記載された事項に変更を生じた場合における令第七十四条の三第一項の規定による届出は、前項の規定にかかわらず、様式第六による届書（正本一通及び副本一通）を提出することによつて行うものとする。
- （緊急承認又は特例承認に係る医薬品、医療機器又は再生医療等製品に関する添付文書等の記載）
- 第二百六十六条** 令第七十五条第五項の規定により法第五十二条又は法第六十八条の二の規定を適用する場合における法第八十条第八項に規定する医薬品の添付文書等に記載されていなければならぬ事項は、「注意—緊急承認医薬品」又は「注意—特例承認医薬品」の文字とする。
- 2 令第七十五条第五項の規定により法第六十三条の二又は法第六十八条の二の規定を適用する場合における法第八十条第八項に規定する医療機器の添付文書等に記載されていなければならない事項は、「注意—緊急承認医療機器」又は「注意—特例承認医療機器」の文字とする。
- 3 令第七十五条第五項の規定により法第六十五条の三又は法第六十八条の二の規定を適用する場合における法第八十条第八項に規定する再生医療等製品の添付文書等に記載されていなければならない事項は、「注意—緊急承認再生医療等製品」又は「注意—特例承認再生医療等製品」の文字とする。
- （外国製造化粧品の製造販売に係る届出）
- 第二百六十七条** 令第七十六条第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 1 法第八十条第九項に規定する化粧品であつて本邦に輸出されるものを外国において製造販売し、又は製造する者の氏名及び住所
  - 2 前号に掲げる者の事務所又は製造所の名称及び所在地
  - 3 前項の届書には、製造販売しようとする第一項第一号に規定する化粧品の品目の一覧表を添えなければならない。
- （薬物に係る治験の届出をする場合）
- 第二百六十八条** 法第八十条の二第二項の厚生労働省令で定める薬物は、次に掲げるものとする。
- 1 日本薬局方に収められている医薬品及び既に製造販売の承認を与えていた医薬品と有効成分が異なる薬物
  - 2 日本薬局方に収められている医薬品及び既に製造販売の承認を与えていた医薬品と有効成分が同一の薬物であつて投与経路が異なるもの
  - 3 日本薬局方に収められている医薬品及び既に製造販売の承認を与えていた医薬品と有効成分が同一の薬物であつてその有効成分の配合割合又はその効能、効果、用法若しくは用量が異なるもの（前二号に掲げるもの及び医師若しくは歯科医師によつて使用され又はこれらの方の処方箋によつて使用されることを目的としないものを除く。）
  - 4 日本薬局方に収められている医薬品及び既に製造販売の承認を与えていた医薬品と有効成分が異なる医薬品として製造販売の承認を与えた医薬品であつてその製造販売の承認の

- あつた日後法第十四条の四第一項第一号に規定する調査期間（同条第三項の規定による延長が行われたときは、その延長後の期間）を経過していないものと有効成分が同一の薬物
- 五 生物由来製品となることが見込まれる薬物（前各号に掲げるものを除く。）
- 六 遺伝子組換技術を応用して製造される薬物（前各号に掲げるものを除く。）
- （薬物に係る治験の計画の届出）
- 第二百六十九条** 治験（薬物を対象とするものに限る。以下この条から第二百七十三条までにおいて同じ。）の依頼をしようとする者は自ら治験を実施しようとする者は、あらかじめ、治験の計画に關し、次の事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 1 治験使用薬（治験の対象とされる薬物（以下「被験薬」という。）並びに被験薬の有効性及び安全性の評価のために使用する薬物をいう。以下同じ。）の成分及び分量
  - 2 被験薬の製造方法
  - 3 被験薬の予定される効能又は効果
  - 4 被験薬の予定される用法及び用量
  - 5 治験の目的、内容及び期間
  - 6 治験を行う医療機関の名称及び所在地
  - 7 医療機関において治験を行うことの適否その他の治験に関する調査審議を行う委員会の設置者の名称及び所在地
  - 8 治験を行う医療機関ごとの治験に係る業務を統括する医師又は歯科医師（次号において「治験責任医師」という。）の氏名
  - 9 治験責任医師の指導の下に治験に係る業務を分担する医師又は歯科医師がある場合にあつては、その氏名
  - 10 治験を行う医療機関ごとの予定している被験者数
  - 11 治験を行なう医療機関ごとの予定している被験者数
  - 12 治験使用薬を有償で譲渡する場合はその理由
  - 13 治験の依頼をしようとする者が本邦内に住所を有しない場合にあつては、治験使用薬による保健衛生上の危害の発生又は拡大の防止に必要な措置を採らせるため、治験の依頼をしようとする者に代わつて治験の依頼を行うことができる者であつて本邦内に住所を有する者（外国人法）で本邦内に事務所を有するものの当該事務所の代表者を含む。）のうちから選任した者（次条及び第二百七十二条において「治験国内管理人」という。）の氏名及び住所
  - 14 治験実施計画書の解釈その他の治験の細目について調整する業務を医師又は歯科医師に委嘱する場合にあつては、その氏名
  - 15 治験実施計画書の解釈その他の治験の細目について調整する業務を複数の医師又は歯科医師で構成される委員会に委嘱する場合にあつては、これを構成する医師又は歯科医師の氏名
  - 16 治験の依頼をしようとする者が治験の依頼及び管理に係る業務の全部若しくは一部を委託する場合又は自ら治験を実施しようとする者が治験の準備及び管理に係る業務の全部若しくは一部を委託する場合にあつては、当該業務を受託する者の氏名、住所及び当該委託する業務の範囲
  - 17 実施医療機関又は自ら治験を実施しようとする者が治験の実施に係る業務の一部を委託する場合にあつては、当該業務を受託する者の氏名、住所及び当該委託する業務の範囲
  - 18 自ら治験を実施しようとする者にあつては、治験の費用に関する事項
  - 19 自ら治験を実施しようとする者にあつては、治験使用薬を提供する者の氏名又は名称及び住所
  - 20 前項の届出には、被験薬の毒性、薬理作用等に関する試験成績の概要その他必要な資料を添付しなければならない。
- 第一項の届出をする者が当該治験において機械器具等又は加工細胞等を被験薬の有効性及び安全性の評価のために被験者に用いる場合は、第二百七十五条又は第二百七十五条の四において準



3  
われる疾病等若しくはそれらの使用によるものと疑われる感染症の発生数、発生頻度、発生条件等の発生傾向が著しく変化したこと又は当該被験薬等が治験の対象となる疾患に対しても効能若しくは効果を有しないことを示す研究報告（当該被験薬等の治験の対象となる疾患に対する有効性及び安全性の評価に影響を与えないと認められる研究報告を除く。）前二項の規定にかかるらず、治験の依頼をした者又は自ら治験を実施した者は、当該治験が既

3  
対する有効性及び安全性の評価に影響を与えない」と認められる研究報告を除く。)  
前二項の規定にかかわらず、治験の依頼をした者又は自ら治験を実施した者は、当該治験が既に製造販売の承認を与えられている医薬品について法第十四条第五項（法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による承認事項の一部の変更（当該変更が第四十七条第四号に該当するものに限る。）の申請に係る申請書に添付しなければならない資料の収集を目的とするものである場合においては、第一項並びに前項第一号及び第二号イ及びロに掲げる事項のうち、外国で使用されている物であつて当該治験に係る治験使用薬等の副作用によるものと疑われるもの又はその使用によるものと疑われる感染症によるものについては、報告することを要しない。

4 治験の依頼をした者又は自ら治験を実施した者は、第一項に掲げる事項、同項第一号イ（1）

から（5）までに掲げる症例等の発生であつて当該治験使用薬等の副作用によるものと疑われるもの又はそれらの使用によるものと疑われる感染症によるもの（同号に掲げるものを除く。）第二項第一号並びに第二号イ及びロに掲げる事項並びに同号イ（1）から（5）までに掲げる症例等の発生であつて当該被験薬等の副作用によるものと疑われるもの又はそれらの使用によるものと疑われる感染症によるもの（同号に掲げるものを除く。）について、その発現症例一覧等（被験薬以外の治験使用薬については、外国における症例を除く。）を当該被験薬ごとに、当該被験薬について初めて治験の計画を届け出た日等から起算して一年ごとに、その期間の満了後二月以内に厚生労働大臣に報告しなければならない。ただし、自ら治験を実施した者が既に製造販売の承認を与えられている医薬品に係る治験を行つた場合又は既に当該被験薬について治験の依頼をした者が治験を行つている場合については、この限りでない。

機械器具等又は加工細胞等と一体的に製造された被験薬について治験の依頼をした者又は自ら治験を実施した者による当該被験薬の機械器具等又は加工細胞等に係る部分に係る治験に関する不具合情報等の報告については、第二百七十四条の二又は第二百七十五条の三の規定を準用する。

6 治験において用いる機械器具等又は加工細胞等に関する不具合情報等の報告については、第二百七十四条の二又は第二百七十五条の三の規定を準用する。  
(機械器具等に係る治験の届出を要する場合)

する。  
一 既に製造販売の承認又は認証を与えられている医療機器と構造、使用方法、効能、効果、性能等が異なる機械器具等（既に製造販売の承認又は認証を与えられている医療機器と構造、使用方法、効能、効果、性能等が同一性を有すると認められるもの、人の身体に直接使用される

既に製造販売の承認又は認証を与えられている医療機器と構造、使用方法、効能、効果、性能がないもの、法第二十三条の二の十二第一項に規定する医療機器並びに法第二十三条の二の二十三第一項に規定する高度管理医療機器及び管理医療機器その他これらに準ずるもの(以下「規制外機器」)を除く。)

能等が明らかに異なる医療機器として製造販売の承認を与えられた医療機器であつてその製造販売の承認のあつた日後法第二十三条の二の九第一項に規定する調査期間（同条第二項の規定による延長が行われたときは、その延長後の期間）を経過していないものと構造、使用方法、効能、効果、性能等が同一性を有すると認められる機械器具等

三 生物由来製品となることが見込まれる機械器具等（前二号に掲げるものを除く。）  
四 遺伝子組換技術を応用して製造される機械器具等（前各号に掲げるものを除く。）  
(幾成品は専てその台帳に掲する) (不具合情報等の報告)

**第二百七十四条の二** 治験（機械器具等を対象とするものに限る。以下この条において同じ。）の依頼をした者又は自ら治験を実施した者は、治験使用機器（治験の対象とされる機械器具等（以

下この条において「被験機器」という。並びに被験機器の有効性及び安全性の評価のために使用する機械器具等をいう。(以下この条において同じ。)について次の各号に掲げる事項を知つたときは、それぞれ当該各号に定める期間内にその旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。ただし、治験又は外国で実施された臨床試験において当該治験の被験機器と構造及び原理が同一性を有すると認められるものを使用していなない場合については、この限りでない。

一 治験又は外国で実施された臨床試験における次に掲げる症例等の発生のうち、当該治験使用機器又は当該治験使用機器と構造及び原理が同一性を有すると認められるもの(以下この条において「当該治験使用機器等」という。)の使用による影響であると疑われるもの又はそれらの使用によるものと疑われる感染症によるもので、かつ、そのような症例等の発生によるものと疑われる感染症によるものであり、かつ、そのような症例等の発生又は発生数、発生頻度、発生条件等の発生傾向が当該被験機器の治験機器概要書(当該被験機器の品質、有効性及び安全性に関する情報等を記載した文書をいう。以下この条において同じ。)又は被験機器以外の当該治験使用機器等についての既存の科学的知見(以下この項において單に「科学的知見」という。)から予測できないもの

二 死亡

口 死亡につながるおそれのある症例

三 治験又は外国で実施された臨床試験における次に掲げる事項(前号に掲げるものを除く。)

十五日

イ 次に掲げる症例等の発生のうち、当該治験使用機器等の使用による影響であると疑われるもの又はそれらの使用によるものと疑われる感染症によるもので、かつ、そのような症例等の発生又は発生数、発生頻度、発生条件等の発生傾向が当該被験機器の治験機器概要書又は科学的知見から予測できないもの

(1) 治療のために病院又は診療所への入院又は入院期間の延長が必要とされる症例

(2) 障害

(3) 死亡につながるおそれのある症例

(4) 後世代における先天性の疾病又は異常

ロ 前号イ又はロに掲げる症例等の発生による影響であると疑われるもの

三 治験又は外国で実施された臨床試験における当該治験使用機器等の不具合の発生であつて、当該不具合によつて第一号イ若しくはロ又は前号イ(1)から(5)までに掲げる症例等が発生するおそれがあるもの(前二号に掲げるものを除く。)三十日

治験の依頼をした者は、治験使用機器について次の各号に掲げる事項を知つたときは、それぞれ当該各号に定める期間内にその旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。ただし、第一号、第二号イ及びロ並びに第三号については、当該治験における被験者保護に関する安全性の判断に影響を与えるおそれがないと認められるときは、この限りでない。

一 当該被験機器又は当該被験機器と構造及び原理が同一性を有すると認められるもの(以下この条において「当該被験機器等」という。)の外国における使用(臨床試験における使用を除く。)で生じた次に掲げる症例等の発生のうち、当該被験機器等の使用による影響であると疑われるもの又はそれらの使用によるものと疑われる感染症によるものであり、かつ、そのような症例等の発生又は発生数、発生頻度、発生条件等の発生傾向が当該被験機器の治験機器概要書から予測できないもの

七日

イ 死亡

ロ 死亡につながるおそれのある症例

二 次に掲げる事項(前号に掲げるものを除く。)

十五日

の使用によるものと疑われる感染症によるものであり、かつ、そのような症例等の発生又は発生数、発生頻度、発生条件等の発生傾向が当該被験機器の治験機器概要書から予測できないもの

(1) 治療のために病院又は診療所への入院又は入院期間の延長が必要とされる症例

障害につながるおそれのある症例

(1) から(3)まで並びに前号イ及びロに掲げる症例に準じて重篤である症例

後世代における先天性の疾病又は異常

(5) (4) (3) (2) (1) 治療のために病院又は診療所への入院又は入院期間の延長が必要とされる症例

障害につながるおそれのある症例

(1) から(3)まで並びに前号イ及びロに掲げる症例に準じて重篤である症例

後世代における先天性の疾病又は異常

(5) (4) (3) (2) (1) 治療のために病院又は診療所への入院又は入院期間の延長が必要とされる症例

障害につながるおそれのある症例

(1) から(3)まで並びに前号イ及びロに掲げる症例に準じて重篤である症例

後世代における先天性の疾病又は異常

(5) (4) (3) (2) (1) 治療のために病院又は診療所への入院又は入院期間の延長が必要とされる症例

障害につながるおそれのある症例

(1) から(3)まで並びに前号イ及びロに掲げる症例に準じて重篤である症例

後世代における先天性の疾病又は異常

(5) (4) (3) (2) (1) 治療のために病院又は診療所への入院又は入院期間の延長が必要とされる症例

障害につながるおそれのある症例

(1) から(3)まで並びに前号イ及びロに掲げる症例に準じて重篤である症例

後世代における先天性の疾病又は異常

(5) (4) (3) (2) (1) 治療のために病院又は診療所への入院又は入院期間の延長が必要とされる症例

障害につながるおそれのある症例

(1) から(3)まで並びに前号イ及びロに掲げる症例に準じて重篤である症例

後世代における先天性の疾病又は異常

(5) (4) (3) (2) (1) 治療のために病院又は診療所への入院又は入院期間の延長が必要とされる症例

障害につながるおそれのある症例

(1) から(3)まで並びに前号イ及びロに掲げる症例に準じて重篤である症例

後世代における先天性の疾病又は異常

5 薬物又は加工細胞等と一体的に製造された被験機器について治験の依頼をした者又は自ら治験を実施した者による当該被験機器の薬物又は加工細胞等に係る部分に係る治験に関する副作用等又は不具合情報等の報告については、第二百七十三条又は第二百七十五条の三の規定を準用する。

6 治験において用いる薬物又は加工細胞等に関する副作用等又は不具合情報等の報告については、第二百七十三条又は第二百七十五条の三の規定を準用する。

## 第二百七十五条 (準用)

機械器具等に係る治験については、第二百六十九条から第二百七十二条の二までに規定を準用する。この場合において、第二百六十九条の見出し中「薬物」とあるのは「機械器具等」と、同条第一項中「薬物」とあるのは「機械器具等」と、以下この条から第二百七十三条」とあるのは「第二百七十五条において準用するこの条から第二百七十二条の二」と、同条第一項中「治験使用薬」(治験の対象とされる薬物(以下「被験薬」という))並びに被験薬の有効性及び安全性の評価のために使用する薬物をいう。以下同じ。」の成分及び分量」とあるのは「治験機器(第二百七十四条の二第一項に規定する「治験使用機器」)をいう。第二百七十五条において準用するこの条において同じ。」と、同項第三号中「被験薬」とあるのは「治験機器(第二百七十四条の二第一項に規定する「治験使用機器」)をいう。第二百七十五条において準用するこの条において同じ。」と、同項第四号中「被験薬」とあるのは「被験機器」と、「用法及び用量」とあるのは「操作方法又は使用方法」と、同項第十号及び第十二号中「被験薬」とあるのは「治験使用機器」と、同項第十三号中「治験使用薬」とあるのは「治験使用機器」と、「次条」とあるのは「被験機器(第二百七十五条の二第一項に規定する「被験機器」)をいう。第二百七十五条において準用するこの条及び第二百七十二条において同じ。」と、同項第十九号中「治験使用薬」とあるのは「被験機器」と、同項第四号中「被験薬」とあるのは「被験機器」と、「用法及び用量」とあるのは「操作方法又は使用方法」と、同項第十号及び第十二号中「被験薬」とあるのは「治験使用機器」と、同項第十三号中「治験使用薬」とあるのは「治験使用機器」と、「次条」とあるのは「被験機器(第二百七十五条において準用する次条)と、同項第十九号中「治験使用薬」とあるのは「被験機器」と、同項第四号中「被験薬」とあるのは「被験機器」と、「用法及び用量」とあるのは「操作方法又は使用方法」と、同項第十号及び第十二号中「被験薬」とあるのは「治験使用機器」と、同項第十三号中「治験使用薬」とあるのは「治験使用機器」と、「次条」とあるのは「被験機器(第二百七十五条において準用する前条)と、同条第二項中「被験薬」とあるのは「被験機器」と、「毒性、薬理作用等」とあるのは「安全性、性能等」と、同条第二項中「第一項」とあるのは「第二百七十五条において準用する第一項」と、「機械器具等」とあるのは「薬物」と、「被験薬」とあるのは「被験機器」と、「第二百七十五条又は」とあるのは「この条」と、「本条」とあるのは「場合を含む。」と、「第二百七十条の見出し中「薬物」とあるのは「機械器具等」と、同条中「前条」とあるのは「第二百七十五条において準用する前条」と、「第二百七十七条の見出し中「薬物」とあるのは「機械器具等」と、同条第三号中「薬物」とあるのは「機械器具等」と、同条中「前二条」とあるのは「第二百七十五条において準用する前二条」と、「第二百七十二条中「被験薬」とあるのは「被験機器」と、同条第一号中「薬物」とあるのは「機械器具等」と、同条第二号中「医薬品」とあるのは「医療機器」と、「薬物」とあるのは「機械器具等」と、同条第三号中「薬物」とあるのは「機械器具等」と、「第二百七十二条の二第一項中「治験」(第二百六十八条第二号から第六号までに掲げる薬物であつて、生物学的同等性を確認しなければならない資料の収集を目的とするものである場合においては、第一項並びに前項第一号及び第二号イ及びロ並びに第三号に掲げる事項のうち、外国で使用されている物であつて当該治験に係る治験使用機器等の使用による影響によるものと疑われるもの又はその使用によるものと疑われる感染症によるものについては、報告することを要しない。

3 外国における使用(臨床試験における使用を除く。)の際に生じた当該被験機器等の不具合の発生であつて、当該不具合によつて第一号イ若しくはロ又は前号イ(1)から(5)までに掲げる症例等が発生するおそれがあるもの(前二号に掲げるものを除く。)三十日

前二項の規定にかかるらず、治験の依頼をした者は、当該治験が既に製造販売の承認を与えられている医療機器について法第二十三条の二の五第五十五項(法第二十一条の十七第五項において準用する場合を含む。)の規定による承認事項の一部の変更(当該変更が第一百四十四条の二十五第一項第一号に該当するものに限る。)の申請に係る申請書に添付しなければならない資料の収集を目的とするものである場合には、第一項並びに前項第一号及び第二号イ及びロ並びに第三号に掲げる事項のうち、外国で使用されている物であつて当該治験に係る治験使用機器等の使用による影響によるものと疑われる感染症によるものについては、報告することを要しない。

4 治験の依頼をした者は、第一項に掲げる事項、同項第一号イ(1)から(5)までに掲げる症例等の発生であつて当該治験使用機器等の使用による影響であると疑われるもの又はそれらの使用者によるものと疑われる感染症によるもの(同号に掲げるものを除く。)並びに同項第三号に掲げる症例等の発生であつて当該被験機器等の使用による影響であると疑われるもの又はそれらの使用者によるものと疑われる感染症によるもの(同号に掲げるものを除く。)並びに同項第三号に掲げる事項について、その発現症例一覧等(被験機器以外の治験使用機器については、外国における症例を除く。)を当該被験機器とともに、当該被験機器について初めて治験の計画を届け出た日等から起算して一年ごとに、その期間の満了後一月以内に厚生労働大臣に報告しなければならない。ただし、自ら治験を実施した者が既に製造販売の承認を与えられている医療機器に係る治験を行つた場合又は既に当該被験機器について治験の依頼をした者が治験を行つてゐる場合については、この限りでない。

5 薬物又は加工細胞等と一体的に製造された被験機器について治験の依頼をした者又は自ら治験を実施した者による当該被験機器の薬物又は加工細胞等に係る部分に係る治験に関する副作用等又は不具合情報等の報告については、第二百七十三条又は第二百七十五条の三の規定を準用する。

## 第二百七十五条 (加工細胞等に係る治験に関する不具合情報等の報告)

6 治験において用いる薬物又は加工細胞等に関する副作用等又は不具合情報等の報告については、第二百七十三条又は第二百七十五条の三の規定を準用する。

7 第二百七十五条の三 治験(加工細胞等を対象とするものに限る。以下この条において同じ。)の依頼をした者は、自ら治験を実施した者は、治験使用製品(治験の対象とされる加工細胞等(以下この条において「被験製品」という。)並びに被験製品の有効性及び安全性の評価のために使用する加工細胞等をいう。以下この条において同じ。)について次の各号に掲げる事項を知つたときは、それぞれ当該各号に定める期間内にその旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。ただし、治験又は外国で実施された臨床試験において当該治験の被験製品と構成細胞又は導入遺伝子が同一性を有すると認められるものを使用していらない場合については、この限りでない。

8 第二百七十五条の三 治験(加工細胞等を対象とするものに限る。以下この条において同じ。)の依頼をした者は、自ら治験を実施した者は、治験使用製品(治験の対象とされる加工細胞等(以下この条において「被験製品」という。)並びに被験製品の有効性及び安全性の評価のために使用する加工細胞等をいう。以下この条において同じ。)について次の各号に掲げる事項を知つたときは、それぞれ当該各号に定める期間内にその旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。

9 第二百七十五条の三 治験(加工細胞等を対象とするものに限る。以下この条において同じ。)の依頼をした者は、自ら治験を実施した者は、治験使用製品(治験の対象とされる加工細胞等(以下この条において「被験製品」という。)並びに被験製品の有効性及び安全性の評価のために使用する加工細胞等をいう。以下この条において同じ。)について次の各号に掲げる事項を知つたときは、それぞれ当該各号に定める期間内にその旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。





- 3 厚生労働大臣が法第八十条の十第一項の規定により機構に登録等を行わせることとした場合における第一項の規定の適用については、同項中「厚生労働大臣」とあるのは、「機構」とする。  
 (原薬等登録原簿の登録証の書換え交付)  
**第二百八十条の五** 原薬等登録業者は、原薬等登録原簿の登録証の記載事項に変更が生じたときは、その書換え交付を申請することができる。
- 2 前項の申請は、様式第二百二十二による申請書に登録証を添え、厚生労働大臣に対して行わなければならない。  
 (原薬等登録原簿の登録証の再交付)
- 3 厚生労働大臣が法第八十条の十第一項の規定により機構に登録等を行わせることとした場合における前項の規定の適用については、同項中「厚生労働大臣」とあるのは、「機構」とする。  
 (原薬等登録原簿の登録証の再交付)
- 2 厚生労働大臣が法第八十条の十第一項の規定により機構に登録等を行わせることとした場合における前項の規定の適用については、同項中「厚生労働大臣」とあるのは、「機構」とする。
- 第二百八十条の六** 原薬等登録業者は、原薬等登録原簿の登録証を破り、汚し、又は失つたときは、その再交付を申請することができる。
- 3 前項の申請は、様式第二百二十三による申請書により、厚生労働大臣に対して行わなければならぬ。この場合において、登録証を破り、又は汚した原薬等登録業者は、申請書にその登録証を添えなければならない。
- 4 厚生労働大臣が法第八十条の十第一項の規定により機構に登録等を行わせることとした場合は、直ちに厚生労働大臣にこれを返納しなければならない。
- 5 厚生労働大臣が法第八十条の十第一項の規定により機構に登録等を行わせることとした場合における前二項の規定の適用については、これらの規定中「厚生労働大臣」とあるのは、「機構」とする。  
 (原薬等登録原簿の登録台帳)
- 第二百八十条の七** 厚生労働大臣は、法第八十条の六第一項又は第八十条の八第一項の登録に関する台帳を備え、これに次に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 登録番号及び登録年月日  
 二 原薬等登録業者の氏名及び住所  
 三 当該品目の名称  
 四 当該品目の製造所の名称及び所在地  
 五 原薬等登録業者が医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の製造業の許可若しくは登録又は医薬品等外国製造業者、医療機器等外国製造業者若しくは再生医療等製品外国製造業者の認定若しくは登録を受けているときは、当該の許可の区分及び許可番号、登録番号又は認定の区分及び認定番号  
 六 外国において原薬等を製造する者にあつては、原薬等国内管理人の氏名及び住所  
 七 当該品目の登録内容の概要
- 2 厚生労働大臣が法第八十条の十第一項の規定により機構に登録等を行わせることとした場合における前項の規定の適用については、同項中「厚生労働大臣」とあるのは、「機構」とする。  
 (原薬等登録業者の公示)
- 第二百八十条の八** 法第八十条の六第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項であつて、原薬等登録業者等に不利益を及ぼすおそれがないものとする。
- 一 登録番号及び登録年月日  
 二 原薬等登録業者の氏名及び住所  
 三 当該品目の名称  
 (原薬等として不適当な場合)
- 第二百八十条の九** 法第八十条の七第一項に規定する厚生労働省令で定める場合は、第二百八十条の三第四項に規定する書類が添付されていない場合又は申請に係る原薬等の性状若しくは品質が保健衛生上著しく不適当な場合とする。
- (原薬等登録原簿の登録の変更)

- 第二百八十条の十** 法第八十条の八第一項の規定による原薬等登録原簿の登録事項の変更の登録の申請は、様式第二二十四による申請書(正副二通)を厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。  
 1 登録証  
 2 登録事項の変更の内容に関する資料  
 3 厚生労働大臣が法第八十条の十第一項の規定により機構に登録等を行わせることとした場合における第一項の規定の適用については、同項中「(正副二通)を厚生労働大臣」とあるのは、「を機構」とする。  
 (登録事項の軽微な変更の範囲)
- 第二百八十条の十一** 法第八十条の八第一項に規定する厚生労働省令で定める軽微な変更は、次の各号に掲げる変更以外のものとする。
- 1 原薬等の本質、特性、性能及び安全性に影響を与える製造方法等の変更  
 2 規格及び試験方法に掲げる事項の削除又は規格の変更  
 3 病原因子の不活性又は除去方法に関する変更  
 4 前三号に掲げる変更のほか品質、有効性及び安全性に影響を与えるおそれのあるもの(登録事項の軽微な変更の届出)
- 第二百八十条の十二** 法第八十条の八第二項の規定による届出は、様式第二百二十五による届書(正副二通)を厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。
- 2 前項の届出は、登録事項を変更した後三十日以内に行わなければならない。
- 3 厚生労働大臣が法第八十条の十第一項の規定により機構に登録等を行わせることとした場合における第一項の規定の適用については、同項中「(正副二通)を厚生労働大臣」とあるのは、「を機構」とする。  
 (原薬等登録原簿の登録証の返納)
- 第二百八十条の十三** 原薬等登録業者は、法第八十条の九第一項の規定による原薬等登録原簿の登録の抹消を受けたとき、又はその業務を廃止したときは、直ちに厚生労働大臣に原薬等登録原簿の登録証を返納しなければならない。
- 2 厚生労働大臣が法第八十条の十第一項の規定により機構に登録等を行わせることとした場合における前項の規定の適用については、同項中「厚生労働大臣」とあるのは、「機構」とする。  
 (原薬等登録原簿に係る公示の方法)
- 第二百八十条の十三の二** 法第八十条の六第三項及び法第八十条の九第二項の規定による公示は、厚生労働省のホームページに掲載する方法により行うものとする。
- 2 法第八十条の十第二項において準用する法第八十条の六第三項及び法第八十条の九第二項の規定による公示は、機構のホームページに掲載する方法により行うものとする。  
 (登録の承継)
- 第二百八十条の十四** 原薬等登録業者について相続、合併又は分割(第二百八十条の三第四項に規定する書類(以下この条において「登録に係る書類」という。)を承継させるものに限る。)があつたときは、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該原薬等登録業者の地位を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該登録に係る書類を承継した法人は、当該原薬等登録業者の地位を承継する。
- 2 原薬等登録業者がその地位を承継させる目的で当該登録に係る書類の譲渡しをしたときは、譲受人は、当該原薬等登録業者の地位を承継する。
- 3 前二項の規定により原薬等登録業者の地位を承継した者は、相続の場合にあつては相続後遅滞なく、相続以外の場合にあつては承継前に、様式第二百二十六による届書を厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 4 前項の届書には、原薬等登録業者の地位を承継する者であることを証する書類を添えなければならない。
- 5 厚生労働大臣が法第八十条の十第一項の規定により機構に登録等を行わせることとした場合における第三項の規定の適用については、同項中「厚生労働大臣」とあるのは、「機構」とする。



第六十八条の九第一項	様式第三十七の五による申請書
第六十八条の十三第一項	様式第三十七の人による届書
第六十九条第二項	様式第三十九による届書
第七十条第一項	様式第四十による届書
第七十条第二項	様式第三十八による届書
第九十九条第二項	様式第六による届書
第一百条第二項	様式第五十による届書
第一百二条第一項	様式第五十三による申請書
第一百五条第二項	様式第五十四による届書
第一百八条第二項	様式第五十四の三による届書
第一百八条において準用する第四十五条の四	様式第五十四の四による申請書
第一百十一条において準用する第四十六条第一項	様式第五十五による申請書
第一百十一条において準用する第四十八条第一項	様式第五十六による届書
第一百十一条において準用する第五十条第一項	様式第五十七による申請書
第一百十一条において準用する第五十六条	様式第五十九による申請書
第一百十一条において準用する第六十六条第一項	様式第六十一による申請書
第一百十一条において準用する第六十八条の二第一項	様式第六十二の二による申請書
第一百十一条において準用する第六十八条の二第二項	様式第六十二の三による申請書
第一百十一条において準用する第六十八条の七第一項	様式第六十二の四による届書
第一百十一条において準用する第六十八条の九第一項	様式第六十二の五による申請書
第一百十一条において準用する第六十八条の十三第一項	様式第六十二の六による届書
第一百十一条において準用する第六十九条第二項	様式第六十三による届書
第一百十四条において準用する第十八条	様式第八による届書
第一百十四条第二項において準用する第十八条	様式第八による申請書
第一百十四条第四項において準用する第十八条	様式第八による届書
第一百十一条において準用する第六十九条第二項	様式第九による申請書
第一百十四条の四	様式第三による申請書
第一百十四条の五	様式第四による申請書
第一百十四条の六第一項	様式第十一による申請書
第一百十四条の九第一項	様式第六十三の二による申請書
第一百十四条の十一（第一百十四条の十六において準用する場合を含む。）	様式第三による申請書
第一百十四条の十二（第一百十四条の十六において準用する場合を含む。）	様式第四による申請書
第一百十四条の十三第一項	様式第六十三の四による申請書
第一百十四条の十五第一項	様式第六十三の五による申請書
第一百十四条の十六において準用する第一百十四条の十三第一項	様式第六十三の七による申請書
第一百十四条の十七	様式第六十三の人による申請書
第一百十四条の二十四第一項	様式第六十三の九による申請書
第一百十四条の二十六第一項	様式第六十三の十による届書
第一百十四条の二十八第一項	様式第六十三の十一による申請書
第一百十四条の三十五	様式第三による申請書
第一百十四条の三十六	様式第四による申請書

第一百十四条の三十九	様式第六十三の十七による申請書
第一百十四条の四十五の二第一項	様式第六十三の十九の二
第一百十四条の四十五の二第二項	様式第六十三の十九の三
第一百十四条の四十五の七第一項	様式第六十三の十九の四による届書
第一百十四条の四十五の九第一項	様式第六十三の十九の五による申請書
第一百十四条の四十五の十四第一項	様式第六十三の十九の八による届書
第一百十四条の四十六第二項	様式第六十三の二十による届書
第一百十四条の四十七第一項	様式第六十三の二十一による届書
第一百十四条の四十七第二項	様式第四十による届書
第一百十四条の六十九第二項	様式第六による届書
第一百十四条の七十第二項	様式第六による届書
第一百十四条の七十二第一項	様式第六十三の二十二による申請書
第一百十四条の七十五第二項	様式第五十四による届書
第一百十四条の七十八第二項	様式第五十四の三による届書
第一百十四条の八十一において準用する第百十四条の二	様式第六十三の二十三による申請書
第百十四条の八十一において準用する第百十四条の二	様式第六十三の二十四による届書
第百十四条の八十一において準用する第百十四条の二	様式第六十三の二十五による申請書
第百十四条の八十一において準用する第百十四条の三	様式第六十三の二十六による申請書
第百十四条の八十一において準用する第百十四条の三	様式第六十三の三十一による申請書
第百十四条の八十一において準用する第百十四条の四十	様式第六十三の三十一の二による申請書
第百十四条の八十一において準用する第百十四条の四十	様式第六十三の三十一の三による申請書
五の二第一項	様式第六十三の三十一の四による申請書
五の二第二項	様式第六十三の三十一の五による申請書
第百十四条の八十一において準用する第百十四条の四十	様式第六十三の三十一の六による申請書
第百十四条の八十一において準用する第百十四条の四十	様式第六十三の三十一の七による申請書
五の二第二項	様式第六十三の三十一の八による申請書
五の二第一項	様式第六十三の三十一の九による申請書
第百十四条の八十一において準用する第百十四条の四十	様式第六十三の三十一の十による申請書
第百十四条の八十一において準用する第百十四条の四十	様式第六十三の三十一の十一による申請書
十五の七第一項	様式第六十三の三十一の十二による申請書
第百十四条の八十一において準用する第百十四条の四十	様式第六十三の三十一の十三による申請書
十五の七第一項	様式第六十三の三十一の十四による申請書
第百十四条の八十一において準用する第百十四条の四十	様式第六十三の三十一の十五による申請書
十五の九第一項	様式第六十三の三十一の十六による申請書
第百十四条の八十一において準用する第百十四条の四十	様式第六十三の三十一の十七による申請書
十五の九第一項	様式第六十三の三十一の十八による申請書
第百十四条の八十一において準用する第百十四条の四十	様式第六十三の三十一の十九による申請書
十五の九第一項	様式第六十三の三十一の二十による申請書
第百十四条の八十一において準用する第百十四条の四十	様式第六十三の三十一の二十一による申請書
十五の九第一項	様式第六十三の三十一の二十二による申請書
第百三十七条の二第一項	様式第六十三の三十一の二十三による申請書
第百三十七条の四	様式第六十三の三十一の二十四による申請書
第百三十七条の五	様式第六十三の三十一の二十五による申請書
第百三十七条の六第一項	様式第六十三の三十一の二十六による申請書
第百三十七条の九第一項	様式第六十三の三十一の二十七による申請書
第百三十七条の十一第一項（第百三十七条の二十における準用する場合を含む。）	様式第三による申請書

	様式第四による申請書
第一百三十七条の十二第一項（第一百三十七条の二十において準用する場合を含む。）	様式第十四による申請書
第一百三十七条の十三第一項	様式第十五による申請書
第一百三十七条の十四第一項	様式第十八による申請書
第一百三十七条の十九第一項	様式第二十による申請書
第一百三十七条の二十において準用する第一百三十七条の二十一第一項	様式第二十一による申請書
第一百三十七条の二十一第一項	様式第七十五の二による申請書
第一百三十七条の二十二第一項	様式第七十五の三による申請書
第一百三十七条の二十七第一項	様式第七十五の四による届書
第一百三十七条の三十一第一項	様式第七十五の五による申請書
第一百三十七条の三十四の二第一項	様式第七十五の六による申請書
第一百三十七条の三十四の六	様式第三による申請書
第一百三十七条の三十四の七	様式第四による申請書
第一百三十七条の三十八	様式第七十五の九による申請書
第一百三十七条の四十六第一項	様式第七十五の十二による申請書
第一百三十七条の四十八の二第一項	様式第七十五の十四の二による申請書
第一百三十七条の四十八の二第二項	様式第七十五の十四の三による申請書
第一百三十七条の四十八の七第一項	様式第七十五の十四の四による申請書
第一百三十七条の四十八の九第一項	様式第七十五の十四の五による申請書
第一百三十七条の四十八の十三第一項	様式第七十五の十四の人による届書
第一百三十七条の四十九第二項	様式第七十五の十五による届書
第一百三十七条の五十二第一項	様式第七十五の十六による申請書
第一百三十七条の六十五第二項	様式第六による届書
第一百三十七条的六十六第二項	様式第六による届書
第一百三十七条的六十八第一項	様式第七十五の十七による申請書
第一百三十七条的七十一第二項	様式第五十四による届書
第一百三十七条的七十四第二項	様式第五十四の三による届書
第一百三十七条的七十七において準用する第一百三十七条の二十七第一項	様式第七十五の十八による申請書
第一百三十七条的七十七において準用する第一百三十七条の三十一第一項	様式第七十五の十九による届書
第一百三十七条的七十七において準用する第一百三十七条の二十九第一項	様式第七十五の二十による申請書
第一百三十七条的七十七において準用する第一百三十七条の三十一第一項	様式第七十五の二十二による申請書
の三十八	様式第七十五の二十五の二による申請書
第一百三十七条的七十七において準用する第一百三十七条の四十六第一項	様式第七十五の二十四による申請書
の四十八の二第一項	様式第七十五の二十五の三による申請書
第一百三十七条的七十七において準用する第一百三十七条の四十八の二第二項	様式第七十五の二十六による申請書

一 品名	二 ロツト番号（ロツトを構成しない医薬品については製造番号）
三 使用の期限	四 数量
五 移転先及び移転元の場所並びに移転の年月日	2 許可事業者は、前項の書面を、法の規定により許可を受けて業務を行う場所ごとに、記載の日から三年間、保存しなければならない。
（施行期日）	附則抄
1 この省令は、法の施行の日（昭和三十六年一月一日）から施行する。ただし、第四十一条の規定は、昭和三十六年八月一日から施行する。	2 薬事法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十七号）は、（経過規定）廃止する。
3 昭和二十三年規則による薬局若しくは医薬品、用具若しくは化粧品の製造業若しくは輸入販売業又は医薬品の販売業の登録票で、この省令の施行の際現に交付されているものは、それぞれこの省令の相当規定による許可証とみなす。	4 法附則第六条第一項の規定により薬種商販売業の許可を受けたものとみなされる者であつて、次の各号のいずれかに該当するものに係る法第二十九条に規定する医薬品は、第三十六条の規定にかかるわらず、当分の間、別表第一の二に掲げる医薬品のうち昭和二十三年規別記第三号表に掲げる医薬品とする。ただし、その者が薬局又は医薬品の一般販売業若しくは薬種商販売業の実務に従事しなくなつた後においては、この限りでない。
一 法の公布の日から施行の日まで引き続き、薬事法（昭和二十三年法律第一百九十七号。以下「旧法」という。）の規定に基づく医薬品製造業者等登録基準（昭和二十四年厚生省告示第十八号。以下「登録基準」という。）の五の（2）に該当するものとして医薬品販売業の登録を受けてその営業を當んでいた者	二 薬品営業並葉品取扱規則（明治二十二年法律第十号。以下「薬律」という。）による薬種商の免許を受け、薬事法施行規則（昭和十八年厚生省令第四十号。以下「昭和十八年規則」という。）第七十条第一号に規定する医薬品販売業の許可を受け、又は登録基準の五の（2）に該当するものとして医薬品販売業の登録を受けてその営業を引き続き二年以上當んでいた者であつて、その営業を廃止した後引き続き、薬局、薬律による薬種商、昭和十八年規則第七十条第一号若しくは第二号に規定する医薬品販売業又は登録基準の五の（1）若しくは（2）に該当するものとして登録を受けた医薬品販売業の実務に従事していた者
5 第四十九条に規定する検定合格証紙の様式については、昭和三十六年四月三十日までは、同条の規定にかかるわらず、なお従前の例によることができる。	6 昭和二十三年規則による薬事監視員の身分を示す証票で、この省令の施行の際現に交付されているものは、この省令の相当規定による身分証明書とみなす。
（施行期日）	附則（昭和三六年四月二四日厚生省令第一九号）抄
1 この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。
附則（昭和三七年一月四日厚生省令第一号）抄	（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。	附則（昭和三七年一月四日厚生省令第一号）抄
この省令は、公布の日から施行する。	（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。	附則（昭和三九年一月二八日厚生省令第四四号）抄
この省令は、昭和三十九年十二月一日から施行する。	（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。	附則（昭和四〇年一月二八日厚生省令第二号）抄
この省令は、（昭和四〇年六月三日厚生省令第二九号）	（施行期日）
この省令は、公布的目から起算して二箇月を経過した日から施行する。	附則（昭和四〇年七月一五日厚生省令第三八号）
この省令は、公布的目から施行する。	（施行期日）
この省令は、公布的目から起算して九十日を経過した日から施行する。	附則（昭和四〇年九月九日厚生省令第四三号）
この省令は、公布的目から施行する。	（施行期日）
この省令は、公布的目から起算して二箇月を経過した日から施行する。	附則（昭和四一年一月二四日厚生省令第五四号）
この省令は、公布的目から施行する。ただし、別表第三の劇薬の部の無機薬品及びその製剤の項第九号の次に一号を加える改正規定は、公布的目から起算して九十日を経過した日から施行する。	（施行期日）
この省令は、公布的目から施行する。ただし、別表第一の第二号（18）及び別表第三の劇薬の部の有機薬品及びその製剤の項第百三十五号の改正規定は、公布的目から起算して六箇月を経過した日から施行する。	附則（昭和四年五月一九日厚生省令第一四号）
この省令は、公布的目から施行する。	（施行期日）
この省令は、公布的目から施行する。	附則（昭和四一年一〇月三一日厚生省令第三八号）
この省令は、公布的目から施行する。ただし、別表第一の第二号（18）及び別表第三の劇薬の部の有機薬品及びその製剤の項第百三十五号の改正規定は、公布的目から起算して六箇月を経過した日から施行する。	（施行期日）
この省令は、公布的目から施行する。ただし、別表第一の第六号（30）の次に三目を加える規定中一・三・ジヒドロ-七-クロル-一-メチル-五-フェニル-二H-一・四-ベンゾジアゼピン-二-オノン（別名ジアゼバム）及びその製剤に係る部分並びに別表第三の劇薬の部の有機	附則（昭和四年三月一七日厚生省令第八号）

薬品及び製剤の項第二十四号の次に一号を加える規定は、公布の日から起算して六箇月を経過した日から施行する。

**附 則**（昭和四二年九月二三日厚生省令第三八号）

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和四三年四月二十五日厚生省令第一一号）

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和四三年六月二一日厚生省令第二一号）

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和四四年五月二一日厚生省令第五〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和四四年五月七日厚生省令第三八号）

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和四四年五月一日厚生省令第一一号）

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和四四年七月一二日厚生省令第二一號）

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和四四年五月一日厚生省令第一一號）

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。  
**附 則**（昭和四八年一〇月一一日厚生省令第四一號）  
 この省令は、公布の日から施行する。  
**附 則**（昭和四九年一月一二日厚生省令第一一號）  
 この省令は、公布の日から施行する。  
**附 則**（昭和四九年五月一四日厚生省令第一一號）  
 この省令は、公布の日から施行する。  
**附 則**（昭和五〇年一月二〇日厚生省令第二八號）  
 この省令は、公布の日から施行する。  
**附 則**（昭和五〇年四月二五日厚生省令第一七號）  
 この省令は、公布の日から施行する。  
**附 則**（昭和五〇年八月四日厚生省令第三一號）  
 この省令中別表第一の第三号ただし書の改正規定、同表の第六号（一九）の次に一目を加える改正規定、別表第三の毒薬の部の生物学的製剤及び抗菌性物質製剤の項第三号にただし書を加える改正規定、同部の有機薬品及びその製剤の項中第九号の二を第九号の三とし、第九号の次に一号を加える改正規定、同表の劇薬の部の生物学的製剤及び抗菌性物質製剤の項第二号の次に一号を加える改正規定、同部の有機薬品及びその製剤の項第八号の二を第八号の三とし、第八号の次に一号を加える改正規定、同項中第十三号の十四を第十三号の十八とし、第十三号の十三を第十三号の十七とし、第十三号の十二を第十三号の十六とし、同号の前に第十三号の十五を加える改正規定及び同項第九十六号の四の改正規定は、公布の日から、その他の規定は、昭和五十年十一月一日から施行する。

**附 則**（昭和五〇年一一月八日厚生省令第四四號）  
 この省令は、公布の日から施行する。  
**附 則**（昭和五〇年一一月一七日厚生省令第四五號）  
 この省令は、昭和五十一年一月一日から施行する。  
**附 則**（昭和五一年二月一四日厚生省令第二二號）  
 この省令は、公布の日から施行する。  
**附 則**（昭和五一年四月八日厚生省令第一三號）  
 この省令は、公布の日から施行する。  
**附 則**（昭和五一年八月二〇日厚生省令第三八號）  
 この省令は、公布の日から施行する。  
**附 則**（昭和五一年九月二九日厚生省令第五二號）  
 この省令は、公布の日から施行する。  
**附 則**（昭和五年六月一四日厚生省令第二四號）  
 この省令は、公布の日から施行する。  
**附 則**（昭和五一年八月一八日厚生省令第三五號）  
 この省令は、公布の日から施行する。  
**附 則**（昭和五一年九月一日厚生省令第三八號）  
 この省令は、公布の日から施行する。  
**附 則**（昭和五三年一月一二四日厚生省令第一一號）  
 この省令は、公布の日から施行する。

















附 則 (平成一三年三月二八日厚生労働省令第五三号)	この省令は、平成十三年四月一日から施行する。
附 則 (平成一三年三月三〇日厚生労働省令第九五号)	この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成一三年四月二日厚生労働省令第一一五号)	この省令は、公布の日から施行する。
この省令は、公布の日から施行する。	この省令による改正後の別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項第十九号の二ただし書に規定する内用剤であつて、この省令の施行の際現に存し、かつ、その添付文書に劇薬である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包に劇薬である旨の表示若しくは「記」の文字の記載があるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第五十四条の規定は、適用しない。
附 則 (平成一三年五月一一日厚生労働省令第一一四号)	この省令による改正後の別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項第十九号の二ただし書に規定する内用剤であつて、この省令の施行の際現に存し、かつ、その添付文書に劇薬である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包に劇薬である旨の表示若しくは「記」の文字の記載があるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、薬事法第五十四条の規定は、適用しない。
附 則 (平成一三年六月二〇日厚生労働省令第一三二号)	この省令は、公布の日から施行する。
この省令は、公布の日から施行する。	この省令による改正後の別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項第三十六号に規定する外用剤であつて、この省令の施行の際現に存し、かつ、その添付文書に劇薬である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包に劇薬である旨の表示若しくは「記」の文字の記載があるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第五十四条の規定は、適用しない。
附 則 (平成一三年七月一三日厚生労働省令第一六四号)	この省令は、障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十三年七月十六日)から施行する。
附 則 (平成一三年七月三〇日厚生労働省令第一七六号)	この省令は、平成十三年八月一日から施行する。
(経過措置)	この省令による改正前の別表第三劇薬の部生薬、動植物成分及びそれらの製剤の項第三十六号に規定する外用剤であつて、この省令の施行の際現に存し、かつ、その添付文書に劇薬である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包に劇薬である旨の表示若しくは「記」の文字の記載があるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第五十四条の規定は、適用しない。
附 則 (平成一四年四月一一日厚生労働省令第六四号)	この省令は、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行の日(平成十四年三月一日)から施行する。
附 則 (平成一四年七月五日厚生労働省令第九三号)	この省令は、公布の日から施行する。
この省令は、公布の日から施行する。	この省令による改正後の別表第三毒薬の部有機薬品及びその製剤の項第七号の十五ただし書に規定する外用剤であつて、この省令の施行の際現に存するものについては、その添付文書又は容器若しくは被包の記載又は表示に関する限り、毒薬とみなす。
附 則 (平成一四年一〇月八日厚生労働省令第一三三号)	この省令による改正後の別表第三毒薬の部有機薬品及びその製剤の項第七号の六ただし書に規定するエアゾール剤、同項第七十八号の十五(2)に規定する吸入剤又は同項第八十八号(4)に規定する内用剤であつて、この省令の施行の際現に存するものについては、その添付文書又は容器若しくは被包の記載又は表示に関する限り、劇薬とみなす。
附 則 (平成一五年一月三一日厚生労働省令第四号)	この省令は、公布の日から施行する。
この省令は、公布の日から施行する。	この省令による改正後の別表第三毒薬の部有機薬品及びその製剤の項第七号の二ただし書に規定する外用剤であつて、この省令の施行の際現に存するものについては、その添付文書又は容器若しくは被包の記載又は表示に関する限り、毒薬とみなす。
附 則 (平成一五年三月二〇日厚生労働省令第三九号)抄	この省令による改正後の別表第三毒薬の部有機薬品及びその製剤の項第七号の二ただし書に規定する外用剤であつて、この省令の施行の際現に存し、かつ、その添付文書に劇薬である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包に劇薬である旨の表示若しくは「記」の文字の記載があるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、薬事法第五十四条の規定は、適用しない。
(施行期日)	この省令は、平成十五年三月二十四日から施行する。
附 則 (平成一五年四月一六日厚生労働省令第七九号)	この省令は、平成十五年三月二十四日から施行する。
この省令は、公布の日から施行する。	この省令による改正後の別表第三毒薬の部有機薬品及びその製剤の項第八号(2)に規定する注射剤であつて、この省令の施行の際現に存し、かつ、その添付文書に毒薬である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包に毒薬である旨の表示のあるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、薬事法第五十四条の規定は適用しない。
附 則 (平成一五年五月一五日厚生労働省令第八九号)	この省令は、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成十五年七月三十日)から施行する。
1 この省令は、公布の日から施行する。	この省令による改正後の別表第三毒薬の部生物学的製剤及び抗菌性物質製剤の項第三号(4)、同表劇薬の部生物学的製剤及び抗菌性物質製剤の項第二号の四ただし書、同項第五号(3)、同

- 2 薬事法第二条第五項に規定する生物由来製品であつて、この省令の施行の際現に存し、かつ、同法第六十八条の三各号又は同法第六十八条の四各号に掲げる事項がその容器又は被包に記載され、又ははり付けられる等により明らかにされているものについては、平成十七年七月三十日までは、引き続き当該事項が記載され、又ははり付けられる等により明らかにされている限り、この省令による改正後の規定に適合する記載がされているものとみなす。
- 3 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。
- 5 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 附 則** **（平成一五年七月一〇日厚生労働省令第一一七号）抄**
- （施行期日）**
- 1 この省令は、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成十五年七月三十日）から施行する。
- 附 則** **（平成一五年七月一七日厚生労働省令第一二三号）**
- （施行期日）**
- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- （経過措置）**
- 附 則** **（平成一六年一月二九日厚生労働省令第八号）**
- （施行期日）**
- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- （経過措置）**
- 附 則** **（平成一六年一月二九日厚生労働省令第八号）**
- （施行期日）**
- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- （経過措置）**
- 附 則** **（平成一六年三月二十五日厚生労働省令第三八号）**
- （施行期日）**
- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- （経過措置）**
- 附 則** **（平成一六年三月二十五日厚生労働省令第三九号）**
- （施行期日）**
- 1 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。
- （経過措置）**
- 附 則** **（平成一六年三月三〇日厚生労働省令第六〇号）抄**
- （施行期日）**
- 1 第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（薬事法施行規則第十一条第一項の試験検査機関を指定する省令及び薬事法施行規則第十四条第三項第三号の講習等を指定する省令の廃止）

**第二条** 次に掲げる省令は、廃止する。

一 薬事法施行規則第二十四条第三項第三号の講習等を指定する省令（平成十三年厚生労働省令第五十号）

二 薬事法施行規則第二十四条第三項第三号の講習等を指定する省令（平成十三年厚生労働省令第五十一号）

**附 則** **（平成一六年四月一日厚生労働省令第八九号）**

**（施行期日）**

- 1 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

**（検討）**

**第一条** 厚生労働大臣は、この省令の施行後六月を目途として、この省令による改正後の薬事法施行規則第二十九条の二の二の規定の実施状況を勘案し、同条の厚生労働大臣が定める事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**附 則** **（平成一六年四月一三日厚生労働省令第九六号）**

**（施行期日）**

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** **（平成一六年六月二一日厚生労働省令第一〇七号）**

**（施行期日）**

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** **（平成一六年七月一日厚生労働省令第一一〇号）**

**（施行期日）**

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** **（平成一六年七月九日厚生労働省令第一一七号）**

**（施行期日）**

- 1 この省令は、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

**（経過措置）**

**第二条** 改正法第二条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の薬事法（以下「旧薬事法」という。）第十二条又は第十二条の許可（以下「旧許可」という。）を受けている者であつて、改正法又は薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成十五年政令第五百三十五号。以下「整備政令」という。）の規定により改正法第二条の規定による改正後の薬事法（以下「新薬事法」という。）第十二条の許可を受けたものとみなされたものは、改正法第十二条の規定の施行の日後、業として旧許可に係る品目の製造販売を行おうとするときは、同日後遅滞なく新薬事法第十七条第二項に規定する総括製造販売責任者がその業務を行おうとする事務所の所在地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

**第三条** 改正法第二条の規定の施行の際現に旧薬事法第十四条第一項（旧薬事法第二十三条において準用する場合を含む。）又は第十九条の二第一項の承認（以下「旧承認」という。）を受けている者であつて、改正法又は整備政令の規定により新薬事法第十四条第一項又は第十九条の二第一項の承認を受けたものとみなされたものは、改正法又は整備政令の規定により新薬事法第十二条の許可を受けたものとみなされたものにあつてはこの省令の施行後当該許可についての最初の更新を受けるまでの間に、改正法又は整備政令の規定により新薬事法第十二条の許可を受けたものとみなされないものにあつては当該承認を受けたものとみなされたときから当該新承認に係る品目についての新薬事法第十四条第六項に規定する期間を経過するまでの間に、当該受けたものとみなされた承認に係る品目について第一条の規定による改正後の薬事法施行規則（以下「新規則」という。）の規定により新たに申請書に記載すべきこととなつた事項を、旧承認を行つた者に届け出なければならない。

**第四条** 整備政令附則第七条の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。



「新規則」という。) 第百六十二条第一項第一号又は第百七十五条第一項第一号に該当する者とみなす。

この省令の施行の日前に医療機器の販売又は賃貸に関する業務に従事した期間は、新規則第百六十二条及び第百七十五条第一項の規定の適用については、薬事法施行規則第百十二条第二項に規定する高度管理医療機器等(以下「高度管理医療機器等」という。)の販売又は賃貸に関する業務に従事した期間とみなす。

この省令の施行に医療機器の販売又は賃貸に関する業務に従事している者であって、この省令の施行後も引き続き当該業務に従事している者についての新規則第百六十二条及び第百七十五条第一項の規定の適用については、当該業務に従事している期間を高度管理医療機器等の販売又は賃貸に関する業務に従事した期間とみなす。

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

#### 附 則 (平成一八年三月三一日厚生労働省令第九〇号)

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

#### 附 則 (平成一八年四月二〇日厚生労働省令第一一三号)

この省令は、公布の日から施行する。

#### 附 則 (平成一八年四月二八日厚生労働省令第一一六号)抄

(施行期日)

この省令は、平成十八年五月一日から施行する。

#### 第一条 この省令は、平成十八年七月二六日厚生労働省令第一一四二号)

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

#### 附 則 (平成一八年八月三一日厚生労働省令第一一五二号)

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

#### 附 則 (平成一八年八月三一日厚生労働省令第一一八六号)

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

#### 附 則 (平成一八年八月三一日厚生労働省令第一一八六号)

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

#### 附 則 (平成一八年八月三一日厚生労働省令第一一八六号)

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

#### 附 則 (平成一九年三月三一日厚生労働省令第一一八八号)

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

#### 附 則 (平成一九年三月三一日厚生労働省令第一一九一号)

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

#### 附 則 (平成一九年三月三一日厚生労働省令第一一九二号)

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

#### 附 則 (平成一九年三月三一日厚生労働省令第一一九三号)

(施行期日)

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

この省令による改正後の薬事法施行規則別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項第三十六号の八(2)に規定する体外診断薬であつて、この省令の施行の際現に存し、かつ、その添付文書に劇薬である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包(内袋を含む)に劇薬である旨の表示のあるものについては、これらの記載及び表示に關する限り、薬事法第五十四条の規定は適用しない。

#### 附 則 (平成一九年三月二三日厚生労働省令第一一四四号)

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

この省令による改正後の薬事法施行規則別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項第三十六号の八(2)に規定する体外診断薬であつて、この省令の施行の際現に存し、かつ、その添付文書に劇薬である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包(内袋を含む)に劇薬である旨の表示のあるものについては、これらの記載及び表示に關する限り、薬事法第五十四条の規定は適用しない。

#### 附 則 (平成一九年三月三〇日厚生労働省令第一一八九号)

(施行期日)

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

#### 附 則 (平成一九年三月三〇日厚生労働省令第一一九〇号)

(施行期日)

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

この省令による改正後の薬事法施行規則別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項第三十六号の八(2)に規定する体外診断薬であつて、この省令の施行の際現に存し、かつ、その添付文書に劇薬である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包(内袋を含む)に劇薬である旨の表示のあるものについては、これらの記載及び表示に關する限り、薬事法第五十四条の規定は適用しない。

#### 附 則 (平成一九年三月三〇日厚生労働省令第一一九二号)

(施行期日)

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

#### 附 則 (平成一九年三月三〇日厚生労働省令第一一九三号)

(施行期日)

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

#### 附 則 (平成一九年三月三〇日厚生労働省令第一一九四号)

(施行期日)

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

#### 附 則 (平成一九年三月三〇日厚生労働省令第一一九五号)

(施行期日)

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

#### 附 則 (平成一九年三月三〇日厚生労働省令第一一九六号)

(施行期日)

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

#### 附 則 (平成一九年三月三〇日厚生労働省令第一一九七号)

(施行期日)

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

#### 附 則 (平成一九年三月三〇日厚生労働省令第一一九八号)

(施行期日)

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

#### 附 則 (平成一九年三月三〇日厚生労働省令第一一九九号)

(施行期日)

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

#### 附 則 (平成一九年三月三〇日厚生労働省令第一一二〇号)

(施行期日)

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

#### 附 則 (平成一九年三月三〇日厚生労働省令第一一二一号)

(施行期日)

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

#### 附 則 (平成一九年三月三〇日厚生労働省令第一一二二号)

(施行期日)

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則（平成一九年八月二日厚生労働省令第一〇一号）**

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

この省令による改正後の薬事法施行規則別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項第四十七号の四ただし書に規定する体外診断薬であつて、この省令の施行の際現に存し、かつ、その添付文書に劇薬である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包（内袋を含む。）に劇薬である旨の表示のあるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、薬事法第五十四条の規定は、適用しない。

**附 則（平成一九年九月二五日厚生労働省令第一一一号）**

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則（平成一九年一〇月四日厚生労働省令第一一二二号）**

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則（平成一九年一〇月一九日厚生労働省令第一一二七号）**

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

この省令による改正後の薬事法施行規則別表第三毒薬の部有機薬品及びその製剤の項第七号の二十二ただし書に規定する製剤であつて、この省令の施行の際現に存し、かつ、その添付文書に毒薬である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包（内袋を含む。）に毒薬である旨の表示のあるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、薬事法第五十四条の規定は、適用しない。

**附 則（平成一九年一一月二二日厚生労働省令第一三九号）**

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則（平成一〇年一月二五日厚生労働省令第六号）**

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則（平成一〇年一月三一日厚生労働省令第九号）**

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則（平成一〇年一月二二日厚生労働省令第一一一号）**

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

存一般販売業者、改正法附則第五条に規定する既存薬種商、旧薬種商又は既存配置販売業者に係る業務についての実務に従事した者についての新規則第百五十九条の五第二項の適用については、第二条の施行の日から改正法附則第二条の政令で定める日までの間に当該実務に従事した期間（以下「経過措置実務従事期間」という。）は、同項に規定する実務に従事した期間に通算することができる。この場合において、当該経過措置実務従事期間は、その通算に係る同項に規定する実務に従事した期間とみなして新規則の規定を適用する。

**第三条 改正法附則第七条第一項の規定による登録は第一条による改正後の薬事法施行規則第百五十九条の七及び第百五十九条の八の規定により行うものとする。この場合において、第一条による改正後の薬事法施行規則第百五十九条の七第二項第一号中「登録販売者試験に合格したこと」を証する書類」とあるのは「薬事法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十九号）第一条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第二十八条第一項の許可を受けていることを証する書類」とあるのは「薬事法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十九号）第一条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第二十八条第一項の許可を受けていることを証する書類」とあるのは「旧法第二十八条第一項の許可の年月及び同項の許可を受けた店舗の所在地の都道府県名」とあるのは「旧法第二十八条第一項の許可の年月及び同項の許可を受けた店舗の所在地の都道府県名」と読み替えるものとする。**

前項の登録は、この規定の施行前に、第一条による改正後の薬事法施行規則に基づいて行うことができる。

**附 則（平成二〇年一月二九日厚生労働省令第二五号）**

（施行期日）

この省令は、平成二十一四年四月一日から施行する。

**附 則（平成二〇年三月一八日厚生労働省令第五八号）**

（施行期日）

この省令は、平成二〇年三月三一日厚生労働省令第六二号）抄

**附 則（平成二〇年四月一六日厚生労働省令第六二号）**

（施行期日）

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

**附 則（平成二〇年四月一七日厚生労働省令第六六号）**

（施行期日）

この省令は、平成二〇年四月一日から適用する。

**附 則（平成二〇年五月二一日厚生労働省令第一一〇九号）**

（施行期日）

この省令は、薬事法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十九号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。

**第一条 この省令は、薬事法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十九号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。**

**第二条** 第二条の施行の日前に、薬局又は一般販売業（卸売一般販売業を除く。）、薬種商販売業若しくは配置販売業の実務に従事した者についての第二条による改正後の薬事法施行規則（以下「新規則」という。）附則第三号に掲げる規定の施行の日（平成二〇年四月一日）から施行する。ただし、第一条中第百四十二条の改正規定は公布の日から、第二条、次条及び附則第三条第一項は改正法施行の日から、それぞれ施行する。（経過措置）

**第二条** 第二条の施行の日前に、薬局又は一般販売業（卸売一般販売業を除く。）、薬種商販売業若しくは配置販売業の実務に従事した者についての第二条による改正後の薬事法施行規則（以下「新規則」という。）第一百五十九条の第五第二項の適用については、第二条の施行の日前に当該実務に従事した期間（以下「旧法実務従事期間」という。）は、同項に規定する実務に従事した期間に通算することができる。この場合において、当該旧法実務従事期間は、その通算に係る同項に規定する実務に従事した期間とみなして新規則の規定を適用する。

**附 則（平成二〇年七月一〇日厚生労働省令第一一八号）**

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則（平成二〇年七月一六日厚生労働省令第一一〇号）**

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則（平成二〇年七月一六日厚生労働省令第一一〇号）**

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

この省令による改正後の薬事法施行規則別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項第三十六条の六ただし書に規定する製剤であつて、この省令の施行の際現に存し、かつ、その添付する文書に劇薬である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包（内袋を含む。）に劇薬である旨の表示のあるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、薬事法第五十四条の規定は、適用しない。

**附 則（平成一九年八月二日厚生労働省令第一〇一号）**

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）









## (附則) (平成二二年一月二〇日厚生労働省令第六号)

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正後の薬事法施行規則別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項第三十六号の二十(3)に規定する貼付剤、同項第七十一号の三(2)に規定する錠剤、同号(3)に規定する細粒剤又は同号(4)に規定する内用液剤であつて、この省令の施行の際現に存し、かつ、その添付する文書に劇薬である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包(内袋を含む)に劇薬である旨の表示のあるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、薬事法第五十四条(第一号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

附則 (平成二二年四月一六日厚生労働省令第六三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二二年六月二十五日厚生労働省令第七九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二二年七月二三日厚生労働省令第九一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二二年六月二七日厚生労働省令第一一五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二二年一月二一日厚生労働省令第七号)

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正前の薬事法施行規則別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項第二十六号の二十三に規定する外用剤であつて、この省令の施行の際現に存し、かつ、その添付する文書に劇薬である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包(内袋を含む)に劇薬である旨の表示のあるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、薬事法第五十四条(第一号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

附則 (平成二二年四月二二日厚生労働省令第五一号)

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二二年五月二七日厚生労働省令第六五号)

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二二年六月二二日厚生労働省令第七二号)

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第一条 この省令の施行の日前に薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第八十条の二第二項の規定により計画の届出がされた治験に係る薬事法施行規則の規定の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成二三年七月一日厚生労働省令第八四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二三年七月四日厚生労働省令第八七号)

(施行期日)

この省令は、平成二十四年十月一日から施行する。

(経過措置)

第一条 この省令は、平成二十四年十月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行前に行われたこの省令による改正前の薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)、第一百九十七条の規定による申請(指定製剤(この省令による改正後の薬事法施行規則(以下「新規則」という。)第一百九十七条第二項第一号に規定する指定製剤をいう。以下同じ。)に係るものに限る。)に係る検定については、なお従前の例による。

## (第三条) この省令の施行の際現に、国立感染症研究所が、指定製剤に該当する品目について、薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。)第十四条の承認を取得している製造販売業者(次条において「指定製剤既承認製造販売業者」という。)との協議を経て作成していれる製品の製造及び試験の記録等の要約を記載するための様式(新規則第一百九十七条の二各号に掲げる事項を記載することができるものに限る。)は、新規則第一百九十七条の三の規定により作成された製造・試験記録等要約書の様式とみなす。

第四条 指定製剤既承認製造販売業者は、この省令の施行後、遅滞なく、新規則第一百九十七条の四第一項の申請を行わなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 前条に該当する場合

二 当該品目について当分の間製造販売を行う予定がないことその他特別の事情がある場合前項ただし書(第二号に係る部分に限る。)の場合においては、指定製剤既承認製造販売業者は、当該品目について新規則第一百九十七条第一項の規定による検定の申請を行うまでの間に、新規則第一百九十七条の四第一項の申請を行わなければならない。

第五条 前二条の規定は、指定製剤に該当する品目について法第十九条の二の承認を取得している同条第四項に規定する外国特例承認取得者について準用する。この場合において、附則第三条中「第十四条の承認を取得している製造販売業者(次条において「指定製剤既承認製造販売業者」という。)」とあるのは、「第十九条の二の承認を取得している同条第四項に規定する外国特例承認取得者の選任する製造販売業者(次条において「指定製剤既承認選任製造販売業者」という。)」と、前条中「指定製剤既承認製造販売業者」とあるのは、「指定製剤既承認選任製造販売業者」と読み替えるものとする。

第六条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

第七条 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附則 (平成二三年九月九日厚生労働省令第一一四号)

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二三年九月二六日厚生労働省令第一一七号)

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二三年一月二一日厚生労働省令第一一五〇号) 抄

(施行期日)

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第五条から第七条まで及び第十四条の規定並びに附則第三条及び第四条の規定は、平成二十五年四月一日から施行する。

第三条 第五条の規定の施行前に同条の規定による改正前の薬事法施行規則の規定により都道府県知事に対し届出をしなければならない事項で、同条の規定の施行の日前にその手続がされないものについては、これを、同条の規定による改正後の薬事法施行規則(以下この項において「新薬事法施行規則」という。)の相当規定により地域保健法(昭和二十二年法律第一百一号)第五条第一項の規定に基づく政令で定める市の市長又は特別区の区長に対して届出をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、新薬事法施行規則の規定を適用する。

附則 (平成二四年一月一八日厚生労働省令第四号)

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二四年三月三十日厚生労働省令第五〇号)

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二四年七月一日厚生労働省令第八七号)

(施行期日)

この省令は、平成二十四年十月一日から施行する。

(経過措置)

第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第五条から第七条まで及び第十四条の規定並びに附則第三条及び第四条の規定は、平成二十五年四月一日から施行する。

第二条 第五条の規定の施行の際現にある同条の規定による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、同条の規定によるものとみなす。

第三条 第五条の規定の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附則 (平成二四年一月一八日厚生労働省令第四号)

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二四年三月三十日厚生労働省令第五〇号)

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成二四年五月一八日厚生労働省令第八三号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成二四年五月三〇日厚生労働省令第八五号)

(施行期日) この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条(薬事法施行規則様式第七十七の改正規定に限る)及び次条については、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。

**第二条** 第一条(薬事法施行規則様式第七十七の改正規定に限る)の規定の施行の際現に交付された他の規定による改正前の薬事法施行規則様式第七十七による許可証は、同条の規定による改正後の薬事法施行規則様式第七十七によるものとみなす。

**附 則** (平成二四年五月三一日厚生労働省令第八七号)

(施行期日) この省令は、公布の日から施行する。

**第一 条** この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成二四年六月二九日厚生労働省令第九七号) 抄

(施行期日) この省令は、公布の日から施行する。

**第一 条** この省令は、平成二十四年七月九日から施行する。

**附 則** (平成二四年六月二九日厚生労働省令第九八号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成二四年八月二二日厚生労働省令第一一八号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成二四年八月三〇日厚生労働省令第一二〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成二四年九月二八日厚生労働省令第一四〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成二四年九月二八日厚生労働省令第一四一号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成二四年一月二十五日厚生労働省令第一六〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成二四年一月二八日厚生労働省令第一六一号) 抄

(施行期日) この省令は、公布の日から施行する。

**第一 条** この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成二五年二月一一日厚生労働省令第一二号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成二五年二月一一日厚生労働省令第一二号) 抄

(施行期日) この省令は、公布の日から施行する。

**第一 条** この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成二五年二月一一日厚生労働省令第一二号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成二五年二月一一日厚生労働省令第一二号) 抄

(施行期日) この省令は、公布の日から施行する。

**第一 条** この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成二五年二月一一日厚生労働省令第一二号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成二五年二月一一日厚生労働省令第一二号)

この省令の施行前に治験実施計画書(医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(以下「基準省令」という。)第七条第一項から第三項までの規定に適合するものに限る。以下同じ。)が作成された治験についての治験の依頼をした者(以下「治験依頼者」という。)に係る報告(薬事法施行規則第二百七十三条第三項本文の報告をいう。以下同じ。)については、平成二十六年六月三十日までの間は、なお従前の例による。

前項の規定にかかるわらず、同項の治験依頼者が平成二十六年六月三十日までの間に報告を行う場合において、当該報告については、当該治験依頼者の選択により、第一条の規定による改正後

の薬事法施行規則(以下「新薬事法施行規則」という。)第二百七十三条第三項本文の規定の適用を受けることができる。

**3 新薬事法施行規則第二百七十三条第三項本文の規定は、第一項の治験依頼者に係る報告につい**

ては、平成二十六年七月一日から適用する。

**4 新薬事法施行規則第二百七十三条第三項本文の規定は、この省令の施行後に治験実施計画書が作成された治験についての治験依頼者又は治験実施者(新薬事法施行規則第二百七十三条第三項本文の規定による自ら治験を実施した者をいう。以下同じ。)に係る報告については、平成二十六年七月一日から適用する。**

前項の規定にかかるわらず、同項の規定を適用する。

**5 前項の治験依頼者又は治験実施者に係る報告であつて、平成二十六年六月三十日までの間に行**

われるものについては、第一条の規定による改正前の薬事法施行規則第二百七十三条第三項の報

告とみなして、同項の規定を適用する。

**6 前項の規定にかかるわらず、同項の報告については、同項の治験依頼者又は治験実施者の選択に**

より、新薬事法施行規則第二百七十三条第三項本文の規定の適用を受けることができる。

**附 則** (平成二五年二月八日厚生労働省令第一一号) 抄

(施行期日) この省令は、公布の日から施行する。

**第一 条** この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定、第二条中医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令第二十項、第二十八条、第五十条第二項、第六十条第一項、第六十三条第二項、第六十八条及び第七十六条の改正規定(二治験責任医師)とあるのは、「当該製造販売後臨床試験責任医師」と、同条第三項を「当該被験機器について初めて治験の計画を届け出た日」とあるのは、「当該被験機器に係る医療機器の製造販売の承認の際に厚生労働大臣が指定した日」と、同条第三項中「治験機器概要書」とあるのは「添付文書」と、同条第四項に改める部分に限る。並びに附則第四条の規定は、平成二十六年七月一日から施行する。

**附 則** (平成二五年二月八日厚生労働省令第一一号) 抄

(施行期日) この省令は、公布の日から施行する。

**第一 条** この省令(前条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下同じ。)の施行前に

実施された又はこの省令の施行の際現に実施されている医療機器の臨床試験については、第一条の規定による改正後の薬事法施行規則(以下「新薬事法施行規則」という。)及び第二条の規定による改正後の医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令(以下「新基準省令」という。)の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

**第二 条** この省令の施行前に治験実施計画書(医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令第七条第一項から第三項まで又は第十八条第一項から第三項までの規定に適合するものに限る。)又は製造販売後臨床試験実施計画書(第二条の規定による改正前の医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令第七十六条において準用する同令第七条第一項から第三項まで(同項第一号を除く。)の規定に適合するものに限る。)が作成された医療機器の臨床試験(前条に該当するものを除く。)については、新薬事法施行規則又は新基準省令の規定にかかるわらず、なお従前の例によること。

**第三 条** この省令による改正後の薬事法施行規則別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第五号の十二ただし書及び第九十六号(21)に規定する体外診断薬であつて、この省令の施行の際現に存し、かつ、その添付文書に劇薬である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包(内袋を含む。)に劇薬である旨の表示のあるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、薬事法第五十四条の規定は、適用しない。

**附 則** (平成二五年三月二五日厚生労働省令第三二号)

(施行期日) この省令は、公布の日から施行する。

**第一 条** この省令による改正後の薬事法施行規則別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第五号

の十二ただし書及び第九十六号(21)に規定する体外診断薬であつて、この省令の施行の際現に

存し、かつ、その添付文書に劇薬である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包(内袋を

含む。)に劇薬である旨の表示のあるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、薬

事法第五十四条の規定は、適用しない。

**附 則** (平成二五年五月一七日厚生労働省令第七一号)

この省令は、公布の日から施行する。

- （施行期日）  
1 この省令は、公布の日から施行する。
- （経過措置）  
2 この省令の施行の日前に改正前の薬事法施行規則（以下「旧規則」という。）第六十三条第三項の期間が既に満了している医薬品に係る報告（改正後の薬事法施行規則（以下「新規則」という。）第六十三条第三項の規定により行う同条第一項の報告をいう。）については、なお従前の例による。
- 3 この省令の施行の日前に旧規則第六十三条第三項の期間が既に満了している医薬品（薬事法第十四条の四第一項第一号に規定する新医薬品及び同項第二号の規定により厚生労働大臣が指示した医薬品をいう。）に係る報告（新規則第二百五十三条第一項第三号イの規定により行う同項の報告をいう。）については、なお従前の例による。
- 附 則（平成二五年五月三一日厚生労働省令第七三号）
- （施行期日）  
1 この省令は、公布の日から施行する。
- （経過措置）  
2 この省令による改正後の薬事法施行規則別表第三毒薬の部有機薬品及びその製剤の項第八号の二十ただし書に規定する注射剤であつて、この省令の施行の際現に存し、かつ、その添付文書に毒薬である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包（内袋を含む。）に毒薬である旨の表示のあるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、薬事法第五十四条の規定は、適用しない。
- 附 則（平成二五年五月三一日厚生労働省令第七四号）
- （施行期日）  
1 この省令は、平成二十五年七月一日から施行する。
- （経過措置）  
2 この省令の施行の際現にある改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この省令の施行の際現にある旧様式（旧様式第九十六を除く。）による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。
- 附 則（平成二五年六月一一日厚生労働省令第八五号）
- （施行期日）  
1 この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成二五年八月三〇日厚生労働省令第九八号）
- （施行期日）  
1 この省令は、平成二十五年十月一日から施行する。ただし、第一百九十七条第二項及び第一百条の改正規定は、公布の日から施行する。（経過措置）  
2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。
- 附 則（平成二五年九月二〇日厚生労働省令第一〇七号）
- （施行期日）  
1 この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成二五年九月二七日厚生労働省令第一〇九号）
- （施行期日）  
1 この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成二五年一月二七日厚生労働省令第一四〇号）

附 則（平成二六年一月一七日厚生労働省令第二号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二六年二月一〇日厚生労働省令第八号）抄

- （施行期日）  
第一条 この省令は、薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十六年六月十二日）から施行する。
- （経過措置）  
第二条 この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた改正法第一条の規定による改正前の薬事法（以下「旧法」という。）第三十条第一項又は第三十四条第一項の許可の申請であつて、この省令の施行の際許可をするかどうかの処分がされていないものについての許可又は不許可の処分については、なお従前の例による。

- 第三条 この省令の施行の際現に旧法第四条第一項又は第二十六条第一項の許可を受けている者（改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされたこれらの項の許可を受けた者を含む。以下同じ。）は、この省令の施行の際現にその薬局又は店舗において要指導医薬品を販売し、又は授与している場合には、施行日から起算して三十日を経過する日までに、その薬局又は店舗の所在地の都道府県知事（その薬局又は店舗の所在地が地域保健法（昭和二十二年法律第二百一号）第五条第一項の政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）又は特別区の区域における場合は、市長又は区長。次項において同じ。）にその旨を届け出なければならない。
- 第二条 この省令の施行の際現に旧法第四条第一項又は第二十六条第一項の許可を受けている者は、この省令の施行の際現に特定販売（この省令第一条の規定による改正後の薬事法施行規則（以下「新規則」という。）第一条第二項第四号に規定する特定販売をいう。以下同じ。）を行っている場合には、この省令の施行後直ちに、その薬局又は店舗の所在地の都道府県知事に、新規則第一条第四項第三号、第四号及び第六号に掲げる事項又は新規則第二百三十九条第四項第三号、第四号及び第六号に掲げる事項を記載した書類を提出しなければならない。

- 第四条 この省令の施行の際現に旧法第四条第一項の許可を受けている者（改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた同項の許可を受けた者を含む。）は、この省令の施行後当該許可についての最初の更新の申請をするときは、新規則様式第五による申請書に、改正法第一条の規定による改正後の薬事法（以下「新法」という。）第四条第三項第四号イに掲げる書類及び新規則第一条第二項第三号に掲げる事項を記載した書類並びに特定販売を行う場合にあつては、同条第四項第二号に掲げる事項及び主たるホームページの構成の概要を記載した書類を添付しなければならない。
- 2 この省令の施行の際現に旧法第二十六条第一項の許可を受けている者（改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた同項の許可を受けた者を含む。）は、この省令の施行後当該許可についての最初の更新の申請をするときは、新規則様式第七十八による申請書に、新法第二十六条第三項第四号に掲げる書類及び新規則第一条第二項第三号に掲げる事項を記載した書類並びに特定販売を行う場合にあつては、新規則第二百三十九条第四項第二号に掲げる事項及び主たるホームページの構成の概要を記載した書類を添付しなければならない。
- 3 この省令の施行の際現に旧法第三十条第一項の許可を受けた者（附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた同項の許可を受けた者を含む。）は、この省令の施行後当該許可についての最初の更新の申請をするときは、新規則様式第七十八による申請書に、新規則第四十八条第二項第八号に掲げる書類並びに相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先を記載した書類を添付しなければならない。
- 4 この省令の施行の際現に旧法第三十四条第一項の許可を受けている者（附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた同項の許可を受けた者を含む。）は、この省令の施行後当該許可についての最初の更新の申請をするときは、新規則様式第七十八による申請書に、新規則第四十八条第二項第八号に掲げる書類並びに相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先を記載した書類を添付しなければならない。

**第五条** 都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、この省令の施行後この省令の施行の際現に旧法第四条第一項又は第二十六条第一項の許可を受けている者に係る当該許可についての最初の更新をするまでの間、新規則第七条（新規則第百四十二条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する台帳に、当該者に係る新規則第七条第五号、第一号及び第十二号に掲げる事項（特定販売を行う際に使用する通信手段及び主たるホームページアドレスを除く。）を記載することを要しない。

**第六条** 都道府県知事は、この省令の施行後この省令の施行の際現に旧法第三十条第一項又は第三十四条第一項の許可を受けている者（附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされたこれらの項の許可を受けた者を含む。）に係る当該許可についての最初の更新をするまでの間、新規則第一百四十九条又は第一百五十五条において準用する新規則第七条に規定する台帳に、当該者に係る同条第五号及び第十一号に掲げる事項を記載することを要しない。

**第七条** 店舗販売業者は、新規則第一百四十条第一項第一号の規定にかかるわらず、平成二十九年六月一日までの間は、要指導医薬品を販売し、又は授与する店舗において薬剤師を店舗管理者とすることができない場合には、要指導医薬品若しくは第一類医薬品を販売し、若しくは授与する薬局、薬剤師が店舗管理者である要指導医薬品若しくは第一類医薬品を販売し、若しくは授与する店舗販売業又は薬剤師が区域管理者である第一類医薬品を配置販売する配置販売業において登録販売者として三年以上業務に従事した者であつて、その店舗において医薬品の販売又は授与に関する業務に従事するものを店舗管理者とすることができる。

**第八条** 店舗販売業者は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号。以下「医薬品医療機器等法施行規則」という。）第一百四十条第一項第一号の規定にかかるわらず、平成二十九年六月十二日から当分の間は、要指導医薬品を販売し、又は授与する店舗において薬剤師を店舗管理者とすることができない場合には、過去五年間のうち次の各号に掲げる期間が通算して三年以上である登録販売者であつて、その店舗において医薬品の販売又は授与に関する業務に従事するものを店舗管理者とことができる。

**第九条** 一 要指導医薬品を販売し、若しくは授与する薬局又は薬剤師が店舗管理者である要指導医薬品を販売し、若しくは授与する店舗販売業において登録販売者として業務に従事した期間

**二 要指導医薬品を販売し、又は授与する店舗の店舗管理者であった期間**

**第十条** 一 要指導医薬品を販売し、又は授与する店舗の店舗管理者は、当該店舗の店舗管理者が薬剤師でない場合には、店舗管理者を補佐する者として薬剤師を置かなければならぬ。

二 前項に規定する店舗管理者を補佐する者は、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、店舗販売業者及び店舗管理者に対し必要な意見を書面により述べなければならない。

**第十二条** 店舗販売業者及び店舗管理者は、第三項の規定により店舗管理者を補佐する者を置いたときは、前項の規定により述べられた店舗管理者を補佐する者の意見を尊重するとともに、法令遵守のために措置を講ずる必要があるときは、当該措置を講じ、かつ、講じた措置の内容（措置を講じない場合にあつては、その旨及びその理由）を記録し、これを適切に保存しなければならない。

**第十三条** 薬局開設者は、その店舗において第二項第一号に規定する登録販売者としての業務に従事した者から、過去五年間においてその業務に従事したことの証明を求められたときは、速やかにその証明を行わなければならない。

**第十四条** 店舗販売業者は、その店舗において第二項第一号に規定する登録販売者としての業務に従事した者は又は同項第二号に規定する店舗管理者であつた者から、過去五年間においてその業務に従事したこと又はその店舗の店舗管理者であつたことの証明を求められたときは、速やかにその証明を行わなければならない。

**第十五条** 前二項の場合において、薬局開設者又は店舗販売業者は、虚偽又は不正の証明を行つてはならない。

**第十六条** 薬局開設者は、第六項又は第七項の証明を行つために必要な記録を保存しなければならない。

**第五条** 都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、この省令の施行後この省令の施行の際現に旧法第四条第一項又は第二十六条第一項の許可を受けている者に係る当該許可についての最初の更新をするまでの間、新規則第七条（新規則第一百四十二条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する台帳に、当該者に係る新規則第七条第五号、

**第七条** この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）に  
より使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

第十一号及び第十二号に掲げる事項（特定販売を行う際に使用する通信手段及び主たるホームページアドレスを除く。）を記載することを要しない。

**第九条** 薬事法附則第六条の規定により薬種商販売業の許可を受けたものとみなされた者（薬事法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十九号）の施行の日までの間継続して当該許可（その更新に係る同法第一条による改正前の薬事法第二十八条第一項の許可を含む。）により薬種商販売業が営んでいた場合に限る。以下「日薬重商」という。）は、この省令の施行の祭見にそ

第一項の許可を受けている者（附則第二条の規定によつてが前項の例によることとされかねるらの項の許可を受けた者を含む。）に係る当該許可についての最初の更新をするまでの間、新規則第一百四十九条又は第一百五十五条において規定する新規則第七条に規定する台帳に、当該者に係る同条第五号及び第十一号に掲げる事項を記載することを要しない。

3 に、その店舗の所在地の都道府県知事に新規販売第百三十九条第四項第三号に掲げる事項を記載した書類を提出しなければならない。

局、薬剤師が店舗管理者である要指導医薬品若しくは第一類医薬品を販売し、若しくは授与する店舗販売業又は薬剤師が区域管理者である第一類医薬品を配置販売する配置販売業において登録販売者として三年以上業務に従事した者であつて、その店舗において医薬品の販売又は授与に関

4 旧薬種商は、新規則第百五十九条の十九第一項第六号に掲げる事項を変更したときは、三十日  
書類並びに特定販売を行う場合にあつては、新規則第三百三十九条第四項第二号に掲げる事項及び主たるホームページの構成の概要を記載した書類を添付しなければならない。

第一項第一号の規定にかかわらず、平成二十九年六月十二日から当分の間は、要指導医薬品を販売し、又は授与する店舗において薬剤師を店舗管理者とすることができない場合には、過去五年間のうち次の各号に掲げる期間が通算して三年以上である登録販売者であつて、その店舗において

6 前二項の規定による届出は、平成二十一年改正前規則様式第六による届書を提出することによって行うるものとする。

3 二 要指導医薬品を販売し、又は授与する店舗の店舗管理者であつた期間でない場合こゝは、店舗管理者を補佐する者として薬剤師を置かなければならぬ。

あるのは「三十日以内に」とする。

居舎賃元業者及び居舎賃業者等の第三工の夫婦に、居舎賃業者を相続する者を置いたときは、前項の規定により述べられた店舗管理者等を補佐する者の意見を尊重するとともに、法令遵守のための措置を講ずる必要があるときは、当該措置を講じた措置の（措置を講じた措置）

附 則（平成二六年七月四日厚生労働省令第十八号）  
この省令は、公布の日から施行する。  
附 則（平成二六年七月三〇日厚生労働省令第八七号）抄  
(延一丁目一)  
抄

者から行なわなければならぬ。年間においてその業務に従事したことの証明を求められたときは、速やかにその証明を行なうべきである。

(薬事法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

8 前二項の場合において、薬局開設者又は店舗販売業者は、虚偽又は不正の証明を行つてはならない。  
9 薬局開設者又は店舗販売業者は、第六項又は第七項の証明を行うために必要な記録を保存しなければならない。

十三条の二十第一項若しくは第二十三条の二十二第一項の許可又は第二十三条の二の三第一項の登録を受けたものとみなされるものについては、第一条の規定による改正後の医薬品・医療機器等の品質・有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（以下「医薬品医療機器等法施行規則」という。）第一百四条の八十五第一項若しくは第二項又は第三十七条の七十八第一項において準用する医薬品医療機器等法施行規則第三条に規定する許可証又は登録証については、旧許可の許可証をもつてこれに代えることができる。

### 第三条 プログラム医療機器（医薬品医療機器等法第二条第十三項に規定する医療機器プログラム又はこれを記録した記録媒体たる医療機器をいう。次項及び附則第九条第二項において同じ。）

のみを製造販売する製造販売業者の医療機器等総括製造販賣責任者についての医薬品医療機器等法施行規則第百十四条の四十九第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、平成三十二年十一月二十四日までの間は、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う講習（以下「プログラム医療機器特別講習」という。）を修了した者を、医薬品・医療機器又は再生医療等製品の品質管理又は製造販売後安全管理に関する業務に三年以上従事した者とみなす。

### 2 プログラム医療機器のみを製造する製造所の医療機器責任技術者についての医薬品医療機器等法施行規則第百十四条の五十三第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、平成三十二年十一月二十四日までの間は、プログラム医療機器特別講習を修了した者を、医療機器の製造に関する業務に三年以上従事した者とみなす。

3 第一項の登録については、第三十六条の規定による改正後の医薬品・医療機器等の品質・有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第百十四条の四十九第一項第三号に規定する講習等を行う者の登録等に関する省令（以下「新登録省令」という。）第一章及び別表一の項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「医療機器等総括製造販賣責任者講習等」とあるのは「プログラム医療機器特別講習」と、第一条第一項中「規則第百十四条の四十九第一項第三号及び第百十四条の五十三第一項第三号に規定する講習、第百六十二条第一項第一号、第二項第一号及び第三項第一号並びに第百七十五条第一項（第四号から第七号までを除く。）に規定する基礎講習、第百八十八条第一号イに規定する専門講習並びに同条第二号イに規定する基礎講習」とあるのは「薬事法等の一部を改正する法律及び薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第八十七号）附則第三条第一項に規定するプログラム医療機器特別講習」と、別表一の項中「規則第百十四条の四十九第一項第三号に規定する講習」とあるのは「プログラム医療機器特別講習」と、「製造販売業者」である者は「製造販売業者及び製造業者」と読み替えるものとする。

4 プログラム医療機器特別講習を行おうとする者は、この省令の施行前ににおいても、第一項及び前項の規定により登録を受けることができる。この場合において、第一項及び前項の規定の例により登録を受けた者は、第一項に規定する登録を受けた者とみなす。

第四条 改正法の施行の際現に旧薬事法第十四条又は第十九条の二の承認を受けている者（改正法附則第六十三条の規定によりなお従前の例によることとされたこれらとの規定の承認を受けた者を含む。）であって、改正法附則第三十条又は第三十七条の規定により医薬品医療機器等法第二十条三条の二十五又は第二十三条の三十七の承認を受けたものとみなされるものは、この省令の施行後最初の医薬品医療機器等法第二十三条の二十第二項の再生医療等製品の製造販賣業の許可の更新を受けるまでの間又はその選任外国製造再生医療等製品製造販賣業者が当該許可の更新を受けたまでの間に、医薬品医療機器等法施行規則の規定により新たに医薬品医療機器等法第二十三条の二十五又は第二十三条の三十七の承認の申請書に記載すべきこととなつた事項を、厚生労働大臣に届け出なければならない。

2 厚生労働大臣が医薬品医療機器等法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。）の規定により独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）に医薬品医療機器等法第二十三条の二十五又は第二十三条の三

十七の承認のための審査を行わせることとしたときは、前項の規定による届出をしようとする者は、同項の規定にかかるわらず、機構に届け出なければならない。

3 機構は、前項の規定による届出を受理したときは、遅滞なく、当該届出の状況を厚生労働大臣に通知しなければならない。

4 前項の規定による通知については、医薬品医療機器等法施行規則第百三十七条の三十七第三項の規定を準用する。

第五条 この省令の施行の際現に改正法附則第二十七条の規定により医薬品医療機器等法第二十三条の二十第一項の許可を受けたものとみなされた製造販賣業者の総括製造販賣責任者である者に通知しなければならない。

### 第六条

この省令の施行の日前に高度管理医療機器若しくは特定保守管理医療機器（以下この条において「高度管理医療機器等」という。）又は特定管理医療機器の賃貸に従事した期間は、医薬品医療機器等法施行規則第百六十二条第一項第一号若しくは第二項第一号又は第百七十五条第一項各号列記以外の部分、同項第一号若しくは第二号に規定する高度管理医療機器等又は特定管理医療機器の販売等に関する業務に従事した期間とみなす。

第七条 この省令の施行の際現に機械器具等と一体的に製造販売するものとして承認を受けている医薬品の製造販賣業者又は外国製造医薬品等特例承認取得者による当該医薬品の機械器具等に係る部分の不具合の報告については、平成二十八年十一月二十四日までの間は、なお従前の例によることができる。

第八条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

### 附 則（平成二六年七月三一日厚生労働省令第九二号）抄

（施行期日）  
第一条 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、附則第四条及び第五条の規定について平成二十九年六月十二日から施行する。（経過措置）

第二条 この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前に行われた医薬品・医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「法」という。）第三十六条の八第一項の試験に合格した登録販売者（以下「旧試験合格登録販売者」という。）については、施行日から医薬品・医療機器等の品質・有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第六十三号。次項及び附則第五条において「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日までの間は、この省令による改正後の医薬品・医療機器等の品質・有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第十五条第二項の登録販売者以外の登録販売者とみなして、新規則の規定を適用する。

3 旧試験合格登録販売者に係る新規則第十五条の九、第一百四十条第二項、第一百四十七条の十、第一百四十九条の二第二項及び第一百四十九条の十三の規定の適用については、施行日から改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日までの間は、なお従前の例による。

4 法附則第六条の規定により薬種商販業の許可を受けたものとみなされた者（薬事法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十九号）の施行の日までの間継続して当該許可（その更新に係る同法第一条による改正前の法第二十八条第一項の許可を含む。）により薬種商販業が當ま

5	登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間及び登録販売者として業務（店舗管理者と規定する期間に通算することができる。
6	「既存配置販売業者」という。）において、既存配置販売業者（以下この項においては、新規則第一百四十条第二項又は第百四十九条の二第二項に規定する期間に通算することができる。
7	薬事法の一部を改正する法律附則第十条に規定する既存配置販売業者（以下この項においては、「既存配置販売業者」という。）において、既存配置販売業者（以下この項においては、新規則第十五条第二項に規定する期間に通算することができる。
（施行期日）	（平成二十七年三月二六日厚生労働省令第四四号）抄
第一条	この省令は、公布の日から施行する。
附 則	（平成二七年四月一一日厚生労働省令第三七号）
この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。	（施行期日）
附 則	（平成二七年四月一〇日厚生労働省令第八二号）
この省令は、公布の日から施行する。	（施行期日）
附 則	（平成二七年七月三日厚生労働省令第一二一号）
この省令は、公布の日から施行する。	（施行期日）
附 則	（平成二七年九月一八日厚生労働省令第一四六号）
この省令は、公布の日から施行する。	（施行期日）
附 則	（平成二七年一〇月一九日厚生労働省令第一六一号）
この省令は、平成二十八年一月一日から施行する。	（施行期日）
附 則	（平成二八年一月二二日厚生労働省令第一一〇号）
この省令は、公布の日から施行する。	（施行期日）
附 則	（平成二八年二月一〇日厚生労働省令第一一〇号）
この省令は、公布の日から施行する。	（施行期日）
附 則	（平成二八年二月一九日厚生労働省令第一一九号）
この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。	（施行期日）
附 則	（平成二八年二月二二日厚生労働省令第一一九号）
この省令は、公布の日から施行する。	（施行期日）
附 則	（平成二八年三月一八日厚生労働省令第四五号）抄
この省令は、公布の日から施行する。	（施行期日）
第一条	この省令は、平成二十七年一月十六日から施行する。
附 則	（平成二七八年六月一七日厚生労働省令第一一三号）
この省令は、公布の日から施行する。	（施行期日）





## 様式第一(附則第二条関係)

製造所の名称		医薬品 医薬部外品 製造業 登録申出書 化粧品	
製造所の所在地			
(法人にあつては) 薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名			
管理者又は責任技術者	氏名		資格
	住 所		
に申請者を有する法人にあつては、 役員を含む。 薬事に関する業務の欠格事由	(1) 法第75条第1項の規定により許可を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者		
	(2) 法第75条の2第1項の規定により登録を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者		
	(3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることとなくなつた後、3年を経過していない者		
	(4) 法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他の薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処分に違反し、その違反行為があつた日から2年を経過していない者		
	(5) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中等者		
	(6) 精神の機能の障害により製造業者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行なうことができない者		
	(7) 製造業者の業務を適切に行なうことができる知識及び経験を有すると言められない者		
	備考		

医薬品  
医薬部外品 製造業の登録を申し出します。  
化粧品

年 月 日

住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

都道府県知事 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この申出書は、正本1通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を行い、楷書ではつきりと書くこと。
- 4 管理者又は責任技術者の資格欄には、管理者にあつてはその者が薬剤師であるときはその者の薬剤師名簿の登録番号及び登録年月日を、責任技術者にあつてはその者が第91条第1項及び第2項又は第91条の2第1項各号のいずれに該当するかを記載すること。
- 5 申出者の欠格事由の(1)欄から(7)欄までは、当該事実がないときは、「なし」と記載し、あるときは、(1)欄及び(2)欄にあつてはその理由及び年月日を、(3)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を、(4)欄にあつてはその違反事実及び違反した年月日を備考欄に記載すること。
- 6 備考欄には、法第13条第1項の許可(第25条第1項第5号又は第2項第3号若しくは第3項第2号に定めるものに限る。)にかかる許可番号及び許可年月日を記載し、当該許可にかかる様式第13の許可証の写しを添付すること。

様式第二(附則第二条関係)  
Form No. 2 (related to Supplement Article 2)

医薬品 外国製造業者 登録申出書

Notification for the registration of foreign drug quasi-drug manufacturer

製造所の名称 Name of the manufacturing establishment		
製造所の所在地 Location of the manufacturing establishment		
製造所の責任者 The person responsible for the manufacturing establishment	氏名 Name	
	住所 Address	
項目申出者(法人)について(薬事に関する業務に責任を有する役員を含む)の欠格条件 Notificator's disqualifications (including those of the executives engaged in the services in case of a corporation)	法第75条の4第1項の規定により認定を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者 (1) Notificator whose accreditation was canceled pursuant to the provision of Article 75-4, Paragraph 1 and who is awaiting a lapse of 3 years from the date of said rescission	
	法第75条の5第1項の規定により登録を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者 (2) Notificator whose registration was canceled pursuant to the provision of Article 75-5, Paragraph 1 and who is awaiting a lapse of 3 years from the date of said rescission	
	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった後、3年を経過していない者 (3) Notificator who has a history of a court sentence of imprisonment on severer punishment and has not passed 3 years since the execution was completed or no longer received	
	法、麻薬及び精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他薬事に関する法令で政令で定めるものはこれに基づく処分に違反し、その違反行為があつた日から2年を経過していない者 (4) Notificator who has a history of violation of Law, Narcotics and Psychotropics Control Law, Poisons and Deleterious Substances Control Law or other laws and regulations related to pharmaceutical affairs specified by Cabinet Order and has not passed 2 years since its date of the disposition	
	麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中中毒者 (5) Addict on narcotics, cannabis, opium or stimulant	
	精神の機能の障害により外国製造業者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 (6) Notificator who cannot properly perform the necessary recognition, judgement and communication to perform the work of foreign manufacturers properly due to mental dysfunction	
	外国製造業者の業務を適切に行うことができる知識及び経験を有すると認められない者 (7) Notificator who is not recognized as having knowledge and experience to properly carry out the work of foreign manufacturers	
備考 Remarks		

上記により、医薬品の外国製造業者の登録を申し出ます。

I hereby nominate for the registration of the foreign drug quasi-drug manufacturer indicated above.

年 Year	月 Month	日 Day
邦文 Japanese		
住所 Address		
外國文 Foreign language 〔法人にあつては、主たる事務所の所在地 Location of the head office in case of a corporation〕		
邦文 Japanese		
氏名 Name		
外國文 Foreign language 〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名 Name and name of its representative in case of a corporation〕		

厚生労働大臣 殿  
To Minister of Health, Labour and Welfare

(注意)  
(Notes)

1 用紙の大きさは、A4とすること。

Use paper of Japanese Industrial Standards Size A4.

2 この申出書は、正副2通提出すること。

Notificator should submit one original and one copy of it.

3 字は、墨、インク等を用い、邦文にあつては、楷書ではっきりと書くこと。

Fill in the form with clear writing with inks, etc.,.

4 申出者の次格条項の(1)欄から(7)欄までは、当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときは、(1)欄及び(2)欄にあつてはその理由及び年月日を、(3)欄にあつてはその罪、刑、罰の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなった場合はその年月日を、(4)欄にあつてはその違反の事実及び違反した年月日を記載すること。また、(6)欄に該当するおそれがある者については、同欄に「別紙のとおり」と記載し、当該申出者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書を添付すること。

Describe "No" in each column of (1), (2), (3), (4), (5), (6) and (7) if a notificator doesn't meet any conditions of its disqualifications. If a notificator meets one or more conditions of its disqualifications, describe as below.

Column(1)and(2): The date(year, month, day) and its ground for the cancellation.

Column(3): The date(year, month, day) of the final judgment of the crime, sentence and the date(year, month, day) of the completion of its execution.

Column(4): The fact and the date(year, month, day) of its violation(s).

As to the notificator who would meet the Column(6), describe "see attached paper" in the column and attach medical certificate of doctor which describes the disorder of the mental function on the subject notificator.

5 備考欄には、法第13条の第1項の認定(第35条第1項第5号又は第2項第3号に定めるものに限る。)に係る認定番号及び認定年月日を記載し、当該認定にかかる様式第13の認定証の写しを添付すること。

Describe the number and the date of accreditation for Article 13-3, Paragraph 1 of the Act(limited to those specified in Article 35, Paragraph 1, Item 5 or Paragraph 2, Item 3 of the Ministerial Order on Enforcement) in column of remarks, and attach a copy of the Accreditation certificate of Form 13 related to the subject accreditation.

**附則（令和三年三月二三日厚生労働省令第五六号）**

この省令は、公布の日から施行する。

**附則（令和三年六月三〇日厚生労働省令第一〇九号）**

この省令は、公布の日から施行する。

**附則（令和三年六月一九日厚生労働省令第一一三号）**

この省令は、令和三年七月一日から施行する。

**附則（令和三年七月一〇日厚生労働省令第一一六号）**

この省令は、令和三年八月一日から施行する。

抄

**第一条** この省令は、令和三年八月一日から施行する。

(経過措置)

**第二条** 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十五条第二項に規定する従事期間（以下単に「従事期間」という。）が通算して五年以上であり、かつ薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令（昭和三十九年厚生省令第三号）第一条第一項第十二号、第二条第一項第六号又は第三条第一項第五号に規定する研修を通算して五年以上受講した登録販売者については、当分の間、この省令による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十五条第二項ただし書に規定する登録販売者とみなす。

2 薬事法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十九号。以下「改正法」という。）附則第二条に規定する既存一般販売業者の店舗において一般従事者（その店舗において実務に従事する薬剤師又は登録販売者以外の者をいう。次項において同じ。）として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間並びに登録販売者として業務（店舗管理者としての業務を含む。次項において同じ。）に従事した期間については、従事期間に通算することができる。改正法附則第五条に規定する既存薬種商の店舗において一般従事者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間並びに登録販売者として業務に従事した期間については、従事期間に通算することができる。

4 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

5 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

**附則（令和三年七月三〇日厚生労働省令第一三三号）**

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

**附則（令和三年八月三一日厚生労働省令第一四四号）**

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

この省令による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則別表第三薬業の部有機薬品及びその製剤の項第百三十二号の二ただし書に規定する製剤であつて、公布の日以前に現に存し、かつ、その添付する文書に劇薬である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包（内袋を含む。）に劇薬である旨の表示のあるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第五十四条（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

**附則（令和三年九月二七日厚生労働省令第一六一号）**

この省令は、公布の日から施行する。



するこの省令による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十一条の六の規定の適用については、なお従前の例によることができる。

様式第一（第一条関係）

附 則（令和五年二月二六日厚生労働省令第一六一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年二月二七日厚生労働省令第一六五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年一月一八日厚生労働省令第九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年三月二六日厚生労働省令第五一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年五月七日厚生労働省令第八二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年六月二十四日厚生労働省令第九八号）

この省令は、公布の日から施行する。

様式第一（第一条関係）

薬局開設許可申請書

薬局の名称		
薬局の所在地		
薬局の構造設備の概要		
調剤及び調剤された薬剤の販売又は授与の業務を行う体制の概要		
医薬品の販売又は授与を行いう体制の概要		
(法人にあつては)薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名		
通常の営業日及び営業時間		
相談時及び緊急時の連絡先		
薬剤師不在時間の有無	有	無
特定販売の実施の有無	有	無
健康サポート薬局である旨の表示の有無	有	無
(1) 申請者(法人にあつては、薬事に関する役員を含む)の責任を有する役員が3年を経過していない者		
(2) 法第75条の第1項の規定により登録を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者		
(3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けたことがなくなった後、3年を経過していない者		
(4) 法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他の薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処分に違反し、その違反行為があつた日から2年を経過していない者		
(5) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者		
(6) 精神の機能の障害により薬局開設者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者		
(7) 薬局開設者の業務を適切に行うことができる知識及び経験を有すると認められない者		
備考		

上記により、薬局開設の許可を申請します。

年月日

住所  
（法人にあつては、主たる事務所の所在地）  
氏名  
（法人にあつては、名稱及び代表者の氏名）

都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 薬局の構造設備の概要欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 4 調剤及び調剤された薬剤の販売又は授与の業務を行う体制の概要欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 5 医薬品の販売又は授与を行う体制の概要欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 6 相談時及び緊急時の連絡先欄には、原則として電話番号を記載し、必要に応じてメールアドレス等も記載すること。
- 7 申請者の欠格条項の(1)欄から(7)欄までは、当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときは、(1)欄及び(2)欄にあつてはその理由及び年月日を、(3)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を、(4)欄にあつてはその違反の事実及び違反した年月日を記載すること。また、(6)欄に該当するおそれがある者については、同欄に「別紙のとおり」と記載し、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書を添付すること。

## 様式第二（第二条関係）

様式第二(第二条関係)  
許可番号

薬局開設許可証

氏名(法人にあつては、名称)  
薬局の名称  
薬局の所在地

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第4条第1項の規定により開設の許可を受けた薬局であることを証明する。

年　月　日

都道府県知事  
保健所設置市市長　印  
特別区区長

有効期間　年　月　日から  
年　月　日まで

様式第三（第四条、第二十一条、第二十八条、第三十四条の五、第五十三条の六、第一百四十四条の十一、第一百四十四条の三十五、第一百二十三条、第一百三十七条の四、第一百三十七条の十一、第一百三十七条の三十四の六、第一百八十三条関係）一、第一百三十七条の三十四の六、第一百八十三条関係）

様式第三（第四条、第二十一条、第二十八条、第三十四条の五、第五十三条の六、第一百四十四条の十一、第一百四十四条の三十五、第一百二十三条、第一百三十七条の四、第一百三十七条の十一、第一百三十七条の三十四の六、第一百八十三条関係）

取入印紙	許可証 認定証 登録証 書換え交付申請書 基準適合証 基準確認証		
業務等の種別			
許可番号、認定番号、登録番号、基準適合証番号又は基準確認証番号及び年月日			
薬局、主たる機能を有する事務所、製造所、店舗、営業所又は事業所	名称 所在地		
事項		変更前	変更後
変更内容			
変更年月日			
備考			

許可証  
認定証  
登録証 の書換え交付を申請します。  
基準適合証  
基準確認証

年月日

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名稱及び代表者の氏名)

厚生労働大臣  
独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長  
地方厚生局長  
都道府県知事  
保健所設置市市長  
特別区区長  
登録認証機関

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

3 業務等の種別欄には、薬局、第1種医薬品、第2種医薬品、医薬部外品、化粧品、第1種医療機器、第2種医療機器、第3種医療機器、体外診断用医薬品、再生医療等製品若しくは薬局製造販売医薬品の製造販売業、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、体外診断用医薬品、再生医療等製品若しくは薬局製造販売医薬品の製造業、認定外国製造業者、登録外国製造業者、登録認証機関、店舗販売業、配置販売業、卸売販売業、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業、医療機器の修理業、基準適合証又は基準確認証の別を記載すること。

4 医薬品等の製造業者若しくは認定外国製造業者又は医療機器の修理業者については、この申請書は地方厚生局长に提出する場合にあつては正副2通、厚生労働大臣又は都道府県知事に提出する場合にあつては正本1通提出すること。

5 配置販売業にあつては、所在地欄に営業区域を記載し、名称欄の記載を要しないこと。  
6 基準適合証にあつては、名称欄に品目の名称、所在地欄に承認番号又は認証番号を記載すること。  
7 登録外国製造業者又は認定外国製造業者にあつては、外国語により申請者の住所及び氏名を並記すること。

8 取入印紙は、厚生労働大臣又は地方厚生局长に提出する申請書の正本にのみ貼り、消印をしないこと。

様式第四（第五条、第二十二条、第二十九条、第三十四条の六、第五十三条の七、第一百四十五条、第一百四十四条の十二、第一百四十四条の三十六、第一百二十四条、第一百三十七条の五、第一百三十七条の十二、第一百三十七条の三十四の七、第一百八十四条関係）

様式第四（第五条、第二十二条、第二十九条、第三十四条の六、第五十三条の七、第一百四十五条の十二、第一百四十四条の三十六、第一百二十四条、第一百三十七条の五、第一百三十七条の三十四の七、第一百八十四条関係）

収入印紙	許可証 認定証 登録証 再交付申請書 基準適合証 基準確認証
業務等の種別	
許可番号、認定番号、登録番号、 基準適合証番号又は基準認証番 号及び年月日	
薬局、主たる機能を有 する事務所、製造所、 店舗、営業所又は事業 所	名称
	所在地
再交付申請の理由	
備考	

許可証  
認定証  
登録証 上記により、  
基準適合証  
基準認証の再交付を申請します。

年 月 日

住所 (法人にあつては、主  
たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名  
称及び代表者の氏名)

厚生労働大臣  
独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長  
地方厚生局長  
都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長  
登録認証機関

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

- 3 業務等の種別欄には、薬局、第1種医薬品、第2種医薬品、医薬部外品、化粧品、第1種医療機器、第2種医療機器、第3種医療機器、体外診断用医薬品、再生医療等製品若しくは薬局製造販売医薬品の製造業、認定外国製造業者、登録外国製造業者、登録認証機関、店舗販売業、配  
置販売業、卸売販売業、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業、医療機器の修理業、基準適合  
証又は基準認証の別を記載すること。
- 4 配置販売業にあつては、所在地欄に営業区域を記載し、名称欄の記載を要しないこと。
- 5 医薬品等の製造業者若しくは認定外国製造業者又は医療機器の修理業者については、この申請書は  
地方厚生局長に提出する場合にあつては正副本2通、厚生労働大臣又は都道府県知事に提出する場合にあ  
つては正本1通提出すること。
- 6 基準適合証にあつては、名称欄に品目の名称、所在地欄に承認番号又は認証番号を記載すること。
- 7 登録外国製造業者又は認定外国製造業者にあつては、外国語により申請者の住所及び氏名を並記す  
ること。
- 8 収入印紙は厚生労働大臣又は地方厚生局長に提出する申請書の正本にのみ貼り、消印をしないこ  
と。

## 様式第五(第六条関係)

## 薬局開設許可更新申請書

許可番号及び年月日			
薬局の名称			
薬局の所在地			
変更内容	事項	変更前	変更後
	(法人にあつては)薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名		
申請者に責任を有する法人にあつては、薬事に関する業務の欠格条項	(1) 法第75条第1項の規定により許可を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者		
	(2) 法第75条の2第1項の規定により登録を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者		
	(3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後、3年を経過していない者		
	(4) 法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく处分に違反し、その違反行為があつた日から2年を経過していない者		
	(5) 麻薬、大麻、あん又は覚醒剤の中毒者		
	(6) 精神の機能の障害により薬局開設者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者		
	(7) 薬局開設者の業務を適切に行うことができる知識及び経験を有すると認められない者		
備考			

上記により、薬局開設の許可の更新を申請します。

年月日

都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長住所  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
氏名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

## (注意)

1 用紙の大きさは、A4とすること。

2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

3 第16条第1項各号に掲げる事項について変更のあつた日から30日以内にこの更新申請書を提出する場合は、当該変更のあつた事項について、変更内容欄に記載すること。また、薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者に変更があつた場合のうち、新たに当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者となつた者といふ場合には、その者の薬剤師名簿登録番号及び登録年月日又は販売従事登録番号及び登録年月日を変更後欄に付記すること。

4 第16条の2第1項各号に掲げる事項についてこの更新申請書を提出する際に変更の予定がある場合は、当該変更の予定がある事項について、変更内容欄に記載すること。

5 申請者の欠格条項の(1)欄から(7)欄までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときは、(1)欄及び(2)欄にあつてはその理由及び年月日を、(3)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を、(4)欄にあつてはその違反の事実及び違反した年月日を記載すること。また、(6)欄に該当するおそれがある者については、同欄に「別紙のとおり」と記載し、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書を添付すること。

## 様式第五の二（第十条の二関係）

## 地域連携薬局認定申請書

許可番号及び年月日		
薬局の名称		
薬局の所在地		
利用者の心身の状況に配慮する構造設備の概要		
利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を他の医療提供施設と共有する体制の概要		
地域の患者に対し安定的に薬剤を供給するための体制の概要		
居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を行う体制の概要		
(法人にあつては)薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名		
申請者(法人)に有する役員を含む、薬事に関する業務の欠格事由	(1)	法第75条第1項の規定により許可を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者
	(2)	法第75条の2第1項の規定により登録を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者
	(3)	法第75条第4項又は第5項の規定によりその受けた認定を取り消され、その取消しの日から3年を経過していない者
	(4)	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなった後、3年を経過していない者
	(5)	法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく处分に違反し、その違反行為があつた日から2年を経過していない者
	(6)	麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中中毒者
	(7)	精神の機能の障害により薬局開設者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことのできない者
	(8)	薬局開設者の業務を適切に行うことができる知識及び経験を有すると認められない者
備考		

上記により、地域連携薬局の認定を申請します。

年月日

住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

都道府県知事 殿

## (注意)

- 用紙の大きさは、A4とすること。
- 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 利用者の心身の状況に配慮する構造設備の概要欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を他の医療提供施設と共有する体制の概要欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 地域の患者に対し安定的に薬剤を供給するための体制の概要欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を行う体制の概要欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 申請者の欠格事由については、当該事実がないときは、「なし」と記載し、あるときは、(1)、(2)及び(3)欄にあつてはその理由及び年月日を、(4)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を、(5)欄にあつてはその違反の事実及び違反した年月日を記載すること。また、(7)欄に該当するおそれがある者については、同欄に「別紙のとおり」と記載し、当該申請者に係る精神の機能の障害に係る医師の診断書を添付すること。

## 様式第五の三(第十条の三関係)

## 専門医療機関連携薬局認定申請書

許可番号及び年月日		
薬局の名称		
薬局の所在地		
法第6条の3第1項に規定する傷病の区分		
法第6条の3第2項第2号に規定する薬剤師の氏名		
利用者の心身の状況に配慮する構造設備の概要		
利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を他の医療提供施設と共有する体制の概要		
専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導の業務を行う体制の概要		
(法人にあつては)薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名		
申請者責任 法人にあつては、 薬事に関する業務 に該当する場合 の欠格事由	(1) 法第75条第1項の規定により許可を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者	
	(2) 法第75条の2第1項の規定により登録を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者	
	(3) 法第75条第4項又は第5項の規定によりその受けた認定を取り消され、その取消しの日から3年を経過していない者	
	(4) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けたことがなくかつた後、3年を経過していない者	
	(5) 法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく处分に違反し、その違反行為があつた日から2年を経過していない者	
	(6) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者	
	(7) 精神の機能の障害により薬局開設者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者	
	(8) 薬局開設者の業務を適切に行うことができる知識及び経験を有すると認められない者	
備考		

上記により、専門医療機関連携薬局の認定を申請します。

年月日

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名稱及び代表者の氏名）

都道府県知事 殿

## (注意)

- 用紙の大きさは、A4とすること。
- 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 法第6条の3第1項に規定する傷病の区分欄には、第10条の3第1項で定める傷病の区分を記載すること。
- 利用者の心身の状況に配慮する構造設備の概要欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を他の医療提供施設と共有する体制の概要欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導の業務を行う体制の概要欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 申請者の欠格事由については、当該事実がないときは、「なし」と記載し、あるときは、(1)、(2)及び(3)欄にあつてはその理由及び年月日を、(4)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を、(5)欄にあつてはその違反の事実及び違反した年月日を記載すること。また、(7)欄に該当するおそれがある者については、同欄に「別紙のとおり」と記載し、当該申請者に係る精神の機能の障害に係る医師の診断書を添付すること。

様式第五の四（一）（第十条の四関係）  
認定番号

地域連携薬局認定証

氏名（法人にあつては、名称）  
薬局の名称  
薬局の所在地

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第6条の2第1項の規定により地域連携薬局の認定を受けた薬局であることを証明する。）

年　月　日

都道府県知事　印

有効期間　年　月　日から  
年　月　日まで

様式第五の四（二）（第十条の四関係）  
認定番号

専門医療機関連携薬局認定証

氏名（法人にあつては、名称）  
薬局の名称  
薬局の所在地

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第6条の3第1項の規定により専門医療機関連携薬局の認定を受けた薬局であることを証明する。）

年　月　日

都道府県知事　印

専門医療機関連携薬局に係る傷病の区分  
有効期間　年　月　日から  
年　月　日まで

様式第五の五(一)(第十条の九関係)

地城連携薬局認定更新申請書		
許可番号及び年月日		
認定番号及び年月日		
薬局の名称		
薬局の所在地		
利用者の心身の状況に配慮する構造設備の概要		
利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を他の医療提供施設と共有する体制の概要		
地域の患者に対し安定的に薬剤を供給するための体制の概要		
居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を行う体制の概要		
変更内容	事項	変更前
(法人にあつては)薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名		
申務に質する法を有するある役員では、薬事に関する欠格事由	(1) 法第75条第1項の規定により許可を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者 (2) 法第75条の2第1項の規定により登録を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者 (3) 法第75条第4項又は第5項の規定によりその受けた認定を取り消され、その取消しの日から3年を経過していない者 (4) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた後、3年を経過していない者 (5) 法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処分に違反し、その違反行為があつた日から2年を経過していない者 (6) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中患者 (7) 精神の機能の障害により薬局開設者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 (8) 薬局開設者の業務を適切に行うことができる知識及び経験を有する認められない者	
備考		

上記により、地域連携薬局の認定の更新を申請します。

年月日

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、名稱及び代表者の氏名)

都道府県知事殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 利用者の心身の状況に配慮する構造設備の概要欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 4 利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を他の医療提供施設と共有する体制の概要欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 5 地域の患者に対し安定的に薬剤を供給するための体制の概要欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 6 居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を行う体制の概要欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 7 第16条の3第1項第1号に掲げる事項について変更のあつた日から30日以内にこの更新申請書を提出する場合は、当該変更のあつた事項について、変更内容欄に記載すること。
- 8 第16条の3第3項に掲げる事項についてこの更新申請書を提出する際に変更の予定がある場合は、当該変更の予定がある事項について、変更内容欄に記載すること。
- 9 申請者の欠格事由については、当該事実がないときは、「なし」と記載し、あるときは、(1)、(2)及び(3)欄にあつてはその理由及び年月日を、(4)欄にあつてはその罪、刑、罰の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた場合はその年月日を、(5)欄にあつてはその違反の事実及び違反した年月日を記載すること。また、(7)欄に該当するおそれがある者については、同欄に「別紙のとおり」と記載し、当該申請者に係る精神の機能の障害に係る医師の診断書を添付すること。

様式第五の五(二)(第十条の九関係)

専門医療機関連携薬局認定更新申請書		
許可番号及び年月日		
認定番号及び年月日		
薬局の名称		
薬局の所在地		
法第6条の3第1項に規定する傷病の区分		
法第6条の3第2項第2号に規定する薬剤師の氏名		
利用者の心身の状況に配慮する構造設備の概要		
利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を他の医療提供施設と共有する体制の概要		
専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導の業務を行う体制の概要		
変更内容	事項	変更前
	(法人にあつては)薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名	
申務に責任を有する法人にあつては、該事由の欠格事由	(1) 法第75条第1項の規定により許可を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者	
	(2) 法第75条の2第1項の規定により登録を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者	
	(3) 法第75条第4項又は第5項の規定によりその受けた認定を取り消され、その取消しの日から3年を経過していない者	
	(4) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後、3年を経過していない者	
	(5) 麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処分に違反し、その違反行為があつた日から2年を経過していない者	
	(6) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中華人	
	(7) 精神の機能の障害により薬局開設者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者	
	(8) 薬局開設者の業務を適切に行うことができる知識及び経験を有する認められない者	
	備考	

上記により、専門医療機関連携薬局の認定の更新を申請します。

年月日

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、名稱及び代表者の氏名)

都道府県知事殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 法第6条の3第1項に規定する傷病の区分欄には、第10条の3第1項で定める傷病の区分を記載すること。
- 4 利用者の心身の状況に配慮する構造設備の概要欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 5 利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を他の医療提供施設と共有する体制の概要欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 6 専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導の業務を行う体制の概要欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 7 第16条の3第1項各号に掲げる事項について変更のあつた日から30日以内にこの更新申請書を提出する場合は、当該変更のあつた事項について、変更内容欄に記載すること。
- 8 第16条の3第3項に掲げる事項についてこの更新申請書を提出する際に変更の予定がある場合は、当該変更の予定がある事項について、変更内容欄に記載すること。
- 9 申請者の欠格事由については、当該事実がないときは、「なし」と記載し、あるときは、(1)、(2)及び(3)欄にあつてはその理由及び年月日を、(4)欄にあつてはその罪、刑、罰の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を、(5)欄にあつてはその違反の事実及び違反した年月日を記載すること。また、(7)欄に該当するおそれがある者については、同欄に「別紙のとおり」と記載し、当該申請者に係る精神の機能の障害に係る医師の診断書を添付すること。

様式第六（第十六条、第十六条の二、第十六条の三、第九十九条、第一百条、第一百十四条の六十九、第一百四十四条の七十、第一百二十七条、第一百三十七条の六十五、第一百三十七条の六十六、第一百七十四条）

様式第六（第十六条、第十六条の二、第十六条の三、第九十九条、第一百条、第一百九十五条、第二百九十五条、第二百九十五条の二、第二百六十五条、第二百六十五条の二、第二百六十五条の三関係）

様式第六（第十六条、第十六条の二、第十六条の三、第九十九条、第一百条、第一百十四条の六十九、第一百四十四条の七十、第一百二十七条、第一百三十七条の六十五、第一百三十七条の六十六、第一百七十四条）

#### 変更届書

業務等の種別				
許可番号、認定番号又は登録番号及び年月日				
薬局、主たる機能を有する事務所、製造所、店舗、営業所又は事業所		名称	所在地	
変更内容	事項		変更前	変更後
変更年月日				
備考				

上記により、変更の届出をします。

年 月 日

住 所  
 法人にあつては、主たる事務所の所在地  
 氏 名  
 法人にあつては、名  
 称及び代表者の氏名

厚生労働大臣  
 地方厚生局长  
 都道府県知事  
 保健所設置市市長  
 特別区区長

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4 すること。
- 2 字は、黒、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 業務等の種別欄には、薬局、地域連携薬局、専門医療機関連携薬局、第1種医薬品、第2種医薬品、医薬部外品、化粧品、第1種医療機器、第2種医療機器、第3種医療機器、体外診断用医薬品、再生医療等製品若しくは薬局製造販売医薬品の総括販売業、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、体外診断用医薬品、再生医療等製品若しくは薬局製造販売医薬品の製造業、認定外国製造業者若しくは登録外国製造業者、登録認証機関、店舗販売業、配置販売業若しくは卸売業、高度管理医療機器の販売業若しくは貸与業（指定権力補正用レンズ又はプログラム高度管理医療機器のみの販売業又は貸与業を除く。）、指定権力補正用レンズ若しくはプログラム高度管理医療機器のみの販売業若しくは貸与業、特定管理医療機器の販売業若しくは貸与業又は医療機器の修理業の別を記載すること。
- 4 医薬品等の製造業者若しくは認定外国製造業者又は医療機器の修理業者については、この届書は地方厚生局長に提出する場合にあつては正本1通及び副本2通を、厚生労働大臣、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出する場合にあつては正本1通を提出すること。
- 5 管理医療機器の販売業又は貸与業にあつては、許可番号、認定番号又は登録番号及び年月日欄にその販売業又は貸与業の提出を行つた年月日を記載すること。
- 6 配置販売業にあつては、所在地欄に営業区域を記載し、名称欄の記載を要しないこと。
- 7 管理者の変更の場合は、管理者の薬剤師又は登録販売者であるときはその者の薬剤師名簿登録番号及び登録年月日又は販売従事登録番号及び登録年月日を、責任技術者の変更の場合は、変更後の責任技術者が第91条第1項若しくは第2項、第91条の2又は第114条の53第1項から第3項まで各号のいずれに該当するかを、医薬品又は体外診断用医薬品の総括製造販売責任者の場合は、変更後の総括製造販売責任者が薬剤師であるときはその者の薬剤師名簿登録番号及び登録年月日を、薬剤師以外の者は第86条第1項第1号若しくはロ、第2号イからまで、第3号イ若しくはロ又は第114条の49の2第1項第1号若しくは第2号のいずれに該当するかを、医薬品又は体外診断用医薬品の総括製造販売責任者補佐薬剤師の変更の場合は、変更後の総括製造販売責任者補佐薬剤師の薬剤師名簿登録番号及び登録年月日を、営業所管理者の変更の場合は、変更後の営業所管理者が薬剤師であるときはその者の薬剤師名簿登録番号及び登録年月日を、薬剤師以外の者は第154条各号のいずれに該当するかを記載する場合、高度管理医療機器等営業所管理者の変更の場合は、変更後の高度管理医療機器等営業所管理者が第162条第1項から第4項までの各号のいずれに該当するかを、特定管理医療機器等営業所管理者の変更の場合は、変更後の特定管理医療機器等営業所管理者等が第175条第1項各号のいずれに該当するかを、再生医療等製品営業所管理者が第196条の4第1項各号のいずれに該当するかを記載すること。
- 8 医薬品又は体外診断用医薬品の総括製造販売責任者の変更の場合のうち、新たに総括製造販

売責任者として薬剤師以外の者を置く場合には、総括製造販売責任者補佐薬剤師の氏名、住所、薬剤師名簿登録番号及び登録年月日を変更後欄に付記すること。

- 9 管理者以外の薬剤師又は登録販売者に変更があつた場合のうち、新たに薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者となった者がいる場合には、その者の薬剤師名簿登録番号及び登録年月日又は販売従事登録番号及び登録年月日を変更後欄に付記すること。
- 10 薬事に関する業務に責任を有する役員の変更の場合には、備考欄に、変更後の役員が法第5条第3号イからトまでのいずれかに掲げる者に該当するときはそのいずれに該当するかを記載し、該当しないときは「なし」と記載すること。
- 11 登録外国製造業者又は認定外国製造業者にあつては、外国语により申請者の住所及び氏名を並記すること。
- 12 様式第114、様式第114の2又は様式第114の3による届出に記載された事項に変更を生じた場合における令第74条第1項、令74条の2第1項又は令74条の3第1項の規定による届出の場合、正副2通を提出すること。

## 様式第七(第十七条関係)

## 取扱処方箋数届書

許可番号及び年月日	
薬局の名称	
薬局の所在地	
前年において業務を行った期間及び日数	
前年における総取扱処方箋数	
備考	

上記により、取扱処方箋数の届出をします。

年月日

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

都道府県知事  
保健所設置市市長 殿  
特別区区長

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではっきりと書くこと。
- 3 前年における総取扱処方箋数欄には、前年において取り扱った眼科、耳鼻咽喉科及び歯科の処方箋の数にそれぞれ3分の2を乗じた数とその他の診療科の処方箋の数との合計数を記載すること。

## 様式第八(第十条の八、第十八条、第二百三十二条、第二百五十九条の二十三、第二百七十七条、第二百九十六条の十三関係)

## 休止届書

業務等の種別	
許可番号、認定番号又は登録番号及び年月日	
薬局、主たる機能を有する事務所、製造所、店舗、営業所又は事業所	名称 所在地
休止、廃止又は再開の年月日	
備考	

上記により、  
休止 廃止 の届出をします。  
再開

年月日

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

厚生労働大臣  
地方厚生局長  
都道府県知事  
保健所設置市市長  
特別区区長

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 業務等の種別欄には、薬局、地域連携薬局、専門医療機関連携薬局、第1種医薬品、第2種医薬品、医薬部外品、化粧品、第1種医療機器、第2種医療機器、第3種医療機器、体外診断用医薬品、再生医療等製品若しくは薬局製造販売医薬品の製造販売業者、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、体外診断用医薬品、再生医療等製品若しくは薬局製造販売医薬品の製造業、認定外国製造業者、登録外国製造業者、登録認証機関、店舗販売業、配置販売業、卸売販売業、高管理医療機器等の販売業者若しくは貸与業、管理医療機器の販売業者若しくは貸与業又は医療機器の修理業者の別を記載すること。
- 4 医薬品等の製造業者又は医療機器の修理業者については、この届書は地方厚生局长に提出する場合にあつては正本1通及び副本2通、都道府県知事、保健所を設置する市の市长又は特別区の区長に提出する場合にあつては正本1通提出すること。
- 5 管理医療機器の販売業又は貸与業にあつては、許可番号、認定番号又は登録番号及び年月日欄に、その販売業又は貸与業の届出を行つた年月日を記載すること。
- 6 休止の場合には、休止、廃止又は再開の年月日欄に「〇年〇月〇日まで休止の予定」と付記すること。
- 7 配置販売業にあつては、所在地欄に営業区域を記載し、名称欄の記載を要しないこと。
- 8 登録外国製造業者又は認定外国製造業者にあつては、外国语により申請者の住所及び氏名を並記すること。

様式第九(第十九条、第一百四十四条の二、第一百三十七条の二関係)

医 薬 品  
体外診断用医薬品  
医 薬 部 外 品  
化 粧 品  
医 療 機 器  
再生医療等製品

主たる機能を有する事務所の名称
主たる機能を有する事務所の所在地
許 可 の 種 類
( 法 人 に あ つ て は ) 薬 事 に 関 す る 業 務 に 責 任 を 有 す る 役 員 の 氏 名
統括製造販売責任者 (統括製造販売責任者補佐 薬剤師を置く場合にあつて は、その者を含む) 住 所
(1) 法第76条第1項の規定により許可を取り消され、取消 しの日から3年を経過していない者
(2) 法第76条の2第1項の規定により登録を取り消され、取 消しの日から3年を経過していない者
(3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執 行を受けたことがなくなつた後、3年を経過していない者
(4) 法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法そ の他薬事に関する法令で命令で定めるもの又はこれに 基づく处分に違反し、その違反行為があつた日から2年 を経過していない者
(5) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
(6) 精神の機能の障害により製造販売業者の業務を適正 に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切 に行なうことができない者
(7) 製造販売業者の業務を適切に行なうことができる知識 及び経験を有すると認められない者
備 考

医 薬 品  
体外診断用医薬品  
医 薬 部 外 品  
化 粧 品  
医 療 機 器  
再生医療等製品

上記により、  
の製造販売業の許可を申請します。

年 月 日

住 所  
（法人にあつては、主  
たる事務所の所在地）

氏 名  
（法人にあつては、名  
称及び代表者の氏名）

都 道 府 県 知 事  
保 健 所 設 置 市 市 長  
特 别 区 区 長

## （注意）

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 文字は、墨、インク等を用い、楷書ではつりと書くこと。
- 3 許可の種類欄には、医薬品、体外診断用医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造販売業にあつては法第12条第1項又は法第23条の2第1項に掲げる許可の種類のうち該当するもの、再生医療等製品の製造販売業にあつては再生医療等製品製造販売業許可と、薬局製造販売医薬品製造販売業にあつては薬局製造販売医薬品製造販売業許可と記載すること。
- 4 総括製造販売業者の資格欄には、医薬品又は体外診断用医薬品の製造販売業にあつてはその者が薬剤師であるときはその者の薬剤師名簿の登録番号及び登録年月日を、その者が薬剤師以外の者であるときはその者が第86条第1項第1号イ若しくはロ、第2号イからハまで、第3号イ若しくはロ又は第114条の49の2第1項第1号若しくは第2号のいずれに該当するかを、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品の製造販売業にあつてはその者が第85条の2第1項及び第2項、第114条の49第1項及び第2項又は第137条の50第1項の各号のいずれに該当するかを記載すること。
- 5 総括製造販売責任者の氏名、住所及び資格欄には、総括製造販売責任者補佐薬剤師を置く場合にあつては、「総括製造販売責任者／総括製造販売責任者補佐薬剤師」の氏名、住所及び資格をそれぞれ記載すること。この場合、資格欄には、上記4の総括製造販売責任者の資格／総括製造販売責任者補佐薬剤師の薬剤師名簿の登録番号及び登録年月日を記載すること。
- 6 申請者の次格条項の(1)欄から(7)欄までは、当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときは、(1)欄及び(2)欄にあつてはその理由及び年月日を、(3)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなりた場合はその年月日を、(4)欄にあつてはその違反の事実及び違反した年月日を記載すること。また、(6)欄に該当するおそれがある者については、同欄に「別紙のとおり」と記載し、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書を添付すること。
- 7 薬局製造販売医薬品の製造販売業にあつては、備考欄にその薬局の開設許可番号及び許可年月日を記載すること。
- 8 令第20条第2項に規定する医薬部外品の製造販売業にあつては、備考欄に「新指定医薬部外品」と記載すること。
- 9 申請者が現に製造販売業の許可を取得している場合には、備考欄に当該製造販売業の許可の種類及び許可番号を記載すること。

様式第十（一）（第二十条、第二百四十四条の三関係）  
許可番号

第 種 医 薬 品 製 造 販 売 業 許 可 証

氏名(法人にあつては、その名称)  
主たる機能を有する事務所の名称  
主たる機能を有する事務所の所在地

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 第12条第1項  
の規定により許可された第 種 医 药 品 製 造 販 売 業 訸 及 び 許 可 番 号

年 月 日

都 道 府 県 知 事  
保健所設置市長 印  
特 別 区 区 長

有効期間 年 月 日から  
年 月 日まで

様式第十(二)(第二十条、第一百十四条の三、第一百三十七条の三関係)  
許可番号

体外診断用医薬品  
医薬部外品 製造販売業許可証  
化粧品  
再生医療等製品

氏名(法人にあつては、その名称)  
主たる機能を有する事務所の名称  
主たる機能を有する事務所の所在地

第12条 第1項  
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律  
第23条の2第1項  
第23条の20第1項

体外診断用医薬品  
医薬部外品 製造販売業者であることを証明する。  
化粧品  
再生医療等製品

年月日

都道府県知事 印

有効期間 年月日から  
年月日まで

様式第十一(第二十三条、第一百十四条の六、第一百三十七条の六関係)

医薬品  
体外診断用医薬品  
医薬部外品 製造販売業 許可更新申請書  
化粧品  
医療機器  
再生医療等製品

許可番号及び年月日	
主たる機能を有する事務所の名称	
主たる機能を有する事務所の所在地	
許可の種類	
(法人にあつては) 薬事に関する業務に 責任を有する役員の氏名	
総括製造販売責任者 氏名 (総括製造販売責任者補佐 薬剤師を置く場合にあつては、その者を含む。)	資格
備考	

(1) 法第75条第1項の規定により許可を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者  
(2) 法第75条の2第1項の規定により登録を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者  
(3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなつた後、3年を経過していない者  
(4) 法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく处分に違反し、その違反行為があつた日から2年を経過していない者  
(5) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者  
(6) 精神の機能の障害により製造販売業者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行なうことができない者  
(7) 製造販売業者の業務を適切に行なうことができる知識及び経験を有すると認められない者

医薬品  
体外診断用医薬品  
医薬部外品  
化粧品  
医療機器  
再生医療等製品  
上記により、  
の製造販売業の許可の更新を申請します。

年月日

都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長

住所  
（法人にあつては、主たる事務所の所在地）  
氏名  
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 文字は、墨、インク等を用い楷書ではつきりと書くこと。
- 3 許可の種類欄には、医薬品、体外診断用医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造販売業にあつては法第12条第1項又は法第23条の2第1項に掲げる許可の種類のうち該当するもの、再生医療等製品の製造販売業にあつては再生医療等製品製造販売業許可と、薬局製造販売医薬品製造販売業にあつては薬局製造販売医薬品製造販売業許可と記載すること。
- 4 総括製造販売業者の資格欄には、医薬品又は体外診断用医薬品の製造販売業にあつてはその者が薬剤師であるときはその者の薬剤師名簿の登録番号及び登録年月日を、その者が薬剤師以外の者であるときはその者が第86条第1項第1号イ若しくはロ、第2号イからハまで、第3号イ若しくはロ又は第114条の49の2第1項第1号若しくは第2号のいずれに該当するかを、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品の製造販売業にあつてはその者が第85条の2第1項及び第2項、第114条の49第1項及び第2項又は第137条の50第1項の各号のいずれに該当するかを記載すること。
- 5 総括製造販売責任者の氏名、住所及び資格欄には、総括製造販売責任者補佐薬剤師を置く場合にあつては、「総括製造販売責任者／総括製造販売責任者補佐薬剤師」の氏名、住所及び資格をそれぞれ記載すること。この場合、資格欄には、上記4の総括製造販売責任者の資格／総括製造販売責任者補佐薬剤師の薬剤師名簿の登録番号及び登録年月日を記載すること。
- 6 申請者の次格条件の(1)欄から(7)欄までは、当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときは、(1)欄及び(2)欄にあつてはその理由及び年月日を、(3)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を、(4)欄にあつてはその違反の事実及び違反した年月日を記載すること。また、(6)欄に該当するおそれがある者については、同欄に「別紙のとおり」と記載し、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書を添付すること。
- 7 薬局製造販売医薬品の製造販売業にあつては、備考欄にその薬局の開設許可番号及び許可年月日を記載すること。
- 8 令第20条第2項に規定する医薬部外品の製造販売業にあつては、備考欄に「新指定医薬部外品」と記載すること。
- 9 申請者が現に製造販売業の許可を取得している場合には、備考欄に当該製造販売業の許可の種類及び許可番号を記載すること。

様式第十二(第二十六条、第三百三十七条の九関係)

取 入 印 紙	医 薬 品 医 薬 部 外 品 化 粧 品 再 生 医 療 等 製 品	製 造 業 许 可 申 請 書
製 造 所 の 名 称		
製 造 所 の 所 在 地		
許 可 の 区 分		
製 造 所 の 構 造 設 備 の 概 要		
( 法 人 に あ つ て は ) 業 事 に 関 す る 業 务 に 責 任 を 有 す る 役 員 の 氏 名		
管 理 者 又 は 責 任 技 術 者 住 所		
申 請 者 住 所 を 有 す る に あ つ て は 役 員 を 含 む 薬 事 業 の 業 務 を 行 な い る 項 目	(1) 法第75条第1項の規定により許可を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者	
	(2) 法第75条の2第1項の規定により登録を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者	
	(3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた後、3年を経過していない者	
	(4) 法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他業事に関する法令で教令で定めるものにはこれに基づく处分に違反し、その違反行為があつた日から2年を経過していない者	
	(5) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者	
	(6) 精神の機能の障害により製造業者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行なうことができない者	
	(7) 製造業者の業務を適切に行なうことができる知識及び経験を有すると認められない者	
備 考		
医 薬 品 医 薬 部 外 品 化 粧 品 再 生 医 療 等 製 品		
上記により、 の製造業の許可を申請します。		
年 月 日		
住 所 （法人にあつては、主たる事務所の所在地）		
氏 名 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）		

地 方 厚 生 局 長  
都 道 府 県 知 事  
保 健 所 設 置 市 市 長  
特 別 区 区 長

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この申請書は、地方厚生局長に提出する場合にあつては正本1通及び副本2通、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出する場合にあつては正本1通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 4 収入印紙は、地方厚生局長に提出する申請書の正本にのみ貼り、消印をしないこと。
- 5 許可の区分欄には、第25条第1項から第3項までの各号又は第137条の8各号のいずれに該当するかを記載すること。
- 6 製造所の構造設備の概要欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 7 管理者又は責任技術者の資格欄には、管理者にあつてはその者が薬剤師であるときはその者の薬剤師名簿の登録番号及び登録年月日を、責任技術者にあつてはその者が第91条第1項及び第2項各号のいずれに該当するかを記載すること。
- 8 申請者の欠格条項の(1)欄から(7)欄までは、当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときは、(1)欄及び(2)欄にあつてはその理由及び年月日を、(3)欄にあつてはその罪、刑、罰の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた場合はその年月日を、(4)欄にあつてはその違反の事実及び違反した年月日を記載すること。
- 9 薬局製造販売医薬品の製造業にあつては、備考欄にその薬局の開設許可番号及び許可年月日を記載すること。
- 10 申請者が他の区分の製造業の許可又は登録を取得している場合には、備考欄に当該許可の区分及び許可番号又は当該登録の登録番号を記載すること。

様式第十三(第二十七条、第一百三十七条の十関係)  
許可番号

医　　薬　　品  
医　　薬　　部　外　品　　製造業許可証  
化　　粧　　品  
再生医療等製品

氏名(法人にあつては、その名称)  
製造所の名称  
製造所の所在地  
許可の区分  
  
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 第13条第1項  
医　　薬　　品  
医　　薬　　部　外　品　　製造業者であることを証明する。  
化　　粧　　品  
の規定により許可された　　再生医療等製品

年　月　日

地　方　厚　生　局　長  
都　道　府　県　知　事  
保　健　所　設　置　市　市　長  
特　別　区　区　長

印

有効期間　　年　月　日から  
　　　　　　　年　月　日まで

## 様式第十四(第三十条、第一百三十七条の十三関係)

收 入 印 紙	医 薬 品 医 薬 部 外 品 製造業 許可更新申請書 化 精 品 再生医療等製品		
許 可 番 号 及 び 年 月 日			
製 造 所 の 名 称			
製 造 所 の 所 在 地			
許 可 の 区 分			
製 造 所 の 構 造 設 備 の 概 要 ( 法 人 に あ つ て は ) 業 事 に 関 す る 業 務 に 資 任 を 有 す る 役 員 の 氏 名			
管 理 者 又 は 責 任 技 術 者	氏 名	資 格	
	住 所		
務 申 に 請 請 者 者 に 有 す る 法 人 に あ つ て は 業 事 に に 關 する 役 員 員 は 主 た る 事 務 所 の 所 在 地 に 違 反 し そ の 違 反 行 為 が あ つ た 日 か ら 2 年 を 経 過 し て い な い 者  (1) 法第75条第1項の規定により許可を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者 (2) 法第75条の2第1項の規定により登録を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者 (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後、3年を経過していない者 (4) 法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他薬事に関する法令で教令で定めるもの又はこれに基づく处分に違反し、その違反行為があつた日から2年を経過していない者 (5) 麻薬、大麻、あん、又は覚醒剤の中薬者 (6) 精神の機能の障害により製造業者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 (7) 製造業者の業務を適切に行うことができる知識及び経験を有すると認められない者			
	備 考		

医 薬 品  
医 薬 部 外 品 の製造業の許可の更新を申請します。  
化 精 品  
再生医療等製品

年 月 日

住 所 ( 法人にあつては、主  
たる事務所の所在地 )  
氏 名 ( 法人にあつては、名  
称及び代表者の氏名 )

地 方 厚 生 局 長  
都 道 府 県 知 事 殿  
保健所設置市市長  
特 別 区 区 長

## (注意)

- 用紙の大きさは、A4とすること。
- この申請書は、地方厚生局長に提出する場合にあつては正本1通及び副本2通、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出する場合にあつては正本1通提出すること。
- 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 収入印紙は、地方厚生局長に提出する申請書の正本にのみ貼り、消印をしないこと。
- 許可の区分欄には、第25条第1項から第3項までの各号又は第137条の8各号のいずれに該当するかを記載すること。
- 製造所の構造設備の概要欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 申請者の欠格条項の(1)欄から(7)欄までは、当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときは、(1)欄及び(2)欄にあつてはその理由及び年月日を、(3)欄にあつてはその年月日を記載すること。
- 申請者が他の区分の製造業の許可又は登録を取得している場合には、備考欄に当該許可の区分及び許可番号又は当該登録の登録番号を記載すること。

様式第十五(第三十一条、第一百三十七条の十四関係)

収入印紙	医薬品 医薬部外品 化粧品 再生医療等製品	製造業許可区分	変更追加	申請書
------	--------------------------------	---------	------	-----

許可の区分			
許可番号及び年月日			
製造所の名称			
製造所の所在地			
変更し、又は追加する区分			
製造所の構造設備の概要			
管理者又は責任技術者	氏名	資格	
住 所			
備 考			

医薬品  
医薬部外品  
化粧品  
再生医療等製品  
上記により、  
の製造業の区分の変更を申請します。

年 月 日

住 所  
 法人にあつては、主たる事務所の所在地  
 氏 名  
 法人にあつては、名稱及び代表者の氏名

地方厚生局長  
 都道府県知事  
 保健所設置市市長  
 特別区区長

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この申請書は、地方厚生局長に提出する場合にあつては正本1通及び副本2通、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出する場合にあつては正本1通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 4 収入印紙は、地方厚生局長に提出する申請書の正本にのみ貼り、消印をしないこと。
- 5 許可の区分欄には、第26条第1項から第3項までの各号又は第137条の9各号のいずれに該当するかを記載すること。
- 6 製造所の構造設備の概要欄には、変更し、又は追加する区分に係る部分についてのみ記載すること。また、その記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 7 管理者又は責任技術者欄には、変更し、又は追加する許可区分に係る者について記載すること。

## 様式第十六(一) (第三十三条、第一百三十七条の十六関係)

医薬品 製造業 許可 調査申請書  
再生医療等製品 許可の更新

製造所の名称	
製造所の所在地	
許可の区分	
許可番号及び年月日 (更新の場合)	
手数料区分	
調査手数料金額	
備考	

上記により 医薬品 の製造業の 許可 に係る調査を申請します。

年 月 日

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)  
氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 許可の区分欄には、第26条第1項から第3項までの各号又は第137条の9各号のいずれに該当するかを記載すること。
- 4 手数料区分欄には、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令において定める手数料を機構の口座に払い込んだことを証する書類の写しを裏面に貼付すること。
- 5 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令において定める手数料を機構の口座に払い込んだことを証する書類の写しを裏面に貼付すること。
- 6 これまでに機構による製造業の許可に係る調査を受けたことがある場合には、備考欄に前回調査申請日及び結果通知日について記載すること。

## 様式第十六(二) (第三十三条、第一百三十七条の十六関係)

Form No.16(2) (related to Article 33 and Article 137-16)

医薬品 認定 調査申請書  
医薬部外品 外国製造業者 認定の更新  
再生医療等製品Application for examination for accreditation drug  
accreditation renewal of foreign quasi-drug  
regenerative, cellular

manufacturer

therapy and gene therapy products

製造所の名称 Name of the manufacturing establishment	
製造所の所在地 Location of the manufacturing establishment	
認定の区分 Accreditation categories	
認定番号及び年月日 (更新の場合) Number and date of the accreditation (In the case of renewal)	
手数料区分 Fee categories	
調査手数料金額 Amount of examination fee	
備考 Remarks	

上記により、医薬部外品の外国製造業者の認定の更新に係る調査を申請します。  
再生医療等製品I hereby apply for the examination for accreditation drug  
accreditation renewal of the foreign quasi-drug  
regenerative, cellular

cellular therapy and gene therapy products manufacturer indicated above.

年 月 日  
Year Month Day邦文  
Japanese住所  
Address外國文  
Foreign language〔法人にあっては、主たる事務所の所在地  
(Location of the head office in case of a corporation)〕邦文  
Japanese氏名  
Name外國文  
Foreign language〔法人にあっては、名称及び代表者の氏名  
(Name and name of its representative in case of a corporation)〕

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 殿

To Chief Executive of the Pharmaceuticals and Medical Devices Agency

## (注意)

(Notes)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。  
Use paper of Japanese Industrial Standards Size A4.

- 2 字は、墨、インク等を用い、邦文にあつては、楷書ではつきりと書くこと。  
Fill in the form with clear writing with inks, etc.,

- 3 認定の区分欄には、第36条第1項及び第2項各号又は第137条の19各号のいずれに該当するかを記載すること。  
Identify in the column of "Accreditation categories" which category specified under Article 36, Paragraph 1 and 2 or Article 137-19 is applied.

- 4 手数料区分欄には、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令において定める区分を記載すること。  
Identify in the column of "Fee categories" which category specified under the Cabinet Order for Fees related to the Act on Securing Quality, Efficacy and Safety of Pharmaceuticals, Medical Devices, Regenerative and Cellular Therapy Products, Gene Therapy Products, and Cosmetics is applied.

- 5 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令において定める手数料を機構の口座に払い込んだことを証する書類の写しを裏面に貼付すること。  
Attach to the reverse of this form a copy of the document proving payment of the fee specified under the Cabinet Order for Fees related to the Act on Securing Quality, Efficacy and Safety of Pharmaceuticals, Medical Devices, Regenerative and Cellular Therapy Products, Gene Therapy Products, and Cosmetics through a bank transfer to the account of the Pharmaceuticals and Medical Devices Agency.

- 6 これまでに機構による外国製造業の認定に係る調査を受けたことがある場合には、備考欄に前回調査申請日及び結果通知日について記載すること。  
If the applicant has previously been the subject of the examination for accreditation of foreign manufacturer by the Pharmaceuticals and Medical Devices Agency, specify in the column of "Remarks" the date of the previous application and the notification date of the result.

## 様式第十七(第三十四条、第二百三十七条の十七関係)

医薬品製造業許可の更新調査結果通知書  
医薬部外品外国製造業者認定  
再生医療等製品認定の更新

製造所の名称	
製造所の所在地	
申請者名	
許可又は認定の区分	
許可番号又は認定番号及び年月日 (更新の場合)	
許可又は認定及び調査申請年月日	
調査結果	
備考	

上記により、医薬品製造業の許可の更新に係る調査結果  
医薬部外品外国製造業者  
再生医療等製品認定の更新

果を通知します。

年　月　日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長

厚生労働大臣 殿  
地方厚生局長

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。  
2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

## 様式第十七の二（第三十四条の三関係）

医薬品  
医薬部外品 製造業 登録申請書  
化粧品

製造所の名称		
製造所の所在地		
(法人にあつては) 薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名		
管理者又は責任技術者	氏名	資格
	住所	
申請者 （法人にあつては） の役員を含む の欠格条項 に該当する 業務に責任 を有する 者	(1) 法第75条第1項の規定により許可を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者	
	(2) 法第75条の2第1項の規定により登録を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者	
	(3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後、3年を経過していない者	
	(4) 法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他の薬事に関する法令で命令で定めるものの又はこれに基く处分に違反し、その違反行為があつた日から2年を経過していない者	
	(5) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者	
	(6) 精神の機能の障害により製造業者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者	
	(7) 製造業者の業務を行なうことができる知識及び経験を有すると認められない者	
	備考	

上記により、医薬品  
医薬部外品  
化粧品 の製造業の登録を申請します。

年月日

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
氏名 (法人にあつては、名前及び代表者の氏名)

都道府県知事 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この申請書は、正本1通提出すること。
- 3 文字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 4 管理者又は責任技術者の資格欄には、管理者にあつてはその者が薬剤師であるときはその者の薬剤師名簿の登録番号及び登録年月日を、責任技術者にあつてはその者が第91条第1項及び第2項又は第91条の2各号のいずれに該当するかを記載すること。
- 5 申請者の欠格条項の(1)欄から(7)欄までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときは、(1)欄及び(2)欄にあつてはその理由及び年月日を、(3)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を、(4)欄にあつてはその違反の事実及び違反した年月日を備考欄に記載すること。

## 様式第十七の三（第三十四条の四関係）

登録番号

医薬品  
医薬部外品 製造業 登録証  
化粧品

氏名(法人にあつては、その名称)

製造所の名称

製造所の所在地

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条の2の2第1項  
の規定により登録された 医薬部外品 製造業者であることを証明する。  
化粧品

年月日

都道府県知事

印

有効期間

年月日から  
年月日まで

様式第十七の四（第三十四条の七関係）

医薬品 医薬部外品 製造業 登録更新申請書 化粧品	
登録番号及び年月日	
製造所の名称	
製造所の所在地	
(法人にあつては)薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名	
管理者又は責任技術者	氏名 資格 住所
申請者(法人にあつては、薬事に関する業務に責任を有する役員を含む)の欠格条項	(1) 法第75条第1項の規定により許可を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者
	(2) 法第75条の2第1項の規定により登録を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者
	(3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後、3年を経過していない者
	(4) 法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく处分に違反し、その違反行為があつた日から2年を経過していない者
	(5) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
	(6) 精神の機能の障害により製造業者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
	(7) 製造業者の業務を適切に行うことができる知識及び経験を有すると認められない者
備考	

上記により、医薬品 医薬部外品 製造業の登録の更新を申請します。  
化粧品

年月日

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

都道府県知事 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この申請書は、正本1通提出すること。
- 3 文字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 4 管理者又は責任技術者の資格欄には、管理者にあつてはその者が薬剤師であるときはその者の薬剤師名簿の登録番号及び登録年月日を、責任技術者にあつてはその者が第91条第1項及び第2項又は第91条の2各号のいずれに該当するかを記載すること。
- 5 申請者の欠格事由の(1)欄から(7)欄までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときは、(1)欄及び(2)欄にあつてはその理由及び年月日を、(3)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を、(4)欄にあつてはその違反の事実及び違反した年月日を備考欄に記載すること。

様式第十八（第三十六条、第三百三十七条の十九関係）

医薬品 医薬部外品 外国製造業者 認定申請書 再生医療等製品	
drug Application for accreditation of foreign quasi-drug regenerative, cellular therapy and gene therapy	
manufacturer products	
製造所の名称 Name of the manufacturing establishment	
製造所の所在地 Location of the manufacturing establishment	
認定の区分 Accreditation categories	
製造所の構造設備の概要 Outline of the buildings and facilities of the manufacturing establishment	
製造所の責任者 The person responsible for the manufacturing establishment	氏名 Name 住所 Address
申請者(法人にあつては、薬事に関する業務に責任を有する役員を含む)の欠格	(1) 法第75条の4第1項の規定により認定を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者 Applicant whose accreditation was canceled pursuant to the provision of Article 75-4, Paragraph 1 and who is awaiting a lapse of 3 years from the date of said rescission.
	(2) 法第75条の5第1項の規定により登録を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者 Applicant whose registration was canceled pursuant to the provision of Article 75-5, Paragraph 1 and who is awaiting a lapse of 3 years from the date of said rescission.
	(3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後、3年を経過していない者 Applicant who has a history of a court sentence of imprisonment on severer punishment and has not passed 3 years since the execution was completed or no longer received.
	(4) 法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく处分に違反し、その違反行為があつた日から2年を経過していない者 Applicant who has a history of violation of Law, Narcotics and Psychotropics Control Law, Poisons and Deleterious Substances Control Law or other laws and regulations related to pharmaceutical affairs specified by Cabinet Order and has not passed 2 years since its date of the disposition.
	(5) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者 Addict on narcotics, cannabis, opium or stimulant.
	(6) 精神の機能の障害により外国製造業者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を行なうことができない者 Applicant who cannot properly perform the necessary recognition, judgement and communication to perform the work of foreign manufacturers properly due to mental dysfunction.
	(7) 外国製造業者の業務を適切に行なうことができる知識及び経験を有すると認められない者 Applicant who is not recognized as having knowledge and experience to properly carry out the work of foreign manufacturers.
備考 Remarks	

上記により、医薬品の外国製造業者の認定を申請します。  
医薬部外品  
再生医療等製品

I hereby apply for the accreditation of the foreign drug  
quasi-drug  
regenerative, cellular therapy and gene

therapeutic products manufacturer indicated above.

年 月 日  
Year Month Day

邦文

Japanese

外国语

Foreign language

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕

Location of the head office in case of a corporation

邦文

Japanese

外国语

Foreign language

〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕

Name and name of its representative in case of a corporation

厚生労働大臣 殿  
To Minister of Health, Labour and Welfare

(注意)

(Notes)

1 用紙の大きさは、A4とすること。

Use paper of Japanese Industrial Standards Size A4.

2 この申請書は、正副2通提出すること。

Applicant should submit one original and one copy of it.

3 字は、墨、インク等を用い、邦文にあつては、楷書ではつきりと書くこと。

Fill in the form with clear writing with inks, etc.,.

4 収入印紙は、正本のみ貼り、消印をしないこと。

Put revenue stamp only on the original and do not cancel it.

5 認定の区分欄には、第35条第1項及び第2項各号又は第137条の18各号のいずれに該当するかを記載すること。

Identify in the column of "Accreditation categories" which category specified under Article 35, Paragraph 1 and 2 or Article 137-18 is applied.

6 製造所の構造設備の概要欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙」とおり」と記載し、別紙を添付すること。

In case there is not enough space to fill in all the information in the column "Outline of the buildings and facilities of the manufacturing establishment", write "see attached paper" in the column and attach another paper on which all the information is written.

7 申請者の次格条項の(1)欄から(7)欄までは、当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときは、(1)欄及び(2)欄にあつてはその理由及C年月日を、(3)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を、(4)欄にあつてはその違反の事実及び違反した年月日を記載すること。

Describe "No" in each column of (1), (2), (3), (4), (5), (6) and (7) if an applicant doesn't meet any conditions of its disqualifications. If an applicant meets one or more conditions of its disqualifications, describe as below.

Column (1) and (2): The date (year, month, day) and its ground for the cancellation.

Column (3) : The date (year, month, day) of final judgment of the crime, sentence and the date (year, month, day) of the completion of its execution.

Column (4) : The fact and the date (year, month, day) of its violation(s).

様式第十九（第三十七条、第一百三十七条の二十関係）

様式第十九（第三十七条、第一百三十七条の二十関係）

Form No.19 (related to Article 37 and Article 137-20)

認定番号

Number of accreditation

医薬品  
医薬部外品  
再生医療等製品

Accreditation certificate of foreign drug  
quasi-drug  
regenerative, cellular therapy and gene

therapeutic products manufacturer

氏名(法人にあつては、その名称)

Name (Name of corporation)

製造所の名称  
Name of the manufacturing establishment

製造所の所在地  
Location of the manufacturing establishment

認定の区分  
Accreditation categories

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 第13条の3 の規定により認定された  
医薬品  
医薬部外品  
再生医療等製品

It is certified that the above manufacturer is certificated foreign drug  
quasi-drug  
regenerative, cellular

manufacturer pursuant to Article 13-3 of the Act on  
Securing Quality, Efficacy and Safety of Pharmaceuticals, Medical Devices, Regenerative and  
Cellular Therapy Products, Gene Therapy Products, and Cosmetics.

年 月 日  
Year Month Day

厚生労働大臣 印  
Minister of Health, Labour and Welfare

有効期間 Valid Period From	年 月 日 から Year Month Day
	年 月 日 まで Year Month Day
	until

様式第二十(第三十七条、第三百三十七条の二十関係)  
Form No. 20 (related to Article 37 and Article 137-20)

収入印紙	医薬品 医薬部外品 外国製造業者 認定更新申請書 revenue stamp
------	--

drug  
Application for accreditation renewal of foreign quasi-drug  
regenerative, cellular therapy and gene

manufacturer  
therapeutic products

認定番号及び年月日 Number and date of the accreditation
製造所の名称 Name of the manufacturing establishment
製造所の所在地 Location of the manufacturing establishment
認定の区分 Accreditation categories
製造所の構造設備の概要 Outline of the buildings and facilities of the manufacturing establishment
製造所の責任者 The person responsible for the manufacturing establishment
(1) 法第75条の4第1項の規定により認定を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者 Applicant whose accreditation was canceled pursuant to the provision of Article 75-4, Paragraph 1 and who is awaiting a lapse of 3 years from the date of said rescission
(2) 法第75条の5第1項の規定により登録を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者 Applicant whose registration was canceled pursuant to the provision of Article 75-5, Paragraph 1 and who is awaiting a lapse of 3 years from the date of said rescission
(3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた後、3年を経過していない者 Applicant who has a history of a court sentence of imprisonment on severer punishment and has not passed 3 years since the execution was completed or no longer received
(4) 法、麻薬及精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他の事に関する法令で定めるもの又はこれに基づく処分に違反し、その違反行為があつた日から2年を経過していない者 Applicant who has a history of violation of Law, Narcotics and Psychotropics Control Law, Poisons and Deleterious Substances Control Law or other laws and regulations related to pharmaceutical affairs specified by Cabinet Order and has not passed 2 years since its date of the disposition
(5) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者 Addict on narcotics, cannabis, opium or stimulant
(6) 精神の機能を害により外国製造業者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 Applicant who cannot properly perform the necessary recognition, judgement and communication to perform the work of foreign manufacturers properly due to mental dysfunction
(7) 外国製造業者の業務を適切に行うことができる知識及び経験を有すると認められない者 Applicant who is not recognized as having knowledge and experience to properly carry out the work of foreign manufacturers
備考 Remarks

医薬品  
上記により、医薬部外品の外国製造業者の認定の更新を申請します。  
再生医療等製品

I hereby apply for the accreditation renewal of the foreign drug  
regenerative, cellular therapy

manufacturer indicated above.

年月日  
Year Month Day

邦文  
Japanese

住所  
Address

邦文  
Japanese

名前  
Name

邦文  
Japanese

厚生労働大臣 殿  
To Minister of Health, Labour and Welfare

(注意)  
(Notes)

1 用紙の大きさは、A4とすること。

Use paper of Japanese Industrial Standards Size A4.

2 この申請書は、正副2通提出すること。

Applicants should submit one original and one copy of it.

3 字は、墨、インク等を用い、邦文にあつては、楷書ではつきりと書くこと。

Fill in the form with clear writing with inks, etc.,

4 収入印紙は、正本にのみ貼り、消印をしないこと。

Put revenue stamp only on the original and do not cancel it.

5 認定の区分欄には、第35条第1項及び第2項各号又は第137条の18各号のいずれに該当するかを記載すること。

Identify in the column of "Accreditation categories" which category specified under Article 35, Paragraph 1 and 2 or Article 137-18 is applied.

6 製造所の構造設備の概要欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙」と記載し、別紙を添付すること。

In case there is not enough space to fill in all the information in the column "Outline of the buildings and facilities of the manufacturing establishment", write "see attached paper" in the column and attach another paper on which all the information is written.

7 申請者の欠格条件の(1)欄から(7)欄までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときは、(1)欄及び(2)欄にあつてはその理由及び年月日を、(3)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を、(4)欄にあつてはその違反の事実及び違反した年月日を記載すること。

Describe "No" in each column of (1), (2), (3), (4), (5), (6) and (7) if an applicant doesn't meet any conditions of its disqualifications. If an applicant meets one or more conditions of its disqualifications, describe as below.

Column (1) and (2): The date (year, month, day) and its ground for the cancellation.

Column (3) : The date (year, month, day) of final judgment of the crime, sentence and the date (year, month, day) of the completion of its execution.

Column (4) : The fact and the date (year, month, day) of its violation(s).

## 様式第二十一(第三十七条、第一百三十七条の二十関係)

Form No.21 (related to Article 37 and Article 137-20)

収入印紙 revenue stamp	医薬品 Medicinal products	医薬部外品 Non-prescription drugs	外国製造業者認定区分 Category of foreign accreditation	変更 Change	申請書 Application for change
-----------------------	---------------------------	---------------------------------	---	--------------	-------------------------------

再生医療等製品 Regenerative medicine products	追加 Addition	drug quasi-drug regenerative, cellular
---	----------------	--

therapeutic and gene therapy products therapeutic and gene therapy products	manufacturer Manufacturer
--	------------------------------

認定の区分 Accreditation categories					
認定番号及び年月日 Number and date of the accreditation					
製造所の名称 Name of the manufacturing establishment					
製造所の所在地 Location of the manufacturing establishment					
変更し、又は追加する区分 Category to be changed or added					
製造所の構造設備の概要 Outline of the buildings and facilities of the manufacturing establishment					
製造所の責任者 The person responsible for the manufacturing establishment	<table border="1"> <tr> <td>氏名 Name</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住所 Address</td> <td></td> </tr> </table>	氏名 Name		住所 Address	
氏名 Name					
住所 Address					
備考 Remarks					

医薬品  
上記により、医薬部外品の外国製造業者の認定の区分の変更を申請します。  
再生医療等製品

I hereby apply for change in the accreditation category of the foreign drug  
addition quasi-drug  
regenerative,

manufacturer indicated above.

cellular therapy and gene therapy products

年 月 日  
Year Month Day邦文  
Japanese住所  
Address外國文  
Foreign language〔法人にあつては、主たる事務所の所在地  
〔Location of the head office in case of a corporation〕〕邦文  
Japanese氏名  
Name外國文  
Foreign language〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名  
〔Name and name of its representative in case of a corporation〕〕厚生労働大臣 殿  
To Minister of Health, Labor and Welfare(注意)  
(Notes)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。

Use paper of Japanese Industrial Standards Size A4.

- 2 この申請書は、正副2通提出すること。

Applicant should submit one original and one copy of it.

- 3 文字は、墨、インク等を用い、邦文にあつては、楷書ではつきりと書くこと。

Fill in the form with clear writing with inks, etc..

- 4 収入印紙は、正本にのみ貼り、消印をしないこと。

Put revenue stamp only on the original, not on its copy. Do not cancel it.

- 5 認定の区分欄及び変更し、又は追加する区分欄には、第36条第1項及び第2項各号又は第137条の19各号のいずれに該当するかを記載すること。

Identify which category specified under Article 36, Paragraph 1 and 2 or Article 137-19, in the column of "Accreditation categories" and "Category to be changed or added" is applied.

- 6 製造所の構造設備の概要欄には、変更し、又は追加する区分に係る部分についてのみ記載すること。また、その記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

In the column of "Outline of the buildings and facilities of the manufacturing establishment" describe only what is related to the category to be changed or added.

- In case there is not enough space to fill in all the information in the column, write "see attached paper" and attach another paper on which all the information is written.

- 7 製造所の責任者欄には、変更し、又は追加する区分に係る者について記載すること。

Write the person who is in charge of operations relevant to the category to be changed or added in the column of "The person responsible for the manufacturing establishment"

様式第二十一の二(第三十七条の二関係)  
Form No. 21-2 (related to Article 37-2)

収入印紙 revenue stamp	医薬品 外国製造業者 登録申請書 Application for the registration of foreign drug quasi-drug manufacturer		
製造所の名称 Name of the manufacturing establishment			
製造所の所在地 Location of the manufacturing establishment			
製造所の責任者 The person responsible for the manufacturing establishment		氏名 Name	
		住所 Address	
法第75条の第4項の規定により認定を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者 (1) Applicant whose accreditation was canceled pursuant to the provision of Article 75-4, Paragraph 1 and who is awaiting a lapse of 3 years from the date of said rescission			
法第75条の第5項の規定により登録を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者 (2) Applicant whose registration was canceled pursuant to the provision of Article 75-5, Paragraph 1 and who is awaiting a lapse of 3 years from the date of said rescission			
禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた後、3年を経過していない者 (3) Applicant who has a history of a court sentence of imprisonment on severe punishment and had not passed 3 years since the execution was completed or no longer received			
法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他要事に関する法律で政令で定めるもの又はそれに基づく处分に違反し、その違反行為があつた日から2年を経過していない者 (4) Applicant who has a history of violation of Law, Narcotics and Psychotropics Control Law, Poisons and Detoxicous Substances Control Law or other laws and regulations related to pharmaceutical affairs specified by Cabinet Order and has not passed 2 years since its date of the disposition			
麻薬、大麻、あへん及び覚醒剤の中毒者 (5) Addict on narcotics, cannabis, opium or stimulant			
精神的機能の障害により外国製造業者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を正常に行うことのできない者 (6) Applicant who cannot properly perform the necessary recognition, judgement and communication to perform the work of foreign manufacturers properly due to mental dysfunction			
外国製造業者の業務を適切に行なうことができる知識及経験を有すると認められない者 (7) Applicant who is not recognized as having knowledge and experience to properly carry out the work of foreign manufacturers			
備考 Remarks			

上記により、医薬品の外国製造業者の登録を申請します。

I hereby apply for the registration of the foreign drug quasi-drug manufacturer indicated above.

年      月      日  
Year    Month   Day

住 所 Address	邦文 Japanese <hr/> 外國文 Foreign language
	( 法人にあつては、主たる事務所の所在地 Location of the head office in case of a corporation )
氏 名 Name	邦文 Japanese <hr/> 外國文 Foreign language
	( 法人にあつては、名称及び代表者の氏名 ( Name and name of its representative in case of a corporation )

(注意  
(Note

- (Notes)

1 用紙の大きさは、A4とすること。  
Use paper of Japanese Industrial Standards Size A4.

2 この申請書は、正副両通提出すること。  
Applicant should submit one original and one copy of it.

3 文字は、墨、インク等を用い、邦文にあつては、楷書ではつきりと書くこと。  
Fill in the form with clear writing with inks, etc..

4 収入印紙は、正本にのみ貼り、消印をしないこと。  
Put revenue stamp only on the original and do not cancel it.

5 申請書の右格項の(1)欄から(7)欄までは、当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときは、(1)欄及び(2)欄にあつてはその理由及び年月日を、(3)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終り、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を、(4)欄にあつてはその違反の事実及び違反した年月日を記載すること。

Describe "No." in each column of (1), (2), (3), (4), (5), (6) and (7) if an applicant doesn't meet any conditions of its disqualifications. If an applicant meets one or more conditions of its disqualifications, describe as below:

Column (1) and (2): The date (year, month, day) and its ground for the cancellation.

Column (3): The date (year, month, day) of final judgment of the crime, sentence and the date (year, month, day) of the completion of its execution.

Column (4): The date (year, month, day) of the completion of its execution.

様式第二十一の三(第三十七条の三関係)

**Form No. 21-3 (related to Article 37-3)**

登録番号

### 登記數字

医 藥 品 外國製造業者 登錄証  
医薬部外品 Registration certificate of foreign drug manufacturer

氏名(法人にあつては、その名称)  
Name (Name of corporation)

製造所の名称  
Name of the  
manufacturing  
establishment

製造所の所在地  
Location of the  
manufacturing  
establishment

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条の3の2の規定により登録された

医薬品 外国製造業者であることを証明する

It is certified that the above manufacturer is certificated foreign drug manufacturer pursuant to Article 13-3-2 of the Act on Securing Quality, Efficacy and Safety of Pharmaceuticals, Medical Devices, Regenerative and Cellular Therapy Products, Gene Therapy Products, and Cosmetics.

年      月      日  
Year    Month    Day

厚生労働大臣 日  
Minister of Health, Labour and Welfare

有効期間		年	月	日 から
Valid Period	From	Year	Month	Day
		年	月	日 まで
	until	Year	Month	Day

様式第二十一の四(第三十七条の三関係)

Form No. 21-4 (related to Article 37-3)

收入印紙  
revenue stamp

医薬品  
医薬部外品  
外国製造業者 登録更新申請書

Application for the registration renewal of the foreign drug manufacturer  
quasi-drug

登録番号及び年月日 Number and date of the registration	
製造所の名称 Name of the manufacturing establishment	
製造所の所在地 Location of the manufacturing establishment	
製造所の責任者 The person responsible for the manufacturing establishment	<p>氏名 Name</p> <p>住所 Address</p>
申請者等(法人)について、薬事に関する業務に責任を有する役員を含む Applicant's disqualifications (including those of the executives of a corporation)	<p>法第75条の4第1項の規定により認定を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者 Applicant whose accreditation was canceled pursuant to the provision of Article 75-4, Paragraph 1 and who is awaiting a lapse of 3 years from the date of said revocation.</p> <p>法第75条の5第1項の規定により登録を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者 Applicant whose registration was canceled pursuant to the provision of Article 75-5, Paragraph 1 and who is awaiting a lapse of 3 years from the date of said revocation.</p> <p>禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた後、3年を経過していない者 Applicant who has a history of a court sentence of imprisonment on a severer punishment and has not passed 3 years since its execution was completed or no longer received.</p> <p>法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他の薬事に関する法令で令改めて定めるものの又はこれに基づく処分に違反し、その違反行為があつた日から2年を経過していない者 Applicant who has a history of violation of Law, Narcotics and Psychotropics Control Law, Poisons and Deleterious Substances Control Law and other laws and regulations related to pharmaceutical affairs specified by Cabinet Order, and who has not passed 2 years since the date of its disposition.</p> <p>麻薬、大麻、あんこ又は覚醒剤の中毒者 Addict of drug, cannabis, opium or stimulant.</p> <p>精神の機能の障害により外国製造業者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 Applicant who is not able to properly perform the necessary recognition, judgement and communication to perform the work of foreign manufacturers properly due to mental dysfunction.</p> <p>外国製造業者の業務を適切に行うことができる知識及び経験を有すると認められない者 Applicant who is not recognized as having knowledge and experience to properly carry out the work of foreign manufacturers.</p>

医 草 品

I hereby apply for the registration renewal of the foreign drug . . . manufacturer indicated above.

年 月 日  
Year Month Day

住所 Address	邦文 Japanese
	外国文 Foreign language
	(法人にあつては、主たる事務所の所在地 (Location of the head office in case of a corporation))
氏名 Name	邦文 Japanese
	外国文 Foreign language
	(法人にあつては、名称及び代表者の氏名 (Name and name of its representative in case of a corporation))
厚生労働大臣 殿	To Minister of Health, Labour and Welfare

(注意)  
(Notes)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。  
Use paper of Japanese Industrial Standards Size A4.
- 2 この申請書は、正副2通提出すること。  
Applicant should submit one original and one copy of it.
- 3 字は、墨、インク等を用い、邦文にあつては、楷書ではつきりと書くこと。  
Fill in the form with clear writing with inks, etc.,.
- 4 取入印紙は、正本にのみ貼り、消印をしないこと。  
Put revenue stamp only on the original and do not cancel it.
- 5 申請者の欠格条項の(1)欄から(7)欄までは、当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときは、(1)及び(2)欄にあつてはその理由及び年月日を、(3)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を、(4)欄にあつてはその違反の事実及び違反した年月日を記載すること。  
Describe "No" in each column of (1), (2), (3), (4), (5), (6) and (7) if an applicant doesn't meet any conditions of its disqualifications. If an applicant meets one or more conditions of its disqualifications, describe as below.  
Column (1) and (2): The date (year, month, day) and its ground for the cancellation.  
Column (3) : The date (year, month, day) of final judgment of the crime, sentence and the date (year, month, day) of the completion of its execution.  
Column (4) : The fact and the date (year, month, day) of its violation(s).

## 様式第二十二（第三十八条関係）

様式第二十二（第三十八条関係）

取入印紙	医薬品 医薬部外品 化粧品 製造販売承認申請書			
名稱	一般的名称			
成分及び分量又は本質				
製造方法				
用法及び用量				
効能又は効果				
貯藏方法及び有効期間				
規格及び試験方法				
製造販売する品目の 製造所	名稱	所在地	許可、認定又は登録区分	許可、認定又は登録番号
原薬の製造所	名稱	所在地	許可、認定又は登録区分	許可、認定又は登録番号
備考				

医薬品  
上記により、医薬部外品の製造販売の承認を申請します。化粧品  
年月日

住 所	(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏 名	(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

厚生労働大臣 殿  
都道府県知事  
保健所設置市長 殿  
特別区区長

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この申請書は、厚生労働大臣に提出する場合にあつては正本1通及び副本2通、都道府県知事に提出する場合にあつては正副2通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 4 取入印紙は、令第80条第1項第1号及び第2項第5号に規定する医薬品並びに同号に規定する厚生労働大臣が指定する医薬部外品の承認の申請書以外の申請書の正本にのみ貼り、消印をしないこと。
- 5 製造販売品目が外国から輸入される細胞組織医薬品であるときは、製造方法欄に当該品目の輸入先の国名、製造販売業者又は製造業者の氏名及び輸入先における販売名を記載すること。
- 6 製造方法欄にそのすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 7 貯蔵方法及び有効期間欄には、特定の貯蔵方法によらなければその品質を確保することが困難である医薬品又は特に有効期間を定める必要のある医薬品についてのみ記載すること。
- 8 化粧品にあつては、規格及び試験方法の記載を要しないこと。
- 9 製造販売する品目の製造所欄又は原薬の製造所欄について、当該製造所が複数あるときは、それぞれについて記載すること。
- 10 許可、認定又は登録区分欄については、第25条各項の各号、第35条各項の各号又は保管のみを行う製造所のいずれに該当するかを記載すること。
- 11 薬局開設者にあつては、備考欄にその薬局の名称、許可番号及び許可年月日を記載すること。
- 12 法第14条の2の2第1項又は第14条の3第1項の規定により法第14条第1項の承認を申請しようとするときは、備考欄にその旨を記載すること。

様式第二十二の二（第四十五条の四、第一百十四条の二十二の四関係）

印紙	医療機器品 体外診断用医薬品	条件付き承認 申請書
承認番号		承認年月日
名称		承認事項一部変更年月日
販売名		
備考		

上記により、医療機器品  
体外診断用医薬品 条件付き承認を申請します。

年月日

住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

厚生労働大臣 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この申請書は、正本1通及び副本2通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 4 収入印紙は、申請書の正本にのみ貼り、消印をしないこと。

様式第二十三（第四十六条関係）  
印紙 医薬品 製造販売承認事項一部変更承認申請書  
化粧品

承認番号		承認年月日	
名称			
販売名			
成分及び分量又は本質			
製造方法			
用法及び用量			
効能又は効果			
貯藏方法及び有効期間			
規格及び試験法			
製造販売する品目の名稱		所在地	許可、認定又は登録区分
製造所			
原薬の製造所		所在地	許可、認定又は登録区分
備考			

上記により、医薬部外品の製造販売の承認事項一部変更の承認を申請します。

化粧品 年月日

住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

厚生労働大臣 殿  
都道府県知事  
保健衛生課長  
特別区長

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この申請書は、厚生労働大臣に提出する場合にあつては正本1通及び副本2通、都道府県知事に提出する場合にあつては正副本2通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 4 収入印紙は、令第80条第1項第1号及び第2項第5号に規定する医薬品並びに同号に規定する厚生労働大臣の指定する医薬部外品の承認事項一部変更の承認の申請書以外の申請書の正本にのみ貼り、消印をしないこと。
- 5 変更のない事項については、「変更なし」と記載すること。

## 様式第二十四(第四十八条関係)

医薬品  
医薬部外品  
化粧品  
製造販売承認事項軽微変更届書

承認番号		承認年月日	
名称	一般的名称		
販売名			
変更内容	事項	変更前	変更後
変更年月日			
変更理由			
備考			

上記により、医薬品  
医薬部外品  
化粧品  
の製造販売の承認事項の軽微な変更の届出をします。

年月日

住所  
 法人にあつては、主たる事務所の所在地  
 保有者設置市長  
 氏名  
 法人にあつては、名稱及び代表者の氏名

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長

都道府県知事  
 保有者設置市長  
 特別区長

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この届書は、正副2通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

## 様式第二十五(第五十条関係)

医薬品  
適合性調査申請書  
医薬部外品

主たる機能を有する事務所の名称	
主たる機能を有する事務所の所在地	
製造販売業の許可番号及び年月日	
調査を受けようとする製造所の名称	
調査を受けようとする製造所の所在地	
製造業者の氏名(法人にあつては、名稱及び代表者の氏名)	
製造業者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
製造業の許可若しくは登録区分又は医薬品等外国製造業者の認定若しくは登録区分	
製造業の許可若しくは登録番号及び年月日又は医薬品等外国製造業者の認定若しくは登録番号及び年月日	
申請品目	一般的名称
販売名	
承認申請受付番号又は承認番号	
承認申請年月日又は承認年月日	
調査手数料金額	
備考	

上記により、医薬品  
医薬部外品  
の適合性調査を申請します。

年月日

住所  
 法人にあつては、主たる事務所の所在地  
 氏名  
 法人にあつては、名稱及び代表者の氏名

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 殿  
 都道府県知事

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。<sup>筆記体</sup>
- 3 製造業の許可若しくは登録区分又は医薬品等外国製造業者の認定若しくは登録区分欄については、第25条各項の各号、第35条各項の各号又は保管のみを行う製造所のいずれに該当するかを記載すること。
- 4 独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長に申請する場合にあつては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令において定める適合性調査手数料を機構の口座に払い込んだことを証する書類の写しを裏面に貼付すること。

## 様式第二十六(第五十一条、第五十五条、第二百六十三条関係)

医薬品 適合性調査結果通知書  
医薬部外品

名 称	一 般 的 名 称
販 売 名	
申 請 者 名	
承認申請年月日又は承認年月日	
適 合 性 調 査 申 請 年 月 日	
調査を行つた製造所の名称	
調査を行つた製造所の所在地	
製造業者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
製造業者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
製造業の許可若しくは登録区分又は医薬品等外国製造業者の認定若しくは登録区分	
製造業の許可若しくは登録番号及び年月日又は医薬品等外国製造業者の認定若しくは登録番号及び年月日	
調 査 結 果	
備 考	

上記により、医薬品 の適合性調査の結果を通知します。

年 月 日

適合性調査権者

厚生労働大臣 殿  
都道府県知事

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

様式第二十六の二(第五十三条の二関係)  
Form No. 26-2 (related to Article 53-2)

医薬品  
医薬部外品 区分適合性調査申請書

Application for examination of conformity regarding type of manufacturing of drug, quasi-drug

調査を受けようとする製造所の名称 Name of the manufacturing establishment to be examined	
調査を受けようとする製造所の所在地 Location of the manufacturing establishment to be examined	
製造業の許可若しくは登録区分又は医薬品等外国製造業者の認定若しくは登録番号及び年月日又は医薬品等外国製造業者の認定若しくは登録番号及び年月日 Number and date of the license or registration for the manufacturer, or of the accreditation or registration for the foreign drug/quasi-drug manufacturer	
調査を受けようとする製造工程の区分 Types of the manufacturing activities to be examined	
製造品目数 Number of the product items	
製造販売業者数 Number of the marketing license holders in Japan	
調査手数料金額 Amount of examination fee	
備考 Remarks	

上記により、医薬品の区分適合性調査を申請します。  
医薬部外品

I hereby apply for the examination of conformity regarding type of manufacturing of drug, quasi-drug.  
 年月日 住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
 Year Month Day Location of the head office in case  
 Address of a corporation  
 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
 Name (Name and name of its representative in case of a corporation)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長  
To Chief Executive of the Pharmaceuticals and Medical Devices Agency  
都道府県知事  
To Prefectural Governor

## (注意)

## (Note)

1 用紙の大きさは、A4とすること。

Use paper of Japanese Industrial Standard Size A4.

2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

Fill in the form with clear writing with inks etc.

3 製造業の許可若しくは登録区分又は医薬品等外国製造業者の認定若しくは登録区分欄については、第25条各項の各号、第35条各項の各号又は保管のみを行った製造所のいずれに該当するかを記載すること。

Identify in the column of "License or registration category of the manufacturer, or accreditation or registration category of the foreign drug/quasi-drug manufacturer" which category specified under each Paragraph of Article 25 or Article 35, or storage category of manufacturing establishment is applied.

4 製造業の許可若しくは登録番号及び年月日又は医薬品等外国製造業者の認定若しくは登録番号及び年月日欄については、法第13条第1項の許可、法第13条の3第1項の認定又は法第13条の2の2第1項若しくは法第13条の3の2第1項の登録を受けようとする場合は、許可、認定又は登録申請受付番号及び申請年月日を記載すること。

Identify in the column of "Number and date of the license or registration for the manufacturer, or of the accreditation or registration for the foreign drug/quasi-drug manufacturer" the receipt number and the date of the application for license, accreditation or registration, in case that applicant is going to have a license under Article 13, Paragraph 1 of the Act, an accreditation under Article 13-3, Paragraph 1 of the Act, or a registration under Article 13-2, Paragraph 1 or Article 13-3-2, Paragraph 1 of the Act.

5 調査を受けようとする製造工程の区分欄については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第八項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令第2条各号に掲げる区分のいずれに該当するかを記載すること。また、製造品目数欄に申請区分に属する製造品目の数、製造販売業者数欄に該当製造品目に係る製造販売業者の数を記載すること。

Identify in the column of "Types of the manufacturing activities to be examined" which manufacturing type as provided in Article 2 of Ministerial Order specifying manufacturing types of drug or quasi-drug under Article 14, Paragraph 8 of the Act on Securing Quality, Efficacy and Safety of Pharmaceuticals, Medical Devices, Regenerative and Cellular Therapy Products, Gene Therapy Products, and Cosmetics is applied. In addition, identify in the column of "Number of the product items" how many product items covered with the applied manufacturing type, and in the column of "Number of the marketing license holders in Japan" how many marketing license holders in Japan related to those product items.

6 独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長に申請する場合にあつては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料において定める適合性調査手数料を機構の口座に払い込んだことを証する書類の写しを裏面に貼付すること。

In case where the application is submitted to Chief Executive of the Pharmaceuticals and Medical Devices Agency, attach to the reverse of this form a copy of the document proving payment of examination fee specified under the Cabinet Order for Fees related to the Act on Securing Quality, Efficacy and Safety of Pharmaceuticals, Medical Devices, Regenerative and Cellular Therapy Products, Gene Therapy Products, and Cosmetics through a bank transfer to the account of the Pharmaceuticals and Medical Device Agency.

様式第二十六の三(第五十三条の三、第五十五条関係)

医薬品 区分適合性調査 結果 通知書  
医薬部外品

調査を行った製造工程の区分
申 請 者 名
区分適合性調査申請年月日
調査を行った製造所の名称
調査を行った製造所の所在地
製造業者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
製造業者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
製造業の許可若しくは登録区分又は医薬品等外国製造業者の認定若しくは登録区分
製造業の許可若しくは登録番号及び年月又は医薬品等外国製造業者の認定若しくは登録番号及び年月日
調 査 結 果
備 考

上記により、医薬品の区分適合性調査の結果を通知します。

年 月 日

適合性調査実施者

厚生労働大臣 殿  
都道府県知事

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。  
2 文字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

様式第二十六の四(第五十三条の五関係)

Form No.26-4 (related to Article 53-5)

第 号

基 準 確 認 証  
Confirmation certificate of standard conformity

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

Address(Location of the head office in case of a corporation)

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

Name (Name and name of its representative in case of a corporation)

製造所の名称 Name of the manufacturing establishment	
製造所の所在地 Location of the manufacturing establishment	
製造業の許可若しくは登録区分又は医薬品等外国製造業者の認定若しくは登録区分 License or registration category of the manufacturer, or accreditation or registration category of the foreign drug/quasi-drug manufacturer	
製造業の許可若しくは登録番号又は医薬品等外国製造業者の認定若しくは登録番号 Number of the license or registration for the manufacturer, or of the accreditation or registration for the foreign drug/quasi-drug manufacturer	
製造工程の区分 Types of the manufacturing activities	

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条の2第3項の規定により、同法第14条第2項第4号に規定する基準に適合していることを証明する。

Pursuant to Article 14-2, Paragraph 3 of the Act on Securing Quality, Efficacy and Safety of Pharmaceuticals, Medical Devices, Regenerative and Cellular Therapy Products, Gene Therapy Products, and Cosmetics, it is certificated that the above manufacturing establishment is confirmed of conformity to the standard under Article 14, Paragraph 2, item 4 of the Act.

年　月　日  
Year Month Day

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長  
Chief Executive of the Pharmaceuticals and Medical Devices Agency 印  
都道府県知事  
Prefectural Governor

有効期間　年　月　日から  
Valid Period From Year Month Day  
年　月　日まで  
until Year Month Day

## 様式第二十七(第五十四条関係)

医薬品　審査申請書  
医薬部外品 承認調査  
化粧品

区分	販売名	審査手数料又は調査手数料の金額
審査手数料及び調査手数料合計金額		

医薬品　審査  
上記により、医薬部外品の承認に係る調査を申請します。  
化粧品

年　月　日

住 所  
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕  
氏 名  
〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 文字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 区分欄には、医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令において定める区分を記載すること。
- 4 医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令において定める手数料を機構の口座に払い込んだことを証する書類の写しを裏面に貼付すること。

## 様式第二十七の二(第五十四条、第一百十四条の三十七関係)

医薬品  
医療機器 条件付き承認 調査申請書  
体外診断用医薬品

区分	販売名	調査手数料の金額
調査手数料合計金額		

医薬品  
上記により、医療機器 条件付き承認の調査を申請します。  
体外診断用医薬品

年月日

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この申請書は、正本1通及び副本2通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 4 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料において定める手数料を機構の口座に払い込んだことを証する書類の写しを裏面に貼付すること。

## 様式第二十八(第五十五条関係)

医薬品  
医薬部外品 承認 審査等 結果通知書  
化粧品

販売名	
申請者名	
承認申請年月日	
審査等結果	
備考	

医薬品  
上記により、医薬部外品の承認に係る審査等の結果を通知します。  
化粧品

年月日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長

厚生労働大臣 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

様式第二十九(第五十五条、第一百十四条の三十八、第一百三十七条の三十七関係)

## 軽微変更届出 状況 通知書

届出を受理した期間
届出受理件数
届出者数
備考

上記により、軽微変更届出の状況を通知いたします。

年 月 日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長

厚生労働大臣 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書かいしょではつきりと書くこと。

様式第三十(第五十六条関係)

取入印紙	医薬品再審査申請書	
承認番号		承認年月日
名前一般的名称	承認事項一部 変更年月日	
販売名		
備考		

上記により、医薬品の再審査を申請します。

年 月 日

住所 法人にあつては、主たる事務所の所在地  
 氏名 法人にあつては、名称及び代表者の氏名

厚生労働大臣 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この申請書は、正本1通及び副本2通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、楷書かいしょではつきりと書くこと。
- 4 取入印紙は、申請書の正本にのみはり、消印しないこと。

様式第三十一(第六十二条関係)  
使用の成績等に関する調査の結果の報告 受付 通知書

対象期間	
受付結果	
備考	

上記により、使用の成績等に関する調査の結果の報告の受付について通知します。

年 月 日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長

厚生労働大臣 殿

(注意)

1 用紙の大きさは、A4とすること。

2 字は、墨、インク等を用い、楷書かいしょではつきりと書くこと。様式第三十二(第六十三条関係)  
安全性定期報告 受付 通知書

対象期間	
受付結果	
備考	

上記により、安全性定期報告の受付について通知します。

年 月 日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長

厚生労働大臣 殿

(注意)

1 用紙の大きさは、A4とすること。

2 字は、墨、インク等を用い、楷書かいしょではつきりと書くこと。

様式第三十三(第六十四条関係)

医薬品 再審査 確認 調査 申請書

区分	販売名	確認手数料又は調査手数料の金額
確認手数料及び調査手数料合計金額		

上記により、医薬品の再審査に係る 確認調査を申請します。

年 月 日

住 所 法人にあつては、主  
たる事務所の所在地  
氏 名 法人にあつては、名  
称及び代表者の氏名

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 殿

(注意)

- 用紙の大きさは、A4とすること。
  - 字は、墨、インク等を用い、<sup>（筆記）</sup>書ではつきりと書くこと。
  - 区分欄には、医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料において定める区分を記載すること。
  - 医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料において定める手数料を機構の口頭に払い込んだことを証する書類の写しを裏面に貼付すること。

様式第三十四(第六十五条関係)

医薬品 再審査 確認等 結果 通知書

名 称	一般 的 名 称	
	販 壳 名	
申 請 者 名		
再審查申請年月日		
確 認 等 結 果		
備 考		

上記により、医薬品の再審査に係る確認等の結果を通知します。

年 月 日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長

厚生労働大臣 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とする。  
 2 文字は、墨、インク等を用い、かい 挿画ではつきりと書くこと

## 様式第三十五(第六十六条関係)

## 医薬品再評価申請書

再評価の告示 年月日・番号	年	月	日	厚生労働省告示第	号
承認番号			承認年月日		
名 称					
販売名					
備考					

上記により、医薬品の再評価を申請します。

年月日

住所  
 法人にあつては、主たる事務所の所在地

氏名  
 法人にあつては、名称  
 及び代表者の氏名

厚生労働大臣 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この申請書は、正本1通及び副本2通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

## 様式第三十六(第六十七条関係)

## 医薬品再評価 確認 調査 申請書

再評価の告示 年月日・番号	年	月	日	厚生労働省告示第	号
承認番号			承認年月日		
名 称					
販売名					
備考					

上記により、医薬品の再評価に係る 確認 調査 を申請します。

年月日

住所  
 法人にあつては、主たる事務所の所在地

氏名  
 法人にあつては、名  
 称及び代表者の氏名

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

## 様式第三十七(第六十八条関係)

医薬品 再評価 確認等 結果 通知書

再評価の告示年月日・番号	年月日 厚生労働省告示第号
名 称 一般的名称	
販売名	
申請者名	
確認等結果	
備考	

上記により、医薬品の再評価に係る確認等の結果を通知します。

年月日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長

厚生労働大臣 殿

(注意)

1 用紙の大きさは、A4とする。

2 字は、墨、インク等を用い、楷書（かいしょ）ではつきりと書くこと。

## 様式第三十七の二(第六十八条の二関係)

医薬品  
医薬部外品 変更計画確認申請書  
化粧品

承認番号	承認年月日
名 称 一般的名称	
販売名	
成分及び分量又は本質	
製造方法	
用法及び用量	
効能又は効果	
貯藏方法及び有効期間	
規格及び試験方法	
製造販売する品目 の製造所	名 称 所在地 許可、認定又は登録区分 許可、認定又は登録番号
原薬の製造所	名 称 所在地 許可、認定又は登録区分 許可、認定又は登録番号
備考	

医薬品

上記により、医薬部外品 変更計画の確認を申請します。

化粧品

年月日

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

厚生労働大臣 殿

(注意)

1 用紙の大きさは、A4とすること。

2 この申請書は、正本1通及び副本2通提出すること。

3 字は、墨、インク等を用い、楷書（かいしょ）ではつきりと書くこと。

4 収入印紙は、正本にのみ貼り、消印をしないこと。

5 変更のない事項については、「変更なし」と記載すること。

様式第三十七の三(第六十八条の二関係)

収入印紙	医薬品 医薬部外品 化粧品	変更計画確認事項変更確認申請書		
変更計画確認番号		変更計画確認年月日		
承認番号		承認年月日		
名称	一般的名称			
	販売名			
成分及び分量又は本質				
製造方法				
用法及び用量				
効能又は効果				
貯蔵方法及び有効期間				
規格及び試験方法				
製造販売する品目 の製造所	名 称	所 在 地	許可、認定又は登録区分	許可、認定又は登録番号
原薬の製造所	名 称	所 在 地	許可、認定又は登録区分	許可、認定又は登録番号
備 考				

医薬品  
上記により、医薬部外品変更計画の変更の確認を申請します。

化粧品

年 月 日

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

厚生労働大臣 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この申請書は、正本1通及び副本2通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 4 収入印紙は、正本にのみ貼り、消印をしないこと。
- 5 変更のない事項については、「変更なし」と記載すること。

様式第三十七の四(第六十八条の七関係)

医薬品 医薬部外品 化粧品	変更計画確認事項軽微変更届		
変更計画確認番号		変更計画確認年月日	
承認番号		承認年月日	
名称	一般的名称		
	販売名		
変更内容	事項	変更前	変更後
変更理由			
備 考			

医薬品  
上記により、医薬部外品変更計画の軽微な変更の届出をします。  
化粧品

年 月 日

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この届書は、正副2通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

## 様式第三十七の五(第六十八条の九関係)

医薬品 変更計画適合性確認申請書  
医薬部外品

主たる機能を有する事務所の名称	
主たる機能を有する事務所の所在地	
製造販売業の許可番号及び年月日	
確認を受けようとする製造所の名称	
確認を受けようとする製造所の所在地	
製造業者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
製造業者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
製造業の許可若しくは登録区分又は医薬品等外国製造業者の認定若しくは登録番号及び年月日又は医薬品等外国製造業者の認定若しくは登録番号及び年月日	
一般的名称	
申請品目	販売名
	変更計画確認申請受付番号又は変更計画確認番号
	変更計画確認申請年月日又は変更計画確認年月日
確認手数料金額	
備考	

上記により、医薬品 医薬部外品 の変更計画適合性確認を申請します。

年 月 日

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 殿  
都道府県知事

## (注意)

- 用紙の大きさは、A4とすること。
- 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 製造業の許可若しくは登録区分又は医薬品等外国製造業者の認定若しくは登録区分欄については、第25条各項の各号、第35条各項の各号又は保管のみを行う製造所のいずれに該当するかを記載すること。
- 独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長に申請する場合にあつては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令において定める適合性確認手数料を機構の口座に払い込んだことを証する書類の写しを裏面に貼付すること。

## 様式第三十七の六(第六十八条の九関係)

医薬品 変更計画適合性確認結果通知書  
医薬部外品

一般的名称	
名称	販売名
申請者名	
変更計画確認番号	
変更計画適合性確認申請年月日	
確認を行った製造所の名称	
確認を行った製造所の所在地	
製造業者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
製造業者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
製造業の許可若しくは登録区分又は医薬品等外国製造業者の認定若しくは登録区分	
製造業の許可若しくは登録番号及び年月日又は医薬品等外国製造業者の認定若しくは登録番号及び年月日	
確認結果	
備考	

上記により、医薬品 医薬部外品 の変更計画適合性確認の結果を通知します。

年 月 日

適合性確認実施者 印

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 殿

## (注意)

- 用紙の大きさは、A4とすること。
- 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

## 様式第三十七の七（第六十八条の十、第六十八条の十五関係）

医薬品 変更計画適合性確認結果通知書  
医薬部外品

名 称	一般的名称	
申 請 者 名		
変 更 計 画 確 認 番 号		
変更計画適合性確認申請年月日		
確認を行った製造所の名称		
確認を行った製造所の所在地		
製造業者の氏名(法人にあつては、 名称及び代表者の氏名)		
製造業者の住所(法人にあつては、 主たる事務所の所在地)		
製造業の許可若しくは登録区分又 は医薬品等外国製造業者の認定若 しくは登録区分		
製造業の許可若しくは登録番号及び 年月日又は医薬品等外国製造業者の 認定若しくは登録番号及び年月日		
確 認 結 果		
備 考		

上記により、医薬品の変更計画適合性確認の結果を通知します。

年 月 日

適合性確認実施者

厚生労働大臣 殿  
都道府県知事 殿  
独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長

## (注意)

- 1 用紙の大きさはA4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

## 様式第三十七の八（第六十八条の十三関係）

医薬品  
医薬部外品 変更計画に従つた変更に係る届書  
化粧品

承認番号		承認年月日	
名 称	一般的名称		
販 売 名			
変更計画確認年月日			
変更計画確認番号			
備 考			

上記により、医薬品の変更計画に従つた変更に係る届出をします。

年 月 日

住所（法人にあつては、主  
たる事務所の所在地）氏名（法人にあつては、名  
称及び代表者の氏名）

厚生労働大臣 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この届書は、正副2通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

## 様式第三十七の九（一）（第六十八条の十四関係）

医薬品  
医薬部外品  
化粧品  
変更計画の確認申請書

区分	販売名	審査手数料の金額
審査手数料合計金額		

医薬品  
上記により、  
医薬部外品  
化粧品  
変更計画の確認を申請します。

年 月 日

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名稱及び代表者の氏名）

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 区分欄には、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令において定める区分を記載すること。
- 4 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令において定める手数料を機構の口座に払い込んだことを証する書類の写しを裏面に貼付すること。

## 様式第三十七の九（二）（第六十八条の十四関係）

医薬品  
医薬部外品  
化粧品  
変更計画の変更の確認申請書

区分	販売名	審査手数料の金額
審査手数料合計金額		

医薬品  
上記により、  
医薬部外品  
化粧品  
変更計画の変更の確認を申請します。

年 月 日

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名稱及び代表者の氏名）

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 区分欄には、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令において定める区分を記載すること。
- 4 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令において定める手数料を機構の口座に払い込んだことを証する書類の写しを裏面に貼付すること。

様式第三十七の十(第六十八条の十五関係)

医薬品  
医薬部外品 変更計画確認結果通知書  
化粧品

承認番号		承認年月日	
名 称	一般的名称		
販売名			
申請者名			
変更計画確認申請年月日			
確認結果			
備考			

医薬品  
医薬部外品 変更計画に係る確認の結果を通知します。  
化粧品

年 月 日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長

厚生労働大臣 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。  
2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

様式第三十七の十一(第六十八条の十五関係)

医薬品  
医薬部外品 変更計画による変更の届出受理通知書  
化粧品

承認番号		承認年月日	
名 称	一般的名称		
販売名			
届出者名			
変更計画確認番号			
変更計画確認年月日			
備考			

医薬品  
医薬部外品 変更計画による変更の届出受理について通知します。  
化粧品

年 月 日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長

厚生労働大臣 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。  
2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

## 様式第三十八(第六十九条関係)

医薬品  
医薬部外品  
化粧品

承継品目	販売名	承認番号	承認年月日
承継理由			
承継日			
被承継者			
被承継者の製造販売業の許可番号			
備考			

医薬品  
医薬部外品  
化粧品

上記により、医薬部外品の製造販売の承認の承継の届出をします。

年月日

住所  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
氏名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

厚生労働大臣  
都道府県知事

## (注意)

- 用紙の大きさは、A4とすること。
- この届書は、厚生労働大臣に提出する場合にあつては正副2通、都道府県知事に提出する場合にあつては正本1通提出すること。
- 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつくりと書くこと。
- 届書は、医薬品、医薬部外品又は化粧品についてそれぞれ別に作成すること。
- 承継品目欄には、品目が2以上であるときは、承認年月日の順に記載すること。
- 承継品目欄には、相続の場合にあつては相続日を、その他の場合にあつては承継予定日を記載すること。
- 被承継者欄には、被承継者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)を記載すること。
- 備考欄には、被承継者の被承継品目の製造販売に係る主たる機能を有する事務所の名称及び所在地を記載すること。

## 様式第三十九(第七十条関係)

医薬品  
医薬部外品  
化粧品

製造販売業の許可の種類	
製造販売業の許可番号及び年月日	
名	一般的名称
称	販売名
成 分 及び 分量	又は本質
製 造 方 法	
用 法 及び 用 量	
効 能 又 は 効 果	
貯 藏 方 法 及び 有効期間	
規 格 及び 試験方 法	
製造販売する品目名	所在地
の製造所	許可、認定又は登録番号
原薬の製造所	許可、認定又は登録番号
備考	

医薬品

上記により、医薬部外品の製造販売の届出をします。

化粧品

年月日

住所  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
氏名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長  
都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長

## (注意)

- 用紙の大きさは、A4とすること。
- この届書は、正副2通提出すること。
- 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつくりと書くこと。
- 製造販売業の許可の種類欄には、法第12条第1項に掲げる許可の種類のうち該当するものは東局製造販売医薬品製造販売業許可と記載すること。

## 様式第四十(第七十条、第一百四十四条の四十七関係)

医薬品  
体外診断用医薬品  
医薬部外品  
化粧品  
医療機器

製造販売業の許可の種類	
製造販売業の許可番号及び年月日	
主たる機能を有する事務所の名称	
主たる機能を有する事務所の所在地	
変更内容	事項
	変更前
	変更後
変更年月日	
備考	

医薬品  
体外診断用医薬品  
医薬部外品  
化粧品  
医療機器

上記により、  
の製造販売の届出事項の変更の届出をします。

年月日

住所  
法人にあつては、主たる事務所の所在地  
 氏名  
法人にあつては、名称及び代表者の氏名

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長

都道府県知事  
 保健所設置市市長  
 特別区区長

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この届書は、正副2通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

## 様式第四十一(第七十一条、第一百四十四条の四十八関係)

## 製造販売届出受理通知書

届出を受理した期間	
届出受理件数	
備考	

上記により、製造販売の届出の受理を通知します。

年月日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長

厚生労働大臣 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

様式第四十二から様式第四十九まで 削除  
様式第五十三から様式第五十二の二まで 削除  
(第二百二十二条関係)

様式第五十三(第二百二十二条関係)

収入印紙	医薬品 外國製造 医薬部外品 製造販売承認申請書 化粧品
------	------------------------------------

一般的名称 販売名	
成分及び分量又は本質	
製造方法	
用法及び用量	
効能又は効果	
貯蔵方法及び有効期間	
規格及び試験方法	
製造販売する品目の製造所	名称 所在地 許可、認定又は登録区分 許可、認定又は登録番号
原薬の製造所	名称 所在地 許可、認定又は登録区分 許可、認定又は登録番号
備考	

医薬品  
上記により、外國製造 医薬部外品 の製造販売の承認を申請します。  
化粧品

年月日

邦文 \_\_\_\_\_  
住所 外國文 \_\_\_\_\_  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
邦文 \_\_\_\_\_

氏名 外國文 \_\_\_\_\_  
(法人にあつては、名稱及び代表者の氏名)  
選任外国製造医薬品等製造販売業者  
住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
氏名 (法人にあつては、名稱及び代表者の氏名)

厚生労働大臣 殿

(注意)

- 用紙の大きさは、A4とすること。
- この申請書は、正本1通及び副本2通提出すること。
- 字は、墨、インク等を用い、邦文にあつては、楷書ではつきりと書くこと。
- 収入印紙は、申請書の正本にのみ貼り、複印をしないこと。
- 製造方法欄にその全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 貯蔵方法及び有効期間欄には、特定の貯蔵方法によらなければその品質を確保することが困難である医薬品又は特に有効期間を定める必要のある医薬品についてのみ記載すること。
- 化粧品にあつては、規格及び試験方法欄の記載を要しないこと。
- 法第19条の2第5項において準用する法第14条の2の2第1項又は法第20条第1項において準用する法第14条の3第5項の規定により法第19条の2第1項の承認の申請をしようとするときは、備考欄にその旨を記載すること。

様式第五十四(第二百五条、第二百四十四条の七十五、第二百三十七条の七十一関係)

様式第五十四(第二百五条、第二百四十四条の七十五、第二百三十七条の七十一関係)

選任外国製造医薬品等製造販売業者  
選任外国製造医療機器等製造販売業者 変更届書  
選任外国製造再生医療等製品製造販売業者

承認番号		承認年月日	
一般的名称 販売名			
変更内容	事項	変更前	変更後
変更年月日			
備考			

上記により、変更の届出をします。

年月日

邦文 \_\_\_\_\_  
住所 外國文 \_\_\_\_\_  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
邦文 \_\_\_\_\_

氏名 外國文 \_\_\_\_\_  
(法人にあつては、名稱及び代表者の氏名)  
選任製造販売業者  
住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
氏名 (法人にあつては、名稱及び代表者の氏名)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 殿

(注意)

- 用紙の大きさは、A4とすること。
- この届書は、正副2通提出すること。
- 字は、墨、インク等を用い、邦文にあつては、楷書ではつきりと書くこと。
- 変更後の選任製造販売業者の許可の種類、許可番号及び許可年月日を備考欄に記載すること。

様式第五十四条の二（第二百五十四条の二、第二百八十八条の二、第二百三十七条の七十一の二、第二百三十七条の七十四の二関係）

様式第五十四条の二(第二百五十四条の二、第二百八十八条の二、第二百三十七条の七十一の二、第二百三十七条の七十四の二関係)

外国製造医薬品等特例承認取得者 変更届書  
 外国製造医療機器等特例承認取得者 変更届書  
 外国製造再生医療等製品特例承認取得者 変更届書  
 選任外国製造医薬品等製造販売業者 変更届書  
 選任外国製造医療機器等製造販売業者 変更届書  
 選任外国製造再生医療等製品製造販売業者 変更届書  
 選任外国製造再生医療等製品製造販売業者 変更届書

届出状況通知書

届出を受理した期間	
届出受理件数	
届出者数	
備考	

上記により、届出の状況を通知いたします。

年 月 日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長

厚生労働大臣 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきり書くこと。

様式第五十四条の三(第二百八十八条の二、第二百三十七条の七十八、第二百三十七条の七十九関係)

外国製造医薬品等特例承認取得者  
 外国製造医療機器等特例承認取得者 変更届書  
 外国製造再生医療等製品特例承認取得者

承認番号		承認年月日	
名称	一般的な名称		
販売名			
変更内容	事項	変更前	変更後
変更年月日			
備考			

上記により、変更の届出をします。

年 月 日

住所 邦文

　　外国文  
 (法人にあつては、主)  
 (たる事務所の所在地)  
 邦文

氏名 邦文

　　外国文  
 (法人にあつては、名)  
 (称及び代表者の氏名)  
 邦文

選任製造販売業者

　　住所 (法人にあつては、主)  
 (たる事務所の所在地)

　　氏名 (法人にあつては、名)  
 (称及び代表者の氏名)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この届書は、正副2通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、邦文にあつては、楷書ではつきりと書くこと。

様式第五十四の四(第二百十一条、第二百十四条の八十一関係)

収入印紙	医薬品 外国製造 医療機器 条件付き承認 申請書 体外診断用医薬品		
承認番号		承認年月日	承認事項一部変更年月日
名称	一般的な名称		
販売名			
備考			

上記により、外国製造 医療機器 条件付き承認を申請します。  
体外診断用医薬品

年月日

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

厚生労働大臣 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この申請書は、正本1通及び副本2通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 4 収入印紙は、申請書の正本にのみ貼り、消印をしないこと。

様式第五十五(第二百十一条関係)

収入印紙	医薬品 外国製造 医薬部外品 製造販売承認事項一部変更承認申請書 化粧品			
承認番号		承認年月日		
名称	一般的な名称			
販売名				
成分及び分量又は本質				
製造方法				
用法及び用量				
効能又は効果				
貯蔵方法及び有効期間				
規格及び試験法				
製造販売する品目の製造所	名称	所在地	許可、認定又は登録区分	許可、認定又は登録番号
原薬の製造所	名称	所在地	許可、認定又は登録区分	許可、認定又は登録番号
備考				

医薬品  
上記により、外国製造 医薬部外品 の製造販売の承認事項の一部変更の承認を申請します。  
化粧品

年月日

住所 \_\_\_\_\_

邦文 \_\_\_\_\_

外国文 \_\_\_\_\_

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

邦文 \_\_\_\_\_

邦文 \_\_\_\_\_

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

選任外国製造医薬品等製造販売業者

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名)

厚生労働大臣 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この申請書は、正本1通及び副本2通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、邦文にあつては、楷書ではつきりと書くこと。
- 4 収入印紙は、申請書の正本にのみ貼り、消印をしないこと。
- 5 変更のない事項については「変更なし」と記載すること。

## 様式第五十六(第二百十一条関係)

医薬品  
医薬部外品  
製造販売承認事項軽微変更届書  
化粧品

承認番号	承認年月日	
名称 一般的名称		
販売名		
変更内容 事項	変更前	変更後
変更年月日		
変更理由		
備考		

上記により、外国製造 医薬品 医薬部外品 の製造販売の承認事項の軽微変更の届出をします。  
化粧品

年月日

邦文  
住所  
　　外国文  
　　(法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
　　邦文  
氏名  
　　外国文  
　　(法人にあつては、名)  
　　(称及び代表者の氏名)  
選任外国製造医薬品等製造販売業者  
　　住所  
　　(法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
　　邦文  
　　(法人にあつては、名)  
　　(称及び代表者の氏名)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この届書は、正副2通提出すること。
- 3 文字は、墨、インク等を用い、邦文にあつては、楷書ではつきりと書くこと。

## 様式第五十七(第二百十一条関係)

医薬品  
医薬部外品  
適合性調査申請書

主たる機能を有する事務所の名称
主たる機能を有する事務所の所在地
製造販売業の許可番号及び年月日
調査を受けようとする製造所の名称
調査を受けようとする製造所の所在地
製造業者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
製造業者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
製造業の許可若しくは登録区分又は医薬品等外国製造業者の認定若しくは登録区分
製造業の許可若しくは登録番号及び年月日又は医薬品等外国製造業者の認定若しくは登録番号及び年月日
一般的名称
申請販売名
申請申請受付番号又は承認番号
承認申請年月日又は承認年月日
調査手数料金額
備考

上記により、外国製造 医薬品 医薬部外品 の適合性調査を申請します。  
化粧品

年月日

邦文  
住所  
　　外国文  
　　(法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
　　邦文  
氏名  
　　外国文  
　　(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
選任外国製造医薬品等製造販売業者  
　　住所  
　　(法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
　　邦文  
　　(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 文字は、墨、インク等を用い、邦文にあつては、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 主たる機能を有する事務所の名称及び所在地欄並びに製造販売業の許可番号及び年月日欄に、選任外国製造医薬品等製造販売業者に係るものと記載すること。
- 4 製造業の許可若しくは登録区分又は医薬品等外国製造業者の認定若しくは登録区分欄について、第25条各項の各号、第35条各項の各号又は保管のみを行う製造所のいずれに該当するかを記載すること。
- 5 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令において定める適合性調査手数料を機構の口座に払い込んだことを証する書類の写しを裏面に貼付すること。

様式第五十八条の二（第一百十一条、第一百十四条の八十一関係）

樣式第五十八(第一百十一条關係)

医薬品 製造販売承認 審査  
外國製造 医薬部外品 調査 申請書  
化粧品

上記により、外国製造 医薬品の製造販売の承認に係る 審査調査を申請します。

年 月 日

邦文

所 外國文  
（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

邦文

外国文

法人にあつては、名称及び代表者の氏名

選任外國製造醫藥品等製造販賣業者

住所 (法人にあつては、主

止所 たる事務所の所在地  
(市町村、都道府県)

氏名(法人に称及び)

独

- (注意)

  - 用紙の大きさは、A4とする。
  - 字は、墨、インク等を用い、邦文にあつては、楷書ではつきりと書くこと。
  - 区分欄には、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料において定める区分を記載すること。
  - 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料において定める手数料を機構の口座に払い込んだことを証する書類の写しを裏面に貼ること。

#### 様式第五十八の二(第百十一条 第百十四条の八十一関係)

医　　薬　　品  
外國製造 医療機器 条件付き承認 調査申請書

区分	販売名	調査手数料の金額
調査手数料合計金額		

上記により、外国製造 医薬品 器械 条件付き承認の調査を申請します。

年      月      日

住所 邦文  
外国语  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 邦文  
外国文  
(法人にあつては、名称)  
(及び代表者の氏名)

遙任外国製造医療機器等製造販売業者  
 住所 ( 法人にあつては、主たる事務所の所在地 )  
 氏名 ( 法人にあつては、名称及び代表者の氏名 )

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事会

(注音)

- (注意)

  - 用紙の大きさは、A4とすること。
  - この申請書は、正本1通及び副本2通提出すること。
  - 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
  - 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料において定める手数料を機構の口座に払い込んだことを証する書類の写しを裏面に貼付すること。

樣式第五十九(第一百十一条關係)

取 入 印 紙	外國製造医薬品再審查申請書			
承 認 番 号		承 認 年 月 日		
		承認事項一部変更年月日		
名 称	一般的の名称			
	販売名			
備 考				

上記により、外国製造医薬品の再審査を申請します。

年 月 日

邦文

**外国文**

邦文

名  
外国文  
(法人にあつては、名  
称及び代表者の氏名)

速仕外國製造医藥品等製造販賣元某者  
(地上行本二重複一文)

住所 法人にあつては、主たる事務所の所在地  
氏名 法人にあつては、名称及び代表者の氏名

厚生労働大臣

(注意

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
  - 2 この申請書は、正本1通及び副本2通提出すること。
  - 3 文字は、墨、インク等を用い、邦文にあつては、楷書ではつきりと書くこと。
  - 4 収入印紙は、申請書の正本にのみ貼り、消印をしないこと。

様式第六十(第一百十一条関係)

外國製造 医薬品 再審査 確認書 申請書

区分	販売名	確認手数料又は調査手数料金額
確認手数料及び調査手数料合計金額		

上記により、外国製造医薬品の再審査に係る 確認書を申請します。

年 月 日

郝文

#### 外国文

(たる事務所の所在地)

邦文  
名  
外国文  
(法人にあつては、多)

（三）称及

- 独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 殿  
上意)

1 用紙の大きさは、A4とする。

2 文字は、墨、インク等を用い、邦文にあつては、楷書ではつきりと書くこと。

3 区分欄には、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料において定める区分を記載すること。

4 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料において定める手数料を機構の口座に振り込んだことを証する書類の写しを裏面に貼付すること。

様式第六十（第一百十一條關係）

## 様式第六十一(第二百十一条関係)

外国製造医薬品再評価申請書

再評価の告示年月日・番号	年 月 日	厚生労働省告示第 号
承認番号		承認年月日
一般的名称		
販売名		
備考		

上記により、外国製造医薬品の再評価を申請します。

年  
月  
日

邦文 住所 \_\_\_\_\_

外国文  
(法人にあつては、主  
たる事務所の所在地)

邦文 氏名 \_\_\_\_\_

外国文  
(法人にあつては、名  
称及び代表者の氏名)

選任外国製造医薬品等製造販売業者

住所 (法人にあつては、主  
たる事務所の所在地)氏名 (法人にあつては、名  
称及び代表者の氏名)

厚生労働大臣 殿

(注意)

1 用紙の大きさは、A4とすること。

2 この申請書は、正本1通及び副本2通提出すること。

3 字は、墨、インク等を用い、邦文にあつては、楷書ではつきりと書くこと。

## 様式第六十二(第二百十一条関係)

外国製造 医薬品 再評価 確認調査申請書

再評価の告示年月日・番号	年 月 日	厚生労働省告示第 号
承認番号		承認年月日
一般的名称		
販売名		
備考		

上記により、外国製造医薬品の再評価に係る 確認調査を申請します。

年  
月  
日

邦文 住所 \_\_\_\_\_

外国文  
(法人にあつては、主  
たる事務所の所在地)

邦文 氏名 \_\_\_\_\_

外国文  
(法人にあつては、名  
称及び代表者の氏名)

選任外国製造医薬品等製造販売業者

住所 (法人にあつては、主  
たる事務所の所在地)氏名 (法人にあつては、名  
称及び代表者の氏名)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 殿

(注意)

1 用紙の大きさは、A4とする。

2 字は、墨、インク等を用い、邦文にあつては、楷書ではつきりと書くこと。

様式第六十二条の二（第一百十一条関係）

取入印紙	外国製造化	医薬部外品	変更計画確認申請書
承認番号	承認年月日		
名称	一般的名称		
販売名			
成分及び分量又は本質			
製造方法			
用法及び用量			
効能又は効果			
貯蔵方法及び有効期間			
規格及び試験方法			
製造販売する品目の名称	所在地	許可、認定又は登録区分	許可、認定又は登録番号
製造所			
原薬の製造所	所在地	許可、認定又は登録区分	許可、認定又は登録番号
備考			

上記により、外国製造化医薬部外品変更計画の確認を申請します。

年月日

住所 邦文  
　　外国文  
 (法人にあつては、主  
　　たる事務所の所在地)

氏名 邦文  
　　外国文  
 (法人にあつては、名  
　　称及び代表者の氏名)  
 選任外国製造医薬品等製造販売業者

住所 邦文  
 (法人にあつては、主  
　　たる事務所の所在地)

氏名 邦文  
 (法人にあつては、名  
　　称及び代表者の氏名)

厚生労働大臣 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この申請書は、正本1通及び副本2通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 4 収入印紙は、正本にのみ貼り、消印をしないこと。
- 5 変更のない事項については「変更なし」と記載すること。

様式第六十二条の三（第一百十一条関係）

取入印紙	外国製造化	医薬部外品	変更計画確認事項変更確認申請書
変更計画確認番号	変更計画確認年月日		
承認番号	承認年月日		
名称	一般的名称		
販売名			
成分及び分量又は本質			
製造方法			
用法及び用量			
効能又は効果			
貯蔵方法及び有効期間			
規格及び試験方法			
製造販売する品目の名称	所在地	許可、認定又は登録区分	許可、認定又は登録番号
製造所			
原薬の製造所	所在地	許可、認定又は登録区分	許可、認定又は登録番号
備考			

上記により、外国製造化医薬部外品変更計画の変更の確認を申請します。

年月日

住所 邦文  
　　外国文  
 (法人にあつては、主  
　　たる事務所の所在地)

氏名 邦文  
　　外国文  
 (法人にあつては、名  
　　称及び代表者の氏名)  
 選任外国製造医薬品等製造販売業者

住所 邦文  
 (法人にあつては、主  
　　たる事務所の所在地)

氏名 邦文  
 (法人にあつては、名  
　　称及び代表者の氏名)

厚生労働大臣 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この申請書は、正本1通及び副本2通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 4 収入印紙は、正本にのみ貼り、消印をしないこと。
- 5 変更のない事項については「変更なし」と記載すること。

## 様式第六十二条の四（第一百十一条関係）

医薬品	医薬部外品	医薬品	医薬部外品
外国製造	化粧品	変更計画確認事項	軽微変更届

変更計画確認番号	変更計画確認年月日	
承認番号	承認年月日	
名前 一般的名称		
販売名		
変更事項	変更前	変更後
内容		
変更理由		
備考		

上記により、外国製造 医薬品 医薬部外品 変更計画の軽微な変更の届出をします。

年 月 日

住所	邦文
	外国文

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名	邦文
	外国文

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

選任外国製造医薬品等製造販売業者

住所	邦文
	(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名	邦文
	(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この届書は、正副2通提出すること。
- 3 文字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

## 様式第六十二条の五（第一百十一条関係）

医薬品	医薬部外品	変更計画適合性確認申請書
外国製造	医薬部外品	

主たる機能を有する事務所の名称	
主たる機能を有する事務所の所在地	
製造販売業の許可番号及び年月日	
確認を受けようとする製造所の名称	
確認を受けようとする製造所の所在地	
製造業者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
製造業者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
製造業の許可若しくは登録区分又は医薬品等外国製造業者の認定若しくは登録区分	
製造業の許可若しくは登録番号及び年月日又は医薬品等外国製造業者の認定若しくは登録番号及び年月日	
一般的名称	
販売名	
変更計画確認申請受付番号又は変更計画確認番号	
変更計画確認申請年月日又は変更計画確認年月日	
確認手数料金額	
備考	

上記により、外国製造 医薬品 医薬部外品 の変更計画適合性確認を申請します。

年 月 日

住所	邦文
	外国文

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名	邦文
	外国文

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

選任外国製造医薬品等製造販売業者

住所	(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
----	----------------------

氏名	(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
----	----------------------

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、M4とすること。
- 2 文字は、墨、インク等を用い、邦文にあつては、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 主たる機能を有する事務所の名称及び所在地欄並びに製造販売業の許可番号及び年月日欄には、選任外国製造医薬品等製造販売業者に係るものと記載すること。
- 4 製造業の許可若しくは登録区分又は医薬品等外国製造業者の認定若しくは登録区分欄について、は、第25条各項の各号、第35条各項の各号又は保管の旨を行う製造所のいずれに該当するかを記載すること。
- 5 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料について定める適合性確認手数料を機構の口座に払い込んだことを証する書類の写しを裏面に貼付すること。

様式第六十二の六(第一百十一条関係)

医薬品外品変更計画に従つた変更に係る届書  
医薬部局品品  
化

承 認 番 号			承 認 年 月 日
名 称	一般 的 名 称		
	販 売 名		
変更計画確認年月日			
変更計画確認番号			
備 考			

上記により、外国製造 医薬部外品 品変更計画に従つた変更に係る届出をします。

年 月 日

住 所 邦 文  
外国文

（法人にあつては、主  
たる事務所の所在地）

氏名 邦文  
外国文

（法人にあつては、名  
称又は代表者等を）

(称及び代表者の氏名)

住 所 (法人にあつては、主)

(法人における名前)

再生学卷十五

(油膏)

- (注意)

  - 用紙の大きさは、A4とすること。
  - この届書は、正副2通提出すること。
  - 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

様式第六十二の七(一)(第百十一条関係)

医薬品  
医薬部外品  
化粧品

区分	販売名	審査手数料の金額
審査手数料合計金額		

医薬品  
医薬部外品 変更計画の確認を申請します。  
化粧品

年 月 日

住所 邦文  
          外国文  
          (法人にあつては、主  
          たる事務所の所在地)

氏名 邦文  
外國文  
(法人にあつては、名  
称及び代表者の氏名)

(注) にまつては、主)

- (注記) 独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 殿

（注意）

  - 用紙の大きさは、A4とすること。
  - 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
  - 区分欄には、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令において定める区分子記載すること。
  - 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令において定める手数料を機種の項目に払い込んだことを証する書類の写しを副本に貼付すること。

## 様式第六十二条の七(二)(百十一条関係)

医薬品  
外国製造 医薬部外品 変更計画の変更の確認申請書  
化粧品

区分	販売名	審査手数料の金額
審査手数料合計金額		

医薬品  
上記により、外国製造 医薬部外品 変更計画の変更の確認を申請します。  
化粧品

年月日

住所 邦文 \_\_\_\_\_  
          外国文 \_\_\_\_\_  
          (法人にあつては、主)  
          (たる事務所の所在地)

氏名 邦文 \_\_\_\_\_  
          外国文 \_\_\_\_\_  
          (法人にあつては、名)  
          (称及び代表者の氏名)

選任外国製造医薬品等製造販売業者

住所 邦文 \_\_\_\_\_  
          (法人にあつては、主)  
          (たる事務所の所在地)

氏名 邦文 \_\_\_\_\_  
          (法人にあつては、名)  
          (称及び代表者の氏名)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 区分欄には、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令において定める区分を記載すること。
- 4 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令において定める手数料を機構の口座に払い込んだことを証する書類の写しを裏面に貼付すること。

## 様式第六十二条の八(百十一条関係)

医薬品  
外国製造 医薬部外品 変更計画確認結果通知書  
化粧品

承認番号		承認年月日
名	一般的名称	
称	販売名	
申請者名		
変更計画確認申請年月日		
確認結果		
備考		

医薬品  
上記により、外国製造 医薬部外品 変更計画に係る確認の結果を通知します。  
化粧品

年月日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長

厚生労働大臣 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

## 様式第六十三(第二百十一条関係)

医薬品  
医薬部外品 製造販売承認承継届書  
化粧品

承継品目	販売品	承認番号	承認年月日
承継理由			
承継日			
被承継者			
備考			

医薬品  
医薬部外品 の製造販売の承認の承継の届出をします。  
化粧品

年月日

邦文 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_  
外国文  
(法人にあつては、主  
たる事務所の所在地)氏名 \_\_\_\_\_  
邦文  
(法人にあつては、名  
称及び代表者の氏名)選任外国製造医薬品等製造販売業者  
住所 \_\_\_\_\_  
(法人にあつては、主  
たる事務所の所在地)  
氏名 \_\_\_\_\_  
(法人にあつては、名  
称及び代表者の氏名)

厚生労働大臣 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とする。
- 2 この届書は、正副2通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、邦文にあつては、楷書ではつきりと書くこと。
- 4 届書は、医薬品・医薬部外品又は化粧品の別に作成すること。
- 5 承継品目欄には、品目が2以上であるときは、承認年月日順に記載すること。
- 6 承継日欄には、相続の場合にあつては相続日を、その他の場合にあつては承継予定日を記載すること。
- 7 被承継者欄には、被承継者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)を記載すること。
- 8 備考欄には、被承継者の被承継品目の製造販売に係る選任外国製造医薬品等製造販売業者の主たる機能を有する事務所の名称及び所在地並びに製造販売業の許可番号を記載すること。

### 様式第六十三の二(第一百四十二条の九関係)

医療機器 製造業 登録申請書  
体外診断用医薬品

製造所の名称		
製造所の所在地		
(法人にあつては)業事に関する業務に責任を有する役員の氏名		
管理者又は責任技術者	氏名	資格
	住所	
申請者法人にあつては、業事に関する業務に責任を有する役員を含む、務に係る項	(1) 法第75条第1項の規定により許可を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者	
	(2) 法第75条の2第1項の規定により登録を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者	
	(3) 禁錆以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなった後、3年を経過していない者	
	法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他薬事	
	(4) に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく处分に違反し、その違反行為があつた日から2年を経過していない者	
	(5) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中等者	
	精神の機能の障害により製造業者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行なうことができる者	
	(7) 製造業者の業務を適切に行なうことができる知識及び経験を有する認められない者	

上記により、**医療機器**の製造業の登録を申請します。  
体外診断用医薬品

年 月 日

住 所 法人にあつては、主  
たる事務所の所在地  
氏 名 法人にあつては、名  
称及び代表者の氏名

都道府県知事

### (注意)

- 用紙の大きさは、A4をすること。
  - この申請書は、正本1通提出すること。
  - 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
  - 管理士又は責任技術者の資格欄には、管理者にあつてはその者が薬剤師であるときはその者の薬剤師名簿の登録番号及び登録年月日を、責任技術者にあつてはその者が第11条の52第1項から第3項までの各号のいずれに該当するかを記載すること。
  - 申請者の欠格条項の(1)欄から(7)欄までは、当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときは、(1)欄及び(2)欄にあつてはその理由及び年月日、(3)欄にあつてはその罪、罰、刑の確定年月日及びその執行を終りや、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を、(4)欄にあつてはその違反の事実及び違反した年月日を記載すること。
  - 設立の業種を行なう製造所である場合は備考欄に「設計」と記載すること。

様式第六十三の三(第二百四十四条の十関係)  
登録番号

医療機器 製造業登録証  
体外診断用医薬品

氏名(法人にあつては、その名称)  
製造所の名称  
製造所の所在地

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2の3第1項の規定により登録された 医療機器 製造業者であることを証明する。

年 月 日

都道府県知事 印

有効期間 年 月 日から  
年 月 日まで

様式第六十三の四(第二百四十四条の十三関係)

医療機器 製造業 登録更新申請書  
体外診断用医薬品

登録番号及び年月日		
製造所の名称		
製造所の所在地		
(法人にあつては) 事業に関する業務に 責任を有する役員の氏名		
管理者又は責任技術者	氏名	資格
住 所		
申請者の 業務に 責任を 有する 役員を 含む こと	(1) 法第75条第1項の規定により許可を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者	
	(2) 法第75条の2第1項の規定により登録を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者	
	(3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後、3年を経過していない者	
	(4) に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく处分に違反し、その違反行為があつた日から3年を経過していない者	
	(5) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者	
	(6) 精神の機能の障害により製造業者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行なうことができない者	
	(7) 製造業者の業務を適切に行なうことができる知識及び経験を有すると認められない者	
	備考	

上記により、医療機器 の製造業の登録の更新を申請します。  
体外診断用医薬品

年 月 日

住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

都道府県知事 殿

様式第六十三の五（第二百四十四条の十五関係）

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この申請書は、正本1通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 4 管理者又は責任技術者の資格欄には、管理者にあつてはその者が薬剤師であるときはその者の薬剤師名簿の登録番号及び登録年月日を、責任技術者にあつてはその者が第114条の52第1項から第3項までの各号のいずれに該当するかを記載すること。
- 5 申請者の欠格条項の(1)欄から(7)欄までは、当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときは、(1)欄及び(2)欄にあつてはその理由及び年月日を、(3)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を、(4)欄にあつてはその違反の事実及び違反した年月日を記載すること。
- 6 設計の業務を行う製造所である場合は備考欄に「設計」と記載すること。

様式第六十三の五(第二百四十四条の十五関係)  
Form No.63-5 (related to Article 114-15)

収入印紙 revenue stamp	医療機器 外國製造業者 登録申請書 in vitro diagnostic manufacturer
-----------------------	--

Application for the registration of foreign medical device  
in vitro diagnostic manufacturer

製造所の名称 Name of the manufacturing establishment		
製造所の所在地 Location of the manufacturing establishment		
製造所の責任者 The person responsible for the manufacturing establishment	氏名 Name	住所 Address
(1) 法第75条の4第1項の規定により認定を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者 Applicant whose accreditation was canceled pursuant to the provision of Article 75-4, Paragraph 1 and who is awaiting a lapse of 3 years from the date of said rescission		
(2) 法第75条の5第1項の規定により登録を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者 Applicant whose registration was canceled pursuant to the provision of Article 75-5, Paragraph 1 and who is awaiting a lapse of 3 years from the date of said rescission		
(3) 禁錆以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後、3年を経過していない者 Applicant who has a history of a court sentence of imprisonment on severe punishment and has not passed 3 years since the execution was completed or no longer received		
(4) 法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他薬事に関する法令で該令で定めるもの又はこれに基づく処分に違反し、その違反行為があつた日から2年を経過していない者 Applicant who has a history of violation of Law, Narcotics and Psychotropics Control Law, Poisons and Deleterious Substances Control Law or other laws and regulations related to pharmaceutical affairs specified by Cabinet Order and has not passed 2 years since its date of the disposition		
(5) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中患者 Addict on narcotics, cannabis, opium or stimulant		
(6) 精神の機能の障害により外国製造業者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 Applicant who cannot properly perform the necessary recognition, judgement and communication to perform the work of foreign manufacturers properly due to mental dysfunction		
(7) 外國製造業者の業務を適切に行うことができる知識及び経験を有すると認められない者 Applicant who is not recognized as having knowledge and experience to properly carry out the work of foreign manufacturers		
備 Remarks		

上記により、医療機器の外國製造業者の登録を申請します。

I hereby apply for the registration of the foreign medical device in vitro diagnostic manufacturer indicated above.

年 Year	月 Month	日 Day	邦文 Japanese
住所 Address			外國文 Foreign language 〔法人にあつては、主たる事務所の所在地 Location of the head office in case of a corporation〕
氏名 Name			邦文 Japanese 外國文 Foreign language 〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名 Name and name of its representative in case of a corporation〕

厚生労働大臣 殿  
To Minister of Health, Labour and Welfare

(注意)  
(Notes)

1 用紙の大きさは、A4とすること。

Use paper of Japanese Industrial Standards Size A4.

2 この申請書は、正副2通提出すること。

Applicant should submit one original and one copy of it.

3 文字は、墨、インク等を用い、邦文にあつては、楷書ではつきりと書くこと。

Fill in the form with clear writing with inks, etc.,.

4 収入印紙は、正本のみ貼り、消印をしないこと。

Put revenue stamp only on the original and do not cancel it.

5 申請者の欠格条項の(1)欄から(7)欄までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときは(1)欄及び(2)欄にあつてはその理由及び年月日を、(3)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を、(4)欄にあつてはその違反の事実及び違反した年月日を記載すること。

Describe "No" in each column of (1), (2), (3), (4), (5), (6) and (7) if an applicant doesn't meet any conditions of its disqualifications. If an applicant meets one or more conditions of its disqualifications, describe as below.

Column (1) and (2) : The date (year, month, day) and its ground for the cancellation.

Column (3) : The date (year, month, day) of the final judgment of the crime, sentence and the date (year, month, day) of the completion of its execution.

Column (4) : The fact and the date (year, month, day) of its violation(s).

様式第六十三の六(第二百四十四条の十六関係)

Form No. 63-6 (related to Article 114-16)

登録番号

Number of registration

医療機器  
体外診断用医薬品

外国製造業者登録証  
Registration certificate of foreign medical device in vitro diagnostic manufacturer

氏名(法人にあつては、その名称)  
Name (Name of corporation)

製造所の名称  
Name of the manufacturing establishment

製造所の所在地  
Location of the manufacturing establishment

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2の4の規定により登

録された 体外診断用医薬品  
It is certified that the above manufacturer is certificated foreign medical device in vitro diagnostic

manufacturer pursuant to Article 23-2-4 of the Act on Securing Quality, Efficacy and Safety of Pharmaceuticals, Medical Devices, Regenerative and Cellular Therapy Products, Gene Therapy Products, and Cosmetics.

年 Year 月 Month 日 Day

厚生労働大臣 印  
Minister of Health, Labour and Welfare

有効期間  
Valid Period From 年 Year 月 Month 日 Day から

until 年 Year 月 Month 日 Day まで

株式第六十三の七（第一百四十二条の十六関係）

様式第六十三の七(第一百四十二条の十六関係)

Form No.63-7 (related to Article 114-16)

収入印紙  
revenue stamp 医療機器  
medical device 外国製造業者 登録更新申請書  
Application for the registration renewal of the foreign medical device manufacturer  
in vitro diagnostic

登録番号及び年月日 Number and date of the registration	
製造所の名称 Name of the manufacturing establishment	
製造所の所在地 Location of the manufacturing establishment	
製造所の責任者 The person responsible for the manufacturing establishment	
申請者(法人にあつては、薬事に関する業務を有する者を含む)の欠格条項 Applicant's disqualifications (including those of the executives responsible for the services of pharmaceutical affairs in case of a corporation)	(1) 法第75条の4第1項の規定により認定を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者 Applicant whose accreditation was canceled pursuant to the provision of Article 75-4, Paragraph 1 and who is awaiting a lapse of 3 years from the date of said rescission  (2) 法第75条の5第1項の規定により登録を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者 Applicant whose registration was canceled pursuant to the provision of Article 75-5, Paragraph 1 and who is awaiting a lapse of 3 years from the date of said rescission  (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた後、3年を経過していない者 Applicant who has a history of a court sentence of imprisonment on severe punishment and has not passed 3 years since the execution was completed.  (4) 法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他の業務に関する法令で政令で定めるも又は其に基づく处分に違反し、その違反行為があつた日から2年を経過していない者 Applicant who has a history of violation of Law, Narcotics and Psychotropics Control Law, Poisons and Deleterious Substances Control Law or other laws and regulations related to pharmaceutical affairs specified by Cabinet Order and has not passed 2 years since its date of the disposition.  (5) 麻薬、大麻、あんこ又は覚醒剤の中毒者 Addict on narcotics, cannabis, opium or stimulant  (6) 精神の機能の障害により外国製造業者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行なうことができない者 Applicant who cannot properly perform the necessary recognition, judgement and communication to perform the work of foreign manufacturers properly due to mental dysfunction  (7) 外国製造業者の業務を行なうことができる知識及び経験を有すると認められない者 Applicant who is not recognized as having knowledge and experience to properly carry out the work of foreign manufacturers
備考 Remarks	

上記により、医療機器の外国製造業者の登録の更新を申請します。

I hereby apply for the registration renewal of the foreign medical device manufacturer  
in vitro diagnostic

indicated above.

年月日  
Year Month Day

邦文  
Japanese

住所  
Address

外國文  
Foreign language

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地  
〔Location of the head office in case of a corporation〕〕

邦文  
Japanese

氏名  
Name

外國文  
Foreign language

〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名  
〔Name and name of its representative in case of a corporation〕〕

厚生労働大臣 殿  
To Minister of Health, Labour and Welfare

(注意)  
(Notes)

- 用紙の大きさは、A4とすること。  
Use paper of Japanese Industrial Standards Size A4.
- この申請書は、正副2通提出すること。  
Applicants should submit one original and one copy of it.
- 字は、墨、インク等を用い、邦文にあつては、楷書ではつきりと書くこと。  
Fill in the form with clear writing with inks, etc.,.
- 収入印紙は、正本のみ貼り、消印をしないこと。  
Put revenue stamp only on the original and do not cancel it.
- 申請者の欠格条項の(1)欄から(7)欄までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときは、(1)欄及び(2)欄にあつてはその理由及び年月日を、(3)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を、(4)欄にあつてはその違反の事実及び違反した年月日を記載すること。  
Describe "No" in each column of (1), (2), (3), (4), (5), (6) and (7) if an applicant doesn't meet any conditions of its disqualifications. If an applicant meets one or more conditions of its disqualifications, describe as below.  
Column (1) and (2): The date (year, month, day) and its ground for the cancellation.  
Column (3) : The date (year, month, day) of the final judgment of the crime, sentence and the date (year, month, day) of the completion of its execution.  
Column (4) : The fact and the date (year, month, day) of its violation(s).

様式第六十三の八(一)(第二百四十二条の十七関係)

取 入 印 紙	医療機器製造販売承認申請書	
類別欄		
名 称	一般的 名 称	
販 売 名		
使 用 目 的 又 は 効 果		
形 状 、 構 造 及 び 原 理		
原 材 料		
性能及び安全性に関する規格		
使 用 方 法		
保 管 方 法		
製 造 方 法		
製造販売する品目の製造所	名 称	登 録 番 号
備 考		

上記により、医療機器の製造販売の承認を申請します。

年　月　日

住 所  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
 氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

厚生労働大臣 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この申請書は、正本1通及び副本2通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 4 収入印紙は、正本にのみ貼り、消印をしないこと。
- 5 類別欄には、令別表第一による類別を記載すること。
- 6 製造販売品目が外国から輸入される細胞組織医療機器であるときは、製造方法欄に当該品目の輸入先の国名、製造販売業者又は製造業者の氏名及び輸入先における販売名を記載すること。
- 7 保管方法及び有効期間欄には、特定の保管方法によらなければその品質を確保することが困難である医療機器又は特に有効期間を定める必要のある医療機器についてのみ記載すること。
- 8 製造販売する品目の製造所欄について、当該製造所が複数あるときは、それぞれについて記載すること。
- 9 法第23条の2の6の2第1項又は第23条の2の8第1項の規定により法第23条の2の5第1項の承認を申請しようとするときは、備考欄にその旨を記載すること。

様式第六十三の八(二)(百四条の十七関係)

取入印紙	体外診断用医薬品製造販売承認申請書	
名称 販売名	一般的名称	
使用目的		
形状、構造及び原理		
反応系に関与する成分		
品目仕様		
使用方法		
製造方法		
保管方法及び有効期間		
製造販売する品目の製造所	名称	登録番号
備考		

上記により、体外診断用医薬品の製造販売の承認を申請します。

年月日

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

厚生労働大臣 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この申請書は、正本1通及び副本2通、提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 4 収入印紙は、正本にのみ貼り、消印をしないこと。
- 5 保管方法及び有効期間欄には、特定の保管方法によらなければその品質を確保することが困難である体外診断用医薬品又は特に有効期間を定める必要のある体外診断用医薬品についてのみ記載すること。
- 6 製造販売する品目の製造所欄について、当該製造所が複数あるときは、それぞれについて記載すること。
- 7 薬局開設者にあつては、備考欄にその薬局の名称、許可番号及び許可年月日を記載すること。
- 8 法第23条の2の6の2第1項又は第23条の2の8第1項の規定より法第23条の2の5第1項の承認を申請しようとするときは、備考欄にその旨を記載すること。

## 様式第六十三の九（一）（第二百四十四条の二十四関係）

収入印紙  
医療機器製造販売承認事項一部変更承認申請書

承認番号		承認年月日	
類別			
名称	一般的名称		
販売名			
使用目的又は効果			
形状、構造及び原理			
原材 料			
性能及び安全性に関する規格			
使用方法			
保管方法及び有効期間			
製造方法			
	名称	登録番号	
製造販売する品目の製造所			
備考			

上記により、医療機器の製造販売の承認事項の一部変更の承認を申請します。

年月日

住所  
（法人にあつては、主たる事務所の所在地）  
氏名  
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

厚生労働大臣 殿  
(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この申請書は、正本1通及び副本2通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 4 収入印紙は、正本にのみ貼り、消印をしないこと。
- 5 変更のない事項については、「変更なし」と記載すること。

## 様式第六十三の九（二）（第二百四十四条の二十四関係）

収入印紙  
体外診断用医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請書

承認番号		承認年月日	
名称	一般的名称		
販売名			
使用目的			
形状、構造及び原理			
反応系に関する成分			
品目仕様			
使用方法			
製造方法			
保管方法及び有効期間			
製造販売する品目の製造所	名称	登録番号	
備考			

上記により、体外診断用医薬品の製造販売の承認事項の一部変更の承認を申請します。

年月日

住所  
（法人にあつては、主たる事務所の所在地）  
氏名  
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

厚生労働大臣 殿  
(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この申請書は、正本1通及び副本2通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 4 収入印紙は、正本にのみ貼り、消印をしないこと。
- 5 変更のない事項については、「変更なし」と記載すること。

## 様式第六十三の十一（一）（第二百四条の二十六関係）

医療機器製造販売承認事項軽微変更届書

承認番号		承認年月日	
類別			
名称	一般的名称		
販売名			
変更内容	事項	変更前	変更後
変更年月日			
変更理由			
備考			

上記により、医療機器の製造販売の承認事項の軽微な変更の届出をします。

年月日

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この届書は、正副2通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 4 類別欄には、令別表第一による類別を記載すること。

## 様式第六十三の十一（二）（第二百四条の二十六関係）

体外診断用医薬品製造販売承認事項軽微変更届書

承認番号		承認年月日	
名称	一般的名称		
販売名			
変更内容	事項	変更前	変更後
変更年月日			
変更理由			
備考			

上記により、体外診断用医薬品の製造販売の承認事項の軽微な変更の届出をします。

年月日

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この届書は、正副2通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

## 様式第六十三の十一(第百十四条の二十八関係)

医療機器適合性調査申請書  
体外診断用医薬品

主たる機能を有する事務所の名称				
主たる機能を有する事務所の所在地				
製造販売業の許可番号及び年月日				
申請品目	一般的名称			
	販売亮名			
	承認申請受付番号又は承認番号			
承認申請年月日又は承認年月日				
区分				
製造所	名称	所在地	登録番号	製造工程
調査手数料金額				
備考				

上記により、医療機器の適合性調査を申請します。

年月日

住所  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
氏名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 殿

(注意)

1 用紙の大きさは、A4とすること。

2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令において定める適合性調査手数料を機構の口座に払い込んだことを証する書類の写しを裏面に貼付すること。

様式第六十三の十二(第百十四条の二十九、第百十四条の三十八関係)  
医療機器適合性調査結果通知書  
体外診断用医薬品

名称	一般的名称			
	販売亮名			
区分				
追加的調査項目				
承認申請年月日又は承認年月日				
適合性調査申請年月日				
製造販売業者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 製造販売業者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)				
製造販売業の許可番号及び年月日				
調査を行った製造販売業者に係る事務所、製造所その他の施設	名称	所在地	登録番号及び年月日	製造工程
調査報告書番号				
調査結果				
備考				

上記により、医療機器の適合性調査の結果を通知します。

年月日

適合性調査権者

厚生労働大臣 殿  
都道府県知事

(注意)

1 用紙の大きさは、A4とすること。

2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

3 登録番号及び年月日欄及び製造工程欄は、調査を行った施設が法第二十三条の二の三第一項又は法第二十三条の二の四第一項の規定により登録を受けた製造所である場合に記載すること。

## 様式第六十三の十三(第百十四条の三十三関係)

第 号

再製造単回使用医療機器定期確認  
追 加 的 調査結果証明書申請者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
申請者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

調査申請年月日					
調査を行つた品目	一般的名称				
	販売名				
	承認番号				
区分					
製造所		名称	所在地	登録番号	製造工程
基準適合証番号					
再製造単回使用医療機器定期確認 追 加 的 調査項目					
調査結果					
備考					

上記により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2の5第9項に基づく調査の結果を証明する。

年 月 日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 印

(注意) 用紙の大きさは、A4とすること。

## 様式第六十三の十四(第百十四条の三十四関係)

第 号

基 準 適 合 証

申請者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

申請者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

調査を行つた品目	一般的名称				
	販売名				
	承認番号				
区分					
製造所		名称	所在地	登録番号	製造工程

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の六第一項の規定により、上記の 医療機器 に係る同項各号に規定する 医療機器 が、同法第二十三条の二の五第二項第四号に規定する基準に適合していことを証明する。

年 月 日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 印

有効期間 年 月 日から  
年 月 日まで

(注意) 用紙の大きさは、A4とすること。

## 様式第六十三の十五(第百十四条の三十七関係)

医療機器承認審査申請書  
体外診断用医薬品

区分	類別	名称		審査手数料又は調査手数料の金額
		一般的名称	販売名	
審査手数料及び調査手数料合計金額				

上記により、医療機器の承認に係る審査を申請します。

年月日

住所  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
氏名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 区分欄には、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令において定める区分を記載すること。
- 4 類別欄には、医療機器にあつては、令別表第一による類別を記載し、体外診断用医薬品にあつては、「なし」と記載すること。
- 5 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令において定める手数料を機構の口座に払い込んだことを証する書類の写しを裏面に貼付すること。

## 様式第六十三の十六(第百十四条の三十八関係)

医療機器承認審査等結果通知書  
体外診断用医薬品

類別	
一般的名称	
販売名	
申請者名	
承認申請年月日	
審査等結果	
備考	

上記により、医療機器の承認に係る審査等の結果を通知します。  
年月日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長

厚生労働大臣 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 類別欄には、医療機器にあつては、令別表第一による類別を記載し、体外診断用医薬品にあつては、「なし」と記載すること。

## 様式第六十三の十七(第二百四十四条の三十九関係)

収入印紙 医療機器 使用成績評価申請書  
体外診断用医薬品

承認番号		承認年月日	
		承認事項一部変更年月日	
類別			
名	一般的名称		
称	販売名		
備考			

上記により、医療機器の使用成績評価を申請します。  
体外診断用医薬品

年月日

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
氏名 (法人にあつては、名稱及び代表者の氏名)

厚生労働大臣 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この申請書は、正本1通及び副本2通提出すること。
- 3 文字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 4 収入印紙は、申請書の正本にのみ貼り、消印をしないこと。
- 5 類別欄には、医療機器にあつては、令別表第一による類別を記載し、体外診断用医薬品にあつては、「なし」と記載すること。

## 様式第六十三の十八(第二百四十四条の四十四関係)

医療機器 使用成績評価 確認申請書  
体外診断用医薬品

区分	類別	名称		確認手数料又は調査手数料の金額
		一般的名称	販売名	
確認手数料又は調査手数料合計金額				

上記により、医療機器の使用成績評価に係る確認調査を申請します。  
体外診断用医薬品

年月日

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
氏名 (法人にあつては、名稱及び代表者の氏名)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 文字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 区分欄には、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令において定める区分を記載すること。
- 4 類別欄には、医療機器にあつては、令別表第一による類別を記載し、体外診断用医薬品にあつては、「なし」と記載すること。
- 5 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令において定める手数料を機構の口座に払い込んだことを証する書類の写しを裏面に貼付すること。

## 様式第六十三の十九（第百十四条の四十五関係）

医療機器 使用成績評価 確認等 結果 通知書  
体外診断用医薬品

類別	
名称	一般的名称
	販売名
申請者名	
使用成績評価申請年月日	
確認等結果	
備考	

上記により、医療機器 の使用成績評価に係る確認等の結果を通知します。  
年 月 日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長

厚生労働大臣 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 類別欄には、医療機器にあつては、令別表第一による類別を記載し、体外診断用医薬品にあつては、「なし」と記載すること。

## 様式第六十三の十九の二(一)（第百十四条の四十五の一関係）

医療機器変更計画確認申請書

収入印紙			
承認番号		承認年月日	
類別			
名称	一般的名称		
	販売名		
使用目的又は効果			
形状、構造及び原理			
原材料			
性能及び安全性に関する規格			
使用方法			
保管方法及び有効期間			
製造方法			
製造販売する品目の製造所	名称	登録番号	
備考			

上記により、医療機器変更計画の確認を申請します。

年 月 日

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
氏名 (法人にあつては、名)  
(称及び代表者の氏名)

厚生労働大臣 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この申請書は、正本1通及び副本2通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 4 収入印紙は、正本にのみ貼り、消印をしないこと。
- 5 変更のない事項については「変更なし」と記載すること。

様式第六十三の十九の二(二)(第一百四十四条の四十五条の二関係)

収入印紙 体外診断用医薬品変更計画確認申請書

承認番号	承認年月日	
名称	一般的名称 販売名	
使用目的		
形状、構造及び原理		
反応系に関する成分		
品目仕様		
使用方法		
保管方法及び有効期間		
製造方法		
製造販売する品目の製造所	名称	登録番号
備考		

上記により、体外診断用医薬品変更計画の確認を申請します。

年月日

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

厚生労働大臣 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この申請書は、正本1通及び副本2通提出すること。
- 3 文字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 4 収入印紙は、正本のみ貼り、消印をしないこと。
- 5 変更のない事項については「変更なし」と記載すること。

様式第六十三の十九の三(一)(一百四十四条の四十五条の二関係)

収入印紙 医療機器変更計画確認事項変更確認申請書

変更計画確認番号	変更計画確認年月日	
承認番号	承認年月日	
類別		
名称	一般的名称 販売名	
使用目的又は効果		
形状、構造及び原理		
原材料		
性能及び安全性に関する規格		
使用方法		
保管方法及び有効期間		
製造方法		
製造販売する品目の製造所	名称	登録番号
備考		

上記により、医療機器変更計画の変更の確認を申請します。

年月日

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

厚生労働大臣 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この申請書は、正本1通及び副本2通提出すること。
- 3 文字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 4 収入印紙は、正本のみ貼り、消印をしないこと。
- 5 変更のない事項については、「変更なし」と記載すること。

様式第六十三条の十九の三(二)(第一百四十四条の四十五条の二関係)

収入印紙		体外診断用医薬品変更計画確認事項変更確認申請書	
変更計画確認番号			変更計画確認年月日
承認番号		承認年月日	
名称	一般的名称		
	販売名		
使用目的			
形状、構造及び原理			
反応系に関与する成分			
品目仕様			
使用方法			
保管方法及び有効期間			
製造方法			
製造販売する品目の製造所		名	登録番号
備考			

上記により、体外診断用医薬品変更計画の変更の確認を申請します。

年月日

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

厚生労働大臣 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この申請書は、正本1通及び副本2通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 4 収入印紙は、正本にのみ貼り、消印をしないこと。
- 5 変更のない事項については、「変更なし」と記載すること。

様式第六十三条の十九の四(一)(一百四十四条の四十五条の七関係)

医療機器変更計画確認事項軽微変更届

変更計画確認番号			変更計画確認年月日
承認番号		承認年月日	
類別			
名 称	一般的名称		
	販売名		
変更内容	事項	変更前	変更後
変更理由			
備考			

上記により、医療機器変更計画の軽微な変更の届出をします。

年月日

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この届出書は、正刷2通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 4 類別欄には、令別表第一による類別を記載すること。

様式第六十三条の十九の四（二）（第一百四十四条の四十五条の七関係）

様式第六十三条の十九の四（二）（第一百四十四条の四十五条の七関係）

体外診断用医薬品変更計画確認事項軽微変更届

変更計画確認番号		変更計画確認年月日	
承認番号		承認年月日	
名	一般的名称		
称	販売名		
変更内容	事項	変更前	変更後
変更理由			
備考			

上記により、体外診断用医薬品変更計画の軽微な変更の届出をします。

年 月 日

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名稱及び代表者の氏名）

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 殿

（注意）

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この届出書は、正副2通提出すること。
- 3 文字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

様式第六十三条の十九の五（第一百四十四条の四十五条の九関係）

様式第六十三条の十九の五（第一百四十四条の四十五条の九関係）

医療機器 変更計画適合性確認申請書

主たる機能を有する事務所の名称				
主たる機能を有する事務所の所在地				
製造販売業の許可番号及び年月日				
一般的名称				
販売名				
申請品目	承認番号			
承認年月日				
変更計画確認番号				
変更計画確認年月日				
区分				
製造所	名称	所在地	登録番号	製造工程
確認手数料金額				
備考				

上記により、医療機器 の変更計画適合性確認を申請します。

年 月 日

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名稱及び代表者の氏名）

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 殿

（注意）

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 文字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料金において定める適合性調査手数料を機構の口座に払い込んだことを証する書類の写しを裏面に貼付すること。

様式第六十三の十九の六（第二百四十四条の四十五の九関係）

第 号

医療機器 変更計画適合性確認結果通知書  
体外診断用医薬品

名 称	一般的名称 販売名			
区 分				
調査項目				
変更計画確認番号				
変更計画適合性確認申請年月日				
製造販売業者の氏名(法人にあつては、 名称及び代表者の氏名)				
製造販売業者の住所(法人にあつては、 主たる事務所の所在地)				
製造販売業の許可番号及び年月日				
調査を行った製造所	名 称	所 在 地	登録番号及び年月日	製 工 程
確認報告書番号				
確認結果				
備考				

上記により、医療機器の変更計画適合性確認の結果を通知します。

年 月 日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長

印

住所  
（法人にあつては、主たる事務所の所在地）  
氏名  
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 登録番号及び年月日欄及び製造工程欄は、調査を行った施設が法第23条の2の3第1項又は法第23条の2の4第1項の規定により登録を受けた製造所である場合に記載すること。

様式第六十三の十九の七（第二百四十四条の四十五の十関係）

第 号

医療機器 変更計画適合性確認結果通知書  
体外診断用医薬品

名 称	一般的名称 販売名			
区 分				
調査項目				
変更計画確認番号				
変更計画適合性確認申請年月日				
製造販売業者の氏名(法人にあつては、名称 及び代表者の氏名)				
製造販売業者の住所(法人にあつては、主た る事務所の所在地)				
製造販売業の許可番号及び年月日				
調査を行った製造所	名 称	所 在 地	登録番号及び年月日	製 工 程
確認報告書番号				
確認結果				
備考				

上記により、医療機器の変更計画適合性確認の結果を通知します。

年 月 日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長

都道府県知事 殿  
(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 登録番号及び年月日欄及び製造工程欄は、調査を行った施設が法第23条の2の3第1項又は法第23条の2の4第1項の規定により登録を受けた製造所である場合に記載すること。

### 様式第六十三の十九の八(第百十四条の四十五の十四関係)

医療機器  
体外診断用医薬品 変更計画に従つた変更に係る届書

承 認 番 号			承 認 年 月 日				
類 別							
名 称	一 般 的 名 称						
	販 売 名						
變 更 内 容	事 項	變	更	前	變	更	後
變 更 計 画 確 認 番 号			變 更 計 画 確 認 年 月 日				
備 考							

上記により、 医療機器 変更計画に従つた変更に係る届出をします。  
体外診断用医薬品

年      月      日

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

厚生労働大臣

(注音)

- 用紙の大きさは、A4とすること。
  - この届書は、正副2通提出すること。
  - 字は、墨、インク等を用い、横書きではつきりと書くこと。

### 様式第六十三の十九の九（一）（第一百十四条の四十五の十五関係）

### 様式第六十三の十九の九(一)(第百十四条の四十五の十五関係)

医療機器 変更計画の確認申請書  
体外診断用医薬品

上記により、医療機器変更計画の確認を申請します。  
体外診断用医薬品

年      月      日

住所〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 殿

(注音)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
  - 2 文字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
  - 3 区分欄には、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料において定める区分を記載すること。
  - 4 類別欄には、医療機器にあっては、令表別第一による類別を記載し、体外診断用医薬品にあっては、「なし」を記述すること。
  - 5 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料において定める手数料を機構の口座に振り込んだことを証する書類の写しを裏面に貼付すること。

## 様式第六十三の十九の九(二)(第一百十四条の四十五の十五関係)

医療機器 変更計画の変更の確認申請書  
体外診断用医薬品

区分	種類	名称		審査手数料の金額
		一般的名称	販売名	
審査手数料合計				
審査手数料合計				

上記により、医療機器 変更計画の変更の確認を申請します。  
体外診断用医薬品

年 月 日

住所 [法人にあつては、主たる事務所の所在地]

氏名 [法人にあつては、名称及び代表者の氏名]

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 区分欄には、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令において定める区分を記載すること。
- 4 類別欄には、医療機器にあつては、令別表第一による類別を記載し、体外診断用医薬品にあつては、「なし」と記載すること。
- 5 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令において定める手数料を機構の口座に振り込んだことを証する書類の写しを裏面に貼付すること。

## 様式第六十三の十九の十(第一百十四条の四十五の十六関係)

第 号

医療機器 変更計画確認結果通知書  
体外診断用医薬品

承認番号	承認年月日
類別	
名前	一般的名称
称	販売名
申請者名	
変更計画確認申請年月日	
確認結果	
備考	

上記により、医療機器 変更計画に係る確認の結果を通知します。  
体外診断用医薬品

年 月 日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長

厚生労働大臣 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 類別欄には、医療機器にあつては、令別表第一による類別を記載し、体外診断用医薬品にあつては、「なし」と記載すること。

## 様式第六十三の十九の十一（第一百四条の四十五の十六関係）

第 号

医療機器 変更計画適合性確認結果通知書  
体外診断用医薬品

名 称	一般的名称
販 売 名	
区 分	
調 査 項 目	
変 更 計 画 確 認 番 号	
変更計画適合性確認申請年月日	
製造販売業者の氏名(法人にあつては、 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名 )	
製造販売業者の住所(法人にあつては、 主たる事務所の所在地)	
製造販売業の許可番号及び年月日	
調査を行った製造所	名 称 所 在 地 登録番号及び年月日 製造工 程
確 認 報 告 書 番 号	
確 認 結 果	
備 考	

上記により、医療機器 変更計画適合性確認の結果を通知します。  
年 月 日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長

厚生労働大臣 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 登録番号及び年月日欄及び製造工欄は、調査を行った施設が法第23条の2の3第1項又は法第23条の2の4第1項の規定により登録を受けた製造所である場合に記載すること。

## 様式第六十三の十九の十二（第一百四条の四十五の十六関係）

医療機器 変更計画による変更の届出受理通知書  
体外診断用医薬品

承 認 番 号	承 認 年 月 日
類 別	
名 称	一般的名称
販 売 名	
変 更 計 画 確 認 申 請 年 月 日	
変 更 計 画 確 認 番 号	
届 出 者 名	
備 考	

上記により、医療機器 変更計画による変更の届出受理について通知します。  
年 月 日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長

厚生労働大臣 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

## 様式第六十三の二十(第百十四条の四十六関係)

医療機器 製造販売承認承継届書  
体外診断用医薬品

承継品目	類別	名称		承認番号	承認年月日
		一般的名称	販売名		
承継理由					
承継日					
被承継者					
被承継者の製造販売業の許可番号					
備考					

上記により、医療機器 の製造販売の承認の承継の届出をします。  
年 月 日住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

厚生労働大臣 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この届書は、正副2通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 4 承継品目欄には、次により記載すること。
  - (1) 類別欄には、医療機器にあつては、令別表第一による類別により記載し、体外診断用医薬品にあつては、「なし」と記載すること。
  - (2) 品目が2以上あるときは、承認年月日の順に記載すること。
- 5 承継日欄には、相続の場合にあつては相続日を、その他の場合にあつては承継予定日を記載すること。
- 6 被承継者欄には、被承継者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)を記載すること。
- 7 備考欄には、被承継者の被承継品目の製造販売に係る主たる機能を有する事務所の名称及び所在地を記載すること。

## 様式第六十三の二十一（一）（第百四十四条の四十七関係）

## 医療機器製造販売届書

製造販売業の許可の種類	
製造販売業の許可番号及び年月日	
類別	
名称	一般的名称
	販売名
使用目的又は効果	
形状、構造及び原理	
原材料	
性能及び安全性に関する規格	
使用方法	
保管方法及び有効期間	
製造方法	
製造販売する品目の製造所	名称
	登録番号
備考	

上記により、医療機器の製造販売の届出をします。

年月日

住所  
 法人にあつては、主たる事務所の所在地  
 氏名  
 法人にあつては、名称及び代表者の氏名

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この届書は、正副2通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 4 製造販売業の許可の種類欄には、法第23条の2第1項に掲げる許可の種類のうち該当するものを記載すること。

## 様式第六十三の二十一（二）（第百四十四条の四十七関係）

## 体外診断用医薬品製造販売届書

製造販売業の許可番号及び年月日	
名称	一般的名称
	販売名
使用目的	
形状、構造及び原理	
反応系に関する成分	
品目仕様	
使用方法	
製造方法	
保管方法及び有効期間	
製造販売する品目の製造所	名称
	登録番号
備考	

上記により、体外診断用医薬品の製造販売の届出をします。

年月日

住所  
 法人にあつては、主たる事務所の所在地  
 氏名  
 法人にあつては、名称及び代表者の氏名

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この届書は、正副2通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

様式第六十三の二十二(一)(百四十四条の七十二関係)  
 収入印紙  
 外国製造医療機器製造販売承認申請書

類別		
名称	一般的名称	
販売名		
使用目的又は効果		
形状、構造及び原理		
原材料		
性能及び安全性に関する規格		
使用方法		
保管方法及び有効期間		
製造方法		
製造販売する品目の製造所	名称	登録番号
備考欄		

上記により、外国製造医療機器の製造販売の承認を申請します。

年月日

邦文 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

(法人にあつては、主)  
(たる事務所の所在地)

邦文 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

(法人にあつては、名)  
(称及び代表者の氏名)

選任外国製造医療機器等製造販売業者

住所 \_\_\_\_\_

(法人にあつては、主)  
(たる事務所の所在地)

氏名 \_\_\_\_\_

(法人にあつては、名)  
(称及び代表者の氏名)

厚生労働大臣 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この申請書は、正本1通及び副本2通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、邦文にあつては、楷書ではつきりと書くこと。
- 4 収入印紙は、申請書の正本のみ貼り、消印をしないこと。
- 5 類別欄には、令別表第一による類別を記載すること。
- 6 保管方法及び有効期間欄には、特定の保管方法によらなければその品質を確保することが困難である医療機器又は特に有効期間を定める必要がある医療機器についてのみ記載すること。
- 7 法第23条の2の6の2第1項又は法第23条の2の20第1項において準用する法第23条の2の8第1項の規定により法第23条の2の17第1項の申請をしようとするときは、備考欄にその旨を記載すること。

## 様式第六十三の二十二(二) (第百四十二条の七十二関係)

取 入 印 紙	外国製造体外診断用医薬品製造販売承認申請書
------------------	-----------------------

名 称	一 般 的 名 称	
販 売 名		
使 用 目 的		
形 状 、 構 造 及 び 原 理		
反応 系 に 関 与 す る 成 分		
品 目 仕 様		
使 用 方 法		
製 造 方 法		
保管方法及び有効期間	名 称	登 録 番 号
製造販売する品目の製造所		
備 考		

上記により、外国製造体外診断用医薬品の製造販売の承認を申請します。  
年 月 日

邦文 \_\_\_\_\_

住所 外国文 \_\_\_\_\_

(法人にあつては、主)

(たる事務所の所在地)

邦文 \_\_\_\_\_

外國文 \_\_\_\_\_

(法人にあつては、名)

(称及び代表者の氏名)

選任外国製造医療機器等製造販売業者

住所 (法人にあつては、主)

(たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名)

(称及び代表者の氏名)

厚生労働大臣 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この申請書は、正本1通及び副本2通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、邦文にあつては、楷書ではつきりと書くこと。
- 4 収入印紙は、申請書の正本にのみ貼り、消印をしないこと。
- 5 保管方法及び有効期間欄には、特定の保管方法によらなければその品質を確保することが困難である体外診断用医薬品又は特に有効期間を定める必要のある体外診断用医薬品についてのみ記載すること。
- 6 法第23条の2の6の2第1項又は法第23条の2の20第1項において準用する法第23条の2の8第1項の規定により法第23条の2の17第1項の申請をしようとするときは、備考欄にその旨を記載すること。

## 様式第六十三の二十三(一)(二百四十四条の八十一関係)

収入印紙  
外國製造医療機器製造販売承認事項一部変更承認申請書

承認番号		承認年月日
類別		
一般的名称		
販売名		
使用目的又は効果		
形状、構造及び原理		
原材料		
性能及び安全性に関する規格		
使用方法		
保管方法及び有効期間		
製造方法		
製造販売する品目の製造所	名称	登録番号
備考		

上記により、外國製造医療機器の製造販売の承認事項の一部変更の承認を申請します。

年月日

住所 邦文 \_\_\_\_\_

外国文 \_\_\_\_\_

(法人にあつては、主)

(たる事務所の所在地)

邦文 \_\_\_\_\_

氏名 邦文 \_\_\_\_\_

外国文 \_\_\_\_\_

(法人にあつては、名)

(称及び代表者の氏名)

選任外國製造医療機器等製造販売業者

住所 (法人にあつては、主)

(たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名)

(称及び代表者の氏名)

厚生労働大臣 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この申請書は、正本1通及び副本2通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、邦文にあつては、楷書ではつきりと書くこと。
- 4 収入印紙は、申請書の正本にのみ貼り、消印をしないこと。
- 5 変更のない事項については「変更なし」と記載すること。

## 様式第六十三の二十三(二)（第二百四十四条の八十一関係）

収入印紙  
外國製造体外診断用医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請書

承認番号		承認年月日
名称	一般的名称	
販売名		
使用目的		
形状、構造及び原理		
反応系に関与する成分		
品目仕様		
使用方法		
製造方法		
保管方法及び有効期間		
製造販売する品目の製造所	名称	登録番号
備考		

上記により、外國製造体外診断用医薬品の製造販売の承認事項の一部変更の承認を申請します。

年月日

邦文 \_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_

外国文  
（法人にあつては、主  
たる事務所の所在地）  
邦文 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_  
外国文  
（法人にあつては、名  
称及び代表者の氏名）  
邦文 \_\_\_\_\_

選任外國製造医療機器等製造販売業者  
住所（法人にあつては、主  
たる事務所の所在地）  
氏名（法人にあつては、名  
称及び代表者の氏名）

厚生労働大臣 殿

## (注意)

- 1 収入印紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この申請書は、正本1通及び副本2通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、邦文にあつては、楷書ではつきりと書くこと。
- 4 収入印紙は、申請書の正本にのみ貼り、消印をしないこと。
- 5 変更のない事項については「変更なし」と記載すること。

## 様式第六十三の二十四(一)(第一百四十四条の八十一関係)

外国製造医療機器製造販売承認事項軽微変更届書

承認番号	承認年月日	
類別		
名称	一般的名称	
販売名		
変更内容	事項	変更前
		変更後
変更年月日		
変更理由		
備考		

上記により、外国製造医療機器の製造販売の承認事項の軽微変更の届出をします。

年月日

住所 邦文  
 外国文  
 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
 邦文

氏名 邦文  
 外国文  
 (法人にあつては、名)  
 (称及び代表者の氏名)

選任外国製造医療機器等製造販売業者  
 住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
 氏名 (法人にあつては、名)  
 (称及び代表者の氏名)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この届書は、正副2通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、邦文にあつては、楷書ではつきりと書くこと。
- 4 類別欄には、令別表第一による類別を記載すること。

## 様式第六十三の二十四(二)(第一百四十四条の八十一関係)

外国製造体外診断用医薬品製造販売承認事項軽微変更届書

承認番号	承認年月日	
名称	一般的名称	
販売名		
変更内容	事項	変更前
		変更後
変更年月日		
変更理由		
備考		

上記により、外国製造体外診断用医薬品の製造販売の承認事項の軽微変更の届出をします。

年月日

住所 邦文  
 外国文  
 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
 邦文

氏名 邦文  
 外国文  
 (法人にあつては、名)  
 (称及び代表者の氏名)

選任外国製造医療機器等製造販売業者  
 住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
 氏名 (法人にあつては、名)  
 (称及び代表者の氏名)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この届書は、正副2通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、邦文にあつては、楷書ではつきりと書くこと。

様式第六十三の二十五(第一百四十四条の八十一関係)

外国製造 医療機器 適合性調査申請書  
体外診断用医薬品

主たる機能を有する事務所の名称				
主たる機能を有する事務所の所在地				
製造販売業の許可番号及び年月日				
申請品目	一般的名称			
	販売名			
	承認申請受付番号又は承認番号			
承認申請年月日又は承認年月日				
区分				
製造所	名称	所在地	登録番号	製造工程
調査手数料金額				
備考				

上記により、外国製造 医療機器 の適合性調査を申請します。

年月日

住所 邦文 \_\_\_\_\_

外国文

(法人にあつては、主)

(たる事務所の所在地)

邦文

外国文

(法人にあつては、名)

(称及び代表者の氏名)

選任外国製造医療機器等製造販売業者

住所 (法人にあつては、主)

(たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名)

(称及び代表者の氏名)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、邦文にあつては、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 主たる機能を有する事務所の名称及び所在地欄及び製造販売業の許可番号及び年月日欄には、選任外国製造医療機器等製造販売業者に係るものと記載すること。
- 4 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令において定める適合性調査手数料を機構の口座に払い込んだことを証する書類の写しを裏面に貼付すること。

## 様式第六十三の二十六(第一百四条の八十一関係)

第 号

再製造単回使用医療機器定期確認  
追 加 的 調査結果証明書

申請者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
 申請者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
 選任外国製造医療機器等製造販売業者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
 選任外国製造医療機器等製造販売業者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

調査申請年月日					
調査を行つた品目	一般的名称				
	販売名				
	承認番号				
区分					
製造所	名 称	所 在 地	登録番号	製造工程	
	基準適合証番号				
	再製造単回使用医療機器定期確認 追 加 的 調査項目				
調査結果					
備考					

上記により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の十七第五項により準用する第23条の2の5第9項に基づく調査の結果を証明する。

年 月 日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 印

(注意) 用紙の大きさは、A4とすること。

## 様式第六十三の二十七(第一百四条の八十一関係)

第 号

基 準 適 合 証

申請者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
 申請者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
 選任外国製造医療機器等製造販売業者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
 選任外国製造医療機器等製造販売業者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

調査を行つた品目	一般的名称				
	販売名				
	承認番号				
区分					
製造所	名 称	所 在 地	登録番号	製造工程	

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の十七第五項において準用する第二十三条の二の六第一項の規定により、上記の医療機器に係る同項各号に規定する医療機器が、同法第二十三条の二の五第二項第四号に規定する基準に適合していることを証明する。

年 月 日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 印

有効期間 年 月 日から  
年 月 日まで

(注意) 用紙の大きさは、A4とすること。

様式第六十三の二十八(第二百四十四条の八十一関係)

外国製造 医療機器 製造販売承認 審査 調査 申請書  
体外診断用医薬品

区分	名称		審査手数料又は調査手数料金額
	一般的名称	販売名	
審査手数料又は調査手数料合計金額			

上記により、外国製造 医療機器 の製造販売の承認に係る 審査 を申請します。  
(体外診断用医薬品)

年 月 日

邦文 \_\_\_\_\_

住所 外国文  
(法人にあつては、主)  
(たる事務所の所在地)  
邦文 \_\_\_\_\_氏名 外国文  
(法人にあつては、名)  
(称及び代表者の氏名)  
選任外国製造医療機器等製造販売業者住所 (法人にあつては、主)  
(たる事務所の所在地)  
氏名 (法人にあつては、名)  
(称及び代表者の氏名)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とする。
- 2 字は、墨、インク等を用い、邦文にあつては、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 区分欄には、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令において定める手数料を機構の口座に払い込んだことを証する書類の写しを裏面に貼付すること。
- 4 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令において定める手数料を機構の口座に払い込んだことを証する書類の写しを裏面に貼付すること。

様式第六十三の二十九（第一百四十四条の八十一関係）  
医療機器適合性調査結果通知書  
体外診断用医薬品

名稱	一般的名稱			
販売名				
区分				
追加的調査項目				
承認申請年月日又は承認年月日				
適合性調査申請年月日				
申請者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)				
申請者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)				
選任外国製造医療機器等製造販売業者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)				
選任外国製造医療機器等製造販売業者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)				
選任外国製造医療機器等製造販売業者に係る製造販売業の許可番号及び年月日				
調査を行った製造所その他の施設	名稱	所在地	登録番号及び年月日	製造工程
調査報告書番号				
調査結果				
備考				

上記により、医療機器の適合性調査の結果を通知します。  
年月日

適合性調査権者

厚生労働大臣  
都道府県知事 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 文字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 登録番号及び年月日欄及び製造工程欄は、調査を行った施設が法第二十三条の二の三第一項又は法第二十三条の二の四第一項の規定により登録を受けた製造所である場合に記載すること。

様式第六十三の三十（第一百四十二条の八十一関係）  
 収入 外国製造 医療機器 使用成績評価申請書  
 印紙 体外診断用医薬品

承認番号		承認年月日	
承認事項一部変更年月日			
類別			
名	一般的名称		
称	販売名		
備考			

上記により、外国製造 医療機器 の使用成績評価を申請します。

年月日

邦文 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_  
 外国文  
 (法人にあつては、主)  
 (たる事務所の所在地)

氏名 \_\_\_\_\_  
 外国文  
 (法人にあつては、名)  
 (称及び代表者の氏名)

選任外国製造医療機器等製造販売業者

住所 \_\_\_\_\_  
 外国文  
 (法人にあつては、主)  
 (たる事務所の所在地)

氏名 \_\_\_\_\_  
 外国文  
 (法人にあつては、名)  
 (称及び代表者の氏名)

厚生労働大臣 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この申請書は、正本1通及び副本2通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、邦文にあつては、楷書ではつきりと書くこと。
- 4 収入印紙は、申請書の正本にのみ貼り、消印をしないこと。
- 5 類別欄には、医療機器にあつては、令別表第一による類別を記載し、体外診断用医薬品にあつては、「なし」と記載すること。

様式第六十三の三十一（第一百四十二条の八十一関係）  
 外国製造 医療機器 使用成績評価 確認調査申請書  
 体外診断用医薬品

区分	類別	名称		確認手数料又は調査手数料金額
		一般的名称	販売名	
確認手数料及び調査手数料合計金額				

上記により、外国製造 医療機器 の使用成績評価に係る 確認調査 を申請します。

年月日

邦文 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_  
 外国文  
 (法人にあつては、主)  
 (たる事務所の所在地)

氏名 \_\_\_\_\_  
 外国文  
 (法人にあつては、名)  
 (称及び代表者の氏名)

選任外国製造医療機器等製造販売業者

住所 \_\_\_\_\_  
 外国文  
 (法人にあつては、主)  
 (たる事務所の所在地)

氏名 \_\_\_\_\_  
 外国文  
 (法人にあつては、名)  
 (称及び代表者の氏名)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とする。
- 2 字は、墨、インク等を用い、邦文にあつては、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 区分欄には、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料に定める区分を記載すること。
- 4 類別欄には、医療機器にあつては、令別表第一による類別を記載し、体外診断用医薬品にあつては、「なし」と記載すること。
- 5 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料において定める手数料を機構の口座に振り込んだことを証する書類の写しを裏面に貼付すること。

## 様式第六十三の三十一の二(一)(第百十四条の八十一関係)

取入印紙	外国製造医療機器変更計画確認申請書	
承認番号	承認年月日	
類別		
名称	一般的名称	
販売名		
使用目的又は効果		
形状、構造及び原理		
原材料		
性能及び安全性に関する規格		
使用方法		
保管方法及び有効期間		
製造方法		
製造販売する品目の製造所	名	登録番号
備考		

上記により、外国製造医療機器変更計画の確認を申請します。

年 月 日

住所 邦文  
 外国文  
 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 邦文  
 外国文  
 (法人にあつては、名稱及び代表者の氏名)

選任外国製造医療機器等製造販売業者  
 住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
 氏名 (法人にあつては、名稱及び代表者の氏名)

厚生労働大臣 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この申請書は、正本1通及び副本2通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 4 収入印紙は、正本にのみ貼り、消印をしないこと。
- 5 记載のない事項については「変更なし」と記載すること。

## 様式第六十三条の三十一の二(二)(百四条の八十一関係)

様式第六十三条の三十一の二(二)(百四条の八十一関係)

収入印紙

外国製造体外診断用医薬品変更計画確認申請書

承認番号	承認年月日
名称	一般的名称
販売名	
使用目的	
形状、構造及び原理	
反応系に関する成分	
品目仕様	
使用方法	
保管方法及び有効期間	
製造方法	
製造販売する品目の製造所	名称登録番号
備考	

上記により、外国製造体外診断用医薬品変更計画の確認を申請します。

年月日

住所 邦文 外国文

(法人にあつては、主  
たる事務所の所在地)

氏名 邦文 外国文

(法人にあつては、名  
称及び代表者の氏名)

選任外国製造医療機器等製造販売業者

住所 邦文 外国文

(法人にあつては、主  
たる事務所の所在地)

氏名 邦文 外国文

(法人にあつては、名  
称及び代表者の氏名)

厚生労働大臣 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この申請書は、正本1通及び副本2通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 4 収入印紙は、正本にのみ貼り、消印をしないこと。
- 5 変更のない事項については「変更なし」と記載すること。

## 様式第六十三条の三十一の三(一)(百四条の八十一関係)

様式第六十三条の三十一の三(一)(百四条の八十一関係)

収入印紙

外国製造医療機器変更計画確認事項変更確認申請書

変更計画確認番号	変更計画確認年月日
承認番号	承認年月日
類別	
名称	一般的名称
販売名	
使用目的又は効果	
形状、構造及び原理	
原材料	
性能及び安全性に関する規格	
使用方法	
保管方法及び有効期間	
製造方法	
製造販売する品目の製造所	名称登録番号
備考	

上記により、外国製造医療機器変更計画の変更の確認を申請します。

年月日

住所 邦文 外国文

(法人にあつては、主  
たる事務所の所在地)

氏名 邦文 外国文

(法人にあつては、名  
称及び代表者の氏名)

選任外国製造医療機器等製造販売業者

住所 邦文 外国文

(法人にあつては、主  
たる事務所の所在地)

氏名 邦文 外国文

(法人にあつては、名  
称及び代表者の氏名)

厚生労働大臣 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この申請書は、正本1通及び副本2通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 4 収入印紙は、正本にのみ貼り、消印をしないこと。
- 5 変更のない事項については「変更なし」と記載すること。

## 様式第六十三条の三十一の三(二)(第一百四条の八十一関係)

収入印紙	外国製造体外診断用医薬品変更計画確認事項変更認申請書	
変更計画確認番号	変更計画確認年月日	
承認番号	承認年月日	
名 称	一般的名称 販売名	
使 用 目 的		
形 状 、 構 造 及 び 原 理		
反応系に関与する成分		
品 目 仕 様		
使 用 方 法		
保管方法及び有効期間		
製 造 方 法		
製造販売する品目の製造所	名	登録番号
備 考		

上記により、外国製造体外診断用医薬品変更計画の変更の確認を申請します。

年 月 日

住所	邦文 外国文 (法人にあつては、主 たる事務所の所在地)
氏名	邦文 外国文 (法人にあつては、名 称及び代表者の氏名)
選任外国製造医療機器等製造販売業者	
住所	邦文 外国文 (法人にあつては、主 たる事務所の所在地)
氏名	邦文 外国文 (法人にあつては、名 称及び代表者の氏名)

厚生労働大臣 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この申請書は、正本1通及び副本2通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 4 収入印紙は、正本のみ貼り、消印をしないこと。
- 5 変更のない事項については、「変更なし」と記載すること。

## 様式第六十三条の三十一の四(一)(第一百四条の八十一関係)

## 外国製造医療機器変更計画確認事項軽微変更届

変更計画確認番号		変更計画確認年月日	
承認番号	承認年月日		
類別			
名 称	一般的名称 販売名		
変更内容	事 項	変 更 前	変 更 後
変更理由			
備 考			

上記により、外国製造医療機器変更計画の軽微な変更の届出をします。

年 月 日

住所	邦文 外国文 (法人にあつては、主 たる事務所の所在地)
氏名	邦文 外国文 (法人にあつては、名 称及び代表者の氏名)
選任外国製造医療機器等製造販売業者	
住所	邦文 外国文 (法人にあつては、主 たる事務所の所在地)
氏名	邦文 外国文 (法人にあつては、名 称及び代表者の氏名)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この届出書は、正副2通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 4 類別欄には、令別表第一による類別を記載すること。

様式第六十三条の三十一の四(二)(百四条の八十一関係)

外国製造体外診断用医薬品変更計画確認事項軽微変更届

変更計画確認番号		変更計画確認年月日	
承認番号		承認年月日	
名 称	一般的名称		
	販売名		
変更内容	事項	変更前	変更後
変更理由			
備考			

上記により、外国製造体外診断用医薬品変更計画の軽微な変更の届出をします。

年月日

住所 邦文 \_\_\_\_\_  
 外国文 \_\_\_\_\_  
 (法人にあつては、主)  
 (たる事務所の所在地)  
 邦文 \_\_\_\_\_  
 氏名 外国文 \_\_\_\_\_  
 (法人にあつては、名)  
 (称及び代表者の氏名)  
 選任外国製造医療機器等製造販売業者  
 住所 (法人にあつては、主)  
 (たる事務所の所在地)  
 氏名 (法人にあつては、名)  
 (称及び代表者の氏名)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この届出書は、正副2通提出すること。
- 3 文字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

様式第六十三条の三十一の五(百四条の八十一関係)

外国製造 医療機器 変更計画適合性確認申請書  
体外診断用医薬品

主たる機能を有する事務所の名称	
主たる機能を有する事務所の所在地	
製造販売業の許可番号及び年月日	
申 請 品 目	一般的名称 販売名 承認番号 承認年月日 変更計画確認番号 変更計画確認年月日
区分	
製造所	名称 所在地 登録番号 製造工程
確認手数料金額	
備考	

上記により、外国製造 医療機器 の変更計画適合性確認を申請します。  
体外診断用医薬品

年月日

住所 邦文 \_\_\_\_\_  
 外国文 \_\_\_\_\_  
 (法人にあつては、主)  
 (たる事務所の所在地)  
 邦文 \_\_\_\_\_  
 氏名 外国文 \_\_\_\_\_  
 (法人にあつては、名)  
 (称及び代表者の氏名)  
 選任外国製造医療機器等製造販売業者  
 住所 (法人にあつては、主)  
 (たる事務所の所在地)  
 氏名 (法人にあつては、名)  
 (称及び代表者の氏名)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 文字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令において定め  
る適合性調査手数料を機構の口座に払い込んだことを証する書類の写しを裏面に貼付すること。

様式第六十三の三十一の六(第百十四条の八十一関係)

第 号

医療機器  
外国製造 変更計画適合性確認結果通知書  
体外診断用医薬品

名 称	一般的名称
販 売 名	
区	分
調 査 項 目	
変 更 計 画 確 認 番 号	
変更計画適合性確認申請年月日	
申請者たる製造販売業者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
申請者たる製造販売業者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
選任外国製造医療機器等製造販売業者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
選任外国製造医療機器等製造販売業者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
調査を行った製造所	名 称
	所 在 地
	登録番号及び年月日
	製 造 工 程
確 認 報 告 書 番 号	
確 認 結 果	
備	考

上記により、外国製造 医療機器 の変更計画適合性確認の結果を通知します。

年 月 日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 印

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
 氏名 (法人にあつては、名前及び代表者の氏名) 殿  
 (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 登録番号及び年月日欄及び製造工程欄は、調査を行った施設が法第23条の2の3第1項又は法第23条の2の4第1項の規定により登録を受けた製造所である場合に記載すること。

様式第六十三の三十一の七(第百十四条の八十一関係)

第 号

医療機器  
外国製造 変更計画適合性確認結果通知書  
体外診断用医薬品

名 称	一般的名称
販 売 名	
区	分
調 査 項 目	
変 更 計 画 確 認 番 号	
変更計画適合性確認申請年月日	
申請者たる製造販売業者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
申請者たる製造販売業者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
選任外国製造医療機器等製造販売業者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
選任外国製造医療機器等製造販売業者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
調査を行った製造所	名 称
	所 在 地
	登録番号及び年月日
	製 造 工 程
確 認 報 告 書 番 号	
確 認 結 果	
備	考

上記により、外国製造 医療機器 の変更計画適合性確認の結果を通知します。

年 月 日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長

都道府県知事 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 登録番号及び年月日欄及び製造工程欄は、調査を行った施設が法第23条の2の3第1項又は法第23条の2の4第1項の規定により登録を受けた製造所である場合に記載すること。

様式第六十三の三十一の九（一）（第一百四十四条の八十一関係）

### 様式第六十三の三十一の八(第百十四条の八十一関係)

外国製造 医療機器 変更計画に従つた変更に係る届書  
体外診断用医薬品

承認番号		承認年月日	
類別			
名稱	一般的名稱		
	販売名		
変更内容	事項	変更前	変更後
変更計画確認番号		変更計画確認年月日	
備考			

上記により、外国製造 医療機器  
体外診断用医薬品 变更計画に従つた変更に係る届出をします。

年      月      日

住所 邦文  
          外国文  
          (法人にあつては、支)

氏名 邦文  
外國文

（法人にあつては、名  
称及び代表者の氏名）

専任外国製造医療機器等製造販売業者  
(法人にあつては、主)

厚生労働大臣 謹

(注音)

- （注意）  
1 用紙の大きさは、A4とすること。  
2 この届書は、正副2通提出すること。  
3 字は 黒 インク等を用い、楷書でつけたり書くこと

様式第六十三の三十一の九(一)(第六十四条の八十一關係)

## 外国製造 医療機器 変更計画の確認申請書

区 分	類	別	名		審 査 手 数 料 の 金 額
			一般的 的 名 称	販 売 名 称	
審 査 手 数 料 合 計			金 額		

上記により、外国製造 医療機器 変更計画の確認を申請します。

体外診

住所 邦文  
外国文  
( 法人にあつては、主  
たる事務所の所在地 )

氏名 邦文  
外国文  
( 法人にあつては、名 )

（前記の代表者の氏名）  
選任外国製造医療機器等製造販売業者  
住所 (法人にあつては、主  
たる事務所の所在地)

100

- (注意)

  - 用紙の大きさは、A4とすること。
  - 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
  - 区分欄には、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料において定める区分を記載すること。
  - 類別欄には、医療機器にあつては、令別表第一による類別を記載し、体外診断用医薬品にあつては、「なし」と記載すること。
  - 医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料において定める手数料と横線の□に「相應」に☑を記入する欄の右側に印字せねばならぬ。

様式第六十三の三十一の九(二)(第百十四条の八十一関係)

医療機器 変更計画の変更の確認申請書  
外国製造 体外診断用医薬品

区 分	類 別	名 称		審 查 手 数 料 の 金 額
		一般的名称	販売名	
審 查 手 数 料 合 計				金 額

上記により、外国製造 医療機器 変更計画の変更の確認を申請します。  
体外診断用医薬品

年 月 日

住所 邦文  
外国文

(法人にあつては、主  
たる事務所の所在地)

氏名 邦文  
外国语

（法人にあつては、名  
称及び代表者の氏名）

選任外国製造医療機器等製造販売業者  
(法人による者は、二)

住所 (法人にめづては、主  
たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 殿

(注意

- 用紙の大きさは、A4とすること。
  - 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
  - 区分欄には、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料において定める区分を記載すること。
  - 類別欄には、医療機器にあつては、令別表第一による類別を記載し、体外診断用医薬品にあつては、「なし」と記載すること。
  - 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料において定める手数料を機構の口座に振り込んだことを証する書類の写しを裏面に貼付すること。

様式第六十三の三十一の十(第一百四条の八十一関係)  
第 号

外國製造 医療機器 変更計画確認結果通知書  
体外診断用医薬品

承 認 番 号			承 認 年 月 日	
類 別				
名 称	一 般 的 名 称			
	販 売 名			
申 請 者 名				
変 更 計 画 確 認 申 請 年 月 日				
確 認 結 果				
備 考				

上記により、外国製造 医療機器  
体外診断用医薬品 変更計画に係る確認の結果を通知します。

年 月 日

## 独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長

厚生労働大臣

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。  
2 文字、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。  
3 類別欄には、医療機器にあつては、令別表第一による類別を記載し、体外診断用医薬品については、「なし」と記載すること。

## 様式第六十三の三十一の十一（第一百四条の八十一関係）

第 号

医療機器  
外国製造 体外診断用医薬品 変更計画適合性確認結果通知書

名 称	一般的名称 販 売 名		
区 分			
調 査 項 目			
変 更 計 画 確 認 番 号			
変更計画適合性確認申請年月日			
申請者たる製造販売業者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)			
申請者たる製造販売業者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)			
選任外国製造医療機器等製造販売業者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)			
選任外国製造医療機器等製造販売業者の氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地)			
調 査 を 行 つ た 製 造 所	名 称	所 在 地	登録番号及び年月日
			製 造 工 程
確 認 報 告 書 番 号			
確 認 結 果			
備 考			

上記により、外国製造 医療機器 の変更計画適合性確認の結果を通知します。  
体外診断用医薬品

年 月 日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長

厚生労働大臣 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 文字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 登録番号及び年月日欄及び製造工程欄は、調査を行った施設が法第23条の2の3第1項又は法第23条の2の4第1項の規定により登録を受けた製造所である場合に記載すること。

## 様式第六十三の三十二（第一百四条の八十一関係）

医療機器 製造販売承認承継届書  
外国製造 体外診断用医薬品

承継品目	類 别	名 称		承認番号	承認年月日
		一般の名称	販 売 名		
承継理由					
承継日					
被承継者					
備 考					

上記により、外国製造 医療機器 の製造販売の承認の承継の届出をします。  
年 月 日

邦文 \_\_\_\_\_

外国文

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

邦文 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

外国文

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

選任外国製造医療機器等製造販売業者

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

厚生労働大臣 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とする。
- 2 この届書は、正副2通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、邦文にあっては、楷書ではつきりと書くこと。
- 4 承継品目欄には、次により記載すること。
  - (1) 類別は、令別表第一による類別により記載し、体外診断用医薬品にあっては、「なし」と記載すること。
  - (2) 品目が2以上あるときは、承認年月日順に記載すること。
- 5 承継日欄には、相続の場合にあっては相続日を、その他の場合にあっては承継予定日を記載すること。
- 6 被承継者欄には、被承継者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)を記載すること。
- 7 備考欄には、被承継品目の製造販売に係る選任製造販売業者の主たる機能を有する事務所の名称及び所在地並びに製造販売業の許可番号を記載すること。

## 様式第六十四(一)(百十五条関係)

指定高度管理医療機器 製造販売認証申請書

類別		
名前	一般的名称	
販売名		
使用目的又は効果		
形状、構造及び原理		
原材料		
性能及び安全性に関する規格		
使用方法		
保管方法及び有効期間		
製造方法		
製造販売する品目の製造所	名称	登録番号
備考		

上記により、 指定高度管理医療機器 の製造販売の認証を申請します。

年 月 日

住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)  
氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)登録認証機関 殿  
(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この申請書は、正副2通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 4 製造販売する品目の製造所欄について、当該製造所が複数あるときは、それぞれについて記載すること。
- 5 各欄に記載する事項の全てを記載することができないときは、それぞれの欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 6 類別欄には、医療機器にあっては、令別表第一による類別を記載し、体外診断用医薬品にあっては、「なし」と記載すること。

## 様式第六十四(二)(第一百五十四条関係)

指定体外診断用医薬品製造販売認証申請書

名 称	一般的 名 称	
	販 売 名	
使 用 目 的		
形 状 、 構 造 及 び 原 理		
反 応 系 に 關 与 す る 成 分		
品 目 仕 様		
使 用 方 法		
製 造 方 法		
保 管 方 法		
製 造 販 売 期 間		
製 造 販 売 する 品 目 の 製 造 所	名 称	登 録 番 号
備 考		

上記により、指定体外診断用医薬品の製造販売の認証を申請します。

年　月　日

住所 (法人にあつては、主)  
 たる事務所の所在地  
 氏名 (法人にあつては、名)  
 称及び代表者の氏名

登録認証機関 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この申請書は、正副2通提出すること。
- 3 文字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 4 製造販売する品目の製造所欄について、当該製造所が複数あるときは、それぞれについて記載すること。
- 5 各欄に記載する事項の全てを記載することができないときは、それぞれの欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

## 様式第六十四(三)(第一百五十四条関係)

外国製造 指定高度管理医療機器 製造販売認証申請書

類 別		
名 称	一般的 名 称	
	販 売 名	
使 用 目 的 又 は 効 果		
形 状 、 構 造 及 び 原 理		
原 材 料		
性能及び安全性に関する規格		
使 用 方 法		
保 管 方 法		
製 造 方 法		
製 造 販 売 する 品 目 の 製 造 所	名 称	登 録 番 号
備 考		

上記により、外国製造 指定高度管理医療機器 の製造販売の認証を申請します。

年　月　日

邦文 \_\_\_\_\_

住 所  
 外国文  
 (法人にあつては、主)  
 たる事務所の所在地  
 邦文

氏 名  
 外国文  
 (法人にあつては、名)  
 称及び代表者の氏名

選任した製造販売業者  
 住 所  
 (法人にあつては、主)  
 たる事務所の所在地  
 氏 名  
 (法人にあつては、名)  
 称及び代表者の氏名

登録認証機関 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この申請書は、正副2通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、邦文にあつては、楷書ではつきりと書くこと。
- 4 製造販売する品目の製造所欄について、当該製造所が複数あるときは、それぞれについて記載すること。
- 5 各欄に記載する事項の全てを記載することができないときは、それぞれの欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 6 類別欄には、医療機器にあつては、令別表第一による類別を記載し、体外診断用医薬品にあつては、「なし」と記載すること。

## 様式第六十四(四)(百五十五条関係)

## 外国製造指定体外診断用医薬品製造販売認証申請書

名 称	一般的名称	
販 売 名		
使 用 目 的		
形 状 、構 造 及 び原 理		
反応系に関与する成分		
品 目 仕 様		
使 用 方 法		
製 造 方 法		
保 管 方 法及 び有 効 期 間		
製造販売する品目の製造所	名 称	登 録 番 号
備 考		

上記により、外国製造指定体外診断用医薬品の製造販売の認証を申請します。

年　月　日

邦文 \_\_\_\_\_

住 所 外国文  
(法人にあつては、主)  
(たる事務所の所在地)

邦文 \_\_\_\_\_

氏 名 外国文  
(法人にあつては、名)  
(称及び代表者の氏名)選任した製造販売業者  
住所 (法人にあつては、主)  
(たる事務所の所在地)  
氏名 (法人にあつては、名)  
(称及び代表者の氏名)

登録認証機関 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この申請書は、正副2通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、邦文にあっては、楷書ではつきりと書くこと。
- 4 製造販売する品目の製造所欄について、当該製造所が複数あるときは、それぞれについて記載すること。
- 5 各欄に記載する事項の全てを記載することができないときは、それぞれの欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

## 様式第六十五(一)(百八十八条関係)

指定高度管理医療機器 製造販売認証事項一部変更認証申請書  
指 定 管 理 医 療 機 器

認証番号	認証年月日
類別	
名稱	一般的名称
販売名	
使用目的又は効果	
形状、構造及び原理	
原材料	
性能及び安全性に関する規格	
使用方法	
保管方法及び有効期間	
製造方法	
製造販売する品目の製造所	名稱 登録番号
備考	

上記により、指定高度管理医療機器 の製造販売の認証事項一部変更の認証を申請します。

年 月 日

住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

登録認証機関 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この申請書は、正副2通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、邦文にあっては、楷書ではつきりと書くこと。
- 4 変更のない事項については「変更なし」と記載すること。

## 様式第六十五(二)(第一百八十八条関係)

指定体外診断用医薬品製造販売認証事項一部変更認証申請書

認証番号		認証年月日
名	一般的名称	
称	販売名	
使用目的		
形状、構造及び原理		
反応系に関与する成分		
品目仕様		
使用方法		
製造方法		
保管方法及び有効期間		
製造販売する品目の製造所		名称 登録番号
備考		

上記により、指定体外診断用医薬品の製造販売の認証事項の一部変更の認証を申請します。

年月日

住所 (法人にあつては、主  
たる事務所の所在地)  
氏名 (法人にあつては、名  
称及び代表者の氏名)

登録認証機関 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この申請書は、正副2通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、邦文にあつては、楷書ではつきりと書くこと。
- 4 変更のない事項については「変更なし」と記載すること。

## 様式第六十五(三)(第一百八十八条関係)

外国製造 指定高度管理医療機器 製造販売認証事項一部変更認証申請書

認証番号		認証年月日
類	別	
名	一般的名称	
称	販売名	
使用目的又は効果		
形状、構造及び原理		
原材料		
性能及び安全性に関する規格		
使用方法		
保管方法及び有効期間		
製造方法		
製造販売する品目の製造所		名称 登録番号
備考		

上記により、外国製造 指定高度管理医療機器 の製造販売の認証事項の一部変更の認証を申請します。

年月日

邦文 \_\_\_\_\_  
 住所 \_\_\_\_\_  
 (法人にあつては、主  
たる事務所の所在地)  
 氏名 \_\_\_\_\_  
 外国文 \_\_\_\_\_  
 (法人にあつては、名  
称及び代表者の氏名)  
 選任した製造販売業者  
 住所 (法人にあつては、主  
たる事務所の所在地)  
 氏名 (法人にあつては、名  
称及び代表者の氏名)

登録認証機関 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この申請書は、正本1通及び副本2通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、邦文にあつては、楷書ではつきりと書くこと。
- 4 変更のない事項については「変更なし」と記載すること。

## 様式第六十五(四)(第一百八十八条関係)

外国製造指定体外診断用医薬品製造販売認証事項一部変更認証申請書

認 証 番 号		認 証 年 月 日	
名 称	一般的名称 販 売 名		
使 用 目 的			
形 状 、 構 造 及 び 原 理			
反応系に関与する成分			
品 目 仕 様			
使 用 方 法			
製 造 方 法			
保管方法及び有効期間			
製造販売する品目の製造所	名 称	登 錄 番 号	
備 考			

上記により、外国製造指定体外診断用医薬品の製造販売の認証事項の一部変更の認証を申請します。

年 月 日

邦文 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

外 国 文

(法人にあつては、主)

(たる事務所の所在地)

氏 名 \_\_\_\_\_

邦文 \_\_\_\_\_

(法人にあつては、名)

(称及び代表者の氏名)

選任した製造販売業者 \_\_\_\_\_

住所 (法人にあつては、主)

(たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名)

(称及び代表者の氏名)

登録認証機関 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この申請書は、正本1通及び副本2通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、邦文にあつては、楷書ではつきりと書くこと。
- 4 変更のない事項については「変更なし」と記載すること。

## 様式第六十六(一)(百八十八条関係)

指定高度管理医療機器 認証事項軽微変更届書  
指定管理医療機器

認証番号		認証年月日	
類別			
名称	一般的名称		
	販売名		
変更内容	事項	変更前	変更後
変更年月日			
変更理由			
備考			

上記により、  
指定高度管理医療機器  
指定管理医療機器  
の製造販売の認証事項の軽微変更の届出をします。  
年月日

住所  
(法人にあつては、主  
たる事務所の所在地)  
氏名  
(法人にあつては、名  
称及び代表者の氏名)

登録認証機関 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この届書は、正副2通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 4 類別欄には、令別表第一による類別を記載すること。

## 様式第六十六(二)(第一百八十八条関係)

指定体外診断用医薬品認証事項軽微変更届書

認証番号		認証年月日	
名称	一般的名称		
販売名			
変更内容	事項	変更前	変更後
変更年月日			
変更理由			
備考			

上記により、指定体外診断用医薬品の製造販売の認証事項の軽微変更の届出をします。

年月日

住所  
 (法人にあつては、主  
 たる事務所の所在地)  
 氏名  
 (法人にあつては、名  
 称及び代表者の氏名)

登録認証機関 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この届書は、正副2通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

## 様式第六十六(三)(第一百八十八条関係)

外国製造 指定高度管理医療機器 製造販売認証事項軽微変更届書

認証番号		認証年月日	
類別			
名称	一般的名称		
販売名			
変更内容	事項	変更前	変更後
変更年月日			
変更理由			
備考			

上記により、外国製造 指定高度管理医療機器 の製造販売の認証事項の軽微変更の届出をします。

年月日

邦文 住所 \_\_\_\_\_

外国文  
 (法人にあつては、主  
 たる事務所の所在地)

氏名 \_\_\_\_\_

外国文  
 (法人にあつては、名  
 称及び代表者の氏名)

選任した製造販売業者

住所  
 (法人にあつては、主  
 たる事務所の所在地)

氏名  
 (法人にあつては、名  
 称及び代表者の氏名)

登録認証機関 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この届書は、正副2通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、邦文にあつては、楷書ではつきりと書くこと。
- 4 類別欄には、令別表第一による類別を記載すること。

## 様式第六十六(四)(第一百八十八条関係)

外国製造指定体外診断用医薬品製造販売認証事項軽微変更届書

認証番号		認証年月日	
一般的名称			
販売名			
変更内容	事項	変更前	変更後
変更年月日			
変更理由			
備考			

上記により、外国製造指定体外診断用医薬品の製造販売の認証事項の軽微変更の届出をします。

年月日

邦文 \_\_\_\_\_

住所 外国文 \_\_\_\_\_

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

邦文 \_\_\_\_\_

氏名 外国文 \_\_\_\_\_

(法人にあつては、名稱及び代表者の氏名)

邦文 \_\_\_\_\_

選任した製造販売業者 住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名稱及び代表者の氏名)

邦文 \_\_\_\_\_

登録認証機関 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この届書は、正副2通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、邦文にあつては、楷書ではつきりと書くこと。

## 様式第六十七(一)(百八十八条関係)

## 指定高度管理医療機器等適合性調査申請書

主たる機能を有する事務所の名称				
主たる機能を有する事務所の所在地				
製造販売業の許可番号及び年月日				
申 請 品 目	一般的名称			
	販売名			
	認証申請受付番号又は認証番号			
	認証申請年月日又は認証年月日			
区分				
製造所	名称	所在地	登録番号	製造工程
調査手数料金額				
備考				

上記により、指定高度管理医療機器等の適合性調査を申請します。

年 月 日

住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

登録認証機関 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 文字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 調査手数料金額欄については、登録認証機関が定める手数料金額について記載すること。

## 様式第六十七(二)(百八十八条関係)

## 外国製造指定高度管理医療機器等適合性調査申請書

主たる機能を有する事務所の名称				
主たる機能を有する事務所の所在地				
製造販売業の許可番号及び年月日				
申 請 品 目	一般的名称			
	販売名			
	認証申請受付番号又は認証番号			
	認証申請年月日又は認証年月日			
区分				
製造所	名称	所在地	登録番号	製造工程
調査手数料金額				
備考				

上記により、外国製造指定高度管理医療機器等の適合性調査を申請します。

年 月 日

住 所 邦文 \_\_\_\_\_  
 外国文  
 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
 氏 名 邦文 \_\_\_\_\_  
 外国文  
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

選任した製造販売業者

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

登録認証機関 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 主たる機能を有する事務所の名称及び所在地欄及び製造販売業の許可番号及び年月日欄には、選任した製造販売業者に係るもの記載すること。
- 4 調査手数料金額欄については、登録認証機関が定める手数料金額について記載すること。

## 様式第六十八(一)(百八十八条関係)

## 指定高度管理医療機器等 適合性調査 結果 通知書

名 称	一 般 的 名 称			
販 売 名				
区 分				
追 加 的 調 査 項 目				
認証申請年月日又は認証年月日				
適 合 性 調 査 申 請 年 月 日				
製造販売業者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)				
製造販売業者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)				
製造販売業の許可番号及び年月日				
調査を行った製造販売業者に係る事務所、製造所その他の施設	名 称	所 在 地	登録番号及び年月日	製 造 工 程
調 査 報 告 書 番 号				
調 査 結 果				
備 考				

上記により、指定高度管理医療機器等の適合性調査の結果を通知します。

年 月 日

適合性調査権者

厚生労働大臣  
都道府県知事

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 登録番号及び年月日欄及び製造工程欄は、調査を行った施設が法第二十三条の二の三第一項又は法第二十三条の二の四第一項の規定により登録を受けた製造所である場合に記載すること。

## 様式第六十八(二)(第一百八十八条関係)

## 外国製造指定高度管理医療機器等 適合性調査 結果 通知書

名 称	一般的 名 称			
販 売 名				
区 分				
追加的調査項目				
認証申請年月日又は認証年月日				
適合性調査申請年月日				
申請者の氏名(法人にあつては、 名称及び代表者の氏名)				
申請者の住所(法人にあつては、 主たる事務所の所在地)				
選任された製造販売業者の氏名 (法人にあつては、名称及び代表 者の氏名)				
選任された製造販売業者の住所 (法人にあつては、主たる事務所 の所在地)				
選任された製造販売業者に係る製 造販売業の許可番号及び年月日				
調査を行った製造 所その他の施設	名 称	所 在 地	登録番号及び年 月日	製 造 工 程
調査報告書番号				
調査結果				
備 考				

上記により、外国製造指定高度管理医療機器等の適合性調査の結果を通知します。  
年 月 日

適合性調査権者

厚生労働大臣 殿  
都道府県知事

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 登録番号及び年月日欄及び製造工程欄は、調査を行った施設が法第二十三条の二  
の三第一項又は法第二十三条の二の四第一項の規定により登録を受けた製造所で  
ある場合に記載すること。

様式第六十八条の二(一)（第二百八十八条関係）  
第 号

## 追加的調査結果証明書

申請者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
申請者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

調査申請年月日				
調査一般的名称				
を行つた販売名				
品目認証番号				
区分				
製造所	名 称	所 在 地	登録番号	製造工程
基準適合証番号				
追加的調査項目				
調査結果				
備考				

上記により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2の23第6項に基づく調査の結果を証明する。

年 月 日

登録認証機関 印

(注意) 用紙の大きさは、A4とすること。

様式第六十八条の二(二)（第二百八十八条関係）  
第 号

## 追加的調査結果証明書

申請者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
申請者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
選任された製造販売業者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
選任された製造販売業者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

調査申請年月日				
調査一般的名称				
を行つた販売名				
品目認証番号				
区分				
製造所	名 称	所 在 地	登録番号	製造工程
基準適合証番号				
追加的調査項目				
調査結果				
備考				

上記により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2の23第6項に基づく調査の結果を証明する。

年 月 日

登録認証機関 印

(注意) 用紙の大きさは、A4とすること。

様式第六十八の三(一)(百八十八条関係)  
第 号

## 基 準 適 合 証

申請者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
申請者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

調査 を行 つた 品目	一般的名称 販売名 認証番号			
区 分				
製 造 所	名 称	所 在 地	登 錄 番 号	製 造 工 程

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の二十四第一項の規定により、上記の 医療機器 に係る同項各号に規定する 体外診断用医薬品  
医療機器 が、同法第二十三条の二の五第二項第四号に規定する基準に適合していることを証明する。

年 月 日

登録認証機関 印

有効期間 年 月 日から  
年 月 日まで

(注意) 用紙の大きさは、A4とすること。

様式第六十八の三(二)(百八十八条関係)  
第 号

## 基 準 適 合 証

申請者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
申請者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
選任された製造販売業者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
選任された製造販売業者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

調査 を行 つた 品目	一般的名称 販売名 認証番号			
区 分				
製 造 所	名 称	所 在 地	登 錄 番 号	製 造 工 程

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の二十四第一項の規定により、上記の 医療機器 に係る同項各号に規定する 体外診断用医薬品  
医療機器 が、同法第二十三条の二の五第二項第四号に規定する基準に適合していることを証明する。

年 月 日

登録認証機関 印

有効期間 年 月 日から  
年 月 日まで

(注意) 用紙の大きさは、A4とすること。

## 様式第六十八の四(第二百八十八条関係)

選任外国製造医療機器等製造販売業者  
国外製造医療機器等特例認証取得者 変更届書

認 証 番 号		認 証 年 月 日	
名 称	一般的名称		
	販 売 名		
変 更 内 容	事 項	変 更 前	変 更 後
変 更 年 月 日			
備 考			

上記により、変更の届出をします。

年 月 日

住 所 邦文 \_\_\_\_\_

外國文 \_\_\_\_\_

(法人にあつては、主)

(たる事務所の所在地)

氏 名 邦文 \_\_\_\_\_

外國文 \_\_\_\_\_

(法人にあつては、名)

(称及び代表者の氏名)

選任外国製造医療機器等製造販売業者

住所 (法人にあつては、主)

(たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名)

(称及び代表者の氏名)

登録認証機関 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この届書は、正副2通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、邦文ではつりと書くこと。
- 4 選任外国製造医療機器等製造販売業者の変更にあつては、変更後の選任外国製造医療機器等製造販売業者の許可の種類、許可番号及び許可年月日を備考欄に記載すること。

## 様式第六十八の五(第二百八十八条の二関係)

指定高度管理医療機器等製造販売認証承継届書

承 継 品 目	類 別	名 称		認 証 番 号	認 証 年 月 日			
		一般的名称	販 売 名					
承 継 理 由								
承 継 日								
被 承 継 者								
被承継者の製造販売業者の許可番号								
備 考								

上記により、指定高度管理医療機器等の製造販売の認証の承継の届出をします。

年 月 日

住 所 (法人にあつては、主)

(たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあつては、名)

(称及び代表者の氏名)

登録認証機関 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この届書は、正副2通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつりと書くこと。
- 4 承継品目欄には、次により記載すること。
  - (1) 類別は、医療機器にあつては、令別表第一による類別を記載し、体外診断用医薬品にあつては、「なし」と記載すること。
  - (2) 品目が2以上であるときは、認証年月日の順に記載すること。
- 5 承継日欄には、相続の場合にあつては相続日を、その他の場合にあつては承継予定期を記載すること。
- 6 被承継者欄には、被承継者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)を記載すること。
- 7 備考欄には、被承継者の被承継品目の製造販売に係る主たる機能を有する事務所の名称及び所在地を記載すること。

## 様式第六十九(第二百二十条関係)

## 報告書受理通知書

報告書を受けた期間	
報告書の受理の状況	
備考	

上記により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の5第2項の規定に基づき報告書を受理したことを通知します。

年月日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長

厚生労働大臣 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと記載すること。

## 様式第七十(第二百二十二条関係)

## 登録認証機関 登録申請書

認証業務を行なう事業所の名称	
認証業務を行なう事業所の所在地	
認証業務を行おうとする医療機器及び体外診断用医薬品の範囲	
員は申請を、請含そ者むの法業務の欠格行あ條うつ頃段で	薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく处分に違反したこと (1) 法第23条の16第1項の規定により登録を取り消されたこと (2)
備考	

上記により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2の23に規定する登録認証機関の登録を申請します。

年月日

住 所  
 法人にあつては、主たる事務所の所在地  
 氏 名  
 法人にあつては、名称及び代表者の氏名

厚生労働大臣 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと記載すること。
- 3 申請者の欠格条項の(1)及び(2)欄には、当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときは、(1)欄にあつてはその違反の事実及び違反した年月日を、(2)欄にあつてはその理由及び年月日を記載すること。

様式第七十一(第二百二十二条関係)  
登録番号

## 登録認証機関登録証

氏名(法人にあつては、その名称)  
住所(法人にあつては、主たる事業所の所在地)  
認証業務を行う事業所の名称  
認証業務を行う事業所の所在地

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の6第1項の規定により登録された認証機関であることを証明する。

年　月　日

厚生労働大臣　㊞

認証業務を行う品目の範囲  
有効期間　年　月　日から  
年　月　日まで

様式第七十一の二(第二百二十五条の二関係)

登録認証機関　登録　調査　申請書  
更新

認証業務を行う事業所の名称	
区分	
調査手数料の金額	

上記により、登録認証機関の　登録　更新　に係る調査を申請します。

年　月　日

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 文字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 区分欄には、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令第三十四条において定める区分(国内にある事業所、国外にある事業所)を記載すること。
- 4 同条において定める手数料を機構の口座に払い込んだことを証する書類の写しを裏面に貼付すること。

## 様式第七十二（第二百二十六条関係）

登録認証機関 登録更新 申請書

登録番号及び年月日	
認証業務を行う事業所の名称	
認証業務を行う事業所の所在地	
認証業務を行っている医療機器及び 体外診断用医薬品の範囲	
員は申 を、 含そ むの 「法 の務人 欠をに 格行あ 余うづ 頃役て	<p>薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処分に違反したこと</p> <p>(1)</p> <p>法第23条の16第1項の規定により登録を取り消されたこと</p> <p>(2)</p>
備	考

上記により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の6第3項に規定する登録認証機関の登録の更新を申請します。

年 月 日

住 所  
 法人にあつては、主たる事務所の所在地  
 氏 名  
 法人にあつては、名稱及び代表者の氏名

厚生労働大臣 殿

## (注意)

- 1 紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 申請者の欠格条項の(1)及び(2)欄には、当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときは、(1)欄にあつてはその違反の事実及び違反した年月日を、(2)欄にあつてはその理由及び年月日を記載すること。

## 様式第七十三（第二百二十九条関係）

登録認証機関業務規程認可申請書

登録番号及び年月日	
認証業務を行う事業所の名称	
認証業務を行う事業所の所在地	
業務開始予定期年月日	
備	考

上記により、登録認証機関の業務規程の認可を申請します。

年 月 日

住 所  
 法人にあつては、主たる事務所の所在地  
 氏 名  
 法人にあつては、名稱及び代表者の氏名

厚生労働大臣 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

## 様式第七十四(第二百二十九条関係)

## 登録認証機関業務規程変更認可申請書

登録番号及び年月日			
変更内容	事項	変更前	変更後
変更理由			
備考			

上記により、登録認証機関の業務規程の変更の認可を申請します。

年月日

住所  
（法人にあつては、主たる事務所の所在地）  
氏名  
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

厚生労働大臣 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

様式第七十四の二(第二百二十九条の二関係)  
認可番号

## 登録認証機関業務規程認可証

氏名（法人にあつては、その名称）  
住所（法人にあつては、主たる事業所の所在地）  
認証業務を行ふ事業所の名称  
認証業務を行ふ事業所の所在地

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の10第1項の規定に基づき、 年月日付けで申請された業務規程について、これを認可する。

年月日

厚生労働大臣 ㊞

## 様式第七十五(第二百三十一条関係)

基準適合性認証 命令事項 申請書

対象となる品目の一般的名称	
対象となる品目の販売名	
対象となる登録認証機関の名称	
対象となる登録認証機関の所在地	
命令令事項	
備考	

上記により、法第23条の14第1項に規定する申請を行います。

年月日

住所  
（法人にあつては、主たる事務所の所在地）  
氏名  
（法人にあつては、名前及び代表者の氏名）

厚生労働大臣 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 外国指定高度管理医療機器製造等事業者にあつては、外国語により、申請者の住所及び氏名を並記すること。

## 様式第七十五の二(第二百三十二条の二関係)

登録認証機関 検査 質問 結果通知書

登録認証機関の名称及び 代表者の氏名	
登録認証機関の主たる事務所の所在地	
実施年月日	
実施結果	
備考	

上記により、検査の結果を通知します。  
質問

年月日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長

厚生労働大臣 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

様式第七十五条の二の二（第二百三十七条の二十一関係）

取 入 印 紙	再生医療等製品製造販売承認申請書		
承 認 番 号		承 認 年 月 日	
類 別			
名 称 販 売 名			
効能、効果又は性能			
形状、構造、成分、分量又は本質			
製 造 方 法			
規格及び試験方法			
用法及び用量又は使用方法			
貯 藏 方 法 及 び 有 効 期 間			
製造販売する品目 の製造所	名 称	所在 地	許可区分又は認定区分
			許可番号又は認定番号
備 考			

上記により、再生医療等製品の製造販売の承認を申請します。

年　月　日

住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

厚生労働大臣 瞽

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この申請書は、正本1通及び副本2通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 4 収入印紙は、正本にのみ貼り、消印をしないこと。
- 5 類別欄には、令別表第2による類別を記載すること。
- 6 承認番号欄には、申請する品目が既に法第23条の26第1項の規定により条件及び期限を付して承認されている場合にはその承認番号を、それ以外の場合には「なし」と記載すること。
- 7 承認年月日欄には、申請する品目が既に法第23条の26第1項の規定により条件及び期限を付して承認されている場合にはその承認された年月日を、それ以外の場合には「なし」と記載すること。
- 8 製造販売品目が外国から輸入される再生医療等製品であるときは、製造方法欄に当該品目の輸入先の国名、製造販売業者又は製造業者の氏名及び輸入先における販売名を記載すること。
- 9 製造方法欄にその全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 10 許可区分又は認定区分欄については、第137条の9又は第137条の19の各号のいずれに該当するかを記載すること。
- 11 法第23条の26の2第1項又は第23条の28第1項の規定により法第23条の25第1項の承認を申請しようとするときは、備考欄にその旨を記載すること。

## 様式第七十五条の三(第二百三十七条二十七関係)

取入印紙	再生医療等製品製造販売承認事項一部変更承認申請書		
承認番号		承認年月日	
類別			
名称	一般的名称		
	販売名		
効能、効果又は性能			
形状、構造、成分、分量又は本質			
製造方法			
規格及び試験方法			
用法及び用量又は使用方法			
貯蔵方法及び有効期間			
製造販売する品目 の製造所	名称	所在地	許可区分又は認定区分
			許可番号又は認定番号
備考			

上記により、再生医療等製品の製造販売の承認事項の一部変更の承認を申請します。

年月日

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

厚生労働大臣 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この申請書は、正本1通及び副本2通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 4 収入印紙は、正本にのみ貼り、消印をしないこと。
- 5 変更のない事項については、「変更なし」と記載すること。

## 様式第七十五条の四(第二百三十七条の二十九関係)

## 再生医療等製品製造販売承認事項軽微変更届書

承認番号	承認年月日	
名称	一般的名称	
	販売名	
変更内容	事項	変更前
変更年月日		
変更理由		
備考		

上記により、再生医療等製品の製造販売の承認事項の軽微な変更の届出をします。

年月日

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この届書は、正副2通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

様式第七十五条の五（第二百三十七条の三十一関係）

## 再生医療等製品適合性調査申請書

主たる機能を有する事務所の名称	
主たる機能を有する事務所の所在地	
製造販売業の許可番号及び年月日	
調査を受けようとする製造所の名称	
調査を受けようとする製造所の所在地	
製造業者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
製造業者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
製造業の許可区分又は再生医療等製品 外国製造業者の認定区分	
製造業の許可番号又は再生医療等製品 外国製造業者の認定番号及び年月日	
申請品目	一般的名称
	販売専用名
	承認申請受付番号又は承認番号
	承認申請年月日又は承認年月日
調査手数料金額	
備考	

上記により、再生医療等製品の適合性調査を申請します。

年月日

住 所  $\left\{ \begin{array}{l} \text{(法人にあつては、主} \\ \text{たる事務所の所在地} \end{array} \right.$   
 氏 名  $\left\{ \begin{array}{l} \text{(法人にあつては、名} \\ \text{称及び代表者の氏名} \end{array} \right.$

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 製造業の許可区分又は再生医療等製品外国製造業者の認定区分欄については、第137条の9又は第137条の19の各号のいずれに該当するかを記載すること。
- 4 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令において定める適合性調査手数料を機構の口座に払い込んだことを証する書類の写しを裏面に貼付すること。

様式第七十五条の六(第二百三十七条の三十二、第二百三十七条の三十七、第二百六十四条関係)

## 再生医療等製品 適合性調査 結果 通知書

名称	一般的名称
販売名	
申請者名	
承認申請年月日または承認年月日	
適合性調査申請年月日	
調査を行った製造所の名称	
調査を行った製造所の所在地	
製造業者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
製造業者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
製造業の許可区分又は再生医療等製品外国製造業者の認定区分	
製造業の許可番号又は再生医療等製品外国製造業者の認定番号及び年月日	
調査結果	
備考	

上記により、再生医療等製品の適合性調査の結果を通知します。

年 月 日

適合性調査権者

厚生労働大臣 殿  
都道府県知事

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

様式第七十五条の六の二(第二百三十七条の三十四の二関係)

Form No. 75-6-2 (related to Article 137-34-2)

## 再生医療等製品区分適合性調査申請書

Application for examination of conformity regarding type of manufacturing of regenerative, cellular therapy and gene therapy products

調査を受けようとする製造所の名称 Name of the manufacturing establishment to be examined	
調査を受けようとする製造所の所在地 Location of the manufacturing establishment to be examined	
製造業の許可区分又は再生医療等製品 外 国 製 造 業 者 の 認 定 区 分 License category of the manufacturer, or accreditation category of the foreign regenerative, cellular therapy and gene therapy products manufacturer	
製造業の許可番号及び年月日 又は再生医療等製品 外国製造業者の認定番号及び年月日 Number and date of the license for the manufacturer, or of the accreditation for the foreign regenerative, cellular therapy and gene therapy products manufacturer	
調査を受けようとする製造工場の区分 Types of the manufacturing activities to be examined	
製造品目数 Number of the product items	
製造販売業者数 Number of the marketing license holders in Japan	
調査手数料金額 Amount of examination fee	
備考 Remarks	

上記により、再生医療等製品の区分適合性調査を申請します。

I hereby apply for the examination of conformity regarding type of manufacturing of regenerative, cellular therapy and gene therapy products.

年 月 日 住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
 Year Month Day Address (Location of the head office in case of a corporation)

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
 Name (Name and name of its representative in case of a corporation)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長  
To Chief Executive of the Pharmaceuticals and Medical Devices Agency

## (注意)

## (Note)

1 用紙の大きさは、A4とすること。

Use paper of Japanese Industrial Standard Size A4.

2 文字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

Fill in the form with clear writing with inks etc..

3 製造業の許可区分又は再生医療等製品外国製造業者の認定区分欄については、第137条の8又は第137条の18の各号のいずれに該当するかを記載すること。

Identify in the column of "License category of the manufacturer, or accreditation category of the foreign regenerative, cellular therapy and gene therapy products manufacturer" which category specified under Article 137-8 or Article 137-18 is applied.

4 製造業の許可番号及び年月日又は再生医療等製品外国製造業者の認定番号及び年月日欄については、法第23条の22第1項の許可又は第23条の24第1項の認定を受けようとする者では、許可又は認定申請受付番号及び申請年月日を記載すること。

Identify in the column of "Number and date of the license for the manufacturer, or of the accreditation for the foreign regenerative, cellular therapy and gene therapy products manufacturer" the receipt number and the date of the application for license or accreditation, in case that applicant is going to have a license under Article 23-22, Paragraph 1, or an accreditation under Article 23-24, Paragraph 1 of the Act.

5 調査を受けようとする製造工程の区分欄については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二十五第七項に規定する再生医療等製品の製造工程の区分を定める省令第2条各号のいずれに該当するかを記載すること。また、製造品目数欄に申請区分に属する製造品目の数、製造販売業者数欄に当該製品目を製造販売する製造販売業者数を記載すること。

Identify in the column of "Types of the manufacturing activities to be examined" which manufacturing type as provided Article 2 of Ministerial Order specifying manufacturing types of regenerative, cellular therapy and gene therapy products under Article 23-25 Paragraph 7 of the Act on Securing Quality, Efficacy and Safety of Pharmaceuticals, Medical Devices, Regenerative and Cellular Therapy Products, Gene Therapy Products, and Cosmetics is applied. In addition, identify in the column of "Number of the product items" how many product items covered with the applied manufacturing type, and in the column of "Number of the marketing license holders in Japan" how many marketing license holders in Japan related to those product items.

6 独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長に申請する場合にあつては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料において定める適合性調査手数料を機構の口座に払い込んだことを証する書類の写しを裏面に貼付すること。

In case where the application is submitted to Chief Executive of the Pharmaceuticals and Medical Devices Agency, attach to the reverse of this form a copy of the document proving payment of examination fee specified under the Cabinet Order for Fees related to the Act on Securing Quality, Efficacy and Safety of Pharmaceuticals, Medical Devices, Regenerative and Cellular Therapy Products, Gene Therapy Products, and Cosmetics through a bank transfer to the account of the Pharmaceuticals and Medical Devices Agency.

## 様式第七十五条の六の三(第三百三十七条の三十四の三、第三百三十七条の三十七関係)

## 再生医療等製品 区分適合性調査 結果 通知書

製造工程の区分	
申 請 者 名	
区分適合性調査申請年月日	
調査を行った製造所の名称	
調査を行った製造所の所在地	
製造業者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
製造業者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
製造業の許可区分又は外国製造業者の認定区分	
製造業の許可番号又は外国製造業者の認定番号及び年月日	
調 査 結 果	
備 考	

上記により、再生医療等製品の区分適合性調査の結果を通知します。

年 月 日

適合性調査権者

厚生労働大臣 殿

## (注意)

1 用紙の大きさは、A4とすること。

2 文字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

## 様式第七十五の六の四(第二百三十七条の三十四条の五関係)

Form No. 75-6-4 (related to Article 137-34-5)

第 号

## 基 準 確 認 証

Confirmation certificate of standard conformity

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

Address(Location of the head office in case of a corporation)

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

Name( Name and name of its representative in case of a corporation)

製造所の名称 Name of the manufacturing establishment	
製造所の所在地 Location of the manufacturing establishment	
製造業の許可区分又は再生医療等製品 外 国 製 造 業 者 の 認 定 区 分 License category of the manufacturer, or accreditation category of the foreign regenerative, cellular therapy and gene therapy products manufacturer	
製造業の許可番号又は再生医療等製品 外 国 製 造 業 者 の 認 定 番 号 Number of the license for the manufacturer, or of the accreditation for the foreign regenerative, cellular therapy and gene therapy products manufacturer	
製造工程の区分 Types of the manufacturing activities	

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の25の2の規定により、同法第23条の25第2項第4号に規定する基準に適合していることを証明する。

Pursuant to Article 23-25-2 of the Act on Securing Quality, Efficacy and Safety of Pharmaceuticals, Medical Devices, Regenerative and Cellular Therapy Products, Gene Therapy Products, and Cosmetics, it is certificated that the above manufacturing establishment is confirmed of conformity to the standard under Article 23-25, Paragraph 2, item 4 of the Act.

年 月 日

Year Month Day

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 印

Chief Executive of the Pharmaceuticals and Medical Devices Agency

有効期間 年 月 日から

Valid Period From Year Month Day

年 月 日まで

until Year Month Day

## 様式第七十五の七(第二百三十七条の三十六関係)

## 再生医療等製品 承認 審査 調査 申請書

区分	販売名	審査手数料又は調査手数料の金額
審査手数料及び調査手数料合計金額		

上記により、再生医療等製品の承認に係る 審査 調査 を申請します。

年 月 日

住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 殿

(注意)

1 用紙の大きさは、A4とすること。

2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

3 区分欄には、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令において定める手数料を機構の口座に払い込んだことを記する書類の写しを裏面に貼付すること。

4 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令において定める手数料を機構の口座に払い込んだことを記する書類の写しを裏面に貼付すること。

## 様式第七十五の八(第二百三十七条の三十七関係)

再生医療等製品 承認 審査等 結果通知書

販売名
申請者名
承認申請年月日
審査等結果
備考

上記により、再生医療等製品の承認に係る審査等の結果を通知します。  
年月日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長

厚生労働大臣 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

## 様式第七十五の九(第二百三十七条の三十八関係)

再生医療等製品再審査申請書

収入印紙	再生医療等製品再審査申請書		
承認番号		承認年月日	
類別			
名称	一般的の名称		
販売名			
備考			

上記により、再生医療等製品の再審査を申請します。

年月日

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

厚生労働大臣 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この申請書は、正本1通及び副本2通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 4 収入印紙は、申請書の正本にのみ貼り、消印をしないこと。

## 様式第七十五の十(第二百三十七条の四十四関係)

再生医療等製品 再審査 確認 調査 申請書

区分	販売名	確認手数料又は調査手数料の金額
確認手数料及び調査手数料合計金額		

上記により、再生医療等製品の再審査に係る 確認 調査 を申請します。

年 月 日

住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
 氏 名 (法人にあつては、名稱及び代表者の氏名)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 区分欄には、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令において定める区分を記載すること。
- 4 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令において定める手数料を機構の口座に払い込んだことを証する書類の写しを裏面に貼付すること。

## 様式第七十五の十一(第二百三十七条の四十五関係)

再生医療等製品 再審査 確認等 結果 通知書

類別	
名称	一般的名称
販売名	
申請者名	
再審査申請年月日	
確認等結果	
備考	

上記により、再生医療等製品の再審査に係る確認等の結果を通知します。

年 月 日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長

厚生労働大臣 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

## 様式第七十五の十二(第二百三十七条の四十六関係)

再生医療等製品再評価申請書

再評価の告示年月日・番号	年	月	日	厚生労働省告示第	号
承認番号				承認年月日	
類別					
名称	一般的名称				
販売名					
備考					

上記により、再生医療等製品の再評価を申請します。

年 月 日

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

厚生労働大臣 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この申請書は、正本1通及び副本2通提出すること。
- 3 文字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

## 様式第七十五の十三(第二百三十七条の四十七関係)

再生医療等製品 再評価 確認 調査 申請書

再評価の告示年月日・番号	年	月	日	厚生労働省告示第	号
承認番号				承認年月日	
類別					
名称	一般的名称				
販売名					
備考					

上記により、再生医療等製品の再評価に係る 確認 調査 を申請します。

年 月 日

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とする。
- 2 文字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

## 様式第七十五の十四（第二百三十七条の四十八関係）

再生医療等製品 再評価 確認等 結果 通知書

再評価の告示年月日・番号	年 月 日 厚生労働省告示 第 号
類 別	
名 称	一般的名称
販 売 名	
申 請 者 名	
確 認 等 結 果	
備 考	

上記により、再生医療等製品の再評価に係る確認等の結果を通知します。

年 月 日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長

厚生労働大臣 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。  
2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

## 様式第七十五の十四の二（第二百三十七条の四十八の二関係）

再生医療等製品変更計画確認申請書

取 入 印 紙	承 認 番 号	承 認 年 月 日		
類 別				
名 称	一般的名称			
販 売 名				
効能、効果又は性能				
形状、構造、成分、分量又は本質				
製 造 方 法				
規 格 及 び 試 験 方 法				
用法及び用量又は使用方法				
貯 藏 方 法 及 び 有 效 期 間				
製造販売する品目 の製造所	名 称	所 在 地	許可区分又は認定区分	許可番号又は認定番号
備 考				

上記により、再生医療等製品変更計画の確認を申請します。

年 月 日

住所（法人にあつては、主  
たる事務所の所在地）氏名（法人にあつては、名  
称及び代表者の氏名）

厚生労働大臣 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。  
2 この申請書は、正本1通及び副本2通提出すること。  
3 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。  
4 収入印紙は、正本にのみ貼り、消印をしないこと。  
5 変更のない事項については、「変更なし」と記載すること。

様式第七十五の十四の三（第二百三十七条の四十八の二関係）

取入印紙	再生医療等製品変更計画確認事項変更確認申請書		
変更計画確認番号		変更計画確認年月日	
承認番号		承認年月日	
類別			
名前	一般的名称		
称	販売名		
効能、効果又は性能			
形状、構造、成分、分量又は本質			
製造方法			
規格及び試験方法			
用法及び用量又は使用方法			
貯蔵方法及び有効期間			
製造販売する品目	名稱	所在地	許可区分又は認定区分
の製造所			許可番号又は認定番号
備考			

上記により、再生医療等製品変更計画の変更を申請します。

年月日

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

厚生労働大臣 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この申請書は、正本1通及び副本2通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 4 収入印紙は、正本にのみ貼り、消印をしないこと。
- 5 変更のない事項については、「変更なし」と記載すること。

様式第七十五の十四の四（第二百三十七条の四十八の七関係）

再生医療等製品変更計画確認事項軽微変更届

変更計画確認番号		変更計画確認年月日	
承認番号		承認年月日	
名前	一般的名称		
称	販売名		
変更内容	事項	変更前	変更後
変更理由			
備考			

上記により、再生医療等製品変更計画の軽微な変更の届出をします。

年月日

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この届書は、正副2通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

## 様式第七十五条の十四の五(第二百三十七条の四十八の九関係)

## 再生医療等製品変更計画適合性確認申請書

主たる機能を有する事務所の名称	
主たる機能を有する事務所の所在地	
製造販売業の許可番号及び年月日	
確認を受けようとする製造所の名称	
確認を受けようとする製造所の所在地	
製造業者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
製造業者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
製造業の許可区分又は再生医療等製品外国製造業者の認定区分	
製造業の許可番号及び年月日又は再生医療等製品外国製造業者の認定番号及び年月日	
申請品目	一般的名称
	販売名
	変更計画確認申請受付番号又は変更計画確認番号
	変更計画確認申請年月日又は変更計画確認年月日
確認手数料金額	
備考	

上記により、再生医療等製品の変更計画適合性確認を申請します。

年 月 日

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 製造業の許可区分又は再生医療等製品外国製造業者の認定区分欄については、第137条の8に定める許可の区分又は第137条の18に定める認定の区分のいずれに該当するかを記載すること。
- 4 独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長に申請する場合にあつては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令において定める適合性調査手数料を機構の口座に払い込んだことを証する書類の写しを裏面に貼付すること。

## 様式第七十五条の十四の六(第二百三十七条の四十八の九関係)

## 再生医療等製品変更計画適合性確認結果通知書

名称	一般的名称
販売名	
申請者名	
変更計画確認番号	
変更計画適合性確認申請年月日	
確認を行った製造所の名称	
確認を行った製造所の所在地	
製造業者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
製造業者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
製造業の許可区分又は再生医療等製品外国製造業者の認定区分	
製造業の許可番号及び年月日又は再生医療等製品外国製造業者の認定番号及び年月日	
確認結果	
備考	

上記により、再生医療等製品の変更計画適合性確認の結果を通知します。

年 月 日

適合性確認実施者 印

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

様式第七十五条の十四の七(第二百三十七条の四十八条の十一、第二百三十七条の四十八条の十五関係)

## 再生医療等製品変更計画適合性確認結果通知書

名 称	一 般 的 名 称	
申 請 者 名		
変 更 計 画 確 認 番 号		
変更計画適合性確認申請年月日		
確認を行った製造所の名称		
確認を行った製造所の所在地		
製造業者の氏名(法人にあつては、 名称及び代表者の氏名)		
製造業者の住所(法人にあつては、 主たる事務所の所在地)		
製造業の許可区分又は再生医療等 製品外国製造業者の認定区分		
製造業の許可番号及び年月日又は 再生医療等製品外国製造業者の認 定番号及び年月日		
確 認 結 果		
備 考		

上記により、再生医療等製品の変更計画適合性確認の結果を通知します。

年　月　日

## 適合性確認実施者

厚生労働大臣 殿  
都道府県知事

## (注意)

- 1 用紙の大きさはA4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

様式第七十五条の十四の八(第二百三十七条の四十八条の十三関係)

## 再生医療等製品変更計画に従つた変更に係る届書

承 認 番 号		承 認 年 月 日	
類 別			
名 称	一 般 的 名 称		
称 販 売 名			
変 更 計 画 確 認 年 月 日			
変 更 計 画 確 認 番 号			
備 考			

上記により、再生医療等製品変更計画に従つた変更に係る届出します。

年　月　日

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、名  
称及び代表者の氏名)

厚生労働大臣 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この届書は、正副2通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

## 様式第七十五の十四の九（一）（第二百三十七条の四十八条の十四関係）

## 再生医療等製品変更計画の確認申請書

区分	販売名	審査手数料の金額
審査手数料合計金額		

上記により、再生医療等製品変更計画の確認を申請します。

年　月　日

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名稱及び代表者の氏名）

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 殿

## （注意）

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 区分欄には、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令において定める区分を記載すること。
- 4 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令において定める手数料を機構の口座に払い込んだことを証する書類の写しを裏面に貼付すること。

## 様式第七十五の十四の九（二）（第二百三十七条の四十八条の十四関係）

## 再生医療等製品変更計画の変更の確認申請書

区分	販売名	審査手数料の金額
審査手数料合計金額		

上記により、再生医療等製品変更計画の変更の確認を申請します。

年　月　日

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名稱及び代表者の氏名）

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 殿

## （注意）

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 区分欄には、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令において定める区分を記載すること。
- 4 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令において定める手数料を機構の口座に払い込んだことを証する書類の写しを裏面に貼付すること。

## 様式第七十五条の十四の十（第三百三十七条の四十八条の十五関係）

再生医療等製品変更計画確認結果通知書

承認番号	承認年月日
類別	
名	一般的名称
称	販売名
申請者名	
変更計画確認申請年月日	
確認結果	
備考	

上記により、再生医療等製品変更計画に係る確認の結果を通知します。

年 月 日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長

厚生労働大臣 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。  
2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

## 様式第七十五条の十四の一（第三百三十七条の四十八条の十五関係）

再生医療等製品変更計画による変更の届出受理通知書

承認番号	承認年月日
名	一般的名称
称	販売名
届出者名	
変更計画確認番号	
変更計画確認年月日	
備考	

上記により、再生医療等製品変更計画による変更の届出受理について通知します。

年 月 日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長

厚生労働大臣 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。  
2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

## 様式第七十五の十五(第百三十七条の四十九関係)

## 再生医療等製品製造販売承認承継届書

承継品目	類別	名 称		承認番号	承認年月日
		一般的名称	販売名		
承継理由					
承継日					
被承継者					
被承継者の製造販売業の許可番号					
備考					

上記により、再生医療等製品の製造販売の承認の承継の届出をします。

年 月 日

住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

厚生労働大臣 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この届書は、正副2通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 4 承継品目欄には、次により記載すること。
  - (1) 類別は、令別表第二による類別によること。
  - (2) 品目が2以上であるときは、承認年月日の順に記載すること。
- 5 承継日欄には、相続の場合にあつては相続日を、その他の場合にあつては承継予定日を記載すること。
- 6 被承継者欄には、被承継者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)を記載すること。
- 7 備考欄には、被承継者の被承継品目の製造販売に係る主たる機能を有する事務所の名称及び所在地を記載すること。

## 様式第七十五の十六(第百三十七条の五十二関係)

## 再生医療等製品製造管理者承認申請書

製造業の許可区分	
製造業の許可番号及び年月日	
製造所の名称	
製造所の所在地	
管理 者	氏 名
	住 所
備 考	

上記により、再生医療等製品製造管理者の承認を申請します。

年 月 日

住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

地方厚生局長 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この申請書は、正副2通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 4 備考欄には、申請に係る者が再生医療等製品製造管理者となる予定年月日を記載すること。

様式第七十五の十七（第二百三十七条の六十八関係）

收 入 印 紙	外国製造再生医療等製品製造販売承認申請書		
承 認 番 号			
類 別			
名 称	一般的名称		
	販 売 名		
功 能 、 効 果 又 は 性 能			
形 状 、 構 造 、 成 分 、 分 量 又 は 本 質			
製 造 方 法			
規 格 及 び 試 驗 方 法			
用 法 及 び 用 量 又 は 使 用 方 法			
貯 藏 方 法 及 び 有 效 期 間			
製造販売する品目 の製造所	名 称	所在 地	許可区分又は認定区分
			許可番号又は認定番号
備 考			

上記により、外国製造再生医療等製品の製造販売の承認を申請します。

年 月 日

住 所 邦文 \_\_\_\_\_

外 国 文  
(法人にあつては、主)  
(たる事務所の所在地)

氏 名 邦文 \_\_\_\_\_

外 国 文  
(法人にあつては、名)  
(称及び代表者の氏名)

選任外国製造再生医療等製品製造販売業者

住所 (法人にあつては、主)  
(たる事務所の所在地)氏名 (法人にあつては、名)  
(称及び代表者の氏名)

厚生労働大臣 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この申請書は、正本1通及び副本2通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、邦文にあつては、楷書ではつきりと書くこと。
- 4 収入印紙は、申請書の正本にのみ貼り、消印をしないこと。
- 5 類別欄には、令別表第2による類別を記載すること。
- 6 承認番号欄には、申請する品目が既に法第23条の26第1項の規定により条件及び期限を付して承認されている場合にはその承認番号を、それ以外の場合には「なし」と記載すること。
- 7 承認年月日欄には、申請する品目が既に法第23条の26第1項の規定により条件及び期限を付して承認されている場合にはその承認された年月日を、それ以外の場合には「なし」と記載すること。
- 8 製造方法欄にその全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 9 法第23条の37第5項において準用する法第23条の26の2第1項又は法第23条の40第1項において準用する法第23条の28第1項の規定により法第23条の25第1項の承認の申請をしようとするときは、備考欄にその旨を記載すること。

様式第七十五の十八(第二百三十七条の七十七関係)

収入印紙	外国製造再生医療等製品製造販売承認事項一部変更承認申請書		
承認番号			
類別			
名称	一般的名称		
販売名			
効能、効果又は性能			
形状、構造、成分、分量又は本質			
製造方法			
規格及び試験方法			
用法及び用量又は使用方法			
貯蔵方法及び有効期間			
製造販売する品目 の製造所	名称	所在地	許可区分又は認定区分
			許可番号又は認定番号
備考			

上記により、外国製造再生医療等製品の製造販売の承認事項の一部変更の承認を申請します。

年月日

住所 邦文 \_\_\_\_\_

外国文 \_\_\_\_\_

(法人にあつては、主)

(たる事務所の所在地)

氏名 邦文 \_\_\_\_\_

外国文 \_\_\_\_\_

(法人にあつては、名)

(称及び代表者の氏名)

選任外国製造再生医療等製品製造販売業者

住所 (法人にあつては、主)

(たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名)

(称及び代表者の氏名)

厚生労働大臣 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この申請書は、正本1通及び副本2通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、邦文にあつては、楷書ではつきりと書くこと。
- 4 収入印紙は、申請書の正本にのみ貼り、消印をしないこと。
- 5 変更のない事項については「変更なし」と記載すること。

## 様式第七十五条の十九(第二百三十七条の七十七関係)

外国製造再生医療等製品製造販売承認事項軽微変更届書

承認番号	承認年月日	
類別		
名称	一般的名称	
	販売名	
変更内容	事項	変更前
		変更後
変更年月日		
変更理由		
備考		

上記により、外国製造再生医療等製品の製造販売の承認事項の軽微変更の届出をします。

年月日

住 所 邦文 \_\_\_\_\_

外國文  
(法人にあつては、主  
たる事務所の所在地)

氏 名 邦文 \_\_\_\_\_

外國文  
(法人にあつては、名  
称及び代表者の氏名)

選任外国製造再生医療等製品製造販売業者

住所 (法人にあつては、主  
たる事務所の所在地)氏名 (法人にあつては、名  
称及び代表者の氏名)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 殿

(注意)

1 用紙の大きさは、A4とすること。

2 この届書は、正副2通提出すること。

3 文字は、墨、インク等を用い、邦文にあつては、楷書ではつきりと書くこと。

様式第七十五条の二十(第二百三十七条の七十七関係)  
外国製造再生医療等製品適合性調査申請書

主たる機能を有する事務所の名称	
主たる機能を有する事務所の所在地	
製造販売業の許可番号及び年月日	
調査を受けようとする製造所の名称	
調査を受けようとする製造所の所在地	
製造業者の氏名(法人にあつては、名称 及び代表者の氏名)	
製造業者の住所(法人にあつては、主た る事務所の所在地)	
製造業の許可区分又は再生医療等製品 外国製造業者の認定区分	
製造業の許可番号又は再生医療等製品 外国製造業者の認定番号及び年月日	
申 請 品 目	一 般 的 名 称
	販 売 名
	承認申請受付番号又は承認番号
	承認申請年月日又は承認年月日
調 査 手 数 料 金 額	
備 考	

上記により、外国製造再生医療等製品の適合性調査を申請します。

年月日

住 所 邦文 \_\_\_\_\_

外國文  
(法人にあつては、主  
たる事務所の所在地)

氏 名 邦文 \_\_\_\_\_

外國文  
(法人にあつては、名  
称及び代表者の氏名)

選任外国製造再生医療等製品製造販売業者

住所 (法人にあつては、主  
たる事務所の所在地)氏名 (法人にあつては、名  
称及び代表者の氏名)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 文字は、墨、インク等を用い、邦文にあつては、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 主たる機能を有する事務所の名称及び所在地欄及び製造販売業の許可番号及び年月日欄には、選任外国製造再生医療等製品製造販売業者に係るものと記載すること。
- 4 製造業の許可区分又は再生医療等製品外国製造業者の認定区分欄については、第137条の9又は第137条の19の各号のいずれに該当するかを記載すること。
- 5 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料において定める適合性調査手数料を機構の口座に払い込んだことを証する書類の写しを裏面に貼付すること。

## 様式第七十五の二十一（第一百三十七条の七十七関係）

審査 調査 申請書

区分	名称		審査手数料又は調査手数料金額
	一般的の名称	販売名	
審査手数料又は調査手数料合計金額			

上記により、外国製造再生医療等製品の製造販売の承認に係る 審査 調査 を申請します。

年 月 日

邦文 \_\_\_\_\_

住所 外国文 \_\_\_\_\_

(法人にあつては、主)

(たる事務所の所在地)

邦文 \_\_\_\_\_

氏名 外国文 \_\_\_\_\_

(法人にあつては、名)

(称及び代表者の氏名)

選任外国製造再生医療等製品製造販売業者

住所 (法人にあつては、主)

(たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名)

(称及び代表者の氏名)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とする。
- 2 字は、墨、インク等を用い、邦文にあつては、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 区分欄には、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料において定める手数料を機構の口座に払い込んだことを証する書類の写しを裏面に貼付すること。
- 4 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料において定める手数料を機構の口座に払い込んだことを証する書類の写しを裏面に貼付すること。

## 様式第七十五の二十二（第一百三十七条の七十七関係）

取入印紙

外国製造再生医療等製品再審査申請書

承認番号		承認年月日	
承認事項一部変更年月日			
類別			
名称	一般的の名称		
販売名			
備考			

上記により、外国製造再生医療等製品の再審査を申請します。

年月日

住所 邦文 \_\_\_\_\_

外国文  
(法人にあつては、主  
たる事務所の所在地)

氏名 邦文 \_\_\_\_\_

外国文  
(法人にあつては、名  
称及び代表者の氏名)

選任外国製造再生医療等製品製造販売業者

住所 (法人にあつては、主  
たる事務所の所在地)氏名 (法人にあつては、名  
称及び代表者の氏名)

厚生労働大臣 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この申請書は、正本1通及び副本2通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、邦文にあつては、楷書ではつきりと書くこと。
- 4 収入印紙は、申請書の正本にのみ貼り、消印をしないこと。

様式第七十五の二十三（第二百三十七条の七十七関係）

## 外国製造再生医療等製品 再審査 確認調査申請書

区分	類別	名称		確認手数料又は調査手数料金額
		一般的名称	販売名	
確認手数料及び調査手数料合計金額				

上記により、外国製造再生医療等製品の再審査に係る 確認調査を申請します。

年月日

邦文 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_  
外国文  
(法人にあつては、主)  
(たる事務所の所在地)

邦文 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_  
外国文  
(法人にあつては、名)  
(称及び代表者の氏名)氏名 \_\_\_\_\_  
(法人にあつては、名)住所 \_\_\_\_\_  
(たる事務所の所在地)氏名 \_\_\_\_\_  
(法人にあつては、名)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とする。
- 2 字は、墨、インク等を用い、邦文にあつては、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 区分欄には、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令において定める手数料を機構の口座に振り込んだことを証する書類の写しを裏面に貼付すること。
- 4 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令において定める手数料を機構の口座に振り込んだことを証する書類の写しを裏面に貼付すること。

## 様式第七十五の二十四（第一百三十七条の七十七関係）

## 外国製造再生医療等製品再評価申請書

再評価の告示年月日・番号	年	月	日	厚生労働省告示第	号
承認番号				承認年月日	
類別					
一般的名称					
販売名					
備考					

上記により、外国製造再生医療等製品の再評価を申請します。

年 月 日

住所 邦文 \_\_\_\_\_

外国文  
(法人にあつては、主  
たる事務所の所在地)

邦文 \_\_\_\_\_

外国文  
(法人にあつては、名  
称及び代表者の氏名)

選任外国製造再生医療等製品製造販売業者

住所 (法人にあつては、主  
たる事務所の所在地)氏名 (法人にあつては、名  
称及び代表者の氏名)

厚生労働大臣 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この申請書は、正本1通及び副本2通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、邦文にあつては、楷書ではつきりと書くこと。

## 様式第七十五の二十五（第一百三十七条の七十七関係）

## 外国製造再生医療等製品 再評価 認査 申請書

再評価の告示年月日・番号	年	月	日	厚生労働省告示第	号
承認番号				承認年月日	
類別					
一般的名称					
販売名					
備考					

上記により、外国製造再生医療等製品の再評価に係る 確認調査を申請します。

年 月 日

住所 邦文 \_\_\_\_\_

外国文  
(法人にあつては、主  
たる事務所の所在地)

邦文 \_\_\_\_\_

外国文  
(法人にあつては、名  
称及び代表者の氏名)

選任外国製造再生医療等製品製造販売業者

住所 (法人にあつては、主  
たる事務所の所在地)氏名 (法人にあつては、名  
称及び代表者の氏名)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とする。
- 2 字は、墨、インク等を用い、邦文にあつては、楷書ではつきりと書くこと。

## 様式第七十五の二十五の二（第三百三十七条の七十七関係）

様式第七十五の二十五の二(第三百三十七条の七十七関係)

取入印紙	外国製造再生医療等製品変更計画確認申請書
------	----------------------

承認番号	承認年月日		
類別			
名称	一般的名称		
販売名			
効能、効果又は性能			
形状、構造、成分、分量又は本質			
製造方法			
規格及び試験方法			
用法及び用量又は使用方法			
貯蔵方法及び有効期間			
製造販売する品目の名称	所在地	許可区分又は認定区分	許可番号又は認定番号
製造所			
備考			

上記により、外国製造再生医療等製品変更計画の確認を申請します。

年月日

住所 邦文  
 外国文  
 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 邦文  
 外国文  
 (法人にあつては、名稱及び代表者の氏名)

選任外国製造再生医療等製品製造販売業者

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名稱及び代表者の氏名)

厚生労働大臣 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この申請書は、正本1通及び副本2通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 4 収入印紙は、正本にのみ貼り、消印をしないこと。
- 5 変更のない事項については「変更なし」と記載すること。

## 様式第七十五の二(三)(第三百三十七条の七十七関係)

様式第七十五の二(三)(第三百三十七条の七十七関係)

取入印紙	外国製造再生医療等製品変更計画確認事項変更確認申請書
------	----------------------------

変更計画確認番号	変更計画確認年月日		
承認番号	承認年月日		
類別			
名称	一般的名称		
販売名			
効能、効果又は性能			
形状、構造、成分、分量又は本質			
製造方法			
規格及び試験方法			
用法及び用量又は使用方法			
貯蔵方法及び有効期間			
製造販売する品目の名称	所在地	許可区分又は認定区分	許可番号又は認定番号
製造所			
備考			

上記により、外国製造再生医療等製品変更計画の変更の確認を申請します。

年月日

住所 邦文  
 外国文  
 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 邦文  
 外国文  
 (法人にあつては、名稱及び代表者の氏名)

選任外国製造再生医療等製品製造販売業者

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名稱及び代表者の氏名)

厚生労働大臣 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この申請書は、正本1通及び副本2通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 4 収入印紙は、正本にのみ貼り、消印をしないこと。
- 5 変更のない事項については「変更なし」と記載すること。

## 様式第七十五条の二十五条の四(第二百三十七条の七十七関係)

外国製造再生医療等製品変更計画確認事項軽微変更届

変更計画確認番号		変更計画確認年月日	
承認番号		承認年月日	
名称	一般的名称		
販売名			
変更内容	事項	変更前	変更後
変更理由			
備考			

上記により、外国製造再生医療等製品変更計画の軽微な変更の届出をします。

年月日

住所 邦文  
外国语文  
 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 邦文  
外国语文  
 (法人にあつては、名稱及び代表者の氏名)

選任外国製造再生医療等製品製造販売業者

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名稱及び代表者の氏名)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この届書は、正副2通提出すること。
- 3 文字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

## 様式第七十五条の二十五条の五(第二百三十七条の七十七関係)

外国製造再生医療等製品変更計画適合性確認申請書

主たる機能を有する事務所の名称	
主たる機能を有する事務所の所在地	
製造販売業の許可番号及び年月日	
確認を受けようとする製造所の名称	
確認を受けようとする製造所の所在地	
製造業者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
製造業者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
製造業の許可区分又は再生医療等製品 外国製造業者の認定区分	
製造業の許可番号及び年月日又は再生 医療等製品外国製造業者の認定番号及 び年月日	
一般的名称	
販売名	
変更計画確認申請受付番号又は変 更計画確認番号	
変更計画確認申請年月日又は変更 計画確認年月日	
確認手数料金額	
備考	

上記により、外国製造再生医療等製品の変更計画適合性確認を申請します。

年月日

住所 邦文  
外国语文  
 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
郵文

氏名 邦文  
外国语文  
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

選任外国製造再生医療等製品製造販売業者

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 文字は、墨、インク等を用い、邦文にあつては、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 主たる機能を有する事務所の名称及び所在地欄並びに製造販売業の許可番号及び年月日欄には、選任外国製造再生医療等製品製造販売業者に係るものと記載すること。
- 4 製造業の許可区分又は再生医療等製品外国製造業者の認定区分欄については、第137条の8に定める許可の区分又は第137条の8に定める認定の区分のいずれに該当するかを記載すること。
- 5 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令において定める適合性調査手数料を機構の口座に払い込んだことを証する書類の写しを裏面に貼付すること。

## 様式第七十五の二十五の六(第三百三十七条の七十七関係)

外国製造再生医療等製品変更計画に従つた変更に係る届書

承認番号	承認年月日
類別	
名 一般的名称	
称 販売名	
変更計画確認年月日	
変更計画確認番号	
備考	

上記により、外国製造再生医療等製品変更計画に従つた変更に係る届出をします。

年 月 日

住所 邦文  
 外国文  
 (法人にあつては、主)  
 (たる事務所の所在地)

氏名 邦文  
 外国文  
 (法人にあつては、名)  
 (称及び代表者の氏名)

選任外国製造再生医療等製品販売業者

住所 (法人にあつては、主)  
 (たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名)  
 (称及び代表者の氏名)

厚生労働大臣 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この届書は、正副2通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

## 様式第七十五の二十五の七(一)(第三百三十七条の七十七関係)

外国製造再生医療等製品変更計画の確認申請書

区分	販売名	審査手数料の金額
審査手数料合計金額		

上記により、外国製造再生医療等製品変更計画の確認を申請します。

年 月 日

住所 邦文  
 外国文  
 (法人にあつては、主)  
 (たる事務所の所在地)

氏名 邦文  
 外国文  
 (法人にあつては、名)  
 (称及び代表者の氏名)

選任外国製造再生医療等製品販売業者

住所 (法人にあつては、主)  
 (たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名)  
 (称及び代表者の氏名)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 区分欄には、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令において定める区分を記載すること。
- 4 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令において定める手数料を機構の口座に払い込んだことを証する書類の写しを裏面に貼付すること。

### 様式第七十五の二十五の七(二)(第百三十七条の七十七関係)

### 外国製造再生医療等製品変更計画の変更の確認申請書

区分	販売名	審査手数料の金額
審査手数料合計金額		

上記により、外国製造再生医療等製品変更計画の変更の確認を申請します。

年 月 日

住 所 邦 文  
　　外国文  
　　(法人があつては、主  
　　たる事務所の所在地)  
  
氏 名 邦 文  
　　外国文  
　　(法人があつては、名  
　　称及び代表者の氏名)  
  
造往製造業者新再生医療等製品製販業者  
　　(法人があつては、主)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 殿

(注意)

- 用紙の大きさは、A4とすること。
- 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 区分欄には、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令において定める区分を記載すること。
- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令において定める手数料を機構の口座にない込んだことを証する書類の写しを裏面に貼付すること。

### 様式第七十五の二十五の八(第百三十七条の七十七関係)

## 外國製造再生医療等製品変更計画確認結果通知書

承 認 番 号			承 認 年 月 日	
類 別				
名 称	一 般 的 名 称			
	販 売 名			
申 請 者 名				
変更計画確認申請年月日				
確 認 結 果				
備 考				

上記により、外国製造再生医療等製品変更計画に係る確認の結果を通知します。

年      月      日

## 独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長

厚生労働大臣 感

(注意

- 用紙の大きさは、A4とすること。
  - 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

## 様式第七十五の二十六（第二百三十七条の七十七関係）

外国製造再生医療等製品製造販売承認承継届書

承継品目	類別	名 称		承認番号	承認年月日
		一般的名称	販売名		
承継理由					
承継日					
被承継者					
備考					

上記により、外国製造再生医療等製品の製造販売の承認の承継の届出をします。

年 月 日

住 所 邦文 \_\_\_\_\_

外国语 \_\_\_\_\_

(法人にあつては、主)

(たる事務所の所在地)

邦文 \_\_\_\_\_

氏 名 外国文 \_\_\_\_\_

(法人にあつては、名)

(称及び代表者の氏名)

選任外国製造再生医療等製品製造販売業者

住所 (法人にあつては、主)

(たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名)

(称及び代表者の氏名)

厚生労働大臣 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とする。
- 2 この届書は、正副2通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、邦文にあつては、楷書ではつきりと書くこと。
- 4 承継品目欄には、次により記載すること。
  - (1) 類別は、令別表第二による類別によること。
  - (2) 品目が2以上であるときは、承認年月日順に記載すること。
- 5 承継日欄には、相続の場合にあつては相続日を、その他の場合にあつては承継予定日を記載すること。
- 6 被承継者欄には、被承継者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)を記載すること。
- 7 備考欄には、被承継者の被承継品目の製造販売に係る選任外国製造再生医療等製品製造販売業者の主たる機能を有する事務所の名称及び所在地並びに製造販売業の許可番号を記載すること。

## 様式第七十六(第三百三十九条関係)

## 店舗販売業許可申請書

店舗の名称	
店舗の所在地	
店舗の構造設備の概要	
医薬品の販売又は授与を行いう体制の概要	
(法人にあつては)業事に関する業務に責任を有する役員の氏名	
通常の営業日及び営業時間	
相談時及び緊急時の連絡先	
特定販売の実施の有無	有・無
備考	

上記により、店舗販売業の許可を申請します。

年月日

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

都道府県知事  
保健所設置市市長  
特別区区長

殿

## (注意)

- 用紙の大きさは、A4とすること。
- 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 店舗の構造設備の概要欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 医薬品の販売又は授与を行う体制の概要欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 相談時及び緊急時の連絡先欄には、原則として電話番号を記載し、必要に応じてメールアドレス等も記載すること。
- 申請者の欠格条件の(1)欄から(7)欄までは、当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときは、(1)欄及び(2)欄にあつてはその理由及び年月日を、(3)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を、(4)欄にあつてはその違反の事実及び違反した年月日を記載すること。また、(6)欄に該当するおそれがある者については、同欄に「別紙のとおり」と記載し、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書を添付すること。

様式第七十七(第二百四十二条、第二百四十九条、第二百五十五条関係)

許可番号

医薬品販売業許可証

氏名(法人にあつては、名称)  
 店舗の名称  
 店舗の所在地又は営業区域

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第24条第1項の規定  
 店舗販売業  
 により  
 配置販売業 の許可を受けた者であることを証明する。  
 卸販売業

年 月 日

都道府県知事  
 保健所設置市市長  
 特別区区長



有効期間 年 月 日から  
 年 月 日まで  
 取扱品目

様式第七十八(第二百四十二条、第二百四十九条、第二百五十五条関係)

医薬品販売業許可更新申請書

許可番号及び年月日			
店舗又は営業所の名称			
店舗若しくは営業所の所在地又は営業の区域			
変更内容	事項	変更前	変更後
(法人にあつては)薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名			
申請者(法人にあつては)の有するあつては、含む薬事に関する業務	(1) 法第75条第1項の規定により許可を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者 (2) 法第75条の2第1項の規定により登録を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者 (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなった後、3年を経過していない者 (4) 法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他薬事に関する法令で命令で定めるもの又はこれに基く处分に違反し、その違反行為があつた日から2年を経過していない者 (5) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者 (6) 精神の機能の障害により医薬品販売業者の業務を適正に行うのに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 (7) 医薬品販売業者の業務を適切に行うことができる知識及び経験を有すると認められない者		
備考			

店舗販売業  
 上記により、配置販売業の許可の更新を申請します。  
 卸販売業

年 月 日

住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
 (法人にあつては、名)  
 氏 名 (称及び代表者の氏名)

都 府 県 知 事  
 保 健 所 設 置 市 市 長  
 特 別 区 区 長

(注意

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。

2 文字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

3 配置販売業にあつては、店舗又は営業所の名称欄の記載を要しないこと。

4 次に掲げる事項について変更のあつた日から30日以内にこの更新申請書を提出する場合は、当該変更のあつた事項について、変更内容欄に記載すること。

  - (1) 店舗販売業者にあつては、第159条の19第1項各号に掲げる事項
  - (2) 配置販売業者にあつては、第159条の21第1項各号に掲げる事項
  - (3) 卸売販売業者にあつては、第159条の22第1項各号に掲げる事項

5 店舗販売業者にあつては、第159条の20第1項各号に掲げる事項についてこの更新申請書を提出する際に変更の予定がある場合は、当該変更の予定がある事項について、変更内容欄に記載すること。

6 店舗販売業及び配置販売業において、薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者に変更があつた場合のうち、新たに当該店舗又は区域において薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者となつた者がいる場合には、その者の薬剤師名登録番号及び登録年月日又は販売従事登録番号及び登録年月日を変更後欄に付記すること。

7 申請者の欠格条項の(1)欄から(7)欄までは、当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときは、(1)欄及び(2)欄にあつてはその理由及び年月日を、(3)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終り、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を、(4)欄にあつてはその違反の事実及び違反した年月日を記載すること。また、(6)欄に当該するおそれがある者については、同欄に「別紙のとおり」と記載し、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書を添付すること。

### 様式第七十九から様式第八十二まで 様式第八十三（第一百四十八条関係）

削除

配 置 版 売 業 業 許 可 申 請 書	
營業の区域	
医薬品の販売又は授与を行ふ体制の概要	
(法人にあつては)薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名	
通常の営業日及び営業時間	
相談時及び緊急時の連絡先	
申請者に責任を有する役員にあつては、薬事に関する業務を含む。	(1) 法第75条第1項の規定により許可を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者
	(2) 法第75条第2項第1項の規定により登録を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者
	(3) 禁錮以上の刑に處せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることとなくなつた後、3年を経過していない者
	(4) 法、麻薬及び大麻精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他薬事に関する法令で政令で定められたもの又はこれに基づく处分に違反し、その違反行為があつた日から2年を経過していない者
	(5) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
	(6) 精神の機能障害により配置版売業者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
	(7) 配置版売業者の業務を適切に行なうことができる知識及び経験を有すると認められない者

上記により、配置販売業の許可を申請します。

年 月 日

住 所 (法人にあつては、主  
たる事務所の所在地)  
氏 名 (法人にあつては、名  
称及び代表者の氏名)

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 医薬品の販売又は授与を行う体制の概要欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 4 相談時及び緊急時の連絡先欄には、原則として電話番号を記載し、必要に応じてメールアドレス等も記載すること。
- 5 申請者の欠格条項の(1)欄から(7)欄までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときは、(1)欄及び(2)欄にあつてはその理由及び年月日を、(3)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を、(4)欄にあつてはその違反の事実及び違反した年月日を記載すること。また、(6)欄に該当するおそれがある者については、同欄に「別紙のとおり」と記載し、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書を添付すること。

## 様式第八十四(第百五十一条関係)

## 配置従事者身分証明書交付申請書

申 請 者 の 氏 名	
申 請 者 の 生 年 月 日	年      月      日
申 請 者 の 種 別	薬 剤 師 ・ 登 録 販 売 者 ・ 一 般 従 事 者
配 置 販 売 業 者	氏      名
	住      所
	許 可 番 号 及 び 年 月 日
備      考	

上記により、配置従事者身分証明書の交付を申請します。

年      月      日

申請者住所

申請者氏名

都道府県知事 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

## 様式第八十五(第二百五十二条関係)

第1面

91mm

第 号 配置従事者身分証明書	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100%; height: 100%;">写 真</div>	氏 名 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100%; height: 100%;">薬剤師 登録販売者 一般従事者</div>
上記の者は、医薬品の配置販売に従事する者であるこ とを証明する。	
年 月 日	
都道府県知事 印	

64  
mm

第2面

配 置 薬 剤 者	氏 名	
	住 所	
配 従 事 者	生 年 月 日	
	住 所	

有効期限 年 12 月 31 日まで

## 様式第八十六(第二百五十三条関係)

## 卸売販売業許可申請書

営業所の名称		
営業所の所在地		
営業所の構造設備の概要		
医薬品の保管設備の面積		
医薬品の取扱品目		
(法人にあつては) 業事に関する業務に 責任を有する役員の氏名		
営業所 管理者 住 所	氏 名	
管 理 者 資 格		
兼 営 事 業 の 種 類		
相談時及び緊急時の連絡先		
申請者 責任 法人に ある 役員 は、 業事 に 関す る 業務	(1) 法第75条第1項の規定により許可を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者	
	(2) 法第75条の第1項の規定により登録を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者	
	(3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなった後、3年を経過していない者	
	(4) 法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他薬事に関する法令で該当するもの又はこれに基づく処分に違反し、その違反行為があつた日から3年を経過していない者	
	(5) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者	
	(6) 精神の機能の障害により卸売販売業者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者	
	(7) 卸売販売業者の業務を適切に行うことができる知識及び経験を有すると認められない者	
備 考		

上記により、卸売販売業の許可を申請します。

年 月 日

住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

都道府県知事 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とする。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 営業所の構造設備の概要欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 4 医薬品の取扱品目欄には、全般的に取り扱う場合は推定による販売品目数を、特定品目群のみを取り扱う場合はその特定品目群の名称及び推定による販売品目数を記載すること。
- 5 営業所管理者の資格欄には、薬剤師であるときはその者の薬剤師名簿の登録番号及び登録年月日を、薬剤師以外の者であるときはその者が第154条各号のいずれに該当するかを記載すること。
- 6 兼営事業の種類欄には、当該営業所において他の業務を併せ行うときはその業務の種類を記載し、ないときは「なし」と記載すること。
- 7 相談時及び緊急時の連絡先欄には、原則として電話番号を記載し、必要に応じてメールアドレス等も記載すること。
- 8 申請者の欠格条件の(1)欄から(7)欄までは、当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときは、(1)欄及び(2)欄にあつてはその理由及び年月日を、(3)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を、(4)欄にあつてはその違反の事実及び違反した年月日を記載すること。また、(6)欄に該当するおそれがある者については、同欄に「別紙のとおり」と記載し、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書を添付すること。

## 様式第八十六の二(第一百五十九条の七関係)

## 販売従事登録申請書

申請者	の 氏 名	
申請者	の 本 籍 地 都 道 府 縿 名	
申請者	の 生 年 月 日	年 月 日
申請者	の 性 別	男 · 女
申請者の 欠格事項	(1) 法第75条第1項の規定により許可を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者	
	(2) 法第75条の2第1項の規定により登録を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者	
	(3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後、3年を経過していない者	
	(4) 法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく处分に違反し、その違反行為があった日から2年を経過していない者	
	(5) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者	
	(6) 精神の機能の障害により販売従事者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる者	
	(7) 販売従事者の業務を適切に行うことができる知識及び経験を有すると認められない者	
備 考		

上記により、販売従事登録を申請します。

年 月 日

申請者住所  
申請者氏名

都道府県知事 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、横書きではつきりと書くこと。
- 3 申請者の欠格事項の(1)欄から(7)欄までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときは、(1)欄及び(2)欄にあつてはその理由及び年月日を、(3)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を、(4)欄にあつてはその違反の事実及び違反した年月日を記載すること。また、(6)欄に該当するおそれがある者については、同欄に「別紙のとおり」と記載し、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書を添付すること。

様式第八十六の三(第一百五十九条の八関係)  
販売従事登録番号  
販売従事登録年月日

## 販売従事登録証

本籍地都道府県名(国籍)  
氏名  
生年月日 年 月 日

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第36条の8第2項の規定により登録された登録販売者であることを証明する。

年 月 日

都道府県知事 印

様式第八十六の四(第一百五十九条の九関係)  
登録販売者名簿登録事項変更届書

登録販売者の氏名	
登録番号及び登録年月日	
変更内容	事 項 变 更 前 变 更 後
変更の理由及び年月日	
備考	

上記により、登録販売者名簿の登録事項の変更を届け出ます。

年 月 日

届出者住所  
届出者氏名  
都道府県知事 殿

(注意)  
1 用紙の大きさは、A4とすること。  
2 文字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

## 様式第八十六の五(第二百五十九条の十関係)

## 販売従事登録消除申請書

登録販売者の氏名	
登録番号及び登録年月日	
消除の理由及び年月日	
備考	

上記により、販売従事登録の消除を申請します。

年 月 日

申請者住所

申請者氏名

都道府県知事 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

## 様式第八十六の六(第二百五十九条の十一関係)

## 販売従事登録証書換え交付申請書

登録販売者の氏名	
登録番号及び登録年月日	
書換え交付申請の理由	
備考	

上記により、販売従事登録証の書換え交付を申請します。

年 月 日

申請者住所

申請者氏名

都道府県知事 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

## 様式第八十六の七(第二百五十九条の十二関係)

販売従事登録証再交付申請書

登録販売者の氏名	
登録番号及び登録年月日	
再交付申請の理由	
備考	

上記により、販売従事登録証の再交付を申請します。

年 月 日

申請者住所

申請者氏名

都道府県知事 殿

## (注意)

1 用紙の大きさは、A4とすること。

2 文字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

## 様式第八十七(第二百六十条関係)

販売業 許可申請書

営業所の名称	販売業
営業所の所在地	許可申請書
営業所の構造設備の概要	
(法人にあつては)	
事業に開する業務に責任を有する役員の氏名	
管理者の氏名	
管理者の住所	
兼営事業の種類	
業務に責任を有する役員の氏名	
(1) 法第75条第1項の規定により許可を取り消され、取消しの日から3年に経過していない者	
(2) 法第75条の2第1項の規定により登録を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者	
(3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後、3年を経過していない者	
(4) 他の法令で故意で定めるもの又はこれに基づく処分に違反し、その違反行為があつた日から2年を経過していない者	
(5) 麻薬、大麻、あかん又は覚醒剤の中毒者	
(6) 精神の機能の障害により高度管理医療機器等の販売業者等の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者	
(7) 高度管理医療機器等の販売業者等の業務を適切に行うことができる知識及び経験を有すると認められない者	
備考	

上記により、高度管理医療機器等の販売業の許可を申請します。

年 月 日

住所  
（法人にあつては、主たる事務所の所在地）  
氏名  
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）都道府県知事  
保健所設置市長 殿  
特別区区長

## (注意)

1 用紙の大きさは、A4とすること。

2 文字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

3 営業所の構造設備の概要欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のどおり」と記載し、別紙を添付すること。

4 兼営事業の種類欄には、当該営業所において高度管理医療機器等の販売業又は貸与業以外の業務を行つて行うときその業務の種類を記載し、ないときは「なし」と記載すること。

5 申請者の欠格事項の(1)欄から(7)欄までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときは、(1)欄及び(2)欄にあつてはその理由及び年月日を、(3)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わる又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を、(4)欄にあつてはその違反の事実及び違反した年月日を記載すること。また、(6)欄に該当するおそれがある者については、同欄に「別紙のどおり」と記載し、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書を添付すること。

6 備考欄には、指定拡力補正用レンズのみを販売等する場合にあつては「コンタクト」と、指定拡力補正用レンズ以外の高度管理医療機器等を販売等する場合にあつては「高度」と記載すること。

## 様式第八十八(第二百六十三条関係)

管理医療機器 販売業 貸与業 局書

営業所の名称	
営業所の所在地	
(法人にあつては)事業に関する業務に責任を有する役員の氏名	
管理者	氏名
	住所
営業所の構造設備の概要	
兼営事業の種類	
備考	

上記により、管理医療機器の販売業 貸与業 の届出をします。

年月日

住所  
（法人にあつては、主たる事務所の所在地）  
氏名  
（法人にあつては、名前及び代表者の氏名）都道府県知事  
保健所設置市長 殿  
特別区区長

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 営業所の構造設備の概要欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 4 兼営事業の種類欄には、当該営業所において管理医療機器の販売業又は貸与業以外の業務を併せて行うときはその業務の種類を記載し、ないとときは「なし」と記載すること。

## 様式第八十九(第二百七十八条関係)

許可番号

高度管理医療機器等 販売業 貸与業 許可証

氏名(法人にあつては、その名称)  
営業所の名称  
営業所の所在地

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条第1項の規定により高度管理医療機器等の販売業 貸与業 の許可を受けた者であることを証明する。

年月日

都道府県知事  
保健所設置市長 殿  
特別区区長有効期間 年月日から  
年月日まで

様式第九十（第一百七十八条関係）  
高度管理医療機器等販売業 許可更新申請書

許可番号及び年月日		
営業所の名称		
営業所の所在地		
営業所の構造設備の概要		
兼営事業の種類		
(法人にあつては)事業に關する業務に責任を有する役員の氏名		
変更事項	変更前	変更後
内容		
(1) 法第75条第1項の規定により許可を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者		
(2) 法第75条の2第1項の規定により登録を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者		
(3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後、3年を経過していない者		
(4) 法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他の薬事に関する法令で命令で定めるもの又はこれに基づく处分に違反し、その違反行為があつた日から2年を経過していない者		
(5) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中患者		
(6) 精神の機能の障害により高度管理医療機器等の販売業者等の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者		
(7) 高度管理医療機器等の販売業者等の業務を適切に行うことができる知識及び経験を有する認められない者		
備考		

上記により、高度管理医療機器等の販売業の許可の更新を申請します。

年月日

都道府県知事  
保健所設置市長 殿  
特別区区長住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
氏名 (法人にあつては、名)  
称及び代表者の氏名

## (注意)

- 用紙は、A4とすること。
- 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 営業所の構造設備の概要欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 兼営事業の種類欄に「高度管理医療機器等の販売業又は貸与業以外の業務を併せて行うときはその業務の種類を記載し、しないときは「なし」と記載すること。
- 変更内容欄には、第174条第1項各号に掲げる事項のうち、この更新申請書を提出する時までに変更のあつた事項について、記載すること。
- 申請者の欠格事項の(1)欄から(7)欄までは、当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときは、(1)欄及び(2)欄にあつてはその理由及び年月日を、(3)欄にあつてはその罪、刑、別の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を、(4)欄にあつてはその違反の事実及び違反した年月日を記載すること。また、(6)欄に該当するおそれがある者については、同欄に「別紙のとおり」と記載し、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書を添付すること。

## 様式第九十一（第一百八十条関係）

収入印紙	医療機器修理業許可申請書		
事業所の名称	所在地	修理工場区分	特定保守管理医療機器に係る修理区分
事業所の構造設備の概要	資格	資格	資格
(法人にあつては)事業に關する業務に責任を有する役員の氏名	氏名	資格	資格
責任技術者	住所	資格	資格
に申請者登記欄	(1) 法第75条第1項の規定により許可を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者		
登記欄	(2) 法第75条の2第1項の規定により登録を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者		
登記欄	(3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後、3年を経過していない者		
登記欄	(4) 法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他の薬事に関する法令で命令で定めるもの又はこれに基づく处分に違反し、その違反行為があつた日から2年を経過していない者		
登記欄	(5) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中患者		
登記欄	(6) 精神の機能の障害により医療機器修理業者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者		
登記欄	(7) 医療機器修理業者の業務を適切に行うことができる知識及び経験を有する認められない者		
備考			

上記により、医療機器の修理業の許可を申請します。

年月日

地方厚生局長 殿  
都道府県知事住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
氏名 (法人にあつては、名)  
称及び代表者の氏名

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この申請書は、地方厚生局長に提出する場合にあつては正本1通及び副本2通、都道府県知事に提出する場合にあつては正本1通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 4 収入印紙は、地方厚生局長に提出する申請書の正本にのみ貼り、消印をしないこと。
- 5 特定保守管理医療機器に係る修理区分欄又は特定保守管理医療機器以外の医療機器に係る修理区分欄には、別表第2に掲げる区分を記載すること。
- 6 事業所の構造設備の概要欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 7 責任技術者の資格欄には、第188条各号のいずれに該当するかを記載すること。
- 8 申請者の欠格事項の(1)欄から(7)欄までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときは、(1)欄及び(2)欄にあつてはその理由及び年月日を、(3)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を、(4)欄にあつてはその違反の事実及び違反した年月日を記載すること。

様式第九十二(第百八十二条関係)  
許可番号

## 医療機器修理業許可証

氏名(法人にあつては、その名称)  
事業所の名称  
事業所の所在地

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の2第1項の規定により許可された医療機器の修理業者であることを証明する。

年　月　日

地方厚生局長　◎  
都道府県知事

特定保守管理医療機器に係る修理区分  
特定保守管理医療機器以外の医療機器に係る修理区分  
有効期間　年　月　日から  
　　　　　　年　月　日まで

## 様式第九十三(第二百八十五条関係)

収入印紙	医療機器修理業許可更新申請書	
------	----------------	--

許可番号及び年月日		
事業所の名称		
事業所の所在地		
特定保守管理医療機器に係る修理区分		
特定保守管理医療機器以外の医療機器に係る修理区分		
事業所の構造設備の概要		
(法人にあつては)事業に関する業務に責任を有する役員の氏名		
責任技術者	氏名	資格
住所		
<small>格業申請者 余務請 項に 責任人 を人に 有する て役員は、 を業含むに のする 欠る</small> <p>(1) 法第75条第1項の規定により許可を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者            (2) 法第65条の2第1項の規定により登録を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者            (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった後、3年を経過していない者            (4) 他の薬事に関する法令で命令で定めるもの又はこれに基づく处分に違反し、その違反行為があつた日から2年を経過していない者            (5) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中中毒者            (6) 精神の機能の障害により医療機器修理業者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行なうことができない者            (7) 医療機器修理業者の業務を適切に行なうことができる知識及び経験を有すると認められない者</p>		
備考		

上記により、医療機器の修理業の許可の更新を申請します。

年月日

住所  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

地方厚生局長 殿  
 都道府県知事

## (注意)

- 用紙の大きさは、A4とすること。
- この申請書は、地方厚生局長に提出する場合にあつては正本1通及び副本2通、都道府県知事に提出する場合にあつては正本1通提出すること。
- 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 収入印紙は、地方厚生局長に提出する申請書の正本にのみ貼り、消印をしないこと。
- 特定保守管理医療機器に係る修理区分欄又は特定保守管理医療機器以外の医療機器に係る修理区分欄には、別表第2に掲げる区分を記載すること。
- 事業所の構造設備の概要欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 責任技術者の資格欄には、第188条各号のいずれに該当するかを記載すること。
- 申請者の欠格事項の(1)欄から(7)欄までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときは、(1)欄及び(2)欄にあつてはその理由及び年月日を、(3)欄にあつてはその罪、刑、罰の確定年月日及びその執行を終り、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を、(4)欄にあつてはその違反の事実及び違反した年月日を記載すること。

様式第九十四（第二百八十六条関係）

収入印紙	変更 許可申請書 追加	
医療機器修理業修理工区分		
許可番号及び年月日		
事業所の名称		
事業所の所在地		
	変更前	変更後
特定保守管理医療機器に係る修理区分		
	変更前	変更後
特定保守管理医療機器以外の医療機器に係る修理区分		
事業所の構造設備の概要		
責任技術者	氏名	資格
	住所	
備考		

上記により、医療機器の修理業の修理区分の変更の許可を申請します。

年月日

住所  
 法人にあつては、主たる事務所の所在地  
 都道府県知事

氏名  
 法人にあつては、名称及び代表者の氏名

地方厚生局長 殿  
都道府県知事

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この申請書は、地方厚生局長に提出する場合にあつては正本1通及び副本2通、都道府県知事に提出する場合にあつては正副2通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 4 収入印紙は、地方厚生局長に提出する申請書の正本にのみ貼り、消印をしないこと。
- 5 特定保守管理医療機器に係る修理区分欄及び特定保守管理医療機器以外の医療機器にかかる修理区分欄には、別表第二に掲げる区分を記載すること。
- 6 事業所の構造設備の概要欄には、変更し、又は追加する区分に係る部分についてのみ記載すること。また、その記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 7 責任技術者欄には、新たに追加する修理の区分に係る者について記載すること。

## 様式第九十四の二(第二百九十六条の二関係)

再生医療等製品販売業許可申請書

営業所の名称																	
営業所の所在地																	
営業所の構造設備の概要																	
(法人にあつては、)業事に關する業務に責任を有する役員の氏名																	
管理者	氏名	資格															
住所	所																
兼営事業の種類																	
<small>格業申請者 業務請 責法人 任人 にあ ず る 役員 は、 を業事 むに こ のす る</small> <table border="1"> <tr><td>(1)</td><td>法第75条第1項の規定により許可を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者</td></tr> <tr><td>(2)</td><td>法第75条の2第1項の規定により登録を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者</td></tr> <tr><td>(3)</td><td>禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後、3年を経過していない者</td></tr> <tr><td>(4)</td><td>法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく处分に違反し、その違反行為があつた日から2年を経過していない者</td></tr> <tr><td>(5)</td><td>麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者</td></tr> <tr><td>(6)</td><td>精神の機能の障害により再生医療等製品販売業者の業務を通じて行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</td></tr> <tr><td>(7)</td><td>再生医療等製品販売業者の業務を適切に行うことができる知識及び経験を有すると思められない者</td></tr> </table>				(1)	法第75条第1項の規定により許可を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者	(2)	法第75条の2第1項の規定により登録を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者	(3)	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後、3年を経過していない者	(4)	法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく处分に違反し、その違反行為があつた日から2年を経過していない者	(5)	麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者	(6)	精神の機能の障害により再生医療等製品販売業者の業務を通じて行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者	(7)	再生医療等製品販売業者の業務を適切に行うことができる知識及び経験を有すると思められない者
(1)	法第75条第1項の規定により許可を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者																
(2)	法第75条の2第1項の規定により登録を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者																
(3)	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後、3年を経過していない者																
(4)	法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく处分に違反し、その違反行為があつた日から2年を経過していない者																
(5)	麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者																
(6)	精神の機能の障害により再生医療等製品販売業者の業務を通じて行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者																
(7)	再生医療等製品販売業者の業務を適切に行うことができる知識及び経験を有すると思められない者																
備考																	

上記により、再生医療等製品の販売業の許可を申請します。

年月日

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

都道府県知事 殿

## (注意)

- 用紙の大きさは、A4とすること。
- 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 営業所の構造設備の概要欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 管理者の資格欄には、法第40条の6の規定により再生医療等製品の販売を実地に管理する者が第196条の4各号のいずれに該当するかを記載すること。
- 兼営事業の種類欄には、当該営業所において再生医療等製品の販売業以外の業務を併せて行うときはその業務の種類を記載し、ないときは「なし」と記載すること。
- 申請者の欠格条項の(1)欄から(7)欄までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときは、(1)欄及び(2)欄にあつてはその理由及び年月日を、(3)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を、(4)欄にあつてはその違反の事実及び違反した年月日を記載すること。また、(6)欄に該当するおそれがある者については、同欄に「別紙のとおり」と記載し、当該申請者に係る精神の機能に関する医師の診断書を添付すること。

様式第九十四の三(第二百九十六条の五関係)  
許可番号

再生医療等製品販売業許可証

氏名(法人にあつては、その名称)  
営業所の名称  
営業所の所在地

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の5第1項の規定により再生医療等製品の販売業の許可を受けた者であることを証明する。

年 月 日

都道府県知事

印

有効期間 年 月 日から  
年 月 日まで

様式第九十四の四(第二百九十六条の五関係)

取入印紙	再生医療等製品販売業許可更新申請書		
許可番号及び年月日			
當業所の名称			
當業所の所在地			
當業所の構造設備の概要 (法人にあつては) 業事に關する業務に責任を有する役員の氏名			
管 理 者 氏 名		資格	
住 所			
兼 営 事 業 の 種 類			
変更内容	事 項	変更前	変更後
項務申請に請 責任法 を有する人 にす る 役員 は 含 ま る 事 に の 欠 格 余 業	(1) 法第75条第1項の規定により許可を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者		
	(2) 法第75条の2第1項の規定により登録を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者		
	(3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けたことがなくなった後、3年を経過していない者		
	(4) 他業事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処分に違反し、その違反行為があつた日から2年を経過していない者		
	(5) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中患者		
	(6) 精神の機能の障害により再生医療等製品販売業者の業務を適正に行うことができない者		
	(7) 再生医療等製品販売業者の業務を適切に行うことができる知識及び経験を有すると認められない者		
	備考		

上記により、再生医療等製品の販売業の許可の更新を申請します。

年 月 日

住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

都道府県知事 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 営業所の構造設備の概要欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 4 兼営事業の種類欄には、当該営業所において再生医療等製品の販売業以外の業務を併せて行うときはその業務の種類を記載し、ないとときは「なし」と記載すること。
- 5 変更内容欄には、許可申請書に記載した事項のうち、この更新申請書を提出する時までに変更のあった事項について、記載すること。
- 6 申請者の欠格条項の(1)欄から(7)欄までは、当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときは、(1)欄及び(2)欄にあつてはその理由及び年月日を、(3)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなった場合はその年月日を、(4)欄にあつてはその違反の事実及び違反した年月日を記載すること。また、(6)欄に該当するおそれがある者については、同欄に「別紙のとおり」と記載し、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書を添付すること。

様式第九十五(第二百九十七条、第二百九十七条の十一、第二百九十七条の十二関係)

収入 印紙	検定申請書	

製造販売業者又は運送製造販売業者の氏名

製造販売業者又は運送製造販売業者の住所

検定に係る医薬品、医療機器又は再生医療等製品を保有する施設の名称及び所在地

医薬品、医療機器又は再生医療等製品の一般的の名称

医薬品、医療機器又は再生医療等製品の販売名

製造番号又は製造記号

製造年月日

容器又は被包種類

数

量

試験品の数量

備考

医薬品  
上記により、医療機器の検定を受けたく申請します。  
再生医療等製品

年月日

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

国立感染症研究所長殿

国立医薬品食品衛生研究所長

第号年月日	知事
都道府県	
経由	
兼事監視員氏名	
試験品採取年月日	

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この申請書は、正副2通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつくりと書くこと。
- 4 収入印紙は、申請書の正本にのみ貼り、消印をしないこと。
- 5 この申請書は、各品目の製造番号又は製造記号ごとに作成すること。
- 6 この申請に係る医薬品、医療機器又は再生医療等製品の検定が2段以上の製造段階について行われるべき場合にあっては、この申請に係る製造段階の別について、医薬品、医療機器又は再生医療等製品の一般的な称欄に併せて記載すること。
- 7 容器又は被包の数量には、試験品の容器又は被包の数量を含めないこと。

## 様式第九十五条の二(第二百九十七条の四関係)

## 製造・試験記録等要約書の様式作成申請書

製造販売業者又は選任製造販売業者の氏名	
製造販売業者又は選任製造販売業者の住所	
承認番号	
承認年月日又は承認申請年月日	
一般的名称	
販売名	
備考	

上記により、製造・試験記録等要約書の様式の作成を申請します。

年 月 日

住所 〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕  
 氏名 〔法人にあつては、名稱及び代表者の氏名〕

国立感染症研究所長 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつくりと書くこと。
- 3 この申請書は、製造・試験記録等要約書の様式を作成する品目ごとに作成すること。
- 4 承認年月日又は承認申請年月日欄には、この申請が第197条の4第1項に基づく申請であるときは承認年月日を、第197条の4第3項に基づく申請であるときは承認申請年月日を記載すること。
- 5 この申請が第197条の4第3項に基づく申請であるときは、備考欄にその旨を記載し、同項に基づく申請を行う理由についても、同欄に記載すること。また、この場合、承認番号欄の記載は要しないこと。

## 様式第九十五条の三(第二百九十七条の五関係)

製造・試験記録等要約書の様式変更(確認)申請書

製造販売業者又は運送製造販売業者の氏名	
製造販売業者又は運送製造販売業者の住所	
承認番号	
承認年月日	
一般的名称	
販売名	
申請理由	
変更の必要	
備考	

上記により、製造・試験記録等要約書の様式変更(の確認)を申請します。

年月日

住所〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕

氏名〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕

国立感染症研究所長 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4 とすること。
- 2 文字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 この申請書は、変更又は変更に係る確認が必要な製造・試験記録等要約書の様式ごとに作成すること。
- 4 承認年月日欄には、対象となる品目に係る当初の承認年月日を記載すること。
- 5 申請理由欄については、第197条の5第1項各号のいずれに該当するかを記載すること。この申請が第197条の5第3項に基づく申請であるときは、同欄の記載は要しないこと。
- 6 変更の必要欄には、対象となる品目の製造・試験記録等要約書の様式について、この申請によつて変更が必要と考えられる場合には「有」と、変更の必要がないと考えられる場合には「無」と記入すること。
- 7 この申請が第197条の5第3項に基づく申請であるときは、備考欄にその旨を記載し、同欄に基づく申請を行う理由についても、同欄に記載すること。

## 様式第九十六条(第二百条関係)

## 検定合格証明書

第一号

出願者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
出願者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

医薬品、医療機器又は再生医療等製品の名称	合格番号	製造番号又は製造記号	数量	備考

上記の〔医薬品、医療機器〕は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律  
再生医療等製品第四十三条〔第一項〕に規定する検定に合格したことを証明する。  
〔第二項〕

年月日

国立感染症研究所長 印  
国立医薬品食品衛生研究所長 印

(注意) この用紙の大きさは、A4 とする。

## 様式第九十七（第二百二十二条関係）

検定記録表

製造販売業者又は運送業者 製造販売業者の氏名			
製造業者の氏名			
品目の名称		合否決定年月日及び対象 数量	
製造番号又は製造記号		出納を行った年月日及び 対象数量	
製造年月日及び製造數 量		合格した旨を表示した年 月日及び対象数量	
検定申請年月日及び申 請数量		都道府県確認年月日及び 対象数量	
抜取り年月日及び抜取 り数量		出荷判定年月日及び対象 数量	
薬事監視員の氏名		抜取り	
保管の確認			
表示の確認			
の 合		合格番号	
別 否		不合格品の処置	
備 考			

## (注意)

- 1 この記録表は、各品目の製造番号又は製造記号ごとに作成すること。  
2 検定合格証明書の交付を受けた場合にあつては、この記録表とともに保管すること。

## 様式第九十七の二（第二百二十八条の十の九関係）

注意事項等情報届出受理 通知書

届出を受理した期間	
届出件数	
備考	

上記により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第68条の2の4第3項の規定に基づき届出を受理したことを通知します。

年 月 日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長

厚生労働大臣 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。  
2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと記載すること。

## 様式第九十七の三(第二百十八条の二の二関係)

医薬品  
体外診断用医薬品  
医薬部外品  
化粧品  
医療機器  
再生医療等製品

輸入確認申請書

品名	数量	業許可等の有無及びその種類
輸入の目的		
<input checked="" type="checkbox"/> 治験(企業)用、 <input checked="" type="checkbox"/> 臨床試験(医師)用、 <input checked="" type="checkbox"/> 試験研究・社内見本用、 <input checked="" type="checkbox"/> 展示用、 <input checked="" type="checkbox"/> 個人用、 <input checked="" type="checkbox"/> 医療従事者個人用、 <input checked="" type="checkbox"/> 再輸入品・返送品用、 <input checked="" type="checkbox"/> その他( )		
誓約事項		
<input checked="" type="checkbox"/> □上記輸入の目的のために使用するもので、他に販売、貸与又は授与するものではありません。 <input checked="" type="checkbox"/> □当該輸入に係る必要な調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他の必要な協力を行います。 <input checked="" type="checkbox"/> □医薬品等の輸入に関して厚生労働省等から提供される情報を輸入する前及び輸入した後に確認するよう努めます。		
確認事項		
<input checked="" type="checkbox"/> □過去二年以内に薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処分に違反したことはありません。		
輸入しようとする品目の製造業者名及び国名 (製造業者名) (国名)		
輸入年月日	船荷証券、航空運送状等の番号	到着空港、到着港又は収置場所
氏名		
住所		
連絡先		
<input checked="" type="checkbox"/> □過去二年以内に薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処分に違反したことはありません。		
備考		
特記事項		
厚生労働大臣(地方厚生局長) 殿		

医薬品  
体外診断用医薬品  
医薬部外品  
化粧品  
医療機器  
再生医療等製品

上記により、  
の輸入に係る確認を申請します。

住所  
連絡先  
氏名  
(送付先の名称)  
(送付先の住所)  
(送付先の連絡先)

年月日

厚生労働大臣(地方厚生局長) 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この申請書は、正副2通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 4 品名及び数量の欄には、仕入書(invoice)に記載されている品名及び数量を記載すること。これらの欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、これらの欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 5 業許可等の有無及びその種類の欄には、医薬品、体外診断用医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造販売業にあつては法第12条第1項又は法第23条の2第1項に掲げる許可の種類のうち該当するもの、再生医療等製品の製造販売業にあつては再生医療等製品製造販売業許可と、薬局製造販売医薬品製造販売業にあつては薬局製造販売医薬品製造販売業許可と記載すること。
- 6 誓約事項の欄には、当該誓約事項を確認の上、と記入すること。
- 7 確認事項の欄には、当該事実がないときにと記入すること。
- 8 到着空港、到着港又は収置場所の欄には、当該申請書を提出する時点で予定している到着空港、到着港又は収置場所を記載すること。
- 9 当該申請に関する手続を申請者に代わって行う者がいる場合は、その者の氏名、住所及び連絡先を記載するとともに、確認事項の欄を確認の上、当該事実がないときにと記入すること。
- 10 備考の欄には、再輸入品・返送品の場合には再輸入・返送に至った理由及び今後の措置について記載すること。
- 11 氏名の記載について、法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 12 住所の記載について、法人にあつては、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 13 連絡先の記載について、電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。
- 14 申請者の住所と品目の送付先が異なる場合、送付先の名称及び住所を記載すること。

## 様式第九十九（第二百二十八条の十二、第二百二十八条の十三関係）

委託届書  
変更届書

受託者の氏名(法人にあつては、 名称及び代表者の氏名)	
受託者の住所(法人にあつては、 主たる事務所の所在地)	
特定医療機器の名称	一般的名称
販売名	
特定医療機器の承認番号	
特定医療機器の承認年月日	
備考	

上記により、特定医療機器に関する記録の保存等の事務の委託の届出をします。  
変更の届出

年月日

住所  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
氏名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

厚生労働大臣 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 受託者を変更する場合にあつては、変更後の受託者について記載すること。

## 様式第九十九の二（第二百二十八条の十七、第二百二十八条の十八関係）

再生医療等製品に関する記録及び保存 委託届書  
変更届書

受託者の氏名(法人にあつては、 名称及び代表者の氏名)	
受託者の住所(法人にあつては、 主たる事務所の所在地)	
記録受託責任者の氏名	
記録受託責任者の住所	
再生医療等製品の名称	一般的名称
販売名	
再生医療等製品の承認番号	
再生医療等製品の承認年月日	
備考	

上記により、再生医療等製品に関する記録又は保存の事務の委託の届出をします。  
変更の届出

年月日

住所  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
氏名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

厚生労働大臣 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと記載すること。
- 3 受託者を変更する場合にあつては、変更後の受託者について記載すること。

## 様式第九十八条の三（第二百二十八条の二十一関係）

副作用救済給付等に関する情報 整理 結果 通知書

副作用救済給付等に関する情報の整理を行った期間	
整 理 件 数	
整 理 の 結 果	
備 考	

上記により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第68条の10第3項の規定に基づき副作用救済給付等の整理の結果を通知します。

年 月 日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長

厚生労働大臣 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと記載すること。

## 様式第九十八条の四（第二百二十八条の二十一、第二百二十八条の二十四関係）

副作用等報告 調査 結果 通知書  
副作用救済給付等に関する情報

調査の名称	
調査の結果	
備 考	

上記により、調査の結果を通知します。

年 月 日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長

厚生労働大臣 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと記載すること。

## 様式第九十九の五（第二百二十九条の二十四関係）

副作用等報告 整理 結果 通知書

副作用等報告に関する情報の整理を行った期間	
報 告 件 数	
報 告 者 数	
整 理 の 結 果	
備 考	

上記により、副作用等報告の整理の結果を通知します。

年 月 日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長

厚生労働大臣 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと記載すること。

## 様式第九十九（第二百二十九条関係）

生物由来製品製造管理者承認申請書

製造業の許可の区分	
製造業の許可又は登録番号及び年月日	
製造所の名称	
製造所の所在地	
管理者	氏 名
	住 所
備 考	

上記により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第68条の16第1項の規定による生物由来製品製造管理者の承認を申請します。

年 月 日

住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
氏 名 (法人にあつては、名稱及び代表者の氏名)地方厚生局長 殿  
都道府県知事

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この申請書は、地方厚生局長に提出する場合にあつては正副2通、都道府県知事に提出する場合にあつては正本1通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 4 備考欄には、申請に係る者が生物由来製品製造管理者となる予定年月日を記載すること。

様式第九十九の二(第二百三十八条、第二百三十九条関係)

委託届書  
変更届書

受託者の氏名(法人にあつては、 名称及び代表者の氏名)	
受託者の住所(法人にあつては、 主たる事務所の所在地)	
記録受託責任者の氏名	
記録受託責任者の住所	
生物由来製品の名称	一般的名称
	販売名
生物由来製品の承認番号	
生物由来製品の承認年月日	
備考	

上記により、生物由来製品に関する記録又は保存の事務の委託の届出をします。

年月日

住所  
 $\begin{cases} \text{法人にあつては、主} \\ \text{たる事務所の所在地} \end{cases}$   
氏名  
 $\begin{cases} \text{法人にあつては、名} \\ \text{称及び代表者の氏名} \end{cases}$ 

厚生労働大臣殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと記載すること。
- 3 受託者を変更する場合にあつては、変更後の受託者について記載すること。

様式第一百(第二百四十三条関係)

感染症定期報告 整理 結果 通知書

感染症定期報告に関する 情報の整理を行った期間	
報告件数	
報告者数	
整理の結果	
備考	

上記により、感染症定期報告の整理の結果を通知します。

年月日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長

厚生労働大臣殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

## 様式第一（第二百四十三条関係）

感染症定期報告 調査 結果 通知書

調査の名称	
調査の結果	
備考	

上記により、感染症定期報告の調査の結果を通知します。

年 月 日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長

厚生労働大臣 殿

(注意)

1 用紙の大きさは、A4とすること。かくし

2 文字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

## 様式第二（一）（第二百四十五条関係）

<p style="text-align: center;">取去証</p> <p>1 取去の相手方の住所又は営業所所在地</p> <p>2 取去の相手方の氏名又は法人の名称</p> <p>3 品名及び数量</p> <p>4 取去場所</p> <p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第69条の規定に基づき、上記のとおり取去する。</p> <p>年 月 日</p> <p>取去者 薬事監視員 職氏名 <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>所属局課</p> <p>備考</p>
---

## 様式第二百二(二)(第二百四十五条関係)

取去証	1 収去の相手方の住所又は営業所所在地 2 収去の相手方の氏名又は法人の名称 3 品名及び数量 4 収去場所  医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第69条の2の規定に基づき、上記のとおり収去する。  年 月 日  収去者 独立行政法人医薬品医療機器総合機構職員  氏名 <input type="text"/>  備考
-----	--

## 様式第二百二(三)(第二百四十五条関係)

取去証	1 収去の相手方の住所又は営業所所在地 2 収去の相手方の氏名又は法人の名称 3 品名及び数量 4 収去場所  医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第76条の3の2の規定に基づき、上記のとおり収去する。  年 月 日  収去者 麻薬取締官又は麻薬取締員 職 氏名 <input type="text"/>  所属局部課  備考
-----	---

## 様式第二百三(第二百四十六条関係)

第1面

第	号	
葉事監視員身分証明書		
所属庁		
氏名		
年 月 日生		
年 月 日発行		
厚生労働省(地方厚生局、都道府県、保健所設置市又は特別区)		
印		
写 真		

第2面

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号) 抜粋 (立入検査等)
第69条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品の製造販売業者若しくは製造業者、医療機器の修理業者、第18条第5項、第23条の2の15第5項、第23条の35第5項、第68条の5第4項、第68条の7第6項若しくは第68条の22第6項の委託を受けた者又は第80条の6第1項の登録を受けた者(以下この項において「製造販売業者等」という。)が、第12条の2、第13条第5項若しくは第6項(これらの規定を同条第9項において準用する場合を含む。)、第13条の2の2第5項、第14条第2項、第15項若しくは第16項、第14条の3第3項、第14条の9、第17条、第18条第1項から第4項まで、第18条の2、第19条、第23条、第23条の2の2、第23条の2の3第4項、第23条の2の14第2項、第15項若しくは第16項、第23条の2の8第3項、第23条の2の12、第23条の2の14(第40条の3において準用する場合を含む。)、第23条の2の15第1項から第4項まで(これらの規定を第40条の3において準用する場合を含む。)、第23条の2の15の2(第40条の3において準用する場合を含む。)、第23条の2の16(第40条の3において準用する場合を含む。)、第23条の2の22(第40条の3において準用する場合を含む。)、第23条の22第5項若しくは第6項(これらの規定を同条第9項において準用する場合を含む。)、第23条の25第2項、第11項若しくは第12項、第23条の28第3項、第23条の34、第23条の35第1項から第4項まで、第23条の35の2、第23条の36、第23条の42、第40条の2第5項若しくは第6項(これらの規定を同条第8項において準用する場合を含む。)、第40条の4、第46条第1項若しくは第4項、第58条、第68条の2の5第1項若しくは第2項、第68条の5第1項若しくは第4項から第6項まで、第68条の7第1項若しくは第6項から第8項まで、第68条の9、第68条の10第1項、第68条の11、第68条の14第1項、第68条の16、第68条の22第1項若しくは第6項から第8項まで、第68条の24第1項、第80条第1項から第3項まで若しくは第7項、第80条の8若しくは第80条の9第1項の規定又は第71条、第72条第1項から第3項まで、第72条の2の2、第72条の4、第73条、第75条第1項若しくは第75条の2第1項に基づく命令を遵守しているかどうかを確かめるために必要があると認めるときは、当該製造販売業者等に対して、厚生労働省令で定めるところにより必要な報告をさせ、又は当該職員に、工場、事務所その他当該製造販売業者等が医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品を業務上取り扱う場所に立ち入り、その構造設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは

## 第3面

- 従業員その他の関係者に質問させることができる。
- 2 都道府県知事(薬局、店舗販売業又は高度管理医療機器等若しくは管理医療機器(特定保守管理医療機器を除く。)の販売業若しくは貸与業にあつては、その薬局、店舗又は営業所の所在地が健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第70条第1項、第72条第4項、第72条の2第1項、第72条の2の2、第72条の4、第72条の5、第73条、第75条第1項、第76条、第76条の3の2及び第81条の2において同じ。)は、薬局開設者、医薬品の販売業者、第39条第1項若しくは第39条第3項の医療機器の販売業者若しくは貸与業者又は再生医療等製品の販売業者(以下この項において「販売業者等」という。)が、第5条、第7条第1項、第2項、第3項(第40条第1項及び第40条の7第1項において準用する場合を含む。)若しくは第4項、第8条(第40条第1項及び第40条の7第1項において準用する場合を含む。)、第9条第1項(第40条第1項、第2項及び第3項並びに第40条の7第1項において準用する場合を含む。)若しくは第2項(第40条第1項及び第40条の7第1項において準用する場合を含む。)、第9条の3から第9条の5まで、第10条第1項(第38条、第40条第1項及び第2項並びに第40条の7第1項において準用する場合を含む。)若しくは第2項(第38条第1項において準用する場合を含む。)、第11条(第38条、第40条第1項及び第40条の7第1項において準用する場合を含む。)、第26条第4項若しくは第5項、第27条から第29条の4まで、第30条第3項若しくは第4項、第31条から第33条まで、第34条第3項から第5項まで、第35条から第36条の6まで、第36条の9から第37条まで、第39条第4項若しくは第5項、第39条の2、第39条の3第2項、第40条の4、第40条の5第4項、第5項若しくは第7項、第40条の6、第45条、第46条第1項若しくは第4項、第49条、第57条の2(第65条の4において準用する場合を含む。)、第68条の2の5、第68条の5第3項、第5項若しくは第6項、第68条の7第2項、第5項若しくは第8項、第68条の9第2項、第68条の10第2項、第68条の22第2項、第5項若しくは第8項若しくは第80条第7項の規定又は第72条第4項、第72条の2第1項若しくは第2項、第72条の2の2、第72条の4、第73条、第74条若しくは第75条第1項に基づく命令を遵守しているかどうかを確かめるために必要があると認めるときは、当該販売業者等に対して、厚生労働省令で定めるところにより必要な報告をさせ、又は当該職員に、薬局、店舗、事務所その他当該販売業者等が医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品を業務上取り扱う場所に立ち入り、その構造設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させることができる。

## 第4面

- できる。
- 3 都道府県知事は、薬局開設者が、第8条の2第1項若しくは第2項の規定若しくは第72条の3に基づく命令を遵守しているかどうかを確かめるために必要があると認めるとき、又は地域連携薬局若しくは専門医療機関連携薬局(以下この章において「地域連携薬局等」という。)の開設者が第6条の2第3項若しくは第6条の3第3項若しくは第4項の規定若しくは第72条第5項若しくは第72条の2第3項に基づく命令を遵守しているかどうかを確かめるために必要があると認めるときは、当該薬局開設者若しくは当該地域連携薬局等の開設者に対して、厚生労働省令で定めるところにより必要な報告をさせ、又は当該職員に、薬局若しくは地域連携薬局等に立ち入り、その構造設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させることができる。
- 4 厚生労働大臣、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品を輸入しようとする者若しくは輸入した者又は第五十六条の二第一項に規定する確認の手続に係る関係者が、同条(第60条、第62条、第64条及び第65条の4において準用する場合を含む。)の規定又は第70条第2項に基づく命令を遵守しているかどうかを確かめるために必要があると認めるときは、当該者に対して、厚生労働省令で定めるところにより必要な報告をさせ、又は当該職員に、当該者の試験研究機関、医療機関、事務所その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、従業員その他の関係者に質問させ、若しくは同条第1項に規定する物に該当する疑いのある物を、試験のため必要な最少分量に限り、取去させることができる。
- 5 厚生労働大臣は、第75条の5の2第1項の規定による命令を行うため必要があると認めるときは、同項に規定する課徴金対象行為者又は同項に規定する課徴金対象行為に関して関係のある者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又は当該職員に、当該課徴金対象行為者若しくは当該課徴金対象行為に関して関係のある者の事務所、事業所その他当該課徴金対象行為に関係のある場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは当該課徴金対象行為者その他の関係者に質問させることができる。
- 6 厚生労働大臣、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、前各項に定めるものほか必要があると認めるときは、薬局開設者、病院、診療所若しくは飼育動物診

## 第5面

療施設の開設者、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者、医療機器の貸与業者若しくは修理業者、第80条の6第1項の登録を受けた者その他医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品を業務上取り扱う者又は第18条第5項、第23条の2の15第5項、第23条の35第5項、第68条の5第4項、第68条の7第6項若しくは第68条の22第6項の委託を受けた者に対して、厚生労働省令で定めるところにより必要な報告をさせ、又は当該職員に、薬局、病院、診療所、飼育動物診療施設、工場、店舗、事務所その他医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品を業務上取り扱う場所に立ち入り、その構造設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、従業員その他の関係者に質問させ、若しくは第70条第1項に規定する物に該当する疑いのある物を、試験のため必要な最少分量に限り、収去させることができる。

- 7 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、登録認証機関に対して、基準適合性認証の業務又は経理の状況に關し、報告をさせ、又は当該職員に、登録認証機関の事務所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

8 当該職員は、前各項の規定による立入検査、質問又は収去をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

- 9 第1項から第7項までの権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。  
(廃棄等)

第70条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品を業務上取り扱う者に対して、第43条第1項の規定に違反して貯蔵され、若しくは陳列されている医薬品若しくは再生医療等製品、同項の規定に違反して販売され、若しくは授与された医薬品若しくは再生医療等製品、同条第2項の規定に違反して貯蔵され、若しくは陳列されている医療機器、同項の規定に違反して販売され、貸与され、若しくは授与された医療機器、同項の規定に違反して電気通信回線を通じて提供された医療機器プログラム、第44条第3項、第55条の2(第60条、第62条、第64条、第65条の4及び第68条の19において準用する場合を含む。)、第55条の2(第60条、第62条、第64条及び第65条の4において準用する場合を含む。)、第56条(第60条及び第62条において準用する場合を含む。)、第57条第2項(第60条、第

## 第6面

62条及び第65条の4において準用する場合を含む。)、第65条、第65条の5若しくは第68条の20に規定する医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品、第23条の4の規定により基準適合性認証を取り消された医療機器若しくは体外診断用医薬品、第74条の2第1項若しくは第3項第3号若しくは第5号から第7号まで(これららの規定(同項第5項を除く。)を第75条の2の2第2項において準用する場合を含む。)の規定により第14条若しくは第19条の2の承認を取り消された医薬品、医薬部外品若しくは化粧品、第23条の2の5若しくは第23条の2の17の承認を取り消された医療機器若しくは体外診断用医薬品、第23条の25若しくは第23条の37の承認を取り消された再生医療等製品、第75条の3の規定により第14条の3第1項(第20条第1項において準用する場合を含む。)の規定による第14条若しくは第19条の2の承認を取り消された医薬品、第75条の3の規定により第23条の2の8第1項(第23条の2の20第1項において準用する場合を含む。)の規定による第23条の2の5若しくは第23条の2の17の承認を取り消された医療機器若しくは体外診断用医薬品、第75条の3の規定により第23条の28第1項(第23条の40第1項において準用する場合を含む。)の規定による第23条の25若しくは第23条の37の承認を取り消された再生医療等製品又は不良な原料若しくは材料について、廃棄、回収その他公衆衛生上の危険の発生を防止するに足りる措置をとるべきことを命ずることができる。

- 2 厚生労働大臣は、第56条の2(第60条、第62条、第64条及び第65条の4において準用する場合を含む。)の規定に違反して医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品を輸入しようとする者又は輸入した者に対して、その医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品の廃棄その他公衆衛生上の危険の発生を防止するに足りる措置をとるべきことを命ずることができる。

3 厚生労働大臣、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、前2項の規定による命令を受けた者がその命令に従わないとき、又は緊急の必要があるときは、当該職員に、前2項に規定する物を廃棄させ、若しくは回収させ、又はその他の必要な処分をさせることができる。

- 4 当該職員が前項の規定による処分をする場合には、第69条第8項の規定を準用する。  
(廃棄等)

第76条の7 厚生労働大臣又は都道府県知事は、第76条の4の規定に違反して貯蔵され、若しく

第7面

<p>は陳列されている指定薬物又は同条の規定に違反して製造され、輸入され、販売され、若しくは授与された指定薬物について、当該指定薬物を取り扱う者に対して、廃棄、回収その他の公衆衛生上の危険の発生を防止するに足りる措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わない場合であつて、公衆衛生上の危険の発生を防止するため必要があると認めるときは、当該職員に、同項に規定する物を廃棄させ、若しくは回収させ、又はその他の必要な処分をさせることができる。</p> <p>3 当該職員が前項の規定による処分をする場合には、第69条第8項の規定を準用する。 (立入検査等)</p> <p>第76条の8 厚生労働大臣又は都道府県知事は、この章の規定を施行するため必要があると認めることは、厚生労働省令で定めるところにより、指定薬物若しくはその疑いがある物品若しくは指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い物である疑いがある物品を貯蔵し、陳列し、若しくは広告している者又は指定薬物若しくはこれらの物品を製造し、輸入し、販売し、授与し、貯蔵し、陳列し、若しくは広告した者に対して、必要な報告をさせ、又は当該職員に、これらの者の店舗その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは指定薬物若しくはこれらの物品を、試験のため必要な最少分量に限り、取去させることができる。</p> <p>2 前項の規定による立入検査、質問及び収去については第69条第8項の規定を、前項の規定による権限については同条第9項の規定を、それぞれ準用する。 (緊急時における厚生労働大臣の事務執行)</p> <p>第81条の2 第69条第2項及び第72条第4項の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため緊急の必要があると厚生労働大臣が認める場合にあつては、厚生労働大臣又は都道府県知事が行うものとする。この場合においては、この法律の規定中都道府県知事に関する規定(当該事務に係るものに限る。)は、厚生労働大臣に関する規定として厚生労働大臣に適用があるものとする。</p> <p>2 (略)</p>
--

## 様式第百三の二(第二百四十六条関係)

第1面

85mm

53mm

写  
真

印

名前  
所属  
氏名  
年月日生  
年月日発行  
厚生労働省(都道府県)

## 第2面

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)

抜粋

(立入検査等)

第69条 (略)

2・3 (略)

4 厚生労働大臣、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品を輸入しようとする者若しくは輸入した者又は第56条の2第1項に規定する確認の手続に係る関係者が、同条(第60条、第62条、第64条及び第65条の4において準用する場合を含む。)の規定又は第70条第2項に基づく命令を遵守しているかどうかを確かめるために必要があると認めるときは、当該者に対して、厚生労働省令で定めるところにより必要な報告をさせ、又は当該職員に、当該者の試験研究機関、医療機関、事務所その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、従業員その他の関係者に質問させ、若しくは同条第1項に規定する物に該当する疑いのある物を、試験のため必要な最少分量に限り、収去させることができる。

5 (略)

6 厚生労働大臣、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、前各項に定めるもののほか必要があると認めるときは、薬局開設者、病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者、医療機器の貸与業者若しくは修理業者、第80条の6第1項の登録を受けた者その他医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品を業務上取り扱う者又は第18条第5項、第23条の2の15第5項、第23条の35第5項、第68条の5第4項、第68条の7第6項若しくは第68条の22第6項の委託を受けた者に対して、厚生労働省令で定めるところにより必要な報告をさせ、又は当該職員に、薬局、病院、診療所、飼育動物診療施設、工場、店舗、事務所その他医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品を業務上取り扱う場所に立ち入り、その構造設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、従業員その他の関係者に質問させ、若しくは第70条第1項に規定する物に該当する疑いのある物を、試験のため必要な最少分量に限り、収去させることができる。

## 第3面

7 (略)

8 当該職員は、前各項の規定による立入検査、質問又は収去をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

9 第1項から第7項までの権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(廃棄等)

第70条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品を業務上取り扱う者に対して、第43条第1項の規定に違反して貯蔵され、若しくは陳列されている医薬品若しくは再生医療等製品、同項の規定に違反して販売され、若しくは授与された医薬品若しくは再生医療等製品、同条第2項の規定に違反して貯蔵され、若しくは陳列されている医療機器、同項の規定に違反して販売され、貸与され、若しくは授与された医療機器、同項の規定に違反して電気通信回線を通じて提供された医療機器プログラム、第44条第3項、第55条(第60条、第62条、第64条、第65条の4及び第68条の19において準用する場合を含む。)、第55条の2(第60条、第62条、第64条及び第65条の4において準用する場合を含む。)、第57条第2項(第60条、第62条及び第65条の4において準用する場合を含む。)、第65条、第65条の5若しくは第68条の20に規定する医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品、第23条の4の規定により基準適合性認証を取り消された医療機器若しくは体外診断用医薬品、第74条の2第1項若しくは第3項第3号若しくは第5号から第7号まで(これらの規定(同項第5項を除く。)を第75条の2の2第2項において準用する場合を含む。)の規定により第14条若しくは第19条の2の承認を取り消された医薬品、医薬部外品若しくは化粧品、第23条の2の5若しくは第23条の2の17の承認を取り消された医療機器若しくは体外診断用医薬品、第23条の25若しくは第23条の37の承認を取り消された再生医療等製品、第75条の3の規定により第14条の3第1項(第20条第1項において準用する場合を含む。)の規定による第14条若しくは第19条の2の承認を取り消された医薬品、第75条の3の規定により第23条の2の8第1項(第23条の2の20第1項において準用する場合を含む。)の規定による第23条の2の5若しくは第23条の2の17の承認を取り消された医療機器若しくは体外診断用医薬品、第75条の3の規定により第23条の28第1項

## 第4面

(第23条の40第1項において準用する場合を含む。)の規定による第23条の25若しくは第23条の37の承認を取り消された再生医療等製品又は不良な原料若しくは材料について、廃棄、回収その他公衆衛生上の危険の発生を防止するに足りる措置をとるべきことを命ずることができる。
2 厚生労働大臣は、第56条の2(第60条、第62条、第64条及び第65条の4において準用する場合を含む。)の規定に違反して医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品を輸入しようとする者又は輸入した者に対して、その医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品の廃棄その他公衆衛生上の危険の発生を防止するに足りる措置をとるべきことを命ずることができる。
3 厚生労働大臣、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、前2項の規定による命令を受けた者がその命令に従わないとき、又は緊急の必要があるときは、当該職員に、前2項に規定する物を廃棄させ、若しくは回収させ、又はその他の必要な処分をさせることができる。
4 当該職員が前項の規定による処分をする場合には、第69条第8項の規定を準用する。 (麻薬取締官及び麻薬取締員による職権の行使)
第76条の3の2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、第69条第4項若しくは第6項に規定する当該職員の職権(同項に規定する職権は第55条の2に規定する模造に係る医薬品に該当する疑いのある物に係るものに限る。)又は第70条第3項に規定する当該職員の職権(同項に規定する職権のうち同条第1項に係る部分については第55条の2に規定する模造に係る医薬品に係るものに限る。)を麻薬取締官又は麻薬取締員に行わせることができる。 (廃棄等)
第76条の7 厚生労働大臣又は都道府県知事は、第76条の4の規定に違反して貯蔵され、若しくは陳列されている指定薬物又は同条の規定に違反して製造され、輸入され、販売され、若しくは授与された指定薬物について、当該指定薬物を取り扱う者に対して、廃棄、回収その他公衆衛生上の危険の発生を防止するに足りる措置をとるべきことを命ずることができる。

## 第5面

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わない場合であつて、公衆衛生上の危険の発生を防止するため必要があると認めるときは、当該職員に、同項に規定する物を廃棄させ、若しくは回収させ、又はその他の必要な処分をさせることができる。
3 当該職員が前項の規定による処分をする場合には、第69条第8項の規定を準用する。 (立入検査等)
第76条の8 厚生労働大臣又は都道府県知事は、この章の規定を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、指定薬物若しくはその疑いがある物品若しくは指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い物である疑いがある物品を貯蔵し、陳列し、若しくは広告している者又は指定薬物若しくはこれらの物品を製造し、輸入し、販売し、授与し、貯蔵し、陳列し、若しくは広告した者に対して、必要な報告をさせ、又は当該職員に、これらの者の店舗その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは指定薬物若しくはこれらの物品を、試験のため必要な最少量に限り、収去させることができる。
2 前項の規定による立入検査、質問及び収去については第69条第8項の規定を、前項の規定による権限については同条第9項の規定を、それぞれ準用する。 (麻薬取締官及び麻薬取締員による職権の行使)
第76条の9 厚生労働大臣又は都道府県知事は、第76条の7第2項又は前条第1項に規定する当該職員の職権を麻薬取締官又は麻薬取締員に行わせることができる。

## 様式第百四(第二百四十七条関係)

立入検査	質問	結果	通知書
質 收	問 去		

対象者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
対象者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
対象者の許可又は登録の種類 許可又は登録番号又は登録番号及び年月日	
実施年月日	
実施結果	
備考	

立入検査  
上記により、質問の結果を通知します。  
收去

年月日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長

厚生労働大臣  
地方厚生局長 殿  
都道府県知事

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 「対象者の許可又は登録」欄には、対象者が製造業等の許可又は登録を受けている場合に記入すること。

## 様式第百五(第二百四十八条関係)

第1面  
85mm

第号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第69条の2第1項の規定に基づいて立入検査、質問又は収去を行う独立行政法人医薬品医療機器総合機構の職員であることの証明書

職名

氏名

年月日生

年月日発行

写

真

53  
mm

独立行政法人医薬品医療機器総合

機構理事長

印

## 第2面

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)抜粋  
(立入検査等)

第69条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品の製造販売業者若しくは製造業者、医療機器の修理業者、第18条第5項、第23条の2の15第5項、第23条の35第5項、第68条の5第4項、第68条の7第6項若しくは第68条の22第6項の委託を受けた者又は第80条の6第1項の登録を受けた者(以下この項において「製造販売業者等」という。)が、第12条の2、第13条第5項若しくは第6項(これらの規定を同条第9項において準用する場合を含む。)、第13条の2の2第5項、第14条第2項、第15項若しくは第16項、第14条の3第3項、第14条の9、第17条、第18条第1項から第4項まで、第18条の2、第19条、第23条、第23条の2の2、第23条の2の3第4項、第23条の2の5第2項、第15項若しくは第16項、第23条の2の8第3項、第23条の2の12、第23条の2の14(第40条の3において準用する場合を含む。)、第23条の2の15第1項から第4項まで(これらの規定を第40条の3において準用する場合を含む。)、第23条の2の15の2(第40条の3において準用する場合を含む。)、第23条の2の16(第40条の3において準用する場合を含む。)、第23条の2の22(第40条の3において準用する場合を含む。)、第23条の21、第23条の22第5項若しくは第6項(これらの規定を同条第9項において準用する場合を含む。)、第23条の25第2項、第11項若しくは第12項、第23条の28第3項、第23条の34、第23条の35第1項から第4項まで、第23条の35の2、第23条の36、第23条の42、第40条の2第5項若しくは第6項(これらの規定を同条第8項において準用する場合を含む。)、第40条の4、第46条第1項若しくは第4項、第58条、第68条の2の5第1項若しくは第2項、第68条の5第1項若しくは第4項から第6項まで、第68条の7第1項若しくは第6項から第8項まで、第68条の9、第68条の10第1項、第68条の11、第68条の14第1項、第68条の16、第68条の22第1項若しくは第6項から第8項まで、第68条の24第1項、第80条第1項から第3項まで若しくは第7項、第80条の8若しくは第80条の9第1項の規定又は第71条、第72条第1項から第3項まで、第72条の2の2、第72条の4、第73条、第75条第1項若しくは第75条の2第1項に基づく命令を遵守しているかどうかを確かめるために必要があると認めるときは、当該製造販売業者等に対して、厚生労働省令で定めるところにより必要な報告をさせ、又は当該職員に、工場、事務所その他当該製造販売業者等が医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品を業務上取り扱う場所に立ち入り、その構造設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させることができる。

2~5 (略)

6 厚生労働大臣、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、前各項に定めるもののほか必要があると認めるときは、薬局開設者、病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者、医療機器の貸与業者若しくは修理業者、第80条の6第1項の登録を受けた者その他医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製

## 第3面

品を業務上取り扱う者又は第18条第5項、第23条の2の15第5項、第23条の35第5項、第68条の5第4項、第68条の7第6項若しくは第68条の22第6項の委託を受けた者に対して、厚生労働省令で定めるところにより必要な報告をさせ、又は当該職員に、薬局、病院、診療所、飼育動物診療施設、工場、店舗、事務所その他医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品を業務上取り扱う場所に立ち入り、その構造設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、従業員その他の関係者に質問させ、若しくは第70条第1項に規定する物に該当する疑いのある物を、試験のため必要な最少分量に限り、収去させることができる。

7 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、登録認証機関に対して、基準適合性認証の業務又は経理の状況に關し、報告をさせ、又は当該職員に、登録認証機関の事務所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

8 (略)

9 第1項から第7項までの権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。  
(機構による立入検査等の実施)

第69条の2 厚生労働大臣は、機構に、前条第1項若しくは第7項の規定による立入検査若しくは質問又は同条第6項の規定による立入検査、質問若しくは収去のうち政令で定めるものを行わせることができる。

2 都道府県知事は、機構に、前条第1項の規定による立入検査若しくは質問又は同条第6項の規定による立入検査、質問若しくは収去のうち政令で定めるものを行わせることができる。

3 機構は、第1項の規定により同項の政令で定める立入検査、質問又は収去をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該立入検査、質問又は収去の結果を厚生労働大臣に、前項の規定により同項の政令で定める立入検査、質問又は収去をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該立入検査、質問又は収去の結果を都道府県知事に通知しなければならない。

4 第1項又は第2項の政令で定める立入検査、質問又は収去の業務に従事する機構の職員は、政令で定める資格を有する者でなければならない。

5 前項に規定する機構の職員は、第1項又は第2項の政令で定める立入検査、質問又は収去をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第80条の5 厚生労働大臣は、機構に、第80条の2第7項の規定による立入検査又は質問のうち政令で定めるものを行わせることができる。

2 前項の立入検査又は質問については、第69条の2第3項から第5項までの規定を準用する。

## 様式第一百六(第二百四十九条関係)

外 国 特 例 承 認 取 得 者  
認 定 医 薬 品 等 外 国 製 造 業 者 檢 查 結 果 通 知 書  
登 録 医 薬 機 器 等 外 国 製 造 業 者 質 問  
認 定 再 生 医 薬 等 製 品 外 国 製 造 業 者

対象者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
対象者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
実 施 年 月 日	
実 施 結 果	
備 考	

上記により、調査の結果を通知します。

年 月 日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長

厚生労働大臣 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

## 様式第一百六の二(第二百四十九条の三関係)

## 課徴金対象行為に該当する事実の報告書

## 1 報告する課徴金対象行為に該当する事実の概要

(1)当該課徴金対象行為に係る医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品(以下「医薬品等」という。)の別及び名称	
(2)当該課徴金対象行為に係る記事	ア 当該課徴金対象行為に係る記事の内容  イ 当該課徴金対象行為に係る医薬品等の実際
(3)当該課徴金対象行為をした期間	年 月 日から 年 月 日まで

## 2 その他参考となるべき事項

## 3 添付資料

表のとおり。

番号	添付資料の標目	資料の内容の説明	備考

上記により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第75条の5の4の規定による報告を行います。

年 月 日

住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

厚生労働大臣 殿

## (記載要領)

1 報告する課徴金対象行為に該当する事実の概要

(1) 当該課徴金対象行為に係る医薬品等の別及び名称

当該課徴金対象行為に係る医薬品等の別及びその名称を1(1)の欄に具体的に記載する。

(2) 当該課徴金対象行為に係る記事の内容

ア 当該課徴金対象行為に係る記事の内容  
当該課徴金対象行為に係る記事の内容の記載に当たっては、当該課徴金対象行為の内容が明らかになるように、1(2)アの欄に具体的に記載する。

当該記事が複数ある場合、それぞれを記載する。

イ 当該課徴金対象行為に係る医薬品等の実態

上記アの記事に対応する課徴金対象行為に係る医薬品等の内容若しくは取引条件、又は同種若しくは類似の医薬品等を供給している他の事業者の医薬品等の内容若しくは取引条件の実際を、1(2)イの欄に具体的に記載する。

(3) 当該課徴金対象行為をした期間

当該課徴金対象行為を始めた日及びやめた日を1(3)の欄に記載する。当該課徴金対象行為を始めた日が明確でない場合は、当該課徴金対象行為を行っていたことが確実な日であつて、最も古い日を記載し、「選くとも」と付記する。

当該課徴金対象行為に係る記事が複数ある場合における当該課徴金対象行為を始めた日については、そのうち最も古い日を記載する。

## 2 その他参考となるべき事項

例えば、当該課徴金対象行為に係る医薬品等の内容(特性等)、売上額、商流等、参考となるべき事項を記載する。

## 3 添付資料

(1) 当該課徴金対象行為に係る医薬品等に関する資料や当該課徴金対象行為に係る記事に関する資料等、当該課徴金対象行為に該当する事実の内容を示す資料を表に記載し、提出する。

日本語以外の言語で記載されている資料については、日本語の翻訳文又は関係部分の抄訳を添付する。

例えば、当該記事に関する資料としては、①当該記事が医薬品等、容器又は包装による広告その他の表示である場合は、当該医薬品等、容器又は包装等、②その他の場合は当該課徴金対象行為に係る記事を内容とする、チラシ、パンフレット、ポスター、新聞紙、雑誌等の写し(テレビ放送による記事であるときは映像を録画し音声を録音したもの、ウェブサイトにおける記事であるときはウェブサイトのページを印刷等したもの)等が考えられる。

(2) 前記1及び2に記載した事項のうちいずれかの事項の内容を示す資料であるかが分かるように、例えば、前記1(3)に記載した事項の裏付けとなる資料には「1-3」という番号を「備考」に記載する。

## (その他一般的な注意事項)

1 用紙の大きさは、A4とすること。

2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

3 代理人により本報告書を作成する場合は、報告者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに代理人による報告である旨及び代理人の氏名を記載する。この場合においては、併せて委任状を添付すること。

4 各欄に記載する事項の全てを記載することができないときは、それぞれの欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

5 本報告書には頁番号を記載すること。

6 本報告書をファクシミリ装置を用いて送信する場合は、誤送信することのないようにすること。

105mm

收去証
1 取去の相手方の住所又は営業所所在地 2 取去の相手方の氏名又は法人の名称 3 品名及び数量 4 取去場所  医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第76条の8第1項の規定に基づき、上記のとおり取去する。
148mm
年月日
取去者 薬事監視員(麻薬取締官又は麻薬取締員)職 氏名 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 5px;">④</span> 所属局課
備考

様式第百七(一)(二)  
(第二百五十条関係)

希少疾病用医薬品指定申請書

名 称	
成分及び分量又は本質	
製造方法	
予定される用法及び用量	
予定される効能又は効果	
使用価値が特に優れないと判断する理由	
備考	

上記により、希少疾病用医薬品の指定を申請します。

年月日

 住 所 法人にあつては、主たる事務所の所在地  
 氏 名 法人にあつては、名称及び代表者の氏名

厚生労働大臣 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この申請書は、正副2通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきり書くこと。

## 様式第百七(二)(二百五十条関係)

## 希少疾病用医療機器指定申請書

類別	
名稱	
形状、構造及び原理	
原材 料	
製造方法	
予定される使用目的又は効果	
予定される使用方法	
使用価値が特に優れないと判断する理由	
備考	

上記により、希少疾病用医療機器の指定を申請します。

年月日

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

厚生労働大臣 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この申請書は、正副2通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきり書くこと。
- 4 粉状又は液状の医療機器にあっては、形状、構造及び原理欄の記載を要しないこと。

## 様式第百七(三)(二百五十条関係)

## 希少疾病用再生医療等製品指定申請書

名稱	
形状、構造、成分、分量又は本質	
製造方法	
予定される用法及び用量又は使用方法	
予定される効能、効果又は性能	
使用価値が特に優れないと判断する理由	
備考	

上記により、希少疾病用再生医療等製品の指定を申請します。

年月日

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

厚生労働大臣 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この申請書は正副2通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

## 様式第百七の二(一)(二百五十五条の二関係)

## 先駆的医薬品指定申請書

名 称	
成分及び分量又は本質	
予定される用法及び用量	
予定される効能又は効果	
使用価値が特に優れていると判断する理由	
備 考	

上記により、先駆的医薬品の指定を申請します。

年 月 日

住所  $\left\{ \begin{array}{l} \text{法人にあつては、主} \\ \text{たる事務所の所在地} \end{array} \right\}$   
 氏名  $\left\{ \begin{array}{l} \text{法人にあつては、名} \\ \text{称及び代表者の氏名} \end{array} \right\}$

厚生労働大臣 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この申請書は、正副2通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

## 様式第百七の二(二)(二百五十五条の二関係)

## 先駆的医療機器指定申請書

類 别	
名 称	
形 状 、 構 造 及 び 原 理	
原 材 料	
予 定 さ れ る 使 用 目 的 又 は 効 果	
予 定 さ れ る 使 用 方 法	
使用価値が特に優れていると判断する理由	
備 考	

上記により、先駆的医療機器の指定を申請します。

年 月 日

住所  $\left\{ \begin{array}{l} \text{法人にあつては、主} \\ \text{たる事務所の所在地} \end{array} \right\}$   
 氏名  $\left\{ \begin{array}{l} \text{法人にあつては、名} \\ \text{称及び代表者の氏名} \end{array} \right\}$

厚生労働大臣 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この申請書は、正副2通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 4 粉状又は液状の医療機器にあつては、形状、構造及び原理欄の記載を要しないこと。

様式第七の二(三) (第二百五十一条の二関係)  
先駆的医薬品(体外診断用医薬品)指定申請書

名 称	
形状、構造及び原理	
反応系に関与する成分	
予定される使用目的	
予定される使用方法	
使用価値が特に優れていると判断する理由	
備 考	

上記により、先駆的医薬品(体外診断用医薬品)の指定を申請します。

年 月 日

住所  
 法人にあつては、主たる事務所の所在地

氏名  
 法人にあつては、名稱及び代表者の氏名

厚生労働大臣 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この申請書は、正副2通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

様式第七の二(四) (第二百五十一条の二関係)  
先駆的再生医療等製品指定申請書

名 称	
形状、構造、成分、分量又は本質	
予定される用法及び用量又は使用方法	
予定される効能、効果又は性能	
使用価値が特に優れていると判断する理由	
備 考	

上記により、先駆的再生医療等製品の指定を申請します。

年 月 日

住所  
 法人にあつては、主たる事務所の所在地

氏名  
 法人にあつては、名稱及び代表者の氏名

厚生労働大臣 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この申請書は、正副2通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

## 様式第七の三（一）（第二百五十一条の三関係）

## 特定用途医薬品指定申請書

名 称	
成分及び分量又は本質	
予定される用法及び用量	
予定される効能又は効果	
使用価値が特に優れていないと判断する理由	
備 考	

上記により、特定用途医薬品の指定を申請します。

年 月 日

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名)

(称及び代表者の氏名)

厚生労働大臣 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この申請書は、正副2通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

## 様式第七の三（二）（第二百五十一条の三関係）

## 特定用途医療機器指定申請書

類 别	
名 称	
形 状 、 構 造 及 び 原 理	
原 材 料	
予定される使用目的又は効果	
予 定 さ れ る 使 用 方 法	
使 用 価 値 が 特 に 優 れ て い る と 判 断 す る 理 由	
備 考	

上記により、特定用途医療機器の指定を申請します。

年 月 日

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名)

(称及び代表者の氏名)

厚生労働大臣 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この申請書は、正副2通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 4 粉状又は液状の医療機器にあつては、形状、構造及び原理欄の記載を要しないこと。

## 様式第七の三(三)（第二百五十一条の三関係）

特定用途医薬品(体外診断用医薬品)指定申請書

名 称	
形 状 、 構 造 及 び 原 理	
反 応 系 に 関 与 す る 成 分	
予 定 さ れ る 使 用 目 的	
予 定 さ れ る 使 用 方 法	
使 用 価 値 が 特 に 優 で い る と 判 断 す る 理 由	
備 考	

上記により、特定用途医薬品(体外診断用医薬品)の指定を申請します。

年 月 日

住所 法人にあつては、主たる事務所の所在地氏名 法人にあつては、名  
称及び代表者の氏名

厚生労働大臣 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この申請書は、正副2通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

## 様式第七の三(四)（第二百五十一条の三関係）

特定用途再生医療等製品指定申請書

名 称	
形状、構造、成分、分量又は本質	
予定される用法及び用量又は使用方法	
予定される効能、効果又は性能	
使 用 価 値 が 特 に 優 で い る と 判 斷 す る 理 由	
備 考	

上記により、特定用途再生医療等製品の指定を申請します。

年 月 日

住所 法人にあつては、主たる事務所の所在地氏名 法人にあつては、名  
称及び代表者の氏名

厚生労働大臣 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この申請書は、正副2通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

## 様式第百八(第二百五十二条関係)

希少疾患用医薬品  
希少疾患用医療機器  
希少疾患用再生医療等製品  
先駆的医薬品 試験研究  
先駆的医療機器 製造販売 中止届書  
先駆的再生医療等製品 製造  
特定用途医薬品  
特定用途医療機器  
特定用途再生医療等製品

指 定 年 月 日
名 称
中 止 の 理 由
備 考

希少疾患用医薬品  
希少疾患用医療機器  
希少疾患用再生医療等製品  
先駆的医薬品 試験研究  
先駆的医療機器 の 製造販売 中止の届出をします。  
上記により、先駆的再生医療等製品 製造  
特定用途医薬品  
特定用途医療機器  
特定用途再生医療等製品

年 月 日

住 所 (法人にあつては、主  
たる事務所の所在地)  
氏 名 (法人にあつては、名  
称及び代表者の氏名)

厚生労働大臣 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この申請書は正副2通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

## 様式第百十二(一)(第二百六十二条関係)

医薬品  
医薬部外品  
化粧品 製造販売業 許可  
医療機器 登録 条件変更申出書  
体外診断用医薬品 外国製造業者 認定  
再生医療等製品

許可番号又は認定番号及び月日			
主たる機能を有する事務所又は製造所の名称			
主たる機能を有する事務所又は製造所の所在地			
条件の変更 希望内容	事 項	変 更 前	変 更 後
構 造 設 備 の 概 要			
備 考			

医薬品  
医薬部外品  
化粧品 製造販売業 許可  
医療機器 登録 条件の変更を希望します。  
上記により、医療機器 の 製造業の登録の条件の変更を希望します。  
体外診断用医薬品  
再生医療等製品

年 月 日

住 所 (法人にあつては、主  
たる事務所の所在地)  
氏 名 (法人にあつては、名  
称及び代表者の氏名)

厚生労働大臣  
地方厚生局長  
都道府県知事 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 条件の変更希望内容欄の事項の箇所には、変更を希望する許可、登録又は認定の条件の種類を記載すること。
- 4 条件の変更希望内容欄の変更前の箇所には、同欄の事項の箇所に記載した許可、登録又は認定の条件の種類について申出時点における許可、登録又は認定の条件の内容を記載すること。

- 5 条件の変更希望内容欄の変更後の箇所には、同欄の事項の箇所に記載した許可、登録又は認定の条件の種類について希望する許可、登録又は認定の条件の内容を記載すること。
- 6 条件の変更の希望する事項が2以上あるときは、条件の変更希望内容欄の事項、変更前及び変更後の箇所に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。また、条件の変更希望内容欄の事項、変更前又は変更後の箇所に全てを記載することができないときは、この箇所に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 7 構造設備の概要欄には、許可、登録又は認定の条件の変更に係る部分についてのみ記載すること。
- 8 認定外国製造業者があつては、外語により申請者の住所及び氏名を併記すること。

## 様式第百十二(二)(第二百六十二条関係)

医薬品  
医薬部外品  
化粧品  
医療機器  
体外診断用医薬品  
再生医療等製品

承認番号及び年月日			
主たる機能を有する事務所の名称			
主たる機能を有する事務所の所在地			
条件の変更希望内容	事項	変更前	変更後
備考			

医薬品  
医薬部外品  
化粧品  
医療機器 の製造販売の承認の条件の変更を希望します。  
上記により、  
体外診断用医薬品  
再生医療等製品

年 月 日

住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

厚生労働大臣  
地方厚生局長  
都道府県知事  
(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 文字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 条件の変更希望内容欄の事項の箇所には、変更を希望する承認の条件の種類を記載すること。
- 4 条件の変更希望内容欄の変更前の箇所には、同欄の事項の箇所に記載した承認の条件の種類について申出時点における承認の条件の内容を記載すること。
- 5 条件の変更希望内容欄の変更後の箇所には、同欄の事項の箇所に記載した承認の条件の種類について希望する承認の条件の内容を記載すること。

6 条件の変更の希望する事項が2以上であるときは、条件の変更希望内容欄の事項、変更前及び変更後の箇所に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。また、条件の変更希望内容欄の事項、変更前又は変更後の箇所に全てを記載することができないときは、この箇所に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

## 様式第百十二(三)(第二百六十二条関係)

医薬品  
医薬部外品  
化粧品  
外国製造 医療機器 製造販売承認 条件変更申出書  
体外診断用医薬品  
再生医療等製品

承認番号及び年月日			
主たる機能を有する事務所の名称			
主たる機能を有する事務所の所在地			
条件の変更希望内容	事項	変更前	変更後
備考			

医薬品  
医薬部外品  
化粧品  
上記により、外国製造の 医療機器 の製造販売の承認の条件の変更を希望します。  
体外診断用医薬品  
再生医療等製品

年 月 日

住所 邦文 \_\_\_\_\_

外国文  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 邦文 \_\_\_\_\_

外国文  
(法人にあつては、名)  
(称及び代表者の氏名)

選任製造販売業者

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名)  
(称及び代表者の氏名)

厚生労働大臣 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 主たる機能を有する事務所の名称及び所在地欄には、運送製造販売業者に係るもの記載すること。
- 4 条件の変更希望内容欄の事項の箇所には、変更を希望する承認の条件の種類を記載すること。
- 5 条件の変更希望内容欄の変更前の箇所には、同欄の事項の箇所に記載した承認の条件の種類について申請時点における承認の条件の内容を記載すること。
- 6 条件の変更希望内容欄の変更後の箇所には、同欄の事項の箇所に記載した承認の条件の種類について希望する承認の条件の内容を記載すること。
- 7 条件の変更を希望する事項が2以上あるときは、条件の変更希望内容欄の事項、変更前及び変更後の箇所に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。また、条件の変更希望内容欄の事項、変更前又は変更後の箇所に全てを記載することができないときは、この箇所に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

## 様式第百十二の二(第二百六十四条関係)

医療機器適合性調査結果通知書  
体外診断用医薬品

名 称	一 般 的 名 称
販 売 名	
申 請 者 名	
適 合 性 調 査 申 請 年 月 日	
調査を行った製造所の名称	
調査を行った製造所の所在地	
製造業者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
製造業者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
製造業の登録番号及び年月日	
調 査 結 果	
備 考	

上記により、医療機器の適合性調査の結果を通知します。  
年 月 日

適合性調査権者

厚生労働大臣 殿

都道府県知事 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

## 様式第二百十三(一)(第二百六十四条関係)

輸出用 医薬品 適合性調査 申請書  
医薬部外品

調査を受けようとする製造所の名称
調査を受けようとする製造所の所在地
製造業者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
製造業者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
製造業の許可又は登録区分
製造業の許可又は登録番号及び年月日
一般的名称
輸出用名称
輸出先
届出年月日
調査手数料金額
備考

上記により、輸出用の医薬品の適合性調査を申請します。

年 月 日

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 殿  
都道府県知事

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 製造業の許可区分欄には第25条各項の各号のいずれに該当するかを記載すること。
- 4 届出年月日欄には、令第74条の規定による届出の届出年月日を記載すること。
- 5 独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長に申請する場合にあつては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令において定める適合性調査手数料を機構の口座に払い込んだことを証する書類の写しを裏面に貼付すること。

## 様式第二百十三(二)(第二百六十四条関係)

輸出用 医療機器 適合性調査 申請書  
体外診断用医薬品

調査を受けようとする製造所の名称
調査を受けようとする製造所の所在地
製造業者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
製造業者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
製造業の登録番号及び年月日
一般的名称
輸出用名称
輸出先
届出年月日
調査手数料金額
備考

上記により、輸出用の医療機器の適合性調査を申請します。

年 月 日

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 届出年月日欄には、令第74条の2の規定による届出の届出年月日を記載すること。
- 4 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令において定める適合性調査手数料を機構の口座に払い込んだことを証する書類の写しを裏面に貼付すること。

## 様式第二百十三(三)（第二百六十四条関係）

輸出用再生医療等製品適合性調査申請書

調査を受けようとする製造所の名称
調査を受けようとする製造所の所在地
製造業者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
製造業者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
製造業の許可区分
製造業の許可番号及び年月日
一般的名称
輸出用名称
輸出先
届出年月日
調査手数料金額
備考

上記により、輸出用の再生医療等製品の適合性調査を申請します。

年月日

住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 製造業の許可区分欄には第137条の9の各号のいずれに該当するかを記載すること。
- 4 届出年月日欄には、令第74条の3の規定による届出の届出年月日を記載すること。
- 5 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令において定める適合性調査手数料を機構の口座に払い込んだことを証する書類の写しを裏面に貼付すること。

## 様式第二百十四(二)（第二百六十五条関係）

医薬品 製造等  
輸出用 医薬部外品 届書  
化粧品 輸入

製造販売業の許可番号及び年月日又は製造業の許可若しくは登録番号及び年月日	
製造販売業の許可の種類又は製造業の許可若しくは登録区分	
主たる機能を有する事務所又は製造所の名称	
主たる機能を有する事務所又は製造所の所在地	
製 造 等 を し た る 品 目 を し よ う	一 般 的 名 称
	輸 出 用 名 称
	成 分 及 び 分 量 又 は 本 質
	製 造 方 法
	用 法 用 量
	効 能 又 は 効 果
	規 格 及 び 試 験 方 法
輸 出 先	備 考

医薬品  
上記により、輸出用の 医薬部外品 の 製造等  
化粧品 輸入 の届出をします。

年月日

住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

厚生労働大臣 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この届書は、正副2通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 4 製造等をし、又は輸入をしようとする品目欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 5 化粧品にあつては、規格及び試験方法欄の記載を要しないこと。



## 様式第二百十四の三(第二百六十五条の三関係)

輸出用 再生医療等製品 製造等  
輸入 届書

製造販売業又は製造業の許可番号及び年月日	
製造販売業の許可の種類又は製造業の許可区分	
主たる機能を有する事務所又は製造所の名称	
主たる機能を有する事務所又は製造所の所在地	
類別	
名 称	一般的名称
輸 出 用 名 称	
形 状、構 造、成 分、分 量 又 は 本 質	
効 能、效 果 又 は 性 能	
用 法 及 び 用 量 又 は 使 用 方 法	
輸 出 先	
備 考	

上記により、輸出用の再生医療等製品の 製造等  
輸入 の届出をします。

年 月 日

住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

厚生労働大臣 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この届書は、正副2通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 4 製造等をし、又は輸入をしようとする品目欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 5 類別欄には、令別表第二による類別を記載すること。

## 様式第二百十五(第二百六十七条関係)

化粧品 外国製造販売業者 届書

外国製造販売業者又は 氏名	
外国製造業者 住 所	
外国製造販売業者又は外国製造業者の事務所又は製造所の名称	
外国製造販売業者又は外国製造業者の事務所又は製造所の所在地	
備 考	

上記により、化粧品の 外国製造販売業者 の届出をします。

年 月 日

住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

厚生労働大臣 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この届書は、正副2通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、楷書かしょではつきりと書くこと。
- 4 外国製造販売業者又は外国製造業者の氏名及び住所を記載すること。
- 5 外国製造販売業者又は外国製造業者の事務所又は製造所の名称及び所在地欄には、化粧品を外国において製造販売し、又は製造する者の氏名及び住所を記載すること。

様式第二百十六(第二百七十六条関係)  
治験計画調査通知書

治験薬の成分名 (一般名、治験成分記号)	
治験依頼者又は自ら治験を実施しようとする者	
届出年月日	
調査結果	
備考	

上記により、治験計画に係る調査の結果を通知します。

年 月 日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長

厚生労働大臣 殿

(注意)

1 用紙の大きさは、A4とすること。

2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

様式第二百十七(第二百七十八条関係)  
治験計画届出受理通知書

治験計画届出受理件数	
治験計画届出受理年月日	年 月 日～ 年 月 日
備考	

上記により、治験計画書の届出の受理について通知します。

年 月 日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長

厚生労働大臣 殿

(注意)

1 用紙の大きさは、A4とすること。

2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

様式第二百十八(第二百八十八条関係)  
治験中副作用等報告 整理 結果 通知書

治験中副作用等報告に関する情報の整理を行った 期 間	
報 告 件 数	
報 告 者 数	
整 理 の 結 果	
備 考	

上記により、治験に係る副作用等の報告に関する情報の整理の結果を通知します。

年 月 日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長

厚生労働大臣 殿

(注意)

1 用紙の大きさは、A4とすること。

2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

様式第二百十九(第二百八十八条関係)  
治験中副作用等報告 調査 結果 通知書

調査の名称	
調査の結果	
備 考	

上記により、治験に係る副作用等報告の調査の結果を通知します。

年 月 日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長

厚生労働大臣 殿

(注意)

1 用紙の大きさは、A4とすること。

2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

様式第二百二十（第二百八十一条の三関係）

## 原薬等登録原簿登録申請書

登録区分 (原薬等の種類)	
原薬等の名称	
製造所の名称	
製造所の所在地	
成分及び分量又は本質	
製造方法	
規格及び試験方法	
安定性に関する情報	
貯蔵方法及び有効期間	
安全性に関する情報	
製造業の許可区分若しくは登録区分又は外国製造業者の認定区分若しくは登録区分	
製造業の許可番号若しくは登録番号又は外国製造業者の認定番号若しくは登録番号及び年月日	
原薬等国内管理人 氏名	
原薬等国内管理人 住所	
備考	

上記により、原薬等登録原簿の登録を申請します。

年　月　日

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 この申請書は、正副2通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 4 登録区分欄には、第280条の2各号のいずれに該当するかを記載すること。
- 5 製造業の許可区分若しくは登録区分又は外国製造業者の認定区分若しくは登録区分欄及び製造業の許可番号若しくは登録番号又は外国製造業者の認定番号若しくは登録番号欄には、当該製造業者が法第13条の許可、法第13条の3の認定、法第23条の2の3及び法第23条の2の4の登録、法第23条の22の許可又は法第23条の24の認定を受けている場合に記載すること。
- 6 製造方法欄、規格及び試験方法欄、安定性に関する情報欄、貯蔵方法及び有効期限欄及び安全性に関する情報欄に当該記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 7 原薬等国内管理人欄は、第280条の3第2項の規定により原薬等国内管理人が選任されている場合に記載すること。
- 8 原薬等を外国において製造する者にあつては、外国語により申請者の住所及び氏名を並記すること。

様式第二百二十一(第二百八十一条の四関係)  
登録番号

原薬等登録原簿登録証  
原薬等製造業者の氏名(法人にあつては、その名称)  
製造所の名称及び所在地  
製造所の許可又は認定番号  
原薬等国内管理人の氏名及び住所

1. 登録区分
2. 原薬等の名称
3. 登録資料項目

上記品目は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第80条の6の規定により、原薬等登録原簿に登録されていることを証明する。

年 月 日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長



## 様式第二百二十二(第二百八十一条の五関係)

## 原薬等登録原簿登録証書換え交付申請書

登録区分 (原薬等の種類)			
原薬等の名称			
登録番号		登録年月日	
変更内容	事項	変更前	変更後
変更年月日			
備考			

上記により、原薬等登録原簿登録証の書換え交付を申請します。

年 月 日

住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 文字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 登録区分欄には、第280条の2各号のいずれに該当するかを記載すること。
- 4 原薬等国内管理人が選任されている場合には、備考欄に原薬等国内管理人の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)を記載すること。
- 5 原薬等を外国において製造する者にあつては、外国語により申請者の住所及び氏名を並記すること。

## 様式第二百二十三（第二百八十一条の六関係）

原薬等登録原簿登録証再交付申請書

登録区分 (原薬等の種類)		
原薬等の名称		
登録番号		登録年月日
再交付申請の理由		
備考		

上記により、原薬等登録原簿登録証の再交付を申請します。

年　月　日

住 所  $\left( \begin{array}{l} \text{法人にあつては、主} \\ \text{たる事務所の所在地} \end{array} \right)$   
 氏 名  $\left( \begin{array}{l} \text{法人にあつては、名} \\ \text{称及び代表者の氏名} \end{array} \right)$

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 登録区分欄には、第280条の2各号のいずれに該当するかを記載すること。
- 4 原薬等国内管理人が選任されている場合には、備考欄に原薬等国内管理人の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）を記載すること。
- 5 原薬等を外国において製造する者にあつては、外国语により申請者の住所及び氏名を並記すること。

## 様式第二百二十四（第二百八十一条の十関係）

原薬等登録原簿変更登録申請書

登録区分 (原薬等の種類)		
原薬等の名称		
登録番号及び登録年月日		
製造所の名称		
製造所の所在地		
許可又は認定の区分		
許可、認定又は登録番号及び年月日		
変更予定期年月日		
変更事項	変更前	変更後
備考		

上記により、原薬等登録原簿の変更の登録を申請します。

年　月　日

住 所  $\left( \begin{array}{l} \text{法人にあつては、主} \\ \text{たる事務所の所在地} \end{array} \right)$   
 氏 名  $\left( \begin{array}{l} \text{法人にあつては、名} \\ \text{称及び代表者の氏名} \end{array} \right)$

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 登録区分欄には、第280条の2各号のいずれに該当するかを記載すること。
- 4 許可又は認定の区分欄は、当該製造業者が法第13条の許可、法第13条の3の認定、法第23条の2の3及び法第23条の2074の登録、法第23条の22の許可又は法第23条の24の認定を受けている場合に記載すること。
- 5 変更内容欄に変更事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 6 原薬等国内管理人が選任されている場合には、備考欄に原薬等国内管理人の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）を記載すること。
- 7 原薬等を外国において製造する者にあつては、外国语により申請者の住所及び氏名を並記すること。

## 様式第二百二十九(第二百八十一条の十二関係)

## 原薬等登録原簿軽微変更届書

登録区分 (原薬等の種類)			
原薬等の名称			
登録番号及び登録年月日			
製造所の名称			
製造所の所在地			
許可又は認定の区分			
許可、認定又は登録番号及び年月日			
変更事項 内 容	変更前	変更後	
変更年月日			
備考			

上記により、原薬等登録原簿の軽微変更の届出をします。

年 月 日

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 文字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 登録区分欄には、第280条の2各号のいずれに該当するか記載すること。
- 4 許可又は認定の区分欄は、当該製造業者が法第13条の許可、法第13条の3の認定、法第23条の2の3及び法第23条の2の4の登録、法第23条の22の許可又は法第23条の24の認定を受けている場合に記載すること。
- 5 変更内容欄に変更事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 6 原薬等国内管理人が選任されている場合には、備考欄に原薬等国内管理人の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)を記載すること。
- 7 原薬等を外国において製造する者にあつては、外国語により申請者の住所及び氏名を並記すること。

## 様式第二百二十六(第二百八十一条の十四関係)

## 原薬等登録原簿登録承継届書

承継登録品目	原薬等の名称	登録区分	登録番号	登録年月日
承継理由				
承継日				
被承継者				
備考				

上記により、原薬等登録原簿の登録の承継の届出をします。

年 月 日

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 殿

## (注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 文字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 承継品目欄には、品目が2以上あるときは、登録年月日の順に記載すること。
- 4 承継日欄には、相続の場合にあつては相続日を、その他の場合にあつては承継予定期を記載すること。
- 5 被承継者が法第13条の許可、法第13条の3の認定、法第23条の2の3及び法第23条の2の4の登録、法第23条の22の許可又は法第23条の24の認定を取得している場合にあつては、被承継者欄に当該許可、認定又は登録の種類若しくは区分、許可番号、認定番号若しくは登録番号及び許可、認定若しくは登録年月日を記載すること。
- 6 原薬等国内管理人が選任されている場合には、備考欄に原薬等国内管理人の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)を記載すること。
- 7 原薬等を外国において製造する者にあつては、外国語により申請者の住所及び氏名を並記すること。



(2) (1) 二 実績、結果等に関する事項

イ 薬局の薬剤師数

ハ 医療安全対策の実施

(5) (x) 電子資格確認の仕組みを利用して取得した薬剤情報等を活用した調剤の実施の可否  
 ハ オンライン服薬指導の実施の方法  
 ロ オンライン服薬指導を実施した回数

(xi) 電磁的記録をもつて作成された処方箋の受付の可否  
 リ フィル処方箋（保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第二十条に規定するリフィル処方箋をいう。）の対応実績の件数

(xii) 患者の薬剤服用歴その他の情報を一元的かつ経時に管理できる手帳の交付  
 リ フィル処方箋（保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第二十条に規定するリフィル処方箋をいう。）の対応実績の件数

(xiii) 患者の薬剤服用歴その他の情報を一元的かつ経時に管理できる手帳の交付の可否  
 ロ 患者の薬剤服用歴その他の情報を一元的かつ経時に管理できる手帳の交付の可否

(xiv) 緊急避妊薬の調剤の可否  
 ロ 患者の薬剤服用歴その他の情報を一元的かつ経時に管理できる手帳の交付の可否

(xv) 緊急避妊薬の調剤の対応可否  
 ロ オンライン診療（医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）別表第一に規定するオンライン診療をいう。）に伴う緊急避妊薬の調剤の対応可否

(xvi) 高度管理医療機器の販売業許可の有無  
 ロ 高度管理医療機器の貸与業許可の有無

(xvii) 検体測定室の実施  
 ロ 検体測定室の実施

(xviii) 災害・新興感染症への対応  
 ロ 災害・新興感染症への対応

(xix) 地域医療連携体制  
 ロ 地域医療連携体制

(xx) 医療連携の有無  
 ロ 医療連携の有無

(i) 地域医療情報連携ネットワークへの参加の有無  
 ロ 地域医療情報連携ネットワークへの参加の有無

(ii) 入院時の情報共有する体制  
 ロ 入院時の情報共有する体制

(iii) 入院時の情報共有する体制の有無  
 ロ 入院時の情報共有する体制の有無

(iv) 入院時の情報共有した回数  
 ロ 入院時の情報共有した回数

(v) 退院時の情報共有する体制  
 ロ 退院時の情報共有する体制

(vi) 退院時の情報共有する体制の有無  
 ロ 退院時の情報共有する体制の有無

(vii) 受診勧奨による情報等を医療機関に提供する体制の有無  
 ロ 受診勧奨による情報等を医療機関に提供する体制の有無

(viii) 受診勧奨に係る情報を医療機関に提供する体制の有無  
 ロ 受診勧奨に係る情報を医療機関に提供する体制の有無

(ix) 地域住民への啓発活動への参加の有無  
 ロ 地域住民への啓発活動への参加の有無

(x) 調剤報酬上の位置付け  
 ロ 調剤報酬上の位置付け

(i) 副作用等に係る報告を実施した件数	(ii) 医療安全対策に係る事業への参加の有無
症例を検討するための会議等の開催の有無	感染防止対策の実施の有無
総取扱处方箋数	健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師が地域ケア会議（行政職員をはじめとした地域の関係者から構成される会議体をいう。）その他地域包括ケアシステムの構築ための会議に参加した回数
患者の服薬状況等を医療機関に提供した回数	患者の服薬状況等を医療機関に提供した回数
患者満足度の調査	患者満足度の調査の実施の有無
患者満足度の調査結果の提供の有無	患者満足度の調査結果の提供の有無
地域連携薬局等に関する事項	地域連携薬局等に関する事項
(1) 地域連携薬局	(1) 地域連携薬局
(i) 地域包括ケアシステムに関する研修を修了した薬剤師の人数	(i) 地域包括ケアシステムに関する研修を修了した薬剤師の人数
(ii) 休日又は夜間に調剤の求めがあつた場合に地域における他の薬局開設者と連携して対応した回数	(ii) 休日又は夜間に調剤の求めがあつた場合に地域における他の薬局開設者と連携して対応した回数
(iii) 居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を実施した回数	(iii) 在庫として保管する医薬品を必要な場合に地域における他の薬局開設者に提供した回数
(iv) 在庫として保管する第十条の三第一項に規定する傷病の区分ごとに地域における他の薬局開設者に提供した回数	(iv) 在庫として保管する第十条の三第一項に規定する傷病の区分ごとに地域における他の薬局開設者に提供した回数
(v) 在庫として保管する第十条の三第一項に規定する傷病の区分ごとの専門性の認定を受けた薬剤師の人数	(v) 在庫として保管する第十条の三第一項に規定する傷病の区分ごとの専門性の認定を受けた薬剤師の人数
(vi) 専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導に関する研修を行つた回数	(vi) 専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導に関する研修を行つた回数
第三 第一の二（第十五条の六、第十五条の十五、第一百四十七条の七、第一百四十七条の十二関係）	第三 第一の二（第十五条の六、第十五条の十五、第一百四十七条の七、第一百四十七条の十二関係）
第一 薬局又は店舗の管理及び運営に関する事項	第一 薬局又は店舗の管理及び運営に関する事項
第二 許可の区分の別	第二 許可の区分の別
第三 薬局開設者又は店舗販売業者の氏名又は名称その他の薬局開設の許可証又は店舗販売業の記載事項	第三 薬局開設者若しくは同項本文に規定する登録販売者、その氏名及び担当業務
第四 許可証の記載事項	第四 許可の区分の別

三 薬局の管理者又は店舗管理者の氏名	四 当該薬局又は店舗に勤務する薬剤師又は第十五条第二項本文に規定する登録販売者以外の登録販売者若しくは同項本文に規定する登録販売者の別、その氏名及び担当業務
五 取り扱う要指導医薬品及び一般用医薬品の区分	五 取り扱う要指導医薬品及び一般用医薬品の区分
六 当該薬局又は店舗に勤務する者の名札等による区別に関する説明	六 営業時間、営業時間外で相談できる時間及び営業時間外で医薬品の購入又は譲受けの申込みを受理する時間
七 営業時及び緊急時の電話番号その他の連絡先	七 営業時及び緊急時の電話番号その他の連絡先
八 相談時及び緊急時の電話番号その他の連絡先	八 相談時及び緊急時の電話番号その他の連絡先
第一 別表第一の四（第一百四十九条の十関係）	第一 別表第一の四（第一百四十九条の十関係）
第二 区域の管理及び運営に関する事項	第二 区域の管理及び運営に関する事項
第三 許可の区分の別	第三 許可の区分の別
第四 配置販売業者の氏名	四 現在勤務している薬剤師又は第十五条第二項本文に規定する登録販売者以外の登録販売者若しくは同項本文に規定する登録販売者の別及びその氏名
第五 時間	五 開店時間と特定販売を行う時間が異なる場合にあつては、その開店時間及び特定販売を行う時間
第六 時間	六 特定販売を行う薬局製造販売医薬品又は一般用医薬品の使用期限
第七 時間	七 営業時間、営業時間外で相談できる時間及び営業時間外で医薬品の配置販売による購入又は譲受けの申込みを受理する時間
第八 時間	八 相談時及び緊急時の電話番号その他の連絡先

第一	一般用医薬品の販売に関する制度に関する事項
第二	第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品の定義並びにこれらに関する解説
第三	第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品の表示に関する解説
第四	第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品の情報の提供に関する解説
第五	指定第二類医薬品の定義等に関する解説
第六	一般用医薬品の陳列に関する解説
第七	医薬品による健康被害の救済に関する制度に関する解説
第八	個人情報の適正な取扱いを確保するための措置
第九	その他必要な事項
第一	手術台及び治療台のうち、放射線治療台
二	医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管
三	医療用エックス線写真観察装置
四	医療用エックス線装置用透視台
五	放射線障害防護用器具
六	放射性物質診療用器具（シンチレーションカウンタ及びラジオイムノアッセイ用装置を除く。）
七	理学診療用器具のうち、次に掲げるものの
八	一 ハイパー・サーミア装置 二 結石破碎装置
九	内臓機能検査用器具のうち、磁気共鳴画像診断装置
一	医薬品注入器のうち、造影剤注入装置
二	医療用物質生成器のうち、陽子線治療装置
三	理学診療用器具のうち、次に掲げるものの
四	一 超音波画像診断装置 二 医用サーモグラフィ装置 三 除細動器
五	四 機能的電気刺激装置
六	五 赤外線画像診断装置
七	体温計
八	血液検査用器具のうち、オキシメータ
九	血液検査用器具のうち、オキシメータ
一	血圧検査又は脈波検査用器具
二	内臓機能検査用器具。ただし、次に掲げるものを除く。
三	一 磁気共鳴画像診断装置 二 眼圧計
四	三 血液ガス分析装置 四 自動細胞診装置
五	五 聴力検査用器具
六	六 知覚検査又は運動機能検査用器具。ただし、次に掲げるものを除く。
七	一 歩行分析計 二 握力計 三 壓痛計 四 角度計

三		五	四	六	七
		内臓機能代用器（心臓ペースメーラーを除く。）	内臓機能代用器のうち、心臓ペースメーラー	麻酔器及び呼吸囊及びガス吸収かん	麻酔器及び治療台（放射線治療台及び歯科用治療台を除く。）
		内臓機能代用器のうち、心臓ペースメーラー	呼吸補助器	呼吸補助器	内臓機能代用器（歯科用手術灯を除く。）
補聴器	醫療用殺菌水装置	医疗用殺菌水装置	保育器	手術台及び治療台（放射線治療台及び歯科用治療台を除く。）	手術台及び治療台（放射線治療台及び歯科用治療台を除く。）
七 歯科用電気診断用機器	医疗用消毒器	内臓機能代用器のうち、心臓ペースメーラー	内臓機能代用器のうち、心臓ペースメーラー	医疗用照明器（歯科用手術灯を除く。）	医疗用照明器（歯科用手術灯を除く。）
五 背筋力計	医疗用殺菌水装置	理学診療用器具のうち、次に掲げるもの	打診器	手術台及び治療台（放射線治療台及び歯科用治療台を除く。）	手術台及び治療台（放射線治療台及び歯科用治療台を除く。）
四 角度計	心マッサージ器	一 心マッサージ器	打診器	麻酔器及び呼吸囊及びガス吸収かん	麻酔器及び呼吸囊及びガス吸収かん
四 超音波手術器	脳・脊髄電気刺激装置	二 脳・脊髄電気刺激装置	打診器	呼吸補助器	呼吸補助器
五 手術用ロボット	卵管疋通診断装置	三 卵管疋通診断装置	打診器	内臓機能代用器のうち、心臓ペースメーラー	内臓機能代用器のうち、心臓ペースメーラー
三 歩行分析計	超音波手術器	四 超音波手術器	打診器	内臓機能代用器（歯科用手術灯を除く。）	内臓機能代用器（歯科用手術灯を除く。）
二 握力計	手術用ロボット	五 手術用ロボット	打診器	内臓機能代用器（歯科用手術灯を除く。）	内臓機能代用器（歯科用手術灯を除く。）
一 知覚検査又は運動機能検査用器具のうち、次に掲げるもの	聴診器	聴診器	打診器	内臓機能代用器（歯科用手術灯を除く。）	内臓機能代用器（歯科用手術灯を除く。）
一 歩行分析計	打診器	打診器	打診器	内臓機能代用器（歯科用手術灯を除く。）	内臓機能代用器（歯科用手術灯を除く。）
二 握力計	打診器	打診器	打診器	内臓機能代用器（歯科用手術灯を除く。）	内臓機能代用器（歯科用手術灯を除く。）
三 圧痛覚計	打診器	打診器	打診器	内臓機能代用器（歯科用手術灯を除く。）	内臓機能代用器（歯科用手術灯を除く。）
四 角度計	打診器	打診器	打診器	内臓機能代用器（歯科用手術灯を除く。）	内臓機能代用器（歯科用手術灯を除く。）
五 背筋力計	打診器	打診器	打診器	内臓機能代用器（歯科用手術灯を除く。）	内臓機能代用器（歯科用手術灯を除く。）
四 電気手術器	打診器	打診器	打診器	内臓機能代用器（歯科用手術灯を除く。）	内臓機能代用器（歯科用手術灯を除く。）
三 結紉器及び縫合器	打診器	打診器	打診器	内臓機能代用器（歯科用手術灯を除く。）	内臓機能代用器（歯科用手術灯を除く。）
二 電気手術器	打診器	打診器	打診器	内臓機能代用器（歯科用手術灯を除く。）	内臓機能代用器（歯科用手術灯を除く。）
一 医療用焼灼器（レーザ手術装置及びレーザコアグレータを除く。）	打診器	打診器	打診器	内臓機能代用器（歯科用手術灯を除く。）	内臓機能代用器（歯科用手術灯を除く。）
一 医療用吸引器（歯科用吸引装置を除く。）	打診器	打診器	打診器	内臓機能代用器（歯科用手術灯を除く。）	内臓機能代用器（歯科用手術灯を除く。）
一 気胸器及び気腹器	打診器	打診器	打診器	内臓機能代用器（歯科用手術灯を除く。）	内臓機能代用器（歯科用手術灯を除く。）
一 医療用嘴管及び体液誘導管	打診器	打診器	打診器	内臓機能代用器（歯科用手術灯を除く。）	内臓機能代用器（歯科用手術灯を除く。）
一 医療用洗净器（歯科用根管洗净器及び家庭用口腔洗净器を除く。）	打診器	打診器	打診器	内臓機能代用器（歯科用手術灯を除く。）	内臓機能代用器（歯科用手術灯を除く。）
一 採血又は輸血用器具	打診器	打診器	打診器	内臓機能代用器（歯科用手術灯を除く。）	内臓機能代用器（歯科用手術灯を除く。）
一 医薬品注入器（歯科用貼薬針及び造影剤注入装置を除く。）	打診器	打診器	打診器	内臓機能代用器（歯科用手術灯を除く。）	内臓機能代用器（歯科用手術灯を除く。）
一 医疗用吸入器（家庭用吸入器を除く。）	打診器	打診器	打診器	内臓機能代用器（歯科用手術灯を除く。）	内臓機能代用器（歯科用手術灯を除く。）
一 内臓機能代用器（心臓ペースメーラーを除く。）	打診器	打診器	打診器	内臓機能代用器（歯科用手術灯を除く。）	内臓機能代用器（歯科用手術灯を除く。）
一 理学診療用器具のうち、次に掲げるもの	打診器	打診器	打診器	内臓機能代用器（歯科用手術灯を除く。）	内臓機能代用器（歯科用手術灯を除く。）
一 ヘリウム・ネオンレーザ治療器	打診器	打診器	打診器	内臓機能代用器（歯科用手術灯を除く。）	内臓機能代用器（歯科用手術灯を除く。）
一 半導体レーザ治療器	打診器	打診器	打診器	内臓機能代用器（歯科用手術灯を除く。）	内臓機能代用器（歯科用手術灯を除く。）
一 内臓機能検査用器具のうち、眼圧計	打診器	打診器	打診器	内臓機能代用器（歯科用手術灯を除く。）	内臓機能代用器（歯科用手術灯を除く。）
一 検眼用器具	打診器	打診器	打診器	内臓機能代用器（歯科用手術灯を除く。）	内臓機能代用器（歯科用手術灯を除く。）
一 検眼用鏡（歯鏡及び歯鏡柄を除く。）	打診器	打診器	打診器	内臓機能代用器（歯科用手術灯を除く。）	内臓機能代用器（歯科用手術灯を除く。）

六	理学用焼灼器のうち、レーザ手術装置及びレーザコアグレーラー 理学診療用器具のうち、次に掲げるもの
二	低周波治療器
三	高周波治療器
四	超音波治療器
五	熱療法用装置
六	マッサージ器
七	電位治療器
八	骨電気刺激癒合促進装置
九	磁気治療器
七	知覚検査又は運動機能検査用器具のうち、治療点検索測定器
八	整形用機械器具のうち、運動療法用機械器具
九	手術台及び治療台のうち、歯科用治療台
一	医疗用照明器具のうち、歯科用手術灯
二	理学診療用器具のうち、次に掲げるもの
一	歯科用イオン導入装置
二	歯科用両側性筋電気刺激装置
三	知覚検査又は運動機能検査用器具のうち、歯科用電気診断用機器
四	医療用鏡のうち、歯鏡及び歯鏡柄
五	医療用吸引器のうち、歯科用吸引装置
六	医療用剥離子のうち、歯科用起子及び剥離子
七	医療用このうち、次に掲げるもの
一	歯科用バーパー
二	歯科用エレベータ
三	医療用穿刺器、穿削器及び穿孔器のうち、次に掲げるもの
四	歯科用ドリル
五	歯科用根管スプレッダ及び根管プラガ
六	歯科用マンドレル
七	歯科用根管拡大装置
八	歯科用ドリル
九	歯科工具マンドレル
一	医療用洗净器のうち、歯科用根管洗净器
二	整形用機械器具のうち、歯科矯正用機器
三	歯科用ニット
四	歯科用エンジン
五	歯科用探針
六	歯科用切削器
七	歯科用ハンドピース
八	歯科用充填器
九	歯科用充填器
九	内臓機能検査用器具のうち、次に掲げるもの
一	血液ガス分析装置
二	自動細胞診装置
三	医療用遠心ちんでん器
四	医療用ミクロトーム
五	医療用定温器のうち、微生物培養装置
六	舌圧子
七	医療用刀
八	医療用はさみ
九	医療用ピンセット
一	医療用匙子
二	医療用匙
三	医療用鉗子
四	医療用のこぎり
五	医療用のみ
六	医療用剥離子（歯科用起子及び剥離子を除く。）
七	医療用つち
八	医療用やすり
九	医療用てこ（歯科用てこ及び歯科用エレベータを除く。）
一	医療用穿刺器、穿削器及び穿孔器。ただし、次に掲げるものを除く。
二	歯科用バーパー
三	歯科用リーマ
四	歯科用ドリル
五	歯科用根管スプレッダ及び根管プラガ
六	歯科用マンドレル
七	歯科用根管拡大装置
八	歯科工具バー
九	歯科工具マンドレル
九	医薬品注入器のうち、歯科用貼薬針
一	放射性物質診療用器具のうち、次に掲げるもの
二	シンチレーションカウンタ
三	ラジオイムノアッセイ用装置
四	血液検査用器具（オキシメータを除く。）
五	尿検査又は糞便検査用器具
六	印像探得又は咬合探得用器具
七	歯科用蒸和器及び重合器
八	歯科用練成器
九	歯科用防湿器

二十一 医療用捲綿子	二十二 ハズ油
二十二 医療用洗浄器のうち、家庭用膣洗浄器	二十三 ピロカルピン及びその塩類
二十三 整形用機械器具のうち、次に掲げるもの	二十四 ピンクリスチン及びその塩類
二十四 一骨接合用器械	二十四の二 ピンデンン及びその塩類
二十五 電動式骨手術器械	二十五 ピンプラスチン及びその塩類
二十六 エアー式骨手術器械	二十六 フイゾースチグミン及びその塩類
二十七 骨接合用又は骨手術用器具	二十七 フクジユソウ配糖体
二十八 鞘帶再建術用手術器械	二十八 ふぐ毒成分及びその製剤
二十九 医療用吸引器のうち、家庭用吸引器	二十九 ベラトルムアルカロイド及びその塩類
三十 バイブレーター	二十九の二 ボスロップスアトロクス蛇毒由來のトロンビン様酵素(別名バトロキソビン)及びその製剤。ただし、一ml中ボスロップスアトロクス蛇毒由來のトロンビン様酵素一〇バトロキソビン単位以下を含有するものを除く。
三十一 家庭用電気治療器	三十 ホマトロピン及びその塩類
三十二 指圧代用器	三十一 モルヒネ及びその化合物。ただし、エチルモルヒネ、コデイン、ジヒドロコデイン及びそれらの塩類を除く。
三十三 医療用磁気治療器	三十二 ハニウムアルカロイド及びその塩類
三十四 家庭用物質生成器	三十三 ピロカルピン及びその塩類
三十五 一 毒薬、動植物成分及びそれらの製剤	三十四 ピロカルピン及びその塩類
三十六 二 アコニチン、その塩類及びそれらの製剤	三十五 ストロファンツス配糖体
三十七 三 アトロビン及びその化合物	三十六 ガランタミン、その塩類及びそれらの製剤
三十八 四 アポモルヒネ及びその塩類	三十七 カンタリジン及びその塩類
三十九 五 アレコリン及びその塩類	三十八 コルヒチン及びその塩類
四十 六 エメチン及びその塩類	三十九 ジギタリス配糖体
四十一 七 オモト配糖体	四十 八 スコボラミン及びその化合物
四十二 八 カイソウ配糖体	四十一 ジギタリス配糖体
四十三 九 スズラン配糖体	四十二 スコボラミン及びその化合物
四十四 十 ストリキニーネ及びその塩類	四十三 スズラン配糖体
四十五 十一 ストロファンツス配糖体	四十四 ストリキニーネ及びその塩類
四十六 十二 セイヨウトチノキ種子より得られたトリテルペン系サボニン混合物及びその製剤。ただし、一個(一丸、一錠、一アンブル、一カプセル又は一包をいう。以下同じ。)中セイヨウトチノキ種子より得られたトリテルペン系サボニン混合物二〇mg以下を含有する内用剤を除く。	四十五 ストロファンツス配糖体
四十七 十三 センソ及びその毒成分	四十六 センソ及びその毒成分
四十八 十四 チロキンン及びその塩類	四十七 チロキンン及びその塩類
四十九 十五 テバイン及びその化合物	四十八 ツボクラリン、その化合物及びそれらの製剤
(1) 二十九の二 ニコチン、その塩類及びそれらを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。	四十九の二 ニコチンとして一〇%以下を含有するもの
(2) 二十九の二 ニコチンとして一枚中七八mg以下を含有する貼付剤	二十の二 パクリタキセル及びその製剤

別表第三（第二百四条関係）

生物学的製剤及び抗生性物質製剤

一 アクチノマイシンC及びその製剤。ただし、一バイアル中アクチノマイシンC〇・二mg力価以下を含有するものを除く。

二 アクチノマイシンD及びその製剤。ただし、一バイアル中アクチノマイシンD〇・五mg力価以下を含有するものを除く。

三 アクラルビシン、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一バイアル中アクラルビシンとして二〇mg力価以下を含有するものを除く。

四 アムホテリシンB及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

五 (1) 注射剤以外の製剤であつて一錠中又は一ml中アムホテリシンB一〇〇mg力価以下を含有するもの

(2) 一g中アムホテリシンB二〇mg以下を含有する体外診断薬

(3) 一ml中アムホテリシンB一〇mg以下を含有する体外診断薬

(4) 一片中アムホテリシンB五一・二mg以下を含有する体外診断薬

六 イダルビシン、その塩類及びそれらの製剤

七 インコボツリヌストキシンA及びその製剤

八 A型ボツリヌス毒素及びその製剤

九 エピルビシン、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一バイアル中エピルビシンとして五〇mg力価以下を含有するものを除く。

十 クロモマイシンA<sub>3</sub>及びその製剤。ただし、一アンブル中クロモマイシンA<sub>3</sub>〇・五mg力価以下を含有するものを除く。

十一 四の二 ジノスタチンスマラマー及びその製剤。ただし、一バイアル中ジノスタチンスマラマーとして六mg力価以下を含有するものを除く。

十二 五 ダウノルビシン、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一バイアル中ダウノルビシンとして四四mg力価以下を含有するものを除く。

十三 六 ドキソルビシン、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一バイアル中ドキソルビシンとして五〇mg力価以下を含有するものを除く。

(17) フエニルメルクリトリエタノールアンモニウムペンタクロロフエノキシド及びその製剤  
 ブチルメルクリチオサリチル酸ブチル及びその製剤

(18) メタヒドロキシメルクリオルトルイル酸ナトリウム及びその製剤

(19) メチルメルクリチオアセトアミド及びその製剤

(20) メチレンジナフチルスルホン酸メルクリベンゾール及びその製剤

(21) 塩化第二水銀（別名昇汞）○・一%以下を含有し、かつ、スカレット又はフロキシンをもつて着色した水溶液

(22) 塩化第二水銀を綿又はガーゼに吸着させた外用剤であつて、塩化第二水銀○・三%以下を含有するもの

(23) 黄降汞一%以下又は赤降汞一〇%以下を含有する軟膏

(24) 一個中水銀ヘマトポルフィリンナトリウム塩二五mg以下を含有する製剤

(25) シアン水銀、オキシシアソ水銀又はフエニルメルクリクロリド○・二%以下を含有するもの

(26) ジエチルメルクリホスフエイト及びその製剤

(27) オルトクロルメルクリフエノール○・〇三%以下を含有する膏剤

(28) 三一クロルメルクリー一メトキシプロピル尿素（別名クロルメロドリン）○・二五%以下を含有する製剤

(29) ヒ素、その化合物及びそれらの製剤。ただし、ヒ素として〇・〇六%以下を含有するもの並びにバラカルバミニノフェニル、アルギン酸（別名カルバルゾン）、バラカルバミニノフェニルジ（カルボキシフェニル）一チオアルゼニト及びそれらの製剤を除く。

有機薬品及びその製剤

一 N—アセチル—S—[〔二R〕—二—アミノ—二—カルボキシエチルスルファニル]—D—システィニル—D—アラニル—D—アルギニル—D—アルギニル—D—アルギニル—D—アラニル—D—アルギニンアミド（別名エテルカルセチド）、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一バイアル又は一シリンド中N—アセチル—S—[〔二R〕—二—アミノ—二—カルボキシエチルスルファニル]—D—システィニル—D—アラニル—D—アルギニル—D—アルギニル—D—アルギニル—D—アルギニンアミドとして一〇mg以下を含有するものを除く。

一の二 アセチルフリルエチルオキシクリマリン及びその製剤。ただし、アセチルフリルエチルオキシクリマリン五%以下を含有するものを除く。

一の三 (十) —(三R・四aR・五S・六S・六aS・一〇S・一〇aR・一〇bS) —五—アセトキシ—六—(三—ジメチルアミノプロピオニルオキシ) —ドデカヒドロ—一〇—一〇b—ジヒドロキシ—三—四a・七・七・一〇a—ペントメチル—三—ビニル—H—ナフト〔二・一—b〕ピラン—一—オン（別名コルホルシンダロバート）、その塩類及びそれらの製剤

一の四 N—アミジノ—二—(二・六—ジクロロフェニル) アセトアミド（別名グアンファシン）、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一個中N—アミジノ—二—(二・六—ジクロロフェニル) アセトアミドとして三mg以下を含有する内用剤を除く。

一の五 四—(二—アミノエチル) ピロカテコール（別名ドパミン）及びその塩類

一の六 (十) ——〔(二—アミノエトキシ) メチル〕—四—(オルト—クロロフェニル) —四—ジヒドロ—六—メチル—三・五—ピリジンジカルボン酸三—エチルエステル

—メチルエステル ベンゼンスルホン酸塩（別名ベシル酸アムロジピン）及びその製剤。た

だし、一錠中(+)—「(二)アミノエトキシ)メチル」—四—(オルト—クロロフエニル)—「一・四—ジヒドロ—六—メチル—三・五—ピリジンジカルボン酸 三—エチルエステル 五—メチルエステル ベンゼンスルホン酸塩として一三・八七mg以下を含有するものを除く。

一の七 (三R,S)—「三—(四—アミノ—一—オキソ—一・三—ジヒドロ—二H—イソインドール—二—イル)ピペリジン—一・六—ジオン (別名レナリドミド) 及びその製剤

一の八 四—アミノ—「(三R,S)—「二・六—ジオキソビペリジン—三—イル」—二H—イソインドール—一・三—ジオン (別名ボマリドミド) 及びその製剤

一の九 二—「(四—アミノ—一・六—ジクロロフエニル)イミノ」イミダゾリジン (別名アラクロニジン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、二—「(四—アミノ—一・六—ジクロロフエニル)イミノ」イミダゾリジンとして一%以下を含有するものを除く。

一の十 二—「(二)アミノ—一・三—チアゾール—四—イル) —N—「四—(二)ヒドロキシ—二—フェニルエチル」アセトアミド (別名アミラベグロン) 及びその製剤。ただし、一個中二—「(二)アミノ—一・三—チアゾール—四—イル) —N—「四—(二)ヒドロキシ—二—フェニルエチル」アミノエチル) フエニル」アセトアミド (別名エチル) フエニル) アセトアミド五〇mg以下を含有するものを除く。

一の十一 四—アミノ—一—ヒドロキシブチリデン—一・一—ジホスホン酸 (別名アレンドロン酸)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一個中四—アミノ—一—ヒドロキシブチリデン—一—ジホスホン酸として一〇mg以下を含有する注射剤及び一個中四—アミノ—一ヒドロキシブチリデン—一—ジホスホン酸として三五mg以下を含有する内用剤を除く。

一の十二 (二)R・三R・三aS・七R・八aS・九S・一〇aR・一S・一二R・一三aR・一三bS・一五S・一八S・二一S・二四S・二六R・二八R・二九aS) —「(二)S)—「三—アミノ—一—ヒドロキシプロピル」—「三—メトキシ—二—メチル—二O・二七—ジメチリデンヘキサコサヒドロ—一—・五—・一八—二—・二四—二—八—トリエボキシ—七・九—エタノ—一—・五—メタノ—九H・一五H—フロ【三・二—i】フロ【二—・三・・五・六】ピラノ【四・三—b】【一・四】ジオキサシクロベンタコシン—五 (四H) —オン (別名エリプリン)、その塩類及びそれらの製剤

一の十三 二—アミノ—三—(四—プロモベンゾイル) フエニル酢酸 (別名プロムフエナク)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一m<sub>1</sub>中二—アミノ—三—(四—プロモベンゾイル) フエニル酢酸として〇・八七二mg以下を含有する点眼剤を除く。

一の十四 (二)S)—「(二)アミノ—三—メチルブタン酸 (二R,S)—「—(二)アミノ—六—オキソ—一・六—ジヒドロ—九H—ブリン—九—イル) メトキシ】—「三—ヒドロキシプロピルエステル (別名バルガニシクロビル)、その塩類及びそれらの製剤。

一の十五 四—アミノ—一—(二)メチルプロピル】—H—イミダゾ【四・五—c】キノリン (別名イミキモド) 及びその製剤。ただし、四—アミノ—一—(二)メチルプロピル】—H—イミダゾ【四・五—c】キノリン五%以下を含有する外用剤 (吸入剤、坐剤及びトローチ剤を除く。以下この表において同じ) を除く。

一の十六 六アルファ・九アルファ—ジフルオロ—一ベータ・二—ジヒドロキシ—六アルファ・一七アルファ—イソブロピリデンジオキシ—四—ブレグナジエン—三・二〇—ジオン二—アセタート (別名フルオシノニド) 及びその製剤。ただし、六アルファ・九アルファ—ジフルオロ—一ベータ・二—ジヒドロキシ—六アルファ・一七アルファ—イソブロピリデンジオキシ—四—ブレグナジエン—三・二〇—ジオン二として〇・〇五%以下を含有する外用剤を除く。

一の十七 (二)—六アルファ・九—ジフルオロ—一ベータ—ヒドロキシ—六アルファ—メチル—三—オキソ—一—チア—四・六—ジアザトリシクロターン (別名ロミデプシン) 及びその製剤。ただし、一バイアル中(—S・四S・一〇S・一六E・二一R) —七—「(二)Z) —エチリデン】—四—二—ビス (二)メチルエチルエステル (別名プロピオニ酸フルチカゾン) 及び

その製剤。ただし、一噴霧量中(+)—六アルファ・九—ジフルオロ—一ベータ—ヒドロキシ—一六アルファ—メチル—三—オキソ—一七—プロピオニルオキシアンドロスターー・四—ジエン—一七ベータ—カルボン酸 S—フルオロメチルエステルとして二〇〇mg以下を含有するエアゾール剤及び一噴霧量中(+)—六アルファ・九—ジフルオロ—一ベータ—ヒドロキシ—六アルファ—メチル—三—オキソ—一七—プロピオニルオキシアンドロスターー・四—ジエン—一七ベータ—チオカルボン酸 S—フルオロメチルエステルとして二〇〇mg以下を含有する点鼻剤を除く。

一の十八 六アルファ・九—ジフルオロ—一ベータ—ヒドロキシ—二—バレリルオキシ—六アルファ—メチル—三—オキソ—一七—プロピオニルオキシアンドロコルトロン) 及びその製剤。ただし、六アルファ・九—ジフルオロ—一ベータ—ヒドロキシ—二—バレリルオキシ—六アルファ—メチル—一四—ブレグナジエン—三・二〇—ジオン〇・一%以下を含有する外用剤を除く。

一の十九 三アルファ—ヒドロキシ—五アルファ—ブレグナン—一—二〇—ジオン (別名アルファキサロン)

一の二十 九アルファ—フルオロ—一ベータ・一七アルファ—二—トリヒドロキシ—六アルファ—メチル—一四—ブレグナジエン—三・二〇—ジオン 一七・二—ジプロピオナート (別名プロピオニ酸デキサメタゾン) 及びその製剤。ただし、九アルファ—フルオロ—一ベータ・一七アルファ—二—トリヒドロキシ—六アルファ—メチル—一四—ブレグナジエン—三・二〇—ジオン 一七・二—ジプロピオナート〇・一%以下を含有する外用剤を除く。

一の二十一 イサブコナゾニウム、その塩類及びそれらの製剤。ただし、イサブコナゾールとして二二二mg以下を含有するものを除く。

一の二十二 五—イソプロピル 三—メチル 二—シアノ—一・四—ジヒドロ—六—メチル—四—(メタ—ニトロフエニル) —三・五—ピリジンジカルボキシラート (別名ニルバジン) 及びその製剤。ただし、一個中五—イソプロピル 三—メチル 二—シアノ—一・四—ジヒドロ—六—メチル—四—(メタ—ニトロフエニル) —三・五—ピリジンジカルボキシラート四mg以下を含有する内用剤を除く。

一の二十三 イノツズマブ オゾガマイシン及びその製剤

一の二十四 三—「—(イミダゾ【二—b】ピリダジン—三—イル) エチニル】—四—メチル—N—「四—(四—メチルピペラジン—一—イル) メチル】—三—(トリフルオロメチル) フエニル】ベンズアミド (別名ボナチニブ)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中三—「—(イミダゾ【二—b】ピリダジン—三—イル) エチニル】—四—メチル—N—「四—(四—メチルピペラジン—一—イル) メチル】—三—(トリフルオロメチル) フエニル】ベンズアミドとして十五mg以下を含有するものを除く。

一の二十五 二—「H—イミダゾ—一—四—イル) エタノアミン (別名ヒスタミン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一バイアル中二—「H—イミダゾ—一—四—イル) エタニアミンとして一二・一mg以下を含有する製剤を除く。

一の二十六 右旋性四・六—ジベンジル—五—オキソ—一—チア—四・六—ジアザトリシクロエヌメチルヨウジド (別名ヨウ化エコチオエイド) 及びその製剤

一の二十七 エス—二—ジメチルアミノエチル—オ—一—ジエチルチオホスフエイトエヌメチルヨウジド (別名ヨウ化エコチオエイド) 及びその製剤

一の二十八 (—S・四S・一〇S・一六E・二一R) —七—「(二)Z) —エチリデン】—四—二—ビス (二)メチルエチルエステル (別名プロピオニ酸フルチカゾン) 及び

一テトラアザビシクロ【八・七・六】トリコス—六—エン—三・六・九・一九・二二—ペントオニ (別名ロミデプシン) 及びその製剤。ただし、一バイアル中(—S・四S・一〇S・一六E・二一R) —七—「(二)Z) —エチリデン】—四—二—ビス (二)メチルエチ

七・六】トリコスー一六エーンー三・六・九・一九・二二一ペントオノンとして一mg以下を含有するものを除く。

一の二十九 エチルパラニトロフェニルエチルホスホネイト及びその製剤

一の三十 N-エチル-N-メチルカルバミン酸三-(一S)-一-(ジメチルアミノ)エチル」フエニルエステル(別名リバースチグミン)及びその製剤。ただし、一枚中N-エチルテルーアm以下を含有する貼付剤を除く。

一の三十一 エヌ-エ、ヌージアリルノルトキシフエリンジクロリド(別名塩化アルクロニウム)及びその製剤

一の三十二 エピコリタマブ及びその製剤。ただし、一バイアル中エピコリタマブとして四八mg以下を含有するものを除く。

一の三十三 エボカルセト及びその製剤。ただし、一個中エボカルセトとして四mg以下を含有するものを除く。

一の三十四 (五R)-一四・五一エポキシ-三-ヒドロキシ-一七-メチルモルヒナン-一六-オノン(別名ヒドロモルフォン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一個中(五R)-一四・五一エポキシ-三-ヒドロキシ-一七-メチルモルヒナン-一六-オノンとして二四mg以下を含有するもの及び一バイアル中(五R)-一四・五一エポキシ-三-ヒドロキシ-一七-メチルモルヒナン-一六-オノンとして二〇mg以下を含有するものを除く。

一の三十五 塩化(二RS)-一-アセトキシ-N-N-トリメチルプロピルアミニウム(別名メタコリン塩化物)及びその製剤。ただし、一バイアル中塩化(二RS)-一-アセトキシ-N-N-トリメチルプロピルアミニウムとして一〇〇mg以下を含有する製剤を除く。

一の三十六 塩化三-七ービス(ジメチルアミノ)フエノチアジン-五-イウム(別名メチルチオニニウム)及びその製剤。ただし、一アンプル中塩化三-七ービス(ジメチルアミノ)フエノチアジン-五-イウムとして五〇mg以下を含有する注射剤を除く。

二 カルバミルコリンクロリド(別名カルバコール)及びその製剤。ただし、カルバミルコリンクロリド-%以下を含有する外用剤を除く。

三 カルバミルメチルコリン(別名ベタンコール)及びその塩類

三の二 二-(四RS)-一四-(七-クロロキノリン-四-イル)アミノペンチル(エチル)アミノエタノール(別名ヒドロキシクロロキン)、その塩類及びそれらの製剤

三の三 一一(四-クロロフェニル)-一五-(一メチルエチル)ビグアニド(別名ログアニル)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中一一(四-クロロフェニル)-一五-(一メチルエチル)ビグアニド塩酸塩として一〇〇mg以下を含有する内用剤を除く。

三の四 ゲムツスマブオゾガマイシン及びその製剤

三の五 合成ヒト型ソマトメジンC遺伝子の発現により組換え体で產生される七〇個のアミノ酸残基からなるポリペプチド(別名メカセルミン)及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 一バイアル中合成ヒト型ソマトメジンC遺伝子の発現により組換え体で產生される七〇個のアミノ酸残基からなるポリペプチドとして一〇〇mg以下を含有する注射剤

(2) 一容器中合成ヒト型ソマトメジンC遺伝子の発現により組換え体で產生される七〇個のアミノ酸残基からなるポリペプチドとして三〇〇mg以下を含有する体外診断薬

四 サクシニルコリン、その塩類及びそれらの製剤

四の二 二-(四-三級ブチル-一、六、一ジメチル-三、一ヒドロキシベンジル)-一-イミダゾリン(別名オキシメタゾリン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、二-(四-三級ブチル-一、六、一ジメチル-三、一ヒドロキシベンジル)-一-イミダゾリンとして〇・〇五%以下を含有する外用剤を除く。

四の三 七-(四-七-ジアザスピロ「一・五」オクタン-七-イル)-二-(二・八-ジメチルイミダゾ「一・二-b」ピリダジン-六-イル)-四H-ピリド「一・二-a」ピリミジン-四-ジアザスピロ「二・五」オクタン-七-イル)-二-(二・八-ジメチルイミダゾ「一・二-b」ピリダジン-六-イル)-四H-ピリド「一・二-a」ピリミジン-四-オンとして六〇mg以下を含有するドライシロップ剤を除く。

四の四 三・五-ジアミノ-六-(二・三-ジクロロフェニル)-一-二・四-トリアジン(別名ラモトリギン)及びその製剤。ただし、一錠中三・五-ジアミノ-六-(二・三-ジクロロフェニル)-一-二・四-トリアジンとして一〇〇mg以下を含有する錠剤を除く。

四の五 N-(四-(二RS)-一-(二・四-ジアミノブテリジン-六-イル)ベンタ-四-イン-一-イル)ベンゾイル-レ-グルタミン酸(別名ブララトレキサート)及びその製剤。ただし、一バイアル中N-(四-(二RS)-一-(二・四-ジアミノブテリジン-六-イル)ベンタ-四-イン-一-イル)ベンゾイル-レ-グルタミン酸として一〇mg以下を含有するものを除く。

四の六 ジアルキルアミノジエニルブテン及びその塩類

六 ディソプロピルフルオロスフェイトイ(別名イソフルロフェイト)及びその製剤。ただし、ジイソプロピルフルオロスフェイトイ-%以下を含有するものを除く。

六の二 二-(三RS)-一-(六-ジオキソビペリジン-三-イル)イソインドリオン-一-三-ジオン(別名サリドマイド)及びその製剤

六の三 (十)-(五Z・七E・二十一E・二十四S)-一二四-シクロプロピル-九・十七セココラ-五・七・十(十九)-二十二-テトラエン-一アルファ・三ベータ・二十四-トリアオール(別名カルシボトリオール)及びその製剤。ただし、(十)-一(五Z・七E・二十二E・二十四S)-一二四-シクロプロピル-九・十-セココラ-五・七・十(十九)-二十二-テトラエン-一アルファ・三ベータ・二十四-トリアオールとして〇・〇〇%以下を含有する外用剤を除く。

六の四 N-(三-三-シクロプロピル-五-「(二-フルオロ-四-ヨードフェニル)アミノ)-六-八-ジメチル-二・四-七-トリオキソ-三・四・六-七-テトラエンドドヒドロピリド「四・三-d」ピリミジン-一-(二H)-イル)アセトアミド(別名トラメチニブ)及びその製剤。ただし、一錠中N-(三-三-シクロプロピル-五-「(二-フルオロ-四-ヨードフェニル)アミノ)-六-八-ジメチル-二・四-七-トリオキソ-三・四・六-七-テトラエンドドヒドロピリド「四・三-d」ピリミジン-一-(二H)-イル)フエニル)アセトアミドとして二mg以下を含有するものを除く。

六の五 (二E)-N-(五R・六R)-一十七-(シクロプロピルメチル)-一N-メチルプロペー-一-エンアミド(別名ナルフラファン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一個中(二E)-N-(五R・六R)-一十七-(シクロプロピルメチル)-一N-メチルプロペー-一-エンアミドとして二・四mg以下を含有するものを除く。

六の六 (S-P-四-二) - [(一R・二R)-シクロヘキサン-一・二-ジアミン- $\alpha$ N- $\alpha$ N-]-「エタンジオアト(二-) -  $\alpha$ O<sub>1</sub> -  $\alpha$ O<sub>2</sub>」白金(別名オキサリプラチン)及びその製剤



七の十三 (+) — (R\*) —二・六—ジメチル—四—(メタニトロフェニル) —一・四—ジヒドロピリジン—三・五一ジカルボン酸 (R\*) —一—ベンジル—三—ピペリジニルエステル、メチルエステル (別名ベニジピン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一個中 (+) — (R\*) —一—六—ジメチル—四—(メタニトロフェニル) —一・四—ジヒドロピリジン—三・五一ジカルボン酸 (R\*) —一—ベンジル—三—ピペリジニルエステルとして七・四六 m g 以下又は〇・三七% 以下を含有する内用剤を除く。

七の十四 (+) — (三 S · 四 S) —二・六—ジメチル—四—(メタニトロフェニル) —一・四—ジヒドロピリジン—三・五一ジカルボン酸 (R\*) —一—ベンジル—三—ピペリジニルエスチルエスチルとして七・四六 m g 以下を含有する内用剤を除く。

七の十五 三—(三—「〔(七S) —三・四—ジメトキシビシクロ[四·二·〇]オクタ—三·五—トリエン—七—イル」メチル) アミノ]プロピル) —七·八—ジメトキシ—三·四·五—テトラヒドロ—H—三—ベンゾアゼビン—二—オン (別名イバブライジン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中三—〔(七S) —三·四—ジメトキシビシクロ[四·二·〇]オクタ—三·五—トリエン—七—イル」メチル) (メチルアミノ) プロピル) —七·八—ジメトキシ—三·四·五—テトラヒドロ—H—三—ベンゾアゼビン—二—オンとして七·五 m g 以下を含有するものを除く。

七の十六 二臭化 (三アルファ·一七ベータ·ジアセトキシ·五アルファ·アンドロスタン·二ベータ·一六ベータ·イレン) ビス (一—メチルピペリジニウム) (別名臭化バンクロニウム) 及びその製剤

七の十七 臭化 (+) —一—(三アルファ·一七ベータ·ジアセトキシ·一ベータ·ビペリジノ·五アルファー·アンドロスタン·一六ベータ·イル) —一—メチルピペリジニウム (別名臭化ベクロニウム) 及びその製剤

七の十八 臭化トランヌー三—(ジ—一チエニルメチレン) オクタヒドロ—五—メチル—二—キノリジニウム (別名臭化チキジウム)

七の十九 (+) —臭化 (七ベータ·アセトキシ·三アルファ·ヒドロキシ·一ベータ·モルホリノ·五アルファー·アンドロスタン·一六ベータ·イル) —一—アリル—一—ピロリジニウム (別名クロニウム臭化物) 及びその製剤

七の二十 九·一〇—セココレスター·五·七·一〇 (一九) —トリエン—一アルファ·三ベータ·ジオール (別名アルファカルシドール) 及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 一個中九·一〇—セココレスター·五·七·一〇 (一九) —トリエン—一アルファ·三ベータ·ジオール三 g 以下を含有する内用剤

(2) 一m I 中九·一〇—セココレスター·五·七·一〇 (一九) —トリエン—一アルファ·三ベータ·ジオール〇·五 g 以下を含有する内用液剤であつて一容器中九·一〇—セココレスター·五·七·一〇 (一九) —トリエン—一アルファ·三ベータ·ジオール五 g 以下を含有するもの

(3) 九·一〇—セココレスター·五·七·一〇 (一九) —トリエン—一アルファ·三ベータ·ジオール〇·〇〇〇—% 以下を含有する散剤

一アルファ·三ベータ·二五一トリオール〇·五 g 以下を含有する内用剤及び一m I 中 (五Z·七E) —九·一〇—セコ—五·七·一〇 (一九) —コレスタトリエン—一アルファ·三ベータ·二五一トリオール g 以下を含有する注射剤を除く。

七の二十二 (+) —(五Z·七E·二四R) —九·一〇—セココレスター·五·七·一〇 (一九) —トリエン—一アルファ·三ベータ·二四—トリオール (別名タカルシトール) 及びその製剤。ただし、(+)—(五Z·七E·二四R) —九·一〇—セココレスター·五·七·一〇 (一九) —トリエン—一アルファ·三ベータ·二四—トリオールとして〇·〇〇二% 以下〇 (一九) —トリエン—一アルファ·三ベータ·二四—トリオールを除く。

七の二十三 タラゾパリブ、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一カプセル中タラゾパリブとして一 m g 以下を含有するものを除く。

七の二十四 (一—チオ—ベータ—D—グルコピラノサト) (トリエチルホスファイン) 金二·三·四·六—テトラセタート三 m g 以下を含有する内用剤を除く。

七の二十五 デカン酸二—「四—〔三—〔二—(トリフルオロメチル) フエノチアジン—一〇—イル〕—プロピル〕—一—ビペラジニル〕エチルエステル (別名デカン酸フルフェナジン) 及びその製剤。ただし、一バイアル中デカン酸二—「四—〔三—〔二—(トリフルオロメチル) フエノチアジン—一〇—イル〕—プロピル〕—一—ビペラジニル〕エチルエスチル二五 m g 以下を含有する注射剤を除く。

七の二十六 テトラキス (二—メトキシイソブチリソトリル) 銅 (I) 四フツ化ホウ酸及びその製剤

七の二十七 (+) —(R\* · 二 R\* · 三 a S\* · 八 b S\*) —二·三·三 a · 八 b —テトラヒドロ—二—ヒドロキシ—一—〔(E) —(三 S\*) —三—ヒドロキシ—四—メチル—一—オクテン—六—イニル〕—H—シクロペンタ〔b〕ベンゾフラン—五—酪酸 (別名ベラブロスト)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一個中 (+) —(R\* · 二 R\* · 三 a S\* · 八 b S\*) —二·三·三 a · 八 b —テトラヒドロ—二—ヒドロキシ—一—〔(E) —(三 S\*) —三—ヒドロキシ—四—メチル—一—オクテン—六—イニル〕—H—シクロペンタ〔b〕ベンゾフラン—五—酪酸として五六·八六 g 以下を含有するものを除く。

七の二十八 デニロイキンジフチトクス及びその製剤。ただし、一バイアル中デニロイキンジフチトクスとして三〇〇 g 以下を含有するものを除く。

七の二十九 五—O—デメチル—二—二三—ジヒドロアベルメクチン A<sub>1</sub><sup>a</sup> 及び五—O—デメチル—二—五—デ (一—メチルプロピル) —二—二—二三—ジヒドロ—二五—(一—メチルエチル) アベルメクチン A<sub>1</sub><sup>a</sup> の混合物 (別名イベルメクチン) 及びその製剤。ただし、五—O—デメチル—二—五—デ (一—メチルプロピル) —二—二—二三—ジヒドロアベルメクチン A<sub>1</sub> 及び五—O—デメチル—二—五—デ (一—メチルプロピル) —二—二—二三—ジヒドロアベルメクチン A<sub>1</sub><sup>a</sup> の混合物として五·〇% 以下を含有する錠剤を除く。

七の三十一 N—(二·二·二—トリフルオロエチル) —九—「四—(四—「四—(トリフルオロメチル) ピフェニル—二—イル〕カルボキサミド」ピペリジン—一—イル〕ブチル〕—九H—フルオレン—九—カルボキサミド (別名ロミタピド)、その塩類及びそれらの





塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中〔(3R)〕—三—ベンジル—N—N—N—N—トリメチル—〔(—メチルアラニル—D—トリップトフイル)ペリジン—三—カルボヒドラジドとして五〇mg以下を含有するものを除く。十二の六〔(+)〕—〔(—ベンジルペリジン—四—イル)メチル〕—五・六—ジメトキシンダン—一—オン（別名ドネペジル）、その塩類及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 一個中〔(+)〕—二—〔(—ベンジルペリジン—四—イル)メチル〕—五・六—ジメ

トキシンダン—一—オンとして九・一二mg以下を含有するもの

(2) 〔(+)〕—〔〔(—ベンジルペリジン—四—イル)メチル〕—五・六—ジメトキシ

ンダン—一—オンとして〇・四五六%以下を含有する細粒剤

(3) 〔(+)〕—〔〔(—ベンジルペリジン—四—イル)メチル〕—五・六—ジメトキシ

ンダン—一—オンとして〇・九—%以下を含有するシロップ剤

(4) 一枚中〔(+)〕—二—〔(—ベンジルペリジン—四—イル)メチル〕—五・六—ジメ

トキシンダン—一—オンとして五五mg以下を含有する貼付剤

十二の七〔(+)〕—四—〔〔(—ベンジルオキシ—三)〕—〔三級ブチルアミノ〕プロポキシ〕

一錠中〔(+)〕—四—〔〔(—ベンジルオキシ—三)〕—〔三級ブチルアミノ〕プロポキシ〕

二—メチルインドール（別名ボピンドロール）、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一

十二の八 ホスホノホルム酸（別名ホスカルネット）、その塩類及びそれらの製剤

十二の九 ミソプロストール及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 一個中ミソプロストール〇・二mg以下を含有する内用剤

一錠中ミソプロストール二〇〇mg以下を含有するバツカル錠

十三 メターヒドロキシフェニル—トリメチルアルアンモニウムプロミド—一・一〇—デカメチレ

ンビスカルバミン酸エステル（別名臭化デマカリウム）及びその製剤

十三の二 三—メチル—四—オキソ—三・四—ジヒドロイミダゾ〔五・一—d〕—〔一・二・三・

五〕テトラジン—八—カルボキサミド（別名テモゾロミド）及びその製剤

十三の三 四—、—、—〇—メチルジゴキシン（別名メチルジゴキシン）及びその製剤。ただ

し、一錠中四—、—、—〇—メチルジゴキシン〇・一mg以下を含有するものを除く。

十四 一—メチル—三—ヒドロキシピリジニウムプロミド—一・六—ヘキサメチレン—ビス—

エヌ—メチルカルバメート（別名臭化ジスチグミン）及びその製剤

十四の二 四—メチルペラジン—一カルボン酸〔五S〕—六—〔五—クロロペリジン—

二—イル〕—七—オキソ—六・七—ジヒドロ—五H—ピロロ〔三・四—b〕ピラジン—五—

イルエステル（別名エスズピクロン）及びその製剤。ただし、一錠中四—メチルペラジン

一—カルボン酸〔五S〕—六—〔五—クロロペリジン—一—イル〕—七—オキソ—六・

七—ジヒドロ—五H—ピロロ〔三・四—b〕ピラジン—五—イルエステル三mg以下を含有するものを除く。

十四の三 四—〔—メチル—四—ペリジリデン〕—四H—ベンジ〔四・五〕シクロヘプタ〔—、—、—b〕チオフェン—一〇〔九H〕—オン（別名ケトチフェン）、その塩類及びそれらの製剤。ただし、内用剤、点眼剤及び点鼻剤を除く。

十四の四 〔—R〕—三—メチル—〔(—S)〕—〔フエニル—〔(—)〕—〔(—)〕—カルボキサミド〕プロパンアミド〕ブチル—ボロン酸（別名ボルテゾミブ）及びその製剤

十五 三—メチル—七—メトキシ—ハ—ジメチルアミノメチルフラボン（別名ジメフリン）、その塩類及びそれらの製剤

十六 四—〔メトキシカルボニル〕—四—〔(—オキソプロピル)フエニルアミノ〕ペリジン—一プロパン酸 メチルエステル（別名レミフェンタニル）及びその塩類

十七 N—〔(—S)〕—〔〔モルホリン—四—イルアセチル〕アミノ〕—四—フエニルブタノイル—〔L—ロイシル—L—フエニルアラニン—N—〔(—S)〕—四—メチル—一—〔(—R)〕—〔(—メチルオキシラント—二—イル〕—〔(—オキソベンタント—二—イル)アミド（別名カルフイルゾミブ）及びその製剤劇薬生薬、動植物成分及びそれらの製剤

一 アガリチン、その塩類及びそれらを含有する製剤二 アコニチンを含有する生薬及びその製剤。ただし、注射剤以外の製剤であつて一個中アコニチンとして〇・〇—m g以下を含有するものを除く。

三 アスカリドール、及びそれを含有する製剤。ただし、アスカリドール—〇%以下を含有するもの及び一個中アスカリドール〇・一五g以下を含有するものを除く。

四 アトロピン、ヒヨクシアミン、スコポラミン又はそれらの化合物を含有する生薬及び製剤。ただし、膏剤、坐剤及びマンダラ葉を含有する煙草並びに注射剤以外の製剤であつて次に掲げるものを除く。

(1) 一個中ロート総アルカロイド、ベラドンナ総アルカロイド又はダツラ総アルカロイド〇・三五mg以下を含有するもの

○・三五mg以下を含有するもの

(2) ロート総アルカロイド、ベラドンナ総アルカロイド又はダツラ総アルカロイド〇・〇二%以下を含有し、かつ、一容器中ロート総アルカロイド、ベラドンナ総アルカロイド又はダツラ総アルカロイド〇・三五mg以下を含有する外用剤

(1) 一個中ロート総アルカロイド又はダツラ総アルカロイド〇・三五mg以下を含有するもの

○・三五mg以下を含有するもの

(2) ロート総アルカロイド、ベラドンナ総アルカロイド又はダツラ総アルカロイド〇・〇二%以下を含有し、かつ、一容器中ロート総アルカロイド、ベラドンナ総アルカロイド又はダツラ総アルカロイド〇・三五mg以下を含有する外用剤

(1) 一個中アトロピンメチルブロミド〇・二五mg以下を含有するもの及びアトロピンメチルブロミド〇・〇〇八%以下を含有する吸入剤

一個中プロム水素酸スコポラミンアミノオキシド〇・二五mg以下を含有するもの

一個中アトロピンメチルブロミド一mg以下を含有するもの及びアトロピンメチルブロミド〇・〇〇八%以下を含有する吸入剤

一個中スコポラミンメチルブロミド二・五mg以下を含有するもの

一個中スコポラミンブチルブロミド一〇mg以下を含有するもの

一個中エヌ—メチルスコポラミンメチル硫酸塩一mg以下を含有するもの

一個中エヌ—メチルスコポラミンメチル硫酸塩一mg以下を含有するもの

(13) 一容器中プロム水素酸スコポラミン〇・二五mg以下を含有する内用液剤

アポモルヒネ又はその塩類の製剤

エクゴニン、その塩類及びそれらの製剤

エチルモルヒネ、コデイン、ジヒドロコデイン及びそれらの塩類並びにモルヒネ又はその化合物を含有する製剤。ただし、一個中あへん三〇mg以下を含有する坐剤及び一個中リン酸コデイン、硫酸コデイン又はリン酸ヒドロコデイン一五mg以下を含有するもの並びに一日量中リン酸コデイン、硫酸コデイン又はリン酸ヒドロコデイン五〇mg以下を含有するシロップ剤又はエリキシル剤を除く。

- 九の二 エンゴサクアルカロイド、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中エンゴサクアルカロイドとして一五mg以下を含有するものを除く。
- 十 オモト配糖体を含有する生薬及び製剤
- 十一 カイソウ及びカイソウ配糖体を含有する製剤。ただし、シリロシド一〇%以下を含有する殺そ剤を除く。
- 十二 カイニン酸及びその製剤。ただし、一個中カイニン酸五mg以下を含有するもの及び一包中カイニン酸二〇mg以下を含有するものを除く。
- 十二の二 カルシトニン及びその製剤。ただし、カルシトニン〇・三%以下を含有する体外診断薬を除く。
- 十三 乾燥甲状腺及び甲状腺ホルモン又はチロキシン若しくはその塩類を含有する製剤。ただし、乾燥甲状腺ホルモン又はチロキシン若しくはその塩類を含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
- (1) 一個中乾燥甲状腺二〇mg以下を含有するもの
- 一 g中チロキシンとして三二〇ng以下を含有する体外診断薬
- (2) 一 ml中チロキシンとして四〇〇ng以下を含有する体外診断薬
- 十四 カンタリス、それを含有する製剤及びカンタリジン又はその化合物を含有する製剤。ただし、カンタリスのクロロホルム抽出物三%以下を含有する膏剤及びカンタリスとして〇・一%以下を含有する液剤を除く。
- 十五 挥発ガイシ油
- 十六 ゲルゼミンを含有する生薬及び製剤
- 十七 ケンゴ子脂及びその製剤。ただし、ケンゴ子脂八%以下を含有する丸剤及び一個中ケンゴ子脂五〇mg以下を含有するものを除く。
- 十八 コタルニン及びその塩類
- 十九 コルヒチン又はその塩類を含有する生薬及び製剤
- 二十 コロシント実及びその製剤
- 二十一 サビナ油並びにサビナ油を含有する生薬及び製剤
- 二十二 サントニン、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一個中サンントニンとして五〇mg以下を含有するもの及び一包中サンントニンとして〇・一g以下を含有するものを除く。
- 二十三 ジギタリス配糖体を含有する生薬及び製剤。ただし、ジギタリス配糖体〇・一%以下を含有する体外診断薬を除く。
- 二十四 シヨウリク及びその製剤
- 二十五 スズラン配糖体を含有する生薬及び製剤
- 二十六 ストリキニーネ又はその塩類を含有する生薬及び製剤。ただし、ストリキニーネとして〇・〇一%以下を含有するもの及びホミカエキス一〇%以下を含有し、かつ、一日量中ホミカエキス三〇mg以下を含有するものを除く。
- 二十七 ストロファンツス配糖体を含有する生薬及び製剤
- 二十八 スバルティン、その塩類及びそれらの製剤
- 二十九 セファランチン及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
- (1) 一錠中セファランチン一mg以下を含有するもの
- (2) セファランチン〇・〇二%以下を含有する外用剤
- (3) セファランチン一%以下を含有する散剤
- 三十 センソ又はその毒成分を含有する製剤。ただし、一日量中センソ五mg以下を含有するもの及び一錠又は一カプセル中デスマセチルブホタリンとしてブホステロイド〇・一mg以下を含有するものを除く。

- 三十一 ルカロイド及びそれらの製剤。ただし、内用剤及び外用剤を除く。
- 三十二 注射用アルファーキモトリップシン製剤
- 三十三 テバイン又はその化合物の製剤
- 三十四 トコノ及エメチノ又はその塩類を含有する製剤。ただし、トコノ一%以下を含有するもの、一個中トコノ五〇mg以下を含有する錠剤及びトコノ一〇%以下を含有し、かつ、一日量中トコノ六〇mg以下を含有するものを除く。
- 三十五 トロパコカイン、その塩類及びそれらの製剤
- 三十六 ニコチノ又はその塩類を含有する製剤であつて次に掲げるものの、ただし、ニコチノとして〇・二%以下を含有する外用剤、一枚中七八mg以下を含有する貼付剤及び一個中ニコチノとして二mg以下を含有する咀嚼剤を除く。
- (1) ニコチノとして一〇%以下を含有するもの
- 三十七 ネオスチグミン、その塩類及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
- (1) ネオスチグミンとして〇・〇〇五%以下を含有する点眼剤
- (2) ネオスチグミンとして〇・四二%以下を含有する体外診断薬
- 三十八 パイナツブル茅搾汁精製物。ただし、一瓶中にタンパク質としてパイナツブル茅搾汁精製物四・三g以下を含有する製剤を除く。
- 三十九 バツカクアルカロイド、その誘導体、それらの塩類、バツカク及びそれらを含有する製剤。ただし、(十)一〇一メトキシ一一六一ジメチルエルゴリノハベーターメタノール五プロモニコチノ酸エヌステル(別名ニセルゴリン)及びその製剤を除く。
- 四十 ハズ油を含有する生薬及び製剤
- 四十一 パバペリソ及びその塩類
- 四十二 ハルマラアルカロイド及びその塩類
- 四十三 ヒドラヌチニン、その塩類及びそれらの製剤
- 四十四 ヒドロスチニン、その塩類及びそれらを含有する製剤
- 四十五 ピロカルピン又はその塩類を含有する生薬及び製剤
- 四十六 ビンクリスチン又はその塩類の製剤
- 四十七 ビンデンデシン又はその塩類の製剤
- 四十八 フイゾースチグミン又はその塩類を含有する生薬及び製剤。ただし、フイゾースチグミンとして〇・〇六%以下を含有する体外診断薬を除く。
- 四十九 フクジユソウ配糖体を含有する生薬及び製剤
- 五十 ブルシン、その塩類及びそれらの製剤
- 五一 ブルボカブニン及びその塩類
- 五十二 ブロムカンフル
- 五十三 ベラトルムアルカロイド又はその塩類を含有する生薬及び製剤
- 五十四 ポドフィル酸、その化合物並びにそれらを含有する生薬及び製剤
- 五十五 ホマトロピン又はその塩類の製剤
- 五十六 メンマ根及びその成分を含有する製剤
- 五十七 ヤラツバ根、ヤラツバ脂及びそれらの製剤。ただし、アロエヤラツバ丸、ヤラツバ脂八%以下を含有する丸剤、ヤラツバ脂五〇%以下を含有する薬用石けん及び一個中ヤラツバ脂五〇mg以下を含有するものを除く。
- 五十八 ヨヒンビン、その塩類並びにそれらを含有する生薬及び製剤

五十九 ヨヒンベ酸メチルエステル及びその製剤  
六十 レセルピン、アジマリン及びそれらの塩類並びにそれらを含有する生薬及び製剤。ただし、注射剤以外の製剤であつて、一個中レセルピンとして $1\text{ mg}$ 以下を含有するもの及びラウオルファイアセルペニチナ総アルカロイド $2\text{ mg}$ 以下を含有するものを除く。  
六十一 ロベリン、その塩類並びにそれらを含有する生薬及び製剤。ただし、ロベリア草を含む有する煙剤を除く。

生物学的製剤及び抗菌性物質製剤

一 アクチノマイシンCの製剤であつて、一バイアル中アクチノマイシンC $\circ$ ・ $2\text{ mg}$ 力価以下を含有するもの

二 アクチノマイシンDの製剤であつて、一バイアル中アクチノマイシンD $\circ$ ・ $5\text{ mg}$ 力価以下を含有するもの

二の二 アクラルビシン又はその塩類の製剤であつて、一バイアル中アクラルビシンとして $2\text{ mg}$ 力価以下を含有するもの

二の三 (十) (七S・九S) 一九一アセチル一九一アミノ一七一(ニ一デオキシ一ベーターオリゴ) $\text{mg}$ 力価以下を含有するもの

二の四 (十) (七S・九S) 一九一アセチル一九一アミノ一七一(ニ一デオキシ一ベーターオリゴ) $\text{mg}$ 力価以下を含有するもの

二の五 (十) (七S・九S) 一九一アセチル一九一アミノ一七一(ニ一デオキシ一ベーターオリゴ) $\text{mg}$ 力価以下を含有するもの

二の六 (十) (七S・九S) 一九一アセチル一九一アミノ一七一(ニ一デオキシ一ベーターオリゴ) $\text{mg}$ 力価以下を含有するもの

二の七 (十) (七S・九S) 一九一アセチル一九一アミノ一七一(ニ一デオキシ一ベーターオリゴ) $\text{mg}$ 力価以下を含有するもの

二の八 (十) (七S・九S) 一九一アセチル一九一アミノ一七一(ニ一デオキシ一ベーターオリゴ) $\text{mg}$ 力価以下を含有するもの

二の九 (十) (七S・九S) 一九一アセチル一九一アミノ一七一(ニ一デオキシ一ベーターオリゴ) $\text{mg}$ 力価以下を含有するもの

二の十 (十) (七S・九S) 一九一アセチル一九一アミノ一七一(ニ一デオキシ一ベーターオリゴ) $\text{mg}$ 力価以下を含有するもの

二の十一 (十) (七S・九S) 一九一アセチル一九一アミノ一七一(ニ一デオキシ一ベーターオリゴ) $\text{mg}$ 力価以下を含有するもの

二の十二 (十) (七S・九S) 一九一アセチル一九一アミノ一七一(ニ一デオキシ一ベーターオリゴ) $\text{mg}$ 力価以下を含有するもの

二の十三 (十) (七S・九S) 一九一アセチル一九一アミノ一七一(ニ一デオキシ一ベーターオリゴ) $\text{mg}$ 力価以下を含有するもの

二の十四 (十) (七S・九S) 一九一アセチル一九一アミノ一七一(ニ一デオキシ一ベーターオリゴ) $\text{mg}$ 力価以下を含有するもの

二の十五 (十) (七S・九S) 一九一アセチル一九一アミノ一七一(ニ一デオキシ一ベーターオリゴ) $\text{mg}$ 力価以下を含有するもの

二の十六 (十) (七S・九S) 一九一アセチル一九一アミノ一七一(ニ一デオキシ一ベーターオリゴ) $\text{mg}$ 力価以下を含有するもの

二の十七 (十) (七S・九S) 一九一アセチル一九一アミノ一七一(ニ一デオキシ一ベーターオリゴ) $\text{mg}$ 力価以下を含有するもの

二の十八 (十) (七S・九S) 一九一アセチル一九一アミノ一七一(ニ一デオキシ一ベーターオリゴ) $\text{mg}$ 力価以下を含有するもの

二の十九 (十) (七S・九S) 一九一アセチル一九一アミノ一七一(ニ一デオキシ一ベーターオリゴ) $\text{mg}$ 力価以下を含有するもの

二の二十 (十) (七S・九S) 一九一アセチル一九一アミノ一七一(ニ一デオキシ一ベーターオリゴ) $\text{mg}$ 力価以下を含有するもの

二の二十一 (十) (七S・九S) 一九一アセチル一九一アミノ一七一(ニ一デオキシ一ベーターオリゴ) $\text{mg}$ 力価以下を含有するもの

二の二十二 (十) (七S・九S) 一九一アセチル一九一アミノ一七一(ニ一デオキシ一ベーターオリゴ) $\text{mg}$ 力価以下を含有するもの

二の二十三 (十) (七S・九S) 一九一アセチル一九一アミノ一七一(ニ一デオキシ一ベーターオリゴ) $\text{mg}$ 力価以下を含有するもの

二の二十四 (十) (七S・九S) 一九一アセチル一九一アミノ一七一(ニ一デオキシ一ベーターオリゴ) $\text{mg}$ 力価以下を含有するもの

二の二十五 (十) (七S・九S) 一九一アセチル一九一アミノ一七一(ニ一デオキシ一ベーターオリゴ) $\text{mg}$ 力価以下を含有するもの

二の二十六 (十) (七S・九S) 一九一アセチル一九一アミノ一七一(ニ一デオキシ一ベーターオリゴ) $\text{mg}$ 力価以下を含有するもの

二の二十七 (十) (七S・九S) 一九一アセチル一九一アミノ一七一(ニ一デオキシ一ベーターオリゴ) $\text{mg}$ 力価以下を含有するもの

二の十一 エピルビシン又はその塩類の製剤であつて、一バイアル中エピルビシンとして $5\text{ m}\text{g}$ 力価以下を含有するもの

二の十二 エボエチン一アルファ及びその製剤。ただし、一 $\text{m}\text{l}$ 中エボエチン一アルファ $\circ$ ・ $9\text{ mg}$ 国際単位以下を含有する体外診断薬を除く。

二の十三 エボエチン一カルボキサミド(遺伝子組換え)「エボエチン一アルファ後続」及びその製剤

二の十四 エボエチン一ベータ及びその製剤

二の十五 エボエチン一ベータペゴル及びその製剤

三の二 乾燥BCG及びその製剤

三の三 エンラマイシン及びその製剤。ただし、外用剤を除く。

四 クロモマイシン<sub>3</sub>Aの製剤であつて、一アンプル中クロモマイシンA $\circ$ ・ $5\text{ mg}$ 力価以下を含有するもの

五 ゲンタマイシン、その塩類及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) ゲンタマイシンとして○・ $1\%$ 以下を含有する外用剤

(2) ゲンタマイシンとして二・二%以下を含有する体外診断薬

(3) 一片中ゲンタマイシンとして一六○ $\text{mg}$ 以下を含有する体外診断薬

五の二 (一) (三R・四R・五E・一〇E・一二E・一四S・二六R・二六aS) 一二六

一「二一(ジェチルアミノ)エチルスルホニル」一八・九・一四・一五・二四・二五・二

六・二六a-オクタヒドロ-「四一ヒドロキシ-三-イソプロピル-四・一二一ジメチル-

三H-一二一-「八-ニトロヒドロ-「H-二二H-ピロロ」「一-一-c」「一-八-四-一九」

ジオキサジアザシクロテトラコシン-一・七・一六・一三(四H・一七H)-テトロン(別名ダルホブリスチン)及びその製剤。ただし、一片中(一)-(三R・四R・五E・一〇

E・一二E・一四S・二六R・二六aS) 一二六一「二一(ジェチルアミノ)エチルスルホニル」一八・九・一四・一五・二四・二五・二六a-オクタヒドロ-「四一ヒドロキ

シ-三-イソプロピル-四・二二-ジメチル-三H-二二-「八-ニトロヒドロ-「H-二二H-ピロロ」「一-一-c」「一-八-四-一九」ジオキサジアザシクロテトラコシン-一・七・

一六・二二(四H・一七H)-テトロンとして一六○ $\text{mg}$ 以下を含有する体外診断薬を除く。

五の三 シクロスボリン及びその製剤。ただし、シクロスボリン○・○四%以下を含有する体外診断薬を除く。

五の四 シソマイシン、その塩類及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) シソマイシンとして○・一六%以下を含有する体外診断薬

(2) シソマイシンとして○・一六%以下を含有する体外診断薬

五の五 ジノスタチンスマラマーの製剤であつて、一バイアル中ジノスタチンスマラマーとして六 $\text{mg}$ 力価以下を含有するもの

五の六 ジベカシン、その塩類及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 一片中ジベカシンとして一六○ $\text{mg}$ 以下を含有する体外診断薬

(2) ジベカシンとして○・一六%以下を含有する体外診断薬

五の七 (一) -N-(六R・九S・一〇R・一三S・一五aS・一八R・二二S・二四a

aR) 一四一エチルオクタヒドロ-「一メトキシ-三a・七・九・一-一三・一五-

ヘキサメチル-「四一(三-ビリジル)イミダゾール-「一イル」ブチル-「

一〇-「三・四・六-トリデオキシ-三-「ジメチルアミノ」-ベータ-D-キシロ-「

ヘキソピラノシリ」オキシ-「二H-オキサシクロテトラデシノ「四・三-d」オキサゾール-「二・六・八・一四(一H・七H・九H)-テトロンとして三〇〇 $\text{mg}$ 力価以下を含むするものを除く。

有するものの

八 R・二二-S・二四aS)「一二」(四ジメチルアミノベンジル)「六エチルードコサヒドロ」一〇・二三ジメチル五・八・一二・一五・一七・二一・二四ヘプタオキソ「一三」フエニル一八一「〔〔三〕S)「〔三キヌクリジニル」チオ」メチル」「一二H」ビリド「二・一-f」ピロ「二・一-1」「一・四・七・一〇・一三・一六」「オキサペンタアザシクロノナデシン「九」イル」「三ヒドロキシビリジン」「カルボキサミド」として一六〇 $\mu$ g以下を含有する体外診断薬を除く。

六 接種用診断用抗原類

六の二 セルモロイキン及びその製剤

六の三 ダウノルビシン又はその塩類の製剤であつて「バイアル中ダウノルビシン」として四四mg力価以下を含有するもの

七の二 ダルベポエチン アルファ(遺伝子組換え)「ダルベポエチン アルファ後続二」及びその製剤

七の三 ダルベポエチン アルファ(遺伝子組換え)「ダルベポエチン アルファ後続二」及びその製剤

七の四 ダルベポエチン アルファ(遺伝子組換え)「ダルベポエチン アルファ後続三」及びその製剤

八 注射用コリスチン製剤

九 治療用抗原類

十 一 治療用免疫血清類

十一 (1) トブライマイシン一%以下を含有する体外診断薬

(2) トブライマイシン一六〇 $\mu$ g以下を含有する体外診断薬

十二 プレオマイシン、その塩類及びそれらの製剤

十三 (1) ピロマイシン、その塩類及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(2) ミクロノマイシンとして〇・一六%以下を含有する体外診断薬

十四 免疫用毒素及び免疫用トキソイド類

十五 溶血性連鎖状球菌をベンジルペニシリンカリウムとともに加熱し、凍結乾燥したもの及びその製剤

十六 ワクチン類

無機薬品及びその製剤

一 亜鉛の無機酸塩類。ただし、炭酸亜鉛を除く。

二 亜硝酸塩類

二の二 亜セレン酸ナトリウムの製剤であつて「バイアル中セレン」として一〇〇 $\mu$ g以下を含有するもの

三 アンチモン化合物及びその製剤。ただし、軟膏並びに五硫化アンチモン(別名金硫黄)及びその製剤を除く。

三の二 一酸化窒素及びその製剤

三の三 塩化イツトリウム(90Y)及びその製剤

三の四 塩化ストロンチウム(89Sr)及びその製剤

三の五 塩化ラジウム(223Ra)の製剤であつて、「バイアル中塩化ラジウム(223R a)」として一・五ng以下を含有するもの

四 塩酸及びそれを含有する製剤。ただし、塩化水素一〇%以下を含有するものを除く。

五 塩素酸カリウム及びその製剤。ただし、塩素酸カリウム一〇%以下を含有するもの及び一個中塩素酸カリウム二g以下を含有するものを除く。

六 塩素酸ナトリウム及びその製剤。ただし、塩素酸ナトリウム一〇%以下を含有するもの及び一個中塩素酸ナトリウム二g以下を含有する外用剤を除く。

七 過酸化水素を含有する製剤。ただし、過酸化水素六%以下を含有するものを除く。

八 過酸化ナトリウム及びその製剤。ただし、過酸化ナトリウム五%以下を含有するものを除く。

九 金の化合物

九の二 金チオリング酸塩類の製剤

十 銀の無機酸塩類及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

十一 (1) ハロゲン銀及びその製剤

(2) トブライマイシンとして一六〇 $\mu$ g以下を含有する体外診断薬

(3) トブライマイシンとして〇・一六%以下を含有する体外診断薬

十二 ベルリン青、黄血塩、赤血塩及びロダン化合物の製剤

十三 (1) シアン銀、シアン水銀又はオキシシアン水銀〇・二%以下を含有する膏剤

(2) シアン水素として〇・一%以下を含有する外用剤

シアン水素として〇・一%以下を含有する膏剤

十四 免疫用毒素及び免疫用トキソイド類

十五 溶血性連鎖状球菌をベンジルペニシリンカリウムとともに加熱し、凍結乾燥したもの及びその製剤

十六 ワクチン類

無機薬品及びその製剤

一 亜鉛の無機酸塩類。ただし、炭酸亜鉛を除く。

二 亜硝酸塩類

二の二 亜セレン酸ナトリウムの製剤であつて「バイアル中セレン」として一〇〇 $\mu$ g以下を含有するもの

三 アンチモン化合物及びその製剤。ただし、軟膏並びに五硫化アンチモン(別名金硫黄)及びその製剤を除く。

三の二 一酸化窒素及びその製剤

三の三 塩化イツトリウム(90Y)及びその製剤

三の四 塩化ストロンチウム(89Sr)及びその製剤

三の五 塩化ラジウム(223Ra)の製剤であつて、「バイアル中塩化ラジウム(223R a)」として一・五ng以下を含有するもの

四 塩酸及びそれを含有する製剤。ただし、塩化水素一〇%以下を含有するものを除く。

五 塩素酸カリウム及びその製剤。ただし、塩素酸カリウム一〇%以下を含有するもの及び一個中塩素酸カリウム二g以下を含有する外用剤を除く。

六 塩素酸ナトリウム及びその製剤。ただし、塩素酸ナトリウム一〇%以下を含有するもの及び一個中塩素酸ナトリウム二g以下を含有する外用剤を除く。

七 過酸化水素を含有する製剤。ただし、過酸化水素六%以下を含有するものを除く。

八 過酸化ナトリウム及びその製剤。ただし、過酸化ナトリウム五%以下を含有するものを除く。

九 金の化合物

九の二 金チオリング酸塩類の製剤

十 銀の無機酸塩類及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

十一 (1) ハロゲン銀及びその製剤

(2) トブライマイシンとして一六〇 $\mu$ g以下を含有する体外診断薬

(3) トブライマイシンとして〇・一六%以下を含有する外用剤

十二 ベルリン青、黄血塩、赤血塩及びロダン化合物の製剤

十三 (1) シアン銀、シアン水銀又はオキシシアン水銀〇・二%以下を含有する膏剤

(2) シアン水素として〇・一%以下を含有する外用剤

シアン水素として〇・一%以下を含有する膏剤



(3) 一容器中ヨウ化カリウム〇・一七g以下を含有する体外診断薬

二十六 硫化カドミウム及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

二十七 ヨウ素及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

二十八 遊離ヨウ素三・二%以下を含有する外用剤

(2) 遊離ヨウ素〇・五%以下を含有する体外診断薬

二十六 硫化カドミウム及びその製剤。ただし、硫化カドミウム二%以下を含有する外用剤を除く。

二十七 硫酸及びそれを含有する製剤。ただし、純硫酸一〇%以下を含有するものを除く。

二十八 リン化亜鉛及びその製剤。ただし、リン化亜鉛一%又はこれに対応する量以下を含有する殺そ剤を除く。

二十九 遊離ヨウ素〇・五%以下を含有する外用剤

S) 一二・六一ジオキソヘキサヒドロピリミジン一四一イルカルボニルアミノ)一L-フエニルアラニル一四一ウレイド-D-フエニルアラニル-L-ロイシル-N<sub>6</sub>-(-メチルエチル)-L-リシリ-L-プロリル-D-アラニンアミド(別名デガレリクス)、その塩類及びそれらの製剤

三の四 N-アセチル-三-(二ナフチル)-D-アラニル-四-クロロ-D-フエニルアラニル-三-(三-ピリジル)-D-アラニル-L-セリル-L-チロシル-N<sub>6</sub>-(N-ニジエチルカルバミミドイル)-L-リジル-L-ロイシル-N<sub>6</sub>-(N-N-ニジエチルカルバミミドイル)-L-リジル-L-プロリル-D-アラニンアミド(別名ガニレス)、その塩類及びそれらの製剤

三の五 (-)-N-アセチル-三-(二ナフチル)-D-アラニル-バラ-クロロ-D-フエニルアラニル-三-(三-ピリジル)-D-アラニル-L-セリル-L-チロシル-N-5-カルバモイル-D-オルニチル-L-ロイシル-L-アルギニル-L-プロリル-D-アラニン-アミド(別名セトロレリクス)、その塩類及びそれらの製剤

三の六 (+)-三-(三-アセチル-四-[三-(三級-ブチルアミノ)-プロポキシ]プロポキシ)フエニル-(-)-アセチルウレア(別名セリブロロール)、その塩類及びそれらの製剤

三の七 (+)-アセチル-四-(バラ-[(二-R\*-四S\*)-二-(二-四-ジクロロフェニル)]-二-(イミダゾール-一一イルメチル)-一-三-ジオキソラン-四-イル)メトキシフエニル)フエニルピペラジン(別名ケトコナゾール)及びその製剤。ただし、(+)-アセチル-四-(バラ-[(二-R\*-四S\*)-二-(二-四-ジクロロフェニル)]-二-(イミダゾール-一一イルメチル)-一-三-ジオキソラン-四-イル)メトキシフエニル)ピペラジンとして二%以下を含有する外用剤を除く。

三の八 三-アセチル-四-(二-ヒドロキシ-三-(イソプロピルアミノ)プロポキシ)ブチラニリド(別名アセブロロール)、その塩類及びそれらの製剤

三の九 二-アセチル-七-(二-ヒドロキシ-三-イソプロピルアミノ)プロポキシベンゾフラン(別名ベフロロール)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、二-アセチル-七-(二-ヒドロキシ-三-イソプロピルアミノ)プロポキシベンゾフランとして一%以下を含有する点眼剤を除く。

三の十 一-(四-アセチルフエニルスルホニル)一-シクロヘキシルウレア(別名アセトヘキサミド)及びその製剤

四 (1) アセチルオキシクリマリン〇・二五%以下を含有する殺そ剤を除く。

四 (2) 二-アセチルラクトイルオキシエチルトリメチルアンモニウム(別名アクラトニウム)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一個中(二-アセチルラクトイルオキシエチルトリメチルアンモニウムとして五〇mg以下を含有する内用剤を除く。

五 (1) アセトアニリド〇・二五g以下を含有する牛馬用剤

五 (2) アセトアニリド八%以下を含有する軟膏

五の二 (-)-アセトアミド-ベンジル-三-メトキシプロパンアミド(別名ラコサミド)及びその製剤

五の三 二-(四-アセトキシ-二-イソプロピル-五-メチルフェノキシ)-N-N-ジメチルエチルアミン(別名モキシシリト)、その塩類及びそれらの製剤

五の四 二-アセトキシ-N-(三-(メタ-(一-ビペリジニルメチル)フエノキシ)プロピル)アセタミド(別名ロキサチジンアセタート)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、



五の四十八 四一アミノ—N—(ニ—ピリミジニル) ベンゼンスルホニアミド銀塩 (別名スルホニアミド銀塩—%以下を含有する外用剤を除く。)  
 アジアン銀) 及びその製剤。ただし、四一アミノ—N—(ニ—ピリミジニル) ベンゼンスルホニアミド銀塩—%以下を含有する外用剤を除く。  
 五の四十九 N—(三—「五—(二—アミノピリミジン—四—イル)—二—(一—ジメチルエチル)—一—三—チアゾール—四—イル)—二—フルオロフエニル)—一—六—ジフルオロベンゼンスルホニアミド (別名ダラフエニブ)、その塩類及びそれらの製剤  
 五の五十 N—(S)—【—C—(四—アミノピロロ【—・—f】)】【—・—四】トリアジン—七—イル)—二—五—アンヒドロ—D—アルトロノニトリル—六—O—イル】フエノキシホスホリル—L—アラニン—エチルブチル (別名レムデシビル) 及びその製剤。ただし、一バイアル中 N—(S)—【—C—(四—アミノピロロ【—・—f】)】【—・—四】トリアジン—七—イル)—二—五—アンヒドロ—D—アルトロノニトリル—六—O—イル】フエノキシホスホリル—L—アラニン—エチルブチルとして—〇〇mg 以下を含有する注射剤を除く。  
 五の五十一 【(一S—二R)—三—(【(四—アミノフェニル) スルホニル】(ニ—メチルプロピラゾロ【三—四—d】ピリミジン—一—イル) ピペリジン—一—イル】プロパ—二—エン—一—オノ (別名イブルチニブ) 及びその製剤  
 テトラヒドロフラン—三—イルエステル (別名 ホスアンプレナビル)、その塩類及びそれらの製剤  
 五の五十二 (一S—二R)—三—(【(四—アミノフェニル) スルホニル】(ニ—メチルプロピラゾロ【三—四—d】ピリミジン—一—イル) ピペリジン—一—イル】プロパ—二—エン—一—オノ (別名イブルチニブ) 及びその製剤  
 五の五十四 四—(八—アミノ—三—)(ニS)—一—(ブタ—二—イノイル) ピロリジン—二—イル】イミダゾ【一—五—a】ピラジン—一—イル】—N—(ピリジン—一—イル) ベンズアミド (別名アカラブルチニブ) 及びその製剤  
 五の五十五 六—アミノ—九—(ニR)—一—(ブタ—二—イノイル) ピロリジン—三—イル】—七—(四—フエノキシフェニル)—七—九—ジヒドロ—八H—ブリン—八—オン (別名チラブルチニブ)、その塩類及びそれらの製剤  
 五の五十六 四—アミノ—一—(四—ブチリルヘキサヒドロ—H—・四—ジアゼビン—一—イル)—六—七—ジメトキシキナゾリン (別名ブナゾジン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。  
 (1) 一個中四—アミノ—二—(四—ブチリルヘキサヒドロ—H—・四—ジアゼビン—一—イル)—六—七—ジメトキシキナゾリンとして六mg 以下を含有する内用剤  
 (2) 四—アミノ—二—(四—ブチリルヘキサヒドロ—H—・四—ジアゼビン—一—イル)—六—七—ジメトキシキナゾリンとして〇・五%以下を含有する内用剤  
 (3) 四—アミノ—二—(四—ブチリルヘキサヒドロ—H—・四—ジアゼビン—一—イル)—六—七—ジメトキシキナゾリンとして〇・〇%以下を含有する点眼剤  
 五の五十七 【二—(六—アミノ—九H—ブリン—九—イル) エトキシメチル】ホスホン酸ビス (二・二—ジメチルプロパン—イルオキシメチル) エステル (別名アデホビルボキシリ) 及びその製剤  
 五の五十八 N—(S)—【(一R)—一—(六—アミノ—九H—ブリン—九—イル) —一—メチルエトキシ】メチル】フエノキシホスファノイル】—L—アラニン—メチルエチル (別名テノホビル アラフエナミド)、その塩類及びそれらの製剤  
 五の五十九 (—O R)—七—アミノ—(一—フルオロ—二—一O—一六—トリメチル—一五ビス (二・二—ジメチルプロパン—イルオキシメチル) エステル (別名アデホビルボキシリ) 及びその製剤

三-h)「二・五・二」ベンゾオキサジアザシクロテトラデシン-十三カルボニトリル(別名ロルラチニブ)及びその製剤  
五の六十一 四-アミノ-五-フルオロ-〔-(二R・五S)-二-(ヒドロキシメチル)-一・三-オキサチオラン-五-イル〕ピリミジン-二-(H)-オノン(別名エムトリンシタビン)、その塩類及びそれらの製剤  
五の六十一 N-〔-(アミノ-四-フルオロフェニル)-四-(H)-オノン(別名エムトリンシタビン)、その塩類及びそれらの製剤  
五の六十二 N-〔-(アミノ-四-フルオロフェニル)-四-(H)-オノン(別名エムトリンシタビン)、その塩類及びそれらの製剤  
メチル-三-〔オルト-トリル〕-四(三H)-キナゾリノン二〇mg以下を含有する内用剤を除く。  
五の六十三 四-〔六-アミノ-一-フルオロメチル-三-(オルト-トリル)-四-(三H)-キナゾリノン(別名アフロクアロン)及びその製剤。ただし、一個中六-アミノ-二-フルオロメチル-三-〔オルト-トリル〕-四(三H)-キナゾリノン二〇mg以下を含有する内用剤を除く。  
五の六十四 (H)-〔四-アミノ-五-ヘキセン酸(別名ビガバトリン)及びその製剤  
五の六十五 四-アミノ-一-ベータ-D-アラビノフランシル-二-(H)-〔ピリミジノン-五、-(ナトリウム オクタデシル ホスファート)(別名シタラビン オクホスファート)及びその製剤  
五の六十六 二-アミノ-九-ベータ-D-アラビノフランシル-六-メトキシ-九H-〔ピリミジノン(別名ネララビン)及びその製剤  
五の六十七 四-アミノ-一-ベータ-D-リボフランシル-一・三・五-トリアジン-二-(H)-オン(別名アザシチジン)及びその製剤  
五の六十八 四-アミノ-N-〔-ベンジル-四-ピペリジル〕-五-クロロ-オルト-アニサミド(別名クレボブリド)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一個中四-アミノ-N-〔-ベンジル-四-ピペリジル〕-五-クロロ-オルト-アニサミドとして〇・六八mg以下を含有する内用剤を除く。  
五の六十九 二-〔二-アミノ-三-ベンゾイルフェニル酢酸(別名アンフエナク)、その塩類及びそれらの製剤  
五の七十 二-アミノ-三-ベンゾイルフェニル酢酸(別名アンフエナク)、その塩類及びそれらの製剤  
五の七十一 (二S)-〔二-アミノ-三-ベンゾイルフェニル〕アセトアミド(別名ネバフエナク)及びその製剤。ただし、一ml中二-(二-アミノ-三-ベンゾイルフェニル)アセトアミド一mg以下を含有するものを除く。  
五の七十二 一-〔四-アミノ-二-メチル-五-ピリミジニル〕メチル-三-(ベータクロロエチル)-三-ニトロソ尿素(別名ニムスチン)、その塩類及びそれらの製剤  
五の七十三 一-〔三-(アミノメチル)フェニル〕-N-(五-(H)-アミノ)メチル-〔二-フルオロフェニル〕〔シクロプロピルメチル〕アミノメチル-〔二-フルオロフェニル〕-三-(トリフルオロメチル)-〔二-フルオロフェニル〕-三-(トリフルオロメチル)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一カプセル中一-〔三-(アミノメチル)フェニル〕-N-(五-(H)-アミノ)メチル-〔二-フルオロフェニル〕-〔シクロプロピルメチル〕アミノメチル-〔二-フルオロフェニル〕-三-(トリフルオロメチル)として一五〇mg以下を含有するものを除く。  
五の七十四 四-アミノ-一-O-メチル葉酸(別名メソトレキセート)及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除く。  
(1) -m-中四-アミノ-一-O-メチル葉酸四五〇ng以下を含有する体外診断薬  
(2) -m-中四-アミノ-一-O-メチル葉酸一三μg以下を含有する体外診断薬

六の七十五 四アミノ—六—メトキシ—一フエニルピリダジニウム メチル硫酸塩(別名メチル硫酸アメジニウム) 及びその製剤。ただし、一錠中四アミノ—六—メトキシ—一フエニルピリダジニウム メチル硫酸塩一〇mg以下を含有するものを除く。  
 六 アミルレゾルシン  
 六の二 D—アラニル—L—アミノ—六—メトキシ—一フエニルピリダジニウム メチル硫酸塩(別名アラニルレゾルシン) フエニルアラニル—L—リジンアミド(別名ブチルモレリン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一個中D—アラニル—L—アラニル—L—リジンアミドとして九一・八二g以下を含有する注射剤を除く。  
 六の三 六—アリル—L—アミノ—五・六・七・八—テトラヒドロ—四H—チアゾロ「四・五—d」アゼピン(別名タリペキソール)、その塩類及びそれらの製剤  
 六の四 二—アリルオキシ—四—クロロ—エヌ—C—ジエチルアミノエチル—ベンズアミド、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一個中二—アリルオキシ—四—クロロ—エヌ—C—ジエチルアミノエチルとして二五mg以下を含有する内用剤及び二(二—ジエチルアルミノエチル)—ベンズアミドとして二五mg以下を含有する内用剤及び二—アリルオキシ—四—クロロ—エヌ—C—ジエチルアミノエチル)—ベンズアミドとして二—アリルオキシ—四—クロロ—エヌ—C—ジエチルアミノエチルとして二五mg以下を含有するものを除く。  
 六の五 一—(二—アリルオキシフェノキシ)—三—イソプロピルアミノ—二—プロパノール(別名オクスプレノロール)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中一—(二—アリルオキシフェノキシ)—三—イソプロピルアミノ—二—プロパノールとして四〇mg以下を含有するものを除く。  
 六の六 (—)—(六aR・九R・十aR)—七—アリル—四・六・六a・七・八・九・十・十a—オクタヒドロインドロ【四・三—f g】キノリノ—九—カルボニル】—(三—ジメチルアミノプロピル)—三—エチル尿素(別名カバベルゴリン)及びその製剤  
 六の七 (—)—(二R・九S・—二S・—三R・—四S・—七R・—八E・—二S・—三S・—四R・—五S・—七R)—七—アリル—四—ジヒドロキシ—二—T【(E)】—(二—(二R・三R・四R)—四—ヒドロキシ—三—メトキシシクロヘキシル】—メチルビニル】—三—五—ジメトキシ—三—九—二—(二七—テトラメチル—一—二—八—ジオキサ—四—アザトリシクロ【二二・三・一・〇】)オクタコサ—八—エン—二・三・一〇—一六—テトラオン(別名タクロリムス)及びその製剤  
 六の八 (—)—(四aR・七aS・八R・九cR)—二—アリル—七・七a・八・九—テトラヒドロ—三・七a—ジヒドロキシ—四aH—八・九c—イミノエタノフエナントロ【四・五—b c d】フラン—五(六H)—オン(別名ナロキソン)、その塩類及びそれらの製剤  
 六の九 一—(二—アリルフェノキシ)—三—(イソプロピルアミノ)—二—プロパノール(別名アルブレノロール)、その塩類及びそれらの製剤  
 六の十 D—アルギニル—L—アルギニル—L—プロリル—(R)—四—ヒドロキシ—L—プロリルグリシル—三—(チオフェン—二—イル)—L—アラニル—L—セリル—(R)|【(一・二・三・四—テトラヒドロイソキノリン—三—イル)カルボニル】—(二S・三aS・七aS)—(ヘキサヒドロインドリン—二—イル)カルボニル】—L—アルギニン(別名イカチバント)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一m中D—アルギニル—L—アルギニル—L—プロリル—(R)—四—ヒドロキシ—L—プロリルグリシル—三—(チオフェン—二—イル)—L—アラニル—L—セリル—(R)|—(一・二・三・四—テトラヒドロイソキノリン—三—イル)カルボニル】—(二S・三aS・七aS)—(ヘキサヒドロインドリン—二—イル)カルボニル】—(二S・三aS・七aS)|—(ヘキサヒドロイソキノリン—三—イル)カルボニル】—L—アルギニンとして一〇mg以下を含有する注射剤を除く。  
 六の十一 (—)—N—(—N—【N—N—N—(N2—アルファ—アスパルチルアルギニル】)バリル】チロジル】イソロイシル】ヒスチジル】プロリル】フエニルアラニン(別名アンギオテンシンII(ヒト型))及びその製剤



- 一タ・一七アルファ・二一トリヒドロキシ一六アルファーメチル一一四一ブレグナジエン一三・二〇一ジオン一七・二一ジオナート〇・一%以下を含有する外用剤  
 七の十八 九アルファーフルオロ一一ベータ・一七アルファ・二一トリヒドロキシ一六ベータメチルブレグナ一一四一ジエン一三・二〇一ジオン一七・二一ジブロピオン酸エステル(別名ジブロピオン酸ベタメタゾン)及びその製剤  
 七の十九 九アルファーフルオロ一一ベータ・一七・二一トリヒドロキシ一六アルファーメチル一一四一ブレグナジエン一三・二〇一ジオン一七吉草酸エステル(別名吉草酸デキサメタゾン)及びその製剤。ただし、九アルファーフルオロ一一ベータ・一七・二一トリヒドロキシ一六アルファーメチル一一四一ブレグナジエン一三・二〇一ジオン一七吉草酸エステル〇・一二%以下を含有する外用剤を除く。  
 七の二十 七アルファー「九」〔四・四・五・五・五一ベンタフルオロベンチル〕スルフニルノニルエストラ一一三・五(二〇)一トリエン一三・一七ベータジオール(別名フルベストラント)及びその製剤  
 七の二十一 アルファーメチル一五H-「二」ベンジピラノ「二・三-b」ピリジン一七酢酸(別名ブランプロフェン)及びその製剤。ただし、アルファーメチル一五H-「二」ベンジピラノ「二・三-b」ピリジン一七酢酸〇・一%以下を含有する点眼剤を除く。  
 七の二十二 アルプロスタジアルファーサイクロデキストリン包接化合物及びその製剤  
 七の二十三 アレムツズマブ及びその製剤  
 八 アンチピリン、その化合物及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。  
 (1) 一個中アミノピリンアミノピリンドラカルシウム、アミノピリングアヤコールグリセリンエーテル複合体又はジメチルアミノブロピオニルアミノアンチピリノ〇・二g  
 (2) 一個中ブチルアンチピリン〇・三g以下を含有するもの  
 (3) 一個中アンチピリン、サリチル酸アンチピリン、メチルアミノアンチピリンメタンスルホン酸若しくはその塩類、トリクロロエチルウレタンアミノピリン、ミグレニン又はイソプロピルアンチピリノ〇・五g以下を含有するもの  
 (4) 一錠中一フエニル一二・三一ジメチル一四一(フェニルメチルモルフオリノ)一メチルピラゾロン又はその塩類〇・一g以下を含有するもの  
 (5) メチルアミノアンチピリンメタンスルホン酸又はその塩類〇・七g以下を含有するもの  
 (6) アミノピリノ〇・七%以下を含有するシロツップ剤又はエリキシル剤であつて一容器中アミノピリノ〇・二g以下を含有するもの  
 (7) ニコチノイルアミノアンチピリノ及びその製剤  
 (8) (9) (10) 一片中四一アミノアンチピリノ二七m以下を含有する体外診断薬  
 一容器中四一アミノアンチピリノ六五g以下を含有する体外診断薬  
 八の二二・二一アンヒドロ一一ベータデイーアラビノフラノシルシトシン(別名アンシタビン)、その塩類及びそれらの製剤  
 八の三 イオフルパン(123-I)  
 八の四 イキセキズマブ及びその製剤  
 八の五 イサツキシマブ及びその製剤  
 八の六 イサブコナゾニウム、その塩類及びそれらの製剤であつて、イサブコナゾールとして二二mg以下を含有するもの

- 八の七 三一イソブチリル一一イソプロピルピラゾロ「二・五-a」ピリジン(別名イブジラスト)及びその製剤。ただし、一個中三一イソブチリル一一イソブチリル一一イソブチリル五-a」ピリジン一〇mg以下を含有する内用剤及び三一イソブチリル一一イソブチリル五-a」ピリジンとして〇・〇一%以下を含有する点眼剤を除く。  
 八の九 d1-1-(イソブチリルアミノ)-三一「バラ-〔一メトキシエチル〕フェノキシ」一一プロパノール(別名メトブロロール)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一個中二一イソブチリルアミノ一六一メチルヘプタン、その塩類及びそれらの製剤。ただし、二一イソブチリルアミノ一六一メチルヘプタンとして二五mg以下を含有する内用剤、二一イソブチリルアミノ一六一メチルヘプタンとして〇・三%以下を含有する内液剤及び二一イソブチリルアミノ一六一メチルヘプタンとして一%以下を含有する外用剤を除く。  
 八の十 イソブチリルブロムブチルアミド及びその製剤。ただし、一個中イソブチリルブロムブチルアミド〇・一g以下を含有するものを除く。  
 八の十一 二一イソブチリル三一メチル二一シアノ一一四一ジヒドロ一六一メチル一四一(メタニトロフェニル)一三・五一ピリジンジカルボキシラート(別名ニルバジビン)の製剤であつて、一個中五一イソブチリル三一メチル二一シアノ一一四一ジヒドロ一六一メチル一四一(メタニトロフェニル)一三・五一ピリジンジカルボキシラート四mg以下を含有する内用剤  
 十一 イソブチリルメチルピリミジルジエチルチオホスフェイト(別名ダイアジノン)及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除く。  
 (1) イソブチリルメチルピリミジルジエチルチオホスフェイト五%以下を含有する殺虫剤  
 (2) イソブチリルメチルピリミジルジエチルチオホスフェイトを紙又はフェルトに吸着させた殺虫剤であつて、一枚中イソブチリルメチルピリミジルジエチルチオホスフェイト〇・三六g以下を含有するもの  
 (3) イソブチリルメチルピリミジルジエチルチオホスフェイトをマイクロカプセル化した殺虫剤であつて、イソブチリルメチルピリミジルジエチルチオホスフェイト二三%以下を含有するもの  
 (4) イデュルスルファーゼベータ及びその製剤  
 (5) イネビリズマブ及びその製剤  
 (6) イピリムマブ及びその製剤  
 (7) イブタコパン、その塩類及びそれらの製剤  
 (8) イブリツモマブ  
 (9) チウキセタノ及びその製剤  
 (10) チル-N-「四一」(四一メチルピラジン一一イル)メチル「一三-(トリフルオロメチル)フェニル」ベンズアミド(別名ボナチニブ)又はその塩類の製剤であつて、一錠中三一(イミダゾ「一・二-b」ピリダジン-三-イル)エチニル「一四一メチル-N-「四一」(四一メチルピラジン一一イル)メチル「一三-(トリフルオロメチル)フェニル」ベンズアミドとして十五mg以下を含有するもの  
 (11) イミノジブロピルジメタンスルホネート(別名インプロスルファン)、その塩類及びそれらの製剤  
 (12) インスリン アスペルト及びその製剤

十一の十一 インスリン アスパルト（遺伝子組換え）「インスリン アスパルト後続」及 びその製剤	十一の十二 インスリン イコデク及びその製剤
十一の十三 インスリン グラルギン及びその製剤	十一の十四 インスリン グラルギン（遺伝子組換え）「インスリン グラルギン後続」及 びその製剤
十一の十五 インスリン グラルギン（遺伝子組換え）「インスリン グラルギン後続二」及 びその製剤	十一の十六 インスリン グルリジン及びその製剤
十一の十七 インスリン デグルデク及びその製剤	十一の十八 インスリン リスプロ（遺伝子組換え）「インスリン リスプロ後続」及びそ の製剤
十一の十九 インスリン リスプロ及びその製剤	十一の二十 N-「(R)-」-インダン-1-イル」プロピノン-3-アミン（別名ラサギリ ン）、その塩類及びそれらの製剤
十一の二十一 「(七-インデニルオキシ)-三-イソプロピルアミノ-」-ブロパノールの二対の 互変異性混合物（別名インデノロール）、その塩類及びそれらの製剤	十一の二十二 (H)-「(インデノ-7-イルオキシ)メチル」モルホリン（別名インデ ロキサジン）、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一個中 (H)-「(インデノ-7- イルオキシ)メチル」モルホリンとして 20 mg 以下を含有する内用剤を除く。
十一の二十三 1-(インドール-4-イルオキシ)-3-(イソプロピルアミノ)-1-ブ ロパノール（別名ピンドロール）及びその製剤	十一の二十四 (R-3-マ・5S)-「H-インドール-3-カルボン酸 八-メチル-八  アザビシクロ[3.2.-1]オクト-3-イルエステル（別名トロピセトロン）、その塩 類及びそれらの製剤
十一の二十五 インフリキシマブ及びその製剤	十一の二十六 インフリキシマブ（遺伝子組換え）「インフリキシマブ後続」及びそ の製剤
十一の二十七 インフリキシマブ（遺伝子組換え）「インフリキシマブ後続二」及びそ の製剤	十一の二十八 インフリキシマブ（遺伝子組換え）「インフリキシマブ後続三」及びそ の製剤
十一の二十九 ウステキヌマブ及びその製剤	十一の三十 ウステキヌマブ（遺伝子組換え）「ウステキヌマブ後続一」及びそ の製剤
十一の三十一 右旋性3-アセトキシ-シス-1-ニ-ジヒドロ-5-「(ジメチルアミ ノ)エチル」-2-(四-メトキシフェニル)-1-ベンゾチアゼピン-4 (五H)- オン（別名ジルチアゼム）、その塩類及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。 (1) 一錠中右旋性3-アセトキシ-シス-1-ニ-ジヒドロ-5-「(ジメチルアミ ノ)エチル」-2-(四-メトキシフェニル)-1-ベンゾチアゼピン-4 (五H) -オンとして 60 mg 以下を含有するもの (2) 一カプセル中右旋性3-アセトキシ-シス-1-ニ-ジヒドロ-5-「(ジメチルア ミノ)エチル」-2-(四-メトキシフェニル)-1-ベンゾチアゼピン-4 (五H) -オンとして 200 mg 以下を含有するもの	十一の三十二 右旋性3-アリル-「(メチルシクロペンタ-1-エン-4-オン)-1-イル 右旋性トランス-クリサンテマート及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除く。 (1) 純虫剤であつて右旋性3-アリル-2-(メチルシクロペンタ-1-エン-4-オン)-1- イル右旋性トランス-クリサンテマート〇・一三%以下を含有するエアゾール剤 (2) 右旋性3-アリル-2-(メチルシクロペンタ-1-エン-4-オン)-1-イル 右旋性 トランス-クリサンテマートを紙に吸着させた殺虫剤であつて一枚中右旋性3-アリル-1-

二-メチルシクロペンタ-1-エン-4-オン-1-イル 右旋性トランス-クリサンテ  
マート〇・〇二 g 以下を含有するもの

#### 燐煙剤

(4) 殺虫剤であつて右旋性3-アリル-2-(メチルシクロペンタ-1-エン-4-オン)-1-  
イル 右旋性トランス-クリサンテマート四%以下を含有する蒸散させて用いる液剤  
十一の三十三 右旋性3-1-7-ジメチルモルファン（別名ジメモルファン）、その塩類及  
びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 一錠又は一包中右旋性3-1-7-ジメチルモルファンとして 10 mg 以下を含有する  
もの

(2) 一カプセル中右旋性3-1-7-ジメチルモルファイナンとして〇・二五%以下を含有するシロップ剤  
十一の三十四 エキセナチド及びその製剤

(3) 右旋性3-1-7-ジメチルモルファイナンとして〇・二五%以下を含有するシロップ剤  
十一の三十五 エクリズマブ及びその製剤

(4) 右旋性3-1-7-ジメチルモルファイナンとして〇・二五%以下を含有するシロップ剤  
十一の三十六 1-3-5-(1O)-エストラトリエン-3-1-7-ベータジオール-2-  
ビス-(2-クロロエチル)-カルバメート) II-7-リン酸エステル（別名リン酸エス  
トラムスチン）、その塩類及びそれらの製剤

十一の三十七 エタネルセプト及びその製剤  
十一の三十八 エタネルセプト（遺伝子組換え）「エタネルセプト後続二」及びそ  
の製剤

十一の三十九 エタネルセプト（遺伝子組換え）「エタネルセプト後続二」及びそ  
の製剤

十二の二 N-「(三-エチニルフェニル)-1-6-7-ビス(2-メトキシエトキシ)キナゾリ  
ン-4-アミン（別名エルロチニブ）、その塩類及びそれらの製剤

十二の三 (S-4S-1O S-1E-2-R)-1-7-「(2Z)-エチリデン」-4-2  
-1-ビス(2-メチルエチル)-1-オキサ-2-1-3-ジチア-5-8-20-22-ペ  
テトラアザビシクロ[8.7.6]-トリコス-1-6-エン-3-6-9-1-9-2-ペ  
タオノ（別名ロミデブシン）の製剤であつて、1-バイアル中 (S-4S-1O S-1E-2-R)-1-7-「(2Z)-エチリデン」-4-2-1-ビス(2-メチルエチル)-1-2  
-オキサ-2-1-3-ジチア-5-8-20-23-テトラアザビシクロ[8.7.6]  
トリコス-1-6-エン-3-6-9-1-9-2-ペントオノとして 1 mg 以下を含有す  
るもの

十二の四 (1)-(5R-5aR-8aR-9S)-1-9-「(4-6-O-(R)-エチリデ  
ン)-ベータ-D-グルコピラノシリ」オキシ)-5-8-8-a-9-テトラヒドロ-1-5-  
四-ヒドロキシ-3-5-ジメトキシフェニル) フロ(3-..4..6..7)ナフト[2-  
3-d]-1-ニ-ジオキソール-6(5aH)-1-オン（別名エトボシド）及びその製剤

十二の五 (3S-4R)-1-2-エチル-4-(3H-イミダゾ「1-2-a」)ピロロ「2-  
3-e」ピラジン-1-エイル)-N-(3-2-トリフルオロエチル)ピロリジン-1-  
カルボキサミド（別名ウパダシチニブ）及びその製剤

十二の六 2-エチル-2-3-ジヒドロ-1-(四-(2-ペリジノエトキシ)アニリ  
ノ)-1-H-イソインドール-1-オン（別名エトミドリン）及びその製剤。ただし、一錠  
中「1-エチル-2-3-ジヒドロ-1-(四-(2-ペリジノエトキシ)アニリノ)-1-  
H-イソインドール-1-1-オンとして 3 mg 以下を含有するものを除く。

十二の七 2-エチル-3-ジフェニル-1-プロペニルアミン（別名エチフェルミン）、  
その塩類及びそれらの製剤

十二の八 九—エチル—六・六—ジメチル—八—「四—（モルホリン—四—イル）」ピペリジン—一—イール—一—オキソ—六—一—ジヒドロ—五H—ベンゾ「b」カルバゾール—三—カルボニトリル（別名アレクチニブ）、その塩類及びそれらの製剤  
 十二の九 三—エチルチオ—一〇—〔三、一—（一、一メチルビペラジノ）〕—プロピル—一フエチアジン（別名エチルペラジン）、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中三—エチルチオ—一〇—〔三、一—（一、一メチルビペラジノ）〕—プロピル—一フエチアジンとして六・五mg以下を含有するものを除く。  
 十二の十 二—（四—エチル—一—ビペラジニル）—四—（四—フルオロフェニル）—五・六・七・八・九・一〇—ヘキサヒドロシクロオクタ「b」ピリジン（別名プロナンセリン）及びその製剤  
 十二の十一 N—〔五—〔四—エチルビペラジン—一—イル〕〕メチル〕ピリジン—一—イル〕—五—フルオロ—四—〔四—フルオロ—一—メチル—一—（一、一メチルエチル）〕—H—ベンズイミダゾール—六—イール〕ピリミジン—一—アミン（別名アベマシクリブ）及びその製剤  
 十二の十二 一—エチル—三—ピペリジル—ジフェニルアセテート（別名ピペリドレート）、その塩類及びそれらの製剤  
 十二の十三 一—エチル—三—ピペリジルベンジレートメチルブロミド及びその製剤。ただし、一錠中一—エチル—三—ピペリジルベンジレートメチルブロミド五mg以下を含有するものを除く。  
 十二の十四 (H)—N—〔一—エチル—一—ピロリジニル〕メチル〕—五—エチルスルホニル—オルト—アニスマミド（別名スルトブリド）、その塩類及びそれらの製剤  
 十二の十五 一—（エチルスルホニル）—三—〔四—（七H—ピロロ〔二、三—d〕〕ピリミジン—一—イール〕—H—ピラゾール—一—イール〕アゼチジン—三—イール〕アセトニトリル（別名バリシチニブ）及びその製剤  
 (1) エチルホスホラミドチオン酸 O—〔(E)—二—イソプロポキシカルボニル—一—メチルビニル〕O—メチルエステル（別名プロペタンホス）及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除く。  
 (2) エチルホスホラミドチオン酸 O—〔(E)—二—イソプロポキシカルボニル—一—メチルビニル〕O—メチルエステル〔O—〔(E)—二—イソプロポキシカルボニル—一—メチルビニル〕O—メチルエステル〕O—〔(E)—二—イソプロポキシカルボニル—一—メチルビニル〕O—メチルエステルをマイクロカプセル化した殺虫剤であつて、エチルホスホラミドチオン酸 O—〔(E)—二—イソプロポキシカルボニル—一—メチルビニル〕O—メチルエステル及びその製剤  
 (2) エチルホスホラミドチオン酸 O—〔(E)—二—イソプロポキシカルボニル—一—メチルビニル〕O—メチルエステルをマイクロカプセル化した殺虫剤であつて、エチルホスホラミドチオン酸 O—〔(E)—二—イソプロポキシカルボニル—一—メチルビニル〕O—メチルエステル（別名グリメピリド）及びその製剤  
 十二の十七 一—〔四—〔二—〔三—エチル—四—メチル—一—オキソ—三—ピロリン—一—カルボキサミド〕〕エチル〕—H—ピラゾール—三—（トランス—四—メチルシクロヘキシル）ウレア（別名グリメピリド）及びその製剤  
 十二の十八 N—エチル—N—メチルカルバミン酸三—〔(—S)〕—一—（ジメチルアミノ）エチル〕フエニルエステル（別名リバスクグミン）の製剤であつて一枚中N—エチル—N—メチルカルバミン酸三—〔(—S)〕—一—（ジメチルアミノ）エチル〕フエニルエステル一八mg以下を含有する貼付剤  
 十二の十九 四—エチル—一—メチル—三—ピペリジノプロピオフエノン（別名エペリゾン）、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一個中四—エチル—一—メチル—三—ピペリジノプロピオフエノンとして五〇mg以下を含有する内用剤及び四—エチル—一—メチル—三—ビペリジノプロピオフエノンとして一〇%以下を含有する顆粒剤を除く。  
 十二の二十 エチル〔二E・四E・六E・八E〕—九—〔四—メトキシ—二、三、六—トリメチルフェニル〕—三、七—ジメチル—四、六、八—ノナテトラエノアート（別名エトナート）及びその製剤

十二の二十一 六—エチル—三—〔三—メトキシ—四—〔四—（四—メチルビペラジン—一—イル）〕ピペリジン—一—イル〕〕アミノ〕—五—〔オキサン—四—イル〕アミノ〕ピラジン—一—カルボキサミド（別名ギルテリチニブ）、その塩類及びそれらの製剤  
 十二の二十二 一—エチル—四—〔一モルホリノエチル〕—三、三—ジフェニル—一—ピロリジノン（別名ドキサブラン）、その塩類及びそれらの製剤  
 十二の二十三 一、一—エチレンジ—四—イソブロキシカルボニルオキシメチル—三、五—ジオキソビペラジン（別名ソブゾキサン）及びその製剤  
 十二の二十四 二、二—（エチレンジイミノ）—ジ—一—ブタノール（別名エタンブトール）、その塩類及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。  
 (1) 二、二—（エチレンジイミノ）—ジ—一—ブタノールとして〇・一%以下を含有する体外診断薬  
 (2) 一片中二、二—（エチレンジイミノ）—ジ—一—ブタノールとして二五、六mg以下を含有する体外診断薬  
 十二の二十五 N、N—〔一、二—エチレン〕ビス—L—シスステインジエチルエステル、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一バイアル中N、N—〔一、二—エチレン〕ビス—L—シスステインジエチルエステル二塩酸塩として〇・九mg以下を含有する注射剤を除く。  
 十二の二十六 エチレンビス〔ビス〔二—エトキシエチル〕ホスファイン〕（別名テロホスミン）、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一バイアル中エチレンビス〔ビス〔二—エトキシエチル〕ホスファイン〕として〇・一三mg以下を含有する注射剤を除く。  
 十二の二十七 一—〔二—エトキシエチル〕—二—〔ヘキサヒドロ—四—メチル—一、四—ジアゼピン—一—イル〕ベンズイミダゾール（別名エメダスチン）、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一カプセル中一—〔二—エトキシエチル〕—二—〔ヘキサヒドロ—四—メチル—一、四—ジアゼピン—一—イル〕ベンズイミダゾールとして一、四mg以下を含有するもの及び一枚中一—〔二—エトキシエチル〕—二—〔ヘキサヒドロ—四—メチル—一、四—ジアゼピン—一—イル〕ベンズイミダゾールとして四、五三mg以下を含有する貼付剤を除く。  
 十二の二十八 二—〔四—〔二—〔四—〔二—〔二—エトキシエチル〕—一H—ベンズイミダゾール—一—イル〕〕ピペリジン—一—イル〕〕エチル〕フエニル〕—二—メチルブロパン酸（別名ビラスチン）及びその製剤。ただし、一錠中二—〔四—〔二—〔四—〔二—エトキシエチル〕—一H—ベンズイミダゾール—一—イル〕〕ピペリジン—一—イル〕〕エチル〕フエニル〕—二—メチルブロパン酸として二十mg以下を含有するものを除く。  
 十二の二十九 (+)—〔(—S・六R)〕—六—〔(S)〕—一—〔エトキシカルボニル〕—三—フエニルブロビル〔アミノ〕—五—オキソ—一—〔二—エニル〕ペルヒドロ—一、四—チアゼピン—一—イル〕酢酸（別名テモカブリル）、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中(+)—〔(—S・六R)〕—六—〔(S)〕—一—〔エトキシカルボニル〕—三—フエニルブロビル〔アミノ〕—五—オキソ—一—〔二—エニル〕ペルヒドロ—一、四—チアゼピン—一—イル〕酢酸として三、七二mg以下を含有するものを除く。  
 十二の三十 (—)—〔(—S・九S)〕—九—〔(—S)〕—一—〔エトキシカルボニル〕—三—フエニルブロビル〔アミノ〕オクタヒドロ—一〇—オキソ—六H—ピリダジノ〔一、二—a〕—〔一、二—b〕ジアゼピン—一—カルボン酸（別名シラザブリル）及びその製剤。ただし、一錠中(—)〔(—S・九S)〕—九—〔(—S)〕—一—〔エトキシカルボニル〕—三—フエニルブロビル〔アミノ〕オクタヒドロ—一〇—オキソ—六H—ピリダジノ〔一、二—a〕—〔一、二—b〕ジアゼピン—一—カルボン酸一mg以下を含有するものを除く。  
 十二の三十一 (+)—〔(S)〕—一—〔(S)〕—N—〔(S)〕—一—〔エトキシカルボニル〕—三—フエニルブロビル〔アラニル〕—一、二、三、四—テトラヒドロイソキノリン—三—カルボン酸（別名キナブリル）、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中(+)—〔(S)〕—二

一「〔S〕—N—〔(S)〕—エトキシカルボニル—三フエニルプロピル」アラニル」—一・二・三・四—テトラヒドロイソキノリン—三カルボン酸として $20\text{ mg}$ 以下を含有するものを除く。

十二の三十二 (H) —「一—四—(三—エトキシ—二—ヒドロキシプロポキシ)フエニルカルバモイル」エチルジメチルスルホニウム酸スプラタスト及びその製剤。ただし、一カブセル中 (H) —「一—四—(三—エトキシ—二—ヒドロキシプロポキシ)フエニルカルバモイル」エチルジメチルスルホニウム酸塩 $100\text{ mg}$ 以下を含有するもの及び (H) —「一—四—(三—エトキシ—二—ヒドロキシプロポキシ)フエニルカルバモイル」エチルジメチルスルホニウム酸 $5\%$ 以下を含有するシロップ剤を除く。

十二の三十三 (十) —〔S〕—「一—エトキシ—四—〔二—三—メチル—一—(二—ビペリジノフエニル)ブチルアミノ〕—〔一—オキソエチル〕安息香酸(別名レバグリニド)及びその製剤

十二の三十四 四—エトキシ—二—メチル—五—モルホリノ—三 (H) —ピリダジノン(別名エモルファゾン)及びその製剤。ただし、一錠中四—エトキシ—二—メチル—五—モルホリノ—三 (H) —ピリダジノン $20\text{ mg}$ 以下を含有するものを除く。

十二の三十五 N —「〔二—〔一—(二—エトキシ—四—メトキシ)エニル〕—〔二—(メチルスルホニル)エチル〕—〔一—三—ジオキソ—二—三—ジヒドロ—一H—イソイントール—四—イル〕アセトアミド(別名アブレミラスト)及びその製剤

十二の三十六 エヌ—イソプロピル—四—〔二—メチルヒドラジノメチル〕ベンズアミド(別名プロカルバジン)、その塩類及びそれらの製剤

十二の三十七 エヌ—〔二—エチル—二—ピロリジニル〕メチル—〔一—メトキシ—五—スルファモイルベンズアミド(別名スルピリド)及びその製剤。ただし、一錠、一カブセル又は一包中エヌ—〔二—エチル—二—ピロリジニル〕メチル—〔一—メトキシ—五—スルファモイルベンズアミドとして $50\text{ mg}$ 以下を含有するものを除く。

十二の三十八 エヌ—エヌ—〔二—エチル—二—ピロリジルジフエニルグリコートエチルブロミド(別名臭化ベンジロニウム)及びその製剤。ただし、一錠又は一カブセル中エヌ—エチル—三—ピロリジルジフエニルグリコロートエチルブロミド $10\text{ mg}$ 以下を含有するものを除く。

十二の三十九 エヌ—エヌ—ジスチルビグアナイド(別名ジスチルビグアナイド)、その塩類及びそれらの製剤

十二の四十 エヌ—エヌ—ジメチル—ベータ—(パラ—ブロムアニリノ)—プロピオンアミド(別名ブロマニルプロミド)及びその製剤。ただし、一錠又は一カブセル中エヌ—エチル—三—ピロリジルジフエニルメチル—アミノエタノール及びその注射剤

十二の四十二 エヌ—エヌ—ビス—〔ベータ—クロルエチル〕—エヌ—プロピレン—リン酸エヌ—エヌ—ジアミド(別名シクロホスファミド)及びその製剤

十二の四十三 エヌ—〔四—クロルベンゼンスルホニル〕—エヌ—ピロリジノウレア(別名ガストリン)及びその製剤

十二の四十五 エヌ—三級ベンチールオキシカルボニル—エル—トリプトフィル—エル—メチオニル—エル—アスペルチル—エル—フェニルアラニンアミド(別名ベントガリクロヘプタジエン)及びその製剤

十二の四十六 エヌ—〔二—ジエチルアミノエチル〕—〔一—(四—クロロフェノキシ)アセタミドと四—ブチル—一—ジフェニル—三—五—ピラゾリジンジオン等のモル結合体(別名クロフェゼン)及びその製剤

十三 エヌ—(ジメチルアミノプロピル)—ジベンゾジヒドロアゼピン、その塩類及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 一個中エヌ—(ジメチルアミノプロピル) —ジベンゾジヒドロアゼピンとして $15\text{ mg}$ 以下を含有する内用剤

(2) エヌ—(ジメチルアミノプロピル)—ジベンゾジヒドロアゼピンとして $100\text{ mg}$ 以下を含有する体外診断薬

十三の八 エヌ—ブチルビグアナイド(別名ブチルビグアナイド)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

十三の九 エヌ—ベンジル—エヌ—エヌ—ジメチルグリコロアミド(別名ベタニジン)、その塩類及びそれらの製剤

十三の十 エヌ—メチルアミノプロピルジベンゾジヒドロアゼピン、その塩類及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 一個中エヌ—メチルアミノプロピルジベンゾジヒドロアゼピンとして $25\text{ mg}$ 以下を含有する内用剤

(2) エヌ—メチルアミノプロピルジベンゾジヒドロアゼピンとして $100\text{ mg}$ 以下を含有する体外診断薬

十三の十一 エヌ—メチル—三—〔一—六—ジベンゾ〔a・d〕シクロヘプタジエニリデン〕プロピルアミン(別名ノルトリップチリン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、エヌ—メチル—三—〔一—六—ジベンゾ〔a・d〕シクロヘプタジエニリデン〕プロピルアミンとして $100\text{ mg}$ 以下を含有するもの及び

十三の十二 一—(四—エヌメチルピリジリデン)—〔二—三—六—七—ジベンゾクロヘプタジエン(別名サイクロヘプタジエン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中一—(四—エヌメチルピリジリデン)—〔二—三—六—七—ジベンゾクロヘプタジエンとして $100\text{ mg}$ 以下を含有するもの及び

六—七—ジベンゾシクロヘプタジエンとして $100\text{ mg}$ 以下を含有するシロップ剤を除く。

十三の十三 エヌ—〔五—〔二—メトキシエトキシ〕—〔一—ピリミジニル〕ベンゼンスルホニアミド(別名グリミジン)、その塩類及びそれらの製剤

十三の十四 エピナスチン、その塩類及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

一個中エピナスチンとして一七・四五mg以下を含有するもの

一mL中エピナスチンとして一・七四五mg以下を含有する内用液剤

(3) (2) (1)

一g中エピナスチンとして八・七二mg以下を含有する内用剤であつて一容器中エピナ

スチンとして二・一八g以下を含有するもの

(4) エピナスチン塩酸塩として〇・五%以下を含有する外用剤

十三の十五 エフガルチギモドアルファ及びその製剤

十三の十六 エブコリタマブの製剤であつて、一バイアル中エブコリタマブとして四八mg以

下を含有するもの

十三の十七 エボカルセトの製剤であつて、一個中エボカルセトとして四mg以下を含有する

もの

十三の十八 (五R) -四・五-エボキシ-三-ヒドロキシ-一七-メチルモルヒナン-六-

オノ(別名ヒドロモルファン)又はその塩類の製剤であつて、一個中(五R) -四・五-エ

ボキシ-三-ヒドロキシ-一七-メチルモルヒナン-六-オノとして二四mg以下を含有す

るもの及び一バイアル中(五R) -四・五-エボキシ-三-ヒドロキシ-一七-メチルモル

ヒナン-六-オノとして二〇mg以下を含有するもの

十三の十九 エラスター-ゼ、エラスター-ゼに添加剤を加えたもの及びそれらの製剤。ただし、

一個中エラスター-ゼとして一二mg以下を含有する内用剤を除く。

十三の二十 (H) -エリトロ-一-(バラ-ヒドロキシフエニル)-二-(バラ-ヒドロキシフエニル)-二-(バラ-ヒドロバノール)(別名リトドリン)、その塩類及び

ドロキシフエニル)エチルアミノ)-一-プロバノール(別名リトドリン)、その塩類及び

それらの製剤。ただし、一個中(H) -エリトロ-一-(バラ-ヒドロキシフエニル)-二-

-二-(バラ-ヒドロキシフエニル)エチルアミノ)-一-プロバノールとして五mg以

下を含有する内用剤を除く。

十三の二十一 エルースバラギンアミドヒドロラーゼ(別名エルースバラギナーゼ)及び

その製剤

十三の二十二 エルカトニン及びその製剤

十三の二十三

エル-三(二-ヒドロキシ-一-メチル-二-フエニルエチル)アミノ)-

三-メトキシプロピオフェノン(別名オキシフエドリン)、その塩類及びそれらの製剤。

ただし、一錠中エル-三(二-ヒドロキシ-一-メチル-二-フエニルエチル)アミノ)

-一-メトキシプロピオフェノンとして八mg以下を含有するものを除く。

十三の二十四 エルラナタマブ及びその製剤

十三の二十五 エロスルフアーゼ アルファ及びその製剤

十三の二十六 エロツズマブ及びその製剤

十三の二十七 塩化(二RS) -二-アセトキシ-*N*-*N*-トリメチルプロピルアミニウム(別名メタコリン塩化物)であつて、一バイアル中塩化(二RS) -二-アセトキシ-

*N*-*N*-トリメチルプロピルアミニウムとして一〇〇mg以下を含有する製剤。

十三の二十八 塩化三・七-ビス(ジメチルアミノ)フエノチアジン-五-イウム(別名メチルオニニウム)の製剤であつて、一アンプル中塩化三・七-ビス(ジメチルアミノ)フエ

ノチアジン-五-イウムとして五〇mg以下を含有する注射剤

十三の二十九 エンシトレルビル フマル酸及びその製剤

十三の三十 エンド-三・九-ジメチル-三・九-ジアザビシクロ(三・三・一)ノン-一七-

イル-一H-一インダゾール-三-カルボキシアミド(別名インジセトロン)、その塩類及び

それらの製剤

十三の三十一 エンホルツマブ ベドチン及びその製剤

十三の三十二 オキシブチニン、その塩類及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

一個中オキシブチニン塩酸塩として三mg以下を含有する内用剤

一枚中オキシブチニン塩酸塩として七三・五mg以下を含有する貼付剤

(3) (2) (1)

一g中オキシブチニン塩酸塩として二〇〇mg以下を含有するローション剤

十三の三十三 五一オキソ-レ-プロリル-レ-ヒスチジル-レ-トリプトフィル-レ-セリ

ル-レ-チロジル-〇-第三ブチル-*D*-セリル-レ-ロイシル-レ-アルギニル-*N*-エ

チル-レ-プロリンアミド(別名ブセレリン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、次に

掲げるものを除く。

五一オキソ-レ-プロリル-レ-ヒスチジル-レ-トリプトフィル-レ-セリル-レ-

チロジル-〇-第三ブチル-*D*-セリル-レ-ロイシル-レ-アルギニル-*N*-エチル-

レ-プロリンアミドとして〇・一五%以下を含有する点鼻剤

十三の三十四 一一(五一オキソ-レ-プロリル-レ-ヒスチジル-レ-トリプトフィル-レ-

セリル-*L*-チロシン-〇-第三ブチル-*D*-セリル-レ-ロイシル-レ-アルギニル-

レ-プロリル)セミカルバジド(別名ゴセレリン)、その塩類及びそれらの製剤

十三の三十五 (一)-五-オキソ-レ-プロリル-レ-ヒスチジル-レ-トリプトフィル-

レ-セリル-レ-チロシン-〇-(二-ナフチル)-*D*-アラニル-レ-ロイシル-レ-アルギニル-

レ-プロリルグリシンアミド(別名ナフアレリン)、その塩類及びそれらの製剤

十三の三十六 五一オキソ-レ-プロリル-レ-ヒスチジル-レ-トリプトフィル-レ-セリ

ル-レ-チロシン-*L*-ロイシル-レ-ロイシル-レ-アルギニル-*N*-エチル-*L*-プロ

リンアミド(別名リュープロレン)、その塩類及びそれらの製剤

十三の三十七 一二・四・五・六・七・八・八-オクタヒドロ-二-三-三a・四・七・七

a-ヘキサヒドロ-四・七-メタノイソニデン(別名クロルデニ)及びこれを含有する製剤。

ただし、一・二・四・五・六・七・八・八-オクタヒドロ-二-三-三a・四・七・七a-

ヘキサヒドロ-四・七-メタノイソニデン(別名クロルデニ)及びこれを含有するものを除く。

十四の二 (一) (オクタヒドロ-二-アゾシニル)-エチル-一グアニジン、その塩類及びそれらの製剤

十四の三 オゾラリズマブ及びその製剤

十四の四 オビヌツズマブ及びその製剤

十四の五 オファツムマブ及びその製剤

十四の六 オマリズマブ及びその製剤

十四の七 (一)-(R)-五-二-(二-オルト-エトキシフエノキシ)エチル-アミ

ノ-プロピル-二-メトキシベンゼンスルホニアミド(別名タムスロシン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一個中(一)-(R)-五-二-(二-オルト-エトキシフエノキシ)エチル-アミノ-プロピル-二-メトキシベンゼンスルホニアミドとして

〇・一八mg以下を含有する内用剤を除く。

十四の八 二-オルト-クロルフエニル-二-メチルアミノシクロヘキサン(別名ケタミ

ン)、その塩類及びそれらの製剤

十四の九 五一(オルト-クロロベンジル)-四・五・六・七-テトラヒドロチエノ(三・二

-C) ピリジン(別名チクロビジン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一個中五一(オルト-クロロベンジル)-四・五・六・七-テトラヒドロチエノ(三・二-C) ピリジンと

して一〇〇mg以下を含有する内用剤を除く。

十四の十 オルト-((三-ニトロロール)-カルボキシプロポキシ)ベンゾニトリル(別名ブニトロロール)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中オルト-((三-ニトロ



二十三の二、二、一、クロル、一、四、メチルピラジノジベンゾ「b・f」、一、四、チアゼピン（別名クロチアピン）及びその製剤

二十四の二、一、一、四、二、一、（五、クロル、一、メトキシベンズアミド）エチル、フエニルスルホニル、一、三、シクロヘキシルウレア（別名グリベングラミド）及びその製剤

二十四の三、二、クロロ、一、アルファー（二、ジメチルアミノエチル）ベンズヒドロール（別名クロフェダノール）、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中二、クロロ、一、アルファー（二、ジメチルアミノエチル）ベンズヒドロールとして二、五mg以下を含有するもの及び二、クロロ、一、アルファー（二、ジメチルアミノエチル）ベンズヒドロールとして四、二%以下を含有する顆粒剤を除く。

二十四の四、五、クロロ、一、四、（二、イミダゾリン、二、イル）アミノ、一、二、一、三、ベンゾチアジアゾール（別名チザニジン）、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一個中五、クロロ、一、四、（二、イミダゾリン、二、イル）アミノ、一、二、一、三、ベンゾチアジアゾールとして一、mg以下を含有する内用剤及び五、クロロ、一、四、（二、イミダゾリン、二、イル）アミノ、一、二、一、三、ベンゾチアジアゾールとして〇、二%以下を含有する顆粒剤を除く。

二十四の五、（H）、一、三、（二、クロロエチル）一、二、（（二、クロロエチル）アミノ）、一、テトラヒドロ、一、H、一、三、二、オキサザホスホリン、一、オキシド（別名イホスファミド）及びその製剤

二十四の六、（H）、一、三、クロロ、一、五、（三、（二、オキソ、一、二、三、五、六、七、八、八、a、オクタヒドロイミダゾ、「一、二、a」ビリジン、三、スピロー、四、一、ビペリジン）プロピル）、一、〇、一、ジヒドロ、五、H、ジベンズ「b・f」アゼピン（別名クロスピラミン）、その塩類及びそれらの製剤

二十四の七、五、クロロ、一、（二、オキソ、一、ベンズイミダゾリノン（別名ドンペリドン）及びその製剤。ただし、一個中五、クロロ、一、（二、オキソ、一、ベンズイミダゾリニル）プロピル）、一、四、一、ビペリジル）、一、二、ベンズイミダゾリノン、%以下を含有する内用剤及び一個中

五一、クロロ、一、（二、（三、（二、オキソ、一、ベンズイミダゾリニル）プロピル）、一、四、一、ビペリジル）、一、二、ベンズイミダゾリノン、〇、mg以下を含有する坐剤を除く。

二十四の八、ハ、クロロ、一、六、（オルト、フルオロフエニル）、一、メチル、四、H、イミダゾ、「一、五、a」、「一、四」ベンゾジアゼピン（別名ミダグラム）及びその製剤。ただし、ハ、クロロ、一、六、（オルト、フルオロフエニル）、一、メチル、四、H、イミダゾ、「一、五、a」、「一、四」ベンゾジアゼピン〇、%以下を含有する注射剤及び口腔用液剤を除く。

二十四の九、クロロキン、その塩類及びそれらの製剤

二十四の十、N、（二、S）一、一、（三、（二、クロロ、一、シアンノフエニル）一、H、ピラゾール、一、一、イル」プロパン、二、イル）、一、H、ヒドロキシエチル）、一、H、ピラゾール、一、三、カルボキサミド（別名ダロルタミド）及びその製剤

二十四の十一、七、クロロ、一、（二、（エチルアミノ）エチル）、一、五、（二、フルオロフエニル）、一、H、一、四、ベンゾジアゼピン、（三、H）、一、オノ（別名フルラゼパム）、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一カプセル中七、クロロ、一、（二、（エチルアミノ）エチル）、一、五、（二、フルオロフエニル）、一、H、一、四、ベンゾジアゼピン、（三、H）、一、オノとして一、mg以下を含有するものを除く。

二十四の十二、二、一、クロロ、一、（二、ジエチルアミノメチル）、一、イミダゾリル）、一、五、ニトロベンゾフエノン（別名ニゾフエノン）、その塩類及びそれらの製剤

二十四の十三、（一）、（S）、一、六、クロロ、一、（シクロブロピルエチニル）、一、四、ジヒドロ、一、（トリフルオロメチル）、一、H、一、三、一、ベンゾキサジン、一、オノ（別名エアビレンツ）及びその製剤

二十四の十四、四、（三、クロロ、一、四、「（シクロブロピルカルバモイル）アミノ」フエノキシ）、一、七、メトキシキノリン、一、六、カルボキサミド（別名レンバチニブ）、その塩類及びそれらの製剤

二十四の十五、六、クロロ、一、五、シクロヘキシル、一、インダンカルボン酸（別名クリダナク）及びその製剤

二十四の十六、七、クロロ、一、二、三、ジヒドロ、一、オキソ、五、フエニル、一、H、一、四、ベンゾジアゼピン、一、三、カルボン酸（別名クロラゼブ酸）、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一カプセル中七、クロロ、一、三、ジヒドロ、一、オキソ、五、フエニル、一、H、一、四、ベンゾジアゼピン酸として七、五mg以下を含有するものを除く。

二十四の十七、（Z）、一、四、クロロ、一、二、ジヒドロ、一、オキソ、五、フエニル、一、H、一、四、「（Z）」N、N、ジメチルエチルアミン（別名トレミフエン）その塩類及びそれらの製剤

二十四の十八、二、クロロ、一、（二、ジメチルアミノエトキシ）ジベンゾ「b・f」チエビン（別名ゾテビン）及びその製剤

二十四の十九、二、クロロ、一、二、デオキシアデノシン（別名クラドリビン）及びそれらの製剤

二十四の二十、二、クロロ、一、九、（二、デオキシ、二、フルオロ、一、ベータ、D、アラビノフルノシリル）、一、九、H、プリン、一、六、アミン（別名クロアラビン）及びその製剤

二十四の二十一、二、クロロ、一、五、（H、テトラゾール、五、イル）、一、N、（二、テニル）スルファニルアミド（別名アゾセミド）及びその製剤。ただし、一個中二、クロロ、一、（H、テトラゾール、五、イル）、一、N、（二、テニル）スルファニルアミド、六〇mg以下を含有する内用剤を除く。

二十四の二十二、二、クロロ、一、二、二、二、トリフルオロエチルジフルオロメタタンスルホニルアミノ安息香酸（メチルエヌフルラン）及びその製剤

二十四の二十三、二、クロロ、一、二、二、トリフルオロエチルジフルオロメタタンスルホニルアミノ安息香酸（別名エンフルラン）及びその製剤

二十四の二十四、五、クロロ、一、トリフルオロメタタンスルホニルアミノ安息香酸（メチルエヌフルメト）及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 殺虫剤であつて一、mL中五、クロロ、一、トリフルオロメタタンスルホニルアミノ安息香酸（メチルエヌフルメト）及びその製剤

(2) 殺虫剤であつて五、クロロ、一、トリフルオロメタタンスルホニルアミノ安息香酸（メチルエヌフルエヌフルメト）及びその製剤

二十四の二十五、四、（四、（三、（四、（二、クロロ、一、三、トリフルオロメチルフエニル）ウレイド）フエノキシ）、一、N、メチルエヌフルメト）及びその製剤

二十四の二十六、四、（四、（（四、（二、クロロ、一、三、（トリフルオロメチル）フエニル）カルボモイル）アミノ）、一、三、フルオロエノキシ）、一、N、メチルエヌフルメト）及びその製剤

二十四の二十七、N、（四、（（五、R、S）、一、七、クロロ、一、五、ヒドロキシ、一、三、四、五、テトラヒドロ、一、H、ベンゾ「b」アゼピン、一、カルボニル）、一、三、メチルフエニル）、一、メチルベンズアミド（別名トルバブタン）及びその製剤

二十四の二十八、六、クロロ、一、四、ヒドロキシ、一、メチル、N、（二、ピリジル）、一、H、チエノ（二、三、e）、一、二、チアジン、一、カルボキサミド、一、ジオキシド（別名ロルノキシカム）及びその製剤

二十四の二十九、二、クロロ、一、（一、ピラジニル）ジベンゾ「b・f」（一、四、オキサゼピン（別名アモキサゼピン）及びその製剤

二十四の三十 八—クロロ—十一—(ペベリジン—四—イリデン)—六・十一—ジヒドロ—五  
H—ベンゾ【五・六】シクロヘプタ【一・二—b】ペリジン(別名デスロラタジン)及びその製剤。ただし、一錠中八—クロロ—十一—(ペベリジン—四—イリデン)—六・十一—ジヒドロ—五 H—ベンゾ【五・六】シクロヘプタ【一・二—b】ペリジンとして五 mg 以下を含有するものを除く。

二十四の三十一 四—【二】—(四—クロロフエニル)—四・四—ジメチルシクロヘキサ—エニン—エーン—エイル】—N—【三】ニトロ—四—【(オキサン—四—イル)メチル】アミノ】フエニル】スルホニル】—【—H—ビロロ【二・三—b】ビリジン—五—イル】オキシ】ベンズアミド(別名ベネトクラクス)及びその製剤

二十四の三十二 一—(四—クロロフエニル)—【—三—ジメチル—四—ジメチルアミノ—二】ブタノール(別名クロブチノール)、その塩類及びそれらの製剤

二十四の三十三 (十) —(S) —【—(二—クロロフエニル)】—【—(四—五・六・七—テトラヒドロチエノ【三・二—c】ピリジン—五—イル】酢酸】メチルエステル(別名クロピドグレル)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中(十) —(S) —【—(二—クロロフエニル)】—【—(四—五・六・七—テトラヒドロチエノ【三・二—c】ピリジン—五—イル】酢酸】メチルエステルとして七十五 mg 以下を含有するものを除く。

二十四の三十四 【五—(三—クロロフエニル)】—【—ヒドロキシピリジン—二—カルボキシリジン—三—カルボニル】—【—四—ジフルオロフエニル】プロパン—【—スルホニアミド(別名ベムラフエニブ)】及びその製剤

二十四の三十五 N—【三】—【五—(四—クロロフエニル)】—H—ヒドロ】—【—H—ビロロ】アミド】酢酸(別名バダデュスタット)及びその製剤

二十四の三十六 (H) —【—(四—【四—クロロフエニル】フエニルメチル】】—【—ピベラジニル】エトキシ酢酸(別名セチリジン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一個中(H)酸として八・四三 mg 以下を含有するもの及び一容器中(H) —【—(四—【四—クロロフエニルメチル】】—【—ピベラジニル】エトキシ酢酸として一・〇六 g 以下を含有するものを除く。

二十四の三十七 二—【—(四—【R】】—H—【—(四—クロロフエニル)】フエニルメチル】】ピペラジン—【—イル】エトキシ酢酸(別名レボセチリジン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中二—【—(四—【R】】—H—【—(四—クロロフエニル)】フエニルメチル】】ピペラジン—【—イル】エトキシ酢酸二—塩酸塩五 mg 以下を含有するものを除く。

二十四の三十八 一—(四—クロロフエニル)】—【—(四—【R】】—H—【—(四—クロロフエニル)】フエニルメチル】】ピグアニド(別名ログアニル)の製剤であつて、一錠中一—(四—クロロフエニル)】—【—(四—メチルエチル)】ビグアニド塩酸塩として一〇〇 mg 以下を含有する内用剤

二十五 クロロブタノール

二十五の二 【E】—N—【四—(三—クロロ—四—フルオロアミニノ)】—七—【(三)S】—【—(オキソラン—三—イル】オキシ】キナゾリン—六—イル】—【—(ジメチルアミノ)】ブタニ—エナミド(別名アフアチニブ)、その塩類及びそれらの製剤

二十五の三 【E】—N—【四—【(三—クロロ—四—フルオロフエニル)】アミノ】—【—メチル】トキシキナゾリン—六—イル】—【—(ペベリジン—一—イル】ブタ—エーンアミド(別名ダコミチニブ)及びその製剤

二十五の四 六—【(三—クロロ—一—フルオロフエニル)】メチル】—【—(【(S)】—【—ヒドロキシ—三—メチルブタン—一—イル】】—【—メトキシ—四—オキソ】—【—ジヒドロキノリン—三—カルボン酸(別名エルビテグラビル)及びその製剤

二十五の五 N—【(三—クロロ—四—フルオロフエニル)】—【—メトキシ—六—【—(モルホリン—四—イル】ブロボキシ】キナゾリン—四—アミン(別名ゲフィチニブ)及びその製剤

二十五の六 二—【—クロロ—九—フルオロ—一—ベータ・一七—ジヒドロキシ—六ベータ—メチル】—【—四—ブレグナジエン—三・二〇—ジオン】一七—プロピオナート(別名プロピオニ酸クロベタゾール)及びその製剤

二十五の七 二—【—クロロ—九—フルオロ—一—ベータ—ヒドロキシ—六アルファ・一七アルファ—イノプロピリデンジオキシ】—【—ブレグネン—三・二〇—ジオン(別名ハルシノード)】及びその製剤

二十五の八 N—【三—クロロ—四—【(三—フルオロベンジル】オキシ】フエニル】—【—H—ビロロ【五】—【—(メチルスルホニル】エチル】アミノ】メチル】フラン—【—イル】キナゾリン—【—アミン(別名ラバチニブ)】、その塩類及びそれらの製剤

二十五の九 N—【(—S)】—【—(四—【三】—【五—クロロ—一—フルオロ—三—】(メタンスルホニアミド】フエニル】】—【—(プロパン—【—イル】】—【—H—ピラゾール—四—イル】ピリミジン—【—イル】アミノ】プロパン—【—イル】カルバミン酸メチル(別名エンコラフエニブ)及びその製剤

二十五の十 クロロプロカイン、その塩類及びそれらの製剤

二十六 クロロホルム及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) クロロホルム擦剤

(2) クロロホルム油

(3) クロロホルム二〇%以下を含有するもの

(4) クロロホルム三〇 mg 以下を含有する体外診断薬

二十六の二 (三) a R S • (—b R S) —【—五—クロロ—二—メチル—二・三・三 a • 一二 b】テトラヒドロ—H—ジベンゾ【—三・六・七】オキセピノ【四・五—c】ピロール(別名アセナビン)、その塩類及びそれらの製剤

二十六の三 八—クロロ—十一—(四—メチルピベラジン—一—イル)】—【—H—ジベンゾ【b・e】】—【—四】ジアゼピン(別名クロザピシン)及びその製剤

二十六の四 五—クロロ—N<sup>2</sup>—【—五—メチル—四—(ペベリジン—四—イル)】—【—(プロパン—【—イル】オキシ】フエニル】—N<sup>4</sup>—【—(プロパン—【—イル】スルホニル】フエニル】ピリミジン—【—四—ジアミン(別名セリチニブ)】及びその製剤

二十六の五 N—【(三—クロロ—【—メチルフエニル】アントラニル酸(別名トルフエナム酸)】及びその製剤

二十六の六 N—【(二—クロロ—六—メチルフエニル)】—【—(六—【—ヒドロキシエチル】ピベラジン—【—イル】】—【—メチルピリミジン—四—イル】アミノ】】—【—チアゾール—五—カルボキサミド(別名ダサチニブ)】及びその製剤

二十六の七 七—クロロ—三—メチル—H—【—二・四—ベンゾチアジアジン】—【—ジオキシド(別名ジアゾキシド)】及びその製剤

二十六の八 三—【—クロロ—二—【—(N—メチル—N—(モルホリノカルボニル)】メチル】アミノメチル】ベンズアニリド(別名ホミニノベン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一個中三、一クロロ—二—【—N—メチル—N—(モルホリノカルボニル)】メチル】アミノメチル】ベンズアニリドとして八〇 mg 以下を含有する内用剤を除く。

二十六の九 (—S) —【—(—S) • 四 R】—【—(七—クロロ—四—メトキシイソキノリン—【—イル】オキシ】—【—(—R • 二 S)】—【—(シクロプロパンスルホニル】カルバモイル】—【—エテニルシクロプロピル】カルバモイル】ピロリジン—【—イル】】(別名アスナプレビル)及びその製剤

二十六の十一 「—」〔(五—クロロ—) —(二—メトキシ—四—)「四—(四—メチルビペラジン—) —イル〕 ピベリジン—イル アミノ〕 フエニル—ジメチル—<sup>5</sup>—ホスフアノン (別名ブリグチニブ) 及びその製剤  
 二十六の十一 合成ヒト型ソマトメジンC遺伝子の発現により組換え体で產生される七〇個のアミノ酸残基からなるポリペプチド (別名メカセルミン) の製剤であつて一バイアル中ヒト型ソマトメジンC遺伝子の発現により組換え体で產生される七〇個のアミノ酸残基からなるポリペプチドとして一〇mg以下を含有する注射剤  
 二十六の十二 コバルトプロトポルフィリン、その塩類及びそれらの製剤  
 二十六の十三 コラゲナーゼ (クロストリジウム ヒストリチクム) 及びその製剤  
 二十六の十四 ゴリムマブ及びその製剤  
 二十六の十五 コルチコトロピン放出ホルモン (ヒト) (別名コルチコレリン (ヒト)) 及びその製剤。ただし、一バイアル中コルチコトロピン放出ホルモン (ヒト) として一〇〇μg  
 以下を含有する注射剤を除く。  
 二十六の十六 醋酸一七— (ピリジン—三—イル) アンドロスター五・一六—ジエン—三—ベータ—イル (別名アビラテロン酢酸エステル) 及びその製剤  
 二十六の十七 サケカルシントニン及びその製剤  
 二十六の十八 サトラリズマブ及びその製剤  
 二十六の十九 酸化プロピレン及びその製剤  
 二十六の二十 酸化プロピレン—〇%以下を含有するものを除く。  
 二十六の二十一 (S)—(—) —(—) (三級ブチルアミノ) —三— (オルト—シクロベンチルエノキシル) —(—) プロパノール (別名ベンブロール)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一個中 (S)—(—) —(—) (三級ブチルアミノ) —三— (オルト—シクロベンチルエノキシル) —(—) プロパノールとして二〇mg以下を含有する内用剤を除く。  
 二十六の二十二 一—三級ブチルアミノ—三— (—) クロロ—五—メチルフエノキシ) —(—) プロパノール (別名ブチロノロール)、その塩類及びそれらの製剤  
 二十六の二十三 一— (三級ブチルアミノ) —三— (五・六・七・八—テトラヒドロ—シス一六・七—ジヒドロキシ—ナフチル) オキシ) —(—) プロパノール (別名ナドロール) 及びその製剤。ただし、一個中 一— (三級ブチルアミノ) —三— (五・六・七・八—テトラヒドロ—シス一六・七—ジヒドロキシ—ナフチル) オキシ) —(—) プロパノールとして二〇mg以下を含有する内用剤を除く。  
 二十六の二十四 一—三級ブチルアミノ—三— (—) (テトラヒドロフルフリルオキシ) フエノキシ) —(—) プロパノール (別名ブフェトロール)、その塩類及びそれらの製剤  
 二十六の二十五 六— (三— (三級ブチルアミノ) —(—) ヒドロキシエチル) —(—) ヒドロキシ—二—ビリジンメタノール (別名ビルブテロール)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一個中六— (三— (三級ブチルアミノ) —(—) ヒドロキシエチル) —(—) ヒドロキシ—二—ビリジンメタノールとして一五mg以下を含有する内用剤及び六— (三— (三級ブチルアミノ) —(—) ヒドロキシエチル) —(—) ヒドロキシ—二—ビリジンメタノールとして一・五%以下を含有する細粒剤を除く。  
 二十六の二十六 五— (三— (三—三級ブチルアミノ) —(—) ヒドロキシプロピル) チオ) —(—) チアゾリル) —(—) チオフェンカルボキサミド (別名アロチノノール)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一個中五— (三— (三—三級ブチルアミノ) —(—) ヒドロキシプロピル) チオ) —(—) ヒドロキシエチル) —(—) ヒドロキシ—二—ビリジンメタノールとして一〇mg以下を含有する内用剤を除く。  
 二十六の二十七 五— (三— (三—三級ブチルアミノ) —(—) ヒドロキシ) プロボキシ—三・四—ジヒドロカルボスチリル (別名カルテオロール)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 一錠中五— (三—三級ブチルアミノ) —(—) ヒドロキシ) プロボキシ—三・四—ジヒドロカルボスチリルとして五mg以下を含有するもの  
 (2) 一カプセル中五— (三—三級ブチルアミノ) —(—) ヒドロキシ) プロボキシ—三・四—ジヒドロカルボスチリルとして一五mg以下を含有するもの  
 (3) 五一 (三—三級ブチルアミノ) —(—) ヒドロキシ) プロボキシ—三・四—ジヒドロカルボスチリルとして一%以下を含有する細粒剤  
 (4) 五一 (三—三級ブチルアミノ) —(—) ヒドロキシ) プロボキシ—三・四—ジヒドロカルボスチリルとして一%以下を含有する点眼剤  
 二十六の二十八 (H) —四— (三—三級ブチルアミノ) —(—) ヒドロキシプロボキシ) —(—) メチル— (二H) —イソキノリノン (別名チリソロール)、その塩類及びそれらの製剤  
 二十六の二十九 ハ— (三— (三級ブチルアミノ) —(—) ヒドロキシプロボキシ) —(—) メチルクマリン (別名ブクモロール)、その塩類及びそれらの製剤  
 二十六の三十 (—) —(—) (三級ブチルアミノ) —(—) ヒドロキシプロボキシ) —(—) メチルクマリン (別名ブクモロール)、その塩類及びそれらの製剤  
 二十六の三十一 (—) —N—三級ブチル—三—オキソ—四—アザ—五アルファ—アンドロスト—エ—ン—十七ベータ—カルボキサミド (別名フィナステリド) 及びその製剤  
 二十六の三十二 (—) — (三S・四aS・八aS) —N—三級ブチル—(—) [(—R・三R) —(—) ヒドロキシ—三— (三—ヒドロキシ—二—メチルベンゾイルアミノ) —(—) フエニルチオ) ブチル] デカヒドロイソキノリニ—ニ—カルボキサミド (別名ネルフィナビル)、その塩類及びその製剤  
 二十六の三十三 (H) —N—三級ブチル—(—) メチル—三・三—ジフェニルプロピルアミン (別名テロジリン)、その塩類及びそれらの製剤  
 二十六の三十四 三十四番目のリジン残基をアルギニン残基に置換したヒトグルカゴン様ペプチド—の七—三十七番目のアミノ酸残基をコードするDNAの発現により組換え体で產生される三十一個のアミノ酸残基からなるポリペプチドのリジン残基のイブシロントアミノ基にN—パルミトイルグルタミ酸がガムマー位で結合した修飾ポリペプチド (別名リラグルチド (遺伝子組換え)) 及びその製剤  
 二十六の三十五 七— (四・七—ジアズスピロ [二・五] オクタン—七—イル) —(—) (一・八—ジメチルイミダゾ [二・二—] b) ピリダジン—六—イル) —(—) H—ピリド [二・二—] a] ピリミジン—四—オン (別名リスピラム) の製剤であつて、一瓶 (三g) 中七— (四・七—ジアズスピロ [二・五] オクタン—七—イル) —(—) (二・八—ジメチルイミダゾ [二・二—] b) ピリダジン—六—イル) —(—) H—ピリド [二・二—] a] ピリミジン—四—オンとして六〇mg以下を含有するドライシロップ剤  
 二十六の三十六 シアナミド及びその製剤  
 二十六の三十七 四— (四— (四— (—E) —(—) シアナノエテニル) —(—) 六—ジメチルフェニル) アミノ) ピリミジン—イル アミノ) ベンゾニトリル (別名リルピビリン)、その塩類及びそれらの製剤  
 二十六の三十八 四— (四— (四— (—E) —(—) シアナノエテニル) —(—) 六—ジメチルフェニル) —(—) 八—オキソ—六—チオキソ—五・七—ジアズスピロ [三・四] オクタン—五一イル) —(—) フルオロ—N—メチルベンズアミド (別名アパルタミド) 及びその製剤

二十六の三十九 四一〔三〕「四一シニアノ一三」（トリフルオロメチル）フェニル〕—五・五  
 一ジメチル一四一オキソ—「スルファニリデンイミダゾリジン—一イル〕—「フルオ  
 ロ—N—メチルベンズアミド（別名エンザルタミド）及びその製剤  
 二十六の四十〔十〕—N—「四一シニアノ一三」（トリフルオロメチル）フェニル〕—三—  
 「四一フルオロフェニル〕—「ヒドロキシ—一メチルプロパンアミド（別  
 名ビカルタミド）及びその製剤  
 二十六の四十一〔一〕—〔三〕（一シニアノ—一メチルエチル〕—五—〔H—一・二・四  
 トリアゾール—一イルメチル〕フェニル〕—「メチルプロパントリル（別名アナスト  
 ロゾール）及びその製剤  
 (2) 二・四一ジアミノ一六—〔一・五ジクロロフェニル〕—s—トリアジンとして○・  
 八%以下を含有する内用剤  
 二十六の四十三 三・五ジアミノ一六—〔二・三ジクロロフェニル〕—一・二・四一トري  
 アジン（別名ラモトリギン）の製剤であつて、一錠中三・五ジアミノ一六—〔二・三ジ  
 クロロフェニル〕—一・二・四一トリアジンとして一〇mg以下を含有する錠剤  
 二十六の四十四 二・四一ジアミノ一五—〔パラーケロロフェニル〕—六—エチルピリミジン  
 （別名ピリメタミン）及びその製剤  
 二十六の四十五 二・四一ジアミノ一六—ピペリジノピリミジン 三—オキシド（別名ミノキ  
 シジル）及びその製剤。ただし、二・四一ジアミノ一六—ピペリジノピリミジン 三—オキ  
 シド五%以下を含有するものを除く。  
 二十六の四十六 〔S〕—一・六ジアミノ—N—〔S〕—一フエニルプロパン—一  
 イル〕ヘキサンアミド（別名リステキサンフェタミン）、その塩類及びそれらの製剤  
 二十六の四十七 N—「四一〔〔R〕S〕—一—〔一・四一ジアミノブテリジン—六—イル〕  
 ベンタ—四—イン—二—イル〕ベンゾイル〕—L—グルタミン酸（別名プララトレキサ  
 ト）の製剤であつて、一バイアル中N—「四一〔〔R〕S〕—一—〔一・四一ジアミノブテ  
 リジン—六—イル〕ベンタ—四—イン—二—イル〕ベンゾイル〕—L—グルタミン酸として  
 二〇mg以下を含有するもの  
 二十六の四十八 N—〔四・六—ジアミノ—一—〔一—〔二—フルオロフェニル〕メチル〕  
 —一H—ピラゾロ〔三・四—b〕ピリジン—三—イル〕ピリミジン—五—イル〕—N—メチ  
 ルカルバミン酸メチル（別名リオシグアト）及びその製剤  
 二十六の四十九 〔四・六—ジアミノ—一—〔五—フルオロ—一—〔二—フルオロフェニル〕  
 メチル〕—一H—ピラゾロ〔三・四—b〕ピリジン—三—イル〕ピリミジン—五—イル〕カ  
 ルバミン酸メチル（別名ベルイシグアト）及びその製剤。ただし、一錠中〔四・六—ジアミ  
 ノ—一—〔五—フルオロ—一—〔二—フルオロフェニル〕メチル〕—一H—ピラゾロ〔三・  
 四—b〕ピリジン—三—イル〕ピリミジン—五—イル〕カルバミン酸メチルとして一〇mg  
 以下を含有する錠剤を除く。  
 二十七 九—ジアルキルアミノアルキルチオキサントン、その化合物及びそれらの製剤。ただ  
 し、一錠中九—ジアルキルアミノノルマルプロピル—一クロル—チオキサントンとして一  
 五mg以下を含有するものを除く。  
 二十八 ジアルキルアミノアルキルフェノチアジン、その化合物及びそれらの製剤。ただし、  
 次に掲げるものを除く。  
 (1) 一個中ジメチルアミノイソプロピルフェノチアジン（別名プロメタジン）又はジメチル  
 アミノイソエチルフェノチアジンとして二五mg以下を含有するもの

(2) 一錠中ジエチルアミノエチルフェノチアジン（別名ジエタジン）又はジエチルアミノイ  
 ソプロピルフェノチアジンとして五〇mg以下を含有するもの  
 (3) 一錠中ジメチルアミノブチルメトキシフエノチアジン、ジメチルアミノプロピルクロル  
 フエノチアジン（別名クロルプロマジン）、ジメチルアミノプロピルアセチルフェノチア  
 ジン、ジメチルアミノイソプロピルトリフルオロメチルフェノチアジン、ジメチルアミノプロ  
 ピルフェノチアジン（別名プロマジン）又はジメチルアミノプロピルメトキシフエノチア  
 ジンとして二五mg以下を含有するもの及び一個中ジメチルアミノメチルブロピルフェノ  
 チアジン（別名アリメマジン）として二五mg以下を含有する内用剤  
 (4) ジメチルアミノイソプロピルフェノチアジン（別名プロメタジン）又はジメチルアミノ  
 プロピルアセチルフェノチアジンとして五%以下を含有する外用剤  
 (5) ジメチルアミノプロピルアセチルフェノチアジン、ジメチルアミノメチルブロピルクルル  
 フエノチアジン（別名アリメマジン）又はジメチルアミノプロピルクルルフェ  
 ノチアジン（別名クロルプロマジン）として二五mg以下を含有する内用剤  
 (6) 一錠中一〇—〔二（ジメチルアミノ）プロピル〕—エヌ—エヌ—ジメチルフェノチアジ  
 ン—二—スルホニアミド（別名ジメトチアジン）として二〇mg以下を含有するもの  
 (7) 一〇—〔一—ジエチルアミノプロピル〕フェノチアジン（別名プロフェナミン）として  
 一六%以下を含有する散剤  
 (8) 一容器中ジメチルアミノイソプロピルフェノチアジン（別名プロメタジン）として二五  
 mg以下を含有する内用液剤  
 二十九 ジアルキルアミノエチルジフエニルグリコレート、その化合物及びそれらの製剤。た  
 だし、次に掲げるものを除く。  
 (1) ジアルキルアミノエチルジフエニルグリコレートとして三mg以下を含有する  
 一個中ジアルキルアミノエチルジフエニルグリコレートとして三mg以下を含有する  
 もの  
 (2) (3) ジエチルアミノエチルジフエニルグリコレートとして〇・三%以下を含有する外用剤  
 三十 ジアルキルアミノジチエニルブテン又はその塩類を含有する製剤  
 三十一 ジイソプロピルフルオロホスフエイト（別名イソフルオロフエイト）〇・一%以下を含  
 有する製剤  
 三十二 ジエチルアミノセトキシリジド（別名リドカイン）、その塩類及びそれらの製剤。  
 ただし、次に掲げるものを除く。  
 (1) ジエチルアミノセトキシリジドとして五%以下を含有する外用剤又は坐剤  
 (2) ジエチルアミノセトキシリジドとして〇・〇一七二五%以下を含有する体外診断薬  
 三十三 ジエチルアミノイソペンチルアミノメトキシキノリン、その塩類及びそれらの製剤。  
 ただし、一錠中ジエチルアミノイソペンチルアミノメトキシキノリンとして一〇mg以下を  
 含有するものを除く。  
 三十四 ジエチルアミノイソベンチルアミノメトキシクロラクリジン、その塩類及びそれ  
 らの製剤。ただし、一錠中ジエチルアミノイソベンチルアミノメトキシクロラクリジンとし  
 て〇・一g以下を含有するものを除く。  
 三十四の二 五—〔二—〔ジエチルアミノ〕エチル〕—三—〔アルファ—エチルベンジル〕—  
 一・二・四一オキサジアゾール（別名プロキサゾール）、その塩類及びそれらの製剤。ただ

し、一錠中五「二」（ジエチルアミノ）エチル「三」（アルファーエチルベンジル）一  
一・二・四「オキサジアゾールとして一〇〇mg以下を含有するものを除く。

三十四の三 N「二」（ジエチルアミノ）エチル「五」（Z）一（五・フルオロ）一  
オキソ「一」・二ジヒドロ「三H」（インドール）「三」（イリデン）メチル「二」・四・ジメチ  
ル「一H」（ピロール）「三」（カルボキサミド）（別名スニチニブ）、その塩類及びそれらの製剤  
三十四の四 二ジエチルアミノエチル「三」メチル「二」（フエニル）バリレートメチルブロ  
ミド（別名バレタメートブロミド）及びその製剤。ただし、一錠中二・ジエチルアミノエチ  
ル「三」メチル「二」（フエニル）バリレートメチルブロミド一〇mg以下を含有するものを  
除く。

三十四の五 二（ジエチルアミノエトキシ）エチル「一」・（フエニル）シクロベンチルカ  
ルボキシレート（別名カルベタペントン）、その塩類及びそれらの製剤。ただし、注射剤以  
外の製剤であつて一個中二（ジエチルアミノエトキシ）エチル「一」・（フエニル）シクロ  
ベンチルカルボキシレートとして一五mg以下を含有するもの及び二（ジエチルアミノ  
エトキシ）エチル「一」（フエニル）シクロベンチルカルボキシレートとして〇・〇五%以  
下を含有するシロツップ剤を除く。

三十四の六 二、「二」（ジエチルアミノ）エトキシ「三」（フエニル）ブロピオフェノン（別  
名エタフエノン）、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中二（ジエチルアミノ  
エトキシ）「三」（フエニル）ブロピオフェノンとして一〇mg以下を含有するものを除く。

三十四の七 七（ジエチルアミノ）「五」メチル「S」トリアゾロ「一・五-a」ピリミジン  
(別名トラピジル) 及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 一個中七（ジエチルアミノ）「五」メチル「S」トリアゾロ「一・五-a」ピリミジン  
〇〇mg以下を含有する内用剤

(2) 七（ジエチルアミノ）「五」メチル「S」トリアゾロ「一・五-a」ピリミジン  
下を含有する内用剤

三十四の八 N・N-ジエチル-N-（二）（イソダニル）-N-（フエニル）-（三）（プロパン  
ジアミン（別名アプリンジン）、その塩類及びそれらの製剤

三十四の九 ジエチルジオカルバミン酸亜鉛及びその製剤。ただし、パツチテストに使用さ  
れることが目的とされている貼付剤を除く。

三十四の十 五（R）-「一」（（五・六）ジエチル）-（三）（ジヒドロ）-H-（イソデ  
ン）-（二）（イル）アミノ）-（ヒドロキシエチル）-（八）（ヒドロキシキノリン）-（H）-  
オノ（別名インダカテロール）、その塩類及びそれらの製剤。ただし、パツチテストに使用さ  
れるものを除く。

三十六の九 シクロ「一（四R）-「四」（二）アミノエチルカルバモイルオキシ）-L-（プロ  
リル）-L-（エニルグリシル）-D-（トリプトフィル）-L-（リシル）-（四-O-ベンジル）-L-  
（オキソ）-（四）（ジヒドロキノリン）-（カルボン酸）（別名ラスクフロキサシン）、その  
塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中七（三S・四S）-「三」（（シクロ）（プロピルアミ  
ノ）メチル）-（四）（フルオロ）（ブロリジン）-（イル）-（六）（フルオロ）-（二）（フルオロ  
エチル）-（八）（メトキシ）-（四）（オキソ）-（四）（ジヒドロキノリン）-（カルボン酸）として  
七五mg以下を含有するものを除く。

三十六の八 四「（二）（四）（シクロ）（ブロピル）（カルボニル）」-（二H）-（オノ（別名オラパリ  
ブ））及びその製剤

三十六の九 「（シクロ）（ブロピル）-（五）（二）（ジヒドロ）-（四）（メチル）-（六H）-（ジピリド）「三  
二」-（二）-（三）-（一）e」「（四）（ジアゼビン）-（六）（オノ（別名ネビラピン））及びその製剤  
シキノリン-（二）（H）-（オノ（別名ネビラピン））として一五〇mg以下を含有する吸収剤を除く。

三十四の十一 一・（二）（ジエチル）-（三）（ジフエニルメチレン）-（二）（メチル）（ブロリジ  
ン）（別名ブリフィイニウム）、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中一・（二）（ジエチル）-  
（ジフエニルメチレン）-（二）（メチル）（ブロリジニウム）として一五mg以下を含有するもの  
を除く。

三十四の十二 (H)-「一」・（八）（ジエチル）-（三）・（四）・（九）（テトラヒドロピラノ）「三」・（四  
b）（インドール）-（二）（酢酸）（別名エトドラク）及びその製剤

三十四の十三 (H)-「一」（四S）-（四）・（二）（ジエチル）-（四）（ヒドロキシ）-（九）-（四）（ビペ  
ジノビペリジノ）（カルボニルオキシ）-（H）（ピラノ）「三」・（四）・（六）・（七）（インドリジノ  
「二」-（b）（キノリン）-（三）・（四）（四H）-（二）（H）-（ジオノ（別名イリノテカン））、その塩  
類及びそれらの製剤

三十四の十四 (+)-「一」（ジエチル）-（三）（六）（メチル）-（八）（アルファーエルゴリニル）  
尿素（別名テルグリド）及びその製剤

三十五 ジエトキシン、その塩類及びそれらの製剤

三十六 四塩化炭素及びその製剤

三十六の二 N「（五）（四）（（一）（一）（ジオキソ）-（三）（（一）（プロピニル））-（一）（イミダゾリジニル）  
メチル（R・三R）-（クリサンテマート）七八%及び（+）-（二）（五）（ジオキソ）-（三）（（一）（プロピニル））-（一）（イミダゾリジニル）メチル  
(R・三S)-（クリサンテマート）二ト二二%の混合物（別名イミドロトリリン）並びにその製剤。ただし、殺虫剤であつて、一ml中  
(一)-「（二）（五）（ジオキソ）-（三）（（二）（プロピニル））-（一）（イミダゾリジニル）メチル  
(R・三R)-（クリサンテマート）七八%及び(+)-「（二）（五）（ジオキソ）-（三）（（二）（プロピニル））-（一）（イミダゾリジニル）メチル  
(R・三S)-（クリサンテマート）二三%の混合物三・四mg以下を含有するエアゾール剤を除く。

三十六の四 九・九-ジオキソ-（O）-（二）（メチル）-（三）（ジメチルアミノ）（プロピル）-（フエ  
ノチアジン、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中九・九-ジオキソ-（O）-（二）（メチ  
ル）-（三）（ジメチルアミノ）（プロピル）-（フエノチアジン）として五mg以下を含有するもの  
を除く。

三十六の五 シクロ「一（四R）-「四」（二）アミノエチルカルバモイルオキシ）-L-（プロ  
リル）-L-（エニルグリシル）-D-（トリプトフィル）-L-（リシル）-（四-O-ベンジル）-L-  
（オキソ）-（四）（ジヒドロキノリン）-（カルボン酸）（別名ラスクフロキサシン）、その  
塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中七（三S・四S）-「三」（（シクロ）（ブロピルアミ  
ノ）メチル）-（四）（フルオロ）（ブロリジン）-（イル）-（六）（フルオロ）-（二）（フルオロ  
エチル）-（八）（メトキシ）-（四）（オキソ）-（四）（ジヒドロキノリン）-（カルボン酸）として  
七五mg以下を含有するものを除く。

三十六の八 四「（二）（四）（シクロ）（ブロピル）（カルボニル）」-（二H）-（オノ（別名オラパリ  
ブ））及びその製剤

三十六の九 「（シクロ）（ブロピル）-（五）（二）（ジヒドロ）-（四）（メチル）-（六H）-（ジピリド）「三  
二」-（二）-（三）-（一）e」「（四）（ジアゼビン）-（六）（オノ（別名ネビラピン））及びその製剤  
シキノリン-（二）（H）-（オノ（別名ネビラピン））として一五〇mg以下を含有する内用剤

三十六の十 「（シクロ）（ブロピル）-（八）（（ジフルオロメトキシ））-（七）-（（一）R）-（一）（メチ  
ル）-（二）（三）（ジヒドロ）-（H）-（イソインドール）-（五）（イル）」-（四）（オキソ）-（四）（ジヒ  
ドロキノリン）-（三）（カルボン酸）（別名ガレノキサシン）、その塩類及びそれらの製剤。ただし、  
次に掲げるものを除く。

(1) 一個中「一」（シクロ）（ブロピル）-（八）（（ジフルオロメトキシ））-（七）-（（一）R）-（一）（メチ  
ル）-（二）（三）-（一）e」「（四）（ジアゼビン）-（六）（オノ（別名ネビラピン））及びその製剤  
ドロキノリン-（三）（カルボン酸）として二〇〇mg以下を含有する内用剤

(2) 一片中「一」（シクロ）（ブロピル）-（八）（（ジフルオロメトキシ））-（七）-（（一）R）-（一）（メチ  
ル）-（二）（三）-（一）e」「（四）（ジアゼビン）-（六）（オノ（別名ネビラピン））及びその製剤  
ドロキノリン-（三）（カルボン酸）として五一・二mg以下を含有する体外診断薬

三十六の十一 (シクロプロビルスルフオニル) 「(—R・三aR・—OZ・—aS・—二aR・—四aR) —二—」 (七メトキシ—八メチル—「四—(一メチルエチル) —一・三—チアゾール—二—y1」 キノリン—四—イル—オキシ) —五—メチル—四—四—ジオキソ—一・二・三・三a・四・五・六・七・八・九—一—a・二—・二a・一三—一四—四a—ヘキサデカヒドロシクロペンタ「c」 シクロプロバ「g」 「一・六」 ジアザンクロテトラデシン—二a—カルボニル」 アザニド (別名シメプロビル)、その塩類及びそれらの製剤三十六の十二 (+) — (五Z・七E・二十二E・二十四S) —二十四—シクロプロビル—九・十—セココラ—五・七・十 (十九) ・二十二—テトラエン—アルファ・三ベータ・二十四—トリオール (別名カルシポトリオール) の製剤であつて、(+) — (五Z・七E・二十二E・二十四S) —二十四—シクロプロビル—九・十—セココラ—五・七・十 (十九) ・二—テトラエン—アルファ・三ベータ・二十四—トリオールとして〇・〇〇%以下を含有する外用剤

三十六の十三 (+) —一—シクロプロビル—六—フルオロ—八—メトキシ—七—「(四aS・七aS) —オクタヒドロピロロ「三・四—b」 ピリジン—六—イル」 —四—オキソ—一・四—ジヒドロキノリン—三—カルボン酸 (別名モキシフロキサシン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 一個中—シクロプロビル—六—フルオロ—八—メトキシ—七—「(四aS・七aS)

—オクタヒドロピロロ「三・四—b」 ピリジン—六—イル」 —四—オキソ—一・四—ジヒドロキノリン—三—カルボン酸として〇・五%以下を含有する点眼剤

(2) 一片中—シクロプロビル—六—フルオロ—八—メトキシ—七—「(四aS・七aS)

—オクタヒドロピロロ「三・四—b」 ピリジン—六—イル」 —四—オキソ—一・四—ジヒドロキノリン—三—カルボン酸として五—二m g以下を含有する体外診断薬

三十六の十五 N—(三—(三—シクロプロビル—五—「(—フルオロ—四—ドフェニル) —六・八—ジメチル—二・四・七—トリオキソ—三・四・六・七—テトラヒドロピリド「四・三—d」 ピリミジン—(—H) —イル—フエニル) アセトアミド (別名トラメチニブ) の製剤であつて、一錠中N—(三—シクロプロビル—五—「(—フルオロ—四—ドフェニル) —六・八—ジメチル—二・四・七—トリオキソ—三・四・六・七—テトラヒドロピリドとして二m g以下を含有するもの

三十六の十六 N—シクロプロビルメチル—七アルファ—「(S) —一—ヒドロキシ—一・二・二—トリメチルプロビル」 —六・四—エンド—エタノ—六・七・八・一四—テトラヒドロオルオリパビン (別名ブブレノルファン)、その塩類及びそれらの製剤

三十六の十七 (—E) —N—「(五R・六R) —十七—(シクロプロビルメチル) —四—五—エポキシ—三・十四—ジヒドロキシモルヒナン—六—イル」 —三—(フラン—三—イル) —N—N—メチルプロパー—二—エンアミド (別名ナルフラファン) 又はその塩類の製剤であつて、一個中 (—E) —N—「(五R・六R) —十七—(シクロプロビルメチル) —四—五—エポキシ—三・十四—ジヒドロキシモルヒナン—六—イル」 —三—(フラン—三—イル) —N—

三十六の十八 (五S) —一—七— (シクロプロビルメチル) —四—五—エポキシ—六—メチレンモルヒナン—三・十四—ジオール (別名ナルメフェン)、その塩類及びそれらの製剤

三十六の十九 (+) —一—「四—二— (シクロプロビルメトキシ) エチル」 フエノキシメチルプロパー—二—エンアミドとして二・四—g以下を含有するもの

三十六の十八 (五S) —一—七— (シクロプロビルメチル) —四—五—エポキシ—六—メチレンモルヒナン—三・十四—ジヒドロキシモルヒナン—六—イル」 —三—(フラン—三—イル) —N—

三十六の十九 (+) —一—「四—二— (シクロプロビルメトキシ) エチル」 フエノキシメチルプロパー—二—エンアミドとして二・四—g以下を含有するもの

三十六の二十 (SP—四—二) —【(—R・二R) —シクロヘキサン—一・二—ジアミン】 N・N、」 ビス (テトラデカノアト—O) 白金 (別名ミリブチジン) 及びその製剤

三十六の二十一 —【(—E) —一—((四—(—E) —一—(【四—シクロヘキシル—三—(トリフルオロメチル) フエニル】 メトキシ) イミノ) エチル】 —二—エチルフエニル】 メチル) アゼチジン—三—カルボン酸 (別名シポニモド)、その塩類及びそれらの製剤

三十六の二十二 六—シクロヘキシル—一ヒドロキシ—四—メチル—二(—H) —ピリドン (別名シクロピロクス)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、外用剤を除く。

三十六の二十三 (—S・三aR・六aS) —二—【(—S) —二—(—S) —一—シクロヘキシル—二—(ピラジン—二—イルカルボニル) アミノ】 アセチルアミノ—一三・三—ジメチルブタノイル】 —N—【(三S) —一—シクロプロビルアミノ—一—ジオキソヘキサン—三—イル】 オクタヒドロシクロペンタ「c」 ピロール—一—カルボキサミド (別名テラブレビル) 及びその製剤

三十六の二十四 —シクロヘキシル—一フエニル—三—ピロリジノプロパン—ノール (別名トリヘキシフェニディール)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中—シクロヘキシリ—フエニル—三—ピロリジノプロパン—ノールとして五m g以下を含有するもの及び注射剤以外の製剤であつて—シクロヘキシル—フエニル—三—ピロリジノプロパン—ノールとして一%以下を含有するものを除く。

三十六の二十五 —シクロヘキシル—フエニル—三—ピロリジノプロパン—ノール (別名プロサイクリジン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中—シクロヘキシリ—三—ピロリジノプロパン—ノールとして五m g以下を含有するものを除く。

三十六の二十六 N—シクロヘキシルベンゾチアジルスルフエニアミド及びその製剤。ただし、パッチテストに使用されることが目的とされている貼付剤を除く。

三十六の二十七 シクロヘプチアルアミノメチレンジホスホン酸 (別名インカドロン酸) 又はその塩類の製剤であつて一個中シクロヘプチアルアミノメチレンジホスホン酸として八・二三m g以下を含有する注射剤

三十六の二十八 二—シクロベンチル—(—(—チエニル) —グリコール酸—二—ジエチルアミノエチルメチルブロミド (別名臭化ベンチエネート) 及びその製剤。ただし、一錠中—シクロベンチル—(—(—チエニル) —グリコール酸—二—ジエチルアミノエチルメチルブロミド—%以下を含有する散剤を除く。

三十六の二十九 (三R) —三—シクロベンチル—三—【四—(七H—ピロロ「二・三—d」 ピリミジン—四—イル】 —H—ピラゾール—一—イル】 プロパンニトリル (別名ルキソリチニブ)、その塩類及びそれらの製剤

三十六の三十一 —ジクロルアセタミド—一—(四—メチルスルホニルフエニル) —一—三—プロパンジオール (別名チアンフェニコール) 及びその製剤。ただし、一片中—ジクロルアセタミド—一—(四—メチルスルホニルフエニル) —一—三—プロパンジオール—O—g以下を含有する体外診断薬を除く。

三十六の三十一 —(二・六—ジクロルアニリノ) —フエニル酢酸 (別名ジクロフエナク)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 二—(—六—ジクロルアニリノ) —フエニル酢酸○・一%以下を含有する点眼剤

それらの製剤。ただし、一個中 (+) —一—「四—二— (シクロプロビルメトキシ) エチル」 フエノキシ—一三— (イソプロビルアミノ) —二—プロパン—ノールとして八・九四m g以下を含有する内用剤及び (+) —一—「四—三— (シクロプロビルメトキシ) エチル」 フエノキシ—一三— (イソプロビルアミノ) —二—プロパン—ノールとして〇・五%以下を含有する点眼剤を除く。

三十六の三十一 —(二・六—ジクロルアニリノ) —フエニル酢酸 (別名ジクロフエナク)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 二—(—六—ジクロルアニリノ) —フエニル酢酸○・一%以下を含有する点眼剤

(4) (3) (2)  
二一(二・六-ジクロルアニリノ)-フエニル酢酸1%以下を含有する塗布剤  
二一(二・六-ジクロルアニリノ)-フエニル酢酸1・9%以下を含有する貼付剤  
一枚中二一(二・六-ジクロルアニリノ)-フエニル酢酸として七十五mg以下を含有

三十六の三十二 二一(二・六-ジクロルフェニルアミノ)-二-イミダゾリン(別名クロニジン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠又は一カプセル中二一(二・六-ジクロルフェニルアミノ)-二-イミダゾリンとして〇・一五mg以下を含有するもの及び二一

(二・六)ジクロルエニルアミノ) 二イミダゾリジンとして〇・〇一五%以下を含有する散剤を除く。

—(一)メチレンブチリル—フエノキシ—酢酸として五〇mg以下を含有するものを除く。

一クロロフェニル）－エタン（別名ミトタン）及びその製剤三十六の三十五六・七－ジクロロ－一・五－ジヒドロイミダゾ「二・一—b」キナゾリン—二（三H）－オン（別名アナグレリド）、その塩類及びそれらの製剤

ド（別名オピカボン）の製剤であつて、一錠中二・五—ジクロロ—三〔（三・四—ジ  
ニドコキノ—五—ニトロフェニレ）—二・二・四—オキナジアーレ—三—イル〕—四・六—ジメチルビリジンN—オキシ  
ル〕—一・二・二・四—オキサジアーレ—三—イル〕—四・六—ジメチルビリジンN—オキシ

ジメチルビリジンN-オキシドとして二十五mg以下を含有するもの  
三十六の三十七 (II) 一二一(二-ニーディクロロビニル)-三-三-ジメチルシクロプロパンカルボン酸 アルファ-シアノ-四-フルオロ-三-フエノキシベンジルエステル(別名)

チルオキシ)エタンアミンで部分的にアミド化されたヒアルロン酸ナトリウム(別名ジクロフエナクエタルヒアルロン酸ナトリウム)及びその製剤。ただし、一シリング中のジクロフエナクエタルヒアルロン酸ナトリウムとして $30\text{ mg}$ 以下を含有するものを除く。

三十九の三十九 (H) 一二、三、シクロロコロノルメチルエステル (別名エフロジメチル) 一三・五・ピリジンジカルボン酸エチルエステル (別名エフロジピン) の製剤で一つ一錠中 (H) 一四一 (二、一、ジクロロフエニル) 一一・四・ジヒ

ルとして五m g以下を含有するもの  
三十六の四十 (十) — (二S・四S) —四一 (三・四ジクロロフェニル) —一・二・三・  
四一テトラヒドロ-N-メチル—ナフチルアミン(別名セルトラリン)、その塩類及び

それらの製劑  
三十六の四十一　一一二一(一・四一ジクロロフェニル)一一一(バラークロロベンジルオキシ)エチル　イミダゾール(別名エコナゾール)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、

イミダゾールとして一%以下を含有する外用剤及び一個中一—二—（二・四—ジクロロフェニル）—二—（パラ—クロロベンジルオキシ）エチル」イミダゾールとして五〇mg以下を含有する坐剤を除く。

三十六の四十二 セー「四一」「四一〔シクロロエニル〕」—「ヒヘラシニル」フタキシ〕—三・四ジヒドロ—（—H）—キノリノン（別名アリピラゾール）及びその

三十六の四十三 二一〔三・五ジクロロフェニル〕一・三ベンゾオキサゾール一六カルボン酸(別名タフアミジス)、その塩類及びそれらの製剤  
三十六の四十四 三一〔(一R)一一(二・六ジクロロ三フルオロフェニル)エトキシ〕一五一〔一-(ペリジン-4-イル)-一H-ピラゾール-4-イル〕ペリジン-二

三十六の四十五（十）一九・二一一ジクヨロ一一ベータ・一七アルファ一ジヒドロキシ一  
一六アルファ一メチル一一四一ブレグナジエニ一三・二〇一ジオン一一七一（二）フロア  
一二（右名ニシタノフランカレボニヌク）及スチル・及スチルの異形。

一九・二一一ジクロロ一一ベータ・一七アルファ一ジヒドロキシ一六アルファ一メチル  
一一・四一ブレグナジエン一三・二〇一ジオン一一七一(一フロアート)として五〇mg  
以下を含有する点鼻剤、一噴射量中(+)一九・二一一ジクロロ一一ベータ・一七アル

ブアージヒトロキシ—六アルブアーメチル—・四一ブレクナシエン—三・二〇一シオント  
一一七一（二一フロアート）として二〇〇mg以下を含有する吸込剤及び一カプセル中（十  
一九・二一ジクロロ—一ベータ・一七アルファージヒドロキシ—六アルファーメチル

以下を含有する吸入剤を除く。

—(二)・四ジクロロベーターー(二)・四ジクロボンジル)オキシフエネチルミダゾールとして2%以下を含有する外用剤及びゲル剤、一個中—(二)・四ジクロロベーターー(二)・四ジクロココジンジル)オキシフエネチルイミダゾールとして100

m<sub>g</sub>以下を含有する坐剤及び五〇m<sub>g</sub>以下を含有する口腔用錠剤並びに一片中一—〔二・四—ジクロロベーター〔二・四—ジクロロベンジルオキシ〕フェネチルイミダゾールとして五一・二m<sub>g</sub>以下を含有する体外診断薬を除く。

三十六の四十七（E）—〔（二）・六一シクロロベンジンテナン〕アミノクアバニシン（別名クアバニン）ナベンズ、その塩類及びそれらの製剤

ノール(別名ビランテロール)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一個中四一(=一R)  
一二一(〔六一三一〕〔二一六一ジクロベンジル)オキシエトキシエキシルアミ  
ノ」二ニビヨキノヒチレーニー(ビヨキノメチレンフコハーレニヒニ五ニ以

下を含有する吸入剤を除く。

ただし 次に掲げるものを除く、

(2) 一個中一—〔一—〔(一・六—ジクロロベンジル) オキシ〕—〕—〔(一・四—ジクロロエニル) エチル〕イミダゾールとして六〇〇m g以下を含有する塗剤。三十六の五十一 四—〔(一・四—ブチカルコートキノン) メトキシ(エニル)アミノ〕—六—メトキシ

一七一「三一（四一メチルビペラジン）—イル」プロピルオキシ」キノリン—三一カルボニトリル（別名ボスチニブ）及びその製剤。三十七ジシクロヘキシルアンモニウムニトロリト及びその製剤。ただし、ジシクロヘキシルア

三十七の二 N—「(一・三)ジシクロヘキシルヘキサヒドロ—(一・四・六)トリオキソピリミジン-5-イル」カルボニル」グリシン（別名ダブロデュスタツト）及びその製剤

三十七の三 二・二・一ジシクロペンチル酢酸一一、一ジエチルアミノエチルエトプロミド及びその製剤。ただし、一錠中二・二一ジシクロペンチル酢酸一一、一ジエチルアミノエチルエトプロミド一五mg以下を含有するのを除く。

三十七の四 (H) 一シス一一アミノメチル一N・N一ジエチル一一フエニルシクロプロパンカルボキサミド（別名ミルナシプラン）、その塩類及びそれらの製剤

三十七の五 (H) 一シス一N一三級ブチルデカヒドロ一一【(二R、三S)】一一ヒドロキシ一四一フエニル一三一【N】(二一キノリカルボニル)一L一アスピラギニル「アミノ」ブチル】一(三S、四aS、八aS) 一イソキノリン一三一カルボキサミド（別名サキナビル）、その塩類及びそれらの製剤

三十七の六 (H) 一シス一一六一ジメチル一一【三一「四一(一・一ジメチルプロピル)フエニル】一一メチルプロピルモルホリン（別名アモロルフイ）、その塩類及びそれらの製剤。ただし、(H) 一シス一一六一ジメチル一一【三一「四一(一・一ジメチルプロピル)フエニル】一一メチルプロピルモルホリンとして〇・五%以下を含有する外用剤を除く。

三十七の七 (H) 一四一 (シス一一六一ジメチルペリジノ) 一一フエニル一一【(二一ピリジル)ブタノール（別名ピルメノール）、その塩類及びそれらの製剤

三十七の八 (H) 一シス一N一一一ベンジル一一メチルペリジン一三一イル】一五一クリジン（別名セビメリソ）、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一カプセル中(H) 一シス一一メチルスピロ「一・三一オキサチオラン一五・三、一キヌクリジン」として二五・四mg以下を含有するのを除く。

三十七の九 シス一N (四一「四一(一・二一ベンズイソチアゾール一三一イル)一一ピペラジニル」ブチルシクロヘキサン一一・二一ジカルボキシイミド（別名ペロスピロン）、その塩類及びそれらの製剤

三十七の十 システアミン、その塩類及びそれらの製剤（外用剤を除く）

三十七の十一 (H) 一シス一一メチルスピロ「一・三一オキサチオラン一五・三、一キヌクリジン」（別名セビメリソ）、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一カプセル中(H) 一シス一一メチルスピロ「一・三一オキサチオラン一五・三、一キヌクリジン」として二五・四mg以下を含有するのを除く。

三十七の十二 (H) 一二・三、一ジデオキシシチジン（別名ジダノシン）及びその製剤

三十七の十三 (H) 一二・三、一ジデオキシシチジン（別名ザルシタビン）及びその製剤

三十七の十四 (H) 一二・三、一ジデヒドロ一一・一デオキシチミジン（別名サニルブジン）及びその製剤

三十七の十五 三一(九・一〇一ジデヒドロ一一メチルエルゴリノ一八アルファ一イル)一一・一ジデヒドロ一一メチルエルゴリノ一八アルファ一イル】一、一ジエチル尿素として〇・〇二五mg以下を含有する内用剤

三十七の十六 ジヌツキシマブ及びその製剤

三十七の十七 (H) 一一(一〇・一・一ジヒドロ一一オキソジベンゾ【b・f】チエピン一一イルプロピオン酸（別名ザルトプロフェン）及びその製剤

三十七の十八 (H) 一Z一七一【(一R・二R・三R・五S)】一三・五一ジヒドロキシ一一(三一オキソデシリ)シクロベンチル】ヘブト一五一エン酸 イソブロピルエステル（別名イソブロピルウノプロストン）及びその製剤。ただし、(H) 一Z一七一【(一R・二R・五S)】一三・五一ジヒドロキシ一一(三一オキソデシリ)シクロベンチル】ヘブト一五一エン酸 イソブロピルエステルとして〇・一二%以下を含有する点眼剤を除く。

三十七の十九 D (H) 一一(一・四一(二・四一ジヒドロキシ一三・三一ジメチルブチラミド)酪酸（別名ホパンテン酸）、その塩類及びそれらの製剤

シクロヘキシリル」—「メチルエチル」—「一九・三〇—ジメトキシ—五・七・二—  
三・二九・三五—ヘキサメチル—「三六—ジオキサー四—アザトリシクロ【三〇・三・  
一・四〇】ヘキサトリアコンタ—「六・二四・二六—二八—テトラエニ—二・三・一〇・一  
四・二〇—ペンタオン（別名エベロリムス）の製剤であつて、一個中（一R・九S・一  
S・一五R・一六E・一八R・一九R・二二R・二三S・二四E・二六E・二八E・三〇  
S・三二S・三五R）—「一八—ジヒドロキシ—二—【（一R）—】—【（一S・三R・  
四R）—四—【（一ヒドロキシエトキシ】—三—メトキシシクロヘキシリル】—「メチルエ  
チル】—「一九・三〇—ジメトキシ—五・一七・二一・一三・二九・三五—ヘキサメチル—  
一—三六—ジオキサ—四—アザトリシクロ【三〇・三・一・〇】ヘキサトリアコンタ—  
一六・二四・二六—二八—テトラエニ—二・三・一〇・一四・二〇—ペンタオンとして五m  
g以下を含有する内用剤

三十七の二十一（五乙）—七—【（一R・一R・三R・五S）—三・五—ジヒドロキシ—二—  
（一E・三R）—三—ヒドロキシ—四—【三—（トリフルオロメチル）フェノキシ】ブト  
—エニル】シクロベンチルヘプト—五—エン酸イソプロピルエステル（別名トラボブズ  
ロスト）及びその製剤。ただし、（五乙）—七—【（一R・二R・三R・五S）—三・五—ジ  
ヒドロキシ—二—【（一E・三R）—三—ヒドロキシ—四—【三—（トリフルオロメチル）  
フェノキシ】ブト—エニル】シクロベンチルヘプト—五—エン酸イソプロピルエス  
テル〇・〇〇四%以下を含有する点眼剤を除く。

三十七の二十二（十）—（Z）—七—【（一R・二R・三R・五S）—三・五—ジヒドロキシ—  
二—【（三R）—三—ヒドロキシ—五—フェニル】シクロベンチル】—五—ヘプ

テング酸 イソプロピルエステル（別名ラタノプロスト）及びその製剤。ただし、 $m_1$ 中  
（十）—（Z）—七—【（一R・二R・三R・五S）—三・五—ジヒドロキシ—二—】【（二S）  
—三—ヒドロキシ—五—フエニルペニチル】シクロペンチル】—五—ヘプテン酸 イソプロ  
ピルエステル五O<sup>g</sup>以下を含有するものを除く。  
三十七の二十三 七—【（—S・三S・四R・五R）—三・四—ジヒドロキシ—五—（ヒドロ  
キシメチル）ピロリジン—一—イル】—一・五—ジヒドロ—四H—ピロロ【三・一—d】<sup>b</sup>ピ  
リミジン—一四—オン（別名フオロデシン）、その塩類及びそれらの製剤  
三十七の二十四 【R・九S・一—S・一—五R・一六E・一八R・一九R・二—R・一—S・  
一四E・二六E・二八E・三—O・S・三—S・三—S・三—五R】—一・一八—ジヒドロキシ—二—  
【（—R）—二—】【（—S・三R・四R）—四—ヒドロキシ—三—メトキシシクロヘキシル】  
—一—メチルエチル】—一九・三〇—ジメトキシ—一五・一七・二二・一三・二九・三五—  
ヘキサメチル—一・三六—ジオキサ—四—アザトリシクロ【三〇・三・一・四<sup>g</sup>】ヘキサ  
トリアコントー—六・二四・二六・二八—テトラエン】—三・一〇・一四・二〇—ベンタ  
オン（別名シリムス）及びその製剤  
三十七の二十五 一—（三・四—ジヒドロキシフエニル）—一—アミノエタノール又はその塩  
類の—ザ—ルを含有する製剤

三十八 ジヒドロキシフエニルアルキルアミノエタノール又はその化合物を含有する製剤並びにジヒドロキシフエニルイソプロピルアミノエタノール（別名イソプロテレノール）、その塩類及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。  
(1) 一錠中ジヒドロキシフエニルイソプロピルアミノエタノールとして  $10\text{ mg}$  以下を含有するもの

(4) (3) (2)  
左旋性エピレナミンとして○・一%以下を含有する外用剤、坐剤及び吸入剤  
ラセミ体エピレナミンとして○・七%以下を含有する吸入剤  
一錠中四一〔二一〔三級ブチルアミノ〕一一ヒドロキシエチル〕—オルト—フエニレ  
ンジ—バラートルアート〔別名ビトルテロール〕として四mg以下を含有するもの

- (5) 三・四-ジヒドロキシフェニルイソプロピルアミノエタノールとして5%以下を含有する外用剤  
 (6) 三・四-ジヒドロキシフェニルイソプロピルアミノエタノールとして1%以下を含有する吸入剤  
 (7) 三・五-ジヒドロキシフェニルイソプロピルアミノエタノールとして5%以下を含有する吸入剤  
 (8) 一錠中「—(三・五-ジヒドロキシフェニル) ——(三級ブチルアミノ) エタノール  
 (9) (別名テルブタリン) として2mg以下を含有するもの  
 (10) 一錠中二・二・—(ヘキサメチレンジイミノ) ——(三級ブチルアミノ) エタノールとして2mg以下を含有する内用剤  
 (11) 二・二・—(ヘキサメチレンジイミノ) ——(三・四-ジヒドロキシフェニル) ジエタノール (別名ヘキソプレナリン) として○・5mg以下を含有する  
 (12) 二・二・—(ヘキサメチレンジイミノ) エタノール (別名メチルドパ) 及びその製剤。ただし、内用剤を除く。  
 (13) 三十八の三 (R\*・R\*) ——(三・五-ジヒドロキシフェニル) ——(—(四-ヒドロキシベンジル) ジエタノールとして○・○二五%以下を含有する吸入剤  
 (14) 三十八の二 (ジヒドロキシフェニル-アルファ-メチルアラニン (別名メチルドパ) の製剤。ただし、内用剤を除く。  
 (15) 一錠中 (R\*・R\*) ——(三・五-ジヒドロキシフェニル) ——(—(四-ヒドロキシベンジル) エチルアミノ) エタノールとして二・五mg以下を含有するもの  
 (16) 二・二・—(ヘキサメチレンジイミノ) エタノール (別名フエノテロール) 及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除く。  
 (17) 三十八の三 (R\*・R\*) ——(三・五-ジヒドロキシフェニル) ——(—(四-ヒドロキシベンジル) エチルアミノ) エタノール (別名フエノテロール)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 一錠中三・四-ジヒドロ—H—(—ヒドロキシ—H—) —ベンゾピランとして六mg以下を含有するもの  
 (2) 三・四-ジヒドロ—H—(—ヒドロキシ—H—) —ベンゾピランとして○・二五%以下を含有する点眼剤  
 (3) 三十八の十三 (E) —六—(—・三-ジヒドロ—四-ヒドロキシ—六—メトキシ—七—メチル—三—オキソ—五—イソベンゾフラニル) —四—メチル—四—ヘキセン酸二—(四—モルホリニル) エチルエステル (別名ミコフエノール酸モフエチル) 及びその製剤  
 (4) 三十八の十四 四—(五R) —六—七—ジヒドロ—五H—ピロロ「—・二—c」イミダゾ—ル—五—イル」—三—フルオロベンゾニトリル (別名オシロドロスタッフ)、その塩類及びそれらの製剤  
 (5) 三十八の十五 N—【(—R—二R) ——(—・三—ジヒドロベンゾ「b」「—・四】ジオキシン—六—イル) ——ヒドロキシ—三—(ピロリジン—一—イル) プロパン—「—イル】  
 (6) 三十八の十六 一・六—ジヒドロ—二—メチル—六—オキソ【三・四—ビピリジン】—五—カルボニトリル (別名ミルリノン) 及びその製剤  
 (7) 三十八の十七 一—【三—(三・四—ジヒドロ—五—メチル—四—オキソ—七—プロピルイミダゾ【五・一—f】【一・二—四】トリアジン—二—イル) —四—エトキシフェニル】スマクタンアミド (別名エリグレスタット)、その塩類及びそれらの製剤  
 (8) 三十八の五 二・二—ジヒドロキノリン (別名グラフエニン) 及びその製剤  
 (9) 三十八の六 三—(—O—一—ジヒドロ—五H—ジベンゾ【a・d】シクロヘプテン—五—イリデン) ——エチル—二—メチルピロリジン (別名ピロヘプチン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中三—(—O—一—ジヒドロ—五H—ジベンゾ【a・d】シクロヘプテン—五—イリデン) ——エチル—二—メチルピロリジンとして2%以下を含有する散剤を除く。  
 (10) 三十八の七 (H) ——(四—ジヒドロ—一—六—ジメチル—四—(オルト—ニトロフエニル) —三・五—ピリジンジカルボン酸イソブチルエステル、メチルエステル (別名ニソルジビン) の製剤であつて一錠中 (H) ——(四—ジヒドロ—一—六—ジメチル—四—(オルト—ニトロフエニル) —三・五—ピリジンジカルボン酸イソブチルエステル、メチルエステル—〇mg以下を含有するもの  
 (11) 三十八の八 (H) ——(四—ジヒドロ—一—六—ジメチル—五—(五・五—ジメチル—一—オキソ—一—三・二—ジオキサホリナン—二—イル) —四—(三—ニトロフエニル) —三—ピリジンカルボン酸二—(ベンジル) アミノ) エチルエステル (別名エホジビン)、その塩類及びそれらの製剤  
 (12) 三十八の九 (H) ——(四—ジヒドロ—一—六—ジメチル—四—(二—ニトロフエニル) —三—五—ピリジンジカルボン酸、メチルエステル、二—オキソプロピルエステル (別名アラニジビン) 二%以下を含有する顆粒剤及び一カプセル中 (H) ——(四—ジヒドロ—一—六—ジメチル—四—(二—ニトロフエニル) —三・五—ピリジンジカルボン酸、メチルエステル二—オキソプロピルエステル—〇mg以下を含有するもの  
 (13) 三十八の十 (H) ——(四—ジヒドロ—一—六—ジメチル—四—(メタ—ニトロフエニル) —三—五—ピリジンジカルボン酸二—(四—ジフエニルメチル) ——(ピペラジニル) エチルエステル、メチルエステル (別名マニジビン)、その塩類及びそれらの製剤  
 (14) 三十八の十一 三・四—ジヒドロ—六—(四—(三・四—ジメトキシベンゾイル) ——(ピペラジニル) ——(H) —キノリノン (別名ベスナリノン) 及びその製剤  
 (15) 三十八の十二 三・四—ジヒドロ—八—(—ヒドロキシ—三—イソプロピルアミノ) プロポキシ—三—ニトロキシ—H—) —ベンゾピラン (別名ニプロラジロール) 及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除く。  
 (16) 一錠中三・四-ジヒドロ—H—(—ヒドロキシ—H—) —ベンゾピランとして六mg以下を含有するもの  
 (17) 三・四-ジヒドロ—H—(—ヒドロキシ—H—) —ベンゾピランとして○・二五%以下を含有する点眼剤  
 (18) 三十八の十九 (H) ——(三—ジヒドロ—九—メチル—三【(二—メチルイミダゾール—一—イリデン) メチル】カルバゾール—四—(H) —オン (別名オンドンセトロン)、その塩類及びそれらの製剤  
 (19) 三十八の二十 (四RS・四aSR) —四・四a—ジヒドロ—三・四—メトキシカルボニル—九—(二—メトキシカルボニルエチル) —四a・八・一四・一九—テトラメチル—一八—ビ

ニル—二三H・二五H—ベンゾ「b」ボルفين—一三—プロピオン酸と（四RS・四aS R）—四・四a—ジヒドロ—三・四—メトキシカルボニル—一三—（二—メトキシカルボニルエチル）—四a・八・一四・一九—テトラメチル—一八—ビニル—二三H・二五H—ベンゾ「b」ボルفين—九—プロピオン酸の一対一混合物（別名ベルテボルفين）及びその製剤

三十八の二十一 五・六—ジヒドロ—七—ヨード—<sub>123</sub>I—五—メチル—六—オキソ—四H—イミダゾ「二・五一a」「一・四」ベンゾジアゼピン—三—カルボン酸 エチルエステル（別名イオマゼニル（<sub>123</sub>I））を含有する製剤

三十八の二十二 ジファミラスト及びその製剤。ただし、一g中にジファミラスト一〇mg以下を含有する外用剤を除く。

三十八の二十三 四・五—ジフェニル—一—オキサゾールプロピオン酸（別名オキサブロジン）及びその製剤

三十八の二十四 一・三—ジフェニルメチル—一—オキサゾールプロピオン酸（別名ジフェニルメチルメチルスルフィニル）アセタミド（別名モダフイニル）及びその製剤

三十九の二十二 ジフェニルジメチルペリジウムとして二〇mg以下を含有するものを除く。

三十九の二十三 四・五—ジフェニル—一—オキサゾールプロピオン酸（別名オキサブロジン）及びその製剤

三十九の二十四 一・三—ジフェニルメチル（別名ジフェニルメチルメチルスルフィニル）アセタミド（別名モダフイニル）及びその製剤

三十九の二十五 ジフェニルジメチルアミノエタン、その塩類及びそれらの製剤。ただし、ジフェニルジメチルアミノエタンとして〇・一%以下を含有する外用剤を除く。

三十九の二十六 ジフェニルジメチルアミノエタン（別名ジフェニルメチルメチル）（別名ジフェニルメチルメチル）—一—ピペラジニルプロピル—二—ベンズイミダゾール—二（三H）—オニン三〇mg以下を含有する内用剤

三十九の二十七 ジフェニルジメチルホリニルカルボキシアミノエタン及びその製剤。ただし、一個中ジフェニルジメチルホリニルカルボキシアミノエタン五〇mg以下を含有するものを除く。

三十九の二十八 ジフェニルジメチルホリニルカルボキシアミノエタン（別名オキサトミド）及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 一個中—一〔三—〔四—（ジフェニルメチル）—一—ピペラジニル〕プロピル〕—二—ベンズイミダゾール—二（三H）—オニン三〇mg以下を含有する内用剤

(2) 一—〔三—〔四—（ジフェニルメチル）—一—ピペラジニル〕プロピル〕—二—ベンズイミダゾール—二（三H）—オニン二%以下を含有する内用剤

四十六の四 一—〔三—〔四—（ジフェニルメチル）—一—ピペラジニル〕プロピル〕—二—ベンズイミダゾール—二（三H）—オニン（別名オキサトミド）及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

四十六の三 (RS)—一—（ジフェニルメチルスルフィニル）アセタミド（別名モダフイニル）及びその製剤

四十六の四 一—〔三—〔四—（ジフェニルメチル）—一—ピペラジニル〕プロピル〕—二—ベンズイミダゾール—二（三H）—オニン（別名オキサトミド）及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

四十六の四 一—〔三—〔四—（ジフェニルメチル）—一—ピペラジニル〕プロピル〕—二—ベンズイミダゾール—二（三H）—オニン（別名オキサトミド）及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

四十六の四 一—〔三—〔四—（ジフェニルメチル）—一—ピペラジニル〕プロピル〕—二—ベンズイミダゾール—二（三H）—オニン（別名オキサトミド）及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

四十七の二 二・二—ジフルオロ—一—ジクロロエチルエーテル（別名メトキシフルラン）及びその製剤

四十七の三 三—〔二・六—ジフルオロ—三・五—ジメトキシフェニル〕—一—エチル—八—イミダゾール—二（三H）—オニン二%以下を含有する内用剤

四十七の四 二・四—一—ジフルオロ—四—ヒドロキシ—三—ビフェニルカルボン酸（別名ジチルジモルホリニルカルボキシアミノエタン五〇mg以下を含有するものを除く。

四十七の四 二—〔二・四—一—ジフルオロ—四—ヒドロキシ—三—ビフェニルカルボン酸（別名ジチルジモルホリニルカルボキシアミノエタン五〇mg以下を含有するものを除く。）〕—二—〔三—〔四—（ジフルオロ—二—二・五・六〕ピリド〕〔四・三—d〕〕ピリミジン—二—オニン（別名ペミガチニブ）及びそのフルラン）及びその製剤

四十七の五 四—〔四—（四—〔四—〔(三R・五R)〕—五—（二・四—ジフルオロフエニル〕—五—〔(H—一・二・四—トリアゾール—一—イル〕メチル〕テトラヒドロフルラン—三—イル〕メトキシ〕フェニル〕ピペラジン—一—イル〕フエニル〕—二—〔(二S・三S)〕—二—ヒドロキシベンタン—三—イル〕—二—〔四—ヒドロ—三H〕—一・二・四—トリフルニサル）及びその製剤

四十七の六 (三S—N—〔五—〔(二R)〕—二—〔二・五—ジフルオロフエニル〕ピロリジン—一—イル〕ピラゾロ〕〔一・五—a〕ピリミジン—三—イル〕—三—ヒドロキシピロリジン—一—カルボキシアミド（別名ボサコナゾール）及びその製剤

四十七の七 (二R・三S)—一—〔(一・四—ジフルオロフエニル)〕—三—〔五—フルオロピリミジン—四—イル〕—一—〔(一・二・四—トリアゾール—一—イル〕ブタン—二—オール（別名ボリコナゾール）の塩類及びそれらの製剤。ただし、一片中(二R・三S)—二—〔(一・四—ジフルオロフエニル)〕—三—〔五—フルオロピリミジン—四—イル〕—一—〔(一・二・四—トリアゾール—一—イル〕ブタン—二—オールとして五十ー・二m g以下を含有する体外診断薬を除く。

(1) 一個中—一—ジフェニル—ピペリジノブタノールとして二五mg以下を含有する内用剤

(2) 一—一—ジフェニル—ピペリジノブタノールとして一〇%以下を含有する内用剤

四十三 一・一—ジフェニル—三—ピペリジノブタノール、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中—一—ジフェニル—三—ピペリジノブタノールとして二mg以下を含有するもののを除く。

四十三の二 一・一—ジフェニル—二—ピペリジノブロパンノール、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中—一—ジフェニル—三—ピペリジノブロパンノールとして四mg以下を含有するものを除く。

四十四 ジフェニルピペリジノメタノール、その塩類及びそれらの製剤

四五十五 ジフェニルプロピルエチルアミン及びその塩類

四十六 一—一—ジフェニルプロピル—一—メチル—一—フエニルエチル—アミン、その塩類及びそれらの製剤

四十六の二 ジフェニルプロポキシ酢酸、一—メチル—一—ピペリジルエステル（別名プロピルエーテル）及びその製剤。ただし、一個中ジフェニルプロポキシ酢酸、一—メチル—一—ピペリジルエステルとして一八・二〇mg以下を含有する内用剤を除く。

四十六の三 (RS)—一—（ジフェニルメチルスルフィニル）アセタミド（別名モダフイニル）及びその製剤

四十六の四 一—〔三—〔四—（ジフェニルメチル）—一—ピペラジニル〕プロピル〕—二—ベンズイミダゾール—二（三H）—オニン（別名オキサトミド）及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

四十六の三 (RS)—一—（ジフェニルメチルスルフィニル）アセタミド（別名モダフイニル）及びその製剤

四十六の四 一—〔三—〔四—（ジフェニルメチル）—一—ピペラジニル〕プロピル〕—二—ベンズイミダゾール—二（三H）—オニン（別名オキサトミド）及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

四十六の四 一—〔三—〔四—（ジフェニルメチル）—一—ピペラジニル〕プロピル〕—二—ベンズイミダゾール—二（三H）—オニン（別名オキサトミド）及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

四十六の四 一—〔三—〔四—（ジフェニルメチル）—一—ピペラジニル〕プロピル〕—二—ベンズイミダゾール—二（三H）—オニン（別名オキサトミド）及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

四十七の八 N—〔五—〔(三・五—ジフルオロフエニル)〕メチル〕—H—インダゾール—三—イル〕—四—〔(一—メチルピペラジン—一—イル)〕—二—〔(オキサン—四—イル)〕アミノ〕ベンズアミド（別名エヌトレクチニブ）及びその製剤

四十七の九 (四R・一—aS)—一九—〔(一・四—ジフルオロフエニル)〕メチル〕カルバモイル〕—一—メチル—六・八—ジオキソ—三・四・六・八—一二・一二a—ヘキサヒドロ—二H—ビリド〔一・二..四..五〕ピラゾロ〔二—一b〕〔一・三〕オキサジン—七—オラート（別名ドルテグラビル）、その塩類及びそれらの製剤

四十七の十 (五乙)—七—〔(一R・一—R・三R・五S)〕—二—〔(一E)〕—三・三—ジフルオロー—四—フェノキシ—一—ブテニル〕—三—五—ジヒドロキシシクロパンチル〕—五—ヘ

四十七の十一 一（四）〔一（二・六ジフルオロベンジル）〕五〔（ジメチルアミノ）メチル〕〔三〕〔（六メトキシビリダジン-三イル）〕二・四ジオキソ-一・二・三・四-テトラヒドロチエノ〔二・三-d〕ビリミジン-六イル〕フェニル〕〔三〕メトキシ尿素（別名レルゴリクス）及びその製剤

四十七の十二 七〔（二-R・四aR・五R・七aR）〕二-〔（一-ジフルオロベンタノ-一イル）〕二-〔ヒドロキシ-六-オキソオクタヒドロシクロペント〕〔b〕ピラノ-五イル〕ヘブタン酸として二四mg以下を含有するものを除く。

四十七の十三 四・四-ジフルオロ-N-〔（-S）〕三〔（一R・三S・五S）〕三〔（三-メチル-五）〔プロパン-二イル〕〕四H-〔一-二・四-トリアゾル-四イル〕-〔八-アザビシクロ〔三・二-〕オクタン-ハイル〕-〔フエニルプロピル〕シクロヘキサンカルボキサミド（別名マラビロク）及びその製剤。ただし、カプセル中七〔（二-R・四aR・五R・七aR）〕二-〔（一-ジフルオロベンタノ-一イル）〕二-〔ヒドロキシ-六-オキソオクタヒドロシクロペント〕〔b〕ピラノ-五イル〕ヘブタン酸として二四mg以下を含有するものを除く。

四十七の十四 〔（R,S）〕二-〔（ジフルオロメトキシ）〕一・一・一-〔テトラフルオロエタン（別名デスフルラン）及びその製剤

四十七の十五 四-〔二-〔ジプロピルアミノ〕エチル〕-〔二-インドリノン（別名ロビニール）、その塩類及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

四十七の十六 一・六-ジプロモ-〔六-ジデオキシ-D-マンニトール（別名ミトブロニトール）及びその製剤

四十七の十七 三・五-ジプロモ-四-ヒドロキシフエニル-〔エチル-三-ベンゾフラニルケトン（別名ベンズプロマロン）及びその製剤

四十七の十八 ジベンゾチアジルジスルフイド及びその製剤。ただし、パツチテストに使用されることが目的とされている貼付剤を除く。

四十八 ジメタヌスルホキシブタン（別名ブスルファン）及びその製剤

四十九 ジメチルアミノイソプロピルアザフエノチアジンとして○・七五%以下を含有するもの

(1) 一個中ジメチルアミノイソプロピルアザフエノチアジンとして四mg以下を含有するもの

(2) 注射剤以外の製剤であつて一個中ジメチルアミノイソプロピルアザフエノチアジンとして一二mg以下を含有するもの

(3) ジメチルアミノイソプロピルアザフエノチアジンとして○・七五%以下を含有する外し、次に掲げるものを除く。

(4) ジメチルアミノイソプロピルアザフエノチアジンとして○・○五%以下を含有する内用液剤

四十九の二 四-ジメチルアミノ-〔イソプロピル-〕-〔フエニルワレロニトリル（別名イソアミニル）、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中四-ジメチルアミノ-〔イソプロピル-〕-〔フェニルワレロニトリルとして四〇mg以下を含有するもの及び四-ジメチルアミノ-〔イソプロピル-〕-〔フエニルワレロニトリルとして○・八%以下を含有するシロツブ剤を除く。

四十九の三 (一)-〔S〕-四-〔三-〔一-〔ジメチルアミノ〕エチル〕-〔H-インドール-五-イル〕メチル〕-〔一-オキサゾリジノン（別名ゾルミトリブタン）及びその製剤

(2) 五一 (三-ジメチルアミノプロピリデン) -ジベンゾシクロヘプタジエンとして○・○ ○○四-%以下を含有する体外診断薬  
 五十一の四 九一 (三-ジメチルアミノプロピリデン) -○・一〇-ジメチル-九・一〇-ジヒドロアントラゼン (別名メリトラゼン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中九一 (三-ジメチルアミノプロピリデン) -○・一〇-ジメチル-九・一〇-ジヒドロアントラゼンとして二五mg以下を含有するものを除く。  
 五十一の五 (-S) -一-「三- (ジメチルアミノ) プロピル」-一- (四-フルオロフエニル) -一-三-ジヒドロイソベンゾフラン-五-カルボニトリル (別名エスシタロブラン)、その塩類及びそれらの製剤  
 五十一の六 (+) - (四-S) -一〇-「(ジメチルアミノ) メチル」-四-エチル-四・九-ジヒドロキシ-一H-ビラノ [三・四・..六・七] インドリジノ [-・二-b] キノリン-一三・一四 (四H・-H) -ジオン (別名ノギテカソ) の製剤であつて、一バイアル中 (+) - (四-S) -一〇-「(ジメチルアミノ) メチル」-四-エチル-四・九-ジヒドロキシ-一H-ビラノ [三・四・..六・七] インドリジノ [-・二-b] キノリン-一三・一四 (四H・-H) -ジオンとして四mg以下を含有するもの  
 五十一の七 N -二-「五- (ジメチルアミノ) メチル」フルフリル チオエチル】-N、-メチル-二ニトロ-一-エテンジアミン (別名ラニチジン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中N -二-「五- (ジメチルアミノ) メチル」フルフリル チオエチル】-N、-メチル-二ニトロ-一-エテンジアミンとして三〇〇mg以下を含有するものを除く。  
 五十一の八 五一 (ジメチルアミノ) -九-メチル-一-プロピル-一H-ピラゾロ [二-a] [二・二・四] ベンゾトリアゾン-一-三- (二H) -ジオン (別名アザプロパゾン) 及びその製剤  
 五十一の九 (-R・-R) 及び (-S・-S) -一-ジメチルアミノメチル-一- (三-メトキシフェニル) シクロヘキサノール (別名ラマドール)、その塩類及びそれらの製剤  
 五十一の十 一-「(-R-S) -一-ジメチルアミノ-一- (四-メトキシフェニル) エチル】シクロヘキサノール (別名ベンラファキシン)、その塩類及びそれらの製剤  
 五十一の十一 一-ジメチル-三- (アルファ-シクロペンチル) マンデリルオキシピロリジニウムプロミド (別名グリコピロニウム臭化物) 及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除く。  
 (1) 一錠中 一-ジメチル-三- (アルファ-シクロペンチル) マンデリルオキシピロリジニウムプロミドとして一mg以下を含有するもの  
 (2) 一-ジメチル-三- (アルファ-シクロペンチル) マンデリルオキシピロリジニウムプロミドとして○・二-%以下を含有する顆粒剤  
 (3) 一カプセル中 一-ジメチル-三- (アルファ-シクロペンチル) マンデリルオキシピロリジニウムプロミドとして六三mg以下を含有する吸入剤  
 (4) 一噴霧中 一-ジメチル-三- (アルファ-シクロペンチル) マンデリルオキシピロリジニウムプロミドとして九mg以下を含有する吸入剤

五十一の十二 五一 (四-「二-三-ジメチル-二H-インダゾール-六-イル) (メチルアミノ) ピリミジン-一-イル アミノ) -二-メチルベンゼンスルホンアミド (別名パゾバニブ)、その塩類及びそれらの製剤  
 五十一の十三 (-) - (S) -五-「(一-ジメチルエチル) アミノ】-二-ヒドロキシプロポキシ】-三・四-ジヒドロ-一H-ナフタレン (別名レボブノロール)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一mL中 (-) - (S) -五-「(一-ジメチルエチル) アミノ】-二-ヒドロキシプロポキシ】-三・四-ジヒドロ-一H-ナフタレンとして四・四四mg以下を含有する点眼剤を除く。  
 五十一の十四 (五R・七S・一〇S) -一〇-「(一-ジメチルエチル) -N- (一R・二R) -一-「N- (シクロプロパンスルホニル) カルバモイル】-一-エチルシクロプロピル】-一-五-一五-ジメチル-三・九・二-トリオキソ-一-三・五・六・七・八・九・一〇-一-二-一四・一五・一六・一七・一八・一九-ヘキサデカヒドロ-一-二・二・三・五・八-ジメタノ-一H-ベンゾ「n】「一-一〇・三・六・一二】ジオキサトリニアザシクロヘンイコシン-一七-カルボキサミド (別名バニブレビル) 及びその製剤  
 五十一の十五 四-「(一-ジメチルエチル) -N-「六-「(一-ヒドロキシエトキシ) 五一 (二-メトキシフェノキシ) -二-「(ピリミジン-一-イル) ピリミジン-一-イル】ピリミジン-一-イル】ベンゼンスルホン酸アミド (別名ボセントン)、その塩類及びそれらの製剤  
 五十二 デジメチルエチル- (三-ヒドロキシフェニル) -アンモニウムクロリド及びその製剤  
 五十二の二 N -「(四・六-ジメチル-「オキソ-一-二-ジヒドロピリジン-三-イル) メチル】-五-「エチル (オキサン-四-イル) アミノ】-四-メチル-四・一- (モルホリン-四-イル) メチル】ビフェニル-三-カルボキシアミド (別名タゼメントスタツ)、その塩類及びそれらの製剤  
 五十二の三 三-ジメチルカルバモイルオキシ-一-メチルピリジニウムプロミド (別名臭化ピリドスチグミン) の製剤であつて一錠中三-ジメチルカルバモイルオキシ-一-メチルピリジニウムプロミド六〇mg以下を含有するもの  
 五十三 デジメチル-一-ジクロロ-一-二-ジプロムエチルホスフエイト及びそれを含有する製剤。ただし、ジメチル-一-ジクロロ-一-二-ジプロムエチルホスフエイト五%以下を含有するものを除く。  
 五十四 デジメチルジクロロビニルホスフエイト (別名DDVP)、その化合物及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。  
 (1) デジメチルジクロロビニルホスフエイト五%以下を含有する殺虫剤、ジメチルジクロロビニルホスフエイトを紙又はフェルトに吸着させた殺虫剤であつて一枚中ジメチルジクロロビニルホスフエイト〇・五g以下を含有するもの及びジメチルジクロロビニルホスフエイトをプラスチック板に吸着させた殺虫剤であつて一枚中ジメチルジクロロビニルホスフエイト二・三九g以下を含有するもの  
 (2) メチルジクロロビニルリン酸カルシウムとジメチルジクロロビニルホスフエイトとの錯化合物 (別名カルクロホス) 六%以下を含有する殺虫剤及びメチルジクロロビニルリン酸カルシウムとジメチルジクロロビニルホスフエイトとの錯化合物を紙又はプラスチック板に吸着させた殺虫剤であつて一枚中メチルジクロロビニルリン酸カルシウムとジメチルジクロロビニルホスフエイトとの錯化合物〇・三五g以下を含有するもの  
 五十四の二 デジメチル-一-四-ジヒドロ-二-六-ジメチル-四- (二-ニトロフェニル) -三・五-ピリジンジカルボキシラート (別名ニフエジピン) 及びその製剤  
 五十四の三 (E) -N・N-ジメチルジベンズ「b・e】 チエビン-デルタ- (六H) ・ガルマープロピルアミン (別名ドスレピン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。  
 (1) 一カプセル中 (E) -N・N-ジメチルジベンズ「b・e】 チエビン-デルタ- (六H) ・ガルマープロピルアミンとして二五mg以下を含有するもの  
 (2) 一錠中 (E) -N・N-ジメチルジベンズ「b・e】 チエビン-デルタ- (六H) ・ガルマープロピルアミンとして七五mg以下を含有するもの  
 五十四の四 九・九-ジメチル-一〇-「(ジメチルアミノ) プロピル】アクリダン (別名ジメタクリン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中九・九-ジメチル-一〇-「(ジメチルアミノ) プロピル】アクリダンとして二五mg以下を含有するものを除く。

五十五三—ジメチルスルファミド—〇—メチルピペラジニルプロピル—フエノチアジン、  
五十五の三—三・五一ジメチル—一トリアゼノ—イミダゾール—四カルボキサミド（別名ダカルバジン）及びその製剤  
五十五の二—五一（三・三トジメチル—一トリアゼノ—イミダゾール—四カルボキサミン、  
メマンチン）、その塩類及びそれらの製剤  
五十五の四（—E・四E・六E・八E）—三・七ジメチル—九（二・六・六—トリメチル—一シクロヘキセン—一イル）—二・四・六・ハーノナテトラエン酸（別名トレチノイン）及びその製剤  
五十五の五—二・四—一ジメチル—三—ピペリジノプロピオフェノン（別名トルペリゾン）、  
その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中二・四、一ジメチル—三—ピペリジノプロピオフェノンとして五〇mg以下を含有するものを除く。  
五十五の六（十）—（S）—四—「—（二・三—ジメチルフェニル）エチル」—H—イミダゾール（別名デクスマデトミジン）の製剤であつて、一バイアル中（十）—（S）—四—「—（二・三—ジメチルフェニル）エチル」—H—イミダゾールとして二〇〇μg以下を含有するもの及び一ml中（十）—（S）—四—「—（二・三—ジメチルフェニル）エチル」—H—イミダゾールとして四μg以下を含有する注射剤  
五十五の七—「—（二・四—ジメチルフェニルスルファニル）フェニル」ピペラジン（別名ボルチオキセチン）、その塩類及びそれらの製剤  
五十五の八—N—（二・六—ジメチルフェニル）—H—ピロリジジニルアセトアミド（別名ピルジカイニド）、その塩類及びそれらの製剤  
五十五の九（一）—（S）—N—（二・六—ジメチルフェニル）—H—プロピルピペリジン—H—カルボキサミド（別名ロピパカイン）の製剤であつて一ml中（一）—（S）—N—（二・六—ジメチルフェニル）—H—カルボキサミド—〇mg以下を含有する注射剤  
五十五の十一（十）—（R\*）—二・六—ジメチル—四—（メタ—ニトロフェニル）—三—メチル—五—オキソ—一・五一ジヒドロ—四H—ピラゾール—四—イリデン）ヒドラジノ—H—ピロキシビフェニル—三—カルボン酸 ピス（—アミノエタノール）（別名エルトロンボパグ オラミン）及びその製剤  
五十五の十二（十）—（三—S・四S）—二・六—ジメチル—四—（メタ—ニトロフェニル）—一・四—ジヒドロピリジン—三・五一ジカルボン酸（R\*）—H—ベンジル—三—ピペリジニルエステル、メチルエステル（別名ベニジピン）又はその塩類の製剤であつて、一個中（十）—（R\*）—二・六—ジメチル—四—（メタ—ニトロフェニル）—H—四—ジヒドロピリジン—H—カルボン酸（R\*）—H—ベンジル—三—ピペリジニルエステル、メチルエステルとして七・四六mg以下又は〇・三七%以下を含有する内用剤  
五十五の十三（十）—（三—S・四S）—二・六—ジメチル—四—（メタ—ニトロフェニル）—一・四—ジヒドロピリジン—三・五一ジカルボン酸 三—（—、—ベンジル—三—ピロリジニル）エステル、メチルエステル（別名バルニジピン）又はその塩類の製剤であつて、一個中（十）—（三—S・四S）—二・六—ジメチル—四—（メタ—ニトロフェニル）—H—カルボン酸—H—（N—ベンジル—N—メチルアミノ）エチルエステルとして四〇mg以

下を含有する内用剤及び二・六一ジメチル一四一(メタニトロフェニル)一一・四一ジヒドロピリジン-三・五-ジカルボン酸二-(N-ベニジル-N-メチルアミノ)エチルエステルメチルエステルとして一〇%以下を含有する散剤を除く。  
五十五の十四 ジメチル-(四一メチルメルカプト-三-メチルフェニル)-チオホスフエイト及びその製剤。ただし、ジメチル-(四一メチルメルカプト-三-メチルフェニル)-チオホスフエイト五%以下を含有する殺虫剤を除く。  
五十五の十五 一・一-ジメチル-五-メトキシ-三-(ジチエニ-二-イルメチレン)ピペリジニウムプロミド(別名臭化チメピジウム)及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除く。  
(1) 一個中一・一-ジメチル-五-メトキシ-三-(ジチエニ-二-イルメチレン)ピペリジニウムプロミド三〇mg以下を含有する内用剤  
(2) 一・一-ジメチル-五-メトキシ-三-(ジチエニ-二-イルメチレン)ピペリジニウムプロミド六%以下を含有する内用剤  
五十五の十六 N-〔(六・七-ジメトキシキノリン-四-イル)オキシ〕フェニル-N-(四-フルオロフェニル)シクロプロパン-一・一-ジカルボキシアミド(別名カボザンチニブ)、その塩類及びそれらの製剤  
五十五の十七 三-〔〔(七S)-一三・四-ジメトキシビシクロ「四・二・〇」〕オクタ-一-・三・五-トリエン-一-イル〕メチル(メチル)アミノ〕プロピル-一七・八-ジメトキシ-一・三・四・五-テトラヒドロ-二H-三-ベンゾアゼビン-二-オン(別名イバブラジン)又はその塩類の製剤であつて、一錠中三-〔〔(七S)-一三・四-ジメトキシビシクロ「四・二・〇」〕オクタ-一・三・五-トリエン-一-イル〕メチル(メチル)アミノ〕プロピル-一七・八-ジメトキシ-一・三・四・五-テトラヒドロ-二H-三-ベンゾアゼビン-二-オンとして七・五mg以下を含有するもの  
五十五の十八 〔〔三・四-ジ-(四-メトキシフェニル)〕-五-イソキサゾリル〕酢酸(別名モフエゾラク)及びその製剤  
五十五の十九 一-〔〔三・四-ジメトキシフェニル〕〕-五-エチル-一・八-ジメトキシ-四-メチル-五H-二・三-ベンゾジアゼビン(別名トフイソパム)及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 一個中一一(三・四-ジメトキシフエニル)-五一エチル-七・八-ジメトキシ-四-メチル-五H-二・三-ベンゾジアゼピン五〇mg以下を含有する内用剤  
 (2) 一-(三・四-ジメトキシフエニル)-五一エチル-七・八-ジメトキシ-四-メチル-五H-二・三-ベンゾジアゼピン-〇%以下を含有する内用剤  
 五十五の二十(+)一-(三・四-ジメトキシフエチル)アミノ)-三-(メタ-トリルオキシ)-二-プロパンオール(別名ベバントロール)、その塩類及びそれらの製剤  
 五十五の二十一(二RS)-五一-(三・四-ジメトキシフエチル)メチルアミノ)-二-(三・四-ジメトキシフエニル)-二-(二-メチルエチル)ベンタンニトリル(別名ベラパミル)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一個中(二RS)-五一-(三・四-ジメトキシフエチル)メチルアミノ)-二-(三・四-ジメトキシフエニル)ペニンニトリルとして四〇mg以下を含有する内用剤を除く。  
 五十五の二十二(三RS)-一九・一〇-ジメトキシ-三-(二-メチルプロピル)-一三・四・六・七-テトラヒドロ-一H-ピリド[二-一-a]イソキノリン-二(二-bH)-一オン(別名テトラベナジン)及びその製剤  
 五十五の二十三臭化-(アルファン-二ベータ-四ベータ-五アルファ-七ベータ)-七-(ヒドロキシジ-一-チエニルアセチル)オキシ)-九・九-ジメチル-三-オキサ-九-アゾニアアトリシクロ[三・三・一・〇]ノナン(別名臭化チオトロピウム)及びその製剤。

ただし、一個中臭化（「アルファ・二ベータ・四ベータ・五アルファ・七ベータ）」「七  
〔ヒドロキシジーニチニルアセチル〕オキシ」十九・九一ジメチル-三-オキサ-十九  
アゾニアトリシクロ「三・三・一・〇」ノナンとして二・六七 g 以下を含有する吸入  
剤及び噴霧中臭化（「アルファ・二ベータ・四ベータ・五アルファ・七ベータ）」「七  
〔ヒドロキシジーニチニルアセチル〕オキシ」十九・九一ジメチル-三-オキサ-十九  
アゾニアトリシクロ「三・三・一・〇」ノナンとして三・〇一 g 以下を含有する吸入剤  
を除く。

五十五の二十四 臭化（—） | —（R\*・二R\*・四S\*・五S\*・七S\*・九S\*） | 九—エチル—九—メチル—七—（S）—トロポイルオキシ—三—オキサ—九—アゾニアトリシン  
クロ（三・三・一・〇）ノナン（別名臭化オキシトロピウム）及びその製剤。ただし、臭化（—）—（R\*・二R\*・四S\*・五S\*・七S\*・九S\*） | 九—エチル—九—メチル—七—（S）—トコボイレオキン—三—オキサ—九—アゾニアトリシンクロ（三・三・一・

四〇) ノナン〇・一七八%以下を含有する吸入剤を除く。  
五十五の二十五 臭化一アンモニウム (R) 一二三 ([(R)] - (シクロベンチル) ヒドロキシ (フェニル) アセチル」オキシ) 一一一 (二エトキシ-二オキソエチル) 一一メチルピロリジニウム (別名ソフピロニウム臭化物) 及びその製剤。ただし、一g中に臭化一アンモニウム (R) 一二三 ([(R)] - (シクロベンチル) ヒドロキシ (フェニル) アセチル) を含有する。

(1) 一個中臭化トランス—三—（ジ—一—チエニルメチレン）オクタヒドロ—五—メチル—  
 $-H - C_6H_{10} - CH_2 - H$   
 —H—キノリジニウム—○mg 以下を含有する内用剤

(2) 臭化トランス—三—（ジ—一—チエニルメチレン）オクタヒドロ—五—メチル—  
 $-H - C_6H_{10} - CH_2 - H$   
 キノリジニウム—% 以下を含有する顆粒剤

五十五の二十六 臭化トランス—三—（ジ—一—チエニルメチレン）オクタヒドロ—五—メチル—  
 $-H - C_6H_{10} - CH_2 - H$   
 ル—H—キノリジニウム（別名臭化チキジウム）を含有する製剤。ただし、次に掲げるもの  
 のを除く。

五十六 修醸セリウム  
五十六の一二三・五一・ジヨードー四一 (三一ヨードー四一アセトキシフエノキシ) 安息香酸  
(別名アセチロマート) 及びその製剤  
五十六の三 チロコブラン、その旨頭及びそれらの製剤

五十六の四  
五十六の五  
五十七  
スルフアピリジン及びその製剤  
スチムリマブ及びその製剤  
スペソリマブ及びその製剤

五十八 スルホナール、メチルスルホナール及びそれらの製剤  
五十九の二 成長ホルモン分泌因子(ヒト)——(一一四四)——ペプチドアミド(別名ソマトレン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一バイアル中成長ホルモン分泌因子(ヒト)

一（一四四）ヘブチアドミトとして〇〇g以下を含有するものを除く。五十九 石炭酸及びその製剤。ただし、純石炭酸五%以下を含有するものを除く。

(1) 一 個中九・一〇—セココレスター五・七・一〇(一九)—トリエン—アルファ・三七八  
タージオール(別名アルファカルシドール)であつて次に掲げるもの

(2) 一ターニオーバルミン  $\text{m}_1$  中九・一〇—セココロスター五・七・一〇 (一九) —トリエン—アルファ・三  
ベータジオール〇・五  $\mu\text{g}$  以下を含有する内用液剤であつて一容器中九・一〇—セコ

(3) 九・一〇—セココレスター五・七・一〇(一九)—トリエン—アルファ・三ベータ—ジオール五ニ g  
コレスター五・七・一〇(一九)—トリエン—アルファ・三ベータ—ジオール五ニ g  
以下を含有するもの

(3) 九・一〇—セココレスター五・七・一〇(二九)—トリエン—アルファ・三ベータジオール○・○〇〇—%以下を含有する散剤

ジオール○・○○○-%以下を含有する散剤  
五十九の四 (五Z・七E) 一九・一〇—セコ—五・七・一〇(一九)—コレステラトリエン—  
—アルファ・三ベータ・二五一—トリオール (別名カルシトリオール) の製剤であつて一個中  
(五Z・七E) 一九・一〇—セコ—五・七・一〇(一九)—コレステラトリエン—アルファ・  
三ベータ・二五一—トリオール○・五g 以下を含有する内用剤 1mL 中 (五Z・七E) 一  
九・一〇—セコ—五・七・一〇(一九)—コレステラトリエン—アルファ・三ベータ・二五  
—トリオール— g 以下を含有する注射剤

五十九の五 (十) — (五Z・七E・二四R) 一九・一〇—セココレスター—五・七・一〇(二  
九) —トリエン—アルファ・三ベータ・二四—トリオール(別名タカルシトール)の製剤  
であつて、(十) —(五Z・七E・二四R) 一九・一〇—セココレスター—五・七・一〇(一  
九) —トリエン—アルファ・三ベータ・二四—トリオール(別名タカルシトール)の製剤

九）トリエントー・アルブア・三ヘーダ・二四）トリオールとする外用剤

五十九の八  
五十九の九  
セベリパーゼアルファ及びその製剤  
セマグルチド及びその製剤

五十九の十一 セミプリマブ及びその製剤  
五十九の十一 セルトリズマブ ペゴル及びその製剤

五十九の十二  
五十九の十三  
五十九の十四  
セルペルカチニブ及びその製剤  
セルメチニブ、その塩類及びそれらの製剤  
セルリボナーゼアルファ及びその製剤

五十九の十五 ソトラシブ及びその製剤  
五十九の十六 ゾルベツキシマブ及びその製剤  
五十九の十七 ダニュペノ及ぼその製剤

五十九の十七 タニコハン及びその製劑  
五十九の十八 タラゾ<sup>ア</sup>パリブ又はその塩類の製剤であつて一カプセル中タラゾ<sup>ア</sup>パリブとして一  
mg以下を含有するもの

五十九の十九 ダラツムマブ及びその製剤  
五十九の二十 ダリナパルシン及びその製剤

五十九の二十一 二一（四一チアゾリ）ベンズイミダゾール（別名チアベンダゾール）及びその製剤

五十九の二十二 チアミン、コバルト(一+) 及びクロロフイリンよりなる錯化合物(別名チアミン・コバルト・クロロフイリン錯化合物) 及びその製剤。ただし、一個中チアミン、コバルト(一+) 及びクロロフイリンよりなる錯化合物五・〇mg 以下を含有する内用剤を除

六十 チオバルビツール酸の誘導体及びその製剤

六十三の二  
二—「チオカルヘータードークルニビラノサト」(トリエチアルオブチブイソ)金  
三—四、六—「テトラセタート(別名オーラノフィン)」の製剤であつて、一個中(二—「チオ  
カルレコピラノマト」(別名エレホドスフイ)ノ金二—三、四、六—「テトラア

セタート III m. 以下を含有する内用剤

## 六十一の二 六十一の三 チルゼバチド及びその製剤 チルドラキズマブ及びその製剤



一二一・二三一・ジヒドロアベルメクチン<sup>a</sup> A<sub>1</sub><sup>a</sup> 及び五一〇—デメチル一二五一デ (一メチルブロピル) 一二三・二三一・ジヒドロ一二五一 (一一メチルエチル) アベルメクチン A<sub>1</sub><sup>a</sup> の混合物として五〇%以下を含有する錠剤

六十二の十九 デュークラバシチニブ及びその製剤

六十二の二十九 デュピルマブ及びその製剤

六十二の二十一 デュラグチド及びその製剤

六十二の二十二 デュルバルマブ及びその製剤

六十二の二十三 ドシリズマブ及びその製剤

六十二の二十四 ト拉斯ツズマブ エムタンシン及びその製剤

六十二の二十五 ト拉斯ツズマブ デルクステカソン及びその製剤

六十二の二十六 トラフェルミン及びその製剤。ただし、トラフェルミン一・四一 mg 以下を含有する外用剤を除く。

六十二の二十七 トラロキヌマブ及びその製剤

六十二の二十八 四・四、一 [ (一H) 一・二・四一トリアゾール一一イル] メチレンジベンゾニウムクロリド二五 mg 以下を含有するものを除く。

六十三 トリエチレンチオホスホルアミド及びその製剤

六十三の二 トリクロルエチルホスフエイト、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中トリクロルエチルホスフエイトとして〇・五 g 以下を含有するものを除く。

六十四 トリクロル酢酸及びその製剤。ただし、トリクロル酢酸六〇%以下を含有する体外診断薬を除く。

六十五 トリクロロヒドロキシエチルジメチルホスホネイト及びその製剤。ただし、殺虫剤であつてトリクロロヒドロキシエチルジメチルホスホネイト二〇%以下を含有するもの及びトリクロロヒドロキシエチルジメチルホスホネイトを紙に吸着させた殺虫剤であつて一枚中トリクロロヒドロキシエチルジメチルホスホネイト〇・三六 g 以下を含有するものを除く。

六十六 三一トリクロロヒドロキシエチルチオ一五 (一一エチル) 一アミルヒダントイン及びその散剤。ただし、一錠中三一トリクロロメチルチオ一五 (一一エチル) 一アミルヒダントイン三〇 mg 以下を含有する臓剤及び三一トリクロロメチルチオ一五 (一一エチル) 一アミルヒダントイン%以下を含有する散剤たる臓剤を除く。

六十七 トリス (ベータクロロエチル) 一アミン、メチルビス (ベータクロロエチル) 一アミン (別名メクロルエタミン)、メチルビス (ベータクロロエチル) 一アミンオキシド (別名ナイトロジエンマスターード一エヌ一オキシド)、それらの塩類及びそれらの製剤

六十七の二 N (二・二・二一トリフルオロエチル) 一九一 [ 四一 (四一 (トリフォルオロメチル) ビフェニル一一イル) カルボキサミド] ピペリジン一 (一イル) ブチル】一九H 一フルオレン一九一カルボキサミドとして二十 mg 以下を含有するもの。

びそれらの製剤。ただし、一錠中二一トリフルオロメチル一九一 (三一 (四一 (二一ヒドロキシエチル) 一ピペラジン一一イル) プロピリデン) チオキサンテンとして一 mg 以下を含有するものを除く。

六十七の四 N (四一 (四一 (三一 (二一 (トリフォルオロメチルフエニル) 一五一メチルイソキサゾール) 四一カルボキサミド (別名レフルノミド) 及びその製剤

六十七の五 四一 (三一 (二一 (トリフォルオロメチル) フエノチアジン一〇一イル) プロピル) 一ピペラジンエタノールヘプタノエート (別名エナント酸フルフエナジン) の製剤

六十七の六 六・六・九一トリメチル一九一アザビシクロ (三・三・二) ノン一三ベータイルジ (二一チエニル) グリコレート (別名マザチコール)、その塩類及びそれらの製剤。

六十七の七 六・六・九一トリメチル一九一アザビシクロ (三・三・二) ノン一三ベータイルジ (二一チエニル) グリコレートとして四 mg 以下を含有するもの及び六・六・九一トリメチル一九一アザビシクロ (三・三・一) ノン一三ベータイルジ (二一チエニル) グリコレートとして一%以下を含有する散剤を除く。

六十八 トリメチルアンモニウムプロビルメチルカンヒジニウムサルフェイト (別名トリメチジニウムメタルフェイト) 及びその製剤

六十八の二 (十) 一三・四・五一トリメトキシ一N一三一ピペリジルベンズアミド (別名トロキシビド) 及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 一個中 (十) 一三・四・五一トリメトキシ一N一三一ピペリジルベンズアミド一〇〇 mg 以下を含有する内用剤

(2) (十) 一三・四・五一トリメトキシ一N一三一ピペリジルベンズアミド一〇%以下を含有する内用剤

六十八の三 一 (三・四・五一トリメトキシベンジル) 一六・七一ジヒドロキシ一一二・三・四一テトラヒドロイソキノリン (別名トリメトキノール)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一個中一 (三・四・五一トリメトキシベンジル) 一六・七一ジヒドロキシ一一二・三・四一テトラヒドロイソキノリンとして三 mg 以下を含有する内用剤並びに一 (三・四・五一トリメトキシベンジル) 一六・七一ジヒドロキシ一一二・三・四一テトラヒドロイソキノリンとして一%以下を含有する吸入剤、散剤及びシロップ剤を除く。

六十九 トリヨードサイロニンナトリウム及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 一錠中トリヨードサイロニンナトリウム〇・〇〇五 mg 以下を含有するもの

(2) 一 m l 中トリヨードサイロニンナトリウム〇・八 mg 以下を含有する体外診断薬

六十九の二 トリルスルホニルブチルウレア、その誘導体及びそれらの製剤

六十九の三 トルバブタニン酸エステル、その塩類及びそれらの製剤

六十九の四 トレメリマブ及びその製剤

六十九の五 (二S・三S・五R) 一三一トロボイルオキシ一八一イソプロピルトロピニウムプロミド (別名臭化イプラトロピウム) 及びその製剤。ただし、一容器中 (一S・三S・五R) 一三一トロボイルオキシ一八一イソプロピルトロピニウムプロミド五・二三六 mg 以下を含有する吸入剤を除く。

六十九の六 ナタリズマブ及びその製剤

六十九の七 三一 (二ナフチル) 一D一アラニル一L一システイニル一L一チロシン一D一トリプトフィル一L一リシン一L一バリル一L一システイニル一L一トレオニンアミド環状 (二・七) 一ジスルフィド (別名ランレオチド)、その塩類及びそれらの製剤

六十九の八 (十) 一一一級ブチル一四一 [ パラ一四一 (二R\*・四S\*) 一二 (二・四一ジクロロエニル) 一二一 (一H) 一一一四一トリアゾール一一イルメチル) 一一三一ジオキソラン一四一イル] メトキシフエニル) 一一ピペラジニル) フエ

「ニル」「デルタ」「一・二・四・トリアゾリン」「五・オン」(別名イトラコナゾール) 及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 一個中(+) —— 二級ブチル —— 四 —「パラ」 —「四」 —「パラ」 —「[( $\text{Cl}$ ) $\text{R}^*$  \* . 四 $\text{S}^*$ ]」 —  
 二 —(三・四ジクロロフエニル) —「一」 —(H —「二・四トリアゾール」 —「イル  
 メチル」) —「三ジオキソラン —「四イル」メトキシ」フエニル」 —「ビペラジニ  
 レ「フェニル」 —「デレタ二 —「二・四トリアゾリン —「五 —「オノ」として二〇〇mg 以下

(2) 又は一%以下を含有する内用剤

二一(二・四・ジ・ク・ロ・ロ・フ・エ・ニ・ル) 二一(ヒー・二・四・ト・リ・ア・ゾ・ル) 二一(イル・メ・チ・ル) 一一(三・ジ・オ・キ・ソ・ラ・ン) 四一(イル) メ・ト・キ・シ(フ・エ・ニ・ル) 一一(ペ・ラ・ジ・三・ル) フ・エ・ニ・ル 一(デ・ル・タ・二) 一(二・四・ト・リ・ア・ゾ・リ・ン) 五(一・オ・ン) とし(て) 五(一・イ・ヌ) *so*

六十九の九 二水素 クロロ [七・一・一・ジエテニル-三・八・一・三・一七-テトラメチル-  
二一H-二三H-] ポルフィン-一・一八-ジプロパンオアト (四一) -N<sub>2</sub><sup>1</sup> · N<sub>2</sub><sup>2</sup> · N<sub>2</sub>  
3 · N<sub>2</sub><sup>4</sup> 失後 (二一) (別名: ミノ) 及びその製剤

(1) 一錠中ニトログリセリン〇・三mg (徐放性製剤たる口腔内貼付剤にあつては、二・五  
六十九の十一「硝酸ニトログリセリン」及びその製剤であつて次に掲げるもの。

3) (2) m g 以下を含有するもの  
一 mL 中ニトログリセリン五 mg 以下を含有する注射剤  
ニトログリセリン二 % 以下を含有する軟膏

(5) (4) ( )  
一枚中ニトログリセリン二七mg以下を含有する貼付剤  
一噴霧中ニトログリセリン〇・三mg以下を含有するエアゾール剤及び液剤

六十九の十一 二一「二一ニトロ一四一（トリフルオロメチル）ベンゾイル」シクロヘキサン  
一一・三一ジオン（別名ニチシンノン）及びその製剤  
六十九の十二 ニボルマブ及びその製剤

六十九の十三  
六十九の十四  
六十九の十五  
ネシツムマブ及びその製剤  
ネモリズマブ及びその製剤  
バシリキシマブ及びその製剤

六十九の十六 パチシラン、その塩類及びそれらの製剤  
六十九の十七 パニツムマブ 及びその製剤  
六十九の十八 パビナフスプ アルファア及びその製剤

(2) (1) 七十  
バラアセトアミノフエノール及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除く。  
一個中バラアセトアミノフエノール〇・三g以下を含有するもの  
バラアセトアミノフエノーレニル以下を含有するノコソブ剤又はエリキシル剤であつて

(3) ( )  
一容器中パラアセトアミノフェノール〇・六g以下を含有するもの  
パラアセトアミノフェノール〇・〇二%以下を含有する体外診断薬

七十一、パラアミノ安息香酸ジエチルアミノヘプチルエステル、その塩類及びそれらの製剤。ただし、パラアミノ安息香酸ジエチルアミノヘプチルエステルとして5%以下を含有する外用剤を除く。

(1) 二一「パラ」(二一オキソシクロベンチルメチル) フエニル】プロピオン酸七%以下を含有する外用剤  
名ロキソプロフェン、その塩類及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(2) 一個中二「ペラ」(二一オキシクロペンチルメチル) フエニル】プロピオン酸として五十五・一二 mg 以下を含有するもの

(3) フロビン酸としてナ・  
「スキンシクロベンテルナフタバ」  
「ハリ」(二-「スキンシクロベンテルナフタバ」) フロビン酸としてナ・  
一八%以下を含有する細粒剤

五五%以下を含有する内用液剤  
七十一の三二一「パラー（二ークロルー・二ージフエニルビニル）-フエノキシ」-トリエチルアミン（別名クロミフエン）、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中二一「パ

ラー（二一クロロー・二一ジフエニルビニル）—フエノキシ）—トリエチルアミンとして  
五〇mg以下を含有するのを除く。

アーフェニルベンジル）—四—メチル—・四—ジアザシクロヘプタンとして一〇m g以下を含有するものを除く。

〔一・一-a〕イソインドール—五—オール（別名マジンドール）及びその製剤  
七十一の六 四—（パラ—クロロフェニル）—一（四—（パラ—フルオロフェニル）—四—  
オキシブチル）—四—ゼリジニルデカノエート（別名デカノン酸ハロベリドール）及びそ

の製剤  
七十一の七 四一〔四一（パラ－クロロロフエニル）－四－ヒドロキシ－－ピペリジル〕—  
N・N-ジメチル一一二-ジフエニルブチルアミド（別名ロペラミド）又はその塩類を含

(1) 一個中四一「四一（パラークロロフェニル）—四—ヒドロキシ—一ピペリジル」—  
有する内用剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(2) N-N-シブコル-二-ニシブコルアミトとして-n-を有する内用劑  
四一【四一(バラクロロフエニル)-四ヒドロキシ-ペリジル】-N-N-ジメチル-二-ジフェニルブチルアミド○二%以下を含有する内用剤

七十一の八  
四一（バラークロロフェニル）—二—フェニルチアゾール—五—酢酸（別名フェニチアザク）及びその製剤。ただし、一個中四一（バラーキロロフェニル）—二—フェニルチアゾール—五—酢酸一〇〇mg以下を含有する内用剤を除く。

(1) 一錠又は一カプセル中四一(バラークロロベンジル)一一(ヘキサハイドロ一一メチル一一H—アゼピン—四—イル)一一(=H)一フタラジノンとして二mg以下を含有するもの

(2) 四一(バラークロロベンジル)一一一(ヘキサハイドロ一一メチル一Hアゼピン  
一四一イル)一一(=H)一フタラジノンとして○・二%以下を含有する顆粒剤  
七十一の十 三一「四」三一(一バラークロロベンジイル一五一メトキシ)一一メチルイレ

「ドーロー三イルアセトキシ」エチル」「一ピラジニル」プロピル（ナ）「四ベニザミド」N・N-ジプロピルタラム酸（別名プログルメタシン）、その塩類及びそれらの製剤

七十一の十一—二—二—一—（バラークロロベンゾイル）—五一—メトキシ—二—メチルイ  
ンドール—三—イル」アセトキシ」酢酸（別名アセメタシン）及びその製剤  
七十一の十二—一—（バラークロロベンゾイル）—五一—メトキシ—二—メチルインドール—三  
—酢酸（別名インドメタシン）、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一—（バラークロロ

- ベンゾイル) — 五一メトキシ — 一メチルインドール — 三 — 酢酸 1%以下を含有する外用剤 及び 一 (バラークロロベンゾイル) — 五一メトキシ — 一メチルインドール — 三 — 酢酸 5%以下を含有する硬膏剤を除く。
- 七十一の十三 一 (バラークロロベンゾイル) — 五一メトキシ — 一メチル — H — インド ベンゾイル — 三 — 酢酸 (六 E) — 三 · 七 · 一一 — トリメチル — 二 · 六 · 一 · 〇 — デカトリエニルエステルの二 E · 二 Z の七対三幾何異性体混合物 (別名インドメタシン ファルネシル) 及びその製剤
- 七十二 一 (バラクロロベンツヒドリル) — 四 — メチルピペラジン、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠、一包又は一カプセル中 一 (バラクロロベンツヒドリル) — 四 — メチルピペラジンとして五〇 mg 以下を含有するものを除く。
- 七十二の二 (Z) — 二 (バラ — 二 · 二 — 二ジフェニル — 一ブテニル) フエノキシ — N · N — ジメチルエチルアミン (別名タモキシフェン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中 (Z) — 二 (バラ — 二 · 二 — 二ジフェニル — 一ブテニル) フエノキシ — N · N — ジメチルエチルアミンとして二〇 mg 以下を含有するものを除く。
- 七十二の三 二 (バラ — 二 · 二 — ヒドロキシ — 三 (イソブロピルアミノ) プロポキシ) フエニル) アセトアミド (別名アテノロール) 及びその製剤。ただし、一錠中 二 (バラ — 二 · 二 — ヒドロキシ — 三 (イソブロピルアミノ) プロポキシ) フエノキシ — 一ブテニル) アセトアミド五〇 mg 以下を含有するもの及びその製剤。ただし、一錠中 二 (バラ — 二 · 二 — ヒドロキシ — 三 (イソブロピルアミノ) プロポキシ) フエニル) アセトアミド五〇 mg ポキシ) フエニル) アセトアミド 10%以下を含有するシロップ剤を除く。
- 七十二の四 四 (二 · 二 · 二 (バラ — ヒドロキシ — 三 (バラ — ヒドロキシフェニル) — 一メチルプロピル) アミノ) エチル) ピロカドコール (別名ダブタミン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
- 七十二の五 パラフエニレンジアミン及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
- 七十三 パラフエニレンジンの化合物及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
- (1) ベータヒドロキシブチリル — パラフエニル (別名ブセチン) の製剤
- (2) 一個中フエナセチン又はラクチルフエニレンジン ○ · 五 g 以下を含有するもの
- (3) フエナセチン 2%以下を含有するシロップ剤又はエリキシル剤であつて一容器中フエナセチン ○ · 七 g 以下を含有するもの
- 七十三の二 八 (三 (バラ — フルオロベンゾイル) プロピル) — 二 — フエニル — 一 · 三 · ハートリーザスピロー (四 · 五) — デカノ — 四 — オン (別名スピペロン) 及びその製剤
- 七十三の三 四 (四 (バラ — ブロモフェニル) — 四 — ヒドロキシビペリジン) — 四 · 一 · フルオロブチロフエノン (別名ブロムペリドール) 及びその製剤。ただし、一容器中四 (バラ — ブロモフェニル) — 四 — ヒドロキシビペリジン) — 四 · 一 · フルオロブチロフエノンとして五〇 ng 以下を含有する体外診断薬を除く。
- 七十三の四 パラホルムアルデヒド及びその製剤。ただし、ホルムアルデヒドとして 1%以下を含有するものを除く。
- 七十三の五 五一 (バラ — メトキシクロペニテン) — 二 — チオニカルボキシル又はエチルシクロヘキセニルバルビツール酸アミノピリrin複合体 ○ · 二十五 g 以下を含有するもの
- (4) (3) (2) 一個中ビラビタール又はバルビタールフエナセチン複合体 ○ · 五 g 以下を含有するもの
- 一個中セコバルビツール酸アミノピリrin複合体 ○ · 一 g 以下を含有するもの

- (5) アロピラビタール又はビラビタール ○ · 3%以下を含有するシロップ剤又はエリキシル剤であつて一容器中アロピラビタール又はピラビタール ○ · 三三 g 以下を含有するもの
- (6) バルビツール酸として 1%以下を含有する体外診断薬
- (7) 一容器中バルビタールとして九 g 以下を含有する体外診断薬
- 七十四の二 バルベナジン、その塩類及びそれらの製剤
- 七十四の三 パルミチン酸 (九 R S) — 三 · 二 — 四 (六 — フルオロ — 一 · 二 — ベンゾイソキサゾール — 三 — イル) ピペリジン — 一 — イル) エチル) — 二 — メチル — 四 — オキソ — パリペリドンパルミチン酸エステル) 及びその製剤
- 七十四の四 バレメトスタツト、その塩類及びそれらの製剤
- 七十四の五 非化学量論的な構造を有する超常磁性酸化鉄コロイド (別名フエルモキシデス) 及びその製剤。ただし、一個中非化学量論的な構造を有する超常磁性酸化鉄コロイド五六 m g 以下を含有する注射剤を除く。
- 七十五 ピクリン酸及びその塩類
- 七十五の二 一個中二 · 五 — ビス (二 — アジリジニル) — 二 — カルバモイルオキシ — 一メトキシエチル) — 六 — メチルベンゾキノン (別名カルボコン) として一 mg 以下を含有するもの
- 七十五の三 N · N · 一ビス (二 — アミノエチル) — 一 · 二 — エタンジアミン (別名トリエンチン) その塩類及びそれらの製剤
- 七十五の四 ビス (イソブロポキシカルボニルオキシメチル) — [(一 R) — 二 — (六 — アミノ — 九 H — プリン — 九 — イル) — 二 — メチルエトキシ] メチル) ホスホナート (別名テノホビルジソブロキシル)、その塩類及びそれらの製剤
- 七十五の五 四 (五 — ビス (二 — クロロエチル) アミノ) — 二 — メチル — H — ベンゾイミダゾール — 二 — イル) ブタン酸 (別名ベンダムスチン)、その塩類及びそれらの製剤
- 七十五の六 一 · 三 — ビス (二 — クロロエチル) — 二 — ニトロソ尿素 (別名カルムスチン) の製剤であつて一枚中一 · 三 — ビス (二 — クロロエチル) — 二 — ニトロソ尿素として七 · 七 mg 以下を含有するもの
- 七十五の七 (十) 一ビス [(三 R · 五 S · 六 E) — 七 — 二 — シクロプロピル — 四 — (四 — フルオロエニル) — 三 — キノリル] — 三 · 五 — ジヒドロキシ — 一 · 二 — ヘブテン酸 (別名ピタバスタチン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中 (十) 一ビス [(三 R · 五 S · 六 E) — 七 — 二 — シクロプロピル — 四 — (四 — フルオロエニル) — 三 — キノリル] — 三 · 五 — ジヒドロキシ — 一 · 二 — ヘブテン酸) として四 mg 以下を含有するものを除く。
- 七十五の八 ビス [(二 · 二 · (四 — ベンゾ [b · f] ) — 一 · 四) チアゼピン — 二 — イル — 一 — ピペラジニル) エトキシ] エタノール (別名クエチアピン)、その塩類及びそれらの製剤
- 七十五の九 ヒスチジン亜鉛及びその製剤
- 七十五の十 (四 S · 四 a S · 五 a R · 二 a S) — 四 · 七 — ビス (ジメチルアミノ) — 九 [(二 · 二 · 二 · 二 a — テトラヒドロキシ — 一 · 二 · オキソ — 一 · 四 · 四 a · 五 · 五 a · 六 · 一 · 二 a — オクタヒドロテトラゼン — 二 — カルボキサミド (別名チゲサイクリン) 及びその製剤
- 七十五の十一 N — [二 · 五 — ビス (トリフルオロメチル) フエニル] — 三 — オキソ — 四 — アザーフィア — アンドロスター — エン — 十七ベータ — カルボキサミド (別名デュタステリド) 及びその製剤

七十五の十二 三・四-ビス-(パラ-ジエチルアミノエトキシフエニル)-ヘキサン、その塩類及びそれらの製剤  
 七十五の十三 (E)-1-「ビス(パラ-フルオロフェニル)メチル」-1-(三-フエニル-2-ブロペニル)ピペラジン(別名フルナリジン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一個中(E)-1-「ビス(パラ-フルオロフェニル)メチル」-1-(三-フエニル-2-ブロペニル)ピペラジンとして10mg以下を含有する内用剤を除く。  
 七十五の十四 ビス-(三-ヒドロキシ-4-ヒドロキシメチル-2-メチル-5-ビリジルメチル)-ジスルフィド(別名ピリチオキシン)、その塩類及びそれらの製剤  
 七十五の十五 4-「三・五-ビス(2-ヒドロキシフェニル)-1-H-1-2-4-トリアゾール-1-イル」安息香酸(別名デフェラシロクス)及びその製剤  
 七十五の十六 1-「2-(四-4-ビス(4-フルオルフェニル)ブチル)-4-ビペリジル」-1-(四-4-ビス(4-フルオルフェニル)ブチル)-4-ビペリジルとして3mg以下を含有するものを除く。  
 七十五の十七 1-「ビス(4-フルオルフェニル)メチル」-1-(2-3-4-トリメトキシベンジル)ピベラジン(別名ビモジド)及びその塩類及びそれらの製剤。ただし、1-「ビス(4-フルオルフェニル)メチル」-1-(2-3-4-トリメトキシベンジル)ピベラジンとして4-33mg以下を含有するものを除く。  
 七十五の十八 1-「四-ビス(3-プロムブロピオニル)ピペラジン(別名ピポブロマン)及びその製剤  
 七十五の十九 (+) 1-「(1-R)-3-「ビス(1-メチルエチル)アミノ」-1-フェニルブロピル」-1-(4-メチルフェノール)(別名トルテロジン)及びその塩類  
 七十五の二十 ヒトN-アセチルガラクトサミン-4-スルファターゼをコードするcDNAを導入したチャイニーズハムスター卵巣細胞から產生される四九五個のアミノ酸残基からなる糖タンパク質(別名ラロニダーゼ(遺伝子組換え))及びその製剤  
 七十五の二十一 ヒトイズロ酸-1-スルファターゼ(遺伝子組換え)及びその製剤  
 七十五の二十二 ヒトアルファ-1-イズロニダーゼをコードするcDNAを導入したヒト織維肉腫細胞H-T-10Aから產生される五一五個のアミノ酸残基からなる糖タンパク質(別名イデュースルファターゼ(遺伝子組換え))及びその製剤  
 七十五の二十三 ヒトイズロ酸-1-スルファターゼをコードするcDNAを導入したヒトインスリン前駆体から得られるヒトイズロ酸誘導体で、B鎖三〇位のトレオニン残基が欠損し、B鎖二九位のリジン残基のイプシロンアミノ基をミリストイル化した五〇個のアミノ酸残基からなる修飾ポリペプチド(別名インスリンデテミル(遺伝子組換え))及びその製剤  
 七十五の二十四 ヒト肝癌細胞(Hep G2細胞株)のmRNAに由来するヒト第VII因子cDNAの発現により、シリアンハムスター腎細胞中で生産される四百六個のアミノ酸残基からなる糖蛋白質(別名エプタコグアルファ(活性型)(遺伝子組換え))及びその製剤。ただし、一バイアル中ヒト肝癌細胞(Hep G2細胞株)のmRNAに由来するヒト第VII因子cDNAの発現により、シリアンハムスター腎細胞中で生産される四百六個のアミノ酸残基からなる糖蛋白質(別名アルケルコシダーゼアルファ(遺伝子組換え))及びその製剤  
 七十五の二十六 ヒト心房細胞由來のアルファ型ヒト心房性ナトリウム利尿ポリペプチドに対する遺伝子の発現により、組換え体で產生される八九六個のアミノ酸残基からなる糖タンパク質(別名カルペリチド)及びその製剤

七十五の二十七 ヒト胎兒肺線維芽細胞に由来するヒトcDNAの発現によりチャイニーズハムスター卵巣細胞で產生されたベータ-グルコセラーゼをシアリダーゼ、ベータ-ガラクトシダーゼ及びヘキソサミニダーゼの酵素処理により糖鎖末端をマンノースにした四九七個のアミノ酸残基からなる糖蛋白質(別名イミグルセラーゼ(遺伝子組換え))及びその製剤  
 七十五の二十八 ヒト胎盤から精製されたベータ-グルコセラーゼをシアリダーゼ、ベータ-ベータ-ガラクトシダーゼ及びヘキソサミニダーゼの酵素処理により糖鎖末端をマンノースにした四九七個のアミノ酸残基からなる糖蛋白質(別名アルグルセラーゼ)及びその製剤  
 七十五の二十九 ヒトT細胞で免疫したマウスの脾細胞とマウス骨髓細胞の融合細胞から產生される一四〇六個のアミノ酸残基からなる蛋白質(別名ムロモナブ-C D3)及びその製剤  
 七十六 2-「ヒドロジノ-1-フエニル-2-プロパン、その塩類及びそれらの製剤  
 七十六の二 四-「(1-R)-2-s-3S-5s-7s」-5-ヒドロキシアマンタン-2-イルアミノ)-1-H-ピロロ[1-3-1-b]ピリジン-5-カルボキサミド(別名ペフイシチニブ)、その塩類及びそれらの製剤  
 七十六の三 5-「(2-ヒドロキシ-2-イソプロピルアミノブチル)-1-H-ヒドロキシカルボスチリル(別名プロカテロール)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。  
 (1) 一個中五-(2-ヒドロキシ-2-イソプロピルアミノブチル)-1-H-ヒドロキシカルボスチリルとして○・四%以下を含有する吸入剤  
 (2) 五-(2-ヒドロキシ-2-イソプロピルアミノブチル)-1-H-ヒドロキシカルボスチリルとして○・○-%以下を含有する内用剤  
 (3) 五-(2-ヒドロキシ-2-イソプロピルアミノブチル)-1-H-ヒドロキシカルボスチリルとして○・四%以下を含有する吸入剤  
 七十六の四 (+) 1-「(2-ヒドロキシ-2-イソプロピルアミノブチル)-1-H-ヒドロキシカルボスチリル」-1-(2-イソプロピル-4-チアゾリル)メチル-1-ヒドロキシ-2-「(2-S)-1-メチルブチラミド」-1-(2-エニルブチル)フェニチルカルバミン酸  
 七十六の五 (+)-(2-S)-1-a-(2-エニル)カルバミン酸-5-チアゾリルメチルエステル(別名リトナビル)、その塩類及びそれらの製剤  
 七十六の六 (2-ヒドロキシ-2-イミダゾール-1-イルエチリデン)ジホスホン酸(別名ゾレドロン酸)の製剤であつて一個中(2-ヒドロキシ-2-イミダゾール-1-イルエチリデン)ジホスホン酸として5mg以下を含有する注射剤  
 七十六の七 「(2-ヒドロキシ-2-(イミダゾール-1-イルエチリデン)ジホスホン酸)及びその製剤  
 七十六の八 「(2-ヒドロキシエチリデン)ジホスホン酸二ナトリウム及びその製剤  
 七十六の九 2-ヒドロキシエチルアンモニウム(Z)-1-「オクタデセノ酸塩(別名オレイン酸モノエタノールアミン)及びその製剤  
 七十六の十 六-「(2-「(N)-1-ヒドロキシエチル)-1-「(四-ニトロフェニル)プロピルアミノ」エチルアミノ)-1-「三-ジメチル-1-H-3H-ピリミジン-2-四-ジオニン(別名ニフエカラント)、その塩類及びそれらの製剤  
 七十七 1-O-(3-(ヒドロキシエチル-4-ビペラジニル)-1-プロピル)-1-「クロルフェノチアジン(別名ペーフエナジン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中1-O-(3-(ヒドロキシエチル-4-ビペラジニル)-1-プロピル)-1-「クロルフェノチアジンとして20mg以下を含有するものを除く。

七十八 一〇一〔三一（ヒドロキシエチル一四一ピペラジル）一プロピル〕—〔一トリフォルオロメチルフエノチアジン、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中一〇一〔三一（ヒドロキシエチル一四一ピペラジル）一プロピル〕—二トリフルオロメチルフエノチアジンとして一mg以下を含有するものを除く。〕  
七十八の二 一七一ヒドロキシ一三一オキソ一七アルファ一プレグナ一四・六一ジエン一二一カルボン酸（別名カシレノ酸、その塩類及びそれらの製剤）

七十八の三（廿）「一五」〔一ヒドロキシ〕—〔二〕（オルトメトキシフエノキシ）、  
「チル」アミノ〕エチル〕—〔一〕メチルベンゼンスルホニアミド（別名アモスラロール）、そ

の塩類及びそれらの製剤。ただし、一個中(+)—五—「—ヒドロキシ—」—〔—〔才  
ルト—メトキシフェノキシエチル〕アミノ〕エチル〕—「—メチルベンゼンスルホニアミ

七十ドのキソニヒドロキシジヒドロ一一六ベーターテバイノール一一メチルエーテル（別名オキシンメテバノール）及びその製剤

ヒドロキシ尿素(別名ヒドロキシカルバミド)及びその製剤

ロキシソクチル」——三・三a・四・九・九a——「ヘキサヒドロ——H——シクロペンタ【b】  
ナフタレン——五——イル」オキシ）酢酸（別名トレブロスチニル）及びその製剤

七十八の八 (Z) —七一〔(—R.—R.—三R.)—三〕—ヒドロキシ—〔(E)〕—(S) —三一ヒドロキシ—〔オクテニル〕—五—オキソシクロベンチル〕ヘプト—五一エノ酸(別

名ジノプロストンの製剤であつて、一錠中(Z)一七一〔(一R・二R・三R)一三一ヒドロキシ一一〔(E)〕-〔(S)〕-三ヒドロキシ一一オクテニル〕一五一オキソシクロヘキサヘキサメチル〕

七十八の九 (E) —七— (一 R・二 R・三 R) —三— ヒドロキシ—一— (E) —(R)—  
三—ヒドロキシ—四—四—ジメチル—一—オクテニル—五—オキソシクロペンチル—二

—ヘプテン酸メチル(別名ゲメプロスト)の製剤であつて、一個中(E)—七—〔(—R・  
二R・三R)―三—ヒドロキシ—〕—〔(E)―(R)―三—ヒドロキシ—四・四—ジメチ

ル「—オクテニル」—五—オキソシクロヘンチル」—二—ヘテレン酸メチル—mg以下を含有する坐剤  
七十八の十—ヒドロキシ—五—〔—RS〕—一—ヒドロキシ—一—〔(—RS)〕—一—

(バラーメトキシフエニル) — (メチルエチル) アミノエチル ホルムアニリド (別名 フォルモテロール)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 一個中二「ヒドロキシ一五」〔(一RS)〕—「ヒドロキシ一」〔(一RS)〕—「  
 パラ-メトキシフエニル〕—「メチルエチル〕アミノ〕エチル〕ホルムアニリド」とし

(2) て四〇μg以下を含有する内用剤  
一一ヒドロキシン五 [(—R<sub>S</sub>) — —ヒドロキシ—] — [(—R<sub>S</sub>) —] — (バラ)

—メトキシフェニル）—（—メチルエチル）アミノ）エチル）ホルムアニリドとして○・  
○○四%以下を含有する内用剤

(3) 一噴霧中二ヒドロキシ一五〔〔(一R S) 一ヒドロキシ〕〕〔〔(一R S) 一(バラーメトキシフェニル) 一メチルエチル〕アミノ〕エチル〕ホルムアニリドと

して  $\eta$  g 以下を含有する吸入剤

(三) R<sup>\*</sup> —— ヒドロキシ —— フエノキシ —— ブテニル —— オキソシクロペンチ

ル】—四・五—「ヘプタジエン酸メチルエステル」の製剤であつて、一個中(は)一七—「(一R\*・二R\*・三R\*)—三—ヒドロキシ—二—(E)—(三R\*)—三—ヒドロキシ—四—フエノキシ—一—ブテニル」—五—オキソシクロペニチル】—四・五—ヘプタジエン酸メチルエステル—五m g以下を含有する内用剤

七十八の十二—(五E)—五—(三aS・四R・五R・六aS)—五—ヒドロキシ—四—(一E・三S・四RS)—三—ヒドロキシ—四—メチルオクター—一エン—六—イン—一—イアル】ヘキサヒドロペントラレン—一(一H)—イリデン—ペントラ酸(別名イロプロスト)の製剤であつて、一アンプル中(五E)—五—(三aS・四R・五R・六aS)—五—ヒドロキシ—四—【(一E・三S・四RS)】—三—ヒドロキシ—四—メチルオクター—一エン—六—イン—一—イル】ヘキサヒドロペントラレン—一(一H)—イリデン—ペントラ酸として一〇m g以下を含有する吸入液剤

七十八の十三—(一)—七—【(一R・二R・三R)—三—ヒドロキシ—一—(三S・五S)—(一E)—三—ヒドロキシ—五—メチル—一ノネニル】—五—オキソシクロペニチル】—六—オキソヘプタニ酸メチルエステル(別名オルノプロスチル)の製剤であつて、一個中(一)—七—(一R・二R・三R)—三—ヒドロキシ—一—(三S・五S)—(一E)—三—ヒドロキシ—五—メチル—一ノネニル】—五—オキソシクロペニチル】ヘプタニ酸メチルエステル—五m g以下を含有する内用剤

七十八の十四—(E)—七—【(一R・二R・三R)—三—ヒドロキシ—一—(三S・五S)—(E)—三—ヒドロキシ—五—メチル—一ノネニル】—五—オキソシクロペニチル】—二—ヘプテン酸アルファーエシクロデキストリン包接化合物(別名リマプロストアルファーエシクロデキストリン包接化合物)及びその製剤。ただし、一個中(E)—七—【(一R・二R・三R)—三—ヒドロキシ—一—(三S・五S)—(E)—三—ヒドロキシ—五—メチル—一ノネニル】—五—オキソシクロペニチル】—二—ヘプテン酸として五m g以下を含有する内用剤を除く。

七十八の十五—(H)—一—(四—ヒドロキシ—三—ヒドロキシメチルフエニル)—二—【(六アミノ)エタノール(別名サルブタモール)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。】塩類

(1) 一錠中—(四—ヒドロキシ—三—ヒドロキシメチルフエニル)—二—(三級ブチルアミノ)エタノールとして四m g以下を含有するもの

(2) 一—(四—ヒドロキシ—三—ヒドロキシメチルフエニル)—二—(三級ブチルアミノ)エタノールとして一・六%以下を含有する吸入剤

(3) 一—(四—ヒドロキシ—三—ヒドロキシメチルフエニル)—二—(三級ブチルアミノ)エタノールとして〇・二四%以下を含有するシリコツブ剤

七十八の十七—三—ヒドロキシ—二—(ヒドロキシメチル)】—二—メチルブロピオン酸(二R・二R・四S)—四—(一R)—二—【(三S・六R・七E・九R・一〇R・一二R・一二S・一五E・一七E・一九E・二一S・二三S・二六R・二七R・三四aS)—九—一七—ヒドロキシ—一〇—二—ジメトキシ—六—八—一二—一四—二〇—二六—ヘキサメチル—一—五—一一—二八—二九—ペントラオキソ—一—四—五—六—九—一〇—一一—一二—一三—一四—二—二二—二三—二四—一五—二六—二七—二八—二九—三一—三二—三三—三四—三四a—テトラコサヒドロ—三H—二三—二七—エボキシビリド【一—一Cc】】—四—オキサザシクロヘントリアコンチン—三—イル】プロピル】—二—メトキシシクロヘキシルエステル(別名テムシロリムス)及びその製剤

七十八の十八 九一 [(-S・三R・四S) - 四ヒドロキシ-三-(ヒドロキシメチル) - 二-メチレンシクロペンチル] グアニン (別名エンテカビル) 及びその製剤  
 七十八の十九 六一ヒドロキシ-八-(一R) - 一-ヒドロキシ-一-[二-(四-メトキシフェニル) - 一- - 一ジメチルエチル] アミノエチル - 二H - 一・四-ベンゾオキサジン-ジン-三(四H) - オン (別名オロダテロール)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一噴霧中六一ヒドロキシ-一-(二R) - 一-ヒドロキシ-一-[二-(四-メトキシフェニル) - 一- - 一ジメチルエチル] アミノエチル - 二H - 一・四-ベンゾオキサジン-三(四H) - オンとして二・五mg以下を含有する吸入用液剤を除く。  
 七十八の二十 三一 [一-ヒドロキシ-二-ビペリジノエチル] - 五-フエニルイソキサゾール (別名ペリソキサール)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中三一 [一-ヒドロキシ-二-ビペリジノエチル] - 五-フエニルイソキサゾールとして二〇〇mg以下を含有するものを除く。  
 七十八の二十一 一〇一 [三-(四-ヒドロキシビペリジノ) - プロピル] - 三-シアノフエノチアジンとして二五mg以下を含有するものを除く。  
 七十八の二十二 一一ヒドロキシ-二-(三-ビペリジニル) エチリデンビスホスホン酸 (別名リセドロン酸) 又はその塩類を含有する製剤  
 七十八の二十三 一一(三-ヒドロキシフェニル) - 二-アミノエタノール (別名ノルフエネフリン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中一一(三-ヒドロキシフェニル) - 二-アミノエタノールとして五mg以下を含有するものを除く。  
 七十九 一一(三-ヒドロキシフェニル) - 二-エチルアミノエタノール、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中一一(三-ヒドロキシフェニル) - 二-エチルアミノエタノールとして五mg以下を含有するものを除く。  
 七十九の二 N - [七-ヒドロキシ-五-(二-フエニルエチル)] - 一・二・四 トリアゾロ[二・五-a] ピリジン-八-カルボニル] グリシン (別名エナロデュスタット) 及びその製剤  
 七十九の三 N - ヒドロキシ-N- - 二フエニルオクタンジアミド (別名ボリノスタット) 及びその製剤  
 七十九の四 四一 [三-ヒドロキシ-三-フエニル-三-(二-チエニル) プロピル] - 四-メチルモルホリニウムヨージド (別名ヨウ化チエモニウム) 及びその製剤。ただし、一錠中四一 [三-ヒドロキシ-三-フエニル-三-(二-チエニル) プロピル] - 四-メチルモルホリニウムヨージド四〇mg以下を含有するものを除く。  
 八十 ヒドロキシフェニル-メチルアミノ-エタノール、その塩類及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。  
 (1) 一個中ヒドロキシフェニル-メチルアミノ-エタノールとして五mg以下を含有する内用剤  
 (2) 一容器中ヒドロキシフェニル-メチルアミノ-エタノールとして五mg以下を含有する内用液剤  
 (3) ヒドロキシフェニル-メチルアミノ-エタノールとして五%以下を含有する外用剤  
 (4) ヒドロキシフェニル-メチルアミノ-エタノールとして〇・一%以下を含有する吸入剤  
 (5) 一個中ヒドロキシフェニル-メチルアミノ-エタノールとして五mg以下を含有する坐剤

一 (四一ヒドロキシフエニル) 一一 (二一メチル一「フエノキシエチルアミノ) 一プロパンオールとして一〇m g以下を含有するものを除く。

八十一の二 (H) 一H 一 [二一ヒドロキシ一三一 (プロピルアミノ) プロポキシ] 一三一フエニルプロピオフェノン (別名プロパフェノン)、その塩類及びそれらの製剤

八十一の三 (R・二R・三R・五Z・七E) 一一 (三一ヒドロキシプロピルオキシ) 一

九・一〇一セココレスター五・七・一〇 (一九) 一トリエンー・三・二五一トリオール (別名エルデカルシトール) の製剤であつて一個中 (R・二R・三R・五Z・七E) 一一 (三一ヒドロキシプロピルオキシ) 一九・一〇一セココレスター五・七・一〇 (一九) 一トリエンー・三・二五一トリオール〇・七五m g以下を含有するもの

八十一の四 (一) 一一 (三一ヒドロキシプロピル) 一五一 (二R) 一一 (二一 (二一 (二一 (二一・二・二一トリフルオロエチル) オキシ) フエニル) オキシ) エチル) アミノ) プロピル (二一・二・二一トリフルオロエチル) オキシ) フエニル) オキシ) エチル) アミノ) プロピル) 一二・三一ジヒドロ一H一インドール一七一カルボキサミド (別名シロドシン) 及びその製剤

八十一の五 (二E) 一N一ヒドロキシ一三一「四一 (二一 (二一メチル一H一インドール一三一イル) エチル) アミノ) メチル) フエニル) プロブレーネンアミド (別名パンビノスタツト)、その塩類及びそれらの製剤

八十一の六 (一) 一一 (二R・五S) 一一ヒドロキシメチル一・三一オキサチオラン一五一イル) シトシン (別名ラミブジン) 及びその製剤

八十一の七 二一 (ヒドロキシメチル) 一一・一ジメチルピペリジニウムメチルスルフエイントベンジレート (別名メチル硫酸ベニウム) 及びその製剤。ただし、一錠中二一 (ヒドロキシメチル) 一一・一ジメチルピペリジニウムメチルスルフエイントベンジレート五〇m g以下を含有するものを除く。

(1) 一個中 (二E・六Z・一〇E) 一七一ヒドロキシメチル一三・一一・五一トリメチル一二・六・一〇・一四一ヘキサデカテトラエン一一オール (別名プラウノトール) 及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

八十一の八 (二E・六Z・一〇E) 一七一ヒドロキシメチル一三・一一・五一トリメチル一二・六・一〇・一四一ヘキサデカテトラエン一一オール八〇m g以下を含有する内用剤

(2) (二E・六Z・一〇E) 一七一ヒドロキシメチル一三・一一・五一トリメチル一一・

六・一〇・一四一ヘキサデカテトラエン一一オール八%以下を含有する内用剤

八十一の九 四一ヒドロキシ一メチル一N一 (一ピリジル) 一二H一一・二一ベンゾチアジン一三一カルボキサミド 一・一ジオキシド (別名ピロキシカム) 及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 一個中四一ヒドロキシ一メチル一N一 (一ピリジル) 一二H一一・二一ベンゾチアジン一三一カルボキサミド 一・一ジオキシド (別名ピロキシカム) 及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(2) 四一ヒドロキシ一メチル一N一 (一ピリジル) 一二H一一・二一ベンゾチアジンエチル) サリチルアミド (別名ラベタロール)、その塩類及びそれらの製剤

八十三の六 (4) —N—(—ピペリジルメチル)—二・五一ビス(—二・二・二—トリフルオロエトキシ)ベンズアミド(別名フレカニード)、その塩類及びそれらの製剤

八十三の七 二一【四—【(二S)—ピペリジン—三—イル】フェニル】—二H—インダゾール—七カルボキシアミド—(四—メチルベンゼンスルホン酸塩)(別名ニラパリブトル酸塩)及びその製剤

八十三の八 ピミテスピブの製剤であつて、一錠中ピミテスピブ四〇mg以下を含有する錠剤

八十三の九 ビメキズマブ及びその製剤

八十三の十 二一【二H—(四—【H—ピラゾール—一イル)ベンジル】ピリジン—三—スルホンアミドメチルピリジン—二—イルアミノ)酢酸—メチルエチル(別名オミデネバグイソプロピル)及びその製剤

八十三の十一 一H—ピラゾロ【三・四—d】ピリミジン—四—オール(別名アロブリノール)及びその製剤。ただし、一錠中一H—ピラゾロ【三・四—d】ピリミジン—四—オール〇・一g以下を含有するものを除く。

八十三の十二 (—R\*—S\*—三R\*—四S\*)—N—(四—【H—ピリミジニル】—H—ピラジニル)ブチル】—二・三—ビシクロ【二—二・二】ヘプタンジカルボキシイミド(別名タンドスピロン)、その塩類及びそれらの製剤

八十三の十三 ピルトブルニブ及びその製剤

八十三の十四 二—(二—ピロリジノエチル)—三—アルフア—四・七・七—アルフア—四・七・七—エタノインドリンジメチルヨージド(別名オクタピロリジウム)及びその製剤

八十三の十五 フアリシマブ及びその製剤。ただし、一錠中ファイネレノン二〇mg以下を含有する錠剤を除く。

八十三の十六 ファイネレノン及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 一錠中フェニルアセチルエチルヒドロキシクマリンとして五mg以下を含有するもの

(2) 一錠中ニトロフェニルアセチルエチルヒドロキシクマリンとして四mg以下を含有するもの

(3) フエニルアセチルエチルヒドロキシクマリン又はその化合物一%以下を含有する殺そ剤

(4) フエニルアセチルエチルヒドロキシクマリンとして〇・一八%以下を含有する細粒剤

八十四 フエニルアミノプロパン、フエニルメチルアミノプロパン、それらの塩類及びそれらの製剤

八十四の二 (—)—D—フエニルアラニル—L—システイニル—L—フエニルアラニル—D—トリプトフィール—L—リシリ—L—トレオニル—N—【(—R—二R)—二—ヒドロキシ—(ヒドロキシメチル)プロピル】—L—システィンアミド環状(二—七七)ジスルフイド(別名オクトレオチド)、その塩類及びそれらの製剤

八十五 フエニルエチルヒダントイン、その塩類及びそれらの製剤。ただし、三—エチル—五—フエニルヒダントイン、その塩類及びそれらの製剤並びに一個中フエニルエチルヒダントインとして〇・一g以下を含有するものを除く。

八十六 三—フエニル—五—ジエチルアミノエチル—一・二・四—オキサジアゾール、その塩類及びそれらの製剤。ただし、注射剤以外の製剤を除く。

八十六の二 (—S)—(—フエニル—三・四—ジヒドロイソキノリン—二(—H)カルボン酸(三R)——アザビシクロ【二・二・二】オクタ—三—イルエステル(別名ソリフエナシン)及びその塩類を含有する製剤。ただし、一個中(—S)—(—フエニル—三・四—

ジヒドロイソキノリン—二（—H）—カルボン酸（—R）—アザビシクロ「—・—・  
二」オクタ—三—イルエステルとして三・七七mg以下を含有する内用剤を除く。  
八十七 フエニルテニルアミノメチルピペリジン、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠  
中フエニルテニルアミノメチルピペリジンとして二五mg以下を含有するものを除く。  
八十八 フエニルメチルアミノプロパノール、その塩類及びそれらの製剤。ただし、次に掲げ  
るものをお除く。

(1) 注射剤以外の製剤であつて一個中フエニルメチルアミノプロパノールとして二五mg以  
下を含有するもの

(2) 一日量中フエニルメチルアミノプロパノールとして五〇mg以下を含有するシロツップ剤  
又はエリキシル剤

フエニルメチルアミノプロパノールとして一%以下を含有する外用剤

(3) 一日量中（—S・—S）—二—メチルアミノ—二フエニルプロパン—一オール（別  
名ブソイドエフエドリン）として一九六・六mg以下を含有する内用剤

八十九 フエニルメチルモルフオリンクロルテオファイリン塩（別名フエンメトラジンクロルテ  
オファイリン塩）及びその製剤。ただし、一個中フエニルメチルモルフオリンクロルテオファイ  
リン塩三〇mg以下を含有するものを除く。

(4) 一日量中（—S・—S）—二—メチルアミノ—二フエニルプロパン—一オール（別  
名ブソイドエフエドリン）として一九六・六mg以下を含有する内用剤

八十九 フエニルメチルモルフオリンクロルテオファイリン塩（別名フエンメトラジンクロルテ  
オファイリン塩）及びその製剤。ただし、一個中フエニルメチルモルフオリンクロルテオファイ  
リン塩三〇mg以下を含有するものを除く。

(5) 一日量中（—S・—S）—二—メチルアミノ—二フエニルプロパン—一オール（別  
名ブソイドエフエドリン）として一九六・六mg以下を含有する内用剤

八十九 フエニルメチルモルフオリンクロルテオファイリン塩（別名フエンメトラジンクロルテ  
オファイリン塩）及びその製剤。ただし、一個中フエニルメチルモルフオリンクロルテオファイ  
リン塩三〇mg以下を含有するものを除く。

(6) 一日量中（—S・—S）—二—メチルアミノ—二フエニルプロパン—一オール（別  
名ブソイドエフエドリン）として一九六・六mg以下を含有する内用剤

八十九 フエニルメチルモルフオリンクロルテオファイリン塩（別名フエンメトラジンクロルテ  
オファイリン塩）及びその製剤。ただし、一個中フエニルメチルモルフオリンクロルテオファイ  
リン塩三〇mg以下を含有するものを除く。

(7) 一日量中（—S・—S）—二—メチルアミノ—二フエニルプロパン—一オール（別  
名ブソイドエフエドリン）として一九六・六mg以下を含有する内用剤

八十九 フエニルメチルモルフオリンクロルテオファイリン塩（別名フエンメトラジンクロルテ  
オファイリン塩）及びその製剤。ただし、一個中フエニルメチルモルフオリンクロルテオファイ  
リン塩三〇mg以下を含有するものを除く。

(8) 一日量中（—S・—S）—二—メチルアミノ—二フエニルプロパン—一オール（別  
名ブソイドエフエドリン）として一九六・六mg以下を含有する内用剤

八十九 フエニルメチルモルフオリンクロルテオファイリン塩（別名フエンメトラジンクロルテ  
オファイリン塩）及びその製剤。ただし、一個中フエニルメチルモルフオリンクロルテオファイ  
リン塩三〇mg以下を含有するものを除く。

(9) 一日量中（—S・—S）—二—メチルアミノ—二フエニルプロパン—一オール（別  
名ブソイドエフエドリン）として一九六・六mg以下を含有する内用剤

八十九 フエニルメチルモルフオリンクロルテオファイリン塩（別名フエンメトラジンクロルテ  
オファイリン塩）及びその製剤。ただし、一個中フエニルメチルモルフオリンクロルテオファイ  
リン塩三〇mg以下を含有するものを除く。

(10) 一日量中（—S・—S）—二—メチルアミノ—二フエニルプロパン—一オール（別  
名ブソイドエフエドリン）として一九六・六mg以下を含有する内用剤

八十九 フエニルメチルモルフオリンクロルテオファイリン塩（別名フエンメトラジンクロルテ  
オファイリン塩）及びその製剤。ただし、一個中フエニルメチルモルフオリンクロルテオファイ  
リン塩三〇mg以下を含有するものを除く。

(11) 一日量中（—S・—S）—二—メチルアミノ—二フエニルプロパン—一オール（別  
名ブソイドエフエドリン）として一九六・六mg以下を含有する内用剤

八十九 フエニルメチルモルフオリンクロルテオファイリン塩（別名フエンメトラジンクロルテ  
オファイリン塩）及びその製剤。ただし、一個中フエニルメチルモルフオリンクロルテオファイ  
リン塩三〇mg以下を含有するものを除く。

(12) 一日量中（—S・—S）—二—メチルアミノ—二フエニルプロパン—一オール（別  
名ブソイドエフエドリン）として一九六・六mg以下を含有する内用剤

八十九 フエニルメチルモルフオリンクロルテオファイリン塩（別名フエンメトラジンクロルテ  
オファイリン塩）及びその製剤。ただし、一個中フエニルメチルモルフオリンクロルテオファイ  
リン塩三〇mg以下を含有するものを除く。

(13) 一日量中（—S・—S）—二—メチルアミノ—二フエニルプロパン—一オール（別  
名ブソイドエフエドリン）として一九六・六mg以下を含有する内用剤

八十九 フエニルメチルモルフオリンクロルテオファイリン塩（別名フエンメトラジンクロルテ  
オファイリン塩）及びその製剤。ただし、一個中フエニルメチルモルフオリンクロルテオファイ  
リン塩三〇mg以下を含有するものを除く。

(14) 一日量中（—S・—S）—二—メチルアミノ—二フエニルプロパン—一オール（別  
名ブソイドエフエドリン）として一九六・六mg以下を含有する内用剤

八十九 フエニルメチルモルフオリンクロルテオファイリン塩（別名フエンメトラジンクロルテ  
オファイリン塩）及びその製剤。ただし、一個中フエニルメチルモルフオリンクロルテオファイ  
リン塩三〇mg以下を含有するものを除く。

(15) 一日量中（—S・—S）—二—メチルアミノ—二フエニルプロパン—一オール（別  
名ブソイドエフエドリン）として一九六・六mg以下を含有する内用剤

八十九 フエニルメチルモルフオリンクロルテオファイリン塩（別名フエンメトラジンクロルテ  
オファイリン塩）及びその製剤。ただし、一個中フエニルメチルモルフオリンクロルテオファイ  
リン塩三〇mg以下を含有するものを除く。

九十三の五 四—ブチル—四—ヒドロキシメチル—一—ジフエニル—三—五—ピラゾリジ  
ンジオンコハク酸エステル（別名スキシブゾン）及びその製剤

九十三の六 一—ブチル—二、六、一ビペコロキシリジド（別名ブピバカイン）、その塩類  
及びそれらの製剤

九十三の七 二—ブチル—三—ベンゾフラニル 四—「—（ジエチルアミノ）エトキシ」—  
三・五一ジヨードフエニルケトン（別名アミオダロン）、その塩類及びそれらの製剤であつ  
て、一アンブル中二—ブチル—三—ベンゾフラニル 四—「—（ジエチルアミノ）エトキ  
シ」—三・五一ジヨードフエニルケトンとして一五〇mg以下を含有する注射剤

九十三の八 ブデソニド及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

九十三の八 一中ブデソニドとして三一・七八mg以下を含有する吸入剤

九十三の八 一中ブデソニドとして九mg以下を含有する内用剤

九十五 四—ブトキシベータ—（—ピペリジル）—プロピオフェノン（別名ジクロニン）  
一%以下を含有する外用剤。ただし、膏剤を除く。

九十五 四—ブトキシベータ—（—ピペリジル）—プロピオフェノン（別名ジクロニン）  
一%以下を含有する外用剤。ただし、膏剤を除く。

九十六 プリン化合物及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

九十四 三—ブトキシ—四—アミノ安息香酸ジエチルエスティル（別名ベノキシネ  
イト）、その塩類及びそれらの製剤。ただし、三—ブトキシ—四—アミノ安息香酸ジエチル  
アミノエチルエスティルとして〇・四%以下を含有する点眼剤を除く。

九十五 四—ブトキシベータ—（—ピペリジル）—プロピオフェノン（別名ジクロニン）  
一%以下を含有する外用剤。ただし、膏剤を除く。

九十六 ブリナツモブ及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

九十七 一個中アミノフイリン、オキシエチルテオフイリン、オキシプロピルテオフイリン、カ  
フェイン、七—クロロエチルテオフイリン、八—クロルテオフイリン、コリンテオフイ  
リネイト又はテオブロミンとして〇・二五g以下を含有するもの

九十八 プリン化合物及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

九十九 一個中アミンヒドリナート又はテオフイリン〇・一g以下を含有するもの

一百一十五 カフェイン又はアミノフイリン〇・五%以下を含有する内用液剤であつて一容器中カフ  
エイン又はアミノフイリン〇・二五g以下を含有するもの

一百一十六 アミノフイリンの坐剤及び膏剤

一百一十七 アデノシン、その化合物及びそれらの製剤

一百一十八 ジヒドロキシプロピルテオフイリン（別名ダイフイリン）及びその製剤

一百一十九 六—アミノブリナツモブ及びその製剤

一百二十 セトキシ—三—ベンゾフラニル 四—「—（ジエチルアミノ）エトキシ」—  
一—ヘキシル—三—七—ジメチルキサンチン及びその製剤

一百二十一 アデノシンとして一・五%以下を含有する散剤及び顆粒剤

一百二十二 ジヒドロキシプロピルテオフイリン（別名ダイフイリン）及びその製剤

一百二十三 チアゾール—二—イール（フエニル）尿素（別名キザルチニブ）、その塩類及びそれらの製剤  
及びそれらの製剤。ただし、ブチルオキシシンコニン酸ジエチルエチレンジアミドとして  
一%以下を含有する外用剤及び坐剤を除く。

一百二十四 ブチルアミノベンゾイルジアルキルアミノエタノールとして〇・一%以下を含有された  
低分子量ヘパリン（別名エノキサパリン）、その塩類及びそれらの製剤

一百二十五 ブチルアミノベンゾイルジアルキルアミノエタノールとして〇・一%以下を含有された  
低分子量ヘパリン（別名エノキサパリン）、その塩類及びそれらの製剤

一百二十六 ブチルアミノベンゾイルジアルキルアミノエタノールとして〇・一%以下を含有された  
低分子量ヘパリン（別名エノキサパリン）、その塩類及びそれらの製剤

一百二十七 ブチルアミノベンゾイルジアルキルアミノエタノールとして〇・一%以下を含有された  
低分子量ヘパリン（別名エノキサパリン）、その塩類及びそれらの製剤

一百二十八 ブチルアミノベンゾイルジアルキルアミノエタノールとして〇・一%以下を含有された  
低分子量ヘパリン（別名エノキサパリン）、その塩類及びそれらの製剤

一百二十九 ブチルアミノベンゾイルジアルキルアミノエタノールとして〇・一%以下を含有された  
低分子量ヘパリン（別名エノキサパリン）、その塩類及びそれらの製剤

一百三十 ブチルアミノベンゾイルジアルキルアミノエタノールとして〇・一%以下を含有された  
低分子量ヘパリン（別名エノキサパリン）、その塩類及びそれらの製剤

一百三十一 ブチルアミノベンゾイルジアルキルアミノエタノールとして〇・一%以下を含有された  
低分子量ヘパリン（別名エノキサパリン）、その塩類及びそれらの製剤

一百三十二 ブチルアミノベンゾイルジアルキルアミノエタノールとして〇・一%以下を含有された  
低分子量ヘパリン（別名エノキサパリン）、その塩類及びそれらの製剤

一百三十三 ブチルアミノベンゾイルジアルキルアミノエタノールとして〇・一%以下を含有された  
低分子量ヘパリン（別名エノキサパリン）、その塩類及びそれらの製剤

一百三十四 ブチルアミノベンゾイルジアルキルアミノエタノールとして〇・一%以下を含有された  
低分子量ヘパリン（別名エノキサパリン）、その塩類及びそれらの製剤

一百三十五 ブチルアミノベンゾイルジアルキルアミノエタノールとして〇・一%以下を含有された  
低分子量ヘパリン（別名エノキサパリン）、その塩類及びそれらの製剤

カフェイン 5% 以下を含有する体外診断薬

一容器中カフェイン 2・8 g 以下を含有する体外診断薬

グアニンとして 0・004% 以下を含有する体外診断薬

テオブリリン O・O-O% 以下を含有する体外診断薬

尿酸四・八% 以下を含有する体外診断薬

一容器中デオキシグアノシン五・一ミリン酸として 1 g 以下を含有する体外診断薬

九十六の二四フルオル一四、一(四ヒドロキシーパラトリルペリジン)ブチロフエノン(別名モペロン)、その塩類及びそれらの製剤

九十六の三、一(三)(四フルオルベンゾイル)プロピル」一、二、三、六、一、テトラヒドロ一四ペリジル」一、二ベンズイミダゾリノン(別名ドロペリドール)及びその

製剤

九十六の四、五一フルオロウラシル五% 以下を含有するシロップ剤、注射剤又は軟膏剤

(1) 一錠中五一フルオロウラシル一〇〇 mg 以下を含有するもの

(2) 一個中五一フルオロウラシル二〇〇 mg 以下を含有する坐剤

九十六の五、(八)一八、(二)フルオロエチル)一、三アルファーヒドロキシーパリジノ(別名臭化フルトロピウム)及びその

H・五アルファHトロパニウムプロミドベンジラート(別名アルファーヒドロキシーパリジノ)の製剤。ただし、(八)一八、(二)フルオロエチル)一、三アルファーヒドロキシーパリジノ

ルファH・五アルファHトロパニウムプロミドベンジラート〇・〇四三% 以下を含有する

吸入剤を除く。

九十六の六、五一フルオロシトシン(別名フルシトシン)及びその製剤。ただし、五一フルオ

ロシトシンとして五一、二、g 以下を含有する体外診断薬を除く。

九十六の七、八、フルオロ一五・六、ジヒドロ一五メチル一六、オキソ一四H一イミダゾ

〔二・五-a〕〔一・四〕ベンゾジアゼピン三カルボン酸エチルエステル(別名フルマゼニル)及びその製剤

九十六の八、五一フルオロ一四、(四、(二)チオキソ一一ベンズイミダゾリニイル)ビ

ペリジノ)ブチロフエノン(別名チミペロン)及びその製剤

九十六の九、四、一フルオロ一四、(四、一ヒドロキシーパリジル)ア

ビペリジノ)一ブチロフエノン(別名ハロペリドール)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一容器中四、一フルオロ一四、(四、一ヒドロキシーパリジル)ア

ビペリジノ)一ブチロフエノンとして五〇 ng 以下を含有する体外診断薬を除く。

九十六の十、四、一フルオロ一四、(四、一ヒドロキシーパリジル)ア

ビペリジル)一ブチロフエノン(別名トリフルペリドール)、その塩類及び

それらの製剤

九十六の十一、六、フルオロ一三、ヒドロキシピラジン一一カルボキサミド(別名ファビ

ラビル)及びその製剤

九十六の十二、二、(二)フルオロ一四、(ビフエニリル)プロピオン酸(別名フルルビブロフ

エン)の製剤であつて一錠中二、(二)フルオロ一四、(ビフエニリル)プロピオン酸四〇 mg 以下を含有するもの及び二、(二)フルオロ一四、(ビフエニリル)プロピオン酸八% 以下を含有する顆粒剤

九十六の十三、(四)一、(二)フルオロ一四、(ビフエニリル)プロピオン酸一、アセト

キシエチルエステル(別名フルルビブロフエンアキセチル)及びその製剤

九十六の十四、(二-S)一、(二)フルオロビフエニル一、イル)プロパン酸(別名エス

フルルビブロフエン)の製剤であつて一枚中、(二-S)一、(二)フルオロビフエニル一、イル)プロパン酸として四〇 mg 以下を含有する外用剤

九十六の十五、(+)一、(三-R・五S・六E)一七、(四、(フルオロフエニル)一、六、ジイソブロピル五一メトキシメチル一、三、ビリジル)一、三、五ジヒドロキシ、一、六、ヘブテン酸(別名セリバスタチン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中、(+)一、三-R・五S・六E)一七、(四、(フルオロフエニル)一、二、六、ジイソブロピル五一メトキシメチル一、三、ビリジル)一、三、五ジヒドロキシ、一、六、ヘブテン酸として〇・一四三 mg 以下を含有するものを除く。

九十六の十六、一、(五、(フルオロフエニル)一、一、(ビリジン)一、三、イル)一、N-メチルメタノアミン(別名ボノブラン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中、一、(五、(フルオロフエニル)一、一、(ビリジン)一、三、イル)一、N-メチルメタノアミンとして二〇 mg 以下を含有するものを除く。

九十六の十七、(一)一、(三-S・四R)一四、(四、(フルオロフエニル)一、三、(三、四メチレンジオキシ)フエノキシメチル)ビペリジンとして二〇 mg (徐放性製剤にあつては二五 m g) 以下を含有するもの

九十六の十八、(S)一一、(二)四、(二)フルオロフエニル)メトキシ)フエニル)メチルアミン)プロパンアミド(別名サフナミド)、その塩類及びそれらの製剤

九十六の十九、(+)一一、フルオロ一九、(五、(フルオスフオノベータード)アラビノフランシル)一、九H-ブリノ一、六、アミン(別名フルダラビン)、その塩類及びそれらの製剤

九十六の二十九、フルオロ一一ベータ、一七、二、トリヒドロキシ一、六アルファーメチルブレグナ一一、四、ジエニ、三、二〇、ジオン二一一、パルミタート(別名パルミチン酸デキサメタゾン)及びその製剤

九十六の二十一、九、フルオロ一一ベータ、一七、二、トリヒドロピリミジン一、五、オラート(別名ラルテグラビル)、その塩類及びそれらの製剤

九十六の二十三、一、(四、(フルオロベンジル)一、一、(四、メトキシフエニル)アミノ)ベンズイミダゾール(別名アステミゾール)及びその製剤。ただし、一錠中、一、(四、(フルオロベンジル)一、一、(四、メトキシフエニル)アミノ)ベンズイミダゾールとして一〇 mg 以下を含有するものを除く。

九十六の二十四、三、(二)、(四、(六、フルオロ一一、二、ベンズイソオキサゾール)三、一、イ)、(ビペリジノ)エチル)一、六、七、八、九、テトラヒドロ一一メチル一、四H-ブリド

〔二・二-a〕ピリミジン一、四、(一、(六、フルオロ一一、二、ベンズイソオキサゾール)三、一、イ)、(ビペリジノ)エチル)一、六、七、八、九、テトラヒドロ一一メチル一、四H-ブリド

九十六の二十五（九 R S）—三—二—「四—（六—フルオロ—一・二—ベンゾイソキサゾール—三—イル）ピペリジン—一—イル」エチル—一九—ヒドロキシ—一—メチル—一六・七・八・九—テトラヒドロ—四 H—ピリド「一・二—一—a」ピリミジン—四—オン（別名パリペリドン）及びその製剤

九十六の二十六 二—フルオロ—N—メチル—四—（七—〔キノリン—六—イル〕メチル〕イミダゾ「一・二—b」「一・一・四」トリアジン—一—イル ベンズアミド（別名カブマチニブ）、その塩類及びそれらの製剤

九十六の二十七 四—フルオロ—五—〔〔二—S〕—一—メチル—一・四—ジアゼパン—一—イル〕スルホニル—イソキノリン（別名リパスジル）、その塩類及びそれらの製剤。ただし、四—フルオロ—五—〔〔二—S〕—一—メチル—一・四—ジアゼパン—一—イル〕スルホニル—イソキノリンとして〇・四%以下を含有する点眼剤を除く。

九十六の二十八 フルオロメチル—二・二・二—トリフルオロ—一—（トリフルオロメチル）エチル—エーテル（別名セボフルラン）及びその製剤

九十六の二十九（Z）—五—フルオロ—二—メチル—一—〔〔バラ—（メチルスルフイニル）エニル〕メチレン〕—一—H—インデン—一—酢酸（別名スリングダク）及びその製剤。ただし、一個中（Z）—五—フルオロ—二—メチル—一—〔〔バラ—（メチルスルフイニル）エニル〕メチレン〕—一—H—インデン—一—酢酸—〇〇 mg以下を含有する内用剤を除く。

九十六の三十（四 S）—一—〔〔八—フルオロ—一—〕—四—〔三—メトキシフェニル〕ピペラジン—一—イル〕—三—〔〔一—メトキシ—五—（トリフルオロメチル）エニル〕—一—ジヒドロキナゾリジン—四—イル〕酢酸（別名レテルモビル）及びその製剤

九十六の三十一 ブレンツキシマブベドチン及びその製剤

九十七 プロカイン、その塩類及びそれらの製剤。ただし、プロカインとして五%以下を含有するもの及びプロカイン並びに塩酸プロカイン〇・二%以下を含有するもの及びプロカインとして五%以下を含有する外用剤及び坐剤を除く。

九十七の二 プロスマブ及びその製剤

九十七の三 ブロダルマブ及びその製剤

九十七の四（二—S）—四—四、一—〔〔ロパン—一—〕—ジイル〕ビス（ピペラジン—一・六—ジオン）（別名デクスラゾキサン）及びその製剤

九十八 プロピルアミノ安息香酸ジメチルアミノオキシプロピル、その塩類及びそれらの製剤。ただし、プロピルアミノ安息香酸ジメチルアミノオキシプロピルとして三%以下を含有する外用剤を除く。

九十八の二（二—プロピルアミノプロピオニル）—一—トルイジン（別名プロピトカイン）、その塩類及びそれらの製剤

九十八の三（六 S）—六—〔〔プロピル〕—〔〔二—（チオフェン—一—イル〕エチル〕アミノ〕—五・六・七・八—テトラヒドロナフタレン—一—オール（別名ロチゴチン）及びその製剤（別名アルベンダゾール）及びその製剤

九十八の四 五—〔〔プロピルチオ〕—二—ベンズイミダゾールカルバミン酸〕メチルエステル（別名アルベンダゾール）及びその製剤

九十八の五 二—プロピルベンタノイルトロピニウムメチルプロミド（別名臭化メチルアニソトロピン）の製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 一個中二—プロピルベンタノイルトロピニウムメチルプロミド〇 mg以下を含有する内用剤

内用剤

(2) 二—プロピルベンタノイルトロピニウムメチルプロミド〇%以下を含有する内用剤

百一 ブロムクロルトリフルオロエタン及びその製剤

百一の二 五—ブロム—二、一—デオキシウリジン（別名ブロクスウリジン）及びその製剤

百九 ブロムエチル

百二 プロムワレリル尿素及びその製剤。ただし、催眠剤以外の製剤であつて一個中プロムワレリル尿素〇・五g以下を含有するものを除く。  
百二の二 二一ブロモーアルファーエルゴクリプチン（別名ブロモクリプチン）又はその塩類の製剤であつて一錠中二一ブロモーアルファーエルゴクリプチンとして二・五mg以下を含有するもの  
百二の三 五一ブロモーN-（四・五一ジヒドロ- $\alpha$ -H-イミダゾール-2-イル）キノキサリン-六-アミン酒石酸塩として〇・一%以下を含有する点眼剤を除く。  
百二の四 二一ブロモー二ニトロ- $\alpha$ -三一プロパンジオール（別名ブロノボール）及びその製剤。ただし、外用剤を除く。  
百二の五 三一【（一RS・三RS）-十三-（四、一ブロモビフェニル-四-イル）-一・二・三・四-テトラヒドロナフタレン-1-イル】-四-ヒドロキシチオクロメン-2-オンの五-〇・八五-1-〇混合物（別名ジフェチアロール）〇・一二〇%以下を含有するもの。ただし、三一【（一RS・三RS）-十三-（四、一ブロモビフェニル-四-イル）-一・二・三・四-テトラヒドロナフタレン-1-イル】-四-ヒドロキシチオクロメン-2-オンと三一【（一RS・三RS）-十三-（四、一ブロモビフェニル-四-イル）-一・二・三・四-テトラヒドロナフタレン-1-イル】-四-ヒドロキシチオクロメン-2-オンの五-〇・八五-1-〇混合物〇・〇〇二五%以下を含有する殺そ剤を除く。  
百二の六 N-「五一（四一ブロモフェニル）-十六-二一【（五一ブロモピリミジン-2-イル）オキシ】エトキシ】ピリミジン-4-イル】-N-、一ブロピル硫酸ジアミド（別名マシンテナンタン）及びその製剤  
百二の七 五一【（四一ブロモ-2-フルオロフェニル）アミノ】-四-フルオロ- $\alpha$ -N-（二-ヒドロキシエトキシ）-1-メチル- $\alpha$ -H-ベンズイミダゾール-6-カルボキサミド（別名ビニメチニブ）及びその製剤  
百二の八 N-（四一ブロモ-2-フルオロフェニル）-六-メトキシ-7-（-メチルペペリジン-4-イル）メトキシ】キナゾリン-4-アミン（別名バンデタニブ）及びその製剤  
百三 ブロモホルム  
百三の二 三一【（四S）-十八-ブロモ-1-メチル-六-ペリジン-2-イル- $\alpha$ H-イミダゾール-1-（二-ベニズジアゼピン-4-イル）-プロピオン酸メチル（別名レミマゾラム）、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一バイアル中三一【（四S）-十八-ブロモ-1-メチル-六-ペリジン-2-イル- $\alpha$ H-イミダゾール-1-（二-ベニズジアゼピン-4-イル）-プロピオン酸メチルとして五〇mg以下を含有する注射剤を除く。  
百三の三 （R・二S）-二-（六-ブロモ-1-メトキシキノリン-3-イル）-四-（ジメチルアミノ）-二-（ナフタレン-1-イル）-二-フェニルブタン-1-オール（別名ベダキリソ）、その塩類及びそれらの製剤  
百三の四 ブロルシズマブ及びその製剤  
百三の五 ペガブタニブ、その塩類及びそれらの製剤  
百四 へキサクロロオクタヒドロエポキシジメタノナフタレン及びその製剤。ただし、へキサクロロオクタヒドロエポキシジメタノナフタレン五%以下を含有する殺虫剤を除く。  
百四の二 一-（ヘキサヒドロアゼビノ）-十三-（四一トリル）-スルホニルウレア（別名トルザミド）及びその製剤



フェニルメチル)」—「アゾニアビシクロ[二・二・一]オクタン臭化物として七四・二  
g以下を含有する吸剤を除く。

百十の十九 三-( $\alpha$ -ベンジルシクロヘプチル)オキシ」—エヌ・エヌ-ジメチルプロピ

ルアミン(別名ベンジクラン)、その塩類及びそれらの製剤

百十の二十一 ( $\alpha$ S・ $\beta$ S・ $\gamma$ S・ $\delta$ S)一九-ベンジル-三-( $\alpha$ -ジ-三級ブチル- $\beta$ -

一-ベンジル-シクロヘプトイミダゾロン(別名ベンヘペゾン)

百十の二十二 ( $\alpha$ S・ $\beta$ S・ $\gamma$ S・ $\delta$ S)一九-ベンジル-三-( $\alpha$ -ジ-三級ブチル- $\beta$ -

ハ-ヒドロキシ-四-( $\alpha$ -ジオキソ-六-「四-( $\alpha$ -ブリジン-二-イル)ベンジル」—

二・五・六・一〇・一三-ベンタアザテトラデカンジカルボン酸ジメチルエステル(別名

アタザナビル)、その塩類及びそれらの製剤

百十の二十二ー-ベンジル-三-( $\alpha$ -ジメチルアミノ-プロピルオキシ)-インダゾール

(別名ベンジダミン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、注射剤以外の製剤であつて一個

中-ベンジル-三-( $\alpha$ -ジメチルアミノ-プロピルオキシ)-インダゾールとして五〇m

g以下を含有するものを除く。

百十の二十三 (-)-(-S)-N-(-S・ $\beta$ S・ $\gamma$ S)-「-ベンジル-四-( $\alpha$ -

( $\alpha$ -ジメチルフエノキシ)アセチルアミノ)-三-ヒドロキシ-五-フエニルベンチ

ル)-三-メチル-二-( $\alpha$ -オキソテトラヒドロピリミジン-二-イル)ブチルアミド

(別名ロピナビル)及びその製剤

百十の二十四 ( $\alpha$ R)-三-ベンジル-N-N-、 $\alpha$ -トリメチル-二-( $\alpha$ -メチルア

ラニル-D-トリプトファイル)ピペリジン-二-カルボヒドラジド(別名アナモレリン)、

その塩類及びそれらの製剤

百十の二十五 ( $\alpha$ )-「-ベンジルピペリジン-四-イル)メチル」-五-六-ジメ

トキシンダン-一-オ-ン(別名ドネペジル)又はその塩類の製剤であつて、次に掲げるも

の。

(1) 一個中 ( $\alpha$ )-「-ベンジルピペリジン-四-イル)メチル」-五-六-ジメ

トキシンダン-一-オ-ンとして九・一二mg以下を含有するもの

(2) ( $\alpha$ )-「-ベンジルピペリジン-四-イル)メチル」-五-六-ジメトキシイ

ンダン-一-オ-ンとして〇・四五六%以下を含有する細粒剤

(3) ( $\alpha$ )-「-ベンジルピペリジン-四-イル)メチル」-五-六-ジメトキシイ

ンダン-一-オ-ンとして〇・九-二%以下を含有するシロップ剤

(4) 一枚中 ( $\alpha$ )-「-ベンジルピペリジン-四-イル)メチル」-五-六-ジメ

トキシンダン-一-オ-ンとして五五mg以下を含有する貼付剤

百十の二十六 一-( $\alpha$ -ベンジルフエノキシ)-二-ペリジノプロパン、その塩類及び

それらの製剤。ただし、一錠中一-( $\alpha$ -ベンジルフエノキシ)-二-ペリジノプロバ

ンとして二〇mg以下を含有するものを除く。

百十一 一-ベンジル-二-( $\alpha$ -メチル-三-イソオキサゾリルカルボニル)-ヒドラジン

(別名イソカルボキサジド)、その塩類及びそれらの製剤

百十一の二 ハ-ベンジロイルオキシ-六-一〇-エタノ-五-アゾニアスピロ「四・五」デ

カントロリド(別名塩化トロスピウム)及びその製剤。ただし、一錠中ハ-ベンジロイルオ

キシ-六-一〇-エタノ-五-アゾニアスピロ「四・五」デカントロリドとして五mg以下

を含有するものを除く。

百十一の三 一-二-ベンズイソキサゾール-三-メタヌスルホニアミド(別名ゾニサミド)

及びその製剤。ただし、一g中一-二-ベンズイソキサゾール-三-メタヌスルホニアミド

二・九mg以下を含有する体外診断薬を除く。

百十一の四 ( $\alpha$ aR・ $\beta$ S・ $\gamma$ S・ $\delta$ R)-「-ベンジル-二(R・ $\beta$ R)-「四-( $\alpha$ -

ベンズイソチアゾール-三-イル)ピペラジン-二-イルメチル】シクロヘキシルメチル】

ヘキサヒドロ-四-七メタノ-二H-イソインドール-一-三-ジオ-ン(別名ルラシドン)、その塩類及びそれらの製剤

百十一の五 ベンゼン-一-二-ジカルバルデヒド(別名フタラール)及びその製剤

百十一の六 二-ベンゼンスルホニアミド-五-三級ブチル-一-三-四-チアジアゾール(別名グリブゾール)及びその製剤

百十一の七 五-ベンゾイル-アルファ-メチル-二-チオフェン酢酸(別名チアプロフェン酸)及びその製剤

百十一の八 ( $\alpha$ )-「四-( $\alpha$ -ベンゾイルオキシ-三、一-(三級ブチルアミノ)プロポキシ)-二-メチルインドール(別名ボピンドロール)又はその塩類の製剤であつて、一錠中

( $\alpha$ )-「四-( $\alpha$ -ベンゾイルオキシ-三、一-(三級ブチルアミノ)プロポキシ】-二-メチルインドールとして一mg以下を含有するもの

百十二 ベンゾイル-テトラメチルジアミノ-エチル-イソプロピルアルコール(別名ベンザノール)及びその塩類

百十二の二 三-ベンゾイルヒドラトロブ酸(別名ケトプロフェン)及びその製剤。ただし、

三-ベンゾイルヒドラトロブ酸三%以下を含有する外用剤を除く。

百十二の三 一-( $\alpha$ -ベンゾイルプロピル)-四-( $\alpha$ -エトキシ-二-フエニルエチル)ビペラジン(別名エラジノン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一個中一-( $\alpha$ -ベンゾイルプロピル)-四-( $\alpha$ -エトキシ-二-フエニルエチル)ビペラジンとして三〇mg以下を含有する内用剤を除く。

百十二の四 (-E・ $\beta$ R)-「-ベンゾ[d][1,3]ジオキソール-五-イル)-四-ジメチルベンタ-一-エン-三-オール(別名スチリペントール)及びその製剤

百十二の五 ( $\alpha$ R・ $\beta$ aR)-「-三-ベンゾジオキソール-五-イル)-二-メチル

チル-二-三-六-七-二-二-二-a-ヘキサヒドロピラジノ「-二-六」ピリド「三-四-b」インドール-一-四-ジオ-ン(別名タグラフィル)及びその製剤。ただし、

一個中 ( $\alpha$ R・ $\beta$ aR)-「-六-( $\alpha$ -ベンゾジオキソール-五-イル)-二-メチル

二-三-六-七-二-二-a-ヘキサヒドロピラジノ「-二-六」ピリド「三-四-b」インドール-一-四-ジオ-ン二〇mg以下を含有する内用剤を除く。

百十二の六 七-( $\alpha$ -四-( $\alpha$ -ベンゾジオフエン-四-イル)ピペラジン-二-イル)-

ブチルオキシ-キノリン-二-( $\alpha$ H)-オ-ン(別名ブレクスピラゾール)及びその製剤

百十三 ベンタエリトリツトテトラニトロ-「-」

ロナフタレン-二-イル)エテニル】安息香酸(別名ベキサロデン)及びその製剤。ただし、

一錠中一-二-二-六-六-ベンタメチルピペリジンとして二・五mg以下を含有する

ものを除く。

百十四の二 四-「-」(三-五-五-八-八-ベンタメチル-五-六-七-八-テトラヒド

ブチルオキシ-キノリン-二-( $\alpha$ H)-オ-ン(別名ブレクスピラゾール)及びその製剤

百十四 一-二-二-六-六-ベンタメチルピペリジン、その塩類及びそれらの製剤。ただし、

一錠中一-二-二-六-六-ベンタメチルピペリジンとして二・五mg以下を含有する

ものを除く。

百十四の三 四-「-」(ベンタメチレンジオキシ)ジベンズアミジン(別名ベンタミジン)、

その塩類及びそれらの製剤

百十五 ベンタメチレン-ビ-ストリアルキルアンモニウム-ヒドロキシド、その塩類及びそれ

らの製剤

百十六 ベントリニウム、その塩類及びそれらの製剤

百十七の二 ホスタマチニブ、その塩類及びそれらの製剤

百十七の三 ホスネットピタント、その塩類及びそれらの製剤

百十七の四 ボラツズマブベドチン及びその製剤

百十七の五 ポリエチレンギリコールモノドデシルエーテル(別名ポリドカノール)及び



百二十一の十一 「—メチル—[—(四"—クロル—) —メチル—]—フエニルベンジルオキシ」エチル」ピロリジン（別名クレマスチン）、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一個中—メチル—[—(四"—クロル—) —メチル—]—フエニルベンジルオキシエチル」ピロリジンとして $m\text{g}$ 以下を含有する内用剤を除く。

百二十一の十一 メチル 六一 [三—(二—クロロエチル)—三—ニトロソウレイド] —六一 デオキシーアルファ—D—グルコピラノシド（別名ラニムスチン）及びその製剤

百二十一の十二 三—メチル—[—(ジエチルアミノアセチルアミノ) —安息香酸メチル、その塩類及びそれらの製剤

百二十一の十三 N—メチル—N—[—(二—シクロヘキシル)—二—フエニル—]—三—ジオキソラン—四—イル) メチル」ピベリジニウムヨージド（別名ヨウ化オキサピウム）及びその製剤。ただし、一錠又は一カプセル中N—メチル—N—[—(二—シクロヘキシル)—二—フエニル—]—三—ジオキソラン—四—イル) メチル」ピベリジニウムヨージド $20\text{mg}$ 以下を含有するもの及びN—メチル—N—[—(二—シクロヘキシル)—二—フエニル—]—三—ジオキソラン—四—イル) メチル」ピベリジニウムヨージド $2\%$ 以下を含有する顆粒剤を除く。

百二十一の十四 四—、—O—メチルジゴキシン（別名メチルジゴキシン）の製剤であつて一錠中四—、—O—メチルジゴキシン○ $1\text{mg}$ 以下を含有するもののキソラン—四—イル) メチル」ピベリジニウムヨージド $2\%$ 以下を含有する点眼剤を除く。

(1) 一個中—メチル—三—(チオキサンテン—九—イルメチル) —ピベリジンとして二・五 mg以下を含有する内用剤

(2) 含有する内用剤

百二十一の十六 三—メチルチオ—〇—[—(—メチル—]—ピベリジル) —エチル]—フルチオ—〇—[—(—メチル—]—ピベリジル) —エチル】—フエノチアジンとして二五 mg以下を含有するものを除く。

百二十一の十七 一—メチル—四—、五—六—テトラヒドロ—[—ピリミジルメチル—アルファ—シクロヘキシル—アルファ—フエニルグリコレート（別名オキシフエンサイクリミン）、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一個中—メチル—四—、五—六—テトラヒドロ—[—ピリミジルメチル—アルファ—シクロヘキシル—アルファ—フエニルグリコレートとして $10\text{mg}$ 以下を含有するもの及び $5\%$ 以下を含有する散剤を除く。

百二十一の十八 一—メチル—三—(チオキサンテン—九—イルメチル) —ピベリジンとして $1\%$ 以下を含有する内用剤

百二十一の十九 一—メチル—三—(チオキサンテン—九—イルメチル) —ピベリジン（別名メチキセン）、その塩類及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

百二十一の二十 一—メチル—三—(チオキサンテン—九—イルメチル) —ピベリジンとして二・五 mg以下を含有する内用剤

百二十三の二 四—(四—メチルピペラジン—) —イルメチル) —N—[四—メチル—]—(四—ピリジン—) —イルピリミジン—) —イルアミノ) フエニル】ベンズアミド（別名イマチニブ）、その塩類及びそれらの製剤

百二十三の三 四—(—メチル—]—四—ピベリジリデン) —四H—ベンゾ〔四—五〕シクロヘプタ〔一—二—b〕チオフェン—一〇(九H) —オン（別名ケトチフェン）又はその塩類のいずれかを含有する内用剤、点眼剤及び点鼻剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 一個中四—(—メチル—]—四—ピベリジリデン) —四H—ベンゾ〔四—五〕シクロヘプタ〔一—二—b〕チオフェン—一〇(九H) —オンとして $m\text{g}$ 以下を含有する内用剤

(2) 四—(—メチル—]—四—ピベリジリデン) —四H—ベンゾ〔四—五〕シクロヘプタ〔一—二—b〕チオフェン—一〇(九H) —オンとして〇・一%以下を含有する内用剤

(3) 一錠中四—(—メチル—]—四—ピベリジリデン) —四H—ベンゾ〔四—五〕シクロヘプタ〔一—二—b〕チオフェン—一〇(九H) —オンとして〇・五 mg以下を含有する点眼剤

(4) 一錠中四—(—メチル—]—四—ピベリジリデン) —四H—ベンゾ〔四—五〕シクロヘプタ〔一—二—b〕チオフェン—一〇(九H) —オンとして〇・五四九七五 mg以下を含有する点鼻剤

百二十四 メチルピベリジルベンズヒドリルエーテル、その塩類及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 一個中メチルピベリジルベンズヒドリルエーテルとして $5\text{mg}$ 以下を含有するもの

(2) メチルピベリジルベンズヒドリルエーテルとして〇・二%以下を含有する外用剤

(3) 一個中メチルピベリジルベンズヒドリルエーテルとして二 $m\text{g}$ 以下を含有する坐剤

百二十四の二 三—[—(三—[五—[—(—メチルピベリジン—]—イル) メチキシ]—ピリミジン—]—イル) フエニル) メチル】—六—オキソ—]—六—ジヒドロピリダジン—三—イル—ベンゾニトリル（別名テポチニブ）、その塩類及びそれらの製剤

百二十五 一—メチルピベリジンカルボン酸キシリジド（別名メビバカイン）、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一—メチルピベリジンカルボン酸キシリジドとして $5\%$ 以下を含有する外用剤及び一個中—メチルピベリジンカルボン酸キシリジドとして一 $5\text{mg}$ 以下を含有する坐剤を除く。

百二十五の二 N—メチル—[—(三—[—(E)—]—二—(ピリジン—) —イル) エテン—]—イル】—H—インダゾール—六—イル) スルファニル) ベンズアミド（別名アキシチニブ）及びその製剤

百二十六 一〇—(—メチル—]—ピロリジルメチル) —フエノチアジン、その塩類及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 一個中一〇—(—メチル—]—ピロリジルメチル) —フエノチアジンとして八 $m\text{g}$ 以下を含有する内用剤

(2) 一〇—(—メチル—]—ピロリジルメチル) —フエノチアジンとして五%以下を含有する外用剤

(3) 一〇—(—メチル—]—ピロリジルメチル) —フエノチアジンとして〇・一%以下を含有する内用液剤

百二十六の二 (+) - (R) - 三 - (一 - メチルピロリジン - 一 - イルメチル) - 五 - (二 - フエニルスルホニルエチル) - 一 - H - インドール (別名エレトリプタン)、その塩類及びそれらの製剤  
 百二十六の三 三 - [(三S・四R) - 三 - メチル - 六 - (七H - ピロロ [二・三 - d] ピリミジン - 四 - イル) - 一 - 六 - ジアザスピロ [三・四] オクタン - 一 - イル] - 三 - オキソプロパンニトリル ○・五%以下を含有する軟膏を除く。  
 百二十六の四 一 - メチル - 二 - (一 - フエニル - 一 - シクロヘキシルグリコリルオキシメチル) - ピロリジニウムメチルブロミド (別名臭化オキシピロニウム) 及びその製剤。ただし、三 - [(三S・四R) - 三 - メチル - 六 - (七H - ピロロ [二・三 - d] ピリミジン - 四 - イル) - 一 - 六 - ジアザスピロ [三・四] オクタン - 一 - イル] - 三 - オキソプロパンニトリル ○・五%以下を含有する軟膏を除く。  
 百二十六の五 四 - 五 - (四 - メチルフェニル) - 三 - (トリフルオロメチル) ピラゾール - 一 - イル ベンゼンスルホンアミド (別名セレコキシブ) 及びその製剤。ただし、一個中 - 一 - メチル - 二 - (一 - フエニル - 一 - シクロヘキシルグリコリルオキシメチル) - ピロリジニウムメチルブロミド・五mg以下を含有するものを除く。  
 百二十六の六 一 - (四 - メチルフェニル) - 一 - (二 - ピリジル) - 三 - ピロリジノブロペン (別名トリプロリジン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。  
 (1) 一個中 - 一 - (四 - メチルフェニル) - 一 - (二 - ピリジル) - 三 - ピロリジノブロペンとして五mg以下を含有する内用剤  
 (2) 注射剤以外の製剤であつて - 一 - (四 - メチルフェニル) - 一 - (二 - ピリジル) - 三 - ピロリジノブロペンとして - 1%以下を含有するもの  
 百二十六の七 五 - メチル - 一 - フエニル - H - ピリジン - 一 - オン (別名ピルフェニド) 及びその製剤  
 百二十六の八 二 - メチルプロパン酸 - 一 - (一R) - 三 - [ビス (- - メチルエチル) アミノ] - 一 - フエニルプロピル] - 四 - (ヒドロキシメチル) フエニルエステル (別名フエソテロジン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中 - 一 - メチルプロパン酸 - 二 - (一R) - 三 - [ビス (- - メチルエチル) アミノ] - 一 - フエニルプロピル] - 四 - (ヒドロキシメチル) フエニルエステルマル酸塩として八mg以下を含有する内用剤を除く。  
 百二十六の九 二 - メチル - 一 - ブロピルアミノ - ブロピオノ - オルト - トルイド (別名カタカイン)、その塩類及びそれらの製剤  
 百二十七 メチル - (プロピルアミノ) - ブロピルベンゾエート (別名メブリルカイン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。  
 (1) メチル - (プロピルアミノ) - ブロピルベンゾエートとして四%以下を含有する外用剤  
 一個中メチル - (プロピルアミノ) - ブロピルベンゾエートとして - 10mg以下を含有する坐剤  
 百二十七の二 メチル - 一 - ブロモ - 四 - 五 - ジヒドロ - 四 - ベータ - ヒドロキシンアルファ・一六アルファ] - エブルナメニン - 四 - カルボキシラート (別名ブロビンカミン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一個中メチル - 一 - ブロモ - 四 - 五 - ジヒドロ - 四 - ベータ - ヒドロキシンアルファ・一六アルファ] - エブルナメニン - 四 - カルボキシラートとして - 10mg以下を含有する内用剤を除く。  
 百二十七の三 四 - メチル - N - [三 - (四 - メチル - 一 - H - イミダゾール - 一 - イル) - 五 - (トリフルオロメチル) フエニル] - 三 - [四 - (ピリジン - 三 - イル) ピリミジン - 二 - イル] アミノ - ベンズアミド (別名ニロチニブ)、その塩類及びそれらの製剤  
 百二十七の四 -(一R・五R) - 五 - [(三S) - 一 - (三 - メチル - 三 - [(二 - (一 - メチルエチル) - 一 - 三 - チアゾール - 四 - イル) メチル] ウレイド) - 四 - (モルホリン - 四

一 - イル) ブタンアミド] - 一 - 六 - ジフエニルヘキサン - 一 - イル カルバミン酸 - 三 - チアゾール - 五 - イルメチル (別名コビシスタット) 及びその製剤  
 百二十七の五 (三Z) - 三 - [(四 - [N - メチル - 二 - (四 - メチルビペラジン - 一 - イル) アセトアミド] フエニル) アミノ] (フエニルメチリデン) - 二 - オキソ - 二 - 三 - ジヒドロ - 一 - H - インドール - 六 - カルボン酸メチル (別名ニンテダニブ)、その塩類及びそれらの製剤  
 百二十七の六 二 - メチル - 一 - H - インドール - 六 - カルボン酸メチル (別名ニンテダニブ)、その塩類及びそれらの製剤  
 百二十七の七 N - メチル - 一 - [三 - (一 - メチルピペリジン - 一 - イル) - 一 - O - H - チエノ [二 - 三 - b] 二 - 五] ベンゾジアゼピン (別名オランザピン) 及びその製剤  
 百二十七の八 三 - [(三R・四R) - 一 - メチル - 三 - [メチル (七H - ピロロ [二 - 三 - d] ピリミジン - 四 - イル) アミノ] ピペリジン - 一 - イル] - 三 - オキソプロパンニトリル (別名トファシチニブ)、その塩類及びそれらの製剤  
 百二十七の九 (三R) - N - メチル - 三 - (二 - メチルフェノキシ) - 三 - フエニルプロパン - 一 - イル - 五 - イル エタンスルホンアミド (別名ナラトリピタン)、その塩類及びそれらの製剤  
 百二十七の十 二 - (三 - メチル - 五 - メトキシ - 一 - ピラゾリル) - 四 - メトキシ - 六 - メチルピリミジン (別名メピリゾール) 及びその製剤。ただし、一錠中二 - (三 - メチル - 五 - メトキシ - 一 - ピラゾリル) - 四 - メトキシ - 六 - メチルビリミジン (別名メピリゾール) 及びその製剤。ただし、一錠中二 - (三 - メチル - 五 - メトキシ - 一 - ピラゾリル) - 四 - メトキシ - 六 - メチルビリミジン (別名メピリゾール) 及びその製剤。ただし、一錠中二 - (三 - メチル - 五 - メトキシ - 一 - ピラゾリル) - 四 - メトキシ - 六 - メチルビリミジン (別名メピリゾール) 及びその製剤。ただし、一錠中二 - (三 - メチル - 五 - メトキシ - 一 - ピラゾリル) - 四 - メトキシ - 六 - メチルビリミジン (別名メピリゾール) 及びその製剤  
 百二十七の十一 一 - (三 - 四 - メチレンジオキシフェニル) - 二 - ヒドラジンプロパン、その塩類及びそれらの製剤  
 百二十八 メチレンジオキシフェニル - メチル - メチレンジオキシシイソキノリン及びその塩類  
 百二十九 メチレンジオキシベンチル - メチレンジオキシシイソキノリン及びその塩類  
 百二十九の二 二 - メトキシ - 四 - アミノ - 五 - クロル - エヌ - (ベータ - ジエチルアルアミノエチル) - ベンツアミド (別名メトクロブラミド)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一個中 - 一 - メトキシ - 四 - アミノ - 五 - クロル - エヌ - (ベータ - ジエチルアルアミノエチル) - ベンツアミドとして - 10mg以下を含有するもの及び二 - メトキシ - 四 - アミノ - 五 - クロル - エヌ - (ベータ - ジエチルアルアミノエチル) - ベンツアミドとして - 10mg以下を含有するシロップ剤を除く。  
 百三十 メトキシアリルフェノキシ酢酸ジエチルアミド及びその製剤  
 百三十 - メトキシアリルフェノールジエチルアミノエチルエーテル、その塩類及びそれらの製剤  
 百三十二 メトキシアリルフェノールジエチルアミノエチルエーテル、その塩類及びそれらの製剤  
 百三十二の二 (S) - 六 - メトキシ - アルファ - メチル - 一 - ナフタレン酢酸 (別名ナプロキセン) 及びその製剤。ただし、一錠中 (S) - 六 - メトキシ - アルファ - メチル - 一 - ナフタレン酢酸として - 10mg以下を含有するものを除く。  
 百三十二の三 五 - メトキシ - 三 - (オルト - メトキシフェニル) - 一 - 三 - 四 - オキサジアゾール - 二 (三H) - オン (別名メトキサジアゾン) 及びその製剤。ただし、五 - ストキシン - 三 - (オルト - メトキシフェニル) - 一 - 三 - 四 - オキサジアゾール - 二 (三H) - オン 20%以下を含有する殺虫剤を除く。  
 百三十二の四 四 - (メトキシカルボニル) - 四 - (メトキシカルボニル) - 四 - [(一 - オキソプロピル) フエニルアミノ] ピペリジン - 一 - プロパン酸 メチルエステル (別名レミフエンタニル) 又はその塩類を含む有する製剤  
 百三十二の五 三 - メトキシカルボニルプロピルトリメチルアンモニウムクロリド (別名塩化カルプロニウム) 及びその製剤。ただし、一錠又は一カプセル中三 - メトキシカルボニル

ロピルトリメチルアンモニウムクロリド—〇m g以下を含有するもの及び三—メトキシカルボニルプロピルトリメチルアンモニウムクロリド五%以下を含有する外用剤を除く。

百三十二の六 (四R S) —N<sub>4</sub> (六—メトキシキノリン—八—イル) ベンタントー・四ジアミン (別名プリマキン)、その塩類及びそれらの製剤

百三十二の七 六—「四—メトキシ—三—」 (トリシクロ【三・三・一】デシ—一—イル) フエニル「ナフタレン—一—カルボン酸 (別名アダパレン) 及びその製剤

百三十二の八 (三R・五<sup>a</sup>S・六R・八<sup>a</sup>S・九R・一〇S・一二R・一二aR) —〇—メトキシ—三・六・九—トリメチルデカヒドロ—H—三・一二—エボキシ【二・二】ジオキセビノ【四・三—i】イソクロマン (別名アルテメテル) 及びその製剤

百三十三 メトキシフエニルメチルアミノプロパン、その塩類及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 一個中メトキシフエニルメチルアミノプロパンとして〇・一g以下を含有する内用剤

(2) 一坐剤中メトキシフエニルメチルアミノプロパンとして〇・一g以下を含有するもの

(3) メトキシフエニルメチルアミノプロパンとして〇・三%以下を含有する内用液剤であつて一容器中メトキシフエニルメチルアミノプロパンとして〇・一g以下を含有するもの

百三十三の二 二— (四—メトキシベンゼンスルホニアミド) —五—イソブチル—一・三・四—チアジアゾール (別名イソブゾール) 及びその製剤

百三十三の三 メポリズマブ及びその製剤

百三十三の四 二—メルカプトエタンスルホン酸ナトリウム (別名メスナ) 及びその製剤。ただし、一アンブル中二—メルカプトエタンスルホン酸ナトリウムとして四〇〇m g以下を含有する注射剤を除く。

百三十三の五 N— (二—メルカプト—二—メチルプロピオニル) —L—システイン (別名ブシラミン) 及びその製剤

百三十三の六 モガムリズマブ及びその製剤

百三十三の七 モメロチニブ、その塩類及びそれらの製剤

百三十三の八 モルヌピラビル及びその製剤

百三十三の九 モルホリニルメルカプトベンゾチアゾール及びその製剤。ただし、パツチテストに使用されることが目的とされている貼付剤を除く。

百三十三の十 一—「六— (モルホリン—四—イル) ピリミジン—四—イル」 —四— (一H—一・二・三—トリアゾール—一—イル) —H—ピラゾール—五—オラート (別名モリデュスタート)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一一—ヨード—百三十三の十一 一一—ヨード—〇—ウンデシン酸及びその製剤。ただし、一一—ヨード—〇—ウンデシン酸〇・五%以下を含有する外用剤を除く。

百三十三の十二 三—ヨードベンジルグアニジン (131I) 及びその製剤

百三十四 ヨードホルム

百三十四の二 (十)—一—七—酪酸 二—プロピオン酸 九—フルオロ—一—ベータ—一七・二—トリヒドロキシ—六ベータ—メチルブレグナ 一—四—ジエン—三・二〇—ジオン (別名酪酸ブロピオン酸ベタメタゾン) 及びその製剤

百三十四の三 ラスマジタン、その塩類及びそれらの製剤

百三十四の五 ラニビズマブ (遺伝子組換え) 「ラニビズマブ後続」 及びその製剤

百三十四の六 ラブリズマブ及びその製剤

百三十四の七 ラムシルマブ及びその製剤

百三十四の八 リキシセナチド及びその製剤

百三十四の九 リサンキズマブ及びその製剤

別表第四 (第二百二十四条関係)	
一 機械器具	百三十七 レブリキズマブ及びその製剤
二 打診器	百三十八 六塩化ベンゼン及びその製剤。ただし、六塩化ベンゼン五%以下を含有するもの及び煙剤を除く。
三 医療用鏡のうち歯鏡	百三十九 ロザノリキシズマブ及びその製剤
四 結繫器及び縫合器	百四十 ロナフアルニブ及びその製剤
五 医療用匙	百四十一 ロペグインターフエロン アルファ—一—b及びその製剤
六 医療用刀	
七 医療用はさみ	
八 医療用鉗子	
九 医療用針	
十 医療用鋏	
十一 医療用のみ	
十二 医療用剥離子	
十三 医療用つち	
十四 医療用やすり	
十五 医療用てこ	
十六 医療用絞断器	
十七 医療用穿刺器、穿削器及び穿孔器	
十八 医療用穿刺器、穿削器及び穿孔器	
十九 開創又は開孔用器具	
二十 医療用拡張器	
二十一 医療用消息子	
二十二 医療用捲綿子	
二十三 齒科用切削器	
二十四 齒科用ブローチ	
二十五 齒科用充填器	

二十七	歯科用練成器
二十八	歯科用防湿器
二十九	印象探得又は咬合探得用器具
三十	視力補正用眼鏡
三十一	視力補正用レンズ
三十二	コンタクトレンズ（視力補正用のものを除く。）
一 医療用品	一 整形用品
二 副本	二 副本
別表第四の二（第二百二十三条の二関係）	別表第四の二（第二百二十三条の二関係）
一 医療用洗浄器のうち、家庭用陰洗净器	一 医療用吸人器のうち、家庭用吸人器
二 医療用吸人器のうち、家庭用電気治療器	三 指圧代用器のうち、家庭用指圧代用器
三 指圧代用器のうち、家庭用磁気治療器	四 磁気治療器のうち、家庭用磁気治療器
四 磁気治療器のうち、家庭用磁気治療器	五 厚生労働大臣が指定するもの
五 厚生労働大臣が指定するもの	六 次のイからリまでに掲げる医療機器のうち、専ら家庭において使用される医療機器であつて厚生労働大臣が指定するもの
六 厚生労働大臣が指定するもの	七 前各号に準ずるものとして厚生労働大臣が指定する医療機器
七 前各号に準ずるものとして厚生労働大臣が指定する医療機器	別表第五（第二百二十八条の十関係）
一 アクチノマイシンC及びその製剤	一 ホニコニド
二 アクチノマイシンD及びその製剤	二 ハロブレーダー
三 アクラルビシン、その塩類及びそれらの製剤	三 バイオペリジン
四 アシミニブ、その塩類及びそれらの製剤	四 ハニコニド
五 L—アスパラギンアミドヒドロラーゼ（別名L—アスパラギナーゼ）及びその製剤	五 ハニコニド
六 (十) — (七S・九S) —九—アセチル—九—アミノ—七—「(二—デオキシ—ベータ—D—エリスロ—ヘントピラノシリ) オキシ」—七—八・九—一〇—テトラヒドロ—六—一一—ジヒドロキシ—五—一二—ナフタセンジオン（別名アムルビシン）、その塩類及びそれらの製剤	六 ピリミジン—二—イル
七 八 アテゾリズマブ及びその製剤	七 ピリジン—二—イル
八 アフレベルセプトベータ及びその製剤	八 パルボシクリブー及びその製剤
九 アベルマブ及びその製剤	九 ピリジン—二—アセチル—八—シクロベンチル—五—メチル—二—「[五—(ピペラジン—二—イル) —(七S・九S) —九—アセチル—九—アミノ—七—「(二—デオキシ—ベータ—D—エリスロ—ヘントピラノシリ) オキシ」—七—八・九—一〇—テトラヒドロ—六—一一—ジヒドロキシ—五—一二—ナフタセンジオン（別名アムルビシン）、その塩類及びそれらの製剤
十 一 四—アミノ—アラビノフラノシリ—オキソ—一—二—ジヒドロピリミジン（別名シタラビン）及びその製剤	十 一 四—アミノ—アラビノフラノシリ—オキソ—一—二—ジヒドロピリミジン（別名シタラビン）及びその製剤
十一 (三R S) —三—(四—アミノ—オキソ—三—ジヒドロ—H—イソインドール—二—イル) ピリジン—二—六—ジオン（別名レナリドミド）及びその製剤	十一 (三R S) —三—(四—アミノ—オキソ—三—ジヒドロ—H—イソインドール—二—イル) ピリジン—二—六—ジオン（別名レナリドミド）及びその製剤

十三	N—(四—「—(二—アミノ—四—オキソ—四—七—ジヒドロ—H—ピロロ—「—三—d」) ピリミジン—五—イル) エチル】ベンゾイル】—L—グルタミン酸（別名ベメトレキセド）、その塩類及びそれらの製剤
十四	四—アミノ—二—「(三R S) —二—六—ジオキソビペリジン—三—イル】—H—イソイントール—一—三—ジオン（別名ボマリドミド）及びその製剤
十五	五—アミノ—七—ヒドロキシ—トリアゾロピリミジン（別名ハ—アザグアニン）及びその製剤
十六	(二R・三R・三aS・七R・八aS・九S—○aR—一—S・一二R・一三aR—一三bS・一五S・一八S・二—S・二四S・二六R・二八R・二九aS)—「(二—S)—三—アミノ—一—ヒドロキシプロピル】—三—メトキシ—二六—メチル—二○—二七—ジメチリデンヘキサコサヒドロ—一—五—一八—二—二四—二八—トリエポキシ—七—九—エタノ—二—五—メタノ—九H—五H—フロ【三—二—i】フロ【二—三—五—六】ピラノ【四—三—b】【一—四】ジオキサシクロペンタコシン—五 (四H)—オン（別名エリブリン）、その塩類及びそれらの製剤
十七	N—(三—「五—(二—アミノピリミジン—四—イル)—二—(—ジメチルエチル—一—三—チアゾール—四—イル)—二—フルオロフェニル】—一—六—ジフルオロベンゼンスルホンアミド（別名ダラフエニブ）、その塩類及びそれらの製剤
十八	—(三R)—三—「四—アミノ—三—(四—フエノキシフェニル)—一—H—ピラゾロ【三—四—d】ピリミジン—一—イル】ピペリジン—一—イル】プロパ—一—エン—一—オ恩（別名イブルチニブ）及びその製剤
十九	四—(八—アミノ—三—「(二—S)—一—(ブタ—二—イノイル) ピロリジン—二—イール】イミダゾ—一—五—a】ピラジン—一—イル】—N—(ピリジン—二—イル) ベンズアミド（別名アカラブルチニブ）及びその製剤
二十	六—アミノ—九—「(三R)—一—(ブタ—二—イノイル) ピロリジン—三—イル】七—(四—エノキシフェニル)—七—九—ジヒドロ—八H—ブリン—八—オ恩（別名チラブルチニブ）、その塩類及びそれらの製剤
二十一	(一O R)—七—アミノ—一—フルオロ—二—一〇—一六—トリメチル—五—オキソ—一〇—一五—一六—一七—テトラヒドロ—H—四—八—メテノピラゾロ【四—三—h】【一—五—一】ベンゾオキサジアザシクロテトラデシン—三—カルボニトリル（別名チラロラチニブ）及びその製剤
二十二	N—(二—アミノ—四—フルオロフェニル)—四—(【(二E)—三—(ピリジン—三—イル) プロパン—二—エンアミド】メチル】ベンズアミド（別名ツシジノスタット）及びその製剤
二十三	四—アミノ—一—ベータ—D—アラビノフラノシリ—二—(一H)—ピリミジノン五—(ナトリウム オクタデシル ホスファート)（別名シタラビン オクホスファート）及びその製剤
二十四	二—アミノ—九—ベータ—D—アラビノフラノシリ—六—メトキシ—九H—ブリン（別名ネララビン）及びその製剤
二十五	四—アミノ—一—ベータ—D—リボフラノシリ—一—三—五—トリアジン—二—(一H)—オ恩（別名アザンチジン）及びその製剤
二十六	一—(四—アミノ—一—メチル—五—ピリミジニル) メチル—三—(ベータクロロエチル)—三—ニトロソ尿素（別名ニムスチン）、その塩類及びそれらの製剤
二十七	四—アミノ—一—メチル葉酸（別名メソトレキセート）及びその製剤
二十八	七アルファ—九—(四—四—五—五—五—ペントフルオロベンチル) スルフィニル】エストラ—一—三—五(—O)—トリエン—三—七ベータ—ジオール（別名フルベストラント）及びその製剤
二十九	アレムツズマブ及びその製剤

- 三十二・二、一アンヒドローーべーターDーアラビノフラノシリルシトシン（別名アンシタビン）、その塩類及びそれらの製剤  
 三十一 イサツキシマブ及びその製剤  
 三十二 Nーイソブロビルー四ー（二メチルヒドラジノメチル）ーベンズアミド（別名プロカルバジン）、その塩類及びそれらの製剤  
 三十三 イダルビシン、その塩類及びそれらの製剤  
 三十四 イノツズマブ オゾガマイシン及びその製剤  
 三十五 イピリムマブ及びその製剤  
 三十六 イブリツモマブ  
 三十七 イミダゾ「一・二-b」ピリダジンー三ーイル  
 ルーNー四ー（四ーメチルピペラジンー一イル）メチルー三ー（トリフルオロメチル）フェニルベンズアミド（別名ボナチニブ）、その塩類及びそれらの製剤  
 三十八 イミノジプロピルジメタンスルホネート（別名インプロスルファン）、その塩類及びそれらの製剤  
 三十九 インターフエロンー<sup>a</sup>ガンマ及びその製剤  
 四十 インターフエロンーアルファ及びその製剤  
 四十一 インターフエロンー<sup>b</sup>ベータ及びその製剤  
 四十二 一・三・五（一〇）ーエストラトリエンー三・一七ーベータージオールー三ー（ビス[二クロロエチル]カルバメート）ー七ーリン酸エステル（別名リン酸エストラムスチン）、その塩類及びそれらの製剤  
 四十三 Nー（三エチニルフェニル）ー六・七ービス（二メトキシエトキシ）キナゾリン  
 四十四 アミン（別名エルロチニブ）、その塩類及びそれらの製剤  
 四十五 二-S・四S・一〇S・一六E・二-Rー七ー（二-Z）ーエチリデンー四・二一  
 ピス（二メチルエチル）ー一オキサー二・一三ージチアー五・八・一〇・二三ー<sup>a</sup>テトラアザビシクロ「八・七・六」トリコスー一六ーエンー三・六・九・一九・二二ー<sup>b</sup>ベンタ  
 オン（別名ロミデプシン）及びその製剤  
 四十六 二-タ- Dー<sup>a</sup>グルコピラノシリル「オキシ」ー五・八・八a・九ー<sup>b</sup>トライヒドロー一五ー（四  
 ヒドロキシー三・五ージメトキシフエニル）フロ（三・四・六・七）ナフト（二・三  
 -d）ー一・三ージオキソールー六（五aH）ー<sup>a</sup>オン（別名エトポシド）及びその製剤  
 四十七 九ーエチルー六・六ージメチルー八ー四ー（モルホリンー四ーイル）ピペリジンー  
 一ーイルー一ーオキソー六・一一ジヒドロー五Hーベンゾ[b]カルバゾールー三ー<sup>a</sup>  
 カルボニトリル（別名アレクチニブ）、その塩類及びそれらの製剤  
 四十八 六ーエチルー三ー（三ー<sup>a</sup>メトキシー二ーイル）メチルー<sup>b</sup>ピリジンー二ーイルー<sup>a</sup>  
 グイミダゾー<sup>b</sup>ルー六ーイル  
 五十九 フルオロー四ー（四ーフルオロー二ーメチルエチル）ーHー<sup>a</sup>ベン  
 ピペリジンー一ーイル  
 五十二 カルボキサミド（別名ギルテリチニブ）、その塩類及びそれらの製剤  
 四十九 一ー<sup>a</sup>エチレンジー四ーイソブロクトキシカルボニルオキシメチルー三・五ー<sup>b</sup>ジオ  
 ソピペラジン（別名ノブズキサン）及びその製剤  
 五十五 エピルビシン、その塩類及びそれらの製剤  
 五十一 エブコリタマブ及びその製剤  
 五十二 エルナタマブ及びその製剤  
 五十三 エロツズマブ及びその製剤  
 五十四 塩化ラジウム（<sup>2-3</sup>R<sup>a</sup>）及びその製剤  
 五十五 エンホルツマブ ベドチン及びその製剤

- 五十六 オビヌツズマブ及びその製剤  
 五十七 オファツムマブ及びその製剤。ただし、一バイアル中オファツムマブとして二〇mg  
 以下を含有する注射剤を除く。  
 五十八 カビバセルチブ及びその製剤  
 五十九 カルチノフイリン及びその製剤  
 六十 乾燥B C G 及びその製剤  
 六十一 グマロンチニブ、その塩類及びそれらの製剤  
 六十二 クリサンタスペーゼ及びその製剤  
 六十三 クロモマイシンA<sup>a</sup>及びその製剤  
 六十四 (+)ー三ー（二ークロロエチル）ー一ー（二ークロロエチル）ーアミノーー<sup>b</sup>テトラ  
 ヒドローHー一・三・二ー<sup>a</sup>オキサザホスホリンー一ー<sup>b</sup>オキシド（別名イホスファミド）及  
 びその製剤  
 六十五 Nー（二-S）ー一ー三ー（三ークロロー四ーシアノフエニル）ーHー<sup>a</sup>ピラゾー<sup>b</sup>  
 ルーーイルー<sup>a</sup>プロパンー一ーイルー一五ー（一-R<sup>a</sup>）ー一ー<sup>b</sup>ヒドロキシエチルーーH  
 一ピラゾールー三ーカルボキサミド（別名ダロルタミド）及びその製剤  
 六十六 四ー（三ークロロー四ー（シクロプロピルピルカルバモイル）アミノ）<sup>a</sup>フエノキシーー  
 七ー<sup>a</sup>メトキシキノリンー六ーカルボキサミド（別名レンバチニブ）、その塩類及びそれらの  
 製剤  
 六十七 二ークロロー二ー<sup>a</sup>デオキシアデノシン（別名クラドリビン）及びその製剤  
 六十八 二ークロロー九ー（二ー<sup>a</sup>デオキシー）ー<sup>b</sup>フルオロー<sup>a</sup>ベーターDーアラビノフラノシ  
 ルーー九Hー<sup>a</sup>ブリンー六ーアミン（別名クロフアラビン）及びその製剤  
 六十九 四ー（四ー三ー（四ークロロー三ートリフルオロメチルフエニル）ウレイド）<sup>a</sup>フエ  
 ノキシーーN<sup>a</sup>ー<sup>b</sup>メチルピリジンー二ーカルボキサミド（別名ソラフエニブ）、その塩類及  
 びそれらの製剤  
 七十 四ー（四ー（二ークロロフエニル）ーNー<sup>a</sup>メチルピリジンー一ーカルボキサミド（別名レゴ  
 ラフエニブ）及びその製剤  
 七十一 四ー（四ー（二ー（四ークロロフエニル）ー四・四ージメチルシクロヘキサーー  
 エンーーイル）メチルー<sup>a</sup>ピペラジンー一ーイルー<sup>b</sup>Nー（二ーニトロー四ー（<sup>a</sup>オキサ  
 ンー四ーイル）メチル）アミノー<sup>a</sup>フエニル）スルホニルーー（二ーHー<sup>a</sup>ピロロ<sup>b</sup>二・三  
 -b）ピリジンー五ーイル  
 七十二 Nー（三ー（四ークロロフエニル）ーHー<sup>a</sup>ピロロ<sup>b</sup>二・三-b）ピリジンー<sup>a</sup>  
 三ーカルボニルー二・四ージフルオロフエニル）プロパンー一ースルホンアミド（別名ベ  
 ムラフエニブ）及びその製剤  
 七十三 （二-E）ーNー<sup>a</sup>四ー（三ークロロー四ーフルオロアミニノ）ブター二  
 キソランー三ーイル  
 七十四 （二-E）ーNー<sup>a</sup>四ー（三ークロロー四ーフルオロフエニル）アミノー<sup>b</sup>メトキ  
 シキナゾリンー六ーイルー一四ー（ピペリジンー一ーイル）ブターー一エニアミド（別名ダ  
 コミチニブ）及びその製剤  
 七十五 Nー（三ークロロー四ーフルオロフエニル）ー七ー<sup>a</sup>メトキシー六ー（モルホリ  
 ンー四ーイル）プロボキシ<sup>b</sup>キナゾリンー四ーアミン（別名ゲフイチニブ）及びその製剤  
 七十六 Nー（三ークロロー四ー（三ーフルオロベンジル）オキシ）<sup>a</sup>フエニルー一六ー（五  
 ー（二ー（メチルスルホニル）エチル）アミノー<sup>b</sup>メチル）フランー二ーイル  
 七十七 Nー（二-S）ー一ー（四ー（三ー（五ークロロー一ーフルオロー三ー（メタヌスル  
 ホニアミド）フエニル）ーー（プロパンー二ーイル）ーHー<sup>a</sup>ピラゾールー四ーイル）<sup>b</sup>ピ

リミジンー「—イル」アミノ】プロパンー「—イル」カルバミン酸メチル（別名エンコラフエニブ）及びその製剤

七十八 五一クロロ—N<sub>2</sub>—「五一メチル—四—（ピペリジン—四—イル）—」—【（プロパニルミジンー「—イル」オキシ）フェニル】—N<sup>4</sup>—「—（プロパン—二—イルスルホニル）フェニル】ピリミジン—二—四—ジアミン（別名セリチニブ）及びその製剤

七十九 N—（二—クロロ—六—メチルフェニル）—「—（六—「四—（二—ヒドロキシエチル）ピーラジン—一—イル）—二—メチルピリミジン—四—イル】アミノ】—・三—チアゾール—五—カルボキサミド（別名ダサチニブ）及びその製剤

八十 三—【（五一クロロ—二—「二—メトキシ—四—「四—（四—メチルピーラジン—一—イル）ピペリジン—一—イル】アミノ】ピリミジン—四—イル】アミノ】フェニル】ジメチル—<sup>5</sup>—ホスファノン（別名ブリグチニブ）及びその製剤

八十一 ゲムツズマブオゾガマイシン及びその製剤

八十二 コバルトプロトポルフィリン、その塩類及びそれらの製剤

八十三 酢酸（一、R・六R・六aR・七R・一三S・一四S・一六R）—六、八、一四—トリビドロキシ—七、九—ジメトキシ—四、一〇、一三—トリメチル—九—オキソ—三、四、六a、七、一二、一三、一四、一六—オクタヒドロ—H、六H—スピロ【六、一六—エピチオプロパノオキシメタノ】—七、一三—エピミノベンゾ【四、五】アゾシノ【一、二—b】【一、三】ジオキソロ【四、五—h】イソキノリン—二〇、一、一イソキノリン】—五一イル（別名トラベクテジン）及びその製剤

八十四 酢酸—七—（ピリジン—三—イル）アンドロスター五、一六—ジエン—三ベータ—イル（別名アビラテロン酢酸エステル）及びその製剤

八十五 ヴアルコマイシン及びその製剤

八十六 二、五一ジ—O—アセチル—D—グルカロ—一、四—六、三—ジラクトン（別名アセグラントン）及びその製剤

八十七 四—七—【六—シアノ—五—（トリフルオロメチル）ピリジン—三—イル】—八—オキソ—六—チオキソ—五、七—ジアザスピロ【三、四】オクタン—五—イル】—二—フルオロ—N—メチルベンズアミド（別名アパルタミド）及びその製剤

八十八 四—【三—【四—シアノ—三—（トリフルオロメチル）フェニル】—五、五—ジメチル—四—オキソ—【スルファニリデンアミダ】—（トリフルオロメチル）アミド（別名エンザルタミド）及びその製剤

八十九 【十】—N—【四—シアノ—三—（トリフルオロメチル）フェニル】—二—ヒドロキシ—【メチルベンズアミド】（別名ビカルタルオロフェニル）スルホニル】—二—ヒドロキシ—【メチルプロパンアミド（別名ビカルタルミド）及びその製剤

九十一 N—【—（ジエチルアミノ）エチル】—五—【Z】—【五—フルオロ—二—オキソ—一、二—ジヒドロ—三—ヒドロカルボキサミド（別名スニチニブ）、その塩類及びそれらの製剤

九十二 (+)—(四S)—四—【—ジエチル—四—ヒドロキシ—九—【（四—ピペリジノビペリジノ）カルボニルオキシ】—Hビラノ【三、四、六、七】インドリジノ【一、二—b】キノリン—三、一四（四H、一二H）—ジオン（別名イリノテカノン）、その塩類及びそれらの製剤

九十三 二—【(三RS)】—【六—ジオキソピペリジン—三—イル】イソインドリン—三—ジオオン（別名サリドマイド）及びその製剤

九十四 四—【三—【四—（シクロプロピルカルボニル）ピーラジン—一—イル】カルボニル】—四—フルオロフェニル】メチル】フタラジン—一（二H）—オン（別名オラパリブ）及びその製剤

- 百十二 (三-S-N-(五-(二-R)-二-(二-ジフルオロエニル)-ピロリジン-1-イル)-ピラゾロ[1-5-a]ピリミジン-3-イル)-ヒドロキシピロリジン-1-カルボキシアミド(別名ラロトレクチニブ)、その塩類及びそれらの製剤
- 百十三 N-(五-(三-五-ジフルオロエニル)メチル)-H-インダゾール-3-イル)-四-(四-メチルピベラジン-1-イル)-H-(オキサン-4-イル)アミノ)ベンズアミド(別名エヌストレクチニブ)及びその製剤
- 百十四 1-6-ジブロモ-1-6-ジデオキシ-D-マンニトール(別名ミトブロニトール)及びその製剤
- 百十五 ジメタンスルホキシブタン(別名ブスルファン)及びその製剤
- 百十六 N-(二-(二-(二-(ジメチルアミノ)エチル)(メチル)アミノ)-四-メトキシ-5-[(四-(二-メチル-1-H-インドール-3-イル)ピリミジン-1-イル)アミノ]フェニル)プロパン-1-エニアミド(別名オシメルチニブ)、その塩類及びそれらの製剤
- 百十七 (二)-(四S)-1-0-[(ジメチルアミノ)メチル]-4-エチル-4-九-ジヒドロキシ-1-H-ピラノ[3-,4-,6-七]インドリジノ[1-,2-b]キノリン-1-三-1-(四H-12H)-ジオン(別名ノギテカソ)、その塩類及びそれらの製剤
- 百十八 5-[(四-(二-三-ジメチル-1-H-インダゾール-6-イル)(メチル)アミノ)ビリミジン-1-イル]アミノ)-2-メチルベンゼンスルホンアミド(別名バゾパニブ)、その塩類及びそれらの製剤
- 百十九 (二R-三S)-1-3-(1-ジメチルエチル)オキシカルボニルアミノ-2-ヒドロキシ-3-フエニルプロパン酸(=S-2S-3R-4S-5R-7S-8S-1-O-R-13S)-4-アセトキシ-5-2O-エポキシ-1-ヒドロキシ-7-1O-ジメトキシ-9-オキソタキス-1-エニ-3-イル(別名カバジタキセル)及びその製剤
- 百二十 N-[四-6-ジメチル-1-オキソ-1-2-ジヒドロピリジン-3-イル]メチル)-1-5-エチル(オキサン-4-イル)アミノ)-4-メチル-1-(モルホリシ-4-イル)メチル)ビフェニル-3-カルボキシアミド(別名タゼメトスタット)、その塩類及びそれらの製剤
- 百二十一 5-[(三-三-ジメチル-1-トリアゼノ)-イミダゾール-4-カルボキサミド(別名ダカルバジン)及びその製剤
- 百二十二 (二E-四E-六E-八E)-1-3-7-ジメチル-9-(二-6-6-トリメチル-1-シクロヘキセン-1-イル)-1-4-6-8-ノナテトラエン酸(別名トレチノイシン)及びその製剤
- 百二十四 水銀ヘマトボルフィリン、その塩類及びそれらの製剤
- 百二十五 セツキシマブ及びその製剤
- 百二十六 セツキシマブ(サロタロカントリウム)及びその製剤
- 百二十七 セミブリマブ及びその製剤
- 百二十八 セルペルカチニブ及びその製剤
- 百二十九 ソトラシブ及びその製剤
- 百三十 ゾルベツキシマブ及びその製剤
- 百三十一 ダウノルビシン、その塩類及びそれらの製剤
- 百三十二 タラゾパリブ、その塩類及びそれらの製剤
- 百三十三 ダラツムマブ及びその製剤
- 百三十四 ダリナパルシン及びその製剤
- 百三十五
- 百三十六 (+)-1-デオキシ-1-ジフルオロシチジン(別名ゲムシタビン)、その塩類及びそれらの製剤
- 百三十七 2-1-デオキシ-5-(トリフルオロメチル)ウリジン(別名トリフルリジン)及びその製剤
- 百三十八 5-1-デオキシ-5-フルオロウリジン(別名ドキシフルリジン)及びその製剤
- 百三十九 (R)-1-3-(二-デオキシ-1-エリスロ-ペントフラノシル)-1-3-6-7-ハ-テトラヒドロイミダゾ[4-5-d]1-3-ジアゼピン-1-ハ-オール(別名ペントスタチン)及びその製剤
- 百四十 (十)-1-1-(五-デオキシ-1-リボフラノシル)-1-5-フルオロ-1-2-ジヒドロ-1-オキソ-4-ピリミジンカルバミン酸ペンチルエステル(別名カペシタビン)及びその製剤
- 百四十一 2-1-デオキシ-1-(三-メチル-1-ニトロソウレイド)-D-グルコビラノス(別名ストレプトゾシン)及びその製剤
- 百四十二 N-デスマセチル-N-メチル-コルヒチン(別名デメコルチン)及びその製剤
- 百四十三 テセロイキン及びその製剤
- 百四十四 四-1-(五-6-7-ハ-テトラヒドロ-5-5-8-ハ-テトラメチル-1-ナフチル)カルバモイル)安息香酸(別名タミバロテン)、その塩類及びそれらの製剤
- 百四十五 1-(2-テトラヒドロフリル)-5-フルオルウラシル及びその製剤
- 百四十六 デニロイキンジブチトクス及びその製剤
- 百四十七 デユルバルマブ及びその製剤
- 百四十八 ドキソルビシン、その塩類及びそれらの製剤
- 百四十九 ドセタキセル及びその製剤
- 百五十 トランツズマブ及びその製剤
- 百五十一 トランツズマブ(遺伝子組換え)「トランツズマブ後続二」及びその製剤
- 百五十二 トランツズマブ(遺伝子組換え)「トランツズマブ後続二」及びその製剤
- 百五十三 トランツズマブ(遺伝子組換え)「トランツズマブ後続三」及びその製剤
- 百五十四 トランツズマブエムタンシン及びその製剤
- 百五十五 トランツズマブデルクスステカン及びその製剤
- 百五十六 トリエチレンチオホスホルアミド及びその製剤
- 百五十七 トリス-1-(ベータクロロエチル)-アミン、その塩類及びそれらの製剤
- 百五十八 トремメリムマブ及びその製剤
- 百五十九 ニボルマブ及びその製剤
- 百六十 ネオカルチノスタチン及びその製剤
- 百六十一 パクリタキセル及びその製剤
- 百六十二 パニツムマブ及びその製剤
- 百六十三 パラ-「ビス-(ベータクロロエチル)-アミノ)-L-フエニルアラニン(別名メルファラン)及びその製剤
- 百六十四 バレメトスタット、その塩類及びそれらの製剤
- 百六十五 2-5-ビス-(1-アジリジニル)-3-(二-カルバモイルオキシ-1-メトキシエチル)-1-6-メチルベンゼンキノン(別名カルボコン)及びその製剤
- 百六十六 四-1-(5-「ビス(二-クロロエチル)アミノ)-1-メチル-1-H-ベンゾイミダゾール-2-1-イル)ブタン酸(別名ベンドムスチン)、その塩類及びそれらの製剤
- 百六十七 1-3-ビス(2-クロロエチル)-1-ニトロソ尿素(別名カルムスチン)及びその製剤
- 百六十八 1-4-ビス(3-プロムプロピオニル)-ピペラジン(別名ピボプロマン)及びその製剤

百六十九 N—N—ビス—(ベータクロロエチル)—N—プロピレン—リン酸エステル—ジアミド(別名サイクロホスファミド)及びその製剤  
 百七十 ヒドロキシ尿素(別名ヒドロキカルバミド)及びその製剤  
 二R・四S)一四—(二R)一一—[(二S)六R・七E・九R・一〇R・一二R・一四S・一五E・一七E・一九E・二一S・二三S・二六R・二七R・三四aS)一九・二七ジヒドロキシ—O・二—ジメトキシ—六・八・一二・二〇・二六—ヘキサメチル一一・五・一一・二八・二九—ベンタオキソ—一・四・五・六・九・一〇・一・一一・一三・四・二一・二二・二三・二四・二五・二六・二七—二八・二九・三一・三二・三三・三四・三四a—テトラコサヒドロ—三H—三三・二七—エポキシピリド【一・一—c】【一・四】オキザシクロヘントリアコンチン—三—イル】プロピル)一—メトキシシクロヘキシルエステル(別名テムシロリムス)及びその製剤  
 百七十二 N—ヒドロキシ—N、—Fエニルオクタングラミド(別名ボリノスタツト)及びその製剤  
 百七十三 (二E)一N—ヒドロキシ—三—「四—(二—(二—(一—メチル—H—インドール—三—イル)エチル)アミノ)メチル】フエニル】プロピ—一—エンアミド(別名パノビノスタツト)、その塩類及びそれらの製剤  
 百七十四 ピノレルビン、その塩類及びその製剤  
 百七十五 二—(四—(三S)一ピリジン—三—イル】フエニル)一一H—インダゾール—七—カルボキシアミド—(四—メチルベンゼンスルホン酸塩)(別名ニラパリブトシリ酸塩)及びその製剤  
 百七十六 ピミテスピブ及びその製剤  
 百七十七 ピラルビシン、その塩類及びそれらの製剤  
 百七十八 ピルトブルチニブ及びその製剤  
 百七十九 ビンクリスチン、その塩類及びそれらの製剤  
 百八十 ビンデシン、その塩類及びそれらの製剤  
 百八十一 ビンプラスチン、その塩類及びそれらの製剤  
 百八十二 フチバチニブ及びその製剤  
 百八十三 一—(五—tert—ブチル—一—オキサゾール—三—イル)一三—(四—  
 二七—【一—(モルホリン—四—イル)エトキシ】イミダゾ【一・一—b】【一・三】ベンゾチアゾール—二—イル】フエニル】尿素(別名ギザルチニブ)、その塩類及びそれらの製剤  
 百八十四 ブリナツモマブ及びその製剤  
 百八十五 五—フルオロウラシル(別名フルオロウラシル)及びその製剤  
 百八十六 (十—)一—フルオロ—九—(五—O—フオスフオノ—ベータ—D—アラビノフラン)一九H—ブリン—六—アミン(別名フルダラビン)、その塩類及びそれらの製剤  
 百八十七 二—フルオロ—N—メチル—四—(七—(ギノリン—六—イル)メチル)イミダゾ【一・二—b】【一・二・四】トリアジン—二—イル】ベンズアミド(別名カプマチニブ)、その塩類及びそれらの製剤  
 百八十八 プレオマイシン、その塩類及びそれらの製剤  
 百八十九 ブレンツキシマブ、ベドチン及びその製剤  
 百九十 五—ブロム—二—デオキシウリジン(別名ブロクスウリジン)及びその製剤  
 百九十一 五一【(四—ブロモ—二—フルオロフエニル)アミノ】—四—フルオロ—N—(二ヒドロキシエトキシ)—メチル—H—ベンズイミダゾール—六—カルボキサミド(別名ビニメチニブ)及びその製剤  
 百九十二 N—(四—ブロモ—二—フルオロフエニル)—六—メトキシ—七—【(—メチルペリジン—四—イル)メトキシ】キナゾリン—四—アミン(別名バンデタニブ)及びその製剤

百九十三 —ヘキシルカルバモイル—五—フルオロウラシル(別名カルモフール)及びその製剤  
 百九十四 ペグアスパルガーゼ及びその製剤  
 百九十五 九—ベータ—D—リボフランオシル—九H—プリン—六—チオール及びその製剤  
 百九十六 ベパンズマブ及びその製剤  
 百九十七 ベパンズマブ(遺伝子組換え)【ベパンズマブ後続二】及びその製剤  
 百九十八 ベパンズマブ(遺伝子組換え)【ベパンズマブ後続二】及びその製剤  
 百九十九 ベパンズマブ(遺伝子組換え)【ベパンズマブ後続三】及びその製剤  
 二百一 ベパンズマブ(遺伝子組換え)【ベパンズマブ後続四】及びその製剤  
 二百一 ペプロマイシン、その塩類及びそれらの製剤  
 二百一 N—4—ベノイル—一—ベータ—D—アラビノフランオシルシトシン(別名エノシタビン)及びその製剤  
 二百三 ベムプロリズマブ及びその製剤  
 二百四 ベルツズマブ及びその製剤  
 二百五 四—【(三・五・八・八—ベンタメチル—五・六・七・八—テトラヒドロナフタレン—二—イル)エテニル】安息香酸(別名ベキサロテン)及びその製剤  
 二百六 ボドフィルム酸エチルヒドロジド(別名ミトボドジド)及びその製剤  
 二百七 ボラツズマブ、ベドチン及びその製剤  
 二百八 四—【(十B)ボロノ】—レ—Fエニルアラニン(別名ボロフアラン)及びその製剤  
 二百九 マイトマイシンC及びその製剤  
 二百十 三—メチル—四—オキソ—三・四—ジヒドロイミダゾ【五・一—d】【一・一・三・五】テトラジン—八—カルボキサミド(別名テモゾロミド)及びその製剤  
 二百十二 メチル六—【三—(二—クロロエチル)一三—ニトロソウレイド】—六—デオキシアルファ—D—グルコピラノシド(別名ラニムスチン)及びその製剤  
 二百十三 メチルビス—(ベータクロロエチル)—アミンオキシド、その塩類及びそれらの製剤  
 二百十四 メチルビス—(ベータクロロエチル)—アミン(別名メクロルエタミン)、その塩類及びそれらの製剤  
 二百十五 四—(四—メチルビペラジン—二—イルメチル)一N—【四—メチル—三—(四—ピリジン—二—イル)フエニル】ベンズアミド(別名イマチニブ)、その塩類及びそれらの製剤  
 二百十六 三—【(三—五—【(一—メチルビペラジン—四—イル)メトキシ】ピリミジン—二—イル】フエニル)メチル】—六—オキソ—一・六—ジヒドロビリダジン—三—イル】ベンゾニトリル(別名テボチニブ)、その塩類及びそれらの製剤  
 二百十七 N—メチル—二—【三—【(一E)一一—(ピリジン—二—イル)エテン—一—イル】—H—インダゾール—六—イル】スルファニル)ベンズアミド(別名アキシチニブ)及びその製剤  
 二百十八 (一R)一三—メチル—【(一S)一三—Fエニル—一—(ピラジン—二—カルボキサミド)プロパンアミド】ブチル】ボロン酸(別名ボルテゾニブ)及びその製剤  
 二百十九 四—メチル—N—【三—(四—メチル—H—イミダゾール—一—イル)一一五—(トリフルオロメチル)フエニル】—三—【四—(ピリジン—二—イル)ピリミジン—二—イル】アミノ)ベンズアミド(別名ニロチニブ)、その塩類及びそれらの製剤  
 二百二十 六—メルカブトブリン及びその製剤  
 二百二十一 モガムリズマブ及びその製剤  
 二百二十二 N—(二S)一一—【(モルホリン—四—イルアセチル)アミノ】—四—Fエニルブタノイル—L—ロイシル—L—Fエニルアラニン—N—(二S)一四—メチル—

- 「(二R) ——メチルオキシラン——イル」——オキソベンタン——イル アミド (別名カルファイルゾミブ) 及びその製剤  
 二百二十三 モメロチニブ、その塩類及びそれらの製剤  
 二百二十四 溶血性連鎖状球菌をベンジルペニシリンカリウムとともに加熱し、凍結乾燥したもの及びその製剤  
 二百二十五 三一ヨードベンジルグアニジン (1<sub>3</sub>1 I) 及びその製剤  
 二百二十六 ラムシルマブ及びその製剤  
 二百二十七 リツキシマブ及びその製剤  
 二百二十八 リツキシマブ (遺伝子組換え) 「リツキシマブ後続二」及びその製剤  
 二百二十九 リツキシマブ (遺伝子組換え) 「リツキシマブ後続二」及びその製剤  
 二百三十 ルテチウム (1<sub>7</sub>7 Lu) —N— 「四・七・一〇—トリカルボキシメチル—  
 四・七・一〇—テトラアザシクロドデシ—イル」アセチル—D—フエニルアラニル—  
 L—システイニル—L—チロシル—D—トリプトファニル—L—リシリ—L—スレオニル—  
 ムオキソドトレオチド (1<sub>7</sub>7 Lu) 及びその製剤  
 二百三十一 ロペグインターフエロン アルファ一二b 及びその製剤

別表第六 (第二百八十二条関係)

- 一 麻酔器用マスク  
 二 医療用エツクス線写真観察装置  
 三 医療用エツクス線装置用蛍光板  
 四 医療用エツクス線装置用増感紙  
 五 医療用エツクス線装置用透視台  
 六 医療用ミクロトーム用革砥  
 七 歯科用エンジン用ベルトアーム  
 八 歯科用エンジン用K<sub>4</sub>滑車  
 九 歯科用エンジンベルト